平成19年

衆議院の動き

第15号

第１６６回国会（常　会）
第１６７回国会（臨時会）
第１６８回国会（臨時会）

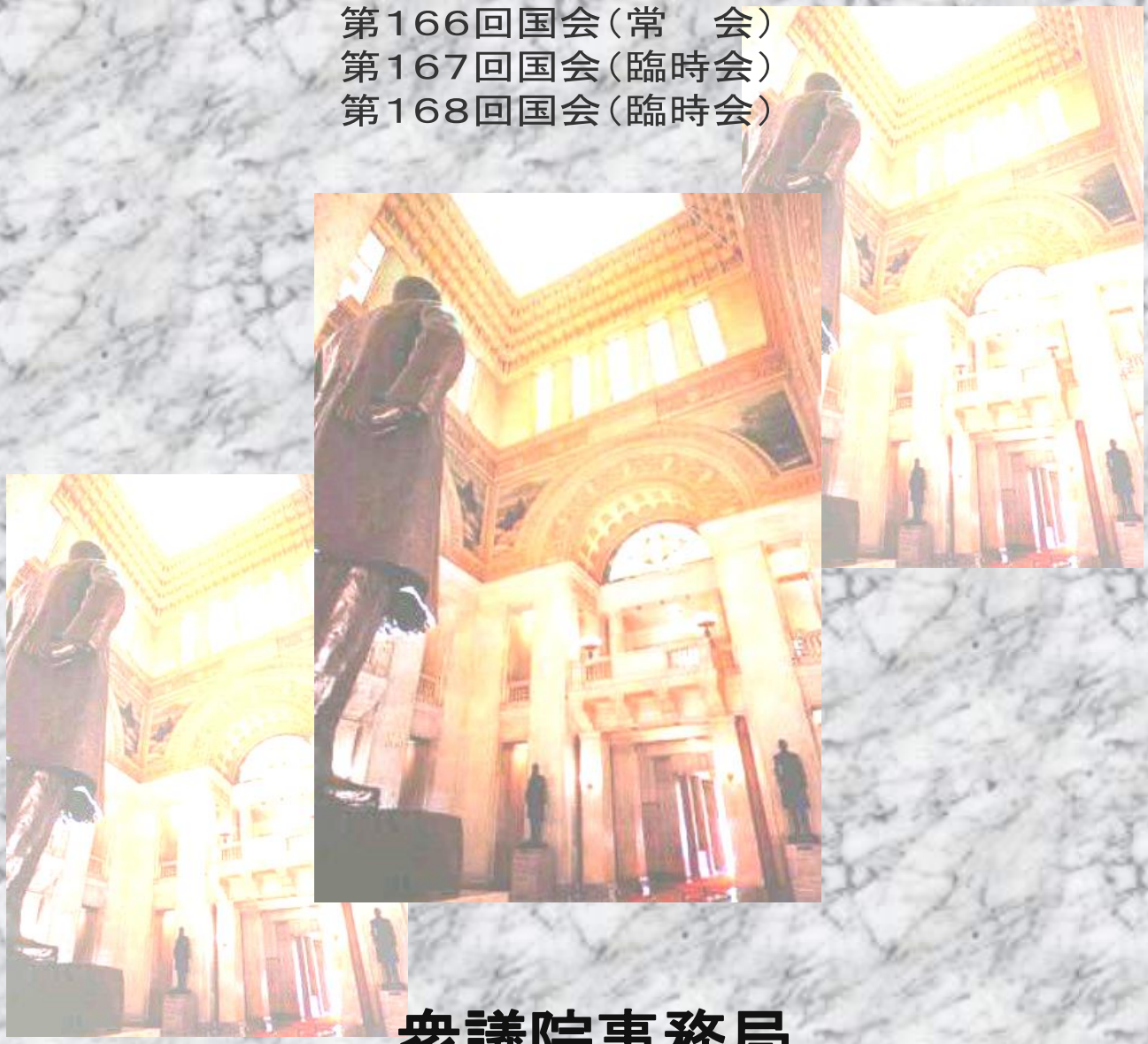

衆議院事務局

平成１９年

衆 議 院 の 動 き

第１５号

第１６６回国会(常　会)

（平成 19. 1.25～ 7. 5　162 日間）

第１６７回国会(臨時会)

（平成 19. 8. 7～ 8.10　　4 日間）

第１６８回国会(臨時会)

（平成 19. 9.10～20. 1.15　128 日間）

衆議院事務局

議論の活性化と合意形成に努める国会をめざして

衆議院議長

河野洋平

平成19年は、７月の参議院選挙の結果、衆議院と参議院で多数会派が異なる状態となりました。こうした中、臨時国会は２度の会期延長、14年ぶりの越年国会となりました。

国会では、国内問題で、社会保険庁改革・年金記録問題、教育改革、政治資金をめぐる問題、防衛省の不祥事等々様々な問題や出来事が起こり、また、国際的問題では、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動問題など我が国が国際社会において果たすべき役割について、真剣な議論が行われました。

このような中で、国民の信託を受けている国会議員は、国内外の重要課題に対処するため、議論を活性化させ、衆議院と参議院、与党と野党との合意形成をめざしていくことが求められました。

「衆議院の動き」は、１年間の国会活動をまとめたものであり、本会議や委員会の概況等を国民の皆様にわかりやすく説明することにより、本院に対するご理解とご支援をいただけるものと期待しております。

なお、本誌の内容は、インターネット上の衆議院ホームページにも提供しており、衆議院審議中継、国会会議録検索システムとあわせてご利用いただくことにより、衆議院の活動をより詳細にご理解いただけるものと存じます。

今後とも、開かれた、わかりやすい国会の情報の積極的な発信に努めてまいります。皆様方からの忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

目　　次

議論の活性化と合意形成に努める国会をめざして・・・・・・ 衆議院議長　河野洋平

第１　平成19年の国会の動き

１　国会の召集及び会期・・・1
２　国会の主な動き・・1
（１）概況・・・1
（２）社会保険庁改革･年金記録問題関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（３）教育再生関連法関係・・・12
（４）少年法等改正関係・・・16
（５）在日米軍再編関係・・・18
（６）行政改革関係・・20
（７）憲法改正国民投票法関係・・23
（８）公務員制度改革関係・・・27
（９）放送・通信制度改革等関係・・・30
(10) 労働条件に関するルールの見直し関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
(11) テロ対策特措法関係・・36
３　国政選挙結果・・・40
（１）平成19年４月統一補欠選挙・・・40
（２）第21回参議院議員通常選挙及び統一補欠選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
（３）平成19年10月統一補欠選挙・・・41

第２　本会議の概況

【第166回国会】
１　国務大臣の演説及び質疑・・・43
（１）安倍内閣総理大臣の施政方針演説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
（２）麻生外務大臣の外交演説・・49
（３）尾身財務大臣の財政演説・・52
（４）大田経済財政政策担当大臣の経済演説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
（５）国務大臣の演説に対する質疑要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
２　主な議案等の審議・・・65
３　決議・・76
【第168回国会】
１　内閣総理大臣の指名・・・77
２　国務大臣の演説及び質疑・・・77
（１）安倍内閣総理大臣の所信表明演説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
（２）福田内閣総理大臣の所信表明演説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
（３）国務大臣の演説に対する質疑要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
３　主な議案等の審議・・・90

第３　委員会の概況

・委員名簿　・議案審査等　・国政調査　・閉会中審査　・決議　・小委員会
・分科会　・公聴会　・連合審査会　・合同審査会　・　秘密会　・公述人　・参考人
・意見陳述者　・委員派遣　・視察　・議員海外派遣

1　内閣委員会……93
2　総務委員会……109
3　法務委員会……130
4　外務委員会……147
5　財務金融委員会……160
6　文部科学委員会……172
7　厚生労働委員会……182
8　農林水産委員会……213
9　経済産業委員会……225
10　国土交通委員会……240
11　環境委員会……254
12　安全保障委員会……264
13　国家基本政策委員会……270
14　予算委員会……274
15　決算行政監視委員会……288
16　議院運営委員会……306
17　懲罰委員会……316
18　災害対策特別委員会……319
19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会……325
20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会……334
21　青少年問題に関する特別委員会……337
22　国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びに
　　イラク人道復興支援活動等に関する特別委員会……342
23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会……350
24　日本国憲法に関する調査特別委員会……355
25　教育再生に関する特別委員会……359

第４　憲法審査会……369

第５　請願等
1　請願審議の概況等……371
2　採択された請願の概要……373

第６　予備的調査
1　予備的調査制度の概要……381
2　実施された予備的調査……381

第７　衆議院改革の動き
議会制度協議会……385

第８　国際交流
１　議員海外派遣……387
２　国際会議及び出席議員……390
３　国賓・公賓等の国会訪問及び行事……392
４　正式招待による訪日外国国会議員団……394
５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談……395

第９　日本国憲法施行60周年記念行事……397

国会関係資料
１　各会派所属議員数及び役員一覧……405
２　閣僚一覧……409
３　議案経過一覧……412
４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧……414
５　質問主意書一覧……416
６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等……443
７　傍聴人数……445
８　参観者数……446
〔参考〕
１　国会議員定数の変遷……447
２　国会議員会派別議員数の推移（召集日ベース）……448
３　会期等……450

国会案内……451
広報・広聴/　国会会議録検索システム/　国会参観の手続/　本会議・委員会・憲法審査会の傍聴/
請願・陳情・意見書の手続/　行政に関する苦情受付窓口/　意見窓口「憲法のひろば」/
憲政記念館/　国会議員政策担当秘書資格試験/　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧/
衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧/

国会年表……471

会派名の略称（順不同）

（衆議院）

自民	自由民主党　（～平成19年８月６日）
	自由民主党・無所属会（平成19年８月６日～12月18日）
	自由民主党　（平成19年12月18日～）
民主	民主党・無所属クラブ
公明	公明党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・市民連合
国民	国民新党・無所属の会（～平成19年５月８日）
	国民新党・そうぞう・無所属の会（平成19年５月８日～）
無	無所属

（参議院）

自民	自由民主党　（～平成19年８月10日）
	自由民主党・無所属の会（平成19年８月10日～）
民主	民主党・新緑風会（～平成19年９月10日）
	民主党・新緑風会・日本（平成19年９月10日～）
公明	公明党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・護憲連合
国民	国民新党　（～平成19年10月23日）
無	各派に属しない議員

第１

平成１９年の国会の動き

第１　平成19年の国会の動き

１　国会の召集及び会期

平成19年には、第166回国会（常会）、第167回国会（臨時会）及び第168回国会（臨時会）が召集された。

第166回国会は、平成19年１月25日に召集され、会期は６月23日までの150日間であったが、12日間延長され、７月５日までの162日間となった。

第167回国会（臨時会）は、平成19年８月７日に召集され、会期は同月10日までの４日間であった。

第168回国会は、平成19年９月10日に召集され、会期は11月10日までの62日間であったが、35日間の延長及び31日間の再延長により、平成20年１月15日までの128日間となった。

２　国会の主な動き

(1) 概況

【第166回国会（常会）】

第166回国会は、平成19年１月25日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、災害対策特別委員会外６特別委員会が設置された。また、４月13日には、教育再生に関する特別委員会が設置された。

この国会においては、教育再生関連法案をはじめ、公務員制度改革関連法案、労働法制改正関連法案、行政改革関連法案、駐留軍再編特措法案、イラク支援特措法改正案、また、継続審査となっていた国民投票法案及び少年法等改正案などの審議が大きな焦点になった。

このほか、政治家の資金管理団体の事務所費をめぐる「政治とカネ」の問題で、政治資金の透明化に向けた取組として政治資金規正法の見直しが議論された。また、社会保険庁の年金保険料の納付記録漏れ問題が発覚したことを受け、被害者を救済する年金時効撤廃特例法案が提出され、社会保険庁を廃止・解体する法案とともに議論された。

施政方針演説及び代表質問

１月26日の本会議において、安倍内閣総理大臣の**施政方針演説**、麻生外務大臣の外交演説、尾身財務大臣の財政演説及び大田経済財政政策担当大臣の経済演説の政府４演説が行われた。

安倍内閣総理大臣は冒頭で、「美しい国、日本」の実現に向けて、時代の荒波に耐えうる新たな国家像を描いていくことこそが私の使命であると述べ、憲法を頂点とした戦後レジームを大胆に見直していくことを表明した。

その上で、「美しい国」を実現するには、その基盤として、活力に満ちた経済が不可欠であるとの認識を示し、成長の実感を国民が肌で感じることができる新成長戦略を推進していくと述べた。

また、再チャレンジ支援策として、若者の雇用機会の確保や、経済的に困難な状況にある勤労者の底上げを目指した最低賃金制度の見直しなどを明らかにした。

行財政改革の推進では、財政の無駄を無くすとの基本方針の下、歳出・歳入一体改革を行っていくこと、また、公務員制度改革などを実施し、それでも対応しきれない負担増に対しては、消費税を含む税体系の抜本的改革に取り組んでいく考えを示した。

安倍内閣総理大臣が、「内閣の最重要課題」

と位置付ける教育再生では、子どもたちに公共の精神や道徳、地域や国への愛着・愛情などの価値観を教えることが、「日本の将来にとって極めて重要」と述べ、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、「教育新時代」を築いていくことを明らかにした。また、教育改革を実効あるものとするため、学力向上に向けた「ゆとり教育」の見直しなど、公教育の再生を行っていくことを強調した。

このほか、地域活性化対策、「日本型の社会保障制度」の構築に向けた改革、少子化に対する本格的な戦略の構築等に取り組んでいく考えを示した。

外交・安全保障では、「世界の平和と安定に一層貢献するため、時代に合った安全保障の法的基盤を再構築する必要がある」と述べ、集団的自衛権行使に関する研究を進める考えを表明したほか、北朝鮮問題では、拉致問題の解決に向けた総合的な対策を進めていく考えを明らかにした。

また、事務所費問題など「政治とカネ」問題を踏まえた政治資金制度の在り方についての議論や、「憲法改正の議論を深めるべきだ」として、憲法改正の手続を定めた国民投票法案の今国会成立に強い期待を示した。

これに対する本会議の**代表質問**は、１月29日及び30日の両日行われ、教育改革、公務員制度改革、労働法制の見直し、政治資金問題などについて議論が展開された。

参議院においては、同月30日及び31日に代表質問が行われた。

平成18年度補正予算及び平成19年度総予算審議

集中豪雨や学校の耐震化対応などの災害対策、新型インフルエンザ対策、いじめや児童虐待対策などを講じる平成18年度補正予算及び歳出削減方針の下、効率的な予算配分に配慮した平成19年度総予算は、１月31日に予算委員会で提案理由の説明が行われた。

平成18年度補正予算は、同委員会の審査を経て、２月２日の本会議において可決され、同月６日の参議院本会議において可決、成立した。

その後、平成19年度総予算の質疑に入り、集中審議、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て、３月３日の本会議で記名投票の結果、可決され、同月26日の参議院本会議において可決、成立した。

主な議案の審議

第164回国会に提出され継続審査となっていた、憲法を改正する際の投票権者の年齢等などの具体的手続を定めた国民投票法案（議員立法）は、日本国憲法に関する調査特別委員会の審査を経て、４月13日の本会議で修正議決され、５月14日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(7)憲法改正国民投票法関係参照】**

また、同じく第164回国会に再提出され継続審議となっていた、少年犯罪の凶悪化や低年齢化に対応するため、14才未満の少年について少年院送致の保護処分を可能にすることなどを盛り込んだ少年法改正案は、法務委員会の審査を経て、４月19日の本会議で修正議決され、５月25日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(4)少年法等改正関係参照】**

安倍内閣総理大臣が「内閣の最重要課題」と位置付けた教育再生に向け、教育目標の見直しや学校の組織運営体制の強化、教育委員会制度の改革及び教員免許の更新制度の導入などを図る教育再生関連法案が提出された。同改正案は、教育再生に関する特別委員会の審査を経て、５月18日の本会議で可決され、６月20日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(3)教育再生関連法関係参照】**

社会保険庁の不祥事を受け、同庁を廃止・解体し、特殊法人「日本年金機構」を創設する日本年金機構法案及び年金支給漏れの問題を受け、時効の特例を設けて被害者を救済する年金時効撤廃特例法案（議員立法）が提出された。両法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、６月１日の本会議で可決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(2)社会保険庁改革・年金記録問題関係参照】**

官製談合の温床とされる国家公務員の天下り規制強化と、能力・実績に基づく人事評価制度の導入を盛り込んだ国家公務員法等改正案が提出された。同改正案は、内閣委員会の

審査を経て、６月７日の本会議で可決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(8)公務員制度改革関係参照】**

昨年５月に日米両政府が合意した在日米軍再編計画を着実に実施するため、基地や訓練施設の移転などの負担を受け入れる関係自治体に対する交付金の拡充制度などを盛り込んだ駐留軍再編特措法案が提出された。同法律案は、安全保障委員会の審査を経て、４月13日の本会議で可決され、５月23日の参議院本会議において可決、成立した。同法律案は10年間の時限立法。**【詳細は、(5)在日米軍再編関係参照】**

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進法に基づく、政策金融改革関連５法案及び特別会計に関する法律案等行政改革関係法案が提出された。株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、内閣委員会の審査を経て、４月26日の本会議で可決され、５月18日の参議院本会議において可決、成立した。地方公営企業等金融機構法案は、総務委員会の審査を経て、５月10日の本会議で可決され、同月23日の参議院本会議において可決、成立した。株式会社日本政策投資銀行法案は、財務金融委員会の審査を経て、５月24日の本会議で可決され、６月６日の参議院本会議において可決、成立した。株式会社商工組合中央金庫法案は、経済産業委員会の審査を経て、４月26日の本会議で可決され、５月25日の参議院本会議において可決、成立した。特別会計に関する法律案は、財務金融委員会の審査を経て、３月６日の本会議で可決され、同月26日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(6)行政改革関係参照】**

昨年末以降、政治家の資金管理団体の事務所費をめぐる、いわゆる「政治とカネ」の問題を受け、政治資金の透明化策として、５万円以上の経常経費支出に領収書添付を義務付ける政治資金規正法改正案(議員立法)が提出された。同改正案は、政治倫理・公職選挙法改正特別委員会の審査を経て、６月14日の本会議で可決され、同月29日の参議院本会議において可決、成立した。

７月末に自衛隊のイラク派遣の期限切れを迎えるイラク復興支援特別措置法の期限を２年延長する改正案が提出された。同改正案は、テロ・イラク特別委員会の審査を経て、５月15日の本会議で可決され、６月20日の参議院本会議において可決、成立した。

北朝鮮問題では、昨年10月の北朝鮮の核実験実施を受けて発動した、外為法及び特定船舶入港禁止法に基づく制裁措置（北朝鮮からの輸入規制及び船舶の入港禁止等）の期限を半年間延長する承認案件が提出された。両案件は、経済産業委員会及び国土交通委員会の審査を経て、それぞれ５月24日及び29日の本会議で承認され、６月13日及び７月１日の参議院本会議において承認された。

また、北朝鮮による拉致問題等の人権侵害の改善に向け、政府の対北朝鮮施策に対する留意規定を追加した北朝鮮人権法改正案(議員立法)が提出された。同改正案は拉致問題特別委員会の審査を省略して、６月19日の本会議で可決され、同月29日の参議院本会議において可決、成立した。

このほか、現下の経済・経済状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための平成19年度税制改正関連法案、広域的地域活性化のための基盤整備を推進する広域的地域活性化基盤整備法案等の地域活性化関連法案、安倍政権が掲げる再チャレンジ政策として、労働環境の改善や雇用ルールの見直しなど、労働法制の改正を図る関連法案のうち、パートタイム労働者の処遇改善を図る短時間労働者雇用管理改善法改正案などが成立した。

また、継続審査となった法律案としては、最低賃金の底上げや残業代の割増率の引上げを盛り込んだ労働基準法改正案等の関連法案、外交・安全保障政策の機能を強化するため、国家安全保障会議（ＪＮＳＣ）創設を柱とする安全保障会議設置法改正案、内容を捏造した番組を放送した放送局に再発防止計画の提出を求める行政処分の新設などを盛り込んだ放送法改正案、年金の官民格差是正のため、共済年金を廃止し厚生年金に統合する年金一元化法案などがある。

決議案について主なものは、河野洋平衆議院議長の不信任決議案が６月19日提出され、翌20日の本会議において否決、また、安倍内閣不信任決議案が同月29日提出され、同日の本会議において否決された。

※　委員会における審査等については、「第３委員会の概況」参照

その他

３月28日、災害対策特別委員会において、同月25日に発生した平成19年能登半島地震による被害状況等について、政府から説明を聴取した。また、４月２日、被害状況等の調査のため、委員派遣が行われた。

４月12日、来日中の中国の温家宝国務院総理（首相）が、中国首相として初めて国会演説を行った。

会期末

６月22日の本会議において、今国会の会期を７月５日まで12日間延長することが議決された。

会期最終日の７月５日、本会議において閉会中審査の手続や請願の採択等が行われ、第166回国会は終了した。

成立した主な法律案等

今国会成立した法律案は、内閣提出が90件、議員提出が23件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、雇用保険法等改正案、防衛省設置法等改正案、犯罪収益移転防止法案、更生保護法案、戸籍法改正案、地方公共団体財政健全化法案、住民基本台帳法改正案、刑事訴訟法等改正案、刑法改正案等である。

議員提出法律案では、海洋基本法案、児童虐待防止法改正案、映画盗撮防止法案、カネミ油症事件仮払返還債権免除特例法案、公職選挙法改正案等である。

条約では、武力紛争時の文化財保護条約、核テロ防止国際条約等19件が承認された。

第166回国会閉会後

７月29日、第21回参議院議員通常選挙が行われた。

【第167回国会（臨時会）】

第167回国会は、７月29日に行われた第21回参議院議員通常選挙を受け、８月７日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が８月10日までの４日間と議決された後、災害対策特別委員会外５特別委員会が設置された。

８月７日、経済産業委員会及び災害対策特別委員会において、７月16日に発生した平成19年新潟県中越沖地震による被害状況等について、政府から説明を聴取した。また、８月９日、両委員会においてそれぞれ被害状況等の調査のため、委員派遣が行われた。

会期最終日の８月10日、本会議において閉会中審査の手続等が行われ、第167回国会は終了した。

【第168回国会（臨時会）】

第168回国会は、平成19年９月10日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が11月10日までの62日間と議決された後、議院運営委員長外15常任委員長辞任に伴う選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会外５特別委員会が設置された。

次いで、安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われたが、同月12日に安倍内閣総理大臣が辞任を表明したため、所信表明演説に対する本会議の代表質問が取りやめになるなど、国会の日程は一時空白状態になった。

同月25日、本会議において内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、福田康夫君338、小沢一郎君117、志位和夫君９、福島みずほ君７、綿貫民輔君５、無効１で福田康夫君が内閣総理大臣に指名された。

なお、参議院においては、同日、小沢一郎君が内閣総理大臣に指名されたため、両院協議会を開いて協議したが成案を得ず、憲法の規定に基づき福田康夫君が内閣総理大臣に指名された。

この国会においては、11月１日に期限が切

れるテロ対策特措法の延長問題が最大の焦点になったのをはじめ、第166回国会で改正された政治資金規正法の見直しや継続審査となっていた雇用ルールを見直す労働関連法案、大規模自然災害の被災者を支援する被災者生活再建支援法改正案などが審議されたほか、年金、薬害肝炎問題などが議論された。

所信表明演説及び代表質問

10月１日、衆参両院の本会議において、福田内閣総理大臣の**所信表明演説**が行われた。

福田内閣総理大臣は冒頭で、自民党総裁選の実施に伴う国会運営の混乱を謝罪するとともに、今後、「誠実な国会対応に努めていきたい」と述べた。

続けて、先の参議院議員通常選挙の結果を踏まえ、両院で議決が異なる場合、国として新しい政策を進めていくことが困難になるとして、「野党と重要な政策課題について、誠意をもって話し合いながら国政を進めていきたい」との姿勢を示した。

また、国民の信頼なくして、どのような政策も必要な改革も実現することは不可能として、「政治や行政に対する信頼を取り戻すことが、喫緊の課題である」と表明した上で、政治資金問題に言及し、政治資金の透明性をさらに高めるため、今後、「野党と十分に議論したい」との意向を示すとともに、まず閣僚から襟を正すべくとして、「問題を指摘された場合には説明責任を尽くすよう閣僚に徹底した」と述べた。

消費税を含む税体系の抜本的改革の問題については、歳出改革・行政改革を実施しても対応しきれない負担増に対し、安定的な財源を確保するため、「今後、早急に国民的合意を目指して、本格的議論を進めていく」との方向性を示した。

年金をめぐる諸問題については、「組織や運用の見直しなどを行い着実に解決していく」と述べるとともに、年金制度改革では、長期的な視野に立った制度設計が不可欠であるとして、与野党の立場を超えた議論の再開に期待を示した。

構造改革で生じた格差問題については、「実態から決して目をそらさず、改革の方向性は変えずに、生じた問題には一つ一つきちんと処方せんを講じていく」と述べるとともに、ばらまきでない地方再生への構造改革を進めていく考えを表明した。

外交では、海上自衛隊のインド洋における支援活動の継続と、北朝鮮問題の早急な解決を「直面する喫緊の課題」として挙げた上で、テロ特措法に基づく支援活動は、国際社会において果たすべき責任であるとして、「活動を継続することの必要性を国民や国会によく説明し、ご理解を頂くよう全力を尽くします」と述べ、活動の継続を訴えた。

また、北朝鮮問題の解決については、北朝鮮の非核化に向けた国際社会との連携強化と拉致被害者の早期帰国を実現して、不幸な過去を清算して国交正常化を図るべく、最大限努力するとの意向を表明した。

さらに、「日米同盟の強化とアジア外交の推進の共鳴」として、アジア外交を積極的に進める姿勢を示し、中国との戦略的利益に立脚した互恵関係や韓国との未来志向の信頼関係の強化を表明した。

むすびでは、国民の目線に立った改革を続行していくに当たって、「自立と共生を基本に」を掲げ、自助努力を基本としながらも、温もりのある政治を行っていくと述べた。

これに対する本会議の**代表質問**は、同月３日及び４日の両日行われ、総理の政治姿勢やインド洋での海上自衛隊の支援活動、政治資金、消費税を含む税制の抜本的改革、年金問題、沖縄戦をめぐる教科書検定問題などについて議論が展開された。

参議院においては、同月４日及び５日に代表質問が行われた。

主な議案の審議

今国会の最大の焦点となった、11月１日に失効したテロ対策特措法に代わる、インド洋での海上自衛隊の補給支援活動を再開させるための新テロ対策特措法案が、テロ・イラク特別委員会の審査を経て、同月13日の本会議で記名投票の結果、可決され参議院に送付されたが、平成20年１月11日の参議院本会議に

おいて否決され、衆参両院で異なる議決がなされた。このため同法律案は憲法第59条第２項の規定に基づき、同日の本会議において出席議員の３分の２以上の多数をもって再可決され、成立した。**【詳細は、(11)テロ対策特措法関係参照】**

年金問題では、企業の保険料未払いで未納扱いとなった、いわゆる「消えた年金」の被害者を救済する厚生年金保険給付特例法案（議員立法）が、厚生労働委員会の審査を経て、12月４日の本会議で修正議決され、同月12日の参議院本会議において可決、成立した。

なお、第166回国会で成立した日本年金機構法のうち、被保険者から徴収した保険料の使途条項を修正し、年金給付以外への流用を禁止することとする与党提出の国民年金事業運営改善法改正案については、11月２日の参議院本会議で可決され衆議院に送付された民主提出の改正案とともに継続審査となった。**【詳細は、(2)社会保険庁改革・年金記録問題関係参照】**

労働関連法案では、継続審査になっていた最低賃金の底上げを図る最低賃金法改正案と雇用条件などの基本ルールを盛り込んだ労働契約法案が厚生労働委員会の審査を経て、11月８日の本会議で修正議決され、同月28日の参議院本会議において可決、成立した。

なお、残業代の割増率を引き上げる労働基準法改正案は、継続審査となった。**【詳細は、(10)労働条件に関するルールの見直し関係参照】**

継続審査となっていたＮＨＫの不祥事防止などを図るため、ＮＨＫ経営委員会の監督権限強化などを柱とする放送法改正案が、総務委員会の審査を経て、12月11日の本会議で修正議決され、同月21日の参議院本会議において可決、成立した。焦点となっていた捏造番組を流した放送局に対する行政処分条項は修正案で削除された。**【詳細は、(9)放送・通信制度改革等関係参照】**

「政治とカネ」の問題では、国会議員の政治団体をめぐる不祥事続発を踏まえ、更なる透明化を図るため、第166回国会で改正された政治資金規正法を見直し、政治団体の人件費を除く全領収書の公開や第三者機関を新設して政治資金収支報告書の監査を行うことを柱とする再改正案（議員立法）が提出された。

同改正案は、政治倫理・公職選挙法改正特別委員会の審査を経て、12月20日の本会議で可決され、翌21日の参議院本会議において可決、成立した。

地震や台風などの大規模自然災害の被災者に対する支援金の使途範囲を拡充した被災者生活再建支援法改正案（議員立法）が11月９日の参議院本会議で可決され、衆議院に送付された。同改正案は、災害対策特別委員会の審査を経て、同日の本会議で可決、成立した。

薬害肝炎問題をめぐる厚生労働省の対応のずさんさに批判が集まる中、薬害Ｃ型肝炎訴訟の和解協議で原告側が求める被害者全員を一律救済する薬害Ｃ型肝炎感染被害者救済特措法案（厚生労働委員長提出）が、平成20年１月８日の本会議で可決され、同月11日の参議院本会議において可決、成立した。

また、薬害被害者に限らず肝炎患者を広く救済する与党提出の肝炎対策基本法案は継続審査となった（民主が参議院において提出した特定肝炎対策緊急措置法案は同院において継続審査となった。）。

また、継続審査となっていた外交・安全保障政策に関する首相官邸の司令塔機能の再編・強化を図るため、国家安全保障会議を創設する安全保障会議設置法改正案は審査未了となった。

北朝鮮問題

北朝鮮問題では、昨年10月の北朝鮮の核実験を受けて実施中の外為法及び特定船舶入港禁止法に基づく制裁措置（北朝鮮からの輸入及び船舶の入港禁止等）の期限を半年間延長する承認案件が提出された。両案件は、経済産業委員会及び国土交通委員会の審査を経て、ともに11月２日の本会議で承認され、同月14日の参議院本会議において承認された。制裁延長は今年４月に続き２度目となる。

また、米国の北朝鮮に対するテロ支援国指定解除の動きに反対する決議が、12月５日の拉致問題特別委員会で議決された。

その他

９月25日、自由民主党福田康夫総裁と公明党太田昭宏代表との間で連立政権維持に関する合意が交わされた。

会期末

11月９日の本会議において、今国会の会期を12月15日まで35日間延長することが議決された。

12月14日の本会議において、今国会の会期を平成20年１月15日まで31日間再延長することが議決された。

会期最終日の平成20年１月15日、本会議において閉会中審査の手続や請願採択等が行われ、第168回国会は終了した。

成立した主な法律案

本国会成立した法律案は、内閣提出法律案が14件、議員提出法律案が12件であった。前記以外の主なものとしては、内閣提出法律案では、社会福祉士及び介護福祉士法等改正案（継続）、消費生活用製品安全法改正案、電気用品安全法改正案、気象業務法改正案、温泉法改正案、銃刀法及び武器等製造法改正案等である。議員提出法律案では、身体障害者補助犬法改正案、中国残留邦人自立支援法改正案、振り込め詐欺被害者救済法案、老人福祉法改正案、被爆者援護法改正案、行政書士法改正案等である。

第166回国会開会式

(2) 社会保険庁改革・年金記録問題関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）社会保険庁改革

平成16年の年金制度改革は、厳しい年金財政状況の下、保険料の負担増と給付減を求める内容であったため、年金制度改革関連法案の立案時から、保険料財源を年金福祉施設など年金給付以外に充てることの問題や国民年金の未加入・保険料未納の問題、保険料の納付率の低下問題などが大きく取り上げられていた。また、年金制度改革関連法案の国会審議などにおいては、それらに加えて、社会保険庁の業務や職員のモラルに係る種々の問題が指摘された。

このような問題により、社会保険庁のみならず年金制度自体に対する国民の信頼が失墜し、この失われた国民の信頼を回復するためには、組織改革を含めた社会保険庁の抜本的改革が必要であるとの指摘が各方面から強くなされるようになった。

こうした状況を受け、政府及び与党内で検討が進められた結果、年金事業の運営主体を国家行政組織法上の「特別の機関」とすることなどを内容とする「ねんきん事業機構法案」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」の両法律案が平成18年の第164回国会に提出され、審議が始められた。

しかし、国民年金保険料の納付率向上が強く求められ、数値目標も設定される中、平成16年10月以降市町村から被保険者の所得情報を入手できるようになり、保険料の免除・猶予対象者の把握が可能になったことを背景に、被保険者本人からの申請がないにもかかわらず社会保険事務所において免除承認手続を行うという不適正事務処理が明らかになった。こうした事態などを受けて、両法律案は衆議院において継続審査となった。

この国民年金保険料の免除等に係る不適正事務処理問題によって、社会保険庁の内部統制の欠如などの問題が依然として解消されていないことなどが明らかになったため、与党内において「ねんきん事業機構法案」の内容を見直す議論が高まった。安倍内閣総理大臣からも解体的出直しにふさわしいかどうかを党においても検討するよう指示があったことを受け、与党内で議論が行われた結果、平成18年12月に「社会保険庁改革の推進について」が取りまとめられ、社会保険庁を廃止し、解体し、公的年金の運営業務は新たな非公務員型の公的新法人に担わせることなどを内容とする関連法案を次期通常国会に提出することとなった（両法律案は第165回国会において審査未了）。

その後、政府において**日本年金機構法案**及び**国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案**が取りまとめられ、第166回国会に提出された。

一方、民主から、年金制度の安定性・持続性を高め、制度に対する国民の信頼を回復することを目的に、社会保険庁の解体・歳入庁の設置、保険料の流用禁止、後述の年金記録問題の解消に向けた全記録の調査の実施等を内容とする**歳入庁設置法案**、**国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案**及び**公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案**が提出された。

（イ）年金記録問題

国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理は、社会保険庁における年金記録の管理が適正に行われていないのではないかとの不安を国民に与えた。さらに、年金額が変更された件数や年金記録についての相談件数が多数に上っているとの報道があったことなどから、社会保険庁で本来管理されているべき保険料納付記録が失われていたり、誤っているのではないかとの疑念も広がった。

また、平成19年２月14日に報告された「国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査についての報告書」において、平成９年に導入された各年金制度共通の基礎年金番号にいまだ統合

されていない厚生年金・国民年金の記録が約5,000万件存在することや、社会保険庁側には資料がないものの被保険者側が保有する資料に基づいて年金額を訂正した事例があることなどが明らかになったことなどから、第166回国会においては社会保険庁改革関連法案の審議を中心に、年金記録をめぐる様々な問題が取り上げられた。その議論の過程で、社会保険オンラインシステム上の記録の入力ミス等が多数あることや、記録が訂正されたとしても５年以上前の分は会計法の規定によって時効で支払われないといった問題なども指摘されたことなどから、年金記録問題は社会的にも大きな関心事項となっていった。

こうした状況の中、政府において年金記録問題への対応策が示されるとともに、与党から、年金記録が訂正され年金額が増加した場合にその一部が時効で消滅しないことなどを内容とする**厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案**が提出された。

なお、年金記録問題をめぐっては、社会保険庁改革関連法案等の衆議院通過後も、厚生労働委員会等において多くの質疑がなされ、それを受けて、政府・与党においても追加の対応策が取りまとめられた。

（ウ）参議院議員通常選挙後の動向

第166回国会閉会後の平成19年７月に行われた参議院議員通常選挙では、記録問題をはじめとする年金制度の在り方が争点の１つとなった。

こうした状況の下、第168回国会において、民主から、年金保険料を給付以外には充当しないことを内容とする**国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（選挙後の第167回国会に提出され、未了となったものと同内容）が、与党が過半数割れとなった参議院に提出・可決され、衆議院に送付された。

一方、与党からは、年金教育・広報等の事業について、施設の建設等を行わないことを条文上明記すること等を内容とする**国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**が提出された。

また、政府の年金記録問題への対応策に基づき、年金記録の訂正に関し国民の立場に立って公正な判断を示す場として年金記録確認第三者委員会が総務省に設置されたが、事業主が従業員から厚生年金保険料を天引きしていながら社会保険庁に納付していない事案については、現行制度内での対応に限界があるとされていた。そのため、そうした事案の救済を図る措置を講ずるため、与党から、**厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案**が提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）日本年金機構法案（内閣提出）

公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、新たに年金事業の運営業務を行う非公務員型の公法人として日本年金機構を設立するほか、厚生労働大臣の運営責任等の規定を整備するものである。

（イ）国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を廃止するとともに、年金事務費の一部に保険料財源を充当できることとする等の措置を講じようとするものである。

（ウ）歳入庁設置法案（山井和則君外５名提出）

国の歳入に係る業務及び年金の支給に係る業務等の適正かつ効率的な運営を図り、国民の信頼を確保するため、社会保険庁を廃止して、国税庁と統合し、新たに内閣府の外局として歳入庁を設置するものである。

（エ）国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案（山井和則君外５名提出）

年金事業の適切な財政運営に資するため、年

金保険料を年金給付以外の支出に充てられないよう、福祉施設規定を削除するものである。

（オ）公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案（山井和則君外５名提出）

公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、社会保険庁による年金個人情報の管理の実態、すべての年金個人情報が事実と合致しているかどうかに関する調査等を適切に実施するものである。

（カ）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（石崎岳君外４名提出）

年金記録の訂正に伴う増額分の年金のうち時効消滅した年金額について、時効の特例を設けて支給することとするとともに、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定等を定めるものである。

（キ）国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）

年金保険料を年金事務費及び年金教育・広報等の事業に要する費用に充てず、事業に要する経費は国庫で負担することとするものである。

（ク）厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（大村秀章君外６名提出）

年金記録確認第三者委員会において事業主が厚生年金の保険料を源泉控除していながら社会保険庁に納付していないとされた事案について、保険給付を行うとともに、事業主に保険料納付を勧奨し、納付を申し出ない事業主名等を公表した上でなお納付しない場合に国がその保険料相当額を負担する等の措置を講じるものである。

（ケ）国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（大村秀章君外６名提出）

年金教育・広報等の事業について、施設の建設等を行わないことを条文上明記するほか、年金事業運営経費の国庫及び保険料の財源ごとの使途を国会に報告することとするものである。

ウ　審議経過

（ア）第166回国会

内閣提出の２法律案は、平成19年３月13日に提出され、また、山井和則君外５名提出の３法律案は５月７日に提出された。同月８日の本会議において５法律案についての趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同月９日、提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同月22日には、学者や社会保険労務士、弁護士などの参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。また、同月25日には、安倍内閣総理大臣に対する質疑が行われた後、内閣提出の２法律案について質疑終局の動議が提出され、可決された。次いで、採決の結果、内閣提出の２法律案はいずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

石崎岳君外４名提出の法律案は、５月29日に提出され、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同月30日、提案理由の説明を聴取し、質疑が行われた後、質疑終局の動議が提出され、可決された。次いで、採決の結果、同法律案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

６月１日の本会議において、内閣提出の２法律案及び石崎岳君外４名提出の法律案はいずれも可決された。

参議院においては、６月30日の本会議で、内閣提出の２法律案及び石崎岳君外４名提出の法律案はいずれも可決され、成立した。

なお、山井和則君外５名提出の３法律案は、いずれも衆議院において審査未了となった。

（イ）第168回国会

参議院提出の法律案は、平成19年９月14日に提出され、11月２日の参議院本会議で可決され、衆議院に送付された。また、大村秀章

君外６名提出の２法律案のうち、イ(ク)の法律案は11月２日に、イ(ケ)の法律案は同月６日にそれぞれ提出された。３法律案は同月13日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同月14日、提案理由の説明を聴取し、同月21日から質疑に入った。同月28日、大村秀章君外６名提出のイ(ク)の法律案に対して、民主から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した。12月４日、同法律案について質疑を終局し、民主提出の修正案の撤回を許可した後、国が保険料相当額を負担した場合は、国が事業主に対して金銭の請求権を取得すること、年金記録確認第三者委員会の調査審議結果や事業主の保険料納付状況などを国会に報告することを内容とする修正案が全会派共同で提出され、趣旨の説明を聴取した。次いで、内閣の意見を聴取した後、採決の結果、同法律案は全会一致で修正議決すべきものと議決された。

同日の本会議において、同法律案は修正議決された。

参議院においては、12月12日の本会議で、同法律案は可決され、成立した。

なお、参議院提出の法律案及び大村秀章君外６名提出のイ(ケ)の法律案は、いずれも衆議院において継続審査となった。

エ　主な質疑事項

(ア) 第166回国会

内閣提出の２法律案に対する主な質疑事項は、①年金運営の新組織を非公務員型の組織とする理由、②機構が自ら行う業務と外部委託する業務の振り分け等を検討する第三者機関の役割の重要性、③機構の業務に対する政府の管理監督責任を担保する方法、④国民健康保険の短期被保険者証の法定化により収納対策が一層強化され低所得者の受診機会が失われる懸念、⑤社会保険料の滞納処分を受けた場合に登録等を認めないこととする職種に他の国家資格を除外して社会保険労務士を対象とした理由、⑥保険医療機関等が保険料を長期にわたり滞納した場合に事業者の指定等を認めない仕組のねらい、⑦年金事務費への保険料充当を恒久化する理由等であった。

山井和則君外５名提出の３法律案に対する主な質疑事項は、①歳入庁の設置により保険料の納付率向上や徴収業務の効率化が図られるとする根拠及び職員の身分が公務員のままとなることの妥当性、②歳入庁設置による経費削減効果、③歳入庁設置法案による不祥事防止策の内容、④年金給付以外への年金保険料流用を防止する必要性、⑤社会保険庁から新組織への移行により基礎年金番号に未統合の記録の調査等の作業が中断される懸念、⑥年金記録問題の実態調査を行う必要性等であった。

また、**石崎岳君外４名提出の法律案**に対する主な質疑事項は、①対象者からの申請を待つのでなく社会保険庁が通知を行う必要性、②年金記録が訂正されない限り特例措置の対象とされないことの妥当性、③領収書等が無く年金記録の訂正が見込まれない者の救済に向けて保険料納付の有無の立証責任は社会保険庁が負う必要性等であった。

なお、その他の年金記録問題に関する主な質疑事項は、①基礎年金番号に統合されていない年金記録の実態を解明する必要性及び問題の解消に向けて積極的に取り組む必要性、②社会保険オンラインシステムに収録されていない記録の件数及びその原因を究明する必要性、③年金記録の確認のために早急に本人に記録を送付する必要性、④年金額の裁定変更が多数行われている理由、⑤オンラインシステム上の記録の誤りを早急に訂正する必要性、⑥歴代社会保険庁長官の責任の在り方、⑦年金記録問題に係る被害者の救済に向けて社会保険庁が積極的に取り組む必要性、⑧年金記録確認第三者委員会の法的根拠及び社会保険審査会との関係等であった。

(イ) 第168回国会

大村秀章君外６名提出のイ(ク)の法律案に対する主な質疑事項は、①事業主が社会保険庁に保険料を納付していない場合に保険料相当額を国庫負担する根拠、②廃業した事業主に特例納付保険料の納付を勧奨する具体的方法、③社会保険庁と事業主の間で保険料納付の有無が明らかでない事案について記録訂正後も責任の所在を調査する必要性等であった。

大村秀章君外６名提出のイ（ケ）の法律案に対する主な質疑事項は、①専ら相談等の事業の用に供するための施設の取得等は行わない旨を明記した理由、②「専ら」と規定したことにより保険料財源が施設関係の費用に充当される可能性、③本法律案における年金事務費等の無駄遣いを排除する仕組みの内容等であった。

参議院提出の法律案に対する主な質疑事項は、①新たに一般会計で負担することになる約2,000億円の財源確保策及び特別会計で生じる余裕金の使途、②本法律案の通称に、「流用」という文言を使用することの妥当性、③年金事務費等の財源を国庫負担とすることによって無駄遣いがなくなるとする提出者の見解の妥当性等であった。

(3) 教育再生関連法関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）内閣提出法案

教育再生を最重要課題とする安倍内閣の下、平成18年10月10日、教育再生会議が、閣議決定により設置された。安倍内閣総理大臣は、質の高い教育の実現と学力の向上、規範意識の育成、家庭・地域の教育力向上を大きな改革の柱と位置付け、その具体策についての幅広い検討を教育再生会議に要請した。

第165回臨時国会において、改正教育基本法が成立し、同法に基づく教育改革が展開されることになった。教育再生会議は、同法の審査過程で議論となった、いじめによる自殺及び高等学校等の必履修科目の未履修、そしてこれらの問題への対応や責任体制をめぐって批判を浴びた学校や教育委員会の在り方についても検討を行い、平成19年１月24日、「社会総がかりで教育再生をー公教育再生への第一歩ー」（第一次報告）と題した提言を公表した。

第一次報告のうち、教育再生のための「緊急対応」の具体化について、安倍内閣総理大臣から指示を受けた伊吹文部科学大臣は、２月６日、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法の改正に向けた審議を中央教育審議会に要請した。中央教育審議会では、今までの審議や教育再生会議の報告を踏まえ、集中的に審議を行い、３月10日、「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」を答申として取りまとめた。

政府では、以上のような経緯を踏まえて、立案作業を行い、３月30日、**学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案**及び**教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案**の３法律案を国会に提出した。

（イ）民主提出法案

民主では、２月９日、**日本国教育基本法案**を再提出するとともに、その具体化を図る法律案の作成について、党内において協議を重ね、４月17日、政府の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の対案となる**教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案**、昨年の日本国教育基本法案の審議の際に参議院に提出した法律案を基礎とした**地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案**及び**学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案**を学校教育力の向上３法律案として、国会に提出した。

イ　関連議案の概要

（ア）学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

学校教育の充実を図るため、義務教育として行われる普通教育の目標を定めるとともに、学校の種類ごとの目的等に係る規定を整備するほか、学校の運営及び指導体制の充実を図るため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は、

a　義務教育として行われる普通教育は、教育基本法が規定する義務教育の目的を実現するため、本法に定める義務教育の目標を

達成するよう行われるものとすること

b　副校長、主幹教諭及び指導教諭の職務について定めるとともに、これらを幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことができるものとすること

c　幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、教育水準の向上に努めるとともに、保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に資するため、当該学校に関する情報を積極的に提供するものとすること

d　大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができるものとすること

等である。

（イ）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方教育行政について、その自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合等における国の関与の手続を整備するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は、

a　地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないこととすること

b　県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うものとすることとすること

c　教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が明白に侵害されている場合、文部科学大臣は、教育委員会が講ずべき措置の内容を示して、地方自治法に定める「是正の要求」を行うものとすること。また、同様の理由により、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し「指示」ができることとすること

d　都道府県知事は、私立学校に関する事務を管理し、執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとすること

等である。

（ウ）教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）

教員の資質の保持と向上を図るため、免許更新制を導入するとともに、分限免職処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとするほか、児童等に対する指導が不適切な教員の指導の改善を図るために必要な措置に係る規定を整備する等のもので、その主な内容は、

a　普通免許状及び特別免許状に、10年間の有効期間を定めること

b　普通免許状又は特別免許状の有効期間は、その満了の際、その免許状を有する者からの申請により更新することができることとすること

c　免許管理者は、申請があった場合には、免許状更新講習の課程を修了した者又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものと免許管理者が認めた者である場合に限り、免許状の有効期間を更新するものとすること

d　公立学校の教員が分限免職の処分を受けたときは、その免許状はその効力を失うこととすること

e　公立の小学校等の教諭等の任命権者は、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、指導改善研修を実施しなければならないこととすること。また、指導改善研修の終了時に指導の改善の程度に関する認定を行わなければならないこととすること

等である。

（エ）日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出）

教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切か

つ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるもので、その主な内容は、

a　教育の使命として、人間の尊厳と平和を重んじ、生命の尊さを知り、真理と正義を愛し、美しいものを美しいと感ずる心を育み、創造性に富んだ、人格の向上発展を目指す人間を育成すると同時に、日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし、伝統、文化、芸術を尊び、学術の振興に努め、他国や他文化を理解し、新たな文明の創造を希求すること

b　何人に対しても、生涯にわたって、学ぶ権利を保障すること

c　国及び地方公共団体は、それぞれの子どもに応じた教育の機会及び環境の確保・整備を図るものとし、国は、普通教育の最終的責任を有すること

d　幼児期の教育及び高等教育について、無償教育の漸進的な導入に努めること

e　生命及び宗教に関する教育について、生の意義と死の意味の考察、宗教的な伝統や文化に関する基本的知識の修得、宗教の意義の理解及び宗教的感性の涵養は、教育上尊重されなければならないこと

f　地方公共団体が行う教育行政は、その長が行わなければならないこととするとともに、その設置する学校には保護者等が参画する学校理事会を設置し、主体的かつ自律的な運営を行うものとすること

g　教育予算の安定的確保のため、公教育財政支出について、国内総生産に対する比率を指標とすること

h　教育基本法（平成18年法律第120号）は廃止すること

等である。

（オ）教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出）

質の高い学校教育を実現するためには、高い資質及び能力を有する教育職員が学校教育に携わることが不可欠であることにかんがみ、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めるもので、その主な内容は、

a　教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分すること

b　教諭の一般免許状は、修士の学位を有し、かつ、教諭としての職務をつかさどるために必要な資質及び能力を修得するために必要と認められる１年間の教育実習その他の教科及び教職に関する科目の単位を教職大学院等において取得した者等に授与すること

c　普通教育に関し国が最終的な責任を有することにかんがみ、普通免許状は、文部科学大臣が授与するものとすること

d　普通免許状（専門免許状を除く。）及び特別免許状については、原則として、10年ごとに、当該免許状を有する教育職員として特に必要とされる知識及び技能に関する講習、模擬授業を中心とする演習等からなるおおむね 100時間の講習を受講した上その修了の認定を受けない場合には、失効するものとすること

等である。

（カ）地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出）

地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めるもので、その主な内容は、

a　地方公共団体が設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）には、当該学校の運営に関する重要事項を協議する機関として、学校理事会を置かなければならないものとすること

b　都道府県、市町村等に、当該地方公共団体の長が処理する教育に関する事務の実施状況に関し必要な評価及び監視等を行う教育監査委員会を設置するものとすること

c　学校における教育課程、学習指導等学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事を、都道府県には置くものとし、市町村には置くことができる

ものとすること
等である。

（キ）学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出）

教育の振興に資するため、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、学校教育の環境の整備を推進するもので、その主な内容は、

a　学校教育の環境の整備は、多様な教育機会の提供、きめ細かな教育指導の充実、安全、快適な学校教育のための諸条件の整備等を旨として行うことを基本方針とすること

b　国及び地方公共団体は、日本国教育基本法第19条に規定する教育予算の確保、充実の目標を踏まえ、整備指針及び整備計画を達成するため、必要な財政上の措置等を講ずること

等である。

ウ　審議経過

平成19年３月30日、内閣から、学校教育法等の一部を改正する法律案等の３法律案が提出されたことを受けて、４月13日、教育再生に関連する諸法案を審査するため、委員45人よりなる教育再生に関する特別委員会が設置された。

同月17日、民主から、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案等の３法律案が提出された。

内閣提出３法律案及び民主提出３法律案は、４月17日の本会議における趣旨説明及び質疑を経て、翌18日、教育再生に関する特別委員会に付託され、同日、同委員会において提案理由の説明が行われた。なお、２月９日に民主から提出された日本国教育基本法案も、上記６法案とともに、４月18日、同委員会に付託された。

同委員会においては、同月20日、内閣提出３法律案及び民主提出４法律案を一括して質疑に入って以降、５月17日の質疑終局に至るまで、政府並びに衆法提出者に対する質疑、参考人12名に対する質疑、合計４か所におけるいわゆる地方公聴会の開催や、公聴会の開催など、60時間を超える審査が行われた。

５月17日、質疑終局後、７法律案を一括して討論を行い、順次採決した結果、民主提出４法律案は、いずれも賛成少数をもって否決、内閣提出３法律案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、内閣提出３法律案に対し、附帯決議が付された。翌18日の本会議においては、民主提出４法律案は、いずれも賛成少数をもって否決され、内閣提出３法律案は、いずれも賛成多数をもって可決された。

参議院においては、６月20日の本会議で、内閣提出３法律案は可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

内閣提出３法律案に対する主な質疑事項は、①義務教育の目標規定の基本的考え方、②規範意識を明記する理由、③副校長等新しい職の役割、④新たに規定した文部科学大臣による「是正の要求」及び「指示」が地方分権の趣旨に反する懸念、⑤私学に対する行政の関与の在り方、⑥教員免許更新制導入に伴う費用負担の在り方、⑦法定研修（10年経験者研修）と免許状更新講習との関係、⑧指導が不適切な教員の認定に当たっての公平性の確保策等であった。

民主提出４法律案に対する主な質疑事項は、①免許状取得の基礎資格を修士課程修了者に限定するなど、民主案における教員養成の考え方、②10年毎に100時間の講習を実施することの現実性、③専門免許状の取得要件を８年の実務経験としている理由、④民主案における教育の政治的中立性の確保策、⑤教育監査委員会を公選制としなかった理由、⑥教職員の人事権を市町村に委譲することによる懸念等であった。

(4) 少年法等改正関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）青少年育成施策大綱の策定等

平成15年当時の少年非行の動向は、少年人口に占める刑法犯の検挙人員の割合が増加し、強盗などの凶悪犯の検挙人員が高水準で推移していた。また、長崎市における中学１年の少年（当時12歳）による幼児誘拐殺害事件など、深刻な事件が発生していた。

このような状況を踏まえ、平成15年12月９日、政府の青少年育成推進本部は、「青少年育成施策大綱」を策定した。

同大綱においては、①触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）の事案について、警察機関が必要な調査を行うことができる権限を明確化するための法整備について検討すること、②触法少年についても、早期の矯正教育が必要かつ相当と認められる場合に、少年院送致の保護処分を選択できるよう、少年院法の改正を検討すること、③保護観察中の少年について、その遵守事項の遵守を確保し、指導を一層効果的にするための制度的措置について検討することが示された。

また、同月18日、政府の犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においても、非行少年の保護観察の在り方の見直し、触法少年事案に関する調査権限等の明確化について検討することが取り上げられた。

（イ）法制審議会への諮問及びこれに対する答申

「青少年育成施策大綱」及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において取り上げられた事項は、いずれもかねてから、立法的手当を望む声があったこともあり、少年非行の現状に適切に対処するため、少年法などを早急に整備する必要があるとして、平成16年９月８日、法務大臣から法制審議会に対し、少年法等の整備のための要綱（骨子）が諮問された。

法制審議会に諮問された要綱（骨子）は、①触法少年及びぐ犯少年（家出癖・不良交友などの事由があり、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）に係る事件の調査、②14歳未満の少年の保護処分の見直し、③保護観察における指導を一層効果的にするための措置等から構成されていた。

法制審議会は、諮問の内容が非常に専門的なものであり、慎重な調査審議が必要なことから、「少年法（触法少年事件・保護処分関係）部会」を設置の上、調査審議することとした。同部会は、平成16年10月８日から平成17年１月21日まで６回にわたる審議を行い、審議の結果を要綱に取りまとめ、法制審議会は、同年２月９日、法務大臣に答申した。

なお、法制審議会に諮問された要綱（骨子）には、公的付添人制度については含まれていなかったが、諮問された触法少年に関する保護処分の在り方の見直しと公的付添人制度は関連を有することから、審議の結果、答申の附帯決議の形で、一定の条件の下、家庭裁判所が、職権で、少年に弁護士である付添人を付することができる制度を導入することが提案された。

（ウ）国会への法律案の提出等

ａ　平成17年の法律案提出及び審査未了

上記の附帯決議を含めた法制審議会の答申をもとに立案作業が進められ、第162回国会、平成17年３月１日、少年法等の一部を改正する法律案は、内閣提出法律案として、国会に提出された。

同年６月14日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、法務委員会に付託されたが、委員会では審査に入ることなく、同年８月８日の衆議院解散により、審査未了となった。

ｂ　平成18年の法律案提出

政府は、上記法律案が審査未了となったため、第164回国会、平成18年２月24日、上記法律案と同様の内容の**少年法等の一部を改正する法律案**を国会に提出した。

イ　関連議案の概要

少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

近年、少年人口に占める刑法犯の検挙人員

の割合が増加し、強盗等の凶悪犯の検挙人員が高水準で推移している上、触法少年による凶悪重大な事件も発生するなど、少年非行が深刻な状況にあることにかんがみ、少年非行の現状に適切に対処するとともに、国選付添人制度を整備するため、少年法、少年院法及び犯罪者予防更生法等を改正し、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は、

a　触法少年の事件について警察官による任意調査及び押収等の強制調査等の手続を、ぐ犯少年の事件について警察官による任意調査の手続をそれぞれ整備するとともに、警察官は、調査の結果、家庭裁判所の審判を相当とする一定の事由に該当する事件については児童相談所長に送致しなければならないこととし、児童相談所長等は、一定の重大事件に係る触法少年の事件については、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないこととすること

b　14歳未満の少年について、家庭裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分をすることができることとすること

c　遵守事項を遵守しなかった保護観察中の者に対し、保護観察所の長が警告を発することができることとした上、なおその者が遵守事項を遵守せず、保護観察によってはその改善更生を図ることができないと認めるときは、家庭裁判所において少年院送致等の決定をすることができることとするほか、少年院及び保護観察所の長が保護処分中の少年の保護者に対し、指導、助言等をできることとすること

d　一定の重大事件について、少年鑑別所送致の観護措置がとられている場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、家庭裁判所が職権で少年に弁護士である付添人を付することができることとすること

等である。

ウ　審議経過

少年法等の一部を改正する法律案は、第164回国会、平成18年２月24日に提出され、６月16日、院議により法務委員会の閉会中審査に付された。

第165回国会においては、同年９月26日に同委員会に付託され、11月14日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われたが、委員会では審査に入ることなく継続審査となった。

第166回国会では、平成19年３月23日、法務委員会において、長勢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月28日、質疑に入った。

４月11日、喜連川少年院などへの視察が行われ、同月13日、参考人から意見を聴取するとともに、厚生労働委員会との連合審査会が開催された。

同日、本法律案に対し、民主から、①触法少年に係る事件について警察官等の調査を限定すること、ぐ犯少年に係る事件の調査に関する規定を削除すること、一定の重大事件に係る触法少年の事件についての児童相談所長等の家庭裁判所送致の措置に係る規定を削除すること、②少年院送致の下限年齢をおおむね14歳とすること、③遵守事項を遵守しなかった保護観察中の者に対する家庭裁判所の少年院送致等の決定に関する規定を削除すること、④国選付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときも効力を失わないこととすること等を内容とする修正案が提出された。

同月18日、本法律案に対し、与党提案により、①警察官は、客観的な事情から合理的に判断して、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができるものとするとともに、ぐ犯少年に係る事件の調査に関する規定を削除すること、②少年院送致の下限年齢をおおむね12歳とすること、③遵守事項を遵守しなかった保護観察中の者に対する家庭裁判所の少年院送致等の決定の要件を明確化すること、④国選付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときも効力を失わないこととすること等を内容とする修正案が提出された。

同日、与党提案に係る修正案の提出者から趣旨の説明を聴取し、原案及び同修正案に対する質疑が行われた後、質疑終局及び討論省

略の動議が提出され、可決された。

次いで採決の結果、民主の提案に係る修正案は、賛成少数をもって否決され、与党提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。

同月19日の本会議において、本法律案は修正議決された。

参議院においては、５月25日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①14歳未満の少年の非行の動向及び本法律案提出の背景、②少年事件への対応の在り方、③触法少年事件について警察官の調査権限を認める理由、④被暗示性等の少年の特性に配慮した調査の在り方、⑤ぐ犯少年である疑いのある者に対する警察官の調査権限付与の是非、⑥触法少年事件のうち一定の重大事件について原則家庭裁判所送致とする理由、⑦国選付添人の解任時期、⑧保護観察中の遵守事項違反を理由とする少年院送致等の是非、⑨少年院送致の下限年齢、⑩少年院と児童自立支援施設の役割分担等であった。

(5) 在日米軍再編関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

冷戦が終結し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいたが、他方、国際テロ、大量破壊兵器及び弾道ミサイル拡散といった新たな脅威が顕在化している。米国は、こうした新たな安全保障環境での課題に対処するため、軍事技術の進展を活用し、より機動性の高い態勢の実現を目標に、世界に展開する米軍の態勢の見直しに着手し、我が国を含む同盟国や友好国等との協議を進めている。

このような中、日米両国は、平成14年12月にワシントンで行われた日米安全保障協議委員会（以下「「２＋２」会合」という。）の共同発表において、新たな安全保障環境における防衛態勢を見直す必要性を踏まえて、両国の役割・任務、兵力及び兵力構成といった問題を議論することに言及した。これを受け、日米間で防衛態勢の見直しに関する協議が開始された。

平成17年２月にワシントンにおいて行われた「２＋２」会合では、日米両国は、両国が追求すべき地域及び世界における「共通の戦略目標」を確認し、日米、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力や、在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進めていくことで一致した。

また、同年10月の「２＋２」会合において「日本の防衛及び周辺事態への対応」、「国際的な安全保障環境の改善のための取組」という２つの分野に重点を置いて検討した結果、自衛隊と米軍の間の役割・任務・能力に関し、２国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置並びに米海兵隊の再編を含む在日米軍の兵力態勢の再編に関する勧告等を内容とする「日米同盟：未来のための変革と再編」（以下「共同文書」という。）がまとめられた。

平成18年４月７日、在日米軍再編問題の最大の課題ともいえる普天間飛行場の移設問題について、政府と受入先の名護市との間で、２本の滑走路をＶ字型に配置する代替施設を建設することに合意し、また、同月23日には、在沖米海兵隊のグアム移転経費について、施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、60.9億ドルを日本側が負担することで合意した。これらを受け、同年５月１日の「２＋２」会合において、日米両政府は在日米軍の再編についての最終合意に達し、その内容と実施日程を定めた「再編実施のための日米のロードマップ」（以下「最終取りまとめ」という。）が発表された。

最終取りまとめには、抑止力の維持に関するものとしてキャンプ座間に所在する在日米陸軍司令部の改編及び沖縄のキャンプ・ハン

センや嘉手納飛行場における施設・区域の日米共同使用等が、また、地元負担の軽減に関するものとして普天間飛行場の移設・返還、在沖米海兵隊要員とその家族のグアムへの移転及び厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等が盛り込まれた。

この最終取りまとめを受け、政府は５月30日､｢在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について｣を閣議決定し、共同文書及び最終取りまとめにおいて承認された在日米軍再編に関する措置等を政府として的確かつ迅速に実施していくこととした。

同年12月15日には､｢在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府・与党協議会｣が開催され、次期通常国会において、①負担が増加する地元市町村に対する新たな交付金の交付のための措置、②在沖米海兵隊のグアム移転を推進するため必要となる国際協力銀行の業務に関する特例等の措置、③その他、在日米軍の再編を実施するために必要な事項を盛り込んだ時限立法の整備について合意し、同日、内閣官房長官が発表した。

こうした経緯を経て、政府は**駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案**を第166回国会に提出した。

イ　関連議案の概要

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（内閣提出）

在日米軍の再編に当たり、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺市町村に対し交付金の交付等の特別の措置を講じ、併せて沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から在沖米海兵隊のグアム移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例等を定めるもので、その主な内容は、

a　住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要な駐留軍等の再編が行われる防衛施設の周辺地域の市町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況に応じ、再編交付金を交付することができるものとすること

b　駐留軍等の再編による影響が著しい再編関連特定周辺市町村を含む区域について、再編関連振興特別地域として指定され、当該地域の振興を図るため再編関連振興特別地域整備計画が決定された場合には、当該計画に基づく事業について、その要する経費に係る国の負担・補助割合の特例等を設けること

c　駐留軍等の再編に伴い米国において実施される事業で駐留軍の米国への移転を促進するために必要なものに係る資金の貸付け等を国際協力銀行に行わせるとともに、これに対する政府による財政上の措置を講ずることができるよう、国際協力銀行法の特例を設けること

d　駐留軍等の再編に当たり、国は、駐留軍等労働者の雇用の継続に資するよう技能教育訓練その他の適切な措置を講じること

等である。

ウ　審議経過

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案は、平成19年２月９日に提出され、３月23日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、安全保障委員会に付託された。

同委員会においては、同日、本法律案について提案理由の説明を聴取し、同月27日から質疑に入った。４月10日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。同月12日、質疑を終局し、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。翌13日の本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、５月23日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①在日米軍再編に伴う経費の総額、②在沖米海兵隊のグアム移転経費を我が国が負担することの妥当性、③在沖米海兵隊のグアム移転経費に関する日本側負担額の算定根拠、④国際協力銀行が行う駐留軍

再編促進金融業務に係る出融資償還の確実性、⑤再編交付金の交付基準、⑥再編交付金の交付により在日米軍再編の促進を図る手法の妥当性、⑦本法律案で政令に委任されている事項の具体的内容、⑧沖縄県や名護市及び岩国市などと緊密な協議を行う必要性、⑨キャンプ座間へ米陸軍第１軍団司令部が移転する理由及びその意図、⑩駐留軍等労働者に係る措置の具体的内容等であった。

(6) 行政改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）政策金融改革

政策金融とは､政策的な意義が高いものの、民間金融機関のみでは十分な対応が困難な分野に対し、出融資や債務保証等の金融的手法を通じて資金供給を行うことにより、特定の政策目的の実現を図るものである。このような政策金融の実施機関としては、現在、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫及び公営企業金融公庫の８機関があり、これら８機関による貸付残高は約90兆円（平成17年３月末）となっている。

我が国の政策金融については、諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあったことが金融資本市場の資源配分機能を歪めてきたとの指摘があり、これまでに経済財政諮問会議等において、政策金融の在るべき姿についての検討が行われてきた。

これらの検討を踏まえ、今後の行政改革の進め方を網羅した「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、政策金融改革の方向性が示され、この中で、政策金融は３つの機能、すなわち、①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、③円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ)、に限定し、それ以外は撤退することとし、平成20年度から新体制に移行すること等とされた。

また、第164回国会に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(以下「行政改革推進法」という。)においては、上述の「行政改革の重要方針」を踏まえ、政策金融改革の趣旨及び基本方針が示されるとともに、現行の政策金融機関について、①国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は平成20年度において新政策金融機関に統合、②沖縄振興開発金融公庫は沖縄振興計画終了後（平成24年度以降）に新政策金融機関に統合、③国際協力銀行の業務のうち、国際金融等業務は新政策金融機関に承継、海外経済協力業務は国際協力機構（ＪＩＣＡ）に承継、④日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫は完全民営化、⑤公営企業金融公庫は平成20年度において廃止、との方針が示された。

政府においては、行政改革推進法の制定を受けて、政策金融の詳細な制度設計に向けた検討が行われ、平成18年６月27日、「政策金融改革に係る制度設計」(政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定、以下「制度設計」という。）が策定された。

これらの行政改革推進法及び制度設計に基づき政策金融改革に関する各法律案の立法作業が進められ、**株式会社日本政策投資銀行法案**及び**株式会社商工組合中央金庫法案**は平成19年２月13日に、**地方公営企業等金融機構法案**は同月23日に、**株式会社日本政策金融公庫法案**及び**株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**は同月27日に、それぞれ閣議決定され、国会に提出された。

（イ）特別会計改革

特別会計については、財政再建や行政の効率化の要請が高まる中、固有の財源を有することによって不要不急の事業が展開されている、数が多数に上り国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすい等、多く

の問題点が指摘され、平成15年以降、財政制度等審議会等において特別会計の見直し論議が行われてきた。

それまでの議論を踏まえ、「行政改革の重要方針」において、他の行政改革の重要課題と併せて、特別会計の見直しに向けた政府の基本方針が示された。さらに、行政改革推進法の中で、特別会計改革については、①特別会計の統廃合等により、31特別会計を３分の１から２分の１程度に縮減する、②資産・負債、剰余金・積立金等のスリム化により、今後５年間で20兆円程度の財政健全化に寄与する、③５年ごとに個々の特別会計の存続の必要性を検討すること等とされた。

これを受けて、特別会計改革の着実な実施のための**特別会計に関する法律案**が平成19年１月25日に閣議決定され、国会に提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）政策金融改革関連５法案（内閣提出）

ａ　株式会社日本政策金融公庫法案

行政改革推進法に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は、

(a) 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならないものとすること

(b) 公庫は、国民一般、農林水産業者及び中小企業者等に対して資金を貸し付ける業務、中小企業者等に対する貸付債権等の証券化を支援する業務、国際協力銀行業務、危機対応円滑化業務等を行うこと

(c) 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は、公庫の成立の時（平成20年10月１日）において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継するものとすること

等である。

ｂ　株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める。

ｃ　地方公営企業等金融機構法案

行政改革推進法に基づき、公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は、

(a) 機構は、地方六団体の代表者が発起人となり、地方公共団体の出資をもって設立すること

(b) 機構は、地方公共団体の公営企業及び臨時三事業に係る地方債の資金貸付を行う他、地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援を行うこと

(c) 公営企業金融公庫は、平成20年10月１日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、解散時において機構が承継するものとすること

等である。

ｄ　株式会社日本政策投資銀行法案

行政改革推進法に基づき、日本政策投資銀行を完全民営化するとともに、その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持するため、日本政策投資銀行を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行（以下「新会社」という。）を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は、

(a) 完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを新会社の目的とすること

(b) 譲渡性預金等の受入れ、資金の貸付け、

資金の出資等を行うことを新会社の業務とすること

(c) 新会社設立後、市場動向を踏まえつつ、おおむね５～７年後を目途として、政府保有株式の全てを処分し、その後、直ちに本法律を廃止するための措置等を講ずること

等である。

e　株式会社商工組合中央金庫法案

行政改革推進法に基づく完全民営化の実現に向けて、商工組合中央金庫に対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講じるとともに、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため、必要な業務を行う株式会社商工組合中央金庫の目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は、

(a) 株式会社商工組合中央金庫が完全民営化するまでの移行期について、株主資格の制限、業務範囲の見直し、商工債の発行維持、政府出資のかなりの部分の準備金化等の措置を講ずること

(b) 現行の商工組合中央金庫が株式会社へ「転換」するため、「転換計画」の主務大臣認可の義務付け、株式の発行・割当、政府出資資産の精査・不要分の国庫納付等の措置を講ずること

(c) 政府は、株式会社商工組合中央金庫の完全民営化に当たって、その円滑な運営に必要な財務基盤を確保するための措置を構ずるとともに、中小企業団体及びその構成員に対する金融機能の根幹を維持するための措置を講ずること

等である。

（イ）特別会計に関する法律案（内閣提出）

行政改革推進法に基づき、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示その他所要の措置を講ずるもので、その主な内容は

a　行政改革推進法において定められている特別会計の廃止及び統合をすべて盛り込み、31ある特別会計を平成23年度までに17とすること

b　剰余金の処理や借入金規定等の一般会計と異なる取扱いを整理するため、各特別会計法ごとに個々に定められていた会計手続を横断的に見直し、第１章総則に各特別会計に共通する規定を定め、第２章各節に各特別会計ごとの目的、管理及び経理についての規定を定めること

c　資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を企業会計の慣行を参考として作成、開示することを法定化する等、特別会計に係る情報開示を進めるための規定について整備すること

等である。

ウ　審議経過

（ア）政策金融改革関連５法案（内閣提出）

株式会社日本政策金融公庫法案及び**株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**は、平成19年２月27日に提出され、３月29日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、同日、提案理由の説明を聴取し、４月４日から質疑に入り、10日に経済産業委員会との連合審査会、11日に学識経験者等４名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑、18日に財務金融委員会との連合審査会が行われた後、24日、質疑を終局し、討論・採決の結果、両法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、両法律案に対して、附帯決議が付された。

同月26日、本会議において、両法律案は、いずれも可決された。

参議院においては、５月18日の本会議でいずれも可決され、成立した。

地方公営企業等金融機構法案は、平成19年２月23日に提出され、４月19日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、同日、提案理由の説明を聴取し、４月24日から質疑に入り、５月

８日、質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して、附帯決議が付された。

同月10日、本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、同月23日の本会議で可決され、成立した。

株式会社日本政策投資銀行法案は、平成19年２月13日に提出され、４月25日に財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、27日に提案理由の説明を聴取し、５月８日から質疑に入り、23日に質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月24日、本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、６月６日の本会議で可決され、成立した。

株式会社商工組合中央金庫法案は、平成19年２月13日に提出され、４月10日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、経済産業委員会に付託された。

同委員会においては、11日に提案理由の説明を聴取し、18日から質疑に入り、25日に質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して、附帯決議が付された。

同月26日、本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、５月25日の本会議で可決され、成立した。

（イ）特別会計に関する法律案（内閣提出）

特別会計に関する法律案は、平成19年１月25日に提出され、２月22日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、27日に提案理由の説明を聴取し、28日から質疑に入り、３月２日に質疑を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月６日、本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、同月26日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

政策金融改革関連５法案に対する主な質疑事項は、①政策金融改革の意義及び理念、②政策金融の統廃合に伴う効果、③株式会社日本政策金融公庫の貸付残高の縮減目標設定の妥当性、④同公庫の役員等への天下り防止策、⑤地方公営企業等金融機構の設立・運営・業務範囲の在り方、⑥同機構の財務基盤の確保措置・残余財産の最終的な帰属先、⑦日本政策投資銀行の民営化の意義、⑧同銀行の完全民営化後のビジネスモデルの在り方、⑨商工組合中央金庫の株式会社化に際し特別準備金とする額、⑩同金庫の完全民営化後における中小企業向け金融機能維持のための必要な措置の在り方等であった。

特別会計に関する法律案に対する主な質疑事項は、①特別会計統廃合後の検討方針、②剰余金及び積立金の在り方、③財務情報の開示に向けた取組等であった。

(7) 憲法改正国民投票法関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）憲法改正手続法の必要性

憲法第96条第１項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の３分の２以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定しており、憲法を改正するためには、改正の発議手続に関する国会関係の法規と国民投票に関する法律を整備することが不可欠である。これら憲法改正のための手続法は、憲法

附属法ともいうべき重要な法律ではあるが、憲法の施行後60年間制定されていなかった。今般、憲法改正手続法が制定されたことにより、現行憲法下において、初めて憲法の改正が法律上可能となったものである。

（イ）昭和27年～28年の国民投票法案の動き

憲法改正手続法制定の必要性は早くから認識されており、日本が独立を回復した昭和27年には、その動きが具体化した。同年12月に第３次選挙制度調査会が「日本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱」を答申、これを受けて当時の自治庁が「日本国憲法改正国民投票法案」を作成し、翌28年１月にこれを閣議に提出した。

しかし、時代は朝鮮戦争の最中、警察予備隊の保安隊への改組や破壊活動防止法の制定の直後という当時の憲法情勢のもとで、時の吉田内閣は、最終的にこの法律案の閣議決定を見送ることとした。当時の報道によれば、内閣に憲法改正の意図があるとの誤解を避けたため、とされる。

これ以後、憲法改正問題そのものは何度か盛り上がりを見せるものの、憲法改正の手続法の制定に向けた動きは具体化することはなく、平成時代にまで至ることとなる。

（ウ）両議院の憲法調査会における調査と法律案の提出

平成12年１月、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆参両議院に憲法調査会が設置され、日本国憲法の下で初めて、憲法改正の発議権を有する国会に憲法論議の「器」となる機関が設けられた。これを受け、超党派の議員連盟、与党協議会など、憲法改正国民投票法案に関する具体的な動きが始まった。

平成17年４月、衆議院憲法調査会は５年余にわたる調査をまとめた報告書を議長に提出したが、その中では、憲法改正手続法の早急な整備を求める意見が多数意見とされ、「現在の憲法調査会の基本的枠組みを維持しつつ、これに憲法改正手続法の起草及び審査権限を付与することが望ましい」とする提言が行われた。

これを受け、同年９月召集された第163回国会において、衆議院に国民投票法制に係る議案の審査・起草権限を有する日本国憲法に関する調査特別委員会が設置された。

同特別委員会においては、国民投票法制に関して委員間の自由討議や参考人からの意見聴取が行われ、また、平成18年以降は理事懇談会で論点整理の議論が重ねられた。こうした議論の結果を踏まえ、第164回国会において、同年５月26日、与党案及び民主党案が相次いで提出されるに至ったのである。

イ　関連議案の概要

（ア）日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出）

日本国憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行おうとするもので、その主な内容は、

a　国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行うものとすること

b　日本国民で年齢満20年以上の者は、国民投票の投票権を有するものとすること

c　投票の方式は、憲法改正案に対し、賛成するときは○の記号を、反対するときは×の記号を自書するものとし、白票は、無効票とするものとすること

d　国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の２分の１を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとすること

e　選管職員等の投票事務関係者のほか、裁判官、検察官、警察官等の特定公務員についても、在職中、国民投票運動をすることができないものとすること

f　公務員等及び教育者は、その地位を利用して国民投票運動をすることができないものとすること

g　組織により多数の投票人に対して行う買収・利害誘導、公務員等の職権濫用による国民投票の自由妨害、投票の秘密侵害等に

ついて罰則規定を設けるものとすること

h　憲法改正の発議のために国会法の一部を改正すること

(a)　議員が憲法改正原案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとすること

(b)　憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとすること

(c)　各議院に憲法審査会を設けるものとすること

i　憲法改正案広報協議会、国民投票無効の訴訟制度その他所要の規定の整備を行うこと

j　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して２年を経過した日から施行するものとすること

等である。

（イ）日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外３名提出）

日本国憲法第96条に定める憲法改正についての国民の承認に係る投票及び国政における重要な問題に係る案件についての国民の賛否の投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行おうとするもので、その主な内容は、

a　憲法改正国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行うものとすること

b　日本国民で年齢満18年以上の者は、憲法改正国民投票の投票権を有するものとすること。なお、国会の議決により、当該国民投票に限り、日本国民で年齢満16年以上満18年未満の者も国民投票の投票権を有するものとすることができるものとすること

c　投票の方式は、憲法改正案に対し賛成するときは○の記号を自書し、憲法改正案に対し反対するときは何らの記載をしないものとすること

d　憲法改正国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の２分の１を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとすること

e　選管職員等の投票事務関係者は、在職中、国民投票運動をすることができないものとすること

f　公務員等の職権濫用による国民投票の自由妨害、投票の秘密侵害等について罰則規定を設けるものとすること

g　国会が、国会法の規定により国政問題に係る案件を発議したときは、国政問題国民投票を行うものとし、その結果は、国及びその機関を拘束しないものとすること

h　憲法改正及び国政問題に係る案件の発議のために国会法の一部を改正すること

(a)　議員が憲法改正原案及び国政問題に係る案件に係る議案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとすること

(b)　憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとすること

(c)　各議院に憲法審査会を設けるものとすること

i　国民投票広報協議会、国民投票無効の訴訟制度その他所要の規定の整備を行うこと

j　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して２年を経過した日から施行するものとすること

k　国は、この法律の公布の日後速やかに、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行の日までに、必要な法制上の措置を講ずるものとすること

等である。

ウ　審議経過

両法律案は、第164回国会、平成18年５月26日に提出された。６月１日の本会議においてそれぞれ趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、日本国憲法に関する調査特別委員会に付託後、

直ちに両法律案の提出者から提案理由の説明を聴取した。第164回国会では両法律案は会期中に結論を得るに至らず、継続審査となった。

第165回国会では、10月26日、両法律案について再度提案理由の説明を聴取した後、同委員会に両法律案審査のため日本国憲法の改正手続に関する法律案等審査小委員会が設置され、両法律案の審査が行われた。同小委員会においては、４回にわたり延べ21人の参考人を招致し、参考人からの意見聴取及び小委員と参考人との懇談という形での質疑応答が行われた。12月14日の委員会では、こうした同委員会及び同小委員会での議論を踏まえ、両法律案の提出者から、それぞれ修正意見が述べられ、両法律案の隔たりは小さくなったものの、第165回国会では両法律案は会期中に結論を得るに至らず、継続審査となった。

第166回国会においては、両法律案の提案理由説明の聴取を省略して直ちに審査に入り、平成19年３月22日に公聴会が、同月28日には新潟県及び大阪府においていわゆる地方公聴会が、４月５日には再び公聴会が開催された。

同月12日、両法律案並びに与党提出の併合修正案（３月27日提出）並びに民主提出の修正案（４月10日提出）について一括して質疑が行われ、質疑を終局した。その後、両法律案について内閣の意見を聴取した後、採決が行われ、民主提出の修正案は賛成少数をもって否決、与党提出の併合修正案は賛成多数をもって可決された（併合修正案の概要は本項末尾に掲載）。翌13日、本会議において両法律案は修正議決され、併合された一の法律案として参議院に送付された。

参議院においては、５月14日、本会議にて可決され、成立した。

（参考）日本国憲法の改正手続に関する法律案・日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案に対する併合修正案（保岡興治君外４名提出）

与党案及び民主案の両法律案を併合して一案とする修正案で、その主な内容は、

a　国民投票の対象は、憲法改正国民投票に限定することとした上で、いわゆる憲法問題予備的国民投票制度について、検討条項を附則に置くものとすること

b　投票権者は、投票権年齢を満18年以上とした上で、満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができるまでの間、投票権年齢を満20年以上とする旨の規定を附則に置くものとすること

c　投票用紙への賛否の記載方法は、あらかじめ投票用紙に印刷された賛成・反対の文字を○で囲む方式に変更した上で、賛成の投票数が賛成の投票数と反対の投票数の合計数の２分の１を超えた場合に、国民の承認があったものとすること

d　国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲は、選管職員等に限るものとすること

e　公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の制限については、地位利用の範囲を明確にした上で存置するものとし、これに違反した場合にも罰則を設けないものとすること

f　公務員の政治的行為の制限について、国は、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、検討の上、必要な法制上の措置を講ずる旨附則に規定するものとすること

g　組織的多数人買収罪は、適用対象及び要件を限定した上で存置するものとすること

h　テレビや新聞等における無料広告枠において、賛成意見・反対意見を「公正かつ平等」に扱うものとすること

i　テレビ・ラジオにおける有料広告の禁止期間を国民投票の期日前２週間に延長するとともに、放送事業者は、国民投票に関する放送については、放送法の規定の趣旨に留意するものとする旨の規定を設けるものとすること

j　施行を公布の日から起算して３年を経過した日とするものとし、それまでの間は、憲法審査会は「調査」に専念することを明記すること

等である。

エ　主な質疑事項

両法律案に対する主な質疑事項は、①憲法改正手続法の整備の要否、②憲法改正手続法の整備に向けた幅広い合意形成の必要性、③憲法改正に係る予備的な国民投票制度の導入の是非、④投票権者の年齢、⑤公務員等・教育者による国民投票運動の制限、⑥組織的多数人買収罪及び利害誘導罪の要件、⑦政党のテレビ・ラジオ無料放送枠の割当基準、⑧投票日直前の国民投票運動の広告放送の制限、⑨最低投票率制度の導入の是非、⑩国民投票の「過半数」の意義、⑪投票用紙の記載方法の在り方、⑫憲法改正の限界を超える改正の是非及び改正された場合の対処の仕方、⑬憲法審査会の所管事項及び調査・審査の在り方、⑭憲法改正案の発議方法、⑮広報協議会の構成等であった。

(8) 公務員制度改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）公務員制度改革

近年、行政システム全般の改革が急速に進展しており、行政の組織及び運営を担う国家公務員の人事管理の在り方についても、新たな時代に相応しいものに改めていく必要が生じている。加えて、押し付け的あっせんによる公務員の再就職や官製談合に対する国民からの強い批判を踏まえ、公務員の再就職の適正化を図り、国民の信頼を回復することが喫緊の課題となっている。

このような諸課題の解決に向けて歴代内閣において公務員制度の抜本的な見直しについての検討が続けられてきた。

平成12年12月には様々な分野の行政改革を集中的・計画的に進めるための方針を示した「行政改革大綱」が閣議決定され、この中で、「国家公務員、地方公務員制度の抜本的改革」として、公務員への信賞必罰の人事制度の実現、再就職に関する合理的かつ厳格な規制など、６項目の改革を推進することとされた。

政府においては、同大綱を踏まえ、行政改革推進事務局（以下「行革事務局」という。）を中心に改革の具体化に向けた検討が進められ、平成13年12月、「公務員制度改革大綱」が閣議決定された。

同大綱においては、公務員制度の全般的な改革項目とその方向性が明示されるとともに、制度全体の基礎となる国家公務員法の改正について、平成15年中を目標に国会に提出するとの方針が示された。

これを受け、行革事務局を中心に法案化等に向けた検討が進められたが、関係団体等との調整が整わず、平成15年中の国家公務員法改正案の提出は見送られ、引き続き検討されることとなった。

（イ）「行政改革の重要方針」と行政改革推進法

平成16年12月、「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、国家公務員制度改革について、制度設計の具体化と関係者間の調整を進め、改めて公務員制度改革関連法案の国会提出を検討することとされ、一方で、現行制度の枠内で実施可能なものについては、早期に実行に移し、改革の着実な推進を図ることとされた。

また、平成17年12月には「行政改革の重要方針」が閣議決定され、①能力・実績主義の人事管理の徹底等の観点に立った公務員制度改革について、できる限り早期に具体化を図ること、②労働基本権や人事院制度等を含めた公務員制度についても、幅広い観点から検討を行うこと、③人事評価の試行などの取組を進めること等の方針が示された。

さらに、平成18年５月には、同方針で定める改革の着実な実施のための基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行政改革推進法）が成立し、能力及び実績に基づく人事管理、退職管理の適正化並びにこれらに関連する事項について、できるだけ早期にその具体化のために必要な措置を講ずること等とされた。

（ウ）安倍内閣における取組状況

安倍内閣総理大臣は平成19年１月、第166回国会の施政方針演説において、公務員制度改革について、①新たな人事評価を導入して能力本位の任用を行うこと、②官民の人事交流をさらに推進すること、③予算や権限を背景とした押し付け的なあっせんによる再就職を根絶するため、厳格な行為規制を導入することを表明した。

これを踏まえ、経済財政諮問会議等において、公務員制度改革の具体化に向けた検討が進められるとともに、政府・与党間において、新人材バンクの創設を含む公務員制度改革の法案化に向けた協議が重ねられ、４月13日、「公務員制度改革に関する政府・与党合意」が公表された。

この中では、①能力本位の任用制度の確立、新たな人事評価制度の構築等を内容とする「能力・実績主義」、②各府省等による再就職あっせんの禁止、官民人材交流センター（仮称）の創設、現職・退職職員への行為規制等を内容とする「再就職に関する規制」を柱とする法律案の骨子概要が示され、当該事項を内容とする国家公務員法等改正案を速やかに提出することとされた。

さらに、専門スタッフ職の実現、公募制の導入、官民交流の抜本的拡大等、公務員の人事制度全般の課題について、総合的・整合的な検討を進めることとし、国家公務員制度改革基本法（仮称）を平成20年の通常国会に向けて立案・提出することとされた。

（エ）国家公務員法等の一部を改正する法律案等の提出

政府においては、「公務員制度改革に関する政府・与党合意」に基づき、能力・実績主義、再就職に関する規制を柱とする国家公務員法等改正案の立法作業が行われ、国家公務員法等の一部を改正する法律案が平成19年４月24日に閣議決定され、翌25日、国会に提出された。

一方、５月９日、民主から国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が国会に提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

国家公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により退職管理の適正化を図るほか、官民人材交流センターの設置により官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う等のもので、その主な内容は、

ａ　再就職に関する規制の改正等

(a) 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助等を行うものとし、当該事務を内閣府に置く官民人材交流センターに委任すること

(b) 職員は、職員又は職員であった者について、営利企業及び非営利法人（以下「営利企業等」という。）に対し再就職あっせんを行ってはならないものとすること

(c) 職員は、利害関係企業等に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならないものとすること

(d) 職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者は、離職前５年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法第２条第２号に規定する処分に関する事務であって離職前５年間の職務に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をする

ように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないものとすること

(e) 内閣府に、再就職等監視委員会を置くこととし、同委員会に、再就職等監察官を置くものとすること

b　能力・実績主義

(a) 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、一定の場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならないものとすること

(b) 内閣総理大臣は、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること

(c) 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとすること

(d) 職員の人事評価は、公正に行われなければならないものとすること

(e) 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならないものとし、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定めるものとすること

c　特定独立行政法人の役職員への規定の準用・適用

独立行政法人通則法において、特定独立行政法人の役職員について、国家公務員法の退職管理に関する規定を準用・適用するとともに所要の規定の整備を行うものとすること

等である。

（イ）国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出）

国の行政機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化、職員による他の役職員の再就職に係る依頼等の禁止及び早期退職勧奨慣行の禁止その他の退職管理の適正化等に関する措置を講ずるもので、その主な内容は、

a　早期退職勧奨の禁止

任命権者は、一定の場合を除き、職員に対して、定年退職日前に退職することを勧奨してはならないものとすること

b　再就職の制限の強化

(a) 職員が営利企業の地位でその離職前５年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察と密接な関係にあるものに就くことを制限する期間について、離職後２年間を離職後５年間とすること

(b) 職員は、一定の場合を除き、離職後５年間は、非営利法人等の地位で、その離職前５年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないものとすること

c　政府によるあっせんの禁止

職員は、職員又は職員であった者について、営利企業及び非営利法人等（以下「営利企業等」という。）に対し再就職あっせんを行ってはならないものとすること

d　退職職員による働きかけ行為の禁止

職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者は、離職前５年間に在職していた局等組織に属する役職員等に対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法第２条第２号に規定する処分に関する事務であって離職前５年間の職務に属するものに関し、離職後10年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないものとすること

e　独立行政法人の役員の服務等

(a) 特定独立行政法人の役員は、一定の場合を除き、離職後５年間は、法人その他の団体の地位で、その離職前５年間に在職して

いた特定独立行政法人等と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないものとすること

(b) 特定独立行政法人の役職員について、国家公務員法の退職管理に関する規定を準用・適用するとともに所要の規定の整備を行うものとすること

等である。

（ウ）特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案（馬淵澄夫君外４名提出）

特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位に就くことの制限に関する措置及び再就職者による依頼等の規制に関する措置を定めるものである。

（エ）独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出）

独立行政法人の業務運営における自主性を高める等のため、役員に係る兼職の制限の強化等の措置を講ずるものである。

ウ　審議経過

内閣提出法律案及び民主提出３法律案は、５月15日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、同月16日、提案理由の説明を聴取した後、18日から質疑に入った。29日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、６月１日には、安倍内閣総理大臣に対する質疑が行われた。同月６日、質疑を終局し、討論・採決の結果、民主提出３法律案はいずれも否決すべきものと議決され、内閣提出法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

翌７日の本会議において、民主提出３法律案はいずれも否決され、内閣提出法律案は可決された。

参議院においては、６月30日の本会議で、内閣提出法律案は可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

内閣提出法律案に対する主な質疑事項は、①官民人材交流センター（以下「センター」という。）の運営の在り方、②センターを設置する理由、③有識者懇談会の構成見通しと明示の必要性、④人事評価（能力・実績主義）の運用の在り方、⑤「渡り」の実態把握の必要性、⑥早期退職勧奨慣行の是正、⑦官民人事交流の推進、⑧公務員制度改革の全体像を明示する必要性、⑨キャリアシステムによる弊害の有無及び抜本的見直しの必要性等であった。

また、**民主提出３法律案**に対する主な質疑事項は、①早期勧奨退職の廃止による公務員の人件費総額上昇の見通し、②能力・実績主義を附則で規定した理由、③再就職に関する事後規制により官民人材交流が阻害される懸念、④新規採用の抑制による影響の有無、⑤天下り規制による具体的経費削減効果、⑥国家公務員倫理審査会による規制の実効性、⑦能力・実績主義の徹底と労働組合の主張との整合性、⑧公務員制度全体の改革についての提出者の認識等であった。

(9) 放送・通信制度改革等関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）放送、通信制度改革

通信、放送のデジタル化やＩＰ化等情報通信分野を取り巻く環境が大きく変化する中、新しい時代に対応した通信・放送法制の見直しが必要との指摘がなされた。また、日本放送協会（ＮＨＫ）では相次ぐ不祥事に対する批判から受信料の不払等が急増し、同協会の組織や受信料制度の在り方に関する議論が高まった。

こうした状況を踏まえ、平成18年１月から「通信・放送の在り方に関する懇談会」（総務大臣の懇談会）において、通信と放送の融合・

連携の進展に対応した法体系の見直しや日本放送協会の抜本的改革について検討が進められ、同年６月に報告書を取りまとめた。一方、与党においても通信・放送制度改革について検討が進められていたことから、政府・与党間において協議が行われ、通信・放送制度の改革について合意がなされた（通信・放送の在り方に関する政府与党合意）。この合意には、①日本放送協会の経営委員会の抜本的改革、協会保有のチャンネル数の削減、国際放送の強化、受信料支払の義務化等、②マスメディア集中排除原則の緩和、③通信と放送に関する総合的な法体系の検討等が盛り込まれた。

総務省はこれを受け、平成18年９月に放送・通信分野の改革に関する工程プログラムを策定し、具体的な制度改正に着手した。

（イ）虚偽の内容の放送を行った放送事業者の再発防止計画の提出に係る制度の導入

関西の準キー局の放送事業者が制作し、全国で放映された番組において、事実の捏造等があったことが明らかになった。同番組をきっかけに取り上げた食材の値上がり等が生じ、さらに過去においても事実の捏造等があったことが判明した。このため、総務大臣は、予算委員会等において、番組捏造問題等の再発防止策について、法改正を含め検討すると言及した。すなわち、放送法等に違反した放送事業者への対応として、行政指導の他には電波停止あるいは免許取消し以外の行政処分がないことから、報道の自由を冒さないような形で同種の事案の再発防止の検討を指示したことを明らかにした。

このような指示を受け、総務省において検討がなされた結果、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であって国民生活に悪影響を及ぼすものを行ったと認めるとき等に、放送事業者に対し、再発防止計画の策定及びその提出を求めることができる制度を、放送法を改正して盛り込むことにした。なお、この制度の導入については、報道機関等から放送事業者の報道の自由、番組編集権などを侵害する危険性があるとの指摘がなされた。

（ウ）電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し

平成18年、ＩＰ電話サービス等を提供する電気通信事業者が、一般投資家等から事業資金を不正に募集し、詐欺罪等で摘発される事件が発生した。総務省は摘発前に同事業者に対し、電気通信事業法に基づき報告聴取、立入検査を行い、これを踏まえ、利用者保護の観点から行政指導を行ったが、資金の募集方法等について同法に基づく業務改善命令は発動しなかった。

現行電気通信事業法では、電気通信サービスを利用している利用者の利益が阻害された場合には総務大臣が業務改善命令を発動することができることになっているが、当該事案のように資金調達方法が不適切である場合は要件としていない。したがって同事業者に対して、一般投資家等の被害拡大防止のために同法に基づいた業務改善命令の発動は行われなかったのである。

しかしながら、電気通信事業を所管する行政としての対応は充分であったかとの指摘があり、総務大臣は同種の事件の再発防止策の検討を指示した。

（エ）放送法等の一部を改正する法律案の提出

以上の経過を踏まえ、政府において放送法、電波法、電気通信事業法等の改正が検討され、その結果、**放送法等の一部を改正する法律案**として取りまとめられ、第166回国会に提出された。

イ　関連議案の概要

放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会に係る事項等放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続きを創設する等の所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

（ア）放送法の一部改正関係

a　日本放送協会の経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員から構成される監査委員会の設置、外部監

査の導入等を行うこと

b　日本放送協会は、放送した放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を行うことができることとし、当該業務に係る経理は、特別の勘定を設けて整理しなければならないこととすること

c　日本放送協会の国際放送の業務を邦人向け及び外国人向けの別に規定し、それぞれに適合した番組準則を適用するとともに、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設けること

d　国際放送の命令放送制度について「命ずる」との文言を「要請する」に改め、日本放送協会はこれに応じるよう努めるものとすること

e　複数の地上系一般放送事業者の子会社化を可能とする認定放送持株会社制度を導入すること（マスメディア集中排除原則の緩和）

f　相当数の有料放送契約を代理等する有料放送管理業務を行おうとする者は、その旨を届け出るとともに、業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならないこととすること

g　虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼすおそれ等がある場合、総務大臣は、放送事業者に再発防止計画の提出を求めることができることとすること（なお、総務大臣は本会議趣旨説明等において、ＢＰＯ（放送倫理・番組向上機構）による自主的な再発防止の取組が十分機能している間は、本制度の規定を適用しないことを明らかにした）

（イ）電波法の一部改正関係

a　実験無線局について、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局を含めるとともに、名称を実験等無線局に改めること

b　無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の制度を創設すること

（ウ）電気通信事業法の一部改正関係

電気通信事業の運営が適切かつ合理的でないため電気通信の健全な発達等に支障が生ずるおそれがあるときに、電気通信事業者に対する業務改善命令が行い得るよう、その要件を見直すこと等である。

なお、上記（ア）ｇの総務大臣による放送事業者への再発防止計画の提出要求については、ＢＰＯによる自主的な再発防止の取組が十分機能している間は、本制度の規定を適用しないこととされていた。また、日本放送協会の受信料については、現行の契約締結義務を支払義務に改めるための関係規定の改正も検討された。この検討の過程において、政府は、支払義務化に改める条件として受信料の２割程度の引下げを求めた。これに対して日本放送協会は、受信料の引下げについて明確にしなかったため、本法律案における受信料の支払義務化は、見送られた。

ウ　審議経過

放送法等の一部を改正する法律案は、第166回国会の平成19年４月６日に提出され、５月22日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、総務委員会に付託された。同国会において、同法律案の審査は行われず、第168回国会まで継続された。

第168回国会において、11月29日に総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、12月４日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。同日の参考人質疑終了後、自民、民主及び公明三会派共同の修正案が提出された。

同修正案の内容は、①日本放送協会の経営委員会の権限の明確化、経営委員の個別放送番組の編集への関与の禁止等、②国際放送を日本放送協会に要請する際の総務大臣の指定事項の限定、③総務省令に委任されている認定持株会社における議決権の保有割合の上限の限定、④虚偽の内容の放送を行った放送事業者の再発防止計画の提出等に関する規定の削除等であった。同日、修正案提出者から趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局した。

同月６日、討論を行った後、採決を行った結果、同法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと議決された。なお、同法律案に

対し附帯決議が付された。

同月11日の本会議において、同法律案は修正議決された。

参議院においては、12月21日の本会議で、本法律案は可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①関連のない法律改正事項を一つの法律案にまとめて提出することの妥当性、②本法律案の修正後もなお積み残されている課題、③経営委員会に監査委員会を設置する理由及び監査委員会の役割、④経営委員会が執行部の作成した次期経営計画案を承認しなかった経緯、⑤法律案成立後に日本放送協会が総務大臣からの国際放送の実施要請を拒否することの可否、⑥新しい映像国際放送の実施時期及び今後の予算措置の在り方、⑦マスメディア集中排除原則の緩和に伴いキー局によるローカル局の支配強化の懸念及びローカル局の存在意義、⑧番組捏造を行った放送事業者に対するＢＰＯの機能強化措置の内容、⑨再発防止計画の提出に係る規定が削除された場合においてＢＰＯの措置が十分に機能しなかった場合における行政処分の在り方、⑩電気通信事業法を改正して一般投資家の保護を図ろうとする意図等であった。

(10) 労働条件に関するルールの見直し関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中で、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加、長時間労働者の割合の高止まり、ワーキングプアといわれる低所得者層の増加等の問題が顕在化しており、これら問題に対応した労働環境を整備するため、労働条件に関するルールの見直しが急務となっていた。

(ア) 労働契約法制・労働時間法制の在り方に関する検討

我が国の労働契約に関するルールは、実定法上は労働基準法や民法などに部分的に規定されているに過ぎず、その多くは判例法理にゆだねられてきた。しかし、近年、就業形態・就業意識の多様化に伴う労働条件決定の個別化の進展、経営環境の急激な変化、労働組合の組織率が20%を切るなど集団的労働条件決定システムの機能低下やそれらに伴う個別労働関係紛争が増加しているという状況の下で、紛争の解決や未然防止に資する体系的で分かりやすい労働契約に関するルールの整備が求められるようになった。平成15年の労働基準法改正に際しては、衆参両院の厚生労働委員会で、「労働契約について包括的な法律を策定するため、専門的な調査研究を行う場を設けて積極的に検討を進め、その結果に基づき、法令上の措置を含め必要な措置を講ずること」とする附帯決議が付された。

また、労働時間の状況についてみると、厳しい社会経済情勢の下、子育て世代の男性を中心に長時間労働者の割合の高止まりや過重労働による労働者の心身の健康障害が増加するなどの問題が生じており、長時間労働の抑制を図ることが課題となっていた。さらに、ホワイトカラー労働者の増加に対応して、労働時間の長短ではなくその成果や能力などにより評価する制度が求められるようになった。

このような状況を踏まえ、厚生労働省は、「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」及び「今後の労働時間制度に関する研究会」を開催し、それぞれ報告書を平成17年９月、平成18年１月に取りまとめた。この報告を受け、厚生労働大臣は、労働政策審議会に、平成17年９月28日付けで、「今後の労働契約法制の在り方について」、平成18年２月８日付けで、「今後の労働時間法制の在り方について」をそれぞれ諮問した。諮問を受け、同審議会労働条件分科会（以下「労働条件分科会」という。）は、合わせて28回にわたり議論を行い、平成18年12月27日、「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」を取りまとめ、同日、労働政策審議会から厚生労働大臣に答申を行った。

この答申を受け、厚生労働大臣は、平成19

年１月25日、労働契約の基本的なルールを定める労働契約法を制定することを内容とする、「労働契約法案要綱」及び①長時間労働者に対する割増賃金率の引上げ、②年次有給休暇制度の見直し、③自己管理型労働制（いわゆるホワイトカラー・エグゼンプション）の創設、④企画業務型裁量労働制の見直し等を内容とする、「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問した。２月２日、同審議会は、「労働契約法案要綱」については、おおむね妥当である旨答申したが、「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」については、労働者代表委員が認められないとした③及び④並びに使用者代表委員が認められないとした①に関する部分を除き、おおむね妥当である旨答申した。

③については、平成18年秋以降、新聞等の報道で大きく取り上げられるようになり、「残業代不払い制度」、「過重労働を助長するもの」との批判が噴出した。このため、与党は、同制度の導入については国民の理解が十分に得られるに至っていないと判断、平成19年２月６日、労働者側が反対していた③及び④に関する部分については第166回国会に提出しないことで合意した。

政府は労働政策審議会の答申及び与党合意に基づき、**労働契約法案**及び**労働基準法の一部を改正する法律案**を取りまとめ、第166回国会に提出した。

一方、民主は、21世紀の雇用社会にふさわしい労働契約のルールとして、労働契約の締結、変更及び終了に至る各段階における権利義務を明確化する**労働契約法案**を取りまとめ、第168回国会に提出した。

（イ）最低賃金制度の在り方に関する検討

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低限を規制し、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、我が国では、地域別最低賃金、産業別最低賃金及び労働協約に基づく地域的最低賃金が設けられていた。

このうち産業別最低賃金については、経済団体等から、すべての労働者を対象とする地域別最低賃金に屋上屋を架すものであるとして、その廃止が要望されていた。また、地域別最低賃金については、生活保護の水準を下回るケースがあるとの問題が指摘されていた。こうした中、平成16年３月、政府は、「規制改革・民間開放推進３か年計画」を閣議決定し、産業別最低賃金制度の在り方を平成16年度中に検討するとした。

同年９月、厚生労働省は、「最低賃金制度のあり方に関する研究会」を開催、平成17年３月に報告書を取りまとめ、産業別最低賃金の廃止を含めた抜本的な見直しの必要性、単身独身者について、地域別最低賃金が少なくとも生活保護水準を下回らないようにすることの必要性等を提言した。

このような実情を踏まえ、平成17年４月、厚生労働大臣は、「今後の最低賃金制度の在り方について」を労働政策審議会に諮問した。労働条件分科会に設置された最低賃金部会では、公益委員から産業別最低賃金を廃止し職種別設定賃金を創設する等とする試案が示されたが、合意に至らなかった。平成18年12月27日、最低賃金部会は、産業別最低賃金を民事的なルールに改める、地域別最低賃金の決定基準について生活保護との整合性も考慮する必要があることを明確にする等を内容とする報告書を取りまとめ、同日、労働政策審議会から厚生労働大臣に答申した。

この答申を受け、厚生労働大臣は、「最低賃金法の一部を改正する法律案要綱」を取りまとめ、平成19年１月29日、労働政策審議会に諮問した。同日、同審議会は、おおむね妥当である旨答申した。

政府はこの答申を受け、**最低賃金法の一部を改正する法律案**を取りまとめ、第166回国会に提出した。

一方、民主は、最低賃金が低いことが、ワーキングプアが増加する要因の一つとなっているとして、すべての労働者が安心して働き、生計を立てられる公正な賃金を保障する全国最低賃金制度を創設する等を内容とする**最低賃金法の一部を改正する法律案**を取りまとめ、第166回国会に提出した。

イ　関連議案の概要

（ア）労働契約法案（内閣提出）

個別労働関係紛争の解決や未然防止に資するため、労働契約は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、合意により成立し、又は変更されるとする原則、就業規則との関係等の労働契約に関する基本的なルールを定めるものである。

（イ）労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出）

１か月80時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率を２割５分から５割に引き上げるとともに、現在、原則として日単位で取得することとされている年次有給休暇について、労使協定により、５日分は時間単位での取得を可能とするものである。

（ウ）最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

地域別最低賃金について、全国各地域ごとに決定を義務付け、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化するとともに、罰金額を引き上げるほか、産業別最低賃金について、最低賃金法の罰則の適用がない民事的なルールに改めるものである。

（エ）最低賃金法の一部を改正する法律案（細川律夫君外２名提出）

全国最低賃金制度を創設するとともに、全国最低賃金を超える額で地域最低賃金を決定することができるようにするほか、当該最低賃金は、労働者とその家族の生計費を基本とするよう最低賃金の決定基準の見直しを行うものである。

（オ）労働契約法案（細川律夫君外３名提出）

労働契約に関する紛争を防止するため、21世紀の雇用社会にふさわしい労働契約における公正かつ透明な民事上のルールとして、労働契約の締結、変更及び終了に至る各段階における権利義務を明確化するものである。

ウ　審議経過

第166回国会、内閣提出の３法律案は、平成19年３月13日に提出され、５月24日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同月25日、提案理由の説明を聴取し、６月１日から質疑に入ったが、結論を得るに至らず、継続審査となった。

また、民主提出の**最低賃金法の一部を改正する法律案**は、５月23日に提出され、７月３日、厚生労働委員会に付託されたが、審査に入ることなく継続審査となった。

参議院議員通常選挙が行われたことを受けて開かれた第167回国会では、継続審査になっていた４法律案は審査に入ることなく、引き続き継続審査となった。

第168回国会、民主提出の**労働契約法案**は、９月28日に提出され、10月31日、厚生労働委員会に付託された。

同日、同委員会においては、民主提出の２法律案の提案理由の説明を聴取し、11月２日に５法律案の質疑に入った。同月７日、民主提出の２法律案の撤回を許可し、内閣提出の**労働契約法案**及び**最低賃金法の一部を改正する法律案**の質疑を終局した。次いで、与党及び民主の共同提案により、**労働契約法案**に対して、均衡待遇についての原則及び仕事と生活の調和についての原則を追加する修正案が、**最低賃金法の一部を改正する法律案**に対し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮することとする修正案が、それぞれ提出され、趣旨の説明を聴取し、討論・採決の結果、両法律案はいずれも賛成多数で修正議決すべきものと議決された。

同月８日の本会議において、両法律案はいずれも修正議決された。

参議院においては、同月28日の本会議で、両法律案はいずれも可決され、成立した。

なお、**労働基準法の一部を改正する法律案**は、継続審査となった。

エ　主な質疑事項

内閣提出の３法律案に対する主な質疑事項は、①個人請負など経済的従属関係にある者を労働契約法で保護する必要性、②就業規則による労働条件の不利益変更が容易に行われる懸念、③労働契約法に労働者間の均等待遇を規定する必要性、④時間外労働の割増賃金率の引上げを月80時間超とした理由、⑤割増賃金率の引上げ分に代えて付与される有給休暇の付与方法、⑥年次有給休暇を時間単位で取得可能とする理由、⑦生活保護の水準を下回っている都道府県の地域別最低賃金を引き上げる必要性、⑧最低賃金の引上げに当たって地域の経済力や中小企業への影響に配慮する必要性、⑨産業別最低賃金に最低賃金法の罰則を適用しないこととする理由、⑩最低賃金の履行確保策等であった。

民主提出の２法律案に対する主な質疑事項は、①最低賃金の決定基準を労働者とその家族の生計費のみとした理由、②最低賃金の大幅な引上げが雇用情勢の悪化を招く懸念、③最低賃金の大幅な引上げに伴い実施するとしている中小企業支援策の財源及びその効果、④解雇要件の厳格化により企業倒産が増加する可能性、⑤転勤や出向の際に当事者の同意及び労働者代表との協議を使用者に義務付けることの妥当性、⑥有期労働契約に関する締結事由の制限や差別的取扱禁止の規定が雇用情勢の悪化を招く懸念等であった。

(11) テロ対策特措法関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案（以下「旧テロ対策特別措置法」という。）は、平成13年９月11日の米国における同時多発テロを契機とした国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資する目的で、同年10月５日、２年間の時限立法として第153回国会に提出された。その後、国会の事後承認及び武器弾薬の外国領域における陸上輸送禁止などを付加する修正を経て、10月29日に成立、11月２日に公布、同日施行された。同法はまた、テロによる脅威の除去のための諸外国の活動が継続していることを踏まえ、平成15年10月に２年間、平成17年10月及び平成18年11月にはそれぞれ１年間延長された。平成19年11月１日をもって期限を迎える同法は、当初さらなる延長が予定されていた。しかし、同年７月の参議院議員通常選挙において、同法の延長に反対する野党が多数を制したこと、及び、内閣総理大臣が交代したことによって延長法案の提出時期を逸してしまい、たとえ提出されても審議中に旧テロ対策特別措置法自体が失効してしまう事態を想定せざるを得なくなっていた。

このため、政府は、新法により対応することとし、同年10月17日、海上阻止活動への補給支援により、国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に引き続き寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする**テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案**を第168回国会に提出した。

イ　関連議案の概要

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出）

我が国がテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊その他これに類する組織（以下「諸外国の軍隊等」という。）に対し旧テロ対策特別措置法に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献し、国際連合安全保障理事会決議第1776号においてその貢献に対する評価が表明

されたこと等を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与しようとするもので、その主な内容は、

a　政府は、この法律に基づく補給支援活動を適切かつ迅速に実施することとし、同活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならず、同活動は、我が国領域並びに戦闘行為が行われていないインド洋等（その上空を含む。）及び外国の領域（当該外国の同意がある場合に限る。）において実施するものとすること

b　補給支援活動とは、自衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して実施する自衛隊に属する物品及び役務の提供（艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油又は給水を内容とするものに限る。）に係る活動をいうものとすること

c　内閣総理大臣は、補給支援活動を実施するに当たっては、あらかじめ、補給支援活動に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならないものとすること

d　内閣総理大臣は、実施計画の決定又は変更があったときは、その内容を、補給支援活動が終了したときは、その結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないものとすること

e　補給支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己等又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができるものとすること

f　この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して１年を経過した日に、その効力を失うこと。ただし、その日より前に、補給支援活動を実施する必要がないと認められるに至ったときは、速やかに廃止すること。なお、１年を経過する日以後においても必要があるときは、別の法律により、１年以内の期間を定めて、その効力を延長することができるものとすること

等である。

ウ　審議経過

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案は、平成19年10月17日に提出され、同月23日の本会議で趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日テロ・イラク特別委員会に付託された。

同委員会においては10月24日、本法律案について、提案理由の説明を聴取し、同月26日、福田内閣総理大臣の出席を求め質疑に入った。同月29日に、防衛省問題について、守屋前防衛事務次官に対する証人喚問が行われ、11月５日には参考人（拓殖大学大学院教授森本敏君、軍事アナリスト小川和久君、医療法人健祉会理事長レシャード・カレッド君、東京外国語大学大学院教授伊勢﨑賢治君）からの意見聴取及び質疑が行われた。さらに、同月７日、秘密会において参考人（元防衛庁海上幕僚監部防衛部防衛課長寺岡正善君）に対する質疑が行われた後、防衛省問題について集中審議が行われた。

11月12日、締めくくり質疑を行い、質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

翌13日の本会議において、討論の後に記名投票が行われた結果、本法律案は可決（賛成327票、反対128票）された。

参議院においては、平成20年１月11日の本会議で否決され、同日、衆議院に返付された。これを受けて、同日、本会議において、まず、本法律案の再議決を求める動議が提出され、討論・採決の結果、賛成多数で可決された。続いて、本法律案の採決が記名投票により行われた結果、出席議員の３分の２以上の多数で再び可決（賛成340票、反対133票）され、憲法第59条第２項により、本法律案は成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、「旧テロ対策特別措置法における実績等」については、①国連安保理決

議があれば武力を行使する活動への参加が憲法違反ではないとの考え方に対する外務大臣の見解、②安全保障に関する法体系の中で本法律案だけ国会承認規定がないことに対する見解、③これまで６年間の我が国の活動に対する国際社会からの評価、④アフガニスタン本土で自衛隊が支援活動を行う場合、武器使用等の面で課される法律上の制限、⑤本法律案においてイラク作戦と関わりがあると懸念されるペルシャ湾が活動地域に含まれる理由、⑥本法律案成立後直ちに補給支援活動を再開し、活動の中断期間を短くするための方策、⑦不朽の自由作戦－海上阻止活動（ＯＥＦ－ＭＩＯ）に並列してイラクの自由作戦（ＯＩＦ）等複数の任務を行う艦船に対し給油することの可否、⑧テロ対策特措法に基づく給油支援のための燃料調達を行う商社名を公表する必要性、⑨本法律案が参議院で否決された場合に衆議院で再議決される妥当性、⑩本法律案審議の障害となっている守屋前防衛事務次官をめぐる問題及び給油量取違え問題に対する防衛大臣の認識等であった。

「前防衛事務次官の証人喚問」については、①本法律案審議時に不祥事問題で時間を割かねばならないことに対する証人の責任、②過去５年間に防衛専門商社山田洋行元専務から受けたゴルフ及び飲食接待の回数並びに不適切な関係を続けた理由、③偽名でゴルフをした事実並びに自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程違反の認識の有無、④元専務から証人の夫人及び娘への贈答や資金提供の有無、⑤証人と元専務との宴席において防衛庁長官経験者等が同席した事実の有無、⑥山田洋行との契約について具体的な便宜を図った事実の有無、⑦ＧＥ（ゼネラル・エレクトリック）社の代理店契約が山田洋行から日本ミライズに変更された際の関与の有無、⑧次期輸送機（ＣＸ）エンジン調達の選定過程において日本ミライズを採用するよう支持した事実の有無、⑨山田洋行のフレア発射装置に係る水増し請求事件への関与実態及び甘い処分となった理由、⑩退職金返還の意思の有無等であった。

「海上自衛艦の航泊日誌破棄及び補給艦の給油量訂正並びに給油燃料転用疑惑問題」については、①防衛省に文書管理のための多重チェックシステムをつくる必要性、②公開した航泊日誌のほとんどを黒塗りした理由を具体的に説明する必要性、③航泊日誌の永久保存を検討する必要性、④「文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会」メンバーに第三者を入れる必要性、⑤これまでの補給活動が米国の戦争支援となっていることへの疑念、⑥アフガニスタン空爆に日本の給油燃料が使用されていることに違和感を持つ国民感情に対する内閣総理大臣の所見、⑦米海軍補給艦「ペコス」への給油量と当時のキティホークの作戦行動を政府が確認した事実の有無、⑧給油量が80万ガロンと判明したにも関わらずキティホークがＯＥＦ従事中に当該燃料を消費したと判断した理由、⑨帰途にある艦船に給油することの妥当性、⑩これまでの給油燃料がイラク作戦へ転用されなかったことの確認方法及び転用を防ぐための今後の方針等であった。

「アフガニスタン情勢」については、①内戦等で30年前からアフガニスタンの政情が安定しない理由に関する政府の分析、②米国及びＮＡＴＯのアフガニスタン派遣に係る国際法上の根拠、③９.11後の米軍のアフガニスタン攻撃が自衛権行使のための急迫性及び均衡性の要件を欠くとする考えに対する外務大臣の見解、④米国のＯＥＦ及び国際治安支援部隊（ＩＳＡＦ）における敵の概念、⑤米軍がＯＥＦで捕えたアルカーイダ及びタリバンを不法戦闘員としてグアンタナモ基地に拘束していることに対する政府の見解、⑥アフガニスタン開戦以降の多国籍軍の空爆による民間人の被害者数、⑦アフガニスタンにおける我が国の民生支援の内容及び「テロとの闘い」によって民生面で改善した事項、⑧治安情勢の悪化により撤退、活動の停止を余儀なくされているＮＧＯに対する政府の支援策、⑨アフガニスタン復興のため平和構築と和解のプロセスを促進する非軍事的政策に転換する必要性、⑩ＩＳＡＦへ自衛隊を派遣する可能性の有無等であった。

「防衛装備品の調達問題」については、①防衛省における山田洋行の全受注額に占める

随意契約の割合及び省全体の契約に占める随意契約の割合、②山田洋行及び日本ミライズへの天下り人数、③山田洋行がＢＡＥ社のものとして防衛庁に出した見積書の真偽、④装備審査会議録がないとする理由及び同会議の開催頻度、⑤過大請求の再発防止のための審査機能及び過大請求発覚時の対応策、⑥守屋前事務次官の証人喚問を受けて装備調達方法の改善を含めた新たな対策を検討する必要性、⑦自衛隊員倫理規程違反のおそれがある場合に退職金の支払いを凍結する仕組みの有無、⑧防衛監察本部の構成員中、防衛省以外のメンバーを増員し機能をより強化することに対する防衛大臣の見解、⑨防衛装備品調達における商社の介在を通関、為替業務に限ることとしてその対価を払う方法に変えるべきとの意見に対する政府の見解、⑩防衛関連会社からの接待に関する防衛省職員への調査方針等であった。

「国際平和協力のための一般法（恒久法）」については、①国際平和活動に自衛隊が参加するための原理、原則を確立する必要性、②一般法において自衛隊が活動できる範囲に関する内閣総理大臣の所見、③自衛隊を活用した国際貢献の在り方について与野党で議論し合意点を得る必要性、④武器使用基準の今後の在り方に対する防衛大臣の見解、⑤自衛隊員がアフガニスタン本土で活動する上で安全確保の観点から障害となる問題点、⑥自衛隊員によるいわゆる駆け付け警護の合憲性に対する内閣法制局の見解、⑦国際平和協力のための自衛隊海外派遣に国連決議を必須条件とする考え方に対する政府の見解等であった。

３　国政選挙結果

(1) 平成19年４月統一補欠選挙

平成19年４月22日、参議院福島県選挙区、同沖縄県選挙区において補欠選挙（４月５日告示）が行われた。選挙結果は次のとおりである。

なお、衆議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

参・福島県選挙区（佐藤雄平君18.10.23辞職）			
立候補者数	３人	投票率	56.72％
当　選　人	増　子　輝　彦君（民主党）		
参・沖縄県選挙区	（糸数慶子君18.11.２公職選挙法第90条による退職）		
立候補者数	３人	投票率	47.81％
当　選　人	島　尻　安伊子君（諸派）		

(2) 第21回参議院議員通常選挙及び統一補欠選挙

第21回参議院議員通常選挙は、平成19年７月12日に公示され、同月29日を投票日として実施された。今回の通常選挙を前に、いくつかの選挙制度の改正が行われた。

①在外投票の対象選挙の拡大

在外投票は、平成12年に導入されて以来、投票の対象選挙を比例代表選挙に限って実施されてきたが、平成17年９月の最高裁判決（※）を受け、選挙区選挙も在外投票の対象とした。

②マニフェストの頒布場所の拡大

街頭演説を行うことができる場所を増加することにより、いわゆるマニフェストの頒布場所が拡大した。

③選挙区別議員定数の変更

栃木県選挙区及び群馬県選挙区の議員数をそれぞれ４人から２人に、千葉県選挙区の議員数を４人から６人に、東京都選挙区の議員数を８人から10人に変更した。

※最高裁判決（大法廷、平成 17 年９月 14 日）

遅くとも、本判決言渡し後に初めて行われる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の時点において、在外選挙の対象となる選挙を両議院の比例代表選挙に限定する規定は、憲法に違反する。

今回の通常選挙の改選議席は、選挙区が73、比例代表が48、計121であり、それに対し、立候補者は、選挙区が218人、比例代表が159人、計377人（うち女性の立候補者は91人）であった。党派別内訳は表１のとおりである。

競争率は選挙区で2.99倍、比例代表で3.31倍であり、当選人数の党派別内訳は表２のとおりである。

（表１）党派別立候補者数

	選挙区	比例代表	計
自由民主党	48	35	83
民主党	45	35	80
公明党	5	17	22
日本共産党	46	17	63
社会民主党	14	9	23
国民新党	9	14	23
新党日本	0	3	3
維新政党・新風	7	3	10
９条ネット	1	9	10
共生新党	5	5	10
女性党	0	12	12
諸派	4	0	4
無所属	34		34
計	218	159	377

（表２）党派別当選人数

	選挙区	比例代表	計
自由民主党	23	14	37
民主党	40	20	60
公明党	2	7	9
日本共産党	0	3	3
社会民主党	0	2	2
国民新党	1	1	2
新党日本	0	1	1
無所属	7		7
計	73	48	121

自由民主党及び公明党の連立与党は、自由民主党が改選64議席から37議席に、公明党が改選12議席から９議席へ議席を減らし、合わせて46議席となり、改選121議席の過半数に達しなかった。さらに、非改選の57議席を合わせても103議席となり、全242議席の過半数に達しなかった。

一方、野党各党は、民主党は改選32議席から60議席へ大幅に議席を増やし、非改選と合わせて参議院第１党となった。日本共産党は改選５議席から３議席に、社会民主党は改選３議席から２議席に議席を減らし、国民新党は改選２議席を確保した。また、新党日本が新たに１議席を確保した。

女性の当選人は26人で、前回の15人よりも11人増となった。

今回の通常選挙は、本年４月の統一地方選挙に引き続いて行われる選挙のため、投票率の低下が懸念されたが、選挙区58.64％、比例代表58.63％であり、前回通常選挙の選挙区56.57％、比例代表56.54％をわずかではあるがそれぞれ上回る結果となった。

また、同日、衆議院岩手県第１区及び同熊本県第３区において補欠選挙（７月17日告示）が行われた。選挙結果は次のとおりである。

衆・岩手県第１区（達増拓也君19.３.22公職選挙法第90条による退職）			
立候補者数	３人	投票率	61.05％
当　選　人	階　　猛君（民主党）		
衆・熊本県第３区（松岡利勝君19.５.28死去）			
立候補者数	４人	投票率	70.88％
当　選　人	坂本　哲志君（無所属）		

なお、荒井正吾君（自民、参議院奈良県選挙区、19.３.９辞職）及び柏村武昭君（自民、参議院広島県選挙区、19.３.25公職選挙法第90条による退職）の欠員に伴う補欠選挙については、参議院議員の任期満了前６か月以内に補欠選挙事由が発生したため、実施されなかった。

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、原則として年２回、４月及び10月の第４日曜日に統一して行われるが、参議院議員の任期が終わる年において、衆議院議員の補欠選挙は、例外的に当該通常選挙の期日にも行うこととされている。

(3) 平成19年10月統一補欠選挙

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

第2

本会議の概況

第２　本会議の概況

【第166回国会】

１　国務大臣の演説及び質疑

平成19年１月26日に安倍内閣総理大臣の施政方針演説、麻生外務大臣の外交演説、尾身財務大臣の財政演説及び大田経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月29日及び30日に各党の代表質問が行われた。

(1) 安倍内閣総理大臣の施政方針演説

（はじめに）

昨年９月、私は、総理に就任した際、安倍内閣の目指す日本の姿は、世界の人々が憧れと尊敬を抱き、子どもたちの世代が自信と誇りを持つことができるように、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた「美しい国、日本」であることを国民の皆様にお示ししました。この新しい日本の姿の実現に向け、国民の皆様とともに、一つ一つスピード感を持って結果を出していくことが重要だと考えております。引き続き、日本の明るい未来に向け、全力投球することをお約束いたします。

私は、日本を、21世紀の国際社会において新たな模範となる国にしたいと考えます。

そのためには、終戦後の焼け跡から出発して、先輩方が築き上げてきた、輝かしい戦後の日本の成功モデルに安住してはなりません。憲法を頂点とした、行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交・安全保障などの基本的枠組みの多くが、21世紀の時代の大きな変化についていけなくなっていることは、もはや明らかです。我々が直面している様々な変化は、私が生まれ育った時代、すなわち、テレビ、冷蔵庫、洗濯機が三種の神器ともてはやされていた時代にはおよそ想像もつかなかったものばかりです。

今こそ、これらの戦後レジームを、原点にさかのぼって大胆に見直し、新たな船出をすべきときが来ています。「美しい国、日本」の実現に向けて、次の50年、100年の時代の荒波に耐えうる新たな国家像を描いていくことこそが私の使命であります。

自由民主党及び公明党による連立政権の安定した基盤に立って、「美しい国創り」に向けたあらゆる政策を断固として実行してまいります。今後、具体的にどのように取り組んでいくのか、安倍内閣として国政に当たる基本方針を申し上げます。

（成長力強化）

「美しい国」を実現するには、その基盤として、活力に満ちた経済が不可欠です。日本が人口減少社会を迎える中で、国民が未来に夢や希望を持ち、より安心して生活できる基盤となる社会保障制度を維持するためにも、生産性を向上させ、成長力を強化することが必要です。今こそ、日本経済を中長期的に新たな成長の舞台に引き上げていくことが重要であり、今後５年間に取り組むべき改革の方向性を示した「日本経済の進路と戦略」を策定しました。これに基づき、私のリーダーシップの下、革新的な技術、製品、サービスなどを生み出すイノベーションと、アジアなど世界の活力を我が国に取り入れるオープンな姿勢により、成長の実感を国民が肌で感じることができるよう、新成長戦略を力強く推し進めます。

約100年前、権威ある物理学者が「空気より

重い空飛ぶ機械は不可能である」と断言したわずか８年後、ライト兄弟が初の有人飛行に成功しました。絶え間のないイノベーションが人類の将来の可能性を切り拓き、成長の大きな原動力になります。2025年までを視野に入れた、長期の戦略指針「イノベーション25」を５月までに策定し、がんや認知症に劇的な効果を持つ医薬品の開発などの実現に向けた戦略的な支援や、各国の特許制度の共通化への取組など、具体的な政策を実行します。

イノベーションにあわせ、ＩＣＴ産業の国際競争力を強化するとともに、医療、農業など将来有望な分野で残る規制の改革やＩＴの本格的活用により事業の効率性を高めるため、４月を目途に生産性加速プログラムを取りまとめます。減価償却に関する税制度を約40年ぶりに抜本的に見直し、投資の促進を図ります。

アジアなど、海外の成長や活力を日本に取り入れることは、21世紀における持続的な成長に不可欠です。2010年に外国人の訪問を1,000万人とする目標の達成に向け、今年は、日中間の交流人口を500万人以上にすることを目指します。大都市圏における国際空港の24時間供用化や、外国から我が国への投資を倍増する計画を早期に実現します。アニメ、音楽、日本食など、日本の良さ、日本らしさにあふれる分野の競争力を強化し、世界に向けて発信する、「日本文化産業戦略」の策定も含め、ヒト、モノ、カネ、文化、情報の流れにおいて、日本がアジアと世界の架け橋となってともに成長していく、「アジア・ゲートウェイ構想」を、５月までに取りまとめます。

経済連携の強化は、お互いの国に市場の拡大という大きな恩恵をもたらし、国内の改革にも資するものであります。ＡＳＥＡＮなどとの経済連携協定や日中韓の投資協定の早期締結と、ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に取り組みます。

（「チャンスにあふれ、何度でもチャレンジが可能な社会」の構築）

一人一人が、日々の生活に対して、誇り、生きがいや、充実感、明日への希望を感じられることが大切であり、そのための経済成長でなければなりません。国民それぞれの個性や価値観にも着目し、「働き方」と「暮らし」を良くしていくことにこそ力を注ぎたいと思います。

特に、私は、勝ち組と負け組が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化している社会、すなわち、チャンスにあふれ、誰でも何度でもチャレンジが可能な社会を創り上げることの重要性を訴えてまいりました。様々な事情や困難を抱える人たちも含め、挑戦する意欲を持つ人が、就職や学習に積極的にチャレンジできるよう、今般取りまとめた「再チャレンジ支援総合プラン」に基づき、全力を挙げて取り組みます。

具体的には、就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーターなどに対し、新たな就職・能力開発支援を行うとともに、新卒一括採用システムの見直しなど、若者の雇用機会の確保に取り組みます。パートタイム労働法の改正により、仕事に応じて正社員と均衡のとれた待遇が得られるようにするとともに、正規雇用への転換も促進します。パートタイム労働者も将来厚生年金を受けられるよう、社会保険の適用を拡大します。経済的に困難な状況にある勤労者の方々の底上げを図るべく、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、必要な見直しを行うとともに、自立の精神を大切にするとの考え方の下、働く意欲を引き出すような就労支援を図ります。

社会の第一線をリタイアされた方が、誇りを持って第二の人生に取り組む場を提供することも大切なことです。熟練の腕を活かした再就職や、農林漁業への就業の支援、開発途上国に対する技術協力への機会の提供など、高齢者や団塊の世代の活躍の場を拡大します。

女性の活躍は国の新たな活力の源です。意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。子育てしながら早期の再就職を希望する方に対し、マザーズハローワークでの就職支援を充実します。配偶者からの暴力や

母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます。

障害者自立支援法の運用に当たり、きめ細かな負担の軽減など、必要な措置を講ずるとともに、障害者、高齢者、女性などの再チャレンジを支援する民間企業等への寄附金について、税制上の優遇措置を講じます。

（魅力ある地方の創出）

地方の活力なくして国の活力はありません。私は、国が地方のやることを考え、押し付けるという、戦後続いてきたやり方は、もはや捨て去るべきだと考えます。

地方のやる気、知恵と工夫を引き出すには、地域に住む方のニーズを一番よく分かっている地方が自ら考え、実行することのできる体制づくりが必要です。地方分権を徹底して進めます。「新分権一括法案」の３年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行います。その上で、交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体間の財政力の格差の縮小を目指します。道州制については、更に議論を深め、検討してまいります。

地方が独自の取組を推進し、「魅力ある地方」に生まれ変われるよう、「頑張る地方応援プログラム」を４月からスタートします。地場産品のブランド化、企業立地の促進、子育て支援など独自のプロジェクトを考え、具体的な成果指標を明らかにして取り組む地方自治体を地方交付税で支援します。

雇用情勢が特に厳しい地域に重点を置いて、雇用に前向きに取り組む企業を支援します。

地方都市の商店街の活性化を図り、住みやすく、コンパクトで賑わいあふれる、お年寄りや障害者にも優しいまちづくりを地域ぐるみで進めます。

地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。「おいしく、安全な日本産品」の輸出を2013年までに１兆円規模とすることを目指すとともに、都市と農山漁村との交流の推進など、農山漁村の活性化に取り組みます。

広島県の熊野町には、毛筆の伝統技法を化粧筆に応用し、内外の市場で高い評価を得ている中小企業があります。その地域にある技術、農林水産品や観光資源などを有効活用し、新たな商品やサービスを生み出す中小企業の頑張りを応援します。

（国と地方の行財政改革の推進）

我が国財政は引き続き極めて厳しい状況です。歳出削減を一段と進め、財政の無駄を無くすとの基本方針は、安倍内閣において、いささかも揺らぐことはありません。今後とも、経済成長を維持しながら、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出・歳入一体改革に正面から取り組みます。

将来世代に責任を持った財政運営を行うため、2010年代半ばに向け、債務残高の対ＧＤＰ比率を安定的に引き下げることを目指し、まずは2011年度には、国と地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化します。そのため、今後の予算編成に当たっては、税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向けるなどの原則を設け、歳出削減を計画的に実施します。その第一歩である平成19年度予算編成においては、新規国債発行額を過去最大の４兆5,000億円減額することなどにより、合わせて６兆3,000億円の財政健全化を実現しました。

道路特定財源については、揮発油税を含め、税収全額を道路整備に充てることを義務付けているこれまでの仕組みを50年ぶりに改めることとし、来年の通常国会に所要の法案を提出します。

国や地方の無駄や非効率を放置したまま、国民に負担増を求めることはできません。徹底してぜい肉をそぎ落とし、「無駄ゼロ」を目指す行政改革を進め、「筋肉質の政府」の実現を目指します。

国の行政機関の定員について、５年間で約１万9,000人以上の純減を確実に実施するなど、公務員の総人件費を徹底して削減します。公務員制度改革については、新たな人事評価を導入して、能力本位の任用を行うとともに、

官と民が互いの知識、経験を活かせるよう、官民の人事交流を更に推し進めます。予算や権限を背景とした押し付け的なあっせんによる再就職を根絶するため、厳格な行為規制を導入します。

国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。さらに、地方自治体に対し、新たな再生法制を整備するとともに、地域における官民格差が指摘されている地方公務員の給与の引下げなど、行財政改革の推進と規律の強化を強く求めます。

政策金融改革の関連法案を今国会に提出し、特別会計について、その数を半分近くにまで大胆に減らすとともに、郵政民営化については、本年10月から確実に実施します。

このように改革を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければなりません。本年秋以降、本格的な議論を行い、19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでまいります。

（教育再生）

教育再生は内閣の最重要課題です。現在、いじめや子どもの自殺を始めとして、子どもたちのモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下といった問題が指摘されています。公共の精神や自律の精神、自分たちが生まれ育った地域や国に対する愛着愛情、道徳心、そういった価値観を今までおろそかにしてきたのではないでしょうか。こうした価値観を、しっかりと子どもたちに教えていくことこそ、日本の将来にとって極めて重要であると考えます。

教育再生会議における議論を深め、社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、「教育新時代」を開いてまいります。

教育改革を実効あるものとするため、60年ぶりに改正された教育基本法を踏まえ、関係法律の改正案を今国会に提出するとともに、新たに教育振興基本計画を早期に策定します。すべての子どもに必要な学力を身につける機会を保証するため、ゆとり教育を見直し、必要な授業時間を確保するとともに、学習指導要領を改訂し、国語力の育成、理数教育、道徳教育の充実など、公教育の再生に取り組みます。

いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識を持ち、教育現場においていじめ問題に正面から立ち向かうことを徹底します。いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、夜間、休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる電話相談を全国で実施します。放課後に子どもたちが自由に学び、遊んだり、地域の人たちとも触れ合うことができるよう「放課後子どもプラン」を全国で展開します。

教員の質が教育再生の鍵を握っています。教員免許の更新制を導入し、適正な評価を行います。豊かな経験を持つ社会人の採用を増やすとともに、頑張っている教員には報いるよう支援します。

教育委員会については、期待されている機能を十分に果たしているとはいえません。教育に対する責任の所在を明確にし、子どもたちの未来のために、国民の皆様から信頼される教育行政の体制を構築すべく、断固として取り組んでまいります。

（「健全で安心できる社会」の実現）

戦後の日本の繁栄を支え、頑張ってこられた方々の老後に不安が生じないようにすることが、私の大きな責務であります。自立の精神を大切にした、分かりやすく、親切で信頼できる「日本型の社会保障制度」の構築に向け、制度の一体的な改革を進めます。

国が責任を持つ公的年金制度は、破綻したり、「払い損」になったりすることはありません。官民の間で公平な年金制度とするため、厚生年金と共済年金の一元化を実現します。55歳以上の方に、保険料の納付実績や年金の見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を年内に開始します。社会保険庁については、規律の回復と事業の効率化を図るため、非公

務員型の新法人の設置など、「廃止・解体６分割」を断行します。

医療や介護については、政策の重点を予防に移し、より長く、元気に生活を楽しめるよう、「新健康フロンティア戦略」を年度内を目途に策定します。レセプトの電子化などにより、医療費の適正化に努めるとともに、地域における小児科や産科の医師の確保、救急医療体制の整備など、安心な地域医療を確立します。

子どもは国の宝です。安心して結婚し、子どもを産み育てることができる日本にしていかなければなりません。同時に、家族の素晴らしさや価値を再認識することも必要です。次のような政策を実行に移すとともに、少子化に対し、更に本格的な戦略を打ち立てます。

児童手当の乳幼児加算を創設し、３歳未満の第１子、第２子に対する手当を倍増し、一律１万円とします。育児休業給付を、休業前の賃金の４割から５割に引き上げるとともに、延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします。働く人が家族と触れ合う時間を増やすため、長時間の時間外労働を抑制するための取組を強化するなど、仕事と生活のバランスがとれた、働く人に優しい社会の実現を目指します。

児童相談所、警察、学校、ＮＰＯなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます。

国民生活の基盤となる安心・安全の確保と、美しい環境を守ることは、政府の大きな責務であります。

大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。

全国各地域の防犯ボランティアのパトロールなどの活動を支援するとともに、本年春までに「空き交番ゼロ」を実現するなど「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。飲酒運転に対する罰則を強化し、地域社会と一体となって、撲滅に取り組みます。

「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策を加速します。乗用車の燃費基準を2015年までに２割以上改善し、世界で最も厳しい水準とするとともに、バイオ燃料の利用率を高めるための工程表を策定します。世界最高水準にある我が国のエネルギー、環境技術を活用し、中国を始めとするアジアに対し、省エネ・環境面での協力を進めます。さらに、国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組み作りへ我が国として貢献する上での指針として、「21世紀環境立国戦略」を６月までに策定します。

（主張する外交）

自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々との連携の強化、オープンでイノベーションに富むアジアの構築、世界の平和と安定への貢献を３本の柱とし、真にアジアと世界の平和に貢献する「主張する外交」を更に推し進めてまいります。

「世界とアジアのための日米同盟」は、我が国外交の要であります。日本を巡る安全保障の環境は、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘い、地域紛争の多発など、大きく変化しています。こうした中で、日本の平和と独立、自由と民主主義を守り、そして日本人の命を守るために、日米同盟を一層強化していく必要があります。米国と連携して、弾道ミサイルから我が国を防衛するシステムの早急な整備に努めます。

さらに、世界の平和と安定に一層貢献するため、時代に合った安全保障のための法的基盤を再構築する必要があると考えます。いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な類型に即し、研究を進めてまいります。在日米軍の再編については、抑止力を維持しつつ、負担を軽減するものであり、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力を挙げて取り組むことにより、着実に進めてまいります。

北朝鮮の核開発は、我が国として断じて認めることはできません。六者会合において解決を図るべく、「対話と圧力」という一貫した考え方の下、関係各国と連携を強化し、北朝鮮の具体的な対応を求めます。拉致問題の解

決なくして、日朝国交正常化はありえません。拉致問題に対する国際社会の理解は進み、国際的な圧力が高まっています。北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保と速やかな帰国を強く求めていきます。新たに拉致被害者に向け、政府のメッセージを放送するなど、引き続き、政府一体となって総合的な対策に取り組みます。

私は、総理就任直後、中国及び韓国を訪問して、首脳レベルで胸襟を開いて話し合いを行い、両国との関係を改善しました。中国とは、両国国民にとってお互いに利益となるよう、戦略的互恵関係を築いてまいります。韓国との間でも、未来志向の緊密な関係を築いてまいります。ロシアとは、北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するとの基本方針にのっとり、領土問題の解決に粘り強く取り組むとともに、幅広い分野での関係の発展に努めます。

ＡＳＥＡＮ諸国や、基本的価値観を共有するインド、オーストラリアなどとも、経済連携の強化に加え、首脳同士の交流を拡大します。東アジア・サミット参加国を中心に、今後５年間、毎年6,000名の青少年を日本に招く交流計画を実施してまいります。先日訪問した英国、フランス、ドイツなど欧州諸国とは、平和への貢献など人類共通の課題についての連携を更に深めていきます。

世界全体の平和のためには、中東地域の平和と安定は不可欠であり、我が国の国益にも直結します。依然厳しい状況が続くイラクについては、航空自衛隊の支援活動やＮＧＯとも連携したＯＤＡの活用により、我が国としてふさわしい支援を行ってまいります。アフガニスタンとその周辺での国際的なテロの脅威を除去、抑止する国際的な取組に対し、引き続き協力してまいります。

ますます複雑化する外交や安全保障に関する問題に、政治の強力なリーダーシップにより即座に対応できるよう、官邸の司令塔機能の強化に向けた体制の整備に取り組みます。併せて、内閣の情報機能の強化を図ります。

我が国は、国際社会における地位に見合った貢献を行うべきと私は考えます。包括的な国連改革に粘り強く取り組み、安全保障理事会の常任理事国入りを目指します。

海洋及び宇宙に関する分野は、21世紀の日本の発展にとって極めて大きな可能性を秘めており、政府としても、一体となって戦略的に取り組んでまいります。

今後、以上のような政策を行っていくためにも、政治への信頼が必要です。政治家は、「李下に冠を正さず」との姿勢の下、常に襟を正していかなければなりません。政治資金制度の在り方について、各党・各会派において十分議論されることを期待します。

（むすび）

「美しい国、日本」を創っていくためには、我が国の「良さ、素晴らしさ」を再認識することが必要です。未来に向けた新しい日本の「カントリー･アイデンティティ」、即ち、我が国の理念、目指すべき方向、日本らしさについて、我が国の叡智を集め、日本のみでなく世界中に分かりやすく理解されるよう、戦略的に内外に発信する新たなプロジェクトを立ち上げます。

新しい国創りに向け、国の姿、かたちを語る憲法の改正についての議論を深めるべきです。「日本国憲法の改正手続に関する法律案」の今国会での成立を強く期待します。

お年寄りの世話をしている方や中小企業で働く方、看護師、消防士、主婦や、様々な職場、そして各地域で努力しておられる、数えきれない多くの方々が、毎日寡黙にそれぞれの役割を果たすため頑張っています。本来、私たち日本人には限りない可能性、活力があります。それを引き出すことこそ、私の美しい国創りの核心であります。今このときそれぞれの現場で頑張っておられる人々の声に真摯に耳を傾け、その期待に応える政治を行ってまいります。

「未来は開かれている」との信念の下、今年を「美しい国創り元年」と位置付け、私は自ら先頭に立って、明日に向かってチャレンジする勇気ある人々とともに、様々な改革の実現に向け、全身全霊を傾けて、たじろぐことなく、進んでいく覚悟であります。

福沢諭吉は、士の気風とは、「出来難き事を

好んで之を勤るの心」と述べています。困難なことをひるまずに、前向きに取り組む心、この心こそ、明治維新から近代日本をつくっていったのではないでしょうか。

日本と自らの可能性を信じ、ともに未来を切り拓いていこうではありませんか。

国民の皆様並びに議員各位の御協力を、心からお願い申し上げます。

(2) 麻生外務大臣の外交演説

（基本方針）

第166回国会開会に際し、所信を述べます。

日本外交は今や、新しい柱を立てつつあります。戦後我が国は、外交の基礎を３本の柱で支えてきました。

日米同盟、国際協調、近隣アジア諸国の重視という３本柱であります。

今これに４本目を加え、我が国の進路は一層明確となります。

外交とは、はるか未来を望み、国益と国民の福利を伸ばす営みです。そのためふさわしい環境を世界に作ろうとする、営々たる努力の別名です。外交はまた、あり得べき危機を極小化しなくてはなりません。

これら外交本来の務めを果たすため、第４の柱、すなわち「自由と繁栄の弧」を作ろうとする方針は、我が国にとって必須のものと言えます。

冷戦終結以来10有余年。今ユーラシア大陸の外周で弧をなす一帯に、自由と民主主義に基づく道を歩むか、今しも歩みだそうとする諸国が点在しています。ここにおいて我が国は、自由の輪を拡げたい。民主主義、基本的人権、市場経済、法の支配といった普遍的価値を基礎とする、豊かで安定した地域を作っていきたいと思います。

今重んじようとする価値とは、どこか異国の産物ではありません。我が国は、浮き沈みがあったとは申せ、近現代史を通じ、これらの価値を自分の物にしてまいりました。人類社会に普遍の価値は、我が国自身の価値でもあります。

今や価値の外交の実践は、先進民主主義国として、我が国の責務であると考えます。我が国が主張してきた「人間の安全保障」実現にも資するものです。

「自由と繁栄の弧」の上で、民主化への長い道のりを走り出したか、走り出そうとしている諸国と我が国は相並び、共に駆けるランナーになりたいものです。しかもその営みを、価値観と志を共にする、米国、豪州、インド、英仏独など欧州各国、国連や国際諸機関と、手を携えて進めてまいります。先般、私が、中・東欧諸国を訪問したのも、まさにそうした考えに基づくものであります。

（世界とアジアのための日米同盟）

さて普遍的価値と戦略的利益を共有する米国との関係は、日本外交の要です。

我が国は、米国と緊密な連携の下、北朝鮮やイランの核問題、イラク、アフガニスタンの復興、テロとの闘いといった、国際社会共通の課題に対処しています。

経済的繁栄と民主主義を通じ、もって平和と幸福を求める普遍の営みにおいて、安全保障上、礎の一つを成すのが日米同盟です。今や我々は、日米同盟に、「世界とアジアのための」と呼ぶにふさわしい内実を持たせなければなりません。

昨年北朝鮮は、弾道ミサイルを射ちました。次いで、核実験を行ったと発表しました。昨年は、我が国周辺の安全保障環境が、依然極めて不安定である事実を、改めて浮き彫りにした１年でありました。

今こそ我々は、日米安保体制の信頼性を更に高めなくてはなりません。弾道ミサイル防衛を始めとする日米安保・防衛協力を、一層強め、加速します。また、在日米軍の兵力態勢の再編を引き続き進めます。これは、抑止力の維持と、沖縄を始め地元の負担軽減という、難しい連立方程式を解く方途であります。その着実な実施に、今年も取り組んでまいります。

日米経済関係においては、両国経済のもつ重みにふさわしい互恵関係を更に発展させてまいります。

（近隣諸国との関係強化）

近隣諸国に目を転じますと、まず中国との間には、１日１万人以上、年間400万人を超す相互の往来があり、経済関係がとみに緊密な現状を物語っています。本年も政治と経済の両輪を力強く回します。共通の戦略的利益に立脚した、互恵関係を築いてまいります。

日本と韓国は、互いにとって最も近く、基本的価値を共にする大切な民主主義国同士であります。そのような間柄にふさわしい、未来志向の関係を打ち立てます。

豪州と我が国は、戦略的利益を共有するパートナーとして、政治・安全保障、経済など多様な分野で広範な協力を進めてきました。本年から始まる経済連携協定交渉については、国内の農業関係者等の懸念（センシティビティ）に十分注意を払いつつ、進めてまいります。また、安全保障面での関係を強め、日米豪の戦略対話を充実していきます。

将来を大いに期待できるのが、インドとの関係であります。本年は経済連携協定交渉を含め、日印協力関係を拡充していきます。同時に、他の南アジア諸国の民主化・平和構築を支援してまいります。

アジアの安定というものは、ＡＳＥＡＮ諸国が民主的に落ち着いて、栄えていない限りありません。ＡＳＥＡＮ諸国のうち、我が国の伴走をまさに必要とする国々に対し、民主化と、平和構築を助けてまいります。経済面での連携を進めつつ、ＡＳＥＡＮの安定・強化を図っていく所存です。

１月15日、セブ島で開かれた第２回東アジア・サミットでは、エネルギーの安全保障と、若者達が交わる大切さを、共通の課題として確認しました。

重要な隣国であるロシアとは、「日露行動計画」に沿って関係の更なる発展に努めます。同時に、懸案の北方領土問題については、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針に従い、これまでの諸合意、諸文書に基づき、双方が受け入れられる解決策を見出すべく、粘り強く取り組んでまいります。

北朝鮮に対しては、「対話と圧力」という不動の方針の下、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向け、粘り強く立ち向かいます。

拉致問題の解決なくして、日朝国交正常化はなく、北朝鮮の核開発は、断じて容認できないものです。これらにつき北朝鮮から誠意ある対応を得るため重要なのは、国際社会と結束し、圧力をかけ続けていくことです。そのためにも、安保理決議第1718号の着実な履行が必要です。ただし、対話の窓口を閉ざすものでないことは言うまでもありません。

（その他の地域との関係強化）

その他の地域、国々との関係に触れます。日本が原油の約９割を輸入する中東地域の平和と安定は、世界全体の安定と、我が国のエネルギー安全保障にとって不可欠の条件です。

航空自衛隊の活動が続くイラクでは、治安の改善が最優先課題です。ＯＤＡを始め、イラクに対する支援は決して惜しみません。国際社会が実施するイラク支援にも、積極的に関与していくことは当然の責務です。

アフガニスタンでは、治安改善の取組に併せ、経済社会の復興と、開発支援を進めなくてはなりません。この際不可欠なものは、非合法武装集団の解体です。アフガニスタンに平和を築くため、日本に何ができるか。ＮＡＴＯの友人たちも、真剣な視線を寄せています。我が国は、アフガニスタンに平和をもたらす努力をいささかも緩めようとは思いません。

また、同国とその周辺地域では、国際テロの脅威を除去、抑止する取組が続いています。テロ対策特別措置法に基づく海上自衛隊の支援活動を含め、協力を続けてまいります。

イランの核問題は、国際的な核不拡散体制を揺るがせ、中東全体の安定を損ないかねないものです。北朝鮮の核問題と並び、その深刻さは否定すべくもありません。安保理決議第1737号は、イランの核問題に対し、国際社会が一致して懸念を示したものです。

一方、我が国は、イスラエル、アラブの双方から信頼を集める数少ない国の一つです。

その立場を活かし、イスラエルとパレスチナの共存共栄、和平実現のため、献身しなくてはなりません。わけても我が国が提案した「平和と繁栄の回廊」構想とは、域内の協力を通じ、ヨルダン渓谷の開発を図るアイデアです。本年は一歩でも、その実現に近づけていきます。この際、対話による和平を求めるアッバース・パレスチナ暫定自治政府大統領を、支援してまいることを申し添えます。

日本が必要とする原油のうち、７割以上は湾岸諸国に負っています。湾岸諸国の重要性は明らかで、本年は同諸国との関係を一層強め、ＦＴＡを早く結べるよう努力します。相互の投資が、とりわけエネルギー分野で伸びるよう、意を用いてもまいります。

アフリカは、依然、紛争や貧困、感染症など、問題を抱えた地域です。我が国は14年前、東京にアフリカ開発会議を招集し、ＴＩＣＡＤと呼んで継続的なプロセスとしました。自助自立の精神をいかに育んでいくか。アフリカの課題は、そこに核心があります。来年我が国は、４回目のＴＩＣＡＤを催します。アフリカ問題の解決なくして、世界の安定と繁栄なし。ＴＩＣＡＤの、この基本精神へ立ち返り、成長を通じた貧困削減や平和の定着等に向けたアフリカ諸国自身の努力を、一層強く支えてまいります。

中南米では近年、開発を重視する政権の誕生が相次いでいます。その背景には、貧富の格差が埋まらない状況があります。我が国として重要な施策とは、中南米各国の社会経済が均衡ある発展を遂げるよう、必要な助言・協力を行うとともに、自由と民主主義が維持・強化されるべく、対話と協力を続けていくことです。

（国際社会の直面する挑戦）

ここで、国際社会における「法の支配」の確立に向け期待される役割を果たすため、１つお願いがございます。国際刑事裁判所へ我が国として加盟するため、今国会で、関連条約の締結につき、御承認いただきたいと思います。また、紛争の平和的解決に向けた、各種国際裁判の活用に努めることを申し上げます。

地域紛争、テロや組織犯罪、大量破壊兵器の拡散、地球環境の破壊や感染症の脅威など、人類が直面する挑戦に、放置できる問題はありません。我が国は、これら難題に率先して取り組み、世界に範を垂れる国でありたいものです。

国連改革は、国際社会が挑戦に立ち向かうためにも、喫緊の課題です。安保理を始めとする国連の包括的改革が必要であり、これに取り組むことをお約束します。中でも安保理に関わり続ける重要さは、理事国として我が国が主導し、北朝鮮に関する決議を通した昨年の経験から、国民各位が改めて痛感されたことでしょう。安保理常任理事国入りを目指すため新たな提案を検討し、主要国を始め各国と緊密に協議していく所存です。

平和構築という仕事は、我が国国際協力の柱を成すものです。平和構築の現場で働く人材の育成事業を、対象を広くアジアからも求めつつ、来年度から始めます。

本年４月、核兵器不拡散条約の2010年運用検討会議に向けた第１回準備委員会が、我が国のウィーン代表部大使を議長として開かれます。

重責を担うべく、積極的に参加していくことは申すまでもありません。国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に取り組むことは、我が国が唯一の被爆国として、長年自らに課した使命の一つです。本年も意欲において、いささかも衰えるところはありません。

それにつけても、今後我が国が担うべき国際平和協力とはいかなるものか、議論を大いに尽くし、必要な制度を持てるよう、検討してまいりたいと考えています。

（自由貿易体制を始めとする国際経済体制の強化）

続いて、経済、開発援助などにつき短く述べます。

貿易自由化を進め、多角的貿易体制を強めることは、我が国と世界経済の発展にとって重要です。ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉の早期妥結へ向け、関係国とともに積極的に取り組みます。農業だけでなく鉱工業品の市場アクセスや、サービス分野も含め、バランスの取れた合意を目指します。

ＷＴＯと並び重要なＥＰＡ／ＦＴＡは、スピード感をもって交渉・締結し、各国との経済関係を更に強化する所存です。

知的財産権の保護・強化に向けた国際的な取組にも、引き続き注力いたします。

中・長期的視野に立った、安定的な資源エネルギー確保に努めるため、ロシア、アジア大洋州諸国、中央アジア・コーカサス諸国、中南米諸国、アフリカ諸国との関係強化を通じ、輸入国とエネルギー源双方の多様化を図ります。地球温暖化対策にも貢献すべく、バイオ燃料などの再生可能エネルギー、省エネ技術活用に向けて、関係国との協力を進めていかなくてはなりません。

（ＯＤＡの戦略的実施）

ＯＤＡは、我が国外交の重要な手段であります。国際社会の一員としての責務を果たし、かつ、自らの繁栄を確保していくために、ＯＤＡを一層戦略的に実施します。「自由と繁栄の弧」形成のためにも、ＯＤＡを活用していきます。

「人間の安全保障」の理念に基づき、国際社会が挙げて取り組むミレニアム開発目標の達成、気候変動を含む環境、感染症対策、平和構築など、地球規模の課題を解くため、引き続きリーダーシップを発揮いたします。

また、相手国の貿易・投資環境の整備、法制度整備、民主化・市場経済化支援にＯＤＡを活用していきます。資源・エネルギー分野では、省エネ推進などをＯＤＡによって進めることも重要です。そしていわゆる新興援助国との対話・協力を、今後強めてまいります。

昨年、海外経済協力会議が発足いたしました。外務省の企画・立案機能を強化し、ＯＤＡを一層積極的に進めるため生まれた新体制の下、関係省庁、経済界、ＮＧＯと連携しつつ、効果的にオールジャパンの経済協力を進めてまいります。

そのうえで、ＯＤＡ事業量の100億ドルの積み増し、また対アフリカＯＤＡの倍増など、対外公約を達成すべく努めてまいります。

（主張する外交）

昨年本演説で約束しましたとおり、わたくしは外務大臣として、我が外交の意欲と、時に夢を、明確な言葉に託して語るよう努めてきました。

「主張する外交」とは、空威張りをしようというのではありません。何より情報の収集と分析の、更なる強化が不可欠です。日本の主張に耳を傾けたいと相手に思わせることが重要です。ポップカルチャー、サブカルチャーを活用することがふさわしい場合には、大いにそうすべきでしょう。日本語を学びたいという人々の意欲に応えなくてはなりませんし、メディアの激しい進歩に、ついていかねばなりません。

（外交力の強化）

昨年は与党を始め要路の皆様から、外交力強化の必要について力強い御支持を賜りました。あらためて、心より感謝申し上げるとともに、任務の重さを受け止め、国民の期待に応えられるよう、努めてまいります。

我が外務省は、任務を担うにふさわしい組織を備え、人員を確保し得ているでありましょうか。足らざるを補うことは、焦眉の急であります。

同時に、国民の厳しい視線を前に、襟を正す姿勢を一瞬たりとも失ってはなりません。

演説を終えるに際して再び、私はそのことを強調し、国民各位の御理解と御鞭撻を願うものであります。

(3) 尾身財務大臣の財政演説

平成19年度予算及び平成18年度補正予算の御審議に当たり、今後の財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明いたします。

（我が国の経済の状況と課題）

我が国経済は、長期停滞のトンネルを抜け出し、民間需要に支えられた景気回復を続けています。政府としては、こうした回復の動

きを持続可能なものとするため、規制改革などの構造改革を今後とも強力に推進するとともに、イノベーションによる成長力強化を図り、引き続き、物価安定の下での民間需要中心の持続的な成長を図ってまいります。

目を外に転じますと、経済がグローバル化する中で、経済の活性化を図っていくためには、アジアを中心とする世界の成長と活力を取り込んでいくことが必要であり、アジアを含めた世界経済に貢献し、互いに発展していく関係を築いていくことが求められます。このため、Ｇ７、アジア諸国、国際機関等と協力を進めていくとともに、多角的自由貿易体制の強化及び経済連携協定の積極的な推進や平成19年度関税改正における通関制度の改善、租税条約の改定等を行い、我が国の経済社会をオープンなものにしてまいります。

（平成19年度予算及び税制改正の大要）

平成19年度予算編成に当たっては、財政の健全化を更に進めるとの考え方の下、徹底した歳出の削減・見直しに取り組み、一般会計全体の予算規模を82兆9,088億円といたしました。

歳入面では、租税等の収入は53兆4,670億円を見込み、その他収入は４兆98億円を見込んでおります。

歳出面では、一般歳出について、徹底した歳出削減方針を貫き、多くの経費を平成18年度当初予算より減額する中で、国民や地域に対して温かみのある取組に配慮したメリハリのある予算配分を行っております。その結果、税収について、平成18年度当初予算に比べ、７兆5,890億円の増加を見込む一方で、一般歳出は46兆9,784億円にとどめております。これは、平成18年度当初予算より6,124億円の増加となっておりますが、電源開発特別会計の仕組みの変更に伴う3,179億円の歳出増加を除けば、2,945億円の増加にとどまっております。

地方交付税交付金等については、税収増により法定率分が大幅に増加する中で、地方歳出の見直し等により、可能な限り抑制し、平成18年度当初予算に比べ、3,732億円増加の14兆9,316億円にとどめております。併せて、交付税特別会計における国負担分の借入金18兆6,648億円を一般会計に承継し、その償還を開始することといたしました。

この債務償還費の増加１兆7,322億円を含め、国債費については、平成18年度当初予算に比べ、２兆2,372億円増加の20兆9,988億円としております。

これらの結果、新規国債発行額は、平成18年度当初予算に比べ、４兆5,410億円減の25兆4,320億円となり、過去最大の減額を実現いたしました。これに加え、先ほど申し上げた債務償還の開始により、実質的に平成18年度当初予算を上回る約６兆3,000億円の財政健全化を図りました。

また、この交付税特別会計借入金の一般会計への承継や、電源開発特別会計における仕組みの変更は、透明性の向上や財政資金の効果的な活用にも資するものであり、質的な面に留意した改革となっております。

次に主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費については、少子化対策、医師確保対策等の推進を図る一方、社会保障制度について改革努力を継続し、歳出の抑制を図る観点から、雇用保険の国庫負担の縮減、生活保護の見直し等の取組を行っております。

文教及び科学振興費については、教育再生を推進する施策への重点化を図る一方、義務教育費国庫負担金等の機関補助的な予算は、着実に削減に取り組み、一層のメリハリ付けを行っております。また、イノベーションを通じた経済成長の源である科学技術分野については、選択と集中の徹底を図りつつ、増額を確保しております。

防衛関係費については、弾道ミサイル防衛や米軍再編事業等に的確に対応しつつ、一層の効率化を図っております。

公共事業関係費については、全体として抑制しつつ、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化に直結する投資等への重点化を行っております。

経済協力費については、ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、コスト縮減や予算の厳選・重点化等を通じ、抑制を図っております。

中小企業対策費については、我が国経済活力の源泉である中小企業の活性化のため、メ

リハリを明確にしつつ、地域活性化や再チャレンジ支援につながる事業等を中心に重点化を図っております。

エネルギー対策費については、特別会計の歳出の見直しや電源開発促進税の一般会計繰入方式への変更など、特別会計改革の内容を反映させるとともに、安定供給確保や地球温暖化対策への対応等を着実に進めております。

農林水産関係予算については、農業構造の改革を推進するため、担い手への施策の集中化を図るとともに、担い手の育成・確保、地域活性化等への重点化を図っております。

治安関係予算については、治安関連職員の増員を始め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた重点化を図っております。

国家公務員の人件費については、平成18年度を上回る2,129人の国の行政機関の定員純減を行うこととするほか、給与構造改革の進展や官民給与の比較対象企業規模の見直しを的確に予算へ反映させております。また、地方公務員の人件費についても、国の改革と同様に定員の純減や給与構造改革等の見直しを行い、地方歳出の抑制につなげております。

特別会計については、行政改革推進法で定められた、特別会計の統廃合などを実施に移すため、本国会において、特別会計に関する法律案を提出しております。

道路特定財源については、昨年12月に決定した「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づく見直しを行い、特定の税収が自動的に全て道路整備に充てられるという、制度創設以来、約50年にわたり変わることのなかった仕組みを改めます。また、平成19年度予算においても、改革の精神を実現すべく、納税者の理解を得つつ、一般財源の拡大を図っております。

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から、資産・債務改革に取り組む一環として、財政投融資については、対象事業の重点化・効率化等を図り、総額の抑制に努めた結果、平成19年度財政投融資計画の規模は、対前年度5.6％減の14兆1,622億円となりました。一般庁舎・宿舎などの国有財産については、民間の知見を活用した有効活用を更に推進してまいります。

国債発行総額は143兆8,380億円と平成18年度と比べ、21兆5,971億円減少し、過去最大の減額となりました。しかし、国債残高は依然として多額に上り、引き続き、国債管理政策を財政運営と一体として適切に運営していく必要があります。このため、国債発行に当たっては、安定消化とともに、中長期的な調達コストの抑制に努めることを基本とし、市場のニーズ・動向等を踏まえた発行に取り組んでまいります。

税制については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築してまいります。

企業が国を選ぶ時代となる中で、税制も国際的なイコールフッティングを確保する必要があり、平成19年度において、我が国経済の成長基盤を整備する観点から、減価償却制度について、償却可能限度額を廃止するなど、国際的に遜色のない制度とするよう見直しを行います。また、中小企業について、その資本蓄積を促進するため、留保金課税制度の適用対象から除外することや、税源移譲後も中低所得者の減税額を確保するため住宅ローン減税の特例を創設するなど、国民生活等に配慮した中小企業関係税制や住宅・土地税制等の改正を行います。

（平成18年度補正予算の大要）

次に、平成18年度補正予算について申し述べます。

歳入面では、租税等の収入について、平成18年度当初予算に比べ、４兆5,900億円の増加を見込んでおります。この一方で、歳出面において、国民の安全・安心を確保する観点から災害対策に対応するなど、必要性・緊急性の高い経費を計上するとともに、増加した租税等の収入は、できる限り財政健全化に充てることとしております。この結果、国債の発行予定額を２兆5,030億円減額するとともに、平成17年度決算上の財政法第６条剰余金の全額9,009億円を、国債の償還に充てることとしております。

このほか所要の補正を行い、平成18年度補正後予算の総額は、当初予算に対し歳出・歳

入ともに３兆7,723億円増加し、83兆4,583億円となっております。

また、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行っております。

（我が国財政の現状と財政運営の基本的な考え方）

次に、我が国財政の現状と財政運営の基本的な考え方について申し述べます。

平成19年度予算では、平成16年度に44.6％であった公債依存度が、３年連続で改善して30.7％となり、一般会計のプライマリーバランスは、平成15年度には約19兆6,000億円の赤字であったものが、４年連続で改善して約４兆4,000億円の赤字にとどまるなど、財政健全化に向けて確実な一歩を踏み出しました。

しかし、我が国の財政状況を見れば、決して楽観視できるような状態ではありません。国・地方を合わせた長期債務残高は、平成19年度末で773兆円、対ＧＤＰ比で148％になると見込まれ、主要先進国の中で最高の水準にあります。なお、他の国を見ると、次に高いのがイタリアの121％、その他のヨーロッパ諸国や米国は50％から70％程度であります。他方、国民負担の指標として、所得の中で、租税及び医療保険等の保険料の支払いの比率を表す我が国の国民負担率は、平成19年度において39.7％であり、主要先進国の中で実質的に最低水準であります。同様に他の国を見れば、国民皆保険制度を採っていない米国の32％を例外として、ヨーロッパ諸国は50％から60％程度となっております。ちなみに、高福祉の国として知られているスウェーデンは70％となっております。端的に申し上げれば、我が国財政の状況は、債務残高が主要先進国の中で最悪の水準である反面、国民の負担を表す国民負担率は、最低の水準ということであります。このような財政の姿について、財政制度等審議会は、「中福祉・低負担」とも言うべき状態、と指摘しております。

こうした状況を踏まえれば、子どもや孫の世代に負担を先送りしないためにも、財政健全化に向けた取組を着実に進めていかなければなりません。したがって、2010年代半ばに向け、債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げることを目指し、まずは、2011年度までにプライマリーバランスを確実に黒字化することを目標に、歳出・歳入一体改革に取り組んでまいります。

しかしながら、歳出・歳入一体改革の取組を進めるに当たり、非効率な歳出を放置したまま、負担増を求めることになれば、国民の理解を得ることは困難であり、国民負担の最小化を目標に、歳出削減を引き続き徹底していく必要があります。それとともに、今後とも増加する社会保障給付や少子化への対応等について、国民が広く公平に負担を分かち合う観点に留意しつつ、基礎年金国庫負担割合の引上げのための財源を含め、安定的な財源を確保するため、抜本的・一体的な税制改革を推進いたします。

こうした考え方の下、先に述べました通り、平成19年度予算では徹底した歳出削減を行ったところでありますが、更に７月頃に判明する平成18年度決算の状況や医療制度改革を受けた社会保障給付の実績等を踏まえ、本年秋以降、税制改革の本格的・具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでまいります。

（むすび）

国を支える税金を国民が負担することは、民主主義国家の根幹であります。米国では、パトリック・ヘンリーらが唱えた「代表なければ課税なし」とのスローガンの下、独立戦争が戦われました。これは言い換えれば、「代表あれば課税あり」ということであります。国の財政を支える税金は、「取られるもの」ではなく、自分達の代表の決定に従い、必要な国の支出を支えるため、「自ら納めるべきもの」である、という自覚を持っていただくことが重要であると考えております。

財政の問題は、ひとり政府だけの問題ではありません。この問題は、国民一人一人が自らの問題として考えていただくことが大切であります。

財政再建の道のりはまだまだ遠く、引き続きたゆまぬ努力が必要であります。私達が、子供や孫の世代に負担を先送りすることは許

されません。安倍政権の掲げる「成長なくして財政再建なし」との理念の下、経済活性化と財政健全化を両立させることを目指し、この日本が、将来に明るい展望の開ける、活力に満ちた社会となるよう、全力を尽くします。

以上、平成19年度予算及び平成18年度補正予算の大要等と、今後の財政運営の基本的考え方について御説明いたしました。関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただくとともに、今後の財政運営について、国民並びに議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

(4) 大田経済財政政策担当大臣の経済演説

（はじめに）

経済財政政策を担当する内閣府特命担当大臣として、所信を申し述べます。

（日本経済の現状と見通し）

日本経済は、長い停滞のトンネルを抜け出し、ようやく正常な状態に戻りつつあります。今回の景気回復は、企業が設備・雇用・債務の過剰を解消させる過程であっただけに、正規雇用の回復が遅れるなど、雇用面での課題が残されています。また、地域間で回復のばらつきが見られます。こうしたことから、回復の実感に乏しいという指摘が聞かれます。しかし、バブル崩壊後の負の遺産を克服し、５年間の長きにわたって回復基調が持続しているということ、これは意義深く、喜ばしいことです。

これを更に息長く持続させることで、企業から家計へ、また日本全体へと回復を広げる必要があります。平成19年度には、物価安定の下で、国内民間需要を中心に、実質２％程度の成長を続けるものと見込んでいます。政府と日本銀行は、マクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、一体となった取組を行ってまいります。

（日本経済の新たな可能性を切り拓く改革）

経済環境はこのように好転していますが、グローバル化や少子高齢化など大きな変化に対応した、新しい経済・社会の仕組みはまだ出来上がっていません。これをつくることが、安倍内閣の課題です。

日本が目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための経済財政運営の中期的な方針について、この度、「日本経済の進路と戦略」を閣議決定いたしました。

これまでの改革は、日本経済の負の遺産を取り除くための改革でした。これから始まるのは、日本経済の新たな可能性を切り拓くための改革です。「進路と戦略」に沿って、経済財政諮問会議がエンジンとなって改革を進めてまいります。

その目指すところは、人口が減る中にあって、成長を持続させ、生活の質を高くしていくことです。これは、人口増加を前提とした社会を、人口減少に適合する社会に変革せずには実現しません。未曾有の高齢化に直面する日本が、すぐれた経済社会の仕組みをつくることができるならば、それは欧米だけではなく、急速な高齢化が見込まれるアジアのモデルになります。

人口減少社会において目指すべき成長の姿は、家計を起点とした好循環です。イノベーションや規制改革によって新しい商品・サービスが提供され、消費需要が創り出されれば、それは質の高い雇用を生み出すことにもつながります。消費者の視点から供給サイドの大胆な改革を行うこと、すなわち「消費革新」を行い、家計を起点とした成長の姿を作り出すことが重要です。

（成長のための３つのカギ）

成長のかぎとなるのは、生産性上昇、オープンな国づくり、そして人材の活用です。

第１の生産性については、例えば「生産性倍増」のような明快な目標を掲げたプログラムを、４月を目途に策定します。特に重視するのは、非製造業、すなわちサービス産業の生産性改革です。サービス産業はＧＤＰの７割を占めますが、生産性の伸びは低くとどま

っています。また、健康・医療の分野、教育・職業訓練の分野、家事や子育て支援の分野などでは、利用者のニーズが高いにも関わらず、それに応えきれていません。消費者の立場に立った規制改革を進めること、それからＩＴを本格的に活用することによって、この分野の生産性はまだまだ高めることができます。

政府の分野も生産性を高めなくてはなりません。どうしても公務員でなければならない事業以外は、市場化テストの対象とするなど、民間の活力と創意工夫を取り入れることが必要です。

第２は、「オープンな国づくり」です。世界最大の成長センターであるアジアに位置する日本は、オープンな経済システムをつくることで、成長のエネルギーを相互に活かすことができます。海外特にアジアとの経済連携を強化することが必要です。ＷＴＯを基本としつつ、経済連携協定（ＥＰＡ）交渉を戦略的に展開するため、今年春までに「ＥＰＡ工程表」を改定し、今後２年間で締結国を現在の４か国から少なくとも12か国へと、３倍にすることを目指します。

また、対日直接投資を飛躍的に増加させることが、産業の空洞化を防ぎ、国内で質の高い企業間競争を行うために重要です。さらに、金融・資本市場の国際競争力強化など、グローバル化のための包括的な政策を打ち出していきます。

第３は、人材です。すべての人がそれぞれの能力を活かし、働き甲斐を持ち、それが経済の活力と両立するような環境が整えられなくてはなりません。これまでの労働市場に残されている６つの壁、すなわち、正規・非正規の壁、働き方の壁、年齢の壁、性別の壁、国境の壁、官民の壁、この６つの壁を克服し、人口減少下で貴重な人材が活かされる労働市場の在り方を審議し、政策に反映させていきます。

また、90年代以降の経済低迷期に新卒で社会に出た人々の雇用が問題になっています。正規社員への道が閉ざされ、技能を身に着ける機会がないまま、不安定な雇用を余儀なくされているこれらの人々についても、人材活用の視点が重要であり、能力形成支援などを打ち出していきます。

サービス産業の生産性向上、アジアとの連携強化、多様な人材の活用は、地域の活力を高めるためにも重要なカギとなります。ヘルスケアや家事支援、観光などの需要拡大は、地域の消費と雇用に直結します。

（財政再建への取組）

さて、成長への取組と並ぶ車の両輪として、財政健全化への取組を進めます。「基本方針2006」に沿って、歳出・歳入一体改革を着実に推進し、2011年度には国、地方合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化させます。国民負担の増加を最小にするために、歳出削減の裏付けとなる制度改革を「基本方針2007」において取りまとめるなど、歳出改革を全力で進めます。また、財政再建と景気変動への対応を両立させるには、経済状況に応じて財政再建のスピードをコントロールしながら、中期で予算を管理する必要があります。歳出改革がきちんと行われているかどうか、５年間にわたって点検することといたします。

同時に、若い世代の負担が過重にならないように、医療・介護サービス分野のコスト構造の是正など、社会保障制度の一体的見直しを進めます。

子どもや孫の世代の公的負担を極力抑制することは、私たちの責任です。高齢世代が未来の子どもたちの選択肢を狭めることがないように、ほかの世代に過度に頼らない「世代自立」の社会構造を築くことが必要だと考えます。

（中期的な経済の展望）

我が国は、これからの５年間で新しい成長経済への移行を目指します。当初の２年間をそのための離陸期と位置付け、集中的に改革に取り組みます。適切なマクロ経済運営の下で、こうした取組が行われることによって潜在成長率が徐々に高まり、今後５年間のうちに、人口の減少にもかかわらず、２％程度あるいはそれをかなり上回る実質成長率が視野に入ることが期待されます。

（むすび）

我が国は、成長のための潜在的な力を十分

に持っています。働く人々の能力が存分にいかされ、内外の資金が効率的に経済活動に活用され、そして、イノベーション、すなわち技術のみならず広く経済社会のシステムの革新が絶えず創造される環境が整うならば、人口減少下にあっても、成長を続け、生活の質を向上させることができます。

しかし、そのためには制度の大胆な改革が必要です。５年後には団塊世代が高齢期に到達することや、経済のグローバル化が急速なスピードで進むことを考えれば、この５年間は、日本がしっかりした成長基盤を築くラストチャンスです。改革のために残された時間は決して長くはありません。

昭和31年の経済白書は、「もはや戦後ではない」という言葉で余りに有名ですが、この白書の真骨頂は、「世界技術革新の波に乗って、日本の新しい国造りに出発することが当面喫緊の必要事ではないであろうか」と述べ、その後の技術革新を中心とした高度成長の姿を予見したことです。資源に乏しい日本は、イノベーションが核となって成長してきました。これは、日本がイノベーションを生み出し、それを活用するすぐれた人材に恵まれている証拠です。この経済白書から50年経った今、第３次産業革命と言われるＩＴ革命の只中で、日本は新しい成長の姿を作り出し、新しい国づくりに出発するときを迎えています。

私は、もう一度、日本の優れた人材の力を十分に引き出し、新たな成長につなげていきたいと思います。

安倍総理のリーダーシップの下、緊張感を持って、経済財政政策の運営と、経済財政諮問会議の運営に当たります。国民の皆様と議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（１月26日）に対する質疑は、29日に小沢一郎君（民主）、中川昭一君（自民）及び松本剛明君（民主）が行い、30日には太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）及び辻元清美君（社民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（構造改革）

①「地方分権に対する政府の基本方針」に関する質疑に対して、「地方のやる気、知恵と工夫を引き出すには、地域に住む方のニーズを一番よくわかっている地方がみずから考え、実行することのできる体制づくりが必要である。地方分権一括法案の３年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行う。その上で、交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めていく」旨の答弁があった。

②「公務員制度改革」に関する質疑に対して、「公務員制度改革については、新たな人事評価を導入して能力本位の任用を行うとともに、官と民が互いの知識、経験を生かせるよう、官民の人事交流を更に進めていく。また、公務員の身分保障や分限制度については、公務の中立性、安定性の確保のため設けているものであり、地位の特殊性と職務の公共性から制約がなされている労働基本権とは直ちに対比して論ぜられるべき事項でないと理解している。他方、分限制度など多くの課題を抱えており、国民の信頼を再構築するためにも断固として改革を進める必要があると考えている」旨の答弁があった。

③「天下り規制への取組」に関する質疑に対して、「いわゆる天下り問題に対して国民の厳しい批判があることを真摯に受けとめ、予算や権限を背景とした押しつけ的なあっせんによる再就職を根絶する必要があると考えている。さまざまな観点から検討を加え、実効性のある行為規制の導入と監視体制の確立の具体化に向けて内容を精査していく」旨の答弁があった。

④「道路特定財源の見直し」に関する質疑に対して、「道路特定財源については、昨年12月に策定した「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づく見直しを行い、特に、揮

発油税を含め、税収全額を道路整備に充てることを義務付けられているこれまでの仕組みを50年ぶりに改めることとし、来年の通常国会に所要の法案を提出する」旨の答弁があった。

⑤「格差社会についての見解」に関する質疑に対して、「一人一人が日々の生活に対して誇り、生きがいや充実感、あすへの希望を感じられることが大切と考えている。さまざまな事情や困難を抱える人たちの再チャレンジ支援を初め、国民それぞれの個性や価値観にも着目し、働き方と暮らし方をよくしていくことにこそ力を注ぐべきであると考えている」旨の答弁があった。

⑥「都市と地方との格差の是正」に関する質疑に対して、「地域活性化は内閣の最重要課題である。雇用情勢が特に厳しい地域に重点を置いて、雇用に前向きに取り組む企業を支援するほか、地方の魅力を生かして活力を引き出すため、頑張る地方応援プログラムや農業の戦略産業化等を進めていく。また、地方都市の商店街の活性化を図り、住みやすく、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを地域ぐるみで進めていく」旨の答弁があった。

（財政、税制改革）

①「税制改革」に関する質疑に対して、「中長期的視点からの総合的な税制改正を推進する。平成19年度においては、減価償却に関する税制度を約40年ぶりに抜本的に見直すとともに、中小企業関係税制や住宅・土地税制などの改正を行う。今後の税制改革については、本年秋以降、本格的な議論を行い、平成19年度を目途に、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「定率減税、年金課税の見直し」に関する質疑に対して、「定率減税は、平成11年当時に景気対策として導入された暫定的な負担軽減措置であり、こうした導入の経緯や経済状況の改善を踏まえ、半減、廃止したものである。また、年金課税の見直しについては、負担能力に応じた税負担を高齢者に求めることとしたものであり、その際、標準的な年金以下の収入のみで暮らす高齢者世帯については、同水準の給与収入を得ている現役世代よりも軽い税負担となるよう配慮を行っている」旨の答弁があった。

③「社会保険料などの負担増」に関する質疑に対して、「国民健康保険や介護保険の保険料増については、給付の増に伴うものと税制改正に伴うものがあるが、後者について言えば、影響を受けるのは一定以上の収入のある者に限られるものであり、段階的に保険料を引き上げる２年間の激変緩和措置も講じている」旨の答弁があった。

④「財政健全化と経済成長との関係」に関する質疑に対して、「財政健全化に向けては、成長なくして財政再建なしの理念のもと、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第１の目標に、歳出歳入一体改革に正面から取り組む。歳出削減等を徹底して実施した上で、それでも対応し切れない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする」旨の答弁があった。

⑤「消費税引き上げの意思」に関する質疑に対して、「我が国財政は引き続き極めて厳しい状況であり、今後とも、経済成長を維持しながら、歳出歳入一体改革に正面から取り組む。歳出削減等を徹底して実施した上で、それでも対応し切れない負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければならない」旨の答弁があった。

⑥「経済財政運営に係る基本的な方針」に関する質疑に対して、「人口減少社会を迎えるにあっても、生産性を向上させ、成長力を強化することが必要である。同時に、歳出歳入一体改革を通じて財政健全化を進めるとともに、行政改革を引き続き進めることが不可欠である。これらを実現するため、先般閣議決定した「日本経済の進路と戦略」に沿って、経済財政政策を戦略的に推進していく」旨の答弁があった。

（経済、金融政策）

①「中小企業対策」に関する質疑に対して、「政府は、中小企業の経営の革新、創業の促進を図るとともに、取引の適正化など経営基

盤を強化すること等を中小企業政策の基本的な考え方としている。かかる観点から、地域資源を活用した中小企業の取組への支援、再チャレンジをする起業家への支援、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資などにより、中小企業の頑張りを力強く応援していく」旨の答弁があった。

②「景気を企業から家計へ波及させるための政策」に関する質疑に対して、「オープンな経済とイノベーションを通じて成長力の強化を進め、経済全体の底上げを図りたい。また、パート労働者の正規労働者との待遇の均衡化、正規雇用への転換等に取り組み、だれでも再チャレンジが可能な社会の実現を目指す。同時に、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するよう必要な見直しを行うとともに、働く意欲を引き出す就労支援を図っていく」旨の答弁があった。

③「イノベーションに基づく新成長経済の姿」に関する質疑に対して、「イノベーションとは、単に技術革新だけではなく、サービスの分野やビジネスプランを含め、広く社会のシステムや国民生活などにおいても新しい考え方や取組を導入することにより、今までとは違う画期的、革新的な成果を上げることである」旨の答弁があった。

④「ＥＰＡをめぐる我が国の戦略」に関する質疑に対して、「我が国のＥＰＡ戦略としては、東アジア諸国との交渉を重要な課題と位置付け、交渉を積極的に進めていく。今後の交渉相手についても、平成16年12月に策定した基本方針にのっとって、有益な国際環境の形成や経済利益の確保等に留意して決定していく」旨の答弁があった。

⑤「地域活性化に向けた施策」に関する質疑に対して、「成功、失敗事例や支援策によく通じた専門家が出張相談を行う制度の創設を初め、国のワンストップ相談窓口の設置、更には、みずから考え、前向きに取り組む自治体を地方交付税により応援する頑張る地方応援プログラムなどにより、各地域の創意工夫を応援していく」旨の答弁があった。

⑥「我が国企業の強み」に関する質疑に対して、「ものづくりは、我が国が長期的視野に立って技術開発や人材育成を行ってきた結果蓄積された、技術、技能、知識、ノウハウのいわば結晶であり、我が国企業の国際競争力の源泉である。グローバル化によって資本が自由に国境を越えて移動をする中にあっても、我が国企業の強みが維持発展されるような取組を進めていく」旨の答弁があった。

⑦「総理の成長戦略」に関する質疑に対して、「新成長戦略は、国民一人一人が日々の生活についてあすへの希望を感じることにつながる経済成長を目指しており、財界や大企業のためのものではない」旨の答弁があった。

（雇用対策）

①「労働法制の考え方」に関する質疑に対して、「どのような働き方を選択しても、安心、納得して働くことのできる環境とするため、今国会において、希望する方が正規雇用に移行しやすくする仕組みや、女性、高齢者の就労支援など、働く人たちのための一連の労働法制の整備に取り組む」旨の答弁があった。

②「雇用問題・雇用対策」に関する質疑に対して、「まず、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分機能するよう必要な法制度の見直しを行う。なお、最低賃金額を大幅に引き上げることは、中小企業を中心として労働コスト増により経営を圧迫し、かえって雇用自体が失われる面があるため非現実的である。次に、今国会にパートタイム労働法改正案を提出し、すべてのパートタイム労働者を対象として待遇の改善と正規雇用への転換を促進する。また、年長フリーター等については、新たな就職・能力開発支援を行うとともに、雇用対策法を改正し、新卒一括採用システムの見直しを進めるなど若者の雇用機会の確保に取り組む」旨の答弁があった。

③「ホワイトカラーエグゼンプション」に関する質疑に対して、「労働時間法制の在り方については、現在検討しているところであり、さまざまな議論を踏まえた上で適切に判断する」旨の答弁があった。

④「ワーキングプア」に関する質疑に対して、「安定した経済成長により雇用拡大や所得増加を行うとともに、パートタイム労働法の改正、最低賃金制度の見直し等により、経済

的に困難な状況にある勤労者等の所得、生活水準の底上げを図り、格差の固定化を防ぐ」旨の答弁があった。

⑤「労働時間の問題」に関する質疑に対して、「労働基準監督署による重点的な指導監督や、時間外労働の削減に取り組む中小企業への助成金の創設など、取組の強化を図る」旨の答弁があった。

（教育問題）

①「教育再生」に関する質疑に対して、「新しい教育基本法を踏まえ、教育に対する責任の所在を明確にし、信頼される教育行政の体制を構築することを含め、関係法律の改正に取り組むなど、社会総がかりで教育改革を推進していく」旨の答弁があった。

②「教育改革」に関する質疑に対して、「ゆとり教育を見直し、公教育の再生に取り組む。また、教員免許更新制の導入などの教員の質の確保や信頼される教育行政体制の構築などに全力を挙げて取り組む」旨の答弁があった。

③「ゆとり教育」に関する質疑に対して、「必要な授業時間の確保や国語力の育成、理数教育の充実などに取り組む。また、土曜日にさまざまな学習や体験を提供することは重要であり、放課後子どもプランなどを通じてその振興に努めていく」旨の答弁があった。

④「いじめ問題」に関する質疑に対して、「社会が総がかりでいじめ問題に正面から取り組む必要がある。いじめと真剣に闘う姿を教師や大人自身が示した上で、学校を挙げて問題へ早期に対応するとともに、教育委員会は外部の専門家を活用するなど、学校の対応を支援する必要がある」旨の答弁があった。

⑤「家庭にかかる教育費の軽減」に関する質疑に対して、「幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討する。高等学校については、経済的理由により修学困難な者に対し、公立学校の授業料等の減免や奨学金事業を実施している。また、大学については、日本学生支援機構において奨学金事業を実施している」旨の答弁があった。

⑥「教員へのバックアップ」に関する質疑に対して、「教員の事務負担を軽減し、子どもとかかわる時間を確保できる環境の整備が重要である。そのため、教員ＯＢ等を活用した教育サポーター制度や、業務環境の改善について取組を進める」旨の答弁があった。

（憲法改正）

①「憲法改正」に関する質疑に対して、「現行憲法が占領下で制定されたこと、制定から60年を経て、新しい価値観で時代にそぐわない条文を見直すべきであることなどから憲法を改正すべきと考える。今後、与野党で論議が深められることを期待する」旨の答弁があった。

②「憲法第９条」に関する質疑に対して、「我が国の安全保障の在り方や国際社会の平和と安全への貢献との観点から、その規定ぶりについて十分な検証が必要である」旨の答弁があった。

③「憲法改正と国民投票法案」に関する質疑に対して、「憲法の在り方についての議論が与野党で一層深められ、方向性がしっかり出てくることを願っている。まずは、日本国憲法の改正手続に関する法律案の今国会での成立を強く期待している」旨の答弁があった。

（政治資金規正問題）

①「政治資金をめぐる問題」に関する質疑に対して、「政治において大切なことは、国民の信頼であります。政治家は、常に襟を正して当たらなければならない。佐田玄一郎前行革担当大臣が辞任を余儀なくされたことは、国民の皆様に対して責任を感じている。松岡利勝農水大臣の事務所費問題は、法にのっとった処理がなされているとの報告を受けている」旨の答弁があった。

②「政治資金規正法改正」に関する質疑に対して、「自由民主党総裁として、政治資金の事務所費の公表の在り方等などについて、党改革実行本部において検討を進めるよう指示し、政治資金規正法の改正を含め、既に議論が行われているところである。政治活動の自由、政治資金の透明性等の観点から、各党各会派においても同様に十分議論していただきたい」旨の答弁があった。

③「自民党の政党助成金」に関する質疑に対して、「政党が政党活動をするため財政をどの

ように運営するかは、それぞれ政党によって異なる。政党助成金制度は、いわば民主主義のコストというべき政党の政治活動の経費を国民全体が負担するものであり、民主主義の発展に重要な意義を持つものであるから、現行の政党助成金制度が政治と金をめぐる感覚麻痺につながっているとの指摘は、全く当を得ないものと考えている」旨の答弁があった。

（年金制度問題、社会保険庁改革）

①「年金制度の改革のビジョンとその財源」に関する質疑に対して、「公的年金の一元化について、まずは厚生年金と共済年金の一元化を速やかに実現するため、今国会に法案を提出できるよう作業を進めていく。政府としては、平成16年の年金制度改正において構築した枠組みにのっとり、定期的に年金財政の状況を十分に検証し、長期的に安定した制度運営を図っていく」旨の答弁があった。

②「社会保険庁改革に向けた決意」に関する質疑に対して、「社会保険庁については、残念ながら国民の信頼を失った。規律の回復と事業の効率化を徹底するため、年金制度に対する国の責任を確保しつつ、新たに非公務員型の新法人を設置し、民間へのアウトソーシングを徹底するなど、廃止・解体６分割を断行していく。このため、新たな改革法案を今国会に提出し、真に国民の信頼を得ることができる新組織を早期に実現していく」旨の答弁があった。

③「年金保険料」に関する質疑に対して、「年金保険料については、年金給付及び年金給付に関連する年金相談、情報提供等の事業費や事務費以外には充てないという考え方で対処するものである。今後とも、こうした考え方に立って、今国会に提出する法案に所要の規定を盛り込むとともに、無駄をなくすための取組を徹底する」旨の答弁があった。

④「年金記録」に関する質疑に対して、「年金の支給を決定する際には、従来から、個別に本人に年金の加入履歴等を確認していただいた上で決定しているが、昨年８月から、年金記録相談の特別強化体制をとり、すべての被保険者等の疑問に答えているところである。今後とも、年金に対する信頼が損なわれることのないよう、記録の管理や相談等に万全を期していく」旨の答弁があった。

⑤「新人口推計と年金制度の持続可能性」に関する質疑に対して、「平成16年の年金制度改正により、保険料水準の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みなどを導入し、将来にわたって持続可能なものとするところであるが、年金財政においては、人口や経済の長期的な動向がどうなるか、常に注視をしていかなければならない。法律の規定により、少なくとも５年に一度、将来見通しを作成し、財政検証を行うことが規定されており、参考に供していく。今後も、安定的かつ持続可能な年金制度の維持に努めていく」旨の答弁があった。

（社会保障制度改革（年金制度問題を除く））

①「今後の少子化対策」に関する質疑に対して、「児童手当の乳幼児加算の創設、育児休業給付の引き上げ、延長保育などに加え『すべての子ども、すべての家族を大切に』を基本的な考え方に置き、あらゆる観点から効果的な対策の再構築、再構築を図っていく」旨の答弁があった。

②「新型インフルエンザ対策」に関する質疑に対して、「国民一人一人が疾患に対する関心を持ち、自ら感染症から身を守るよう心がけることが重要であり、政府としては、各国における発生状況等を注視しつつ、適切かつわかりやすい情報の周知に最善を尽くしていく」旨の答弁があった。

③「がん対策」に関する質疑に対して、「昨年６月に成立したがん対策基本法に基づき、がん対策推進基本計画を策定し、国立がんセンターや拠点病院を中心とした相談支援体制の拡充や、緩和ケアなど患者本位の治療体制の整備に加え、放射線医療を担う専門医等の育成、がん登録の推進などの各般にわたる対策を総合的に進めていく」旨の答弁があった。

④「生活保護」に関する質疑に対して、「現行の母子加算を含めた生活保護の基準額は、母子世帯全体の平均的な所得層の消費水準を上回っている。今回の見直しは、生活保護を受けている母子世帯と受けていない母子世帯との公平性を確保するためであり、激変緩和

にも留意をしながら段階的に行う。母子家庭には、子育てと生活支援、就職支援など自立に向けてきめ細かな支援を総合的に進めていく」旨の答弁があった。

⑤「障害者自立支援法」に関する質疑に対して、「国の負担を義務化する一方、利用者の方に原則１割の負担をお願いしているが、障害の重い方でも必要なサービスが受けられるよう、所得に応じた負担上限の設定など、きめ細やかな負担軽減措置を講じている。さらに法の円滑な運用を図るため、３年間で1,200億円規模の負担軽減措置を講ずることとしており、引き続き、法の定着に万全を尽くしていく」旨の答弁があった。

（外交・防衛政策）

①「北朝鮮拉致問題の解決に向けた決意」に関する質疑に対して、「拉致問題は現内閣の最重要課題である。拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はあり得ない。引き続き、関係各国との連携を強化し、対話と圧力という一貫した考え方のもと、北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保と速やかな帰国を強く求めていく」旨の答弁があった。

②「北朝鮮問題に関する六者会合に向けての政府の方針」に関する質疑に対して、「北朝鮮による核保有は断じて容認できない。関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、核放棄に向けた具体的行動をとるよう強く求めていく。同時に、引き続き拉致問題も取り上げていく」旨の答弁があった。

③「日中関係に対する取組」に関する質疑に対して、「就任直後、中国を訪問し、首脳レベルで話し合いを行い、関係を改善した。今後とも、両国国民にとってお互いに利益となるよう、戦略的互恵関係を築いていく。そのため、幅広い分野で具体的協力を積み上げるとともに、首脳レベルを含め、率直な意見交換を重ねていく」旨の答弁があった。

④「日米同盟関係の深化の必要性」に関する質疑に対して、「世界とアジアのための日米同盟は、我が国安全保障政策のかなめであり、一層強化していく必要がある。米国と連携して、弾道ミサイル防衛システムの早急な整備に努める。在日米軍の再編については、抑止を維持しつつ、負担を軽減するものであり、着実に進めていく。いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な類型に即し、研究を進めていく」旨の答弁があった。

⑤「外交、安全保障政策に関する官邸機能の強化と情報収集体系」に関する質疑に対して、「安全保障に関する諸問題に対し、縦割り行政を排し、総合的かつ戦略的観点から政治の強力なリーダーシップにより即座に対応できるよう、官邸の司令塔機能の強化に向けた体制の整備と内閣の情報機能の強化を図る」旨の答弁があった。

（対イラク政策）

①「対イラク武力行使に対する政府の見解」に関する質疑に対して、「イラクは累次の安保理決議に違反し続け、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえようとしなかった。このような認識のもとで、政府としては、安保理決議に基づきとられた行動を支持したものであり、対イラク武力行使によって、それ以前のようなイラクの脅威はなくなった」旨の答弁があった。

②「米政府のイラク政策に対する政府の見解」に関する質疑に対して、「イラクの安定化と復興に向けた米国の努力が効果的に進められ、よい成果を上げることを期待するとともに、我が国としては、今後とも、国際社会と協力し、イラクの復興支援に取り組んでいく」旨の答弁があった。

③「今後のイラクにおける自衛隊の活動」に関する質疑に対して、「イラクの政治状況、治安状況、国連及び多国籍軍の活動や構成の変化等の諸事情を見きわめながら、イラクの復興の進展状況なども十分に勘案した上で、適切に判断していく」旨の答弁があった。

④「自衛隊のイラクにおける活動状況の公表」に関する質疑に対して、「公表に当たっては、活動している自衛隊員はもとより、国連及び多国籍軍の要員の安全に十分に配慮することが必要である。今後も、要員の安全確保や運用を最優先事項として、国連や各国の動向などにも留意しながら、可能な範囲で活動状況を示すよう努める」旨の答弁があった。

（農業・林業・水産業政策）

①「国内農業の体質強化策」に関する質疑に対して、「意欲と能力のある農業者に施策の集中化、重点化を図る新たな経営安定対策は、農業の体質を強化する最善の方法であり、農村の活性化を図るためのその他の施策の展開とあわせて、農業、農村の活力を引き出していく」旨の答弁があった。

②「農林水産物の輸出促進策」に関する質疑に対して、「農林水産物の輸出拡大は、農林水産業の明るい展望を切り開くものであり、輸出先として有望な国との検疫交渉を進めるなどの輸出環境の整備や、日本食、日本食材の海外への情報発信などを積極的に実施していく」旨の答弁があった。

③「森林・林業政策の基本方針」に関する質疑に対して、「国土の３分の２を占める森林は、国土保全や地球温暖化防止等、多様な機能を有していることから、美しい森づくりを推進し、国産材の需要拡大を図りつつ、間伐の推進などの取組を加速化し、多様で健全な森林の育成に取り組む」旨の答弁があった。

④「水産政策見直しの方向性」に関する質疑に対して、「水産基本計画を見直し、排他的経済水域を生かした資源の回復のほか、漁船漁業及び水産物流通システムの構造改革や、輸出促進を初めとする思い切った政策改革を断行し、国際競争力のある水産業を構築する」旨の答弁があった。

⑤「食品残渣の飼料化促進策」に関する質疑に対して、「食品残渣を飼料化する施設の整備について支援策を講じるとともに、食品残渣に関する情報交換の支援や安全性確保のためのガイドラインの作成等に取り組む。食品リサイクル制度の見直しを行い、リサイクル飼料の一層の利用促進を図る」旨の答弁があった。

２　主な議案等の審議

年 月 日	議　　案　　等
平成 19 年 １月26日	○国務大臣の演説 ・安倍内閣総理大臣の施政方針演説 ・麻生外務大臣の外交演説 ・尾身財務大臣の財政演説 ・大田経済財政政策担当大臣の経済演説
１月29日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 小沢一郎君（民主）、中川昭一君（自民）、松本剛明君（民主） **答弁** 安倍内閣総理大臣、久間防衛大臣、柳澤厚生労働大臣
１月30日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）、辻元清美君（社民） **答弁** 安倍内閣総理大臣、柳澤厚生労働大臣、冬柴国土交通大臣、伊吹文部科学大臣、松岡農林水産大臣
２月２日	○平成18年度一般会計補正予算（第１号）〈可決〉 ○平成18年度特別会計補正予算（特第１号）〈可決〉 ○平成18年度政府関係機関補正予算（機第１号）〈可決〉 **討論**（以上３件） 森英介君（自民）
２月20日	○趣旨説明・発言 ・平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出） ・所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・平成19年度地方財政計画 ・地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明・発言** 尾身財務大臣、菅総務大臣 **質疑** 御法川信英君（自民）、池田元久君（民主）、西村智奈美君（民主）、谷口隆義君（公明） **答弁** 安倍内閣総理大臣、尾身財務大臣、甘利経済産業大臣、柳澤厚生労働大臣、菅総務大臣
２月22日	○趣旨説明 ・特別会計に関する法律案（内閣提出） **説明** 尾身財務大臣

年 月 日	議　　案　　等
２月22日	**質疑** 山本明彦君（自民）、馬淵澄夫君（民主） **答弁** 尾身財務大臣、渡辺国務大臣、柳澤厚生労働大臣、冬柴国土交通大臣
３月３日	○予算委員長金子一義君解任決議案（枝野幸男君外１名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 枝野幸男君（民主） **討論** 馳浩君（自民）、中川正春君（民主）、佐々木憲昭君（共産） ○総務委員長佐藤勉君解任決議案（武正公一君外１名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 武正公一君（民主） **討論** 岡本芳郎君（自民）、寺田学君（民主） ○平成19年度一般会計予算〈可決〉 ○平成19年度特別会計予算〈可決〉 ○平成19年度政府関係機関予算〈可決〉 **討論**（以上３件） 馬淵澄夫君（民主）、斉藤斗志二君（自民）、高橋千鶴子君（共産）、重野安正君（社民）
３月６日	○地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 逢坂誠二君（民主） ○平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○特別会計に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上３件） 三谷光男君（民主）
３月８日	○趣旨説明 ・雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 柳澤厚生労働大臣 **質疑** 吉野正芳君（自民）、田名部匡代君（民主） **答弁** 柳澤厚生労働大臣、甘利経済産業大臣、尾身財務大臣
３月15日	○趣旨説明 ・児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 柳澤厚生労働大臣 **質疑**

年 月 日	議　　案　　等
	高井美穂君（民主） **答弁** 柳澤厚生労働大臣、尾身財務大臣、高市少子化・男女共同参画担当大臣
３月16日	○趣旨説明 ・産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出） ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（内閣提出） **説明** 甘利経済産業大臣 **質疑** 近藤洋介君（民主）、伊藤渉君（公明）、塩川鉄也君（共産） **答弁** 甘利経済産業大臣、山本金融担当大臣、高市科学技術政策担当大臣、塩崎内閣官房長官、渡辺国務大臣、柳澤厚生労働大臣、菅総務大臣、松岡農林水産大臣
３月20日	○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 柚木道義君（民主）、郡和子君（民主） ○趣旨説明 ・国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件 ・国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（内閣提出） **説明** 麻生外務大臣 **質疑** 笠浩史君（民主）、丸谷佳織君（公明） **答弁** 麻生外務大臣、長勢法務大臣
３月23日	○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 楠田大蔵君（民主） ○趣旨説明 ・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（内閣提出） **説明** 久間防衛大臣 **質疑** 河井克行君（自民）、長島昭久君（民主）、遠藤乙彦君（公明）、赤嶺政賢君（共産）、照屋寛徳君（社民） **答弁** 久間防衛大臣、麻生外務大臣、尾身財務大臣、塩崎内閣官房長官、菅総務大臣
３月27日	○趣旨説明 ・農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（内閣提出）

年 月 日	議　　案　　等
３月27日	**説明** 松岡農林水産大臣 **質疑** 金子恭之君（自民）、黄川田徹君（民主） **答弁** 松岡農林水産大臣、塩崎内閣官房長官、菅総務大臣
３月29日	○趣旨説明 ・株式会社日本政策金融公庫法案（内閣提出） ・株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出） **説明** 渡辺国務大臣 **質疑** 木村勉君（自民）、佐々木隆博君（民主） **答弁** 渡辺国務大臣、甘利経済産業大臣、松岡農林水産大臣、尾身財務大臣
４月３日	○趣旨説明 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（西村智奈美君外２名提出） **説明** 柳澤厚生労働大臣、西村智奈美君（民主） **質疑** 松浪健太君（自民）、菊田真紀子君（民主） **答弁** 柳澤厚生労働大臣、尾身財務大臣、西村智奈美君（民主）、小宮山洋子君（民主） ○趣旨説明 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 若林環境大臣 **質疑** 田島一成君（民主） **答弁** 若林環境大臣、塩崎内閣官房長官
４月10日	○趣旨説明 ・株式会社商工組合中央金庫法案（内閣提出） **説明** 甘利経済産業大臣 **質疑** 平井たくや君（自民）、後藤斎君（民主） **答弁** 甘利経済産業大臣、塩崎内閣官房長官、尾身財務大臣、山本金融担当大臣

年 月 日	議　　案　　等
４月12日	○趣旨説明 ・雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・雇用基本法案（大島敦君外２名提出） ・労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（加藤公一君外２名提出） ・若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案（山井和則君外２名提出） **説明** 柳澤厚生労働大臣、園田康博君（民主）、山井和則君（民主）、太田和美君（民主） **質疑** 石崎岳君（自民）、三井辨雄君（民主） **答弁** 柳澤厚生労働大臣、大島敦君（民主）、山井和則君（民主） ○趣旨説明 ・更生保護法案（内閣提出） **説明** 長勢法務大臣 **質疑** 石関貴史君（民主） **答弁** 長勢法務大臣
４月13日	○日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会、保岡興治君外５名提出）〈併合修正〉 ○日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（第164回国会、枝野幸男君外３名提出）〈併合修正〉 ・上記法律案に対する修正案（枝野幸男君外２名提出）〈否決〉 **趣旨弁明**（修正案） 枝野幸男君（民主） **討論**（以上３件） 近藤基彦君（自民）、古川元久君（民主）、大口善徳君（公明）、笠井亮君（共産） 辻元清美君（社民） ○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 笹木竜三君（民主）、寺田稔君（自民）、赤嶺政賢君（共産）、赤松正雄君（公明）、日森文尋君（社民）
４月17日	○趣旨説明 ・学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） ・教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出） ・地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出） ・学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出） **説明**

年 月 日	議　　案　　等
４月17日	伊吹文部科学大臣、藤村修君（民主）、牧義夫君（民主）、笠浩史君（民主） **質疑** 馳浩君（自民）、野田佳彦君（民主）、西博義君（公明）、石井郁子君（共産）、保坂展人君（社民）、糸川正晃君（国民） **答弁** 安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、柳澤厚生労働大臣、藤村修君（民主）、菅総務大臣、塩崎内閣官房長官
４月19日	○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 田名部匡代君（民主） ○少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会、内閣提出）〈修正〉 **討論** 高山智司君（民主） ○趣旨説明 ・地方公営企業等金融機構法案（内閣提出） **説明** 菅総務大臣 **質疑** 森山裕君（自民）、森本哲生君（民主） **答弁** 菅総務大臣、柳澤厚生労働大臣、尾身財務大臣
４月24日	○趣旨説明 ・イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（原口一博君外４名提出） **説明** 塩崎内閣官房長官、笹木竜三君（民主） **質疑** 吉川貴盛君（自民）、神風英男君（民主）、赤嶺政賢君（共産）、阿部知子君（社民） **答弁** 安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣、久間防衛大臣、原口一博君（民主）
５月８日	○更生保護法案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 大串博志君（民主） ○趣旨説明 ・日本年金機構法案（内閣提出） ・国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・歳入庁設置法案（山井和則君外５名提出）

年 月 日	議　　案　　等
	・国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案（山井和則君外５名提出） ・公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案（山井和則君外５名提出） **説明** 柳澤厚生労働大臣、内山晃君（民主） **質疑** 谷畑孝君（自民）、長妻昭君（民主）、古屋範子君（公明）、高橋千鶴子君（共産）糸川正晃君（国民） **答弁** 安倍内閣総理大臣、柳澤厚生労働大臣、山井和則君（民主）
５月10日	○趣旨説明 ・防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 久間防衛大臣 **質疑** 津村啓介君（民主） **答弁** 久間防衛大臣、麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官
５月11日	○趣旨説明 ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（内閣提出） **説明** 菅総務大臣 **質疑** 石田真敏君（自民）、福田昭夫君（民主） **答弁** 菅総務大臣
５月15日	○イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（原口一博君外４名提出）〈否決〉 ○イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 楠田大蔵君（民主）、赤嶺政賢君（共産）、阿部知子君（社民） ○趣旨説明 ・国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出） ・特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案（馬淵澄夫君外４名提出） ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出） **説明**

年 月 日	議　　案　　等
５月15日	渡辺国務大臣、鷲尾英一郎君（民主） **質疑** 細野豪志君（民主）、石井啓一君（公明）、吉井英勝君（共産）、菅野哲雄君（社民） **答弁** 安倍内閣総理大臣、渡辺国務大臣、馬淵澄夫君（民主）、武正公一君（民主）、塩崎内閣官房長官
５月17日	○趣旨説明 ・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 長勢法務大臣 **質疑** 横山北斗君（民主） **答弁** 長勢法務大臣
５月18日	○日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出）〈否決〉 ○教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出）〈否決〉 ○地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出）〈否決〉 ○学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出）〈否決〉 ○学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上７件） 北神圭朗君（民主）、中山成彬君（自民）、石井郁子君（共産）、大口善徳君（公明）、保坂展人君（社民） ○趣旨説明 ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（内閣提出、参議院送付） **説明** 冬柴国土交通大臣 **質疑** 泉健太君（民主）、高木陽介君（公明） **答弁** 冬柴国土交通大臣、山本経済産業大臣臨時代理・金融担当大臣
５月22日	○趣旨説明 ・放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 菅総務大臣 **質疑** 田嶋要君（民主）

年 月 日	議　　案　　等
	答弁 菅総務大臣、塩崎内閣官房長官、山本金融担当大臣
５月24日	○株式会社日本政策投資銀行法案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 三谷光男君（民主） ○趣旨説明 ・労働契約法案（内閣提出） ・労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 柳澤厚生労働大臣 **質疑** 園田康博君（民主）、江田康幸君（公明）、笠井亮君（共産）、重野安正君（社民） 糸川正晃君（国民） **答弁** 柳澤厚生労働大臣、塩崎内閣官房長官
５月31日	○議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案（松野頼久君外３名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 加藤公一君（民主） **討論** 竹本直一君（自民）、石関貴史君（民主） ○厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案（三井辨雄君外３名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 山井和則君（民主） **討論** 西川京子君（自民）、柚木道義君（民主）、高橋千鶴子君（共産）、保坂展人君（社民） ○厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案（三井辨雄君外３名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 長妻昭君（民主） **討論** 岸田文雄君（自民）、郡和子君（民主）、穀田恵二君（共産）、日森文尋君（社民） ○日本年金機構法案（内閣提出） ○国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（石崎岳君外４名提出） **討論**（以上３件） 園田康博君（民主）、伊藤信太郎君（自民）
６月１日	○日本年金機構法案（内閣提出）（前会の続）〈可決〉 ○国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（前会の続）〈可決〉

年 月 日	議　　案　　等
６月１日	○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（石崎岳君外４名提出）（前会の続）〈可決〉 **討論**（以上３件） 菊田真紀子君（民主）、古屋範子君（公明）、笠井亮君（共産）、阿部知子君（社民） ○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉 **討論** 上川陽子君（自民）、平岡秀夫君（民主）
６月７日	○国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出）〈否決〉 ○特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案（馬淵澄夫君外４名提出）〈否決〉 ○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出）〈否決〉 ○国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上４件） 松原仁君（民主）、木村勉君（自民）、吉井英勝君（共産）、菅野哲雄君（社民）
６月14日	○政治資金規正法の一部を改正する法律案（東順治君外５名提出）〈可決〉 ・上記法律案に対する修正案（岡田克也君外４名提出）〈否決〉 **趣旨弁明**（修正案） 武正公一君（民主） **討論**（以上２件） 高木陽介君（公明）、渡辺周君（民主）、佐々木憲昭君（共産）、菅野哲雄君（社民）
６月15日	○電子記録債権法案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 佐々木憲昭君（共産）
６月19日	○議員内山晃君懲罰事犯の件〈登院停止30日間〉 議長は、同君に対し、国会法第122条第３号により、30日間の登院停止を命じた。
６月20日	○衆議院議長河野洋平君不信任決議案（鳩山由紀夫君外６名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 松野頼久君（民主） **討論** 鈴木恒夫君（自民）、大島敦君（民主）、阿部知子君（社民）
６月22日	○本国会の会期を７月５日まで12日間延長するの件（議長発議）〈可決〉 **討論** 小川淳也君（民主）、三ッ林隆志君（自民）、穀田恵二君（共産）、日森文尋君（社民）
６月29日	○安倍内閣不信任決議案（小沢一郎君外７名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 菅直人君（民主）

年 月 日	議　　案　　等
	討論 坂本剛二君（自民）、小沢鋭仁君（民主）、西博義君（公明）、石井郁子君（共産）、重野安正君（社民）
７月５日	○請願489件〈採択〉

３　決議

○　否決したもの

予算委員長金子一義君解任決議案（枝野幸男君外１名提出、決議第１号）［民主提出］（19.３.３）

本院は、予算委員長金子一義君を解任する。

右決議する。

総務委員長佐藤勉君解任決議案（武正公一君外１名提出、決議第２号）［民主提出］（19.３.３）

本院は、総務委員長佐藤勉君を解任する。

右決議する。

議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案（松野頼久君外３名提出、決議第４号）［民主・社民・国民提出］（19.５.31）

本院は、議院運営委員長逢沢一郎君を解任する。

右決議する。

厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案（三井辨雄君外３名提出、決議第５号）［民主・社民・国民提出］（19.５.31）

本院は、厚生労働委員長櫻田義孝君を解任する。

右決議する。

厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案（三井辨雄君外３名提出、決議第６号）［民主・社民・国民提出］（19.５.31）

本院は、厚生労働大臣柳澤伯夫君を信任せず。

右決議する。

衆議院議長河野洋平君不信任決議案（鳩山由紀夫君外６名提出、決議第７号）［民主・社民・国民提出］（19.６.20）

本院は、衆議院議長河野洋平君を信任せず。

右決議する。

安倍内閣不信任決議案（小沢一郎君外７名提出、決議第８号）［民主・社民・国民提出］（19.６.29）

本院は、安倍内閣を信任せず。

右決議する。

○　撤回されたもの

財務金融委員長伊藤達也君解任決議案（池田元久君外１名提出、決議第３号）［民主提出］（19.３.３）

本院は、財務金融委員長伊藤達也君を解任する。

右決議する。

【第168回国会】

１　内閣総理大臣の指名

第168回国会は平成19年９月10日に召集された。当初、安倍内閣の下でスタートした国会であったが、９月12日、安倍内閣総理大臣が辞意を表明、同月25日の午前に安倍内閣は総辞職した。同日午後の本院本会議において、福田康夫君を内閣総理大臣に指名するに決したが、一方参議院本会議においては、小沢一郎君が指名された。衆参の指名が異なるため、同日、両院協議会が開催されたが、意見の一致をみず、憲法第67条第２項の規定により、福田康夫君を内閣総理大臣に指名する本院の議決が国会の議決となった。

２　国務大臣の演説及び質疑

９月10日に安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われたが、同月12日に安倍内閣は退陣した。その後、10月１日に福田内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対して、同月３日及び４日の両日、各党の代表質問が行われた。

臨時国会冒頭の首班指名選挙（第168回国会）

(1) 安倍内閣総理大臣の所信表明演説

（はじめに）

第168回国会の開会に当たり、新潟県中越沖地震や台風による災害により、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。被災者の皆様の不安の解消を第一に、復旧・復興に全力を尽くしてまいります。

先の参議院議員通常選挙は、与党にとって大変厳しい結果となりました。今回示された、国民の皆様の思いや怒りに対し、これまで十分応えきれていなかったこと、政治と行政に対する不信を招いたことについての深い反省の上に立って、今後、国政に当たっていきたいと考えております。

「ここまで厳しい民意が示されたのだから、退陣すべき」との御意見もあることは十分承知しています。

しかし、人口減少や地球規模の競争の激化、学校や家庭における教育力の低下、日本を取り巻く安全保障の環境変化、こうした時代の大きな変化に直面している我が国が、豊かな国民生活と明るい未来を手にするためには、経済・行財政の構造改革はもとより、教育再生や安全保障体制の再構築を含め、戦後長きにわたり続いてきた諸制度を原点にさかのぼって大胆に見直す改革、すなわち、戦後レジームからの脱却が、どうしても必要です。「我が国の将来のため、子どもたちのために、この改革を止めてはならない。」私は、この一心で、続投を決意しました。初心に戻り、厳しい選挙結果を踏まえた「反省」と、国民のために闘うとの「覚悟」を持って、引き続き改革に取り組むことにより、国民の皆様に対する責任を果たしてまいりたいと思います。

昨年９月の就任以来、安倍内閣は、教育基本法の改正や公務員制度改革法の成立など、新しい時代にふさわしい、新たな国家像の骨格作りを進めてきました。同時に、少子高齢化と国際化に耐えうる、たくましい経済への転換を図るべく、新成長戦略を推し進めてまいりました。景気は安定した回復軌道に乗り、雇用も拡大するなど、具体的な成果も生まれてきています。改革の基本的な方向を変えてはなりません。「ばらまき」や「護送船団」といわれた、かつての政治手法に回帰することは、絶対に許されません。

しかし、改革にはどうしても痛みが伴います。これまでも必要な対策を講じることに努めてまいりましたが、まだまだ十分ではないと思います。今後、改革を進める一方、改革の影の部分にきちんと光を当てる、優しさと温もりを感じられる政策に、全力で取り組んでまいります。

このたび、新しい国創りを再スタートさせるため、内閣改造を行いました。極めて遺憾なことですが、補助金の不正受給の問題で、閣僚の一人が辞任しました。今後こうしたことが二度と起きないよう、内閣として、補助金などの厳正な執行に万全を期してまいります。

自由民主党及び公明党の連立政権の下、「政策実行内閣」として一丸となり、地に足のついた政策を着実に進めてまいります。将来にわたり国民の皆様が安心して暮らせるよう、堂々と政策論を展開し、野党の皆様とも建設的な議論を深め、一つ一つ丁寧に答えを出していくことに最善を尽くします。

この内閣がスタートするに当たり、私は、国民の皆様との対話を、何よりも重視してまいります。私をはじめ、大臣、副大臣、政務官など70名が手分けして、全国各地に直接赴き、お年寄りや若者、中小企業などの現場の声を受け止め、きめ細やかな政策につなげてまいります。

（信頼できる年金を再構築する）

年金に対する信頼を取り戻すことは、私に課せられた重要な使命であります。まじめに保険料を払ってこられた方々に正しく年金を支払うためにあらゆる対策を講じること。原因と責任を厳しく明らかにすること。この２点を徹底して、年金記録問題を究明し、必ず解決いたします。

国民生活を支える基盤である公的年金について、国民が安心して頼れる制度とするためには、長期的な視野に立った制度設計が不可

欠であり、それは政治の責任です。国会における与野党の立場を超えた議論が再開され、透明で建設的な協議が行われることが極めて重要です。

（改革の果実を地方の実感につなげる）

私は、格差や将来への不安を訴える地方の皆様の切実な声に真摯に応え、改革の果実をさらに地方の実感へとつなげるため、あらゆる努力を尽くします。

地方が自ら考え、実行することのできる体制をつくります。地方自治体への一層の権限移譲や、地方間の税収の偏りの是正といった地方税財政の改革に取り組むとともに、地方分権の総仕上げである道州制の実現に向け検討を加速します。

内閣に置かれた地域再生などの実施体制を一元化するとともに、活性化に取り組む意欲のある地域に対し、頑張る地方応援プログラム、中心市街地や公共交通の活性化などの施策を総動員して、省庁の縦割りを排し、それぞれの地域の実情に応じた支援を集中的、効果的に実施します。

地域で働く人々の生活の底上げを図るため、職業能力の向上を支援するとともに、最低賃金を引き上げます。あわせて、地域経済を支えている中小企業の生産性の引上げや、地域力再生機構の創設など地域全体の再生支援にも取り組んでまいります。

安全・安心な食を生み出す日本の農林水産業が活力を持ち続けることは、我が国の将来にとって、極めて大切なことです。「攻めの農政」を基本に、頑張る担い手への支援など、「未来につながる」政策に力を注ぐとともに、高齢者や小規模な農家の方々が抱いている不安をしっかりと受け止め、きめ細かな支援を行ってまいります。

（教育再生を具体化する）

良質で負担の少ない公教育があってこそ、子どもたちみんなが、明日へのチャンスをつかむことができます。改正教育基本法、教育再生三法の成立を受けて、いよいよ具体的に、高い学力と規範意識を身につけるための改革にのり出します。

授業時間を増やし、教科書を充実し、全国学力テストを有効に活用して、きめ細かに学力の底上げを行います。体験活動や徳育にも力を入れます。良き教師を確保するため、メリハリのある教員給与体系を実現するとともに、教員免許更新制の円滑な実施に取り組みます。事務負担を減らすことなどにより、先生が子どもたちと十分に向き合える時間を増やします。保護者の御心配や御意見に対し、専門家も参加して対応する仕組みを整えます。

（安心して暮らせる社会を実現する）

安心して暮らせる社会は、国づくりの土台です。国民の皆様が日々の暮らしの中で感じる不安に常に心を配り、迅速に対応します。

食への信頼が揺らいでいます。正しい食品表示を徹底するとともに、水際における輸入食品の監視体制を強化します。

夜間でも必要な救急医療を受けられるよう、それぞれの地域において責任を持って対応する救急の拠点病院及びネットワークの体制を確立します。地方における医師不足の解消に向け、「県境なき医師団」を速やかに派遣するとともに、地方の大学の医学部にへき地勤務枠を設けるなど、全力で取り組みます。

世界一災害に強い国づくりを進めます。学校などの公共施設や住宅の耐震化を進めるとともに、お年寄りに対する情報伝達、安否確認、救出など、いざという時に確実に機能する体制を整えます。地震発生時における原子力発電所の対応に万全を期すとともに、情報公開を徹底し、周辺住民の方々の不安を払拭します。

安心して子どもを産み育てることができる環境を作るため、多様できめ細かい保育サービスの充実や、仕事と家庭の両立に向けた働き方の見直しを推進します。

（持続的な経済成長を実現し、簡素な政府をつくる）

急激な少子高齢化や、これまで経験したことのないような人口減少という厳しい状況下にあっても、年金や介護などの制度を維持し、雇用を生み出していくためには、経済成長が不可欠であります。科学技術など、我が国がこれまで蓄えてきた力を最大限に発揮し、持続的な成長を実現します。次の時代を切り拓く新たなイノベーションを応援するとともに、

日本の空の自由化をはじめ、観光、金融など、より海外に開かれた経済をつくることにより、アジアなど外国の成長や活力を日本に取り入れます。

無駄ゼロを目指す行財政改革を断固、実行します。2011年度には国と地方の基礎的財政収支を黒字化するとの目標に向け、メリハリの効いた予算編成を行い、揺るぎなく歳出・歳入一体改革の道を進みます。

行政に対する国民の皆様の信頼を取り戻すため、公務員について指摘されている悪しき体質を徹底的に拭い去り、21世紀の行政を支える新しい公務員像をつくり上げます。

歳出改革・行政改革を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければなりません。本年秋以降、本格的な議論を行い、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでまいります。

（主張する外交を展開する）

私は、今後とも主張する外交を展開します。

世界の平和と安定なくして、日本の安全と繁栄はありません。米国同時多発テロで、24名もの日本人の尊い命が奪われたことを忘れてはなりません。テロとの闘いは続いています。テロ特措法に基づく海上自衛隊の活動は、諸外国が団結して行っている海上阻止活動の不可欠な基盤となっており、国際社会から高い評価を受けています。灼熱のインド洋で黙々と勤務に従事する自衛隊員こそ、世界から期待される日本の国際貢献の姿です。ここで撤退し、国際社会における責任を放棄して、本当にいいのでしょうか。引き続き活動が継続できるよう、是非とも御理解いただきたいと思います。

北朝鮮のミサイル発射や核実験声明の衝撃を忘れた方はいないでしょう。我が国を取り巻く安全保障の環境は、依然として厳しいものがあります。官邸の司令塔機能や政府の情報機能の強化をはじめ、我が国の安全保障の体制を再構築する必要があります。在日米軍の再編については、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力をあげて取り組むことにより、着実に進めてまいります。

北朝鮮の拉致、核、ミサイルの問題の解決に向け、国際社会との連携を一層強化してまいります。すべての拉致被害者が帰国を果たすまで、鉄の意志で取り組んでまいります。

（環境で世界を主導する）

地球温暖化問題は、人類の生存にかかわる、世界共通の課題です。私は、ハイリゲンダム・サミットにおいて「美しい星50」を提案し、すべての主要な温暖化ガス排出国が参加できる枠組の考え方について、理解を得ました。環境に関連する技術は我が国が世界に誇るべきものです。省エネルギー技術の海外への普及促進など、環境を経済成長の制約ではなく糧とする、日本ならではの環境と経済の共存を実現します。

来年開催される北海道洞爺湖サミットで、更なる前進が得られるよう、引き続き、リーダーシップを発揮してまいります。

（むすび）

厳しい御批判をいただいた政治資金の問題につきましては、なお一層、透明性を高めていくことが不可欠です。政治資金規正法の改正に向け、各党各会派や国会において十分な御議論をいただきたいと思います。内閣としても、政治に対する国民の信頼を一刻も早く取り戻すため、全力をあげて取り組んでまいります。

国の姿、かたちを語る憲法については、国民投票法の成立により、改正に関する議論を深める環境が整いました。今後とも、国民の皆様の期待に応える議論が行われることを希望します。

本日、私は、自らの信条、思うところを、率直に述べさせていただきました。これからも、国民の皆様からの御意見を十分受け止め、政策をしっかりと説明しながら、国政に邁進してまいります。

私の目指す政治とは、我が国を取り巻く厳しい環境変化に対応しながら、日本が本来持っていて、今も生活の中に息づいている、自律の精神、他者への思いやり、温かさといった価値を守り、伸ばしていくこと。そして、

国民一人一人が、日々の生活において、真の豊かさ、潤いを実感できるようにすること。すなわち、「美しい国」創りを進めていこうとするものであります。50年後、100年後のあるべき日本の姿を見据え、原点を決して忘れることなく、全身全霊をかけて、内閣総理大臣の職責を果たしていくことをお誓い申し上げます。

国民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を、心からお願い申し上げます。

(2) 福田内閣総理大臣の所信表明演説

（はじめに）

このたび、私は、内閣総理大臣に任命されました。時代が大きな転換期を迎えている現在、政権を担うことの重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。日本の将来の発展と国民生活の安定を最優先に、自由民主党と公明党の連立政権の下、全力を傾けて、職責を果たしてまいります。

所信の一端を申し述べるに当たり、自由民主党総裁選挙の実施に伴い、国会運営に御迷惑をおかけしたことについて、議員各位、そして国民の皆様に対し、お詫び申し上げるとともに、今後、誠実な国会対応に努めてまいります。

（国会運営について）

先の参議院議員通常選挙の結果は、与野党が逆転するという、与党にとって大変厳しいものでありました。この状況下においては、衆議院と参議院で議決が異なる場合、国として新しい政策を進めていくことが困難になります。国民生活を守り、国家の利益を守ることこそ、政治の使命であり、私は、政権を預かる身として、野党の皆様と、重要な政策課題について、誠意をもって話し合いながら、国政を進めてまいりたいと思います。

（政治と行政に対する信頼の回復）

私は、政治と行政に対する国民の不信を率直に受け止めております。国民の皆様の信頼なくしては、どのような政策も必要な改革も実現することは不可能です。政治や行政に対する信頼を取り戻すことが、喫緊の課題です。

国民の皆様から厳しい御批判をいただいた政治資金問題につきましては、与党において、政治資金の透明性を更に高めるため、その改善に向けた考え方を取りまとめたところであります。今後、野党の皆様と十分に御議論させていただきたいと思います。まず閣僚から襟を正すべく、政治資金について、法に基づき厳正に管理を行い、問題を指摘された場合には説明責任を尽くすことができるようにするとともに、大臣規範に定められている事項の遵守はもとより、政治倫理にもとることなく、法令を遵守し、政治家の道義を守るよう、閣僚に徹底したところであります。特に、自らについては、厳しく戒めてまいります。

全体の奉仕者である公務員についても、公の立場にあることを自覚し、職務を忠実に遂行し、自己に恥じることのないようにしなければなりません。行政に対する信頼を取り戻すため、特に、各府省の幹部職員が、それぞれの職務全般を掌握し、国民の立場に立った行政を、責任をもって遂行するよう、徹底してまいります。同時に、公務員一人一人が高いモラルを維持し、能力を高め、誇りをもって職務に専念できるような総合的な制度となるように、公務員制度改革を進めてまいります。

行政の無駄や非効率を放置したままでは、次世代に負担を先送りするだけでなく、国民の皆様からの信頼を取り戻すことはできません。安定した成長を図るとともに、行政経費の絞り込み等により、2011年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど、歳出・歳入一体改革を更に進めます。21世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府を作るため、行政改革を今後とも強力に推し進めます。

歳出改革・行政改革を実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保

し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければなりません。今後、早急に、国民的な合意を目指して、本格的な議論を進め、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでまいります。

（信頼できる社会保障制度の整備）

年金、医療、介護、福祉といった社会保障制度は、国民の立場に立ったものでなければなりません。大変厳しい財政状況にはありますが、自立と共生の理念に基づき、将来にわたり持続可能で、お年寄りにとっても、若者にとっても、皆が安心できるものとなることが必要です。

昨今の年金をめぐる問題も国民の立場を軽視したことに大きな原因がありました。一人一人の年金記録が点検され、正しく年金が支払われることが重要であり、年金を受け取る方々の立場に立って、組織や運用の見直しなど、年金をめぐる諸問題を着実に解決してまいります。

年金制度はすべての国民に関することであり､お年寄りの生活の基盤となっているため、将来にわたり、年金が安定的に支払われていくよう、長期的な視野に立った制度設計が不可欠であります。国会における与野党の立場を超えた議論が再開され、透明で建設的な協議が行われるよう､お願いしたいと思います。

地域にお住まいの方が必要な医療を受けられないとの不安をお持ちです。小児科や産婦人科などの医師不足の解消策や、救急患者の受入れを確実に行うためのシステム作りなど救急医療の充実を図ります。障害をお持ちの方やお年寄りなど、それぞれの方が置かれている状況に十分配慮しながら、高齢者医療制度の在り方についての検討を含め、きめ細かな対応に努めてまいります。

（国民の安全･安心を重視する政治への転換）

国民生活に大きな不安をもたらした耐震偽装問題の発生を受け、安全・安心な住生活への転換を図る法改正が行われました。成熟した先進国となった我が国においては、生産第一という思考から、国民の安全・安心が重視されなければならないという時代になったと認識すべきです。政治や行政の在り方のすべてを見直し、国民の皆様が日々、安全で安心して暮らせるよう、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、悪徳商法の根絶に向けた制度の整備など、消費者保護のための行政機能の強化に取り組みます。

毎日の食卓の安全・安心は、暮らしの基本です。消費者の立場に立った行政により、食品の安全・安心を守るため、正しい食品表示を徹底するとともに、輸入食品の監視体制を強化します。

今なお頻発する災害による死者の発生は、国民生活に大きな不安をもたらしています。災害が発生した場合の「犠牲者ゼロ」を目指し、対策の充実に意を用いてまいります。

（子育てを支える社会の実現）

教育は、家庭にとって極めて関心の高い問題です。学校のみならず、家庭、地域、行政が一体となって、教育の再生に取り組んでまいります。

信頼できる公教育を確立することが、まず必要です。授業時間の増加や教科書の充実などにより、子どもたちの学力を高めるとともに、体験活動や徳育にも力を入れ、自立と思いやりの精神を養います。先生が子どもたちと十分に向き合える時間を増やすとともに、メリハリのある教員給与体系の実現に取り組みます。

女性も男性もすべての個人が、喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、取り組みます。十分な育児休業を取り、その後も仕事を継続できるようにするなど、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備します。長時間労働の是正に取り組むなど、社会全体で働き方の改革を進め、仕事と家庭生活の調和を推進します。

（改革の継続と安定した成長）

これまで我が国は、経済、社会全般にわたる構造改革に取り組んでまいりました。景気は回復し、雇用は拡大するなど、一定の成果が上がってきています。しかし、我が国はなお、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題などの難題に直面

しています。これを乗り切り、より成熟した社会をつくっていくためには、時代に適合しなくなった制度や組織を改めるなど、日本の将来を見据えた改革を進めていかなければなりません。

改革と安定した経済成長は、車の両輪であり、ともに進めてまいります。国内経済の環境変化に対応し、海外の経済との相互依存は今後とも高まります。内外投資の促進を図るとともに、成長著しいアジアの中にある強みを活かすアジア・ゲートウェイ構想を具体化し、観光立国の推進や金融の競争力強化に取り組みます。科学技術の発展に向け、戦略分野への集中的な投資を促進し、人材育成を充実するとともに、世界最先端を目指す知的財産戦略を推進します。

（いわゆる格差問題への対応）

構造改革を進める中で、格差といわれる様々な問題が生じています。私は、実態から決して目をそらさず、改革の方向性は変えずに、生じた問題には一つ一つきちんと処方箋を講じていくことに全力を注ぎます。

地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、更に人口が減るという悪循環に陥っています。この構造を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければなりません。

内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制をつくり、有機的、総合的に政策を実施していきます。国と地方が定期的に意見交換を行うなど、地方の皆様の声に真剣に耳を傾け、地域力再生機構の創設等、決してばら撒きではなく、政策に工夫を重ね、丁寧に対応する、地方再生への構造改革を進めてまいります。

都会だけで国民生活が成り立つわけではありません。地方と都会がともに支え合う「共生」の考え方の下、地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層の権限移譲を行うとともに、財政面からも地方が自立できるよう、地方税財政の改革に取り組みます。さらに、地方分権の総仕上げである道州制の実現に向け、検討を加速します。

都市については、大災害時の安全確保など、安全・安心な街づくりを目指します。

本日、郵政民営化がスタートしました。利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進します。

食料の安定供給は、今も将来も極めて重要なことであり、安全・安心な食を生み出す日本の農林水産業が、活力を持ち続けることが必要です。「攻めの農政」を基本に、担い手の頑張りに応える支援を行います。高齢者や小規模な農家も安心して農業に取り組める環境を作り上げるなど、農山漁村に明るさを取り戻します。

我が国の経済成長の原動力である中小企業の多くが、景気回復の恩恵を受けられずにいます。下請取引の適正化や事業承継の円滑化、中小企業の生産性向上に向けた取組などを強力に推進し、大企業と中小企業の調和のとれた成長を図ります。

若者の非正規雇用が増加してきた状況などを踏まえ、若者たちが自らの能力を活かし、安定した仕事に就いて、将来に希望をもって暮らせるよう、正規雇用への転換促進や職業能力の向上、労働条件の改善など、働く人を大切にする施策を進めてまいります。

（これからの環境を考えた社会への転換）

地球環境問題への取組は待ったなしです。

従来の、大量生産、大量消費を良しとする社会から決別し、つくったものを世代を超えて長持ちさせて大事に使う「持続可能社会」へと舵を切り替えていかなければなりません。住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組は、廃棄物を減量し、資源を節約し、国民の住宅に対する負担を軽減するという点で、持続可能社会の実現に向けた具体的な政策の第一歩です。地球環境に優しく、国民負担も軽減できる暮らしへの転換という発想を、あらゆる部門で展開すべきです。

持続可能社会の実現に向け、京都議定書の目標を確実に達成するために全力を尽くすのはもちろんのこと、他国に対しても率先して、

温暖化の防止に向けた働きかけを行っていかなければなりません。我が国の環境・エネルギー分野における技術は世界最高水準であり、環境問題の解決に向けて、世界をリードできる立場にあります。持続可能社会という新しい経済社会の在り方を世界に示していくためにも、来年開催される北海道洞爺湖サミットなどの場を通じ、「美しい星50」において示した、2050年までに温暖化ガスの排出量を半減させるとの目標を達成するため、主要な温暖化ガス排出国がすべて参加できる枠組みづくりに向け、具体的な取組を行ってまいります。

（平和を生み出す外交）

日米同盟の堅持と国際協調は、我が国外交の基本です。世界の平和は、国際社会が連帯して取り組まなければ実現できないものです。私は、激動する国際情勢の中で、今後の世界の行く末を見据え、我が国が国際社会の中でその国力にふさわしい責任を自覚し、国際的に信頼される国家となることを目指し、世界平和に貢献する外交を展開します。直面する喫緊の課題は、海上自衛隊のインド洋における支援活動の継続と、北朝鮮問題の早急な解決です。

テロ特措法に基づく支援活動は、テロリストの拡散を防ぐための国際社会の一致した行動であり、海上輸送に資源の多くを依存する我が国の国益に資するもので、日本が国際社会において果たすべき責任でもあります。国連をはじめ国際社会から高く評価され、具体的な継続の要望も各国からいただいています。引き続きこうした活動を継続することの必要性を、国民や国会によく説明し、御理解をいただくよう、全力を尽くします。

朝鮮半島をめぐる問題の解決は、アジアの平和と安定に不可欠です。北朝鮮の非核化に向け、六者会合などの場を通じ、国際社会との連携を一層強化してまいります。拉致問題は重大な人権問題です。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、「不幸な過去」を清算して日朝国交正常化を図るべく、最大限の努力を行います。

日米同盟は我が国外交の要であり、信頼関係の一層の強化に努めていきます。在日米軍の再編についても、抑止力の維持と負担軽減という考え方を踏まえ、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾けて、地域の振興に全力をあげて取り組みながら、着実に進めてまいります。

情勢が悪化したミャンマーで、邦人の方が亡くなられたことは誠に遺憾です。成長著しいアジアですが、このような脆弱性も抱えています。日米同盟の強化とアジア外交の推進が共鳴し、すべてのアジア諸国において安定と成長が根付くよう、積極的アジア外交を進めます。

中国とは、共通の戦略的利益に立脚した互恵関係を打ち立て、ともにアジアの平和と安定に貢献してまいります。韓国とも、未来志向の信頼関係を一層強化します。さらに、ＡＳＥＡＮ諸国など各国とも、経済連携など更なる関係強化に向けた取組を進めます。ロシアとは、領土問題の解決に向けて粘り強く取り組むとともに、両国の交流の発展に努めます。

国際社会における一層の貢献を行えるよう、国連安保理改革と我が国の常任理事国入りを目指すとともに、ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に努めてまいります。「自立と共生」の理念に基づき、地球環境や貧困といった問題に対する支援を、自助努力を基本としながら、政府開発援助などの活用により積極的に進めてまいります。

（むすび ― 自立と共生の社会に向けて）

我が国は、今、一時の景気の停滞から抜け出したとはいえ、時代の大きな変化の中で、経済、社会、国際情勢、自然環境など様々な面で、先の見えない、不確実な状況の中にあります。自分や家族、子どもの将来について、様々な不安を抱いておられる方も決して少なくないと思います。

こうした不安定な状況の中でこそ、次世代に思いを致し、守るべきものは守り、育てるべきものは育て、引き継ぐべきものは引き継ぐという大きな方針を示し、舵取りを行っていくことが、私に課された責務であると考えます。

将来のあるべき日本の姿を見据え、どのようにその姿に近づけるかを常に念頭に置きな

がら、国民の皆様の目線に立って、改革を続行してまいります。

改革の続行に当たって、私は、「自立と共生」を基本に、政策を実行してまいりたいと思います。老いも若きも、大企業も中小企業も、そして都市も地方も、自助努力を基本としながらも、お互いに尊重し合い、支え、助け合うことが必要であるとの考えの下、温もりのある政治を行ってまいります。その先に、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる、「希望と安心」の国があるものと私は信じます。激しい時代の潮流を、国民の皆様方とともに乗り越え、「明日への道を一歩一歩着実に歩んでいる」ということを実感していただけるよう、持てる力のすべてを傾けて、取り組んでまいる所存であります。

国民の皆様、並びに議員各位の御理解と協力を心からお願い申し上げます。

福田内閣総理大臣の所信表明演説（第168回国会）

(3) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

10月１日の福田内閣総理大臣の演説に対する質疑は、同月３日に鳩山由起夫君（民主）、伊吹文明君（自民）及び長妻昭君（民主）が行い、４日には太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）、照屋寛徳君（社民）及び下地幹郎君（国民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（政治姿勢）

①「参議院選挙の結果を受けての福田内閣総理大臣の基本方針」に関する質疑に対して、「国民の生活を守り、国家の利益を守ることは、与野党の立場を超えた政治の使命であり、いかに困難な状況にあっても一つ一つ誠意をもって話し合うことによって、国民のためになる結論を出していくことができると信じている」旨の答弁があった。

②「衆議院の解散」に関する質疑に対して、「今、政治に求められていることは、解散について云々することではなく、国民の不信の声を真摯に受け止め、国民の不安に対してき

め細かく対応していくことである」旨の答弁があった。

③「先の参議院選挙におけるマニフェスト」に関する質疑に対して、「これは自由民主党が国民に対して約束したものであり、その基本的な考え方について、私の理念や政策と大きく異なるものではない」旨の答弁があった。

④「安倍内閣が提唱していた戦後レジームからの脱却に対する評価」に関する質疑に対して、「その真意を十分に承知しているわけではないが、時代の変化を踏まえ、将来を見据えながら、見直すべきものは見直していくことは当然と考えている」旨の答弁があった。

⑤「自立と共生の外交」に関する質疑に対して、「ビジョンを持って21世紀の責任国家にふさわしい行動をとるとともに、他国そして共同体としての地球を慮るという趣旨であり、具体的には、日米同盟と国際協調とを外交の基本として、日米の信頼関係の強化、積極的なアジア外交、自助努力を基本としつつＯＤＡなどの活用による地球環境や貧困に対する積極的支援を進めていく」旨の答弁があった。

⑥「これまでの構造改革路線に対する評価」に関する質疑に対して、「景気回復、雇用拡大等の一定の成果が上がっているが、一方では、人口減少、少子高齢化、環境問題等の難題に直面しており、これらの解決のためにも改革を続行していく必要があると考えるが、その続行には、自立と共生という考え方のもとで国民の目線に立つことが必要である」旨の答弁があった。

⑦「政治資金制度の見直し」に関する質疑に対して、「政治に対する国民からの信頼を回復するため、政治資金の透明性を更に高めていかなければならず、そのためにも、民間企業の経理報告や監査の仕組みは、大いに参考にされるべきである」旨の答弁があった。

（テロ対策）

①「海上自衛隊の給油活動の実態」に関する質疑に対して、「法の趣旨に従って行われていることにつき、国民の理解が得られるよう情報開示に努めるべきであるが、そのことによって自衛隊及び各国の部隊の活動に支障が生じる可能性も考慮する必要があるため、各国の理解を得ながら情報開示に努めてまいりたい」旨の答弁があった。

②「海上自衛隊の補給活動と国連決議との関係」に関する質疑に対して、「すべての国連加盟国は、安保理決議1368号等を踏まえて国際的テロリズムの防止・抑止のために適切と認める措置を積極的に講じる立場にあり、海上自衛隊の補給活動は、まさにこれらの安保理決議を踏まえたものである。また、先般採択された安保理決議1776号では、海上阻止活動に対する各国の貢献を評価し、その継続の必要性を強調しており、これは、テロリストの拡散を防ぐための国際社会の一致した活動の重要性が改めて確認されたものと認識している」旨の答弁があった。

③「アフガニスタン及びイラクに対する我が国の支援策」に関する質疑に対して、「我が国は、自衛隊による補給活動や支援活動のほか、アフガニスタンに対しては政治、治安、復興等の分野で12億ドル以上、また、イラクに対しては50億ドルの経済協力を着実に実施し、復興に向けたイラク国民の取組に積極的に協力しており、今後とも、アフガニスタン及びイラクがテロの温床とならないよう、イスラム諸国も含めた国際社会と緊密に協力しながら、幅広い取組を主体的に行っていく」旨の答弁があった。

（年金問題）

①「年金記録問題」に関する質疑に対して、「年金記録に対する国民の不安解消のためには、国民一人一人の年金記録が点検され、正しく年金が支払われることが重要である。このため、本年７月５日に政府・与党で決定した方針に基づき、まずは、平成20年３月までを目途に、5,000万件の年金記録について名寄せを実施するとともに、記録が結びつくと思われる方に加入履歴を送付し、本人による確認を通じて記録を結びつけてまいりたい。その後、平成20年10月までを目途に、それ以外のすべての方にもお知らせをお送りし、国民一人一人の年金記録の確認を行い、また、コンピューターの記録と台帳等との計画的な突き合わせ等を計画的かつ着実に進めることで、国民の信頼を回復してまいりたい」旨の答弁

があった。

②「保険料の流用禁止」に関する質疑に対して、「保険料は、現に年金給付及びそれに密接に関係する事業の運営費に限られており、妥当なものと考えている」旨の答弁があった。

③「年金の財源及び制度設計」に関する質疑に対して、「平成16年の制度改正において、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとするための見直しを行っており、その中で、基礎年金の国庫負担割合については、所要の安定した財源を確保するための税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに２分の１に引き上げることとしている。この法律も踏まえ、今後、早急に、本格的な議論を進め、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組むこととしている。その際には、国民の理解が進むことが重要であり、そのための努力が政府に求められているものと考えている」旨の答弁があった。

④「社会保険庁改革」に関する質疑に対して、「社会保険庁を廃止して、非公務員型の２つの法人に分割することとし、公的年金については日本年金機構を、健康保険については全国健康保険協会を設立することとしている。新組織では、能力と実績による人事管理を導入して職員の意識改革を図るとともに、外部委託などによるサービスの向上と事業の適正かつ効率的な実施を推進し、新組織が国民の期待する役割を果たすものとなるよう努めていく」旨の答弁があった。

（都市と地方との格差等の問題）

①「地域の活性化」に関する質疑に対して、「地域の活性化のためには、地方への企業立地促進、地域コミュニティーの再生、農林水産業と地元企業との連携等の方策を地域の状況に応じてきめ細かく戦略的かつ具体的に推進すること、また、そのためには、地方の切実な声にこれまで以上に耳を傾け、自立と共生という改革理念のもとに、地方と都市とがともに支え合う考え方に立つことが重要である。政府としては、地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し実行する体制として地域活性化統合本部を設けることとしており、この体制のもとで、地域の実情に応じた支援を立案、実施するとともに、財政面からも地方が自立できるよう、地方再生への構造改革に政府をあげて取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「農林業政策」に関する質疑に対して、「地域の主要産業である農林業を核に農山村の活性化を図っていくため、意欲のある担い手を支援することにより、力強い経営を育成していく。また、現場の声を真摯に受けとめながら、集落でまとまって特色ある営農を行うことへの支援をはじめ、小規模な生産者に対してもきめ細かな支援を行っていく」旨の答弁があった。

③「中小企業対策」に関する質疑に対して、「景気回復の中においてなお苦しい経営状態にある中小企業に対し、中小企業金融の強化、下請取引の適正化、事業承継の円滑化を推進する等のきめ細かな支援を行っていく」旨の答弁があった。

④「雇用の安定」に関する質疑に対して、「若者を中心とした低所得の非正規雇用が増加、固定化することには十分な注意が必要と考えており、このため、フリーター25万人常用雇用化プランの推進など正規雇用化の支援、改正パートタイム労働法に基づく均衡待遇の確保や正規雇用への転換の推進等に取り組んでいるところであり、こうした取組を通じて、働く人たちの雇用の安定と向上を図っていく。また、労働者派遣制度については、その施行状況や関係者の意見、現場の実態を踏まえ、日雇い派遣の在り方も含め、本年９月から具体的な見直しの検討を開始しており、その結果を踏まえ、適切に対応していく」旨の答弁があった。

⑤「郵政民営化の見直し」に関する質疑に対して、「郵便局のネットワークやサービスの水準などが維持され、利用者の利便に支障が生じないよう最大限努力する。なお、郵政民営化はスタートしたばかりであり、その進捗状況については、国民の利便性の視点も踏まえ、郵政民営化委員会が監視していくこととなっていることから、同委員会が監視の結果を踏まえ総合的な見直しを行うこととなる」旨の答弁があった。

（公務員制度等の改革）

①「公務員の再就職先のあっせん禁止」に関する質疑に対して、「各府省による再就職のあっせんは、国民からは、予算や権限を背景とした押し付け的なものと受け止められかねないことから、先の通常国会で成立した国家公務員法改正法で各府省の再就職あっせんを全面的に禁止し、中立、透明な仕組による官民人材交流センターに一元化することとした。仮に、官民人材交流センターを設けることなくあっせんを禁止し、ハローワークを利用することとした場合、公務員には身分保障が存在するため役所に残ろうとし、行政の減量や効率化を妨げる要因にもなりかねない。なお、官民人材交流センターについては、官房長官の下の有識者懇談会における検討結果を踏まえ、平成20年中に立ち上げるべく、鋭意取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「独立行政法人の見直し」に関する質疑に対して、「現在101ある独立行政法人については、事業の必要性や組織の在り方について徹底的に見直し、本年中を目途に整理合理化計画を策定する」旨の答弁があった。

（歴史認識と沖縄）

①「沖縄の集団自決に関する教科書検定」に関する質疑に対して、「沖縄戦が住民を巻き込んだ悲惨な戦いであり、多くの人々が犠牲になったことを、今後とも学校教育においてしっかりと教えていかなければならない」とした上で、「教科書検定は審議会における専門的な審議を経て実施されるものであり、今回の検定に基づく教科書の記述が集団自決に対する軍の関与を否定するものではないと承知しているが、知事をはじめ沖縄県民の思いを重く受け止め、文部科学省においてしっかりと検討していく」旨の答弁があった。

②「戦争に関する記録の公開、収集、保存等」に関する質疑に対して、「先の大戦の悲惨な教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく、世界の平和と繁栄に貢献していく決意である」とした上で、「国立公文書館、外交史料館及び防衛研究所で保存している戦前、戦中のアジア歴史資料については、アジア歴史資料センターにおいて、インターネットを通じて利用できることとされており、今後ともその充実に努めていく。なお、歴史資料などは、今後、その収集、保存に力を入れていかなければいけないと考えている」旨の答弁があった。

③「新たな追悼施設の必要性」に関する質疑に対して、「この施設は、戦争で命を落とされた、民間人も含めたすべての方を追悼するものであるが、多くの国民に理解され、敬意を表されるものであることが重要である。国民世論の動向等も見きわめたい」旨の答弁があった。

④「沖縄における基地負担軽減」に関する質疑に対して、「今般の米軍再編は、普天間飛行場の早期移設、返還、海兵隊員約8,000名とその家族のグアムへの移転、嘉手納飛行場以南の土地の返還等を通じて沖縄の負担軽減を実施するものであり、政府としては、今後とも、地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力をあげて取り組みながら、米軍再編を着実に進めていく」旨の答弁があった。

（対北朝鮮外交）

「対北朝鮮外交の方針」に関する質疑に対して、「日朝平壌宣言にのっとり、不幸な過去を清算し、核、拉致、ミサイル等の諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現するという方針に変更はない。また、六者会合の共同声明を全体としてバランスよく実施することが重要であり、今後とも朝鮮半島の非核化と拉致問題を含む日朝関係の双方がともに前進するよう最大限の努力を行っていく」旨の答弁があった。

（その他の内政・外交上の懸案事項）

①「障害者自立支援法の見直し」に関する質疑に対して、「既に３年間で国費1,200億円の特別対策を講じているが、その政策効果を見極めつつ、抜本的見直しに向け、制度全体にわたる議論を行っていく」旨の答弁があった。

②「少子化対策」に関する質疑に対して、「安心して子どもを産み育てることができる社会とするためには、児童手当をはじめとする経済的支援に加え、ワークライフバランスの実現や多様な保育サービスの充実など、各

種の取組を総合的に進めていくことが必要である。ただし、次世代育成のための費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、財源は現時点で手当てすることが重要であり、今後、このような観点から、年末までに重点戦略を取りまとめていく」旨の答弁があった。

③「高齢者医療制度の見直し」に関する質疑に対して、「昨年実施した医療制度改革の理念や方向性を堅持しつつ、70歳から74歳の患者負担の引上げ及び被扶養者からの保険料徴収の凍結について、今後、予算措置も含めて十分に検討していく」旨の答弁があった。

④「教育再生」に関する質疑に対して、「教育は家庭にとって極めて関心の高い問題であり、学校のみならず、家庭、地域、行政が一体となって教育の再生に取り組んでいく。まず、信頼できる公教育を確立することが必要であり、教育サポート体制の推進や教育の事務負担を減らすことなどにより、教員が子どもたちと十分に向き合える時間を増やすように努めていく」旨の答弁があった。

⑤「ミャンマー情勢」に関する質疑に対して、「ミャンマーにおいて邦人が亡くなられたことは誠に遺憾であり、ミャンマー政府に抗議するとともに真相究明を求めている。ミャンマーの民主化や人権状況には強い懸念を有しており、ミャンマー政府には、対話によって事態を解決するよう、働きかけを行っている」旨の答弁があった。

そのほか、原爆症認定の見直し、肝炎対策、生活用品等の安全対策等について質疑が行われた。

３　主な議案等の審議

年 月 日	議　　案　　等
平成 19 年 ９月10日	○国務大臣の演説 ・安倍内閣総理大臣の所信表明演説
９月25日	○内閣総理大臣の指名 ・福田康夫君を内閣総理大臣に指名 （休憩） ・参議院において小沢一郎君を内閣総理大臣に指名した旨の通知受領及び内閣総理大臣の指名について両院の議決が一致しなかったため、両院協議会の開催を求められた旨の議長報告 ・内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員の選挙 （休憩） ・内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず） ・両院の意見が一致しないので憲法第67条第２項により、本院の指名が国会の議決となった旨の議長宣告
10月 １ 日	○国務大臣の演説 ・福田内閣総理大臣の所信表明演説
10月 ３ 日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 鳩山由紀夫君（民主）、伊吹文明君（自民）、長妻昭君（民主） **答弁** 福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官
10月 ４ 日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）、照屋寛徳君（社民）、下地幹郎君（国民） **答弁** 福田内閣総理大臣、甘利経済産業大臣、渡海文部科学大臣、舛添厚生労働大臣
10月23日	○趣旨説明 ・テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出） **説明** 町村内閣官房長官 **質疑** 浜田靖一君（自民）、鉢呂吉雄君（民主）、富田茂之君（公明）、赤嶺政賢君（共産）、阿部知子君（社民）、下地幹郎君（国民） **答弁** 福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官、石破防衛大臣、高村外務大臣
11月 ９ 日	○本国会の会期を12月15日まで35日間延長するの件（議長発議）〈可決〉
11月13日	○テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出）〈可決〉 **討論**

年 月 日	議　　案　　等
	田嶋要君（民主）、西村康稔君（自民）、赤嶺政賢君（共産）、谷口和史君（公明）、阿部知子君（社民）
12月14日	○本国会の会期を平成20年１月15日まで31日間延長するの件（議長発議）〈可決〉 **討論** 三日月大造君（民主）、吉川貴盛君（自民）、佐々木憲昭君（共産）、日森文尋君（社民）
平成 20 年 １月11日	○参議院からテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案を否決した旨の通知受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・憲法第59条第２項に基づき、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外103名提出）〈可決〉 **討論** 仙谷由人君（民主）、小坂憲次君（自民）、穀田恵二君（共産）、阿部知子君（社民） ・テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案、本院議決案〈出席議員の３分の２以上の多数をもって可決〉
１月15日	○請願145件〈採択〉

第3

委員会の概況

「委員会の概況」については、次のとおりである。

(1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

(2) 議案審査等一覧のうち、提出日欄の参は参議院先議を、提出日、趣旨説明、提案理由、質疑及び参議院議決欄の（　）は当該国会前を、質疑欄の（公聴）は公聴会、（地公）はいわゆる地方公聴会、（秘）は秘密会、（小委）は小委員会、（連）は連合審査会、（分科）は分科会、（発）は発言を、委員会議決欄の（全）は全会一致、（多）は賛成多数、（少）は賛成少数、（欠）は欠席、（附）は附帯決議を、本会議欄の（　）は閉会中審査議決日を示す。

第３　委員会の概況

１　内閣委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	河本　三郎君	自民	
理　事	木村　勉君	自民	
理　事	戸井田とおる君	自民	
理　事	平井　たくや君	自民	
理　事	松原　仁君	民主	
	赤澤　亮正君	自民	
	遠藤　宣彦君	自民	
	嘉数　知賢君	自民	
	谷本　龍哉君	自民	
	土井　亨君	自民	
	林田　彪君	自民	
	村上　誠一郎君	自民	
	小川　淳也君	民主	
	細野　豪志君	民主	
	渡辺　周君	民主	
	吉井　英勝君	共産	
理　事	後藤田　正純君	自民	
理　事	西村　康稔君	自民	
理　事	泉　健太君	民主	
理　事	田端　正広君	公明	
	遠藤　武彦君	自民	
	岡下　信子君	自民	
	木原　誠二君	自民	
	寺田　稔君	自民	
	中森　ふくよ君	自民	
	松浪　健太君	自民	
	市村　浩一郎君	民主	
	佐々木　隆博君	民主	
	馬淵　澄夫君	民主	
	石井　啓一君	公明	

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案９件及び議員提出法律案９件（うち継続審査５件）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）

○　要旨

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が地域再生協議会を設置することができるようにするとともに、特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人に対する寄附に係る課税の特例措置の追加等をしようとするもの

○　主な質疑内容

・　営利企業から営利企業への寄附を優遇する制度の問題点
・　地域再生協議会の設置について法定する趣旨
・　直接型寄附と間接型寄附の寄附対象の違い

○　審査結果

可決

②　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）

○　要旨

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業及び地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業に関する特例措置の整備等を行うもの

○　主な質疑内容

・　特区制度を存続させる理由及び今後の見通し
・　３歳未満児に係る幼稚園入園事業を全国展開する理由
・　地方自治法の特例措置の内容、趣旨及び効果

○　審査結果

可決（附帯決議）

③　犯罪による収益の移転防止に関する法律案（内閣提出第29号）

○　要旨

特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を定めること等により、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保するもの

○　主な質疑内容

・　ＦＩＵ（資金情報機関）が金融庁から国家公安委員会に移管された理由
・　弁護士に対する「疑わしい取引の届出」の義務付けの是非
・　「疑わしい取引」と判断する主体及び基準

○　法務委員会との連合審査会

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

④　株式会社日本政策金融公庫法案（内閣提出第46号）

○　要旨

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの

○　主な質疑内容

・　政策金融改革の意義及び理念
・　政策金融の統廃合に伴う効果
・　これまで果たしてきた役割を踏まえた一般貸付廃止の是非
・　新公庫の貸付残高の目標を設定することの妥当性
・　新公庫の民業補完性の在り方
・　新公庫の役員等への天下り防止策

○　経済産業委員会との連合審査会、財務金融委員会との連合審査会

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第47号）

○　要旨

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めるもの

○　経済産業委員会との連合審査会、財務金融委員会との連合審査会

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）（参議院送付）

○　要旨

最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るため、飲酒運転を行った者等に対する罰則の強化及び運転免許を取り消された場合における運転免許を受けることができない期間の延長、75歳以上の運転者に対する認知機能検査制度の導入、後部座席に係る座席ベルトの装着の義務付け等を行おうとするもの

○　主な質疑内容

・　法改正の経緯と厳罰化の立法根拠
・　高齢運転者の免許更新時における認知機能検査の概要
・　聴覚障害者標識の表示義務付けの理由及び今後の検討の必要性
・　自転車乗車のルール、マナーを国民に周知徹底させる必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）

○　要旨

競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定めようとするもの

○　主な質疑内容

・　市場化テスト制度の活用方策
・　いわゆる乙号事務（登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務）の競争入札方法（予算、基準、実施スケジュール）
・　本法律案による登記制度の信用性・信頼性の確保の保証策

○　審査結果

可決

⑧　総合研究開発機構法を廃止する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付）

○　要旨

特殊法人等の改革等の一環として、総合研究開発機構法を廃止し、総合研究開発機構の財団法人への組織変更を可能にする規定等を整備するもの

○　主な質疑内容
・　機構を財団法人として存続させる理由
・　財団法人化後の税制面での措置
・　地方公共団体からの出資金の状況と今後の払戻請求の見通し
○　審査結果
可決

⑨　国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第96号）

○　要旨
国家公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により退職管理の適正化を図るほか、官民人材交流センターの設置により官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う等のもの
○　主な質疑内容
・　官民人材交流センターの設置理由
・　有識者懇談会の構成見通しと明示の必要性
・　新しい人事評価の運用の在り方
・　いわゆる「渡り」の実態把握の必要性
・　官民人事交流の推進の必要性
・　公務員制度改革の全体像を明示する必要性
・　キャリアシステムによる弊害の有無及び抜本的見直しの必要性
○　参考人からの意見の聴取
○　審査結果
可決（附帯決議）

⑩　人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出、第 163 回国会衆法第６号）

○　要旨
人身取引等がその被害者の人権を著しく侵害することにかんがみ、あわせて人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する国際的動向を踏まえ、人身取引等を防止するとともに、人身取引等の被害者の保護を図るもの
○　審査結果
継続審査

⑪　道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外３名提出、第 163 回国会衆法第 12 号）

○　要旨
幼児の生命及び身体を保護するため、二輪又は三輪の自転車に乗車させる際の幼児用ヘルメットの着用義務に関する規定を当該自転車の運転者の遵守事項等として追加しようとするもの
○　審査結果
継続審査

⑫　消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外２名提出、第 164 回国会衆法第 26 号）

○　要旨

消費生活用製品等及び特定生活関連物品による危害の発生又は拡大の防止を図り、もって一般消費者の利益を保護するため、これらの物品に係る危険情報の提供等が適切に行われるよう、危害防止措置、危害防止命令、緊急措置及び緊急命令その他の必要な措置を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑬　地理空間情報活用推進基本法案（額賀福志郎君外９名提出、第 164 回国会衆法第 39 号）

○　要旨

地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの

○　審査結果

撤回許可

⑭　刑法及び道路交通法の一部を改正する法律案（細川律夫君外２名提出、第 165 回国会衆法第５号）

○　要旨

最近における酒気帯び運転による事故等の発生状況にかんがみ、酒気帯び運転等業務上過失致死傷罪を新設し、救護義務違反罪の法定刑を引き上げるとともに、営業者の酒類の提供等に関する罰則を整備する等の措置を講ずるもの

○　審査結果

撤回許可

⑮　国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出、衆法第 27 号）

○　要旨

国家公務員の離職後の就職をめぐり公務に対する国民の信頼が著しく損なわれている状況にかんがみ、公務員制度改革の一環として、国の行政機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化、職員による他の役職員の再就職に係る依頼等の禁止及び早期退職勧奨慣行の禁止その他の退職管理の適正化等に関する措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 本法律案の早期退職勧奨慣行の禁止による公務員の人件費総額上昇の見通し
- 能力・実績主義を附則で規定した理由
- 再就職に関する事後規制による官民人材交流の阻害懸念
- 新規採用の抑制による影響の有無
- 天下り規制による具体的経費削減効果
- 国家公務員倫理審査会による規制の実効性

○　参考人からの意見の聴取

○　**審査結果**
　否決

⑯　特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案（馬淵澄夫君外４名提出、衆法第 28 号）

○　**要旨**
　特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位に就くことの制限に関する措置及び再就職者による依頼等の規制に関する措置を定めるもの

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**
　否決

⑰　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出、衆法第 30 号）

○　**要旨**
　独立行政法人の業務運営における自主性を高める等のため、役員に係る兼職の制限の強化等の措置を講ずるもの

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**
　否決

⑱　地理空間情報活用推進基本法案（内閣委員長提出、衆法第 31 号）

○　**要旨**
　地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの

○　**主な発言内容**
・　地理空間情報高度活用社会の具体像
・　衛星測位分野の経済効果
・　地理空間情報活用推進基本法案が議員提出で検討されてきた理由

○　**結果**
　成案・提出決定

⑲　宇宙基本法案（額賀福志郎君外 11 名提出、衆法第 50 号）

○　**要旨**
　宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置する等とするもの

○　**審査結果**
　継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	19. 2. 6		3. 9 3. 9	3. 9 3.14 3.16	3.16 可決（多） (賛-自民・公明・共産) (反-民主)	3.16 可決	内閣 3.27 可決	3.28 可決	3.31 法15号
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	2. 6		3. 9 3. 9	3. 9 3.14 3.16	3.16 可決（多） (賛-自民・民主・公明) (反-共産) (附)	3.16 可決	内閣 3.27 可決 (附)	3.28 可決	3.31 法14号
犯罪による収益の移転防止に関する法律案（内閣提出第29号）	2.13		3.15 3.16	3.16 3.22 3.22(連) 3.23	3.23 可決（多） (賛-自民・民主・公明) (反-共産) (附)	3.23 可決	内閣 3.29 可決 (附)	3.29 可決	3.31 法22号
株式会社日本政策金融公庫法案（内閣提出第46号）	2.27	3.29	3.29 3.29	4. 4 4.10(連) 4.11 4.18(連) 4.18 4.24	4.24 可決（多） (賛-自民・公明) (反-民主・共産) (附)	4.26 可決	内閣 5.17 可決 (附)	5.18 可決	5.25 法57号
株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第47号）	2.27	3.29	3.29 3.29	4. 4 4.10(連) 4.11 4.18(連) 4.18 4.24	4.24 可決（多） (賛-自民・公明) (反-民主・共産) (附)	4.26 可決	内閣 5.17 可決 (附)	5.18 可決	5.25 法58号
道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）（参議院送付）	参 3. 2		6. 5 6. 6	6. 8 6.13	6.13 可決（全） (賛-自民・民主・公明・共産) (附)	6.14 可決	内閣 4.17 可決 (附)	4.18 可決	6.20 法90号
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	3. 6		4.26 4.26	5. 9	5. 9 可決（多） (賛-自民・民主・公明) (反-共産)	5.10 可決	内閣 5.24 可決	5.25 可決	6. 1 法69号
総合研究開発機構法を廃止する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付）	参 3. 6		6.12 6.15	6.20	6.20 可決（全） (賛-自民・民主・公明・共産)	6.21 可決	内閣 4.24 可決	4.25 可決	6.27 法100号

国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第96号）	19. 4.25	5.15	5.15 5.16	5.18 5.23 5.25 5.29 5.30 6. 1 6. 6	6. 6 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産） （附）	6. 7 可決	内閣	6.30 中間報告 可決	7. 6 法108号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号）	(17.10.12)		19. 1.25			（7. 5） （閉会中審査）			
道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号）	(17.10.19)		19. 1.25			（7. 5） （閉会中審査）			
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）	(18. 5.22)		19. 1.25			（7. 5） （閉会中審査）			
地理空間情報活用推進基本法案（額賀福志郎君外9名提出、第164回国会衆法第39号）	(18. 6.12)		19. 1.25		（5.11） （撤回許可）				
刑法及び道路交通法の一部を改正する法律案（細川律夫君外2名提出、第165回国会衆法第5号）	(18.12. 6)		19. 1.25		（6. 6） （撤回許可）				
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、衆法第27号）	19. 5. 9	5.15	5.15 5.16	5.18 5.23 5.25 5.29 5.30 6. 1 6. 6	6. 6 否決（少） （賛-民主） （反-自民・公明・共産）	6. 7 否決			
特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、衆法第28号）	5. 9	5.15	5.15 5.16	5.18 5.23 5.25 5.29 5.30 6. 1 6. 6	6. 6 否決（少） （賛-民主） （反-自民・公明・共産）	6. 7 否決			

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、衆法第30号）	5. 9	5.15	5.15 5.16	5.18 5.23 5.25 5.29 5.30 6. 1 6. 6	6. 6 否決(少) (賛-民主) (反-自民・公明・共産)	6. 7 否決			
地理空間情報活用推進基本法案（内閣委員長提出、衆法第31号）	5.11				5.11(発) 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産)	5.15 可決	内閣 5.22 可決	5.23 可決	5.30 法63号
宇宙基本法案（額賀福志郎君外11名提出、衆法第50号）	6.20		7. 3			(7. 5) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 格差に対する国務大臣（再チャレンジ担当大臣及び規制改革担当大臣）の認識
- 再チャレンジ支援総合プランの在り方
- 特定非営利活動法人に対する税制上の優遇措置を拡充する必要性
- 長崎市長銃撃事件の概要及び捜査状況
- 政府広報業務に関する入札の在り方
- ＢＳＥ（牛海綿状脳症）等の食品におけるリスク評価における安全管理体制に係る評価の在り方
- 旧日本軍遺棄化学兵器回収処理施設建設経費についての日中の見積額差額の内容
- 暴力団等組織犯罪への対応策
- 銃器情勢の分析と最近の凶悪けん銃事件を受けた取締方針

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

地理空間情報の活用の推進に関する件（平成19. 5. 11）

政府は、地理空間情報活用推進基本法の施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

１　地理空間情報の活用の推進に当たっては、産学官一体となった取組や民間活力の積極的導入により、民間の産業育成を旨として関係する施策を推進すること。

２　関係閣僚会議の早期設置等により関係省庁間での十分な連携を図るとともに、国、地方公共団体、関係事業者間の適切な役割分担により地理空間情報の活用の推進のための効果的な施策を講じること。

３　インターネット等による地理空間情報の流通の拡大に伴い、国の安全を害することのないよう措置するとともに、国民の人権が侵されることのないよう個人情報保護などの観点から十分に配慮すること。
４　国が保有する地理空間情報の提供に当たっては、国民に対して、可能な限り、無償又は低廉な価格で提供されるよう配慮すること。
５　地理空間情報の活用の推進に当たっては、我が国独自の衛星測位に係る技術基盤の確立を目指すこと。
６　本法の施行後５年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること。
右決議する。

（5）連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
内閣委員会、法務委員会連合審査会	平成 19. 3.22	犯罪による収益の移転防止に関する法律案（内閣提出）
内閣委員会、経済産業委員会連合審査会	4.10	株式会社日本政策金融公庫法案（内閣提出） 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
内閣委員会、財務金融委員会連合審査会	4.18	

（6）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 2.21	原子力安全委員会委員長	鈴木　篤之君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
3.23	中央大学法科大学院教授	中野目善則君	犯罪による収益の移転防止に関する法律案（内閣提出）
	一橋大学大学院法学研究科教授	村岡　啓一君	
	弁護士 自由法曹団幹事長	田中　　隆君	
3.28	原子力安全委員会委員長	鈴木　篤之君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件

4.11	株式会社日本総合研究所理事	翁　百合君	株式会社日本政策金融公庫法案（内閣提出） 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
	株式会社大和総研経営戦略研究所主任研究員	中里　幸聖君	
	全国中小企業団体中央会会長	佐伯　昭雄君	
	阪南大学流通学部教授	桜田　照雄君	
5.11	食品安全委員会委員長	見上　彪君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
5.29	社団法人日本経済団体連合会専務理事	立花　宏君	国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出） 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案（馬淵澄夫君外４名提出） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出）
	ジャーナリスト・東北公益文科大学大学院教授	北沢　栄君	
	元拓殖大学政経学部教授	田中　一昭君	
	全国労働組合総連合事務局長	小田川義和君	
6. 1	日本中央競馬会理事長	髙橋　政行君	
	農林中央金庫代表理事理事長	上野　博史君	
6.13	日本大学名誉教授	長江　啓泰君	道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	飲酒事故被害者遺族	井上　郁美君	
	国立大学法人熊本大学大学院医学薬学研究部脳機能病態学分野教授	池田　学君	
6.15	独立行政法人都市再生機構理事長	小野　邦久君	内閣の重要政策に関する件 警察に関する件（銃器対策）
6.20	総合研究開発機構理事長	伊藤　元重君	総合研究開発機構法を廃止する法律案（内閣提出）（参議院送付）

【第167回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長　河本　　三郎君　自民
理　事　木村　　勉君　自民
理　事　戸井田とおる君　自民
理　事　平井　たくや君　自民
理　事　松原　　仁君　民主
赤澤　　亮正君　自民
遠藤　　宣彦君　自民
嘉数　　知賢君　自民
谷本　　龍哉君　自民
土井　　亨君　自民
林田　　彪君　自民
村上　誠一郎君　自民
小川　　淳也君　民主
佐々木　隆博君　民主
渡辺　　周君　民主
吉井　　英勝君　共産
理　事　後藤田　正純君　自民
理　事　西村　　康稔君　自民
理　事　泉　　健太君　民主
理　事　田端　　正広君　公明
遠藤　　武彦君　自民
岡下　　信子君　自民
木原　　誠二君　自民
寺田　　稔君　自民
中森　ふくよ君　自民
松浪　　健太君　自民
市村　浩一郎君　民主
小宮山　洋子君　民主
馬淵　　澄夫君　民主
石井　　啓一君　公明

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案４件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出、第 163 回国会衆法第６号）

○　要旨

（第 166 回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外３名提出、第 163 回国会衆法第 12 号）

○　要旨

（第 166 回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外２名提出、第 164 回国会衆法第 26 号）

○　要旨

（第 166 回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

④　宇宙基本法案（河村建夫君外８名提出、第 166 回国会衆法第 50 号）

○　**要旨**

（第 166 回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会 付託日 提　案 理　由	委員会 質　疑	委員会 議決日 結　果	本会議 議決日 結　果	委員会名 議決日 結　果	本会議 議決日 結　果	
人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号）	(17. 10. 12)		19. 8. 7			(8. 10) (閉会中審査)			
道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号）	(17. 10. 19)		19. 8. 7			(8. 10) (閉会中審査)			
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）	(18. 5. 22)		19. 8. 7			(8. 10) (閉会中審査)			
宇宙基本法案（河村建夫君外8名提出、第166回国会衆法第50号）	(19. 6. 20)		8. 7			(8. 10) (閉会中審査)			

【第168回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	中野	清君	自民
理　事	江﨑	洋一郎君	自民
理　事	櫻田	義孝君	自民
理　事	村田	吉隆君	自民
理　事	平岡	秀夫君	民主
	赤澤	亮正君	自民
	遠藤	宣彦君	自民
	加藤	勝信君	自民
	河本	三郎君	自民
	戸井田	とおる君	自民
	中森	ふくよ君	自民
	藤井	勇治君	自民
	市村	浩一郎君	民主
	楠田	大蔵君	民主
	西村	智奈美君	民主
	吉井	英勝君	共産
理　事	岡下	信子君	自民
理　事	萩生田	光一君	自民
理　事	大畠	章宏君	民主
理　事	田端	正広君	公明
	遠藤	武彦君	自民
	大塚	拓君	自民
	木原	誠二君	自民
	高市	早苗君	自民
	土井	亨君	自民
	西村	明宏君	自民
	泉	健太君	民主
	吉良	州司君	民主
	佐々木	隆博君	民主
	石井	啓一君	公明

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案４件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）

○　要旨

最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し及び譲受け、銃砲の製造等に関する罰則を強化しようとするもの

○　主な質疑内容

- 重大な銃器犯罪が頻発していることに対する国民の不安が増している理由と対策
- 警察における銃器取締り体制を強化する必要性
- 暴力団の組長等に対し共謀共同正犯として責任が問える可能性
- けん銃の発射に係る使用者責任を検討する必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出、第 163 回国会衆法第６号）

○　要旨

（第 166 回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　**道路交通法の一部を改正する法律案**（小宮山洋子君外３名提出、第 163 回国会衆法第 12 号）

○　**要旨**

（第 166 回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

④　**消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案**（長妻昭君外２名提出、第 164 回国会衆法第 26 号）

○　**要旨**

（第 166 回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

⑤　**宇宙基本法案**（河村建夫君外７名提出、第 166 回国会衆法第 50 号）

○　**要旨**

（第 166 回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	19.10.16		10.30 10.31	11. 2	11. 2 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （附）	11. 6 可決	内閣 11.22 可決 （附）	11.26 可決	11.30 法120号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号）	(17.10.12)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			

道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号）	(17.10.19)		19. 9.10			(20. 1.15)（閉会中審査）			
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）	(18. 5.22)		19. 9.10			(20. 1.15)（閉会中審査）			
宇宙基本法案（河村建夫君外7名提出、第166回国会衆法第50号）	(19. 6.20)		9.10			(20. 1.15)（閉会中審査）			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 再チャレンジ支援寄附金税制等寄附金税制の在り方を見直す必要性
- 冤罪事件の発生原因についての全容解明及び冤罪被害者救済制度創設の必要性
- 遺棄化学兵器処理事業をめぐる特別背任容疑事件に関する政府部内における調査体制の在り方
- 地域活性化統合本部会合として都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の４本部の会合を合同で開催する理由
- 食品安全委員会の活動実態及び最近相次いでいる食品偽装等「食の安全」への対応状況
- 政府内に原子力行政を省庁横断的に取りまとめる部署を設置する必要性
- 個人情報の取扱いに関する過剰反応対策として、国民に対する個人情報保護制度の理解を周知徹底させるプランの進捗状況
- 財政運営上のルール作成を経済財政諮問会議において行う必要性
- 公務員制度改革に関する政府における議論の現状及び今後の見通し
- 独立行政法人整理合理化計画の策定に向けた検討状況

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成19.11. 7	原子力安全委員会委員長	鈴木　篤之君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件

２　総務委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（40人）

委員長	佐藤	勉君	自民
理　事	岡本	芳郎君	自民
理　事	谷	公一君	自民
理　事	林	幹雄君	自民
理　事	寺田	学君	民主
	あかま	二郎君	自民
	石田	真敏君	自民
	岡部	英明君	自民
	川崎	二郎君	自民
	実川	幸夫君	自民
	田中	良生君	自民
	土井	亨君	自民
	萩原	誠司君	自民
	福田	康夫君	自民
	渡部	篤君	自民
	逢坂	誠二君	民主
	田嶋	要君	民主
	福田	昭夫君	民主
	江田	康幸君	公明
	吉井	英勝君	共産
	亀井	久興君	国民
理　事	鈴木	淳司君	自民
理　事	葉梨	康弘君	自民
理　事	武正	公一君	民主
理　事	谷口	隆義君	公明
	井澤	京子君	自民
	今井	宏君	自民
	鍵田	忠兵衛君	自民
	木挽	司君	自民
	関	芳弘君	自民
	土屋	正忠君	自民
	萩生田	光一君	自民
	橋本	岳君	自民
	福田	良彦君	自民
	安住	淳君	民主
	後藤	斎君	民主
	西村	智奈美君	民主
	森本	哲生君	民主
	谷口	和史君	公明
	重野	安正君	社民

（2）議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案16件、議員提出法律案３件（うち継続審査１件）及び承認を求めるの件１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第１号）

○　要旨

平成18年度の補正予算により、同年度分の地方交付税が２兆1,425億円増加することに伴い、交付税特別会計における借入金の減額（5,336億円）及び普通交付税の調整額の復活に要する額（881億円）の交付を行うほか、残余の額１兆5,208億円を平成19年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができることとするもの

○　主な質疑内容

・　今回の改正において交付税特別会計借入金の償還を行った理由

・　今回の補正予算に係る地方負担分に対する財政措置の状況

○　審査結果

可決

②　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）

○　要旨

高齢者等が居住する住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設、テレワーク設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設等所要の措置を講じようとするもの

○　主な質疑内容

・　個人住民税の現年課税への移行の必要性
・　地方税収の偏在解消のため、消費税の地方交付税原資部分を地方に税源移譲する必要性
・　定率減税の廃止に伴う増税額

○　審査結果

可決

③　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）

○　要旨

平成19年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、交付税特別会計借入金の償還方法の変更、いわゆる新型交付税の導入、地方交付税の単位費用の改正、地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置の創設及び児童手当の拡充に伴う地方特例交付金の拡充等の措置を講じようとするもの

○　主な質疑内容

・　交付税特別会計借入金償還計画に沿った償還見通しについての総務大臣の見解
・　新型交付税導入による各地方公共団体の交付税額と従来の配分額との変動の状況
・　頑張る地方応援プログラムに係る支援措置の枠組み、対象地方公共団体及び支援メニュー
・　公的資金の繰上償還の実現理由及び償還規模拡大についての総務大臣の見解

○　審査結果

可決

④　恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

○　要旨

扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずるとともに、恩給年額の水準を公的年金の引上率により自動的に改定する制度の導入等を行おうとするもの

○　主な質疑内容

・　恩給法の最終的な改正として今回不均衡是正に踏み切った背景
・　傷病者遺族特別年金の適正化
・　総合勘案方式から公的年金スライド方式に改正する積極的理由

○　審査結果

可決

⑤　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）

○　要旨

一般職の国家公務員について、育児短時間勤務制度の新設等を行うもの

○　主な質疑内容

・　育児短時間勤務制度について非常勤職員に適用されない理由

・　短時間勤務の対象から介護を除外し育児に限定した理由
・　民間企業にも同様の制度を普及させる必要性
・　男性の育児休業取得率が低い理由及びその向上策
・　並立任用の仕組み、導入の目的及びその活用策

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑥　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）

○　**要旨**

地方公務員について、育児短時間勤務制度の新設等を行うもの

○　**主な質疑内容**

・　地方公務員の育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の給与等を国家公務員に準じたものとする必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑦　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（内閣提出第32号）

○　**要旨**

一般職の国家公務員について、大学等における修学又は国際貢献活動への参加のための自己啓発等休業制度の新設を行うもの

○　**主な質疑内容**

・　研究所やシンクタンク等での研究活動従事が本休業制度の対象とならない理由及び同制度の趣旨との整合性
・　休業の承認要件として勤務成績を考慮する理由
・　本法が施行された場合の国、地方での取得見込み
・　本制度を活かしていくことの重要性及び国民、住民の理解を得る必要性についての総務大臣の見解

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑧　地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）

○　**要旨**

地方公務員について、大学等における修学又は国際貢献活動への参加のための自己啓発等休業制度の新設を行うもの

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑨　統計法案（内閣提出第34号）

○　**要旨**

国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進し、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするための所要の措置を講じようとするもの

○　**主な質疑内容**

・　新法における司令塔機能を担う組織

・　新法により国民及び事業者が受けるメリット
・　統計調査の信頼性及び精度を高める方法

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑩　地方公営企業等金融機構法案（内閣提出第44号）

○　**要旨**

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構の設立、組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもの

○　**主な質疑内容**

・　各地方公共団体からの出資額等の決定方法の在り方
・　業務範囲の限定及び事業規模の段階的縮減の理由
・　機構解散時の残余財産を国庫に帰属させる妥当性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑪　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）（参議院送付）

○　**要旨**

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の適確な実施を確保するとともに、将来締結する相互承認協定についても迅速に対応できることとする等の国内法の整備を行うもの

○　**主な質疑内容**

・　今回の改正により本法律が一般法化することを踏まえ、今後さらなる相互承認協定（ＭＲＡ）の交渉を行う予定の有無
・　行政コストの負担増を斟酌してもＭＲＡを締結するメリット
・　ＭＲＡの実施による電気通信機器の貿易に対する影響

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑫　消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）

○　**要旨**

大規模な建築物等における地震等の災害の防止を図るため、自衛消防組織の設置及び地震等の災害による被害の軽減のための管理体制の整備の義務付け等の措置を講じようとするもの

○　**主な質疑内容**

・　管理権原者及び自衛消防組織が地震の際行うべき業務内容と改正前後における業務の変化
・　自衛消防組織の具体的な姿
・　自衛消防組織と常備消防の連携の在り方

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑬　地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（内閣提出第68号）

○　要旨

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じようとするもの

○　主な質疑内容

・　財政健全化計画、財政再生計画の策定の基準を地方公共団体の規模に応じて設定することの必要性
・　計画の実施状況に対する総務大臣等の勧告制度の妥当性
・　財政再生団体に対する国の支援内容

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑭　住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）

○　要旨

住民票の写し等の交付の制度について、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出・転入等の届出の際の本人確認手続を厳格化し、あわせて偽りその他不正の手段による住民票の写しの交付等に対する罰則を強化しようとするもの

○　主な質疑内容

・　昨年の閲覧制度の改正、今回の交付制度の改正により、何人でも閲覧、交付ができるとされていた住民基本台帳制度の転換が図られたとすることについての総務大臣の見解
・　本人確認手続の法定化に伴う事務量の増加見込み及びなりすましが発生した場合の市町村の責任の変化についての見解
・　住民票の写し等の交付請求書の本人開示及び交付の事実の本人通知の導入を今後検討することについての総務大臣の見解

○　視察

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑮　放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第94号）

○　要旨

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会に係る事項を中心に放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続の創設や、通信・放送の健全な発展、利用者・視聴者保護に資するための制度改正等の所要の改正を行うもの

○　審査結果

継続審査

⑯　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第97号）

○　**要旨**

地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するもの

○　**結果**

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

⑰　電気通信事業法の一部を改正する法律案（高井美穂君外２名提出、第165回国会衆法第７号）

○　**要旨**

携帯電話等の契約の締結等に際し、電気通信事業者等に対して、出会い系サイト等インターネット上の子どもの健全な育成を阻害するおそれがある情報の閲覧を制限する役務（フィルタリングサービス等）の提供の有無等の説明を義務付けるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑱　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出、衆法第29号）

○　**要旨**

地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員の離職後の就職に係る制限に関する措置を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑲　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出、衆法第41号）

○　**要旨**

地方公務員制度の改革を一層進め、地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員による他の役職員の再就職に係る依頼等の規制及び再就職者による依頼等の規制の導入等の退職管理の適正化に関する措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑳　放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）

○　**概要**

日本放送協会の平成19年度予算であり、受信料の額を前年度どおりとし、一般勘定事業収支については、事業収入6,348億円、事業支出6,307億円とするもの

また、事業運営に当たっては、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を図るとともに、業務・要員体制を見直し、効果的・効率的な業務運営を行うとしているもの

○　**主な質疑内容**

・　受信料支払い義務化の条件、義務化による契約率等上昇の見込み及び受信料値下げについてのＮＨＫの見解

・　経営委員会の機能強化のための方策

・　番組ねつ造の再発防止策として放送業界の自律的な取組を強化する必要性

○　**審査結果**

承認（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	19. 1.25		2. 2 2. 2	2. 2	2. 2 可決（全） （賛-自民・公明）	2. 2 可決	総務 2. 6 可決	2. 6 可決	2.15 法1号
地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	2. 6	2.20	2.20 2.22	2.27 3. 1 3. 2	3. 2 可決（多） （賛-自民・公明） （反-国民）	3. 6 可決	総務 3.20 可決 （附）	3.23 可決	3.30 法4号
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	2. 6	2.20	2.20 2.22	2.27 3. 1 3. 2	3. 2 可決（多） （賛-自民・公明） （反-国民）	3. 6 可決	総務 3.22 可決	3.23 可決	3.31 法24号
恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	2. 6		3. 9 3.15	3.22	3.22 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	3.23 可決	総務 3.29 可決	3.29 可決	3.31 法13号
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	2.13		3.28 3.29	4.10	4.10 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	4.12 可決	総務 5. 8 可決 （附）	5. 9 可決	5.16 法42号
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	2.13		3.28 3.29	4.10	4.10 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	4.12 可決	総務 5. 8 可決 （附）	5. 9 可決	5.16 法44号
国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（内閣提出第32号）	2.13		3.28 3.29	4.10	4.10 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	4.12 可決	総務 5. 8 可決 （附）	5. 9 可決	5.16 法45号

地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	19. 2.13		3.28 3.29	4.10	4.10 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	4.12 可決	総務 5. 8 可決 （附）	5. 9 可決	5.16 法46号
統計法案（内閣提出第34号）	2.13		4. 9 4.10	4.12 4.13	4.13 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	4.17 可決	総務 5.15 可決 （附）	5.16 可決	5.23 法53号
地方公営企業等金融機構法案（内閣提出第44号）	2.23	4.19	4.19 4.19	4.24 4.26 5. 8	5. 8 可決（多） （賛-自民・民主・公明・社民・国民） （反-共産） （附）	5.10 可決	総務 5.22 可決 （附）	5.23 可決	5.30 法64号
特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）（参議院送付）	参 3. 6		6. 6 6. 7	6.12	6.12 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	6.14 可決	総務 4.17 可決 （附）	4.18 可決	6.20 法92号
消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）	参 3. 6		6.12 6.12	6.14	6.14 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	6.15 可決	総務 4.24 可決 （附）	4.25 可決	6.22 法93号
地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（内閣提出第68号）	3. 9	5.11	5.11 5.15	5.18 5.21（参） 5.22 5.24	5.24 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産・社民） （附）	5.25 可決	総務 6.14 可決 （附）	6.15 可決	6.22 法94号
住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）	3. 9		5. 9 5.11	5.15	5.15 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	5.17 可決	総務 5.29 可決	5.30 可決	6. 6 法75号
放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第94号）	4. 6	5.22	5.22			（7. 5） （閉会中審査）			
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第97号）	5.29					（7. 5） （閉会中審査）			

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
電気通信事業法の一部を改正する法律案（高井美穂君外2名提出、第165回国会衆法第7号）	(18.12.14)		19. 1.25			(7. 5) (閉会中審査)			
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、衆法第29号）	19. 5. 9		7. 3			(7. 5) (閉会中審査)			
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、衆法第41号）	6. 1		7. 3			(7. 5) (閉会中審査)			

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備　考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	19. 2. 9		3. 9 3.13	3.13 3.15	3.15 承認（全） (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民) (附)	3.16 承認	総務 3.27 承認 (附)	3.28 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 独立行政法人制度そのものについての改革の必要性
- 公務員の再々就職（いわゆる「渡り」）のあっせんに関する調査の結果に対する総務大臣の見解
- 今後の市町村合併の在り方についての総務大臣の見解
- 地方分権改革推進委員会が５月末に予定している「基本的考え方」の策定方針
- 地方税の定率減税廃止が地方経済に与える影響
- 頑張る地方応援プログラムにおける交付税算定の具体的方法

・　所得、財政力の地域間格差拡大の有無及び格差拡大の是非並びに格差是正の必要性
・　消防団員の増員対策についての総務省の取組
・　携帯電話の不感地域解消に向けての取組
・　地上デジタル放送受信機の普及状況及び見通し等
・　郵政民営化後における職員の処遇

（4）参考人・意見陳述者

①　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成19. 3.13	日本放送協会経営委員会委員長	石原　邦夫君	放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）
	日本放送協会会長	橋本　元一君	
	日本放送協会理事	原田　豊彦君	
	日本放送協会理事	畠山　博治君	
	日本放送協会理事	小林　良介君	
	日本放送協会理事	中川　潤一君	
	日本放送協会理事	衣奈　丈二君	
3.15	日本放送協会経営委員会委員長	石原　邦夫君	
	日本放送協会会長	橋本　元一君	
	日本放送協会理事	原田　豊彦君	
	日本放送協会理事	畠山　博治君	
	日本放送協会理事	小林　良介君	
	日本放送協会理事	中川　潤一君	
	日本放送協会理事	小野　直路君	
	日本放送協会理事	衣奈　丈二君	
4.10	独立行政法人国際協力機構理事	黒木　雅文君	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（内閣提出） 地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）
4.12	日本放送協会理事	石村英二郎君	統計法案（内閣提出）
5.18	日本郵政公社理事	佐々木英治君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政公社理事	藤本　栄助君	
	日本郵政株式会社執行役員	伊東　敏朗君	
	日本郵政株式会社執行役員	白金　郁夫君	
	日本郵政株式会社執行役員	白川　　均君	
5.22	兵庫県知事 全国知事会総務常任委員会再建法制等問題小委員会委員	井戸　敏三君	地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（内閣提出）
	北海道大学公共政策大学院教授	宮脇　　淳君	
	日本公認会計士協会副会長	宮内　　忍君	

② 意見陳述者

期日	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 19. 5.21	北海道副知事	山本　邦彦君	地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（内閣提出）について
	旭川市長	西川　将人君	
	乙部町長	寺島光一郎君	
	北海道大学公共政策大学院教授	石井　吉春君	

(5) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 19. 5.21	北海道	地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（内閣提出）の審査	10人

② 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19. 5.14	東京都（杉並区）	住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	10人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	佐藤	勉君	自民
理　事	岡本	芳郎君	自民
理　事	谷	公一君	自民
理　事	林	幹雄君	自民
理　事	寺田	学君	民主
	あかま	二郎君	自民
	石田	真敏君	自民
	岡部	英明君	自民
	川崎	二郎君	自民
	実川	幸夫君	自民
	田中	良生君	自民
	土井	亨君	自民
	萩原	誠司君	自民
	福田	康夫君	自民
	渡部	篤君	自民
	逢坂	誠二君	民主
	田嶋	要君	民主
	福田	昭夫君	民主
	江田	康幸君	公明
	吉井	英勝君	共産
	亀井	久興君	国民
理　事	鈴木	淳司君	自民
理　事	葉梨	康弘君	自民
理　事	武正	公一君	民主
理　事	谷口	隆義君	公明
	井澤	京子君	自民
	今井	宏君	自民
	鍵田	忠兵衛君	自民
	木挽	司君	自民
	関	芳弘君	自民
	土屋	正忠君	自民
	萩生田	光一君	自民
	橋本	岳君	自民
	福田	良彦君	自民
	安住	淳君	民主
	後藤	斎君	民主
	西村	智奈美君	民主
	森本	哲生君	民主
	谷口	和史君	公明
	重野	安正君	社民

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件（継続審査）、議員提出法律案３件（継続審査）及び決算等１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第94号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　**電気通信事業法の一部を改正する法律案**（高井美穂君外２名提出、第165回国会衆法第７号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

④　**地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案**（馬淵澄夫君外４名提出、第166回国会衆法第29号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

⑤　**地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案**（馬淵澄夫君外４名提出、第166回国会衆法第41号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

⑥　**日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書**

○　**概要**

日本放送協会の平成17年度決算であって、放送法第40条第３項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出されたもの

○　**審査結果**

審査未了

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第94号）	(19. 4. 6)	(5.22)	8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）	(5.29)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
電気通信事業法の一部を改正する法律案（高井美穂君外2名提出、第165回国会衆法第7号）	(18. 12. 14)		19. 8. 7			(8. 10) (閉会中審査)			
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号）	(19. 5. 9)		8. 7			(8. 10) (閉会中審査)			
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号）	(6. 1)		8. 7			(8. 10) (閉会中審査)			

決算等

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備　考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(19. 2. 9)		8. 7		（審査未了）				

【第168回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	渡辺	博道君	自民				
理　事	石田	真敏君	自民	理　事	今井	宏君	自民
理　事	馳	浩君	自民	理　事	林田	彪君	自民
理　事	山口	俊一君	自民	理　事	黄川田	徹君	民主
理　事	原口	一博君	民主	理　事	桝屋	敬悟君	公明
	秋葉	賢也君	自民		井澤	京子君	自民
	石崎	岳君	自民		岡本	芳郎君	自民
	鍵田	忠兵衛君	自民		川崎	二郎君	自民
	木挽	司君	自民		実川	幸夫君	自民
	関	芳弘君	自民		田中	良生君	自民
	土屋	正忠君	自民		土井	亨君	自民
	葉梨	康弘君	自民		萩生田	光一君	自民
	萩原	誠司君	自民		橋本	岳君	自民
	福田	良彦君	自民		古屋	圭司君	自民
	松本	文明君	自民		小川	淳也君	民主
	逢坂	誠二君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	田嶋	要君	民主		寺田	学君	民主
	福田	昭夫君	民主		森本	哲生君	民主
	斉藤	鉄夫君	公明		谷口	和史君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	亀井	久興君	国民				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案３件（うち継続審査２件）、議員提出法律案３件（継続審査）、参議院提出法律案１件及び決算等１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第94号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　主な質疑内容

・　現行法と改正法におけるＮＨＫ経営委員会の位置付け等の差異

・　番組ねつ造を行った放送事業者に対する再発防止計画の提出に係る規定の削除の必要性及び放送事業者と放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）の具体的取組

・　改正後の要請放送制度において、総務大臣の国際放送の実施の要請に対するＮＨＫの拒絶の有無

・　認定放送持株会社制度の導入によりローカル局の自主制作番組の比率がさらに低下する懸念

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

日本放送協会の経営委員会の権限の明確化、経営委員が個別の放送番組の編集を行うこと等の禁止、再発防止計画に関する改正規定の削除等

②　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）

○　要旨

人事院勧告にかんがみ、一般職の職員の給与改定を行うとともに、専門スタッフ職俸給表の新設等を行おうとするもの

○　主な質疑内容

・　幹部職員について人事院勧告を完全実施しなかった理由
・　人事院勧告が完全実施されなかったことについての人事院見解
・　専門スタッフ職俸給表新設の趣旨
・　非常勤国家公務員の待遇改善に関する人事院見解

○　審査結果

可決（附帯決議）

④　電気通信事業法の一部を改正する法律案（高井美穂君外２名提出、第165回国会衆法第７号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑤　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出、第166回国会衆法第29号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑥　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出、第166回国会衆法第41号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑦　行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第21号）

○　要旨

行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士は、行政書士が作成できる書類に関連する聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為について、弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除き、代理することができるものとするとともに、行政書士に係る欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定を整備するもの

○　審査結果

成案・提出決定

⑧　日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参議院提出、参法第７号）

○　要旨

郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑨　日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○　概要

日本放送協会の平成17年度決算であって、放送法第40条第３項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出されたもの

○　審査結果

審査未了

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第94号）	(19. 4. 6)	(5.22)	9.10 11.29	11.29 12. 4	12. 6 修正（多） (賛-自民・民主・公明・国民) (反-共産・社民) (附)	12.11 修正	総務 12.20 可決 (附)	12.21 可決	12.28 法136号
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）	(19. 5.29)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	19.11. 2		11. 5 11. 6	11. 6	11. 6 可決（全） (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民) (附)	11. 8 可決	総務 11.22 可決 (附)	11.26 可決	11.30 法118号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
電気通信事業法の一部を改正する法律案（高井美穂君外2名提出、第165回国会衆法第7号）	(18.12.14)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号）	(19. 5. 9)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号）	(19. 6. 1)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第21号）	19.12.20				12.20 成案・提出決定（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	12.20 可決	総務 12.25 可決	20. 1. 9 可決	1.17 法3号

参　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参議院提出、参法第7号）	参 19.10.23		20. 1.10			(1.15) （閉会中審査）	総務 12.11 可決	12.12 可決	

決算等

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備　考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(19. 2. 9)		9.10		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 国家公務員に比べてラスパイレス指数の高い独立行政法人職員の給与を適正化する方策についての総務大臣の見解
- 民間における非正規雇用の増加を前提に公務員給与の在り方を考える必要性
- 地方分権改革の目的についての総務大臣の認識
- 首長多選禁止に関する法整備についての総務大臣の見解
- 地域間格差拡大の要因についての総務大臣の見解
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の政令策定に当たっての地方公共団体の要望の反映状況
- 総務省の公立病院改革懇談会の公立病院改革ガイドライン案に基づいて策定される公立病院改革プランに対する国の支援の是非についての総務大臣の見解
- 地方税の偏在是正の在り方についての総務大臣の見解
- 簡易郵便局の一時閉鎖急増への対応
- 内容証明等の郵便物の不適正な認証事務の実情及び該当郵便物への対応
- 郵政民営化に係る米国との交渉過程を明らかにする必要性
- 通信業者のインフラ投資促進に向けた取組

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件（平成19.11.29）

政府は、平成18年度日本郵政公社決算等を踏まえ、国民の郵政事業に関する権利が保障されるように、次の事項に特段の配慮をすべきである。

1　日本郵政公社の平成18年度決算においては、黒字を確保したが、日本郵政グループ各社においても、国民、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、安定的な経営を確保すること。

2　国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすることのないよう、万全を期すこと。その際、いわゆる「ひまわりサービス」等についても前向きに対応すること。各種料金について周知説明を尽くすとともに、各種料金について国民利用者の急激な負担増とならないよう一層の努力をすること。簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方で対応をすること。

3　ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険については、当面の間は国の出資が残ることを踏まえ、公正な市場競争の支障にならないように配慮すること。

4　各会社の情報システムについて、国民生活に支障の生ずることのないよう、万全の体制を確立すること。

5　国民に対し、適切なサービスを提供できるよう、日本郵政グループ各社のコンプライアンスを徹底し、特別送達、内容証明郵便等、公的なサービスが適正かつ確実に実施されるよう、体制を構築すること。

6　職員が安心して働ける環境づくりについて、労使交渉の結果が確実に実施され、労使間の十分な意思疎通を図り、適切に対応すること。

7　特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、民間における契約の状況を参考にしつつ、長期の契約とするなど適切な対応をすること。また、特定郵便局の局舎の賃貸借料については、今後も適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。

8　当面の間、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

9　特殊法人・独立行政法人、特別会計等を抜本的に改革し、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の資金運用が公的部門のムダづかいを実質的に助長している構造を変えるよう努めること。

10　税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

①　税制については、４分社化など郵政民営化に伴う特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。

②　郵政民営化により法人税等の税収が増加することを踏まえ、過疎対策や高齢者対策の充実を図ること。

11　郵政グループ各社の株主は、国民であることをかんがみ、民営化の進捗状況について、適時適切に把握するとともに、求めに応じて国会に報告すること。

12　民営化の進捗状況に応じて速やかに検討を加え、必要な民営化の見直しを行うこと。また、国民生活に必要な郵政事業に係るサービスの適切な提供に向け必要があれば経営形態の在り方を含め、総合的な見直しを行うこと。

右、決議する。

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成19.10.30	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川　善文君	郵政事業に関する件（日本郵政公社平成18年度財務諸表の承認に関する報告）
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木　祥吉君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本　栄助君	
	日本郵政株式会社顧問	伊東　敏朗君	
	郵便事業株式会社代表取締役会長	北村　憲雄君	
	郵便局株式会社代表取締役会長	川　　茂夫君	
	郵便局株式会社執行役員	壷井　俊博君	
	株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役会長	古川　洽次君	
	株式会社ゆうちょ銀行常務執行役	高橋　　亨君	
	株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役会長	進藤　丈介君	
	日本郵政株式会社郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会委員長 郵便事業株式会社社外取締役	松原　　聡君	

11.15	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木　祥吉君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
11.29	日本放送協会会長	橋本　元一君	放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会）
12. 4	桐蔭横浜大学法科大学院教授・コンプライアンス研究センター長	郷原　信郎君	
	日本放送協会経営委員会委員長	古森　重隆君	
	日本放送協会会長	橋本　元一君	
	社団法人日本民間放送連盟会長	広瀬　道貞君	
	放送倫理・番組向上機構理事長	飽戸　　弘君	
20. 1.15	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川　善文君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	

３　法務委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（35人）

委員長	七条　　明君	自民	
理　事	上川　　陽子君	自民	理　事　倉田　　雅年君　自民
理　事	武田　　良太君	自民	理　事　棚橋　　泰文君　自民
理　事	早川　　忠孝君	自民	理　事　高山　　智司君　民主
理　事	平岡　　秀夫君	民主	理　事　大口　　善徳君　公明
	赤池　　誠章君	自民	稲田　　朋美君　自民
	今村　　雅弘君	自民	近江屋　信広君　自民
	奥野　　信亮君	自民	後藤田　正純君　自民
	笹川　　堯君	自民	清水　鴻一郎君　自民
	柴山　　昌彦君	自民	杉浦　　正健君　自民
	三ッ林　隆志君	自民	武藤　　容治君　自民
	森山　　眞弓君	自民	矢野　　隆司君　自民
	保岡　　興治君	自民	柳本　　卓治君　自民
	山口　　俊一君	自民	石関　　貴史君　民主
	大串　　博志君	民主	河村　たかし君　民主
	中井　　洽君	民主	横山　　北斗君　民主
	神崎　　武法君	公明	保坂　　展人君　社民
	滝　　実君	無	

欠員１

（2）議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案９件（うち継続審査２件）、議員提出法律案６件（うち継続審査２件）及び参議院提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）

○　要旨

近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況にかんがみ、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結、「サイバー犯罪に関する条約」の締結等に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設、コンピュータ・ウィルス作成罪の新設、通信履歴の電磁的記録の保全要請、強制執行を妨害する行為の処罰対象の拡充等所要の法整備を行うもの

○　審査結果

継続審査

②　少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第 164 回国会閣法第 44 号）

○　要旨

触法少年及びぐ犯少年に係る警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、

保護観察中の者が遵守事項を守らなかった場合の措置等を定めるほか、重大な事件について国選付添人制度を導入するもの

○　**主な質疑内容**

・　少年非行の現状
・　触法少年・ぐ犯少年の事件について警察官に調査権限を認めることの妥当性
・　少年院送致年齢の下限を定める必要性
・　遵守事項違反による少年院等送致の処分が二重処罰の禁止に抵触する可能性
・　少年院と児童自立支援施設の役割分担

○　**厚生労働委員会との連合審査会**

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**視察**

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

ぐ犯少年に係る事件についての調査の規定を削除すること、少年院に送致可能な年齢の下限をおおむね12歳とすること等

③　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第 18 号）

○　**要旨**

判事の員数を40人、判事補の員数を35人増加するもの

○　**主な質疑内容**

・　裁判官の計画的増員の達成状況と今後の見通し
・　専門的な事件に対応するための裁判官の確保や育成に向けた取組
・　裁判所の職員増員と並行して行っている事務の合理化・効率化の進捗状況

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

④　執行官法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

○　**要旨**

執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給を廃止し、その他所要の規定の整備を行うもの

○　**主な質疑内容**

・　執行官制度の概要及び運用実態
・　執行官の恩給の廃止が執行官の勤務意欲に与える影響
・　政府の被用者年金制度一元化の方針と執行官の恩給の廃止との関係

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑤　更生保護法案（内閣提出第 53 号）

○　**要旨**

現行の犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法を整理・統合して新たな法律とした上、保護観察における遵守事項を整理して充実させるほか、受刑者等の社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させ、あわせて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聴取する制度等を整備するもの

○　主な質疑内容
・　更生保護の機能の充実・強化を図る背景及び経緯
・　本法律案の目的に規定されている再犯の防止の意義
・　保護観察官と保護司の役割分担の明確化の内容
○　参考人からの意見の聴取
○　審査結果
可決

⑥　戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出第 59 号）

○　要旨
「戸籍公開の原則」を見直し、戸籍謄本等の請求をすることができる場合を制限するとともに、戸籍の真実性を担保するため、婚姻等の届出の受理の通知手続を定める等戸籍の制度について所要の整備を行うもの
○　主な質疑内容
・　婚姻・協議離婚等の届出の際の本人確認を戸籍法に明示した理由
・　第三者による戸籍謄本等の交付請求が許される正当事由
・　弁護士等による戸籍謄本等の不正請求の防止策
○　審査結果
可決（附帯決議）

⑦　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第77号）

○　要旨
犯罪被害者等が刑事裁判に参加し、証人の尋問、被告人に対する質問及び事実又は法律の適用について意見の陳述を可能とする制度の創設、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の導入等犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための法整備を行うもの
○　主な質疑内容
・　被害者参加制度が刑事訴訟の基本的な構造に与える影響
・　被害者参加制度導入による裁判員制度への影響
・　検察官の論告求刑に加えて被害者参加人等による弁論としての意見陳述を認める意義
・　犯罪被害者等に対する公費による弁護士支援制度の導入
・　損害賠償請求に関し刑事手続を利用する制度の導入により刑事訴訟手続が長期化するおそれ
○　参考人からの意見の聴取
○　視察
○　審査結果
修正（附帯決議）
＜修正内容＞
政府に対し、法施行３年後における検討及び被害者参加人に対する弁護士の法的援助に係る努力を義務付ける規定を追加すること

⑧　刑法の一部を改正する法律案（内閣提出第83号）（参議院送付）

○　要旨

自動車運転過失致死傷罪を新設し、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者は、７年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処するとともに、危険運転致死傷罪の対象に二輪車を含めるもの

○　主な質疑内容

・　自動車運転過失致死傷罪を新設した理由
・　自動車運転過失致死傷罪の新設による交通事犯の抑止効果
・　自動二輪車の運転者を危険運転致死傷罪の対象とする理由

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑨　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第84号）（参議院送付）

○　要旨

裁判員制度の下において、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、裁判員の負担を軽減するため、部分判決制度を創設するほか、検察審査員の資格の有無の判断を検察審査会において行うこととするなど検察審査員の選定手続を整備する等司法制度改革関連法の円滑な実施を図るための法整備を行うもの

○　主な質疑内容

・　部分判決制度の創設を提案する理由及び制度の概要
・　部分判決制度の導入による刑事裁判への影響
・　証人尋問等が記録された記録媒体の利用目的

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑩　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外２名提出、第164回国会衆法第13号）

○　要旨

被疑者の取調べ等について弁護人の立会いを認める制度及び被疑者の取調べ状況等の録音・録画を義務付ける制度を導入するとともに、権利保釈の除外事由を制限する等の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑪　民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外７名提出、第164回国会衆法第35号）

○　要旨

婚姻制度に関し、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻最低年齢及び再婚禁止期間の見直し等を行い、相続制度に関し、嫡出でない子の権利の保護の観点から嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同一とする等の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑫　借地借家法の一部を改正する法律案（保岡興治君外５名提出、衆法第33号）

○　要旨

専ら事業の用に供する建物の所有を目的として、更新等のない定期借地権を設定する場合に、多様な事業内容や建物の形態・償却年数に応じて、その存続期間を10年以上50年未満の間で定めることができるとするもの

○　審査結果

継続審査

⑬　債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外５名提出、衆法第48号）

○　要旨

事業の再生等を通じた金融機能の強化が求められていることにかんがみ、不良債権処理、資産流動化及び倒産処理の迅速化の一層の促進を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑭　非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外２名提出、衆法第51号）

○　要旨

非自然死体の死亡原因、死亡の推定年月日時と場所、犯罪の嫌疑の有無などの究明に関して都道府県警察の死因調査専門職員の派遣など必要な手続と方法を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑮　法医科学研究所設置法案（細川律夫君外２名提出、衆法第52号）

○　要旨

犯罪死体・非犯罪死体の区別なく、死体の検案・解剖、身元が明らかでない死体の指紋・歯形の分析や遺伝子構造の鑑定その他の科学的調査を適確に行うために法医科学研究所を国の施設等機関として設置することを定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑯　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第13号）

○　要旨

保護命令の対象に生命等に対する脅迫を受けた被害者を加え、面会の要求、夜間の電話、被害者の親族への接近等を禁止することができるものとし、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの業務の実施についての市町村の努力義務等を定めるもの

○　主な質疑内容

・　本改正案における保護命令制度の拡充の意義
・　市町村における配偶者暴力相談支援センターの業務の実施を努力義務とした趣旨
・　都道府県警察における配偶者からの暴力事案に対する適切な対応の必要性

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	(17.10. 4)		19. 1.25 (17.10.14) (18. 4.21)			(7. 5) (閉会中審査)			
少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第44号）	(18. 2.24)	(18.11.14)	19. 1.25 3.23	3.28 4.10 4.13(連) 4.18	4.18 修正(多) (賛-自民・公明) (反-滝実君)	4.19 修正	法務 5.24 可決 (附)	5.25 可決	6. 1 法68号
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	19. 2. 9		3. 9 3. 9	3.13	3.16 可決(全) (賛-自民・民主・公明・社民・滝実君) (附)	3.16 可決	法務 3.27 可決 (附)	3.28 可決	3.31 法17号
執行官法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	2. 9		3. 9 3. 9	3.13	3.16 可決(全) (賛-自民・民主・公明・社民・滝実君) (附)	3.16 可決	法務 3.27 可決 (附)	3.28 可決	3.31 法18号
更生保護法案（内閣提出第53号）	3. 2	4.12	4.12 4.25	4.25 4.27	4.27 可決(多) (賛-自民・公明) (欠-滝実君)	5. 8 可決	法務 6. 7 可決 (附)	6. 8 可決	6.15 法88号
戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	3. 6		3.19 3.20	3.20 3.23	3.23 可決(全) (賛-自民・民主・公明・社民・滝実君) (附)	3.27 可決	法務 4.26 可決 (附)	4.27 可決	5.11 法35号
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第77号）	3.13	5.17	5.17 5.23	5.23 5.25 5.29 5.30 6. 1	6. 1 修正(多) (賛-自民・民主・公明・滝実君) (反-社民) (附)	6. 1 修正	法務 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法95号

刑法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）（参議院送付）	参 19. 3. 13		5. 10 5. 11	5. 11 5. 16	5. 16 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民・滝実君） （附）	5. 17 可決	法務 4. 17 可決 （附）	4. 18 可決	5. 23 法54号
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第84号）（参議院送付）	参 3. 13		5. 15 5. 16	5. 18	5. 18 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民） （欠-滝実君） （附）	5. 22 可決	法務 4. 10 可決 （附）	4. 11 可決	5. 30 法60号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外2名提出、第164回国会衆法第13号）	(18. 3. 29)		19. 1. 25			（7. 5） （閉会中審査）			
民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外7名提出、第164回国会衆法第35号）	(18. 6. 8)		19. 1. 25			（7. 5） （閉会中審査）			
借地借家法の一部を改正する法律案（保岡興治君外5名提出、衆法第33号）	19. 5. 17		6. 7			（7. 5） （閉会中審査）			
債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外5名提出、衆法第48号）	6. 14		7. 3			（7. 5） （閉会中審査）			
非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外2名提出、衆法第51号）	6. 21		7. 3			（7. 5） （閉会中審査）			
法医科学研究所設置法案（細川律夫君外2名提出、衆法第52号）	6. 21		7. 3			（7. 5） （閉会中審査）			

参　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第13号）	参 19. 6.19		7. 3 7. 4	7. 4	7. 4 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民・滝実君）	7. 5 可決	法務 6.19 成案・提出 決定	6.20 可決	7.11 法113号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」の早期成立に向けた法務大臣の所見
- 嫡出推定に係る民法第772条の見直しの必要性
- 裁判員制度の広報契約に関する最高裁判所の調査・報告の必要性
- 刑務所過剰収容解消の必要性
- 株式交換による三角合併がもたらす経済効果
- 我が国の法令の外国語訳を迅速に進める必要性
- 「国策捜査」に対する法務大臣の所見
- 日本司法支援センター（法テラス）の体制強化の必要性
- 取調べの可視化の検討状況
- 外国人研修・技能実習制度に対する評価

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
内閣委員会、法務委員会連合審査会	平成 19. 3.22	犯罪による収益の移転防止に関する法律案（内閣提出）
法務委員会、厚生労働委員会連合審査会	4.13	少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会）
財務金融委員会、法務委員会連合審査会	6.15	電子記録債権法案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 4.13	立教大学大学院法務研究科教授	廣瀬　健二君	少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会）
	元東京都知事本局治安対策担当部長	久保　　大君	
	国立成育医療センターこころの診療部部長	奥山眞紀子君	
	弁護士 日本弁護士連合会子どもの権利委員会少年法「改正」問題緊急対策チーム座長	斎藤　義房君	
4.27	同志社大学法学部教授	瀬川　　晃君	更生保護法案（内閣提出）
	三重県保護司会連合会会長	森本　孝子君	
	弁護士 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部事務局長代行	海渡　雄一君	
	日本ダルク代表 ＮＰＯ法人アパリ理事長	近藤　恒夫君	
5.29	中央大学大学院法務研究科・法学部教授	椎橋　隆幸君	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	弁護士 全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事	岡村　　勲君	
	北海道大学大学院法学研究科教授	白取　祐司君	
	被害者と司法を考える会代表	片山　徒有君	

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19. 4.11	栃木県	少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会）の審査に資するため	19人
5.29	東京都（千代田区）	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	16人
6.27	山口県	矯正施設の実情調査	10人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	七条	明君	自民				
理　事	上川	陽子君	自民	理　事	倉田	雅年君	自民
理　事	武田	良太君	自民	理　事	棚橋	泰文君	自民
理　事	早川	忠孝君	自民	理　事	高山	智司君	民主
理　事	平岡	秀夫君	民主	理　事	大口	善徳君	公明
	赤池	誠章君	自民		稲田	朋美君	自民
	今村	雅弘君	自民		近江屋	信広君	自民
	奥野	信亮君	自民		後藤田	正純君	自民
	笹川	堯君	自民		清水	鴻一郎君	自民
	柴山	昌彦君	自民		杉浦	正健君	自民
	三ッ林	隆志君	自民		武藤	容治君	自民
	森山	眞弓君	自民		矢野	隆司君	自民
	保岡	興治君	自民		柳本	卓治君	自民
	山口	俊一君	自民		石関	貴史君	民主
	大串	博志君	民主		河村	たかし君	民主
	中井	洽君	民主		横山	北斗君	民主
	神崎	武法君	公明		保坂	展人君	社民
	滝	実君	無				

欠員１

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件（継続審査）及び議員提出法律案６件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外２名提出、第164回国会衆法第13号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外７名提出、第164回国会衆法第35号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

④　借地借家法の一部を改正する法律案（保岡興治君外５名提出、第166回国会衆法第33号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑤　債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外５名提出、第166回国会衆法第48号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑥　非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外２名提出、第166回国会衆法第51号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑦　法医科学研究所設置法案（細川律夫君外２名提出、第166回国会衆法第52号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	(17. 10. 4)		19. 8. 7 (17. 10. 14) (18. 4. 21)			(8. 10) (閉会中審査)			

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外2名提出、第164回国会衆法第13号）	(18. 3.29)		19. 8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外7名提出、第164回国会衆法第35号）	(18. 6. 8)		19. 8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
借地借家法の一部を改正する法律案（保岡興治君外5名提出、第166回国会衆法第33号）	(19. 5.17)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外5名提出、第166回国会衆法第48号）	(6.14)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外2名提出、第166回国会衆法第51号）	(6.21)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
法医科学研究所設置法案（細川律夫君外2名提出、第166回国会衆法第52号）	(6.21)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

【第168回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	下村	博文君	自民
理　事	倉田	雅年君	自民
理　事	柴山	昌彦君	自民
理　事	水野	賢一君	自民
理　事	細川	律夫君	民主
	赤池	誠章君	自民
	近江屋	信広君	自民
	清水	鴻一郎君	自民
	杉浦	正健君	自民
	棚橋	泰文君	自民
	古川	禎久君	自民
	武藤	容治君	自民
	矢野	隆司君	自民
	柳本	卓治君	自民
	枝野	幸男君	民主
	中井	洽君	民主
	神崎	武法君	公明
	滝	実君	無
理　事	実川	幸夫君	自民
理　事	早川	忠孝君	自民
理　事	加藤	公一君	民主
理　事	大口	善徳君	公明
	稲田	朋美君	自民
	後藤田	正純君	自民
	七条	明君	自民
	武田	良太君	自民
	長勢	甚遠君	自民
	馬渡	龍治君	自民
	森山	眞弓君	自民
	保岡	興治君	自民
	石関	貴史君	民主
	河村	たかし君	民主
	古本	伸一郎君	民主
	保坂	展人君	社民

欠員１

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案３件（うち継続審査１件）及び議員提出法律案６件（継続審査）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）

○　要旨

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うもの

○　主な質疑内容

- 裁判官の報酬を増額する必要性
- 現行法を改正することにより必要となる経費
- 担当する事案の数や内容に応じて報酬の査定を行う必要性

○　審査結果

可決

③　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）

○　要旨

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うもの

○　主な質疑内容

・　検察官の俸給を増額する必要性
・　現行法を改正することにより必要となる経費
・　担当する事案の数や内容に応じて俸給の査定を行う必要性

○　審査結果

可決

④　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外２名提出、第164回国会衆法第13号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑤　民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外７名提出、第164回国会衆法第35号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑥　借地借家法の一部を改正する法律案（保岡興治君外５名提出、第166回国会衆法第33号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

撤回許可

⑦　債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外５名提出、第166回国会衆法第48号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑧　非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外２名提出、第166回国会衆法第51号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑨　法医科学研究所設置法案（細川律夫君外２名提出、第166回国会衆法第52号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑩　借地借家法の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第16号）

○　要旨

専ら事業の用に供する建物の所有を目的として、更新等のない定期借地権を設定する場合に、多様な事業内容や建物の形態・償却年数に応じて、その存続期間を10年以上50年未満の間で定めることができるとするもの

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	(17.10. 4)		19. 9.10 (17.10.14) (18. 4.21)			(20. 1.15) （閉会中審査）			
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	19.11. 2		11. 5 11. 6	11. 6	11. 6 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民・滝実君）	11. 8 可決	法務 11.29 可決	11.30 可決	11.30 法122号
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	11. 2		11. 5 11. 6	11. 6	11. 6 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民・滝実君）	11. 8 可決	法務 11.29 可決	11.30 可決	11.30 法123号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外2名提出、第164回国会衆法第13号）	(18. 3.29)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外7名提出、第164回国会衆法第35号）	(18. 6. 8)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
借地借家法の一部を改正する法律案（保岡興治君外5名提出、第166回国会衆法第33号）	(19. 5.17)		9.10		(12. 7) （撤回許可）				
債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外5名提出、第166回国会衆法第48号）	(19. 6.14)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外2名提出、第166回国会衆法第51号）	(19. 6.21)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
法医科学研究所設置法案（細川律夫君外2名提出、第166回国会衆法第52号）	(19. 6.21)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
借地借家法の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第16号）	19.12. 7				12. 7 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・社民・滝実君)	12.11 可決	法務 12.13 可決	12.14 可決	12.21 法132号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 死刑執行及びその具体的な情報の公開の在り方についての法務大臣の所見
- 冤罪事件の発生防止のための法務省の取組

- 司法試験の適正な合格者数についての法務大臣の所見
- 全面的な取調べの可視化を行う必要性
- 「友人の友人がアルカイダ」である旨の法務大臣発言
- 裁判員の辞退事由を定める政令案の具体的内容
- 裁判員裁判における自白の任意性の立証の在り方
- 司法検視の充実を図る必要性
- 国外犯処罰規定を整備する必要性
- 民法第772条の嫡出推定の在り方

（4）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19.11.26	東京都（府中市、葛飾区）	矯正施設の実情調査	13人

4　外務委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	山口　　泰明君	自民	
理　事	小野寺　五典君	自民	
理　事	三原　　朝彦君	自民	
理　事	山中　　燁子君	自民	
理　事	山口　　壯君	民主	
	愛知　　和男君	自民	
	猪口　　邦子君	自民	
	小野　　次郎君	自民	
	高村　　正彦君	自民	
	新藤　　義孝君	自民	
	松島　みどり君	自民	
	山内　　康一君	自民	
	田中　眞紀子君	民主	
	前原　　誠司君	民主	
	東　　順治君	公明	
	照屋　　寛徳君	社民	
理　事	嘉数　　知賢君	自民	
理　事	やまぎわ大志郎君	自民	
理　事	長島　　昭久君	民主	
理　事	丸谷　　佳織君	公明	
	伊藤　　公介君	自民	
	宇野　　治君	自民	
	河野　　太郎君	自民	
	篠田　　陽介君	自民	
	鈴木　　馨祐君	自民	
	三ッ矢　憲生君	自民	
	笹木　　竜三君	民主	
	長妻　　昭君	民主	
	笠　　浩史君	民主	
	笠井　　亮君	共産	

(2) 議案審査

付託された議案は、条約19件及び内閣提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（条約第１号）

○　要旨

国際的な関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪）を犯した個人を国際法に基づき訴追し処罰するための常設の国際刑事裁判所の設置、同裁判所に対する締約国の協力義務等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　我が国の本規程への加入が遅れた理由

・　国連安保理常任理事国の米国、中国及びロシア並びに締約国が少ないアジアの国々が本規程に加入するよう我が国として働き掛ける必要性

・　テロリズムを国際刑事裁判所の対象犯罪とすることについての外務省見解

○　審査結果

承認

②　イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第２号）

○　要旨

イーター（国際熱核融合実験炉）事業を日本、欧州原子力共同体、中国、インド、

韓国、ロシア及び米国の７者による国際協力事業として実施するために、イーター国際核融合エネルギー機構を設立すること及びその目的、任務等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　我が国の外交戦略におけるイーター事業の位置付け
・　イーター建設地を我が国に誘致できなかった理由及び外務省見解
・　イーター事業に要する経費及びスケジュールの概要

○　審査結果

承認

③　イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第３号）

○　要旨

イーター国際核融合エネルギー機構及びその職員等に対して付与される特権及び免除の内容及び範囲について定めるもの

○　審査結果

承認

④　核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第４号）

○　要旨

イーター事業等を支援する「より広範な取組を通じた活動」に関し、欧州原子力共同体との共同による実施のための手続及び詳細に関する枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　核融合炉材料に関する研究開発の現状と今後の取組
・　核融合研究開発分野における研究者育成の必要性
・　「イーター国際核融合エネルギー機構設立協定」及び「日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定」の具体的内容

○　審査結果

承認

⑤　武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第５号）

○　要旨

武力紛争の際に文化財を保護するため、締約国が、平時において適当な措置をとること、武力紛争の際に文化財を尊重すること等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　ハーグ条約等の作成から締結までに50年以上を要したことに関する外務大臣見解
・　未締約国に対し、ハーグ条約等の締結を働き掛ける必要性
・　武力紛争の際に動産文化財を収容するための避難施設を建設する計画の有無

○　審査結果

承認

⑥　武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第６号）

○　要旨

武力紛争の際に占領地域からの文化財の流出を防ぐため、締約国の義務として、自国が占領する地域からの文化財の輸出を防止すること、占領地域から自国に輸入される文化財を管理すること等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　イラク戦争（2003年）に伴う文化財略奪の規模と返還状況

・　戦後、兵士によって持ち去られた文化財に関する調査の有無

○　審査結果

承認

⑦　1999年３月26日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（条約第７号）

○　要旨

特に重要な文化財の国際的な管理につき「強化された保護」の制度を定めるとともに、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約に違反する一定の行為を締約国が犯罪化すること等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　条約上の保護を与えるべき文化財の隣接する周囲に自衛隊・在日米軍施設が存在している事例と存在した場合の対応

・　文化財損壊行為に対する罰則を定めた国内法の米兵への適用の有無

○　審査結果

承認

⑧　核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第８号）

○　要旨

放射性物質又は核爆発装置等を所持し、使用する等の行為を犯罪化すること、その犯人を処罰し、犯罪人引渡しに関し協力すること等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　本条約発効に向けた我が国の取組

・　我が国におけるＮＢＣ（Nuclear＝核・Biological＝生物・Chemical＝化学）テロ発生時に係る国内対策の実施状況

・　核廃絶に向けた国際的な世論喚起のための政府の取組方針

○　審査結果

承認

⑨　1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第９号）

○　要旨

主に陸上で発生した廃棄物等に関し、船舶等からの海洋投棄を原則として禁止し、例外として海洋投棄が認められる廃棄物等についても厳格な条件の下でのみ許可すること等について定めるもの

○　主な質疑内容
・　本議定書の採択から国会提出までに10年を要した理由
・　産業廃棄物等の海洋投棄を全面的に禁止する必要性
・　本議定書の締結により海洋投棄が禁止される不発弾の処理を陸上で行う方策
○　審査結果
承認

⑩　職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第187号）の締結について承認を求めるの件（条約第10号）

○　要旨
職業上の安全及び健康を不断に改善すべく、加盟国に対し、国内政策、国内制度及び国内計画の制度的枠組みの設定を一般的な義務として求めるもの
○　主な質疑内容
・　我が国が本条約を率先して締結する理由
・　労働時間に関する国際労働機関（ＩＬＯ）条約の我が国の批准状況及び批准を促進する必要性
・　労働時間短縮に向けた政府の取組状況
○　審査結果
承認

⑪　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）

○　要旨
フランスとの間で、投資所得に対する源泉地国課税を減免することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、租税回避行為の防止措置を講ずること等について定めるもの
○　主な質疑内容
・　本改正議定書に社会保険料条項が導入された経緯並びに日米租税条約及び日英租税条約についても社会保険料条項を導入する必要性
○　審査結果
承認

⑫　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第12号）（参議院送付）

○　要旨
フィリピンとの間で、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、みなし外国税額控除について、10年間の適用期限を設けて将来的に廃止すること等について定めるもの
○　主な質疑内容
・　本改正議定書において、みなし外国税額控除が廃止されなかった理由
・　みなし外国税額控除が廃止されなかったことにより、大企業優遇となるおそれ
・　みなし外国税額控除の適用期限を10年とした経緯

○　審査結果

承認

⑬　社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）（参議院送付）

○　要旨

オーストラリアとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整及び保険期間の通算を行うことについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　我が国の社会保障協定締結が遅れている理由及び締結を加速させる必要性についての外務大臣見解
・　本協定締結による経済効果
・　諸外国における社会保険料二重負担についての把握状況

○　審査結果

承認

⑭　適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）（参議院送付）

○　要旨

米国との間で、通信端末機器及び無線機器についての適合性評価手続の結果を相互に受け入れるための手続について定めるもの

○　主な質疑内容

・　本協定の運用に当たり、米国の適合性評価機関が日本の基準を満たす検査を行うことを確保するための方策

○　審査結果

承認

⑮　知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付）

○　要旨

開発途上国における公衆の健康の問題に対処するため、特許権者以外の者が感染症に関する医薬品を生産し、これら諸国に輸出することを可能とするよう、加盟国がこのような生産等を認めるための条件を緩和する規定を追加するもの

○　主な質疑内容

・　強制実施許諾の発動により開発途上国に提供された後発医薬品の再輸出防止策
・　本改正議定書に関し、エイズ治療薬など新薬開発に対して政府が支援を行う必要性
・　後発開発途上国以外の国が医薬品の輸入資格国となるために行う「製造能力の有無」に関する自己申告を立証するための方法

○　審査結果

承認

⑯　2006年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付）

○　要旨

1994年の国際熱帯木材協定に代わる協定として、熱帯木材貿易の発展及び熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進するため、国際熱帯木材機関の活動を通じた国際協力の枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　違法伐採木材の我が国への流入状況
・　違法伐採木材の流入を阻止するため、輸入元国における合法性の証明を担保する二国間協定を主要輸入元の国々と締結する必要性
・　2008年の北海道洞爺湖サミットを念頭に、国際的な違法伐採対策を我が国が主導していく必要性

○　審査結果

承認

⑰　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第17号）

○　要旨

2002年11月30日に発効した日・シンガポール経済連携協定について、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を更に推進するための規定を整備するもの

○　主な質疑内容

・　ドリアン等、我が国国内で生産されていない品目についても関税がかけられている理由
・　シンガポール国立大学と沖縄科学技術大学院大学（平成24年開学予定）の間で合意された戦略的な連携協力の実現に向けた作業の進捗状況

○　審査結果

承認

⑱　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）

○　要旨

チリとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、ビジネス環境の整備等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　資源に関する独立した条項が盛り込まれなかった理由
・　銅の精錬に関する我が国とチリの環境基準の差

○　審査結果

承認

⑲　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第19号）

○　要旨

タイとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、ビジネス環境の整備等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　タイ料理人の受入れ、「世界の台所」プロジェクトに係る協力についての政府の取組
・　発効後５年目に再協議する日本側品目の今後の取扱い

・　継続協議とされたタイからの介護福祉士の今後の取扱い

○　**審査結果**

承認

⑳　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）

○　**要旨**

在モナコ大使館及び在モンテネグロ大使館を新設し、在セルビア・モンテネグロ大使館の名称を在セルビア大使館に変更するとともに、在ニューオリンズ総領事館を廃止するほか、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定するもの

○　**主な質疑内容**

・　在外公館の新設、統廃合についての基本的方針

・　我が国の在外公館をより戦略的に設置する必要性

・　在勤基本手当の内容

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

㉑　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（内閣提出第 48 号）

○　**要旨**

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結に伴い、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び国際刑事裁判所における偽証等その運営を害する行為についての罰則を整備するもの

○　**主な質疑内容**

・　国際刑事裁判所の管轄権が日本国内において、また、日本人に対して行使されるモデル・ケース

・　国際刑事裁判所の対象犯罪のうち、我が国国内法で処罰できない犯罪についての取扱い

・　米兵等の国際刑事裁判所提訴を禁止する二国間協定の締結を含む米国の対国際刑事裁判所政策についての外務大臣見解

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

条　約

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	19. 2.27	3.20	3.20 3.23	3.28	3.28 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	3.29 承認	外交防衛 4.26 承認	4.27 承認	7.20 条6号

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	19. 2.27		4.10 4.11	4.13	4.13 承認（多） （賛-自民・民主・公明・共産） （反-社民）	4.17 承認	外交防衛 5. 8 承認	5. 9 承認	10.17 条15号
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	2.27		4.10 4.11	4.13	4.13 承認（多） （賛-自民・民主・公明・共産） （反-社民）	4.17 承認	外交防衛 5. 8 承認	5. 9 承認	10.17 条16号
核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	2.27		4.10 4.11	4.13	4.13 承認（多） （賛-自民・民主・公明・共産） （反-社民）	4.17 承認	外交防衛 5. 8 承認	5. 9 承認	6. 1 条5号
武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	2.27		4.18 4.25	4.27	4.27 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	5. 8 承認	外交防衛 5.24 承認	5.25 承認	9.12 条10号
武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	2.27		4.18 4.25	4.27	4.27 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	5. 8 承認	外交防衛 5.24 承認	5.25 承認	9.12 条11号
1999年3月26日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	2.27		4.18 4.25	4.27	4.27 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	5. 8 承認	外交防衛 5.24 承認	5.25 承認	9.12 条12号
核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	2.27		5.15 5.16	5.18	5.18 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	5.22 承認	外交防衛 6.14 承認	6.15 承認	8. 8 条7号
1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	3. 9		5.15 5.16	5.23	5.23 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	5.24 承認	外交防衛 6.14 承認	6.15 承認	10. 5 条13号
職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第187号）の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	3. 9		5.15 5.16	5.23	5.23 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	5.24 承認	外交防衛 6.14 承認	6.15 承認	

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）	参 3. 9		5.23 5.25	6. 6	6. 6 承認（多） （賛-自民・民主・公明・社民） （反-共産）	6. 7 承認	外交防衛 4.10 承認	4.11 承認	11.26 条18号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第12号）（参議院送付）	参 3. 9		5.23 5.25	6. 6	6. 6 承認（多） （賛-自民・民主・公明・社民） （反-共産）	6. 7 承認	外交防衛 4.10 承認	4.11 承認	
社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）（参議院送付）	参 3. 9		5.23 5.25	6. 6	6. 6 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	6. 7 承認	外交防衛 4.10 承認	4.11 承認	
適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）（参議院送付）	参 3. 9		6. 6 6. 8	6.15	6.15 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	6.19 承認	外交防衛 4.24 承認	4.25 承認	11.26 条17号
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付）	参 3. 9		6. 6 6. 8	6.15	6.15 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	6.19 承認	外交防衛 4.24 承認	4.25 承認	
2006年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付）	参 3. 9		6. 6 6. 8	6.15	6.15 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	6.19 承認	外交防衛 4.24 承認	4.25 承認	
新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第17号）	4.20		5. 8 5. 9	5.11	5.16 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	5.17 承認	外交防衛 6.12 承認	6.13 承認	8.31 条9号
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）	4.20		5. 8 5. 9	5.11	5.16 承認（多） （賛-自民・民主・公明・社民） （反-共産）	5.17 承認	外交防衛 6.12 承認	6.13 承認	8.14 条8号
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第19号）	4.20		5. 8 5. 9	5.11	5.16 承認（多） （賛-自民・民主・公明・社民） （反-共産）	5.17 承認	外交防衛 6.12 承認	6.13 承認	10.12 条14号

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	19. 2. 9		3. 9 3.14	3.16	3.16 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民） （附）	3.20 可決	外交防衛 3.29 可決 （附）	3.29 可決	3.31 法12号
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（内閣提出第48号）	2.27	3.20	3.20 3.23	3.28	3.28 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民） （附）	3.29 可決	外交防衛 4.26 可決	4.27 可決	5.11 法37号

（3）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 北朝鮮における核問題及び日本人拉致問題
- 日中関係（東シナ海ガス田開発問題、歴史認識問題）
- 在日米軍再編問題及び在日米軍基地問題
- イラク情勢
- 地球温暖化対策への我が国の取組
- 東アジア共同体構想
- クラスター爆弾の使用規制に対する我が国の方針
- 政府開発援助（ＯＤＡ）有効活用の在り方

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 6.15	独立行政法人国際協力機構理事	黒木　雅文君	適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約）（参議院送付） 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約）（参議院送付） 2006年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（条約）（参議院送付）

【第167回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長　山口　　泰明君　自民
理　事　小野寺　五典君　自民
理　事　三原　　朝彦君　自民
理　事　山中　　燁子君　自民
理　事　山口　　壯君　民主
愛知　　和男君　自民
猪口　　邦子君　自民
小野　　次郎君　自民
高村　　正彦君　自民
新藤　　義孝君　自民
松島　みどり君　自民
山内　　康一君　自民
田中　眞紀子君　民主
前原　　誠司君　民主
東　　順治君　公明
照屋　　寛徳君　社民

理　事　嘉数　　知賢君　自民
理　事　やまぎわ大志郎君　自民
理　事　長島　　昭久君　民主
理　事　丸谷　　佳織君　公明
伊藤　　公介君　自民
宇野　　治君　自民
河野　　太郎君　自民
篠田　　陽介君　自民
鈴木　　馨祐君　自民
三ッ矢　憲生君　自民
笹木　　竜三君　民主
長妻　　昭君　民主
笠　　浩史君　民主
笠井　　亮君　共産

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 19. 8.22 ～ 8.24	青森県	在日米軍の訓練移転に係る米軍基地視察並びに世界遺産条約に係る自然環境保護状況等の実情調査	6人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	平沢	勝栄君	自民
理　事	河野	太郎君	自民
理　事	三ッ矢	憲生君	自民
理　事	山中	燁子君	自民
理　事	武正	公一君	民主
	愛知	和男君	自民
	猪口	邦子君	自民
	小野	次郎君	自民
	塩崎	恭久君	自民
	鈴木	馨祐君	自民
	三原	朝彦君	自民
	山内	康一君	自民
	田中	眞紀子君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主
	上田	勇君	公明
	照屋	寛徳君	社民
理　事	髙木	毅君	自民
理　事	山口	泰明君	自民
理　事	近藤	昭一君	民主
理　事	丸谷	佳織君	公明
	伊藤	信太郎君	自民
	宇野	治君	自民
	木村	隆秀君	自民
	篠田	陽介君	自民
	中山	泰秀君	自民
	御法川	信英君	自民
	篠原	孝君	民主
	野田	佳彦君	民主
	松原	仁君	民主
	笠井	亮君	共産

(2) 議案審査

付託された議案は、条約３件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第１号）

○　要旨

日本とブルネイとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、エネルギー分野における規律、ビジネス環境の整備、二国間協力等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

②　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第２号）

○　要旨

日本とインドネシアとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、エネルギー分野における規律、ビジネス環境の整備、二国間協力等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

③　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第３号）

○　要旨

日本とカンボジアとの間の投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護について定めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

条　約

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	19.12.11		20. 1.10			(1.15) (閉会中審査)			
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	19.12.11		20. 1.10			(1.15) (閉会中審査)			
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	19.12.11		20. 1.10			(1.15) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 新テロ対策特別措置法
- 北朝鮮における核問題及び日本人拉致問題
- 中国における旧日本軍遺棄化学兵器問題
- 在日米軍再編問題及び在日米軍基地問題
- 防衛省不祥事
- ベトナムにおける橋崩落事件
- アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ）
- 国連安保理改革

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19.12. 7	独立行政法人国際協力機構理事	金子　節志君	国際情勢に関する件

５　財務金融委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（40人）

委員長	伊藤　　達也君	自民	
理　事	井上　　信治君	自民	理　事　竹本　　直一君　自民
理　事	林田　　彪君	自民	理　事　宮下　　一郎君　自民
理　事	山本　　明彦君	自民	理　事　池田　　元久君　民主
理　事	古本　伸一郎君	民主	理　事　石井　　啓一君　公明
	伊藤　信太郎君	自民	石原　　宏高君　自民
	江崎　洋一郎君	自民	小川　　友一君　自民
	小野　　晋也君	自民	越智　　隆雄君　自民
	大野　　功統君	自民	亀井　善太郎君　自民
	木原　　稔君	自民	佐藤　ゆかり君　自民
	関　　芳弘君	自民	とかしきなおみ君　自民
	土井　　真樹君	自民	中根　　一幸君　自民
	萩山　　教嚴君	自民	原田　　憲治君　自民
	広津　　素子君	自民	松本　　洋平君　自民
	御法川　信英君	自民	小沢　　鋭仁君　民主
	川内　　博史君	民主	楠田　　大蔵君　民主
	鈴木　　克昌君	民主	田村　　謙治君　民主
	三谷　　光男君	民主	横光　　克彦君　民主
	吉田　　泉君	民主	谷口　　隆義君　公明
	佐々木　憲昭君	共産	野呂田　芳成君　国民
	中村　喜四郎君	無	

（2）議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案７件及び議員提出法律案２件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　特別会計に関する法律案（内閣提出第２号）

○　要旨

行政改革推進法を踏まえ、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示その他所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　特別会計統廃合の今後の検討方針
・　剰余金及び積立金の在り方
・　財務情報の開示に向けた取組

○　審査結果

可決

②　平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出第３号）

○　要旨

平成19年度の財政運営を適切に行うため、特例公債の発行に関する措置（平成19年度は特例公債20兆2,010億円の発行が予定されている）及び年金事業等の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置を定めるもの

○　審査結果

可決

③　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第４号）

○　要旨

減価償却制度の抜本的見直し、特定同族会社の留保金課税制度の見直し、住宅ローン税額控除の控除額の特例の創設、会社法における合併等対価の柔軟化に伴う適格合併等の要件の見直し及び電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度の創設等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　所得税の抜本的な見直しについての財務大臣の認識
・　バリアフリー控除の対象拡大効果
・　平成19年度税制改正に当たって政府として特に配慮する点

○　審査結果

可決

④　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

○　要旨

法令を遵守する体制を整えている輸出入者等に対する特例措置の拡充及び国際郵便物に係る輸出入通関手続の見直しを行うほか、経済連携協定を実施するための規定の整備、罰則水準の見直し、後発開発途上国に対する特別特恵関税制度の拡充及び暫定税率の適用期限の延長等を行うもの

○　主な質疑内容

・　税関・民間共同のセキュリティ強化と物流円滑化の両立策（Ｃ－ＴＰＡＴ）
・　今後のＥＰＡ（経済連携協定）に係る国会審議の在り方
・　知的財産侵害物品の主要品目・国別内訳及び税関における対抗措置

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　株式会社日本政策投資銀行法案（内閣提出第35号）

○　要旨

行政改革推進法に基づき、日本政策投資銀行を完全民営化するとともに、その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持するため、日本政策投資銀行を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの

○　主な質疑内容

・　民営化の意義
・　政府保有株式の処分方法

・　完全民営化後のビジネスモデルの在り方

○　**視察**

○　**審査結果**

可決

⑥　公認会計士法等の一部を改正する法律案（内閣提出第76号）

○　**要旨**

監査業務の複雑化・高度化や公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、監査法人の業務の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーを強化するとともに、監査人の独立性を確保し、その地位を強化するほか、監査法人等に対する監督や監査法人等の責任の在り方を見直すもの

○　**主な質疑内容**

・　監査人の独立性と地位の強化の在り方

・　監査法人に対する刑事罰導入の是非

・　公認会計士・監査審査会の在り方

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑦　電子記録債権法案（内閣提出第85号）

○　**要旨**

電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設するもの

○　**主な質疑内容**

・　電子記録債権制度の意義

・　消費者保護の在り方

・　電子債権記録機関の信頼性確保の方策

○　**法務委員会との連合審査会**

○　**審査結果**

可決

⑧　平成18年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第２号）

○　**要旨**

米の生産調整の実施に伴い、平成18年度に地域水田農業推進協議会から農業者等に交付される水田農業構造改革交付金等に係る所得税及び法人税について、軽減措置を講ずるもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

⑨　保険業法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外４名提出、衆法第42号）

○　要旨

構成員の福祉の増進を図ることを目的とし、かつ、営利を目的としない法人が、その構成員又はその親族を相手方として行う少額で短期の保険のみの引受けを行う事業であって、構成員による監督が十分に行われること等の基準に適合するとの認定を受けたものについては、保険業としないこととするもの

○　審査結果

審査未了

⑩　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（中野正志君外４名提出、衆法第45号）

○　要旨

預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
特別会計に関する法律案（内閣提出第2号）	19. 1.25	2.22	2.22 2.27	2.28 3. 2	3. 2 可決（多） （賛-自民・公明・中村喜四郎君） （反-国民）	3. 6 可決	財政金融 3.23 可決 （附）	3.26 可決	3.31 法23号
平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出第3号）	1.25	2.20	2.20 2.27	2.28 3. 2	3. 2 可決（多） （賛-自民・公明・中村喜四郎君） （反-国民）	3. 6 可決	財政金融 3.22 可決	3.23 可決	3.31 法25号
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	2. 2	2.20	2.20 2.27	2.28 3. 2	3. 2 可決（多） （賛-自民・公明・中村喜四郎君） （反-国民）	3. 6 可決	財政金融 3.22 可決 （附）	3.23 可決	3.30 法6号

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	19. 2. 6		3.15 3.20	3.23	3.23 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民・中村喜四郎君） （反-共産） （附）	3.23 可決	財政金融 3.29 可決 （附）	3.29 可決	3.31 法20号
株式会社日本政策投資銀行法案（内閣提出第35号）	2.13		4.25 4.27	5. 8 5. 9 5.22 5.23	5.23 可決（多） （賛-自民・公明・中村喜四郎君） （反-民主・共産・国民）	5.24 可決	財政金融 6. 5 可決 （附）	6. 6 可決	6.13 法85号
公認会計士法等の一部を改正する法律案（内閣提出第76号）	3.13		5.24 5.25	6. 6 6. 8	6. 8 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・国民） （欠-中村喜四郎君） （附）	6. 8 可決	財政金融 6.15 可決 （附）	6.20 可決	6.27 法99号
電子記録債権法案（内閣提出第85号）	3.14		6. 7 6.13	6.15（連） 6.15	6.15 可決（多） （賛-自民・公明） （欠-国民・中村喜四郎君）	6.15 可決	財政金融 6.19 可決 （附）	6.20 可決	6.27 法102号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
平成18年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第2号）	19. 2. 8				2. 8 成案・提出決定（全） （賛-自民・民主・公明・共産・国民・中村喜四郎君）	2. 9 可決	財政金融 2.13 可決	2.14 可決	2.16 法2号
保険業法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、衆法第42号）	6. 5		7. 3		（審査未了）				
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（中野正志君外4名提出、衆法第45号）	6. 7		7. 3			（7. 5） （閉会中審査）			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 国有財産処分の在り方
- 地方行財政改革の取組及び地方交付税制度の在り方
- 税源移譲に伴う税負担の変化
- 所得及び資産に対する課税の在り方
- ふるさと納税構想の内容及び効果
- 金融庁所管の審議会委員の勤務問題
- 金利引上げによる家計及び国家財政への影響
- 多重債務者対策における国及び地方自治体の役割
- 保険金不払問題とその対応
- 自主的な共済事業に対する保険業法適用除外の必要性

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
内閣委員会、財務金融委員会連合審査会	平成 19. 4.18	株式会社日本政策金融公庫法案（内閣提出） 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
財務金融委員会、法務委員会連合審査会	6.15	電子記録債権法案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 2.28	日本銀行総裁	福井　俊彦君	平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出） 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 特別会計に関する法律案（内閣提出）
4.11	日本銀行理事	稲葉　延雄君	財政及び金融に関する件
4.17	日本銀行総裁	福井　俊彦君	金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行副総裁	岩田　一政君	
	日本銀行審議委員	亀崎　英敏君	
	日本銀行審議委員	中村　清次君	
	日本銀行理事	稲葉　延雄君	
	日本銀行理事	山口　廣秀君	
	日本銀行理事	水野　　創君	

19. 5.18	社団法人生命保険協会会長	斎藤　勝利君	金融に関する件
	社団法人日本損害保険協会会長	石原　邦夫君	
5.22	独立行政法人都市再生機構理事	松野　　仁君	株式会社日本政策投資銀行法案（内閣提出）
6. 5	独立行政法人都市再生機構理事	松野　　仁君	財政及び金融に関する件
6. 6	日本公認会計士協会会長	藤沼　亜起君	公認会計士法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	社団法人日本監査役協会会長	笹尾　慶蔵君	
6.13	日本銀行企画局長	雨宮　正佳君	財政及び金融に関する件
	預金保険機構理事長	永田　俊一君	

（6）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19. 5.18	東京都（豊島区）	金融に関する実情調査	16人
5.22	東京都（千代田区）	株式会社日本政策投資銀行法案（内閣提出）の審査に資するため	15人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	伊藤　　達也君	自民	
理　事	井上　　信治君	自民	
理　事	林田　　彪君	自民	
理　事	山本　　明彦君	自民	
理　事	古本　伸一郎君	民主	
	伊藤　信太郎君	自民	
	江崎　洋一郎君	自民	
	小野　　晋也君	自民	
	大野　　功統君	自民	
	木原　　稔君	自民	
	関　　芳弘君	自民	
	土井　　真樹君	自民	
	萩山　　教嚴君	自民	
	広津　　素子君	自民	
	御法川　信英君	自民	
	川内　　博史君	民主	
	鈴木　　克昌君	民主	
	三谷　　光男君	民主	
	吉田　　泉君	民主	
	佐々木　憲昭君	共産	
	中村　喜四郎君	無	
理　事	竹本　　直一君	自民	
理　事	宮下　　一郎君	自民	
理　事	池田　　元久君	民主	
理　事	石井　　啓一君	公明	
	石原　　宏高君	自民	
	小川　　友一君	自民	
	越智　　隆雄君	自民	
	亀井　善太郎君	自民	
	佐藤　ゆかり君	自民	
	とかしきなおみ君	自民	
	中根　　一幸君	自民	
	原田　　憲治君	自民	
	松本　　洋平君	自民	
	小沢　　鋭仁君	民主	
	楠田　　大蔵君	民主	
	田村　　謙治君	民主	
	横光　　克彦君	民主	
	谷口　　隆義君	公明	
	野呂田　芳成君	国民	

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（葉梨康弘君外４名提出、第166回国会衆法第45号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（葉梨康弘君外4名提出、第166回国会衆法第45号）	(19. 6. 7)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

（3）議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国における財政金融経済事情等調査議員団	(閉会中) 平成19. 9. 1 ～ 9. 8	イギリス、アイスランド、デンマーク	欧州各国における財政金融経済事情等調査	４人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	原田　義昭君	自民					
理　事	大野　功統君	自民		理　事	奥野　信亮君	自民
理　事	後藤田　正純君	自民		理　事	田中　和徳君	自民
理　事	野田　聖子君	自民		理　事	中川　正春君	民主
理　事	松野　頼久君	民主		理　事	石井　啓一君	公明
	石原　宏高君	自民			小川　友一君	自民
	越智　隆雄君	自民			木原　稔君	自民
	佐藤　ゆかり君	自民			鈴木　馨祐君	自民
	関　芳弘君	自民			谷本　龍哉君	自民
	とかしきなおみ君	自民			土井　真樹君	自民
	中根　一幸君	自民			萩山　教嚴君	自民
	林田　彪君	自民			原田　憲治君	自民
	広津　素子君	自民			松本　洋平君	自民
	宮下　一郎君	自民			盛山　正仁君	自民
	山本　有二君	自民			池田　元久君	民主
	小沢　鋭仁君	民主			大畠　章宏君	民主
	階　猛君	民主			下条　みつ君	民主
	鈴木　克昌君	民主			平岡　秀夫君	民主
	古本　伸一郎君	民主			大口　善徳君	公明
	佐々木　憲昭君	共産			野呂田　芳成君	国民
	中村　喜四郎君	無				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、議員提出法律案２件（うち継続審査１件)、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（葉梨康弘君外４名提出、第166回国会衆法第45号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　主な質疑内容

- 公告手続の概要及び趣旨
- 金融機関が二重払分の補填を預金保険機構に請求する際の立証責任
- 政府による制度の周知等に係る責務規定の必要性

○　審査結果

撤回許可

②　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（大畠章宏君外２名提出、衆法第11号）

○　要旨

預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払手続等を定めるもの

○　主な質疑内容

・　公告手続一元化の理由
・　金融機関が二重払分の補填を預金保険機構に請求する際の立証責任
・　政府による制度の周知等に係る責務規定の必要性

○　審査結果

撤回許可

③　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第13号）

○　要旨

預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めるもの

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（葉梨康弘君外4名提出、第166回国会衆法第45号）	(19. 6. 7)		9.10 12. 4	12. 4	(12. 5) （撤回許可）				
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（大畠章宏君外2名提出、衆法第11号）	11.29		11.30 12. 4	12. 4	(12. 5) （撤回許可）				
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第13号）	12. 5				12. 5 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・中村喜四郎君) (欠-国民)	12.11 可決	財政金融 12.13 可決	12.14 可決	12.21 法133号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 租税特別措置の増減収額及び政策効果
- 証券優遇税制の効果及び適用期限延長の是非
- 事業承継税制拡充の必要性
- 道路特定財源に対する政府の見解
- プライマリーバランス黒字化目標達成への取組
- サブプライムローン問題が我が国の金融システムに与える影響
- 日銀の経済・物価情勢の見通しの妥当性
- 足利銀行の受皿選定作業状況
- 生損保の保険金不払の原因及び発生防止の取組
- ジェームズ・アワー氏を囲む会合への額賀議員の出席をめぐる事実関係

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19.10.23	日本銀行理事	稲葉　延雄君	財政及び金融に関する件
10.24	日本銀行理事	稲葉　延雄君	
11. 2	日本銀行総裁	福井　俊彦君	金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行副総裁	岩田　一政君	
	日本銀行理事	稲葉　延雄君	
	日本銀行理事	山口　廣秀君	
	日本銀行理事	水野　　創君	
11. 7	日本銀行理事	稲葉　延雄君	財政及び金融に関する件
12.12	社団法人生命保険協会会長	岡本　圀衞君	金融に関する件
	社団法人日本損害保険協会会長	江頭　敏明君	
20. 1.11	日本銀行総裁	福井　俊彦君	金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行副総裁	武藤　敏郎君	
	日本銀行理事	稲葉　延雄君	
	日本銀行理事	山口　廣秀君	
	日本銀行理事	水野　　創君	

６　文部科学委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（40人）

委員長	桝屋　敬悟君	公明	
理　事	鈴木　恒夫君	自民	理　事　田野瀬良太郎君　自民
理　事	西村　明宏君	自民	理　事　平田　耕一君　自民
理　事	松浪　健四郎君	自民	理　事　藤村　修君　民主
理　事	笠　浩史君	民主	理　事　伊藤　渉君　公明
	阿部　俊子君	自民	秋葉　賢也君　自民
	井脇　ノブ子君	自民	飯島　夕雁君　自民
	江﨑　鐵磨君	自民	小川　友一君　自民
	小渕　優子君	自民	加藤　紘一君　自民
	小島　敏男君	自民	佐藤　錬君　自民
	柴山　昌彦君	自民	鈴木　俊一君　自民
	西本　勝子君	自民	馳　浩君　自民
	平口　洋君	自民	福田　峰之君　自民
	藤田　幹雄君	自民	二田　孝治君　自民
	馬渡　龍治君	自民	山本ともひろ君　自民
	奥村　展三君	民主	田島　一成君　民主
	高井　美穂君	民主	野田　佳彦君　民主
	牧　義夫君	民主	松本　大輔君　民主
	松本　剛明君	民主	横山　北斗君　民主
	西　博義君	公明	石井　郁子君　共産
	保坂　展人君	社民	

（2）議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案５件及び議員提出法律案２件（うち継続審査１件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）

○　要旨

独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人文化財研究所を解散し、その業務を独立行政法人国立博物館に承継させるとともに、その名称を独立行政法人国立文化財機構に改称する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　統合の理由及び統合により期待される効果
・　独立行政法人国立文化財機構の業務を国が直接行う必要性についての文部科学大臣の見解
・　収益的な事業にのみ重点が置かれる可能性への危惧

○　審査結果

可決

② 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）

○ 要旨

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して、必要な措置をとることを求めることができることとする等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

・ イーター計画における我が国の経費負担額及び今後の予算措置の見込み
・ 核融合エネルギーの実用化の目処
・ 独立行政法人日本原子力研究開発機構に主務大臣の求めに対する応諾義務が課されたことにより研究者の自主性が損なわれる懸念
・ イーター本体及び我が国に建設される材料照射施設等について、事故や汚染があった場合の損害賠償責任の所在

○ 審査結果

可決

③ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案（内閣提出第50号）

○ 要旨

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約等の適確な実施を確保するため、被占領地域から流出した文化財について我が国への輸入を規制すること等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

・ 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約署名から締結の取組までに50年以上かかった理由
・ 被占領地域流出文化財の返還方策について今後も検討していく必要性
・ 第二議定書に基づいて保護される文化財の指定の手続及びユネスコにおける共通基準の策定時期

○ 審査結果

可決

④ 国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）

○ 要旨

国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、国立大学法人大阪外国語大学を国立大学法人大阪大学に統合するもの

○ 主な質疑内容

・ 国立大学法人大阪外国語大学の夜間主コースを廃止する理由
・ 文部科学大臣の運営費交付金についての考えに対する財務省の見解
・ 教員の研究費の実態について調査する必要性

○ 審査結果

可決

⑤ 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出第54号）

○ 要旨

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為等についての処罰規定を整備する措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　本法律案が対象とする放射性物質の量に下限値が設けられていない理由
・　テロ等があった場合の復旧の基準、実施者、費用の負担者等の復旧のための体制
・　我が国で起こる可能性があると文部科学省が想定する核テロ行為の内容

○　審査結果

可決

⑥　学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外４名提出、第165回国会衆法第２号）

○　要旨

小学校、中学校、高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童生徒等が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもって、教諭、養護教諭等と連携して、児童生徒等の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるものとするもの

○　審査結果

継続審査

⑦　公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（藤村修君外２名提出、衆法第53号）

○　要旨

地方公共団体に対して、その設置する小中学校等の校舎等に係る耐震診断の実施及びその結果等の公表等を義務付けるとともに、当該校舎等の改築又は補強の速やかな実施等について定め、当該校舎等に関する地震防災上必要な整備の促進を図るもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	19. 2. 9		3.14 3.14	3.16	3.16 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産・社民）	3.20 可決	文教科学 3.27 可決	3.28 可決	3.30 法7号

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	2.27		3.26 3.27	3.28	3.28 可決（多） （賛-自民・民主 公明・共産） （反-社民）	3.29 可決	文教科学 4.12 可決	4.13 可決	4.20 法28号
武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案（内閣提出第50号）	2.27		4. 3 4. 4	4. 6	4. 6 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	4.10 可決	文教科学 4.19 可決	4.20 可決	4.27 法32号
国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）	参 2.27		6. 5 6. 6	6. 8	6. 8 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	6.12 可決	文教科学 3.29 可決	3.29 可決	6.20 法89号
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出第54号）	3. 2		4.10 4.11	4.13	4.13 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	4.17 可決	文教科学 4.26 可決	4.27 可決	5.11 法38号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外4名提出、第165回国会衆法第2号）	(18.11.29)		19. 1.25			（7. 5） （閉会中審査）			
公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（藤村修君外2名提出、衆法第53号）	19. 6.22		7. 3			（7. 5） （閉会中審査）			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 学習指導要領改訂の方向性
- 教員免許更新制導入の在り方
- 学校給食費未納の保護者に対する教育委員会の取組
- 平成18年度の教科書検定において沖縄戦集団自決に関する記述について検定意見が付いた理由
- 教育再生会議第二次報告で提言された土曜日の授業実施についての文部科学省の対応方針
- 大手予備校に対する大学入学試験問題作成委託の現状
- （財）日本美術刀剣保存協会の業務改善のための文化庁の指導の在り方
- イノベーション創出の取組、特に人材育成方策に対する文部科学大臣の決意
- 高速増殖炉「もんじゅ」周辺地域の地質調査を徹底する必要性

(4) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19. 3.12	東京都（文京区、世田谷区）	文部科学行政に関する実情調査	16人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	桝屋　敬悟君	公明	
理　事	鈴木　恒夫君	自民	理　事　田野瀬良太郎君　自民
理　事	西村　明宏君	自民	理　事　平田　耕一君　自民
理　事	松浪　健四郎君	自民	理　事　藤村　修君　民主
理　事	笠　浩史君	民主	理　事　伊藤　渉君　公明
	阿部　俊子君	自民	秋葉　賢也君　自民
	井脇　ノブ子君	自民	飯島　夕雁君　自民
	江崎　鐵磨君	自民	小川　友一君　自民
	小渕　優子君	自民	加藤　紘一君　自民
	小島　敏男君	自民	佐藤　錬君　自民
	柴山　昌彦君	自民	鈴木　俊一君　自民
	西本　勝子君	自民	馳　浩君　自民
	平口　洋君	自民	福田　峰之君　自民
	藤田　幹雄君	自民	二田　孝治君　自民
	馬渡　龍治君	自民	山本ともひろ君　自民
	奥村　展三君	民主	田島　一成君　民主
	高井　美穂君	民主	野田　佳彦君　民主
	牧　義夫君	民主	松本　大輔君　民主
	松本　剛明君	民主	横山　北斗君　民主
	西　博義君	公明	石井　郁子君　共産
	保坂　展人君	社民	

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外４名提出、第165回国会衆法第２号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（藤村修君外２名提出、第166回国会衆法第53号）

○　要旨

（第 166 回国会参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外4名提出、第165回国会衆法第2号）	(18.11.29)		19. 8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（藤村修君外2名提出、第166回国会衆法第53号）	(19. 6.22)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

（3）議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院南米各国における教育及び文化芸術に関する調査議員団	(閉会中) 平成19. 8.16 ～ 8.27	エクアドル、ペルー、ブラジル	エクアドル、ペルー及びブラジルにおける教育及び文化芸術に関する調査	５人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	佐藤	茂樹君	公明
理　事	伊藤	信太郎君	自民
理　事	塩谷	立君	自民
理　事	渡辺	具能君	自民
理　事	牧	義夫君	民主
	阿部	俊子君	自民
	飯島	夕雁君	自民
	小渕	優子君	自民
	加藤	紘一君	自民
	佐藤	錬君	自民
	中森	ふくよ君	自民
	平口	洋君	自民
	藤田	幹雄君	自民
	保坂	武君	自民
	松野	博一君	自民
	楠田	大蔵君	民主
	高井	美穂君	民主
	藤村	修君	民主
	山口	壮君	民主
	西	博義君	公明
	保坂	展人君	社民
理　事	江崎	鐵磨君	自民
理　事	鈴木	淳司君	自民
理　事	小宮山	洋子君	民主
理　事	富田	茂之君	公明
	井脇	ノブ子君	自民
	小川	友一君	自民
	岡下	信子君	自民
	近藤	基彦君	自民
	鈴木	恒夫君	自民
	原田	令嗣君	自民
	福田	峰之君	自民
	二田	孝治君	自民
	馬渡	龍治君	自民
	山本ともひろ君		自民
	田島	一成君	民主
	土肥	隆一君	民主
	松本	大輔君	民主
	笠	浩史君	民主
	石井	郁子君	共産

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案３件（うち継続審査２件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外４名提出、第165回国会衆法第２号）

○　要旨

（第 166 回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（藤村修君外２名提出、第166回国会衆法第53号）

○　要旨

（第 166 回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案（牧義夫君外３名提出、衆法第10号）

○　要旨

学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校の教育職員について、その十分な人数の配置を確保するために必要な措置を講じるとともに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律について、公立学校の教職員数の純減を定めた規定の削除等を行うもの

○　審査結果

審査未了

《議案審査一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外4名提出、第165回国会衆法第2号）	(18.11.29)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（藤村修君外2名提出、第166回国会衆法第53号）	(19. 6.22)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案（牧義夫君外3名提出、衆法第10号）	19.11.29		20. 1.10		（審査未了）				

（3）国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　福田内閣における教育再生会議の位置付け

・　平成20年度概算要求に盛り込まれた教職員定数改善の実現に向けた文部科学大臣の決意

・　学習指導要領改訂の方向性についての文部科学大臣の見解
・　全国学力・学習状況調査の調査結果の公表の在り方
・　平成20年度から使用される高等学校の日本史教科書における教科書検定の公正・中立性についての文部科学大臣の見解
・　ＰＩＳＡ（ＯＥＣＤ生徒の学習到達度調査）2006年調査の結果に対する文部科学大臣の所見及び学力向上に向けた今後の対応策
・　前文部科学事務次官の山形大学の学長就任についての文部科学大臣の見解
・　独立行政法人整理合理化計画の中で、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業の民営化が検討されていることについての文部科学大臣の見解
・　累積損失が解消されない独立行政法人科学技術振興機構の業務の抜本的改革を行う必要性
・　世界トップレベル研究拠点プログラムについて、プログラム期間経過後も研究を継続させる必要性

（4）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19.11.28	東京都（北区）	文化、スポーツ振興及び青少年に関する実情調査	10人

7　厚生労働委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	櫻田　　義孝君	自民	
理　事	伊藤　信太郎君	自民	理　事　鴨下　　一郎君　自民
理　事	谷畑　　孝君	自民	理　事　宮澤　　洋一君　自民
理　事	吉野　　正芳君	自民	理　事　三井　　辨雄君　民主
理　事	山井　　和則君	民主	理　事　福島　　豊君　公明
	新井　　悦二君	自民	井上　　信治君　自民
	石崎　　岳君	自民	加藤　　勝信君　自民
	川条　　志嘉君	自民	木原　　誠二君　自民
	木村　　義雄君	自民	岸田　　文雄君　自民
	清水　鴻一郎君	自民	菅原　　一秀君　自民
	杉村　　太蔵君	自民	髙鳥　　修一君　自民
	戸井田とおる君	自民	冨岡　　勉君　自民
	長崎　幸太郎君	自民	西川　　京子君　自民
	林　　潤君	自民	原田　　令嗣君　自民
	福岡　　資麿君	自民	松野　　博一君　自民
	松本　　純君	自民	松本　　洋平君　自民
	大島　　敦君	民主	岡本　　充功君　民主
	菊田　真紀子君	民主	郡　　和子君　民主
	園田　　康博君	民主	田名部　匡代君　民主
	筒井　　信隆君	民主	細川　　律夫君　民主
	柚木　　道義君	民主	坂口　　力君　公明
	古屋　　範子君	公明	高橋　千鶴子君　共産
	阿部　　知子君	社民	糸川　　正晃君　国民

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案15件、議員提出法律案13件（うち継続審査２件）、参議院提出法律案１件及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）

○　要旨

雇用保険制度について、失業等給付の国庫負担を当分の間引き下げ、雇用福祉事業を廃止するとともに、育児休業給付の給付率を暫定的に引き上げ、労災保険制度について、労働福祉事業のうち労働条件確保事業を廃止し、船員保険制度について、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分を各々の制度に統合するもの

○　主な質疑内容

・　失業等給付に係る国庫負担割合の引下げ幅を45％とした根拠及び引下げによる財政効果

・　特例一時金制度創設以来の課題である通年雇用化に対するこれまでの取組状況及びその評価
・　育児休業給付の給付率引上げを平成21年度までの暫定措置とした理由

○　**審査結果**

可決

②　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）

○　**要旨**

平成19年度以降の基礎年金の国庫負担割合を、３分の１に1,000分の25を加えた割合から、３分の１に1,000分の32を加えた割合に引き上げるもの

○　**主な質疑内容**

・　基礎年金の国庫負担割合２分の１への引上げ年度の決定時期、決定手続及び決定者
・　国庫負担割合引上げの財源に係る税制の抜本改革の期限

○　**審査結果**

可決

③　児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）

○　**要旨**

子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から、３歳未満の児童手当の額を、第１子、第２子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月１万円とするもの

○　**主な質疑内容**

・　乳幼児加算を３歳未満の第１子及び第２子に限定した理由
・　児童手当の支給対象年齢の更なる引上げの必要性
・　児童手当等を含めた少子化対策における経済的支援の将来ビジョン

○　**審査結果**

可決

④　雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）

○　**要旨**

事業主に対して青少年の雇用機会の確保に関する努力義務を課すとともに、募集・採用に係る年齢制限の禁止及び外国人の雇用状況の届出を義務付けるもの

○　**主な質疑内容**

・　事業主の努力義務とされる青少年の募集・採用方法の改善についての具体的な措置内容
・　省令で規定される年齢制限禁止の除外事由の具体的内容
・　外国人雇用状況の届出制度の導入目的に外国人の在留管理等が含まれる疑念に対する厚生労働大臣の見解

○　**審査結果**

可決

⑤　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）

○　**要旨**

短時間労働者を雇用する事業主に対し、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に

対する差別的取扱いを禁止するとともに、通常の労働者への転換の推進のための措置等を義務付けるもの

○　主な質疑内容

・　通常の労働者と同視すべき短時間労働者の客観的判断基準及びすべての要件を満たす短時間労働者の有無

・　同一価値労働同一賃金の原則をパートタイム労働法に明記する必要性

・　パートタイム労働法の対象外となる疑似パートに対しても均衡処遇に向けて取り組む必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決

⑥　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）

○　要旨

戦没者遺族等に対する遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る規定を整備するもの

○　主な質疑内容

・　特別弔慰金の給付事務を迅速化する必要性

・　中国残留孤児の尊厳が守られるような新たな支援策を策定する必要性

・　政府を挙げて戦没者の遺骨収集に取り組む必要性

○　審査結果

可決

⑦　日本年金機構法案（内閣提出第78号）

○　要旨

公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、新たに年金事業の運営業務を行う非公務員型の公法人として日本年金機構を設立するほか、厚生労働大臣の運営責任等の規定を整備するもの

○　主な質疑内容

・　機構を非公務員型の組織とする理由

・　機構自ら行う業務と外部委託する業務の振り分け等を検討する第三者機関の役割の重要性

・　機構の業務に対する政府の管理監督責任を担保する方法

・　基礎年金番号に統合されていない年金記録の解消に向けて積極的に取り組む必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決

⑧　国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）

○　要旨

被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を廃止するとともに、年金事務費に保険料財源を充当できることとするもの

○　**主な質疑内容**

・　国民健康保険の短期被保険者証の法定化により収納対策が一層強化され低所得者の受診機会が失われる懸念

・　社会保険料の滞納処分を受けた場合に登録等を認めないこととする職種に他の国家資格を除外して社会保険労務士を対象とした理由

・　保険医療機関等が保険料を長期に滞納した場合に事業者の指定等を認めない仕組みのねらい

・　年金事務費への保険料充当を恒久化する理由

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決

⑨　労働契約法案（内閣提出第80号）

○　**要旨**

個別労働関係紛争の増加等に対応するため、労働契約は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、合意により成立し、又は変更されるという原則、労働契約と就業規則との関係等の労働契約に関する基本的なルールを定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　経済的従属関係にある者を本法律案の適用対象として保護する必要性

・　就業規則による労働契約の内容の不利益変更と労働契約の労使合意の原則との整合性

・　有期労働契約における契約期間の設定理由の明示を義務付ける必要性

○　**審査結果**

継続審査

⑩　労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）

○　**要旨**

１か月80時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率を２割５分から５割に引き上げるとともに、現在、原則として日単位で取得することとされている年次有給休暇について、労使協定により、５日分は時間単位での取得を可能とするもの

○　**主な質疑内容**

・　時間外労働の法定割増賃金率の引上げによる長時間労働の抑制効果

・　中小企業の長時間労働を抑制する必要性及びそのための政府の支援策

・　年次有給休暇の時間単位での取得により期待される効果

○　**審査結果**

継続審査

⑪　最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出第82号）

○　**要旨**

地域別最低賃金について、全国各地域ごとに決定を義務付け、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化するとともに、その不払に係る罰金額を引き上げるほか、産業別最低賃金について、最低賃金法の罰則の適用がない民事的なルールに改めるもの

○　主な質疑内容

・　最低賃金の水準が生活保護の水準を下回っている都道府県の地域別最低賃金を引き上げる必要性

・　諸外国と比べて低いとの指摘がある日本の最低賃金の水準についての厚生労働省の見解

・　最低賃金を引き上げるに当たって地域の経済力や中小企業への影響に配慮する必要性

○　審査結果

継続審査

⑫　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第86号）（参議院送付）

○　要旨

社会保障協定の締結促進を図るため、各国ごとに締結した社会保障協定の実施に関する諸法律を統合し、公的年金各法等について必要な特例を一般的に定めるもの

○　主な質疑内容

・　８か国との間で社会保障協定が締結されている中で本法律が制定されることの意義

・　アジア諸国における社会保障制度の整備が進んだ場合の社会保障協定締結の見通し

・　欧米諸国と比べて取組が遅れている社会保障協定の締結促進に向けた厚生労働大臣の決意

○　審査結果

可決

⑬　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（内閣提出第87号）（参議院送付）

○　要旨

社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの定義・義務及び資格の取得方法並びに身体障害者福祉司等の任用の資格の見直しを行うもの

○　審査結果

継続審査

⑭　消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第88号）（参議院送付）

○　要旨

消費生活協同組合の行う共済事業の健全性を確保するため、最低出資金の基準の設定、健全性に関する基準の設定、業務・財務に関する情報開示の義務付け等により、契約者保護を図るほか、経営・責任体制の強化等を図るための見直しを行うもの

○　主な質疑内容

・　生協がこれまで果たしてきた社会的役割に対する評価

・　今回の改正により生協の自主性・独立性が損なわれないように厚生労働省が取り組む必要性

・　生協の共済事業を保険業と横並びに規制することの妥当性

○　審査結果

可決

⑮　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第95号）

○　要旨

公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずるほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大等の措置を講ずるもの

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

⑯　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外５名提出、第164回国会衆法第14号）

○　要旨

本人の意思が不明の場合であり、家族の書面による承諾がある場合を新たに、臓器の移植を行うことができるようにするとともに、親族に対する臓器の優先提供を認めるもの

○　審査結果

継続審査

⑰　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外３名提出、第164回国会衆法第15号）

○　要旨

運用で15歳以上の者となっている臓器提供に関する意思表示の年齢要件について、12歳以上の者の臓器提供に関する意思表示を有効なものとして取り扱うよう法律に明記するとともに、親族に対する臓器の優先提供を認めるもの

○　審査結果

継続審査

⑱　障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(園田康博君外６名提出、衆法第１号)

○　要旨

障害者等が障害福祉サービス等を受けたときに要する費用に係る自己負担の額について、その経済的負担の軽減を図るため、当分の間、現行の１割負担を凍結し、障害者等の負担能力に応じたものとするもの

○　審査結果

継続審査

⑲　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（西村智奈美君外２名提出、衆法第９号）

○　要旨

短時間労働者を雇用する事業主に対し、短時間労働者であることを理由とする通常の労働者との差別的取扱いを禁止するとともに、通常の労働者を募集又は採用する際に短時間労働者に応募の機会を優先的に与えること等を義務付けるもの

○　主な質疑内容

・　「同一価値労働同一賃金」及び「通常の労働者との均等待遇」の内容

・　異なる業務間での「同一価値労働」の決定方法及びその実現性
・　通常の労働者と均等な待遇を確保される短時間労働者の範囲及び差別的と判断される待遇の具体的内容

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

審査未了

⑳　雇用基本法案（大島敦君外２名提出、衆法第13号）

○　**要旨**

若年者、女性等への就業支援、地域雇用開発及び職業能力開発の促進、外国人の労働環境の整備等の雇用に関する施策の基本事項を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　有期雇用労働者の雇用の安定を図るために国が取るべき施策の具体的内容
・　外国人労働者の雇用対策についての内閣提出案との相違点
・　若年者への就労支援として国が取るべき施策の具体的内容及び将来の課題

○　**審査結果**

否決

㉑　労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（加藤公一君外２名提出、衆法第14号）

○　**要旨**

事業主に対して募集・採用に係る年齢制限の禁止を義務付けるとともに、厚生労働大臣は、違反事業主に対して勧告を行い、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるとするもの

○　**主な質疑内容**

・　新規学卒者のみを対象とする募集・採用を行うことは年齢差別として禁止されることの確認
・　年齢制限禁止の除外事由を法律で規定することにより変化する雇用情勢に柔軟に対応できなくなる懸念

○　**審査結果**

審査未了

㉒　若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案（山井和則君外２名提出、衆法第15号）

○　**要旨**

若年者等職業カウンセラーは、若年者等の相談を受けて、個別就業支援計画を作成し、職業指導を行うとともに、国は、職業指導を受ける若年者等に対して手当を支給するもの

○　**主な質疑内容**

・　若年者等職業カウンセラーの概要及び配置が予定される人数

○　**内閣の意見の聴取**

○　**審査結果**

否決

㉓　歳入庁設置法案（山井和則君外５名提出、衆法第23号）

○　要旨

国の歳入に係る業務及び年金の支給に係る業務等の適正かつ効率的な運営を図り、国民の信頼を確保するため、社会保険庁を廃止して、国税庁と統合し、新たに内閣府の外局として歳入庁を設置するもの

○　主な質疑内容

・　歳入庁の設置により保険料の納付率向上や徴収業務の効率化が図られるとする根拠
・　歳入庁設置による経費削減効果
・　職員の身分が公務員のままとなることの妥当性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

審査未了

㉔　国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案（山井和則君外５名提出、衆法第24号）

○　要旨

年金事業の適切な財政運営に資するため、年金保険料を年金給付以外の支出に充てられないよう、福祉施設規定を削除するもの

○　主な質疑内容

・　年金給付以外への年金保険料流用を防止する必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

審査未了

㉕　公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案（山井和則君外５名提出、衆法第25号）

○　要旨

公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、社会保険庁による年金個人情報の管理の実態、すべての年金個人情報が事実と合致しているかどうかに関する調査等を適切に実施するもの

○　主な質疑内容

・　年金記録に係る被害者の救済に向けて社会保険庁が積極的に取り組む必要性
・　社会保険庁から日本年金機構への移行により基礎年金番号に未統合の記録の調査等の作業が中断される懸念
・　年金記録問題の実態調査を行う必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

審査未了

㉖　最低賃金法の一部を改正する法律案（細川律夫君外２名提出、衆法第34号）

○　要旨

全国最低賃金制度を創設するとともに、全国最低賃金を超える額で地域最低賃金を決定することができるようにするほか、当該最低賃金は、労働者とその家族の生計費を基本とするよう最低賃金の決定基準の見直しを行うもの

○　審査結果
継続審査

㉗　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（石崎岳君外４名提出、衆法第37号）

○　要旨
年金記録の訂正に伴う増額分の年金のうち時効消滅した年金額について、時効の特例を設けて支給することとするとともに、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定等を定めるもの

○　主な質疑内容
・　対象者からの申請を待つのでなく社会保険庁が通知を行う必要性
・　年金記録が訂正されない限り特例措置の対象とされないことの妥当性
・　領収書等が無く年金記録の訂正が見込まれない者の救済に向けて保険料納付の有無の立証責任は社会保険庁が負う必要性

○　内閣の意見の聴取

○　審査結果
可決

㉘　老人福祉法の一部を改正する法律案（宮路和明君外３名提出、衆法第54号）

○　要旨
公的医療機関を設置している厚生農業協同組合連合会について特別養護老人ホームの設置を認めることとするもの

○　審査結果
継続審査

㉙　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案（参議院提出、参法第３号）

○　要旨
医師が直ちに搭乗できる場所に配備されている救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るため、国及び都道府県が整備目標を定めるものとすること等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容
・　ドクターヘリの全国的配備に向けて地方自治体への財政支援に国が積極的に取り組む必要性
・　非営利法人による助成金交付事業の対象となる医療施設の選定基準についての法案提出者の考え
・　ドクターヘリの全国的配備に必要な医師の質及び量の確保に向けた政府の具体的な取組方策

○　審査結果
可決

㉚　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第164回国会承認第３号）

○　要旨

越谷市、市川市及び青梅市に社会保険事務所を設置することについて国会の承認を求めるもの

○　**審査結果**

承認

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	19. 2. 9	3. 8	3. 8 3. 9	3.14 3.16	3.16 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民）	3.20 可決 4.19 回付同意	厚生労働 4.10 修正 （附）	4.11 修正	4.23 法30号
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	2. 9		3.15 3.16	3.23	3.23 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民）	3.27 可決	厚生労働 3.29 可決	3.29 可決	3.31 法27号
児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	2. 9	3.15	3.15 3.16	3.20	3.20 可決（多） （賛-自民・公明・共産・社民・国民） （反-民主）	3.20 可決	厚生労働 3.27 可決 （附）	3.28 可決	3.31 法26号
雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	2.13	4.12	4.12 4.13	4.18 4.20 4.25	4.25 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民）	4.26 可決	厚生労働 5.31 可決 （附）	6. 1 可決	6. 8 法79号
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	2.13	4. 3	4. 3 4. 3	4. 4 4.10 4.11 4.13	4.18 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民）	4.19 可決	厚生労働 5.24 可決 （附）	5.25 可決	6. 1 法72号
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	2.13		3.22 3.23	3.28	3.28 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民） （欠-国民）	3.29 可決	厚生労働 4.12 可決	4.13 可決	4.20 法29号

日本年金機構法案（内閣提出第78号）	19. 3.13	5. 8	5. 8 5. 9	5. 9 5.11 5.16 5.18 5.22 5.23 5.25	5.25 可決（多） （賛-自民・公明）	6. 1 可決	厚生労働 6.28 可決	6.30 可決	7. 6 法109号
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）	3.13	5. 8	5. 8 5. 9	5. 9 5.11 5.16 5.18 5.22 5.23 5.25	5.25 可決（多） （賛-自民・公明）	6. 1 可決	厚生労働 6.28 可決	6.30 可決	7. 6 法110号
労働契約法案（内閣提出第80号）	3.13	5.24	5.24 5.25	6. 1 6. 6 6. 8 6.13 6.20		（7. 5） （閉会中審査）			
労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）	3.13	5.24	5.24 5.25	6. 1 6. 6 6. 8 6.13 6.20		（7. 5） （閉会中審査）			
最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出第82号）	3.13	5.24	5.24 5.25	6. 1 6. 6 6. 8 6.13 6.20		（7. 5） （閉会中審査）			
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第86号）（参議院送付）	参 3.14		6.12 6.13	6.13	6.15 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	6.19 可決	厚生労働 5.10 可決 （附）	5.11 可決	6.27 法104号
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（内閣提出第87号）（参議院送付）	参 3.14		6.12 6.15			（7. 5） （閉会中審査）	厚生労働 4.26 修正 （附）	4.27 修正	
消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第88号）（参議院送付）	参 3.14		4.24 4.25	4.27	4.27 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	5. 8 可決	厚生労働 4.19 可決	4.20 可決	5.16 法47号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第95号）	4.13					（7. 5）（閉会中審査）			

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）	(18. 3.31)		19. 1.25 6.20			（7. 5）（閉会中審査）			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外3名提出、第164回国会衆法第15号）	(18. 3.31)		19. 1.25 6.20			（7. 5）（閉会中審査）			
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（園田康博君外6名提出、衆法第1号）	19. 1.31		7. 3			（7. 5）（閉会中審査）			
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（西村智奈美君外2名提出、衆法第9号）	3.27	4. 3	4. 3 4. 3	4. 4 4.10 4.11 4.13	（審査未了）				
雇用基本法案（大島敦君外2名提出、衆法第13号）	4.11	4.12	4.12 4.13	4.18 4.20 4.25	4.25 否決（少） （賛-民主・共産・社民・国民） （反-自民・公明）	4.26 否決			
労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（加藤公一君外2名提出、衆法第14号）	4.11	4.12	4.12 4.13	4.18 4.20 4.25	（審査未了）				

若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案（山井和則君外2名提出、衆法第15号）	19. 4.11	4.12	4.12 4.13	4.18 4.20 4.25	4.25 否決（少） （賛-民主・共産・社民・国民） （反-自民・公明）	4.26 否決			
歳入庁設置法案（山井和則君外5名提出、衆法第23号）	5. 7	5. 8	5. 8 5. 9	5. 9 5.11 5.16 5.18 5.22 5.23 5.25	（審査未了）				
国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案（山井和則君外5名提出、衆法第24号）	5. 7	5. 8	5. 8 5. 9	5. 9 5.11 5.16 5.18 5.22 5.23 5.25	（審査未了）				
公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案（山井和則君外5名提出、衆法第25号）	5. 7	5. 8	5. 8 5. 9	5. 9 5.11 5.16 5.18 5.22 5.23 5.25	（審査未了）				
最低賃金法の一部を改正する法律案（細川律夫君外2名提出、衆法第34号）	5.23		7. 3			（7. 5） （閉会中審査）			
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（石崎岳君外4名提出、衆法第37号）	5.29		5.29 5.30	5.30	5.30 可決（多） （賛-自民・公明） （欠-国民）	6. 1 可決	厚生労働 6.28 可決	6.30 可決	7. 6 法111号
老人福祉法の一部を改正する法律案（宮路和明君外3名提出、衆法第54号）	6.29		7. 3			（7. 5） （閉会中審査）			

参　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案（参議院提出、参法第3号）	参 19. 4.26		6.12 6.13	6.15	6.15 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	6.19 可決	厚生労働 4.26 成案・提出決定	4.27 可決	6.27 法103号

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備　考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第164回国会承認第3号）	(18. 3.10)		19. 1.25 (18. 5.19)		2.21 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	2.22 承認	厚生労働 3.13 承認	3.14 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 被虐待児に対して将来の就労まで視野に入れた社会復帰のための支援を行う必要性
- 地域医療を維持するため医学部定員の増員や魅力ある病院づくりへの支援を行う必要性
- 療養病床の再編成に当たり老人保健施設における医療提供体制を充実させる必要性
- タミフル服用後の異常行動の事例報告が相次いでいた中で10代への使用中止を求める厚生労働省の決定が遅れた原因及びその責任
- Ｃ型肝炎訴訟の原告等に対する治療費助成を政治決断によって早期に講ずる必要性
- 無過失補償制度の対象を出産に伴う脳性麻痺に限定することの妥当性
- 生活資金の貸付けを受けないと保護が打ち切られる長期生活支援資金制度の生活保護世帯への導入を取りやめる必要性
- 賃金の地域間格差をはじめとする経済力による様々な分野の格差問題を解消する必要性
- 小規模作業所等の福祉施設において低賃金で働いている障害者の実態を踏まえて労働基準法違反として指導する必要性
- 時間外労働割増賃金率を時間外労働の抑制に資するような水準に引き上げる必要性

（4）小委員会・連合審査会

①　小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会	平成 19. 6.20	小委員18人	(開会するに至らず)	

②　連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
法務委員会、厚生労働委員会連合審査会	平成 19. 4.13	少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会）

（5）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 4.10	社団法人日本経済団体連合会労政第二本部本部長	松井 博志君	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案（西村智奈美君外２名提出）
	東京大学社会科学研究所教授	佐藤　博樹君	
	労働政策研究・研修機構特任研究員	今田　幸子君	
	弁護士	中野　麻美君	
	全国労働組合総連合総合労働局政策局長	井筒　百子君	
	全国一般東京労働組合執行委員	中原　純子君	
5.22	早稲田大学法学学術院教授 法学博士	佐藤　英善君	日本年金機構法案（内閣提出） 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 歳入庁設置法案（山井和則君外５名提出） 国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案（山井和則君外５名提出） 公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案（山井和則君外５名提出）
	社団法人日本経済団体連合会専務理事	紀陸　　孝君	
	社会保険労務士 ファイナンシャルプランナー	井戸　美枝君	
	弁護士	谷澤　忠彦君	
	年金実務センター代表	公文　昭夫君	
	前ＩＳＳＡ（社会保障担当官庁国際研究機構）ジュネーブ本部客員研究員 立正大学大学院教授	渡部　記安君	

【第167回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	櫻田　義孝君	自民					
理　事	伊藤　信太郎君	自民		理　事	鴨下　一郎君	自民
理　事	谷畑　孝君	自民		理　事	宮澤　洋一君	自民
理　事	吉野　正芳君	自民		理　事	三井　辨雄君	民主
理　事	山井　和則君	民主		理　事	福島　豊君	公明
	新井　悦二君	自民			井上　信治君	自民
	石崎　岳君	自民			加藤　勝信君	自民
	川条　志嘉君	自民			木原　誠二君	自民
	木村　義雄君	自民			岸田　文雄君	自民
	清水　鴻一郎君	自民			菅原　一秀君	自民
	杉村　太蔵君	自民			髙鳥　修一君	自民
	戸井田とおる君	自民			冨岡　勉君	自民
	長崎　幸太郎君	自民			西川　京子君	自民
	林　潤君	自民			原田　令嗣君	自民
	福岡　資麿君	自民			松野　博一君	自民
	松本　純君	自民			松本　洋平君	自民
	内山　晃君	民主			大島　敦君	民主
	菊田　真紀子君	民主			郡　和子君	民主
	園田　康博君	民主			田名部　匡代君	民主
	筒井　信隆君	民主			細川　律夫君	民主
	柚木　道義君	民主			坂口　力君	公明
	古屋　範子君	公明			高橋　千鶴子君	共産
	阿部　知子君	社民			糸川　正晃君	国民

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案５件（継続審査）及び議員提出法律案５件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　労働契約法案（内閣提出、第166回国会閣法第80号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第82号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

④　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出第87号、参議院送付）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑤　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑥　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外５名提出、第164回国会衆法第14号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑦　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外３名提出、第164回国会衆法第15号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑧　障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（園田康博君外６名提出、第166回国会衆法第１号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑨　最低賃金法の一部を改正する法律案（細川律夫君外２名提出、第166回国会衆法第34号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

⑩　**老人福祉法の一部を改正する法律案**（宮路和明君外３名提出、第166回国会衆法第54号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
労働契約法案（内閣提出、第166回国会閣法第80号）	(19. 3.13)	(5.24)	8. 7 (5.25)			(8.10) (閉会中審査)			
労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）	(3.13)	(5.24)	8. 7 (5.25)			(8.10) (閉会中審査)			
最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第82号）	(3.13)	(5.24)	8. 7 (5.25)			(8.10) (閉会中審査)			
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出第87号、参議院送付）	参 (3.14)		8. 7 (6.15)			(8.10) (閉会中審査)			
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）	(4.13)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）	(18. 3.31)		19. 8. 7 (19. 6.20)			(8.10) (閉会中審査)			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外3名提出、第164回国会衆法第15号）	(18. 3.31)		19. 8. 7 (19. 6.20)			(8.10) (閉会中審査)			
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（園田康博君外6名提出、第166回国会衆法第1号）	(19. 1.31)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
最低賃金法の一部を改正する法律案（細川律夫君外2名提出、第166回国会衆法第34号）	(5.23)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
老人福祉法の一部を改正する法律案（宮路和明君外3名提出、第166回国会衆法第54号）	(6.29)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

(3) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会	平成 19. 8.10	小委員18人	(開会するに至らず)	

(4) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国社会保障制度等調査議員団	(閉会中) 平成19. 8.16 ～ 8.23	ドイツ、スウェーデン、ロシア	欧州各国における社会保障制度等調査	３人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	茂木	敏充君	自民				
理　事	大村	秀章君	自民	理　事	後藤	茂之君	自民
理　事	田村	憲久君	自民	理　事	宮澤	洋一君	自民
理　事	吉野	正芳君	自民	理　事	山田	正彦君	民主
理　事	山井	和則君	民主	理　事	福島	豊君	公明
	新井	悦二君	自民		井澤	京子君	自民
	井上	信治君	自民		石崎	岳君	自民
	川条	志嘉君	自民		木原	誠二君	自民
	木村	義雄君	自民		櫻田	義孝君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		杉村	太蔵君	自民
	髙鳥	修一君	自民		谷畑	孝君	自民
	冨岡	勉君	自民		長崎	幸太郎君	自民
	西本	勝子君	自民		萩原	誠司君	自民
	林	潤君	自民		福岡	資麿君	自民
	松浪	健太君	自民		松本	純君	自民
	松本	洋平君	自民		三ッ林	隆志君	自民
	内山	晃君	民主		岡本	充功君	民主
	菊田	真紀子君	民主		郡	和子君	民主
	園田	康博君	民主		長妻	昭君	民主
	細川	律夫君	民主		三井	辨雄君	民主
	柚木	道義君	民主		伊藤	渉君	公明
	古屋	範子君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案５件（継続審査）、議員提出法律案14件（うち継続審査５件）及び参議院提出法律案１件、委員会提出法律案は４件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　労働契約法案（内閣提出、第166回国会閣法第80号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　主な質疑内容

- 就業規則による労働条件の不利益変更が容易に行われる懸念
- 労働者間の均等待遇を規定する必要性
- 労働者保護に資するこれまでの判例法理が本法律案制定により後退する懸念

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

均衡待遇についての原則及び仕事と生活の調和についての原則を追加すること

②　労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　主な質疑内容

・　すべての時間外労働の割増賃金率を引き上げる必要性
・　割増賃金率の引上げ分に代えて付与される有給休暇の付与方法
・　年次有給休暇を時間単位で取得可能とする理由

○　審査結果

継続審査

③　最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第82号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　主な質疑内容

・　最低賃金が生活保護の水準を下回ってはならないことを明確にする必要性
・　最低賃金の引上げに当たって地域の経済力や中小企業への影響に配慮する必要性
・　産業別最低賃金に最低賃金法の罰則を適用しないこととする理由

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮するものとすること

④　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出第87号、参議院送付）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　主な質疑内容

・　働きながら介護福祉士資格の取得を目指す者のために通信教育講座の認定等負担の軽減に配慮する必要性
・　介護福祉士資格の取得についてこれまで国家試験を受験しなくても可能であった理由及び本法律案で国家試験の受験を義務付けた理由
・　准介護福祉士創設により介護職員の待遇悪化が懸念されることについての厚生労働大臣の見解

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑥　**臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案**（中山太郎君外５名提出、第164回国会衆法第14号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会**

○　**審査結果**

継続審査

⑦　**臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案**（斉藤鉄夫君外３名提出、第164回国会衆法第15号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会**

○　**審査結果**

継続審査

⑧　**障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案**(園田康博君外６名提出、第166回国会衆法第１号)

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

撤回許可

⑨　**最低賃金法の一部を改正する法律案**（細川律夫君外２名提出、第166回国会衆法第34号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**主な質疑内容**

・　最低賃金の決定基準を労働者とその家族の生計費のみとした理由

・　最低賃金の大幅な引上げが雇用情勢の悪化を招く懸念

・　最低賃金の大幅な引上げに伴い実施するとしている中小企業支援策の財源及びその効果

○　**審査結果**

撤回許可

⑩　**老人福祉法の一部を改正する法律案**（宮路和明君外３名提出、第166回国会衆法第54号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

撤回許可

⑪　**労働契約法案**（細川律夫君外３名提出、衆法第１号）

○　**要旨**

労働契約に関する紛争を防止するため、21世紀の雇用社会にふさわしい労働契約における公正かつ透明な民事上のルールとして、労働契約の締結、変更及び終了に至る

各段階における権利義務を明確化するもの

○　**主な質疑内容**

・　解雇要件の厳格化により企業倒産が増加する可能性

・　転勤や出向の際に当事者の同意及び労働者代表との協議を使用者に義務付けることの妥当性

・　有期労働契約に関する締結事由の制限や差別的取扱いの禁止が雇用情勢の悪化を招く懸念

○　**審査結果**

撤回許可

⑫　身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第３号）

○　**要旨**

補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用を円滑化するため、一定規模以上の事業所における補助犬の受入れの義務化、都道府県における苦情相談制度の創設等の措置を講ずるもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑬　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第４号）

○　**要旨**

中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るため、満額の老齢基礎年金等の支給のための特例措置、生活保護とは異なる新たな支援給付の実施等の措置を講ずるもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

⑭　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（大村秀章君外６名提出、衆法第５号）

○　**要旨**

年金記録確認第三者委員会において事業主が厚生年金の保険料を源泉控除していながら社会保険庁に納付していないとされた事案について、保険給付を行うとともに、事業主に保険料納付を勧奨し、納付を申し出ない事業主名等を公表した上でなお納付しない場合に国がその保険料相当額を負担する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　事業主が社会保険庁に保険料を納付していない場合に国庫で保険料相当額を負担する根拠

・　廃業した事業主に特例納付保険料の納付を勧奨する具体的方法

・　社会保険庁と事業主の間で保険料納付の有無が明らかでない事案について記録訂正後も責任の所在を調査する必要性

○　**内閣の意見の聴取**

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

国は、保険料相当額を負担したときは、被保険者の事業主に対する請求権を取得すること、事業主の保険料納付状況などを国会に報告すること

⑮　国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（大村秀章君外６名提出、衆法第６号）

○　要旨

年金教育・広報等の事業について、施設の建設等を行わないことを条文上明記するほか、年金事業運営経費の国庫及び年金保険料の財源ごとの使途を国会に報告することとするもの

○　主な質疑内容

・　専ら相談等の事業の用に供するための施設の取得等は行わない旨を明記した理由
・　「専ら」と規定したことにより保険料を施設関係の費用に充当する可能性
・　本法律案における年金事業に要する費用の無駄遣いを排除する仕組みの内容

○　審査結果

継続審査

⑯　肝炎対策基本法案（川崎二郎君外15名提出、衆法第８号）

○　要旨

肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎患者の療養に係る経済的支援等肝炎対策の基本となる事項を定めるもの

○　主な質疑内容

・　本法律案の柱である患者の経済的負担軽減のための支援の具体策
・　本法律案に肝炎患者の救済と恒久対策を盛り込むことで薬害被害者の救済についての国の責任が曖昧になる可能性
・　内閣総理大臣と厚生労働大臣の政治決断により薬害肝炎の被害者全員を救済する必要性

○　審査結果

継続審査

⑰　児童扶養手当法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外２名提出、衆法第14号）

○　要旨

児童扶養手当の支給開始後５年を経過した場合等において、その額を２分の１まで減額する措置に係る規定を削除するもの

○　審査結果

継続審査

⑱　老人福祉法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号）

○　要旨

公的医療機関を設置している厚生農業協同組合連合会について特別養護老人ホームの設置を認めることとするもの

○　結果

成案・提出決定

⑲　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外２名提出、衆法第18号）

○　**要旨**

脳死の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改めるとともに、生体からの臓器移植について、移植対象者の親族が臓器を提供する意思を書面により表示している場合に認めることとするもの

○　**審査結果**

継続審査

⑳　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（河村建夫君外５名提出、衆法第19号）

○　**要旨**

国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにするもの

○　**審査結果**

継続審査

㉑　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（谷垣禎一君外17名提出、衆法第22号）

○　**要旨**

後天性の傷病に係る血液製剤によるＣ型肝炎感染被害者に対し、政府の責任を認め、政府が謝罪を行うことを前文において明記するとともに、これらの被害者に対し、人道的観点から、投与の時期を問わず症状に応じた給付金を支給するもの

○　**主な質疑内容**

・　フィブリノゲン製剤等の投与とＣ型肝炎ウイルスの感染との因果関係については政府が立証する必要性
・　感染原因が不明のウイルス性肝炎患者に対して支援を行う必要性
・　薬害の再発防止と肝炎の根絶に向けて第三者機関で肝炎問題の検証を行う必要性

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

撤回許可

㉒　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出、衆法第23号）

○　**要旨**

獲得性の傷病に係る血液製剤によるＣ型肝炎感染被害者に対し、政府の責任を認め、政府が謝罪を行うことを前文において明記するとともに、これらの被害者に対し、人道的観点から、投与の時期を問わず症状に応じた給付金を支給するもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

㉓　介護労働者の人材確保に関する特別措置法案（三井辨雄君外３名提出、衆法第24号）

○　要旨

他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護労働者の賃金の引上げを図るため、介護労働者の平均賃金の見込額が基準を上回る認定事業所に対して介護報酬を加算する措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

㉔　国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第１号）

○　要旨

年金保険料を年金事務費及び年金教育・広報等の事業に要する費用に充てず、国庫で負担することとするもの

○　主な質疑内容

・　新たに一般会計で負担することになる約2,000億円の財源確保策及び特別会計で生じる余裕金の使途

・　本法律案の通称に「流用」という文言を使用することの妥当性

・　年金事務費等の財源を国庫負担とすることによって無駄遣いがなくなるとする提出者の見解の妥当性

○　審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
労働契約法案（内閣提出、第166回国会閣法第80号）	(19. 3.13)	(5.24)	9.10 (5.25)	11. 2 11. 7	11. 7 修正（多） (賛-自民・民主・公明・国民) (反-共産・社民)	11. 8 修正	厚生労働 11.27 可決	11.28 可決	12. 5 法128号
労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）	(19. 3.13)	(5.24)	9.10 (5.25)	11. 2 11. 7		(20. 1.15) （閉会中審査）			
最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第82号）	(19. 3.13)	(5.24)	9.10 (5.25)	11. 2 11. 7	11. 7 修正（多） (賛-自民・民主・公明・社民・国民) (反-共産)	11. 8 修正	厚生労働 11.27 可決	11.28 可決	12. 5 法129号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出第87号、参議院送付）	参 (19. 3.14)		9.10 (6.15)	11. 2	11. 2 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産・社民） （附）	11. 6 可決	厚生労働 11.27 可決	11.28 可決	12. 5 法125号
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）	(19. 4.13)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）	(18. 3.31)		19. 9.10 (19. 6.20)	12.11(小委)		(20. 1.15) （閉会中審査）			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外3名提出、第164回国会衆法第15号）	(18. 3.31)		19. 9.10 (19. 6.20)	12.11(小委)		(20. 1.15) （閉会中審査）			
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（園田康博君外6名提出、第166回国会衆法第1号）	(19. 1.31)		9.10		(10.19) （撤回許可）				
最低賃金法の一部を改正する法律案（細川律夫君外2名提出、第166回国会衆法第34号）	(5.23)		9.10 10.31	11. 2 11. 7	(11. 7) （撤回許可）				
老人福祉法の一部を改正する法律案（宮路和明君外3名提出、第166回国会衆法第54号）	(6.29)		9.10		(12. 7) （撤回許可）				
労働契約法案（細川律夫君外3名提出、衆法第1号）	9.28		10.31 10.31	11. 2 11. 7	(11. 7) （撤回許可）				

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第3号）	11. 2				11. 2 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	11. 2 可決	厚生労働 11.27 可決	11.28 可決	12. 5 法126号
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第4号）	11. 2				11. 2 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	11. 2 可決	厚生労働 11.27 可決	11.28 可決	12. 5 法127号
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（大村秀章君外6名提出、衆法第5号）	11. 2		11.13 11.14	11.21 11.28	12. 4 修正（全） (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	12. 4 修正	厚生労働 12.11 可決	12.12 可決	12.19 法131号
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（大村秀章君外6名提出、衆法第6号）	19.11. 6		11.13 11.14	11.21 11.28		(20. 1.15) （閉会中審査）			
肝炎対策基本法案（川崎二郎君外15名提出、衆法第8号）	19.11.16		11.30 12. 4	12. 7		(20. 1.15) （閉会中審査）			
児童扶養手当法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外2名提出、衆法第14号）	19.12. 5		20. 1.10			(1.15) （閉会中審査）			
老人福祉法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号）	19.12. 7				12. 7 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	12.11 可決	厚生労働 12.11 可決	12.12 可決	12.19 法130号
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外2名提出、衆法第18号）	19.12.11		20. 1.10			(1.15) （閉会中審査）			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（河村建夫君外5名提出、衆法第19号）	19.12.14		20. 1.10			(1.15) （閉会中審査）			

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（谷垣禎一君外17名提出、衆法第22号）	20. 1. 7		1. 7 1. 8	1. 8	(1. 8) （撤回許可）				
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出、衆法第23号）	1. 8				1. 8 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	1. 8 可決	厚生労働 1.10 可決	1.11 可決	1.16 法2号
介護労働者の人材確保に関する特別措置法案（三井辨雄君外3名提出、衆法第24号）	1. 9		1.10			(1.15) （閉会中審査）			

参　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第1号）	参 19. 9.14		11.13 11.14	11.21 11.28		(20. 1.15) （閉会中審査）	厚生労働 19.11. 1 可決	11. 2 可決	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- フィブリノゲン製剤投与によるＣ型肝炎感染者リストの作成により判明した感染被害者に対し製薬会社が感染の告知をしなかった理由
- 原爆症認定集団訴訟における国の連続敗訴を踏まえ現行の認定基準を見直す必要性
- 救命救急センターにおける医師の勤務状況など各地域の救急医療の実態調査を行う必要性
- 基礎年金の税方式化についての厚生労働大臣の見解
- 年金記録についてオンライン上のデータと台帳等との突合を完了させる期限を明示する必要性
- 障害者自立支援法の特別対策の実施状況等を踏まえ、その抜本的見直しに取り組む必要性
- 母子家庭の厳しい現状を踏まえ、平成20年度実施予定の児童扶養手当の一部削減を

凍結する必要性及び更に就業支援を推進する必要性
・　周産期医療ネットワークの整備状況及び未整備県を解消するための厚生労働省の取組
・　厳しい状況にある低所得者層の生活水準との比較に基づいて生活扶助基準を引き下げるべきではないとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
・　トンネルじん肺訴訟和解合意に基づく関係省令の改正の状況

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

ウイルス性肝炎問題の全面解決に関する件（平成20.1.8）

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎ウイルスの感染という薬害事件は、多くの被害者を生んだが、これ以外の要因によるウイルス性肝炎感染者も多数おり、それらの方々は症状の重篤化に対する不安を抱えながら生活を営んでいる。このような状況を踏まえ、政府は、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の施行及び今後の肝炎対策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

１　「投与の事実」、「因果関係」及び「症状」の認否に当たっては、カルテのみを根拠とすることなく、手術記録、投薬指示書等の書面又は医師、看護師、薬剤師等による投与事実の証明又は本人、家族等による記録、証言等も考慮すること。

２　法律の施行の日から５年に限られている給付金の支給の請求については、施行後における請求状況を勘案し、必要があると認めるときは、その期限の延長を検討すること。

３　約350万人と推計されているウイルス性肝炎患者･感染者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、医療費助成措置等の早期実現を図ること。

４　先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与されウイルス性肝炎に感染した者への必要な措置について、早急に検討すること。

５　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤以外の血液製剤の投与によるウイルス性肝炎の症例報告等を調査し、その結果を踏まえて受診勧奨等必要な措置について、早急に検討すること。

右決議する。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会	平成19.10.19	小委員18人	12.11	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外５名提出、第164回国会） 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外３名提出、第164回国会）

（6）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 20. 1. 8	薬害肝炎九州訴訟原告 薬害肝炎全国原告団代表	山口美智子君	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（谷垣禎一君外17名提出）
	日本肝臓病患者団体協議会事務局長	髙畠　譲二君	
	Ｂ型肝炎訴訟原告団代表	木村　伸一君	
	京都ヘモフィリア友の会会長	佐野　竜介君	

（臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19.12.11	青山学院大学及び青山学院女子短期大学兼任講師	野村　祐之君	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外５名提出、第164回国会） 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外３名提出、第164回国会）
	腎臓病総合医療センター外科教授	寺岡　　慧君	
	大阪厚生年金病院院長 岡山大学名誉教授	清野　佳紀君	
	日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員	加藤　高志君	
	上智大学法学研究科教授	町野　　朔君	
	東京大学大学院人文社会系研究科教授	島薗　　進君	
	全国交通事故遺族の会理事	井手　政子君	

（7）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19.12.13	埼玉県	厚生労働関係の基本施策に関する実情調査（年金記録の保管状況等に関する調査）	16人

８　農林水産委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（40人）

委員長	西川	公也君	自民
理　事	岩永	峯一君	自民
理　事	近藤	基彦君	自民
理　事	並木	正芳君	自民
理　事	松木	謙公君	民主
	赤澤	亮正君	自民
	飯島	夕雁君	自民
	江渡	聡徳君	自民
	小野	次郎君	自民
	北村	茂男君	自民
	中川	泰宏君	自民
	丹羽	秀樹君	自民
	広津	素子君	自民
	福田	良彦君	自民
	御法川	信英君	自民
	渡部	篤君	自民
	黄川田	徹君	民主
	佐々木	隆博君	民主
	仲野	博子君	民主
	山田	正彦君	民主
	菅野	哲雄君	社民
理　事	金子	恭之君	自民
理　事	谷川	弥一君	自民
理　事	篠原	孝君	民主
理　事	西	博義君	公明
	伊藤	忠彦君	自民
	今津	寛君	自民
	小里	泰弘君	自民
	岡本	芳郎君	自民
	斉藤	斗志二君	自民
	永岡	桂子君	自民
	鳩山	邦夫君	自民
	福井	照君	自民
	古川	禎久君	自民
	森山	裕君	自民
	岡本	充功君	民主
	小平	忠正君	民主
	高山	智司君	民主
	福田	昭夫君	民主
	井上	義久君	公明

（2）議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案７件及び議員提出法律案３件（継続審査）、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）

○　要旨

独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了した農林水産省所管の独立行政法人のうち、農林水産消費技術センター等３法人の統合及び森林総合研究所等２法人の統合を行うための所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　検査検定３法人の統合による合理化の具体的内容
・　検査検定３法人の統合により期待される効果及び具体策
・　森林・林野関係２法人の統合により林木育種センターの業務及び役割が縮小することへの懸念

○　審査結果
可決

② 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（内閣提出第25号）

○　要旨
農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体による活性化計画の作成について定めるとともに、当該計画に基づく事業等の実施に充てるための交付金を交付する措置等を講ずるもの

○　主な質疑内容
・　「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を法律補助とする理由
・　本法律案施行に当たり地方財政負担に対し配慮する必要性
・　農業振興を図るための総合的な経営安定対策の必要性

○　審査結果
可決

③ 漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）

○　要旨
水産資源の増大等を図るため、適切な地方負担の下に国が漁場整備を行うことができるよう措置するとともに、構造改革特別区域における漁港施設の貸付けに係る特例措置の全国展開を図るための措置を講ずるもの

○　主な質疑内容
・　新たな「水産基本計画」における漁港漁場整備の在り方及び本法律案提出の意義
・　国が実施主体となる漁場整備に係る関係都道府県の費用負担の在り方
・　水産資源回復に向けた包括的な施策の必要性

○　審査結果
可決

④ 種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）

○　要旨
植物新品種の育成者権の侵害が疑われる事例が増加している状況等にかんがみ、育成者権の適切な保護に資するため、権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するとともに、育成者権侵害罪の罰則を引き上げるほか、品種登録表示を努力義務化し虚偽の表示を禁止する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容
・　品種登録表示を努力義務とした理由及び適用の範囲等
・　過去の種苗法改正による育成者権侵害物品の水際対策強化の成果
・　「農林水産省知的財産戦略」への取組方針

○　審査結果
可決

⑤ 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）

○　要旨

平成17年12月に閣議決定された行政改革の重要方針を踏まえるとともに、厳しい状況にある競馬事業の活性化を図るため、競馬法及び日本中央競馬会法について所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　競馬活性化計画制度の改善点
・　地方競馬全国協会に設置される運営委員会の権限及び役割
・　日本中央競馬会に経営委員会を設置する趣旨

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決

⑥　漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）

○　**要旨**

水産資源の状況の悪化、漁業生産構造のぜい弱化等漁業を取り巻く情勢の変化に対応し、漁業生産力の向上等に資するため、漁船漁業の構造改革を推進するとともに、漁業取締りを強化する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　漁に対する罰則の強化により期待される抑止効果
・　漁船漁業の構造改革への取組方針
・　漁業調整、水産研究、資源調査について国の責任において実施する必要性

○　**審査結果**

可決

⑦　水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）

○　**要旨**

水産資源の状況の悪化、漁業生産構造のぜい弱化等漁業を取り巻く情勢の変化に対応して、漁協系統及びその信用事業と一体となって信用補完を行う漁業信用基金協会について、その組織、経営及び事業の健全性を確保するための措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　漁協の現状と課題及び改革の方向性
・　漁協の組合員資格審査の適正化に係る改正の趣旨
・　資源管理の取組を推進していく上で漁協が果たすべき役割

○　**審査結果**

可決

⑧　牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第７号）

○　**要旨**

我が国に牛肉等を輸出する国について、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生するおそれの程度を評価し、そのおそれが相当程度ある国を政令で指定（指定国）するとともに、指定国から輸入される牛肉等について、我が国と同等の検査及び危険部位の除去が行われたことの証明を求める等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑨　輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第８号）

○　要旨

我が国に牛肉を輸出する国で牛海綿状脳症（ＢＳＥ）が発生した場合に備え、輸入牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の適正な管理・伝達に関する特別の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑩　カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案（山田正彦君外２名提出、第165回国会衆法第８号）

○　要旨

カネミ油症被害の発生を防止するための適切な対応が行われず被害が拡大したこと及びその後も国によりカネミ油症被害者に対して救済のための措置が十分に講じられていないこと等にかんがみ、カネミ油症被害者に対して特別給付金を支給するための措置を講ずるもの

○　結果

撤回許可

⑪　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第７号）

○　要旨

シラス等の特に侵食を受けやすい土壌で覆われ、雨量が極めて多い特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業への特別の助成措置等を引き続き実施するため、法律の有効期限を平成24年３月31日まで５年間延長するとともに、法律の題名の一部を漢字表記に改めるもの

○　内閣の意見の聴取

○　結果

成案・提出決定

⑫　カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第35号）

○　要旨

昭和43年に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟に係る仮払金の返還に係る国の債権について、債務者の高齢化等の状況を踏まえ、「国の債権の管理等に関する法律」の特例を定め、当該債権の免除を行うことができるようにするもの

○　内閣の意見の聴取

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	19. 2. 2		3.14 3.15	3.15 3.20	3.20 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-社民）	3.23 可決	農林水産 3.29 可決	3.29 可決	3.30 法8号
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（内閣提出第25号）	2. 9	3.27	3.27 3.27	3.28 3.29	3.29 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民）	4. 3 可決	農林水産 5. 8 可決	5. 9 可決	5.16 法48号
漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	2. 9		3.28 3.29	4.10	4.10 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民）	4.10 可決	農林水産 5.22 可決	5.23 可決	5.30 法61号
種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）	参 2.23		4.25 4.26	5.10	5.10 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民）	5.11 可決	農林水産 4.10 可決	4.11 可決	5.18 法49号
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）	参 3. 6		5.17 5.22	5.30	5.30 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民）	6. 1 可決	農林水産 4.24 可決	4.25 可決	6. 6 法76号
漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）	3. 9		4. 9 4.10	4.11	4.11 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民）	4.12 可決	農林水産 5.29 可決	5.30 可決	6. 6 法77号
水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）	3. 9		4. 9 4.10	4.25	4.25 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民）	4.26 可決	農林水産 5.31 可決	6. 1 可決	6. 8 法78号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）	(17.10.13)		19. 1.25			（7. 5） （閉会中審査）			
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）	(17.10.13)		19. 1.25			（7. 5） （閉会中審査）			

カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案（山田正彦君外2名提出、第165回国会衆法第8号）	(18.12.14)		19. 1.25		（5.24） （撤回許可）				
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第7号）	19. 3.15				3.15 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・社民)	3.16 可決	農林水産 3.29 可決 (附)	3.29 可決	3.31 法21号
カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第35号）	5.24				5.24 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・社民)	5.25 可決	農林水産 5.31 可決	6. 1 可決	6. 8 法81号

（3）国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- ＷＴＯ（世界貿易機関）農業交渉及び日豪ＥＰＡ交渉に臨む農林水産大臣の決意
- 食料自給率の将来展望
- 米国産牛肉輸入問題への対応方針
- 畜産・酪農経営の安定を図るための施策の在り方
- 品目横断的経営安定対策等の周知徹底に向けた取組状況
- 農地・水・環境保全向上対策の実施に向けた農林水産大臣の見解
- 国産バイオ燃料の普及・拡大に向けた今後の取組方針
- 地球温暖化・森林吸収源対策推進本部における地球温暖化適応策の検討状況
- 「森林・林業基本計画」の推進に向けた農林水産大臣の認識
- 緑資源機構の官製談合問題
- 違法に漁獲された輸入まぐろへの対応策

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 2.21	食品安全委員会委員長	見上　　彪君	農林水産関係の基本施策に関する件
5.30	日本中央競馬会理事長	髙橋　政行君	競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）

（5）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19. 5.23	沖縄県	バイオエタノール製造等の実情調査	14人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	西川	公也君	自民
理　事	岩永	峯一君	自民
理　事	近藤	基彦君	自民
理　事	並木	正芳君	自民
理　事	松木	謙公君	民主
	赤澤	亮正君	自民
	飯島	夕雁君	自民
	江渡	聡徳君	自民
	小野	次郎君	自民
	北村	茂男君	自民
	中川	泰宏君	自民
	丹羽	秀樹君	自民
	広津	素子君	自民
	福田	良彦君	自民
	御法川	信英君	自民
	渡部	篤君	自民
	黄川田	徹君	民主
	佐々木	隆博君	民主
	仲野	博子君	民主
	山田	正彦君	民主
	菅野	哲雄君	社民
理　事	金子	恭之君	自民
理　事	谷川	弥一君	自民
理　事	篠原	孝君	民主
理　事	西	博義君	公明
	伊藤	忠彦君	自民
	今津	寛君	自民
	小里	泰弘君	自民
	岡本	芳郎君	自民
	斉藤	斗志二君	自民
	永岡	桂子君	自民
	鳩山	邦夫君	自民
	福井	照君	自民
	古川	禎久君	自民
	森山	裕君	自民
	岡本	充功君	民主
	小平	忠正君	民主
	高山	智司君	民主
	福田	昭夫君	民主
	井上	義久君	公明

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第７号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第８号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）	(17.10.13)		19. 8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）	(17.10.13)		19. 8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

（3）議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣委員
衆議院キューバ農林水産事情調査議員団	（閉会中） 平成19. 9. 1 ～ 9. 7	カナダ、キューバ、メキシコ	キューバにおける農林水産業等の実情調査	５人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	宮腰	光寛君	自民
理　事	岩永	峯一君	自民
理　事	近藤	基彦君	自民
理　事	七条	明君	自民
理　事	細野	豪志君	民主
	赤澤	亮正君	自民
	飯島	夕雁君	自民
	小里	泰弘君	自民
	近江屋	信広君	自民
	亀井	善太郎君	自民
	斉藤	斗志二君	自民
	中川	泰宏君	自民
	丹羽	秀樹君	自民
	平田	耕一君	自民
	水野	賢一君	自民
	渡部	篤君	自民
	大串	博志君	民主
	佐々木	隆博君	民主
	高井	美穂君	民主
	横山	北斗君	民主
	菅野	哲雄君	社民
理　事	江藤	拓君	自民
理　事	佐藤	錬君	自民
理　事	筒井	信隆君	民主
理　事	西	博義君	公明
	伊藤	忠彦君	自民
	今津	寛君	自民
	小野	次郎君	自民
	金子	恭之君	自民
	北村	茂男君	自民
	谷川	弥一君	自民
	永岡	桂子君	自民
	西川	公也君	自民
	福井	照君	自民
	森	英介君	自民
	石川	知裕君	民主
	小平	忠正君	民主
	神風	英男君	民主
	仲野	博子君	民主
	井上	義久君	公明

(2) 議案審査等

付託された法律案は、議員提出法律案４件（うち継続審査２件）及び参議院提出法律案１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第７号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第８号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（古賀誠君外６名提出、衆法第９号）

○　要旨

有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務について改正を行い、法律の施行後５年以内に行うこととされている見直しの後にも、引き続き、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うことができるようにするもの

○　結果

継続審査

④　有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（衛藤征士郎君外６名提出、衆法第12号）

○　要旨

農山漁村地域において有害鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めるもの

○　結果

撤回許可

⑤　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第17号）

○　要旨

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めるもの

○　結果

成案・提出決定

⑥　農業者戸別所得補償法案（参議院提出、参法第６号）

○　要旨

将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付しようとするもの

○　主な質疑内容

・　小沢民主党代表の農産物輸入自由化推進発言と本法律案との関係
・　参議院議員選挙時の民主党マニフェスト及び選挙ビラ等と本法律案との齟齬
・　民主党が考える望ましい農業構造のビジョン

○　審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）	(17.10.13)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）	(17.10.13)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（古賀誠君外6名提出、衆法第9号）	19.11.26		20. 1.10			(1.15) （閉会中審査）			
有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（衛藤征士郎君外6名提出、衆法第12号）	12. 4		12. 4 12. 5		(12.11) （撤回許可）				
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第17号）	12.11				12.11 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・社民)	12.11 可決	農林水産 12.13 可決 （附）	12.14 可決	12.21 法134号

参　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
農業者戸別所得補償法案（参議院提出、参法第6号）	参 19.10.18		12. 4 12. 5	12.12 12.19		(20. 1.15) （閉会中審査）	農林水産 19.11. 8 可決	11. 9 可決	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 農林水産行政に臨む農林水産大臣の基本姿勢
- 米価下落の現状に対する農林水産大臣の認識及び対応策
- 高騰する配合飼料価格の今後の見通し及び対応策

・　品目横断的経営安定対策の対象を大規模農家に限定することの是非
・　中山間地域等直接支払制度を恒久化する必要性
・　森林吸収源対策として森林整備を推進するに当たり、安定的な財源を確保し、地方公共団体等の負担軽減に配慮する必要性
・　緑資源機構廃止に伴う職員の雇用確保の必要性
・　平成 20 年度から導入予定の新たな漁業経営安定対策の対象漁業者の範囲

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件（平成19. 12. 11）

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が深刻化しており、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して緊急の課題となっている。

よって、政府及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を適切かつ効果的に実施するためには、その関連する業務に携わる者が鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について知識経験を有していることが重要であることにかんがみ、研修の機会の提供、技術的指導を行う者の育成その他の当該業務に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を適切に講ずるべきである。

右決議する。

９　経済産業委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	上田	勇君	公明				
理　事	金子	善次郎君	自民	理　事	河井	克行君	自民
理　事	新藤	義孝君	自民	理　事	中山	泰秀君	自民
理　事	宮腰	光寛君	自民	理　事	後藤	斎君	民主
理　事	近藤	洋介君	民主	理　事	赤羽	一嘉君	公明
	小此木	八郎君	自民		岡部	英明君	自民
	片山	さつき君	自民		川条	志嘉君	自民
	近藤	三津枝君	自民		佐藤	ゆかり君	自民
	清水	清一朗君	自民		平	将明君	自民
	武田	良太君	自民		谷川	弥一君	自民
	土井	真樹君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	野田	毅君	自民		橋本	岳君	自民
	藤井	勇治君	自民		牧原	秀樹君	自民
	増原	義剛君	自民		武藤	容治君	自民
	森	英介君	自民		山本	明彦君	自民
	吉川	貴盛君	自民		大畠	章宏君	民主
	太田	和美君	民主		川端	達夫君	民主
	北神	圭朗君	民主		小宮山	洋子君	民主
	三谷	光男君	民主		柚木	道義君	民主
	鷲尾	英一郎君	民主		高木	美智代君	公明
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案８件、議員提出法律案４件（うち継続審査２件）及び承認を求めるの件１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

○　要旨

我が国の産業活力の再生のため、経営資源の外部からの導入や異分野の経営資源の融合による事業革新を支援する措置、事業再生の円滑化のための措置、事業活動の安定に資する通常実施権の保護のための措置等を講じるとともに、産業技術力の強化のため、技術経営力の強化に寄与する人材の養成等の措置を講じるもの

○　主な質疑内容

- サービス産業の生産性の向上が雇用に及ぼす影響
- サービス産業振興施策の推進及び評価のための関連統計の充実の必要性
- 地域の中小企業の事業再生円滑化のための支援措置

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果
可決（附帯決議）

② 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出第14号）

○　要旨
企業規模や地域により業況に格差がみられる中、我が国経済の活力源である地域・中小企業の活性化を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、地域の「強み」である地域資源を地域主導で掘り起こす取組を促進するため、これらの資源を活用した中小企業の商品・サービスの開発・市場化に対し、資金面、ノウハウ面等での支援措置を講じるための制度を創設するもの

○　主な質疑内容
・　「５年で1,000件の新事業創出」という目標の妥当性
・　地域資源活用促進策実施に当たっての関係省庁の連携の在り方
・　地域資源活用のための専門家派遣による支援の在り方

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果
可決（附帯決議）

③ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（内閣提出第15号）

○　要旨
地域における産業集積の形成及び活性化を図るため、地方公共団体による基本計画の策定及び企業立地計画の承認等について定めるとともに、工場立地の円滑化のため、工場立地法の特例の創設等の措置を講じるもの

○　主な質疑内容
・　本法律案とこれまでの産業集積活性化策との整合性
・　基本計画策定に当たっての都道府県と市町村の調整の在り方
・　企業立地に関連する手続の窓口一元化に向けた取組状況

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果
可決（附帯決議）

④ 株式会社商工組合中央金庫法案（内閣提出第39号）

○　要旨
中小企業向け政府系金融機関である商工組合中央金庫について、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく完全民営化の実現に向けて、平成20年10月１日に、協同組織から株式会社に組織転換する措置等を講じるもの

○　主な質疑内容
・　特別準備金の具体額と国庫納付との関係及び完全民営化後の取扱い
・　政府保有株式の処分の考え方及び時期
・　完全民営化後における中小企業向け金融機能維持のための必要な措置の在り方

○　審査結果
可決（附帯決議）

⑤　中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）

○　要旨

最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、売掛金債権担保保険を拡充し、流動資産担保保険に改めるとともに、事業再生保険の制度の創設を行う等、必要な措置を講じるもの

○　主な質疑内容

・　信用保険制度の保険収支及びその改善の方策
・　中小企業の金融環境を踏まえた信用保証協会と金融機関との責任分担制度の在り方
・　動産担保融資の意義と普及に向けた課題

○　審査結果

可決

⑥　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付）

○　要旨

競輪及び小型自動車競走の売上額の減少等を踏まえ、両事業の業務等を行っている特殊法人日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会について、指定を受けた営利を目的としない法人がその業務を行うようにするとともに、施行者である地方自治体が安定的に事業を実施できる環境の整備を図るため、施行者に交付金の一部を還付する事業活性化措置等を講じるもの

○　主な質疑内容

・　競輪・オートレース事業の活性化のための総合的な検討の必要性
・　日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会を事実上統合する目的と効果
・　法改正後の振興法人における補助事業の透明性・公正性の確保

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）

○　要旨

高レベル放射性廃棄物や原子炉における使用済燃料の再処理等の工程から発生する深地層中での処分が必要となる長半減期低発熱放射性廃棄物（ＴＲＵ廃棄物）の最終処分を計画的かつ確実に実施することが必要であることにかんがみ、処分制度の対象廃棄物を追加し、その処分計画の策定、処分費用の確保、及び処分を安全に実施するための安全規制等について必要な措置を講じるもの

○　主な質疑内容

・　高レベル放射性廃棄物最終処分場に係る規制と安全性確保策
・　現行の公募方式による最終処分地選定方法見直しの有無
・　海外から返還される予定のＴＲＵ廃棄物と高レベル放射性廃棄物との交換（代替取得）の妥当性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑧　弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）（参議院送付）

○　要旨

弁理士の資質の維持及び向上並びにその責任の明確化を図るため、実務修習制度の導入及び名義貸しの禁止等の措置を講じるとともに、知的財産に関する多様な需要に適確に対応するため、弁理士の業務範囲の拡大及び特許業務法人制度の見直し等の措置を講じるもの

○　主な質疑内容

・　登録前実務修習及び定期的義務研修を導入する趣旨及びその内容
・　工業所有権に関する条約を論文式試験の内容として法律に明記する必要性
・　「業務の一部停止」の懲戒を創設する理由及びその運用の在り方

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑨　海底資源開発推進法案（細野豪志君外３名提出、第 163 回国会衆法第 15 号）

○　要旨

海底資源開発に関する施策を総合的･効果的に推進するため、政府において、海底資源開発基本方針及び同方針に即した海底資源開発計画を策定するとともに、内閣に海底資源開発推進本部を設置すること等を定めるもの

○　審査結果

撤回許可

⑩　排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案（細野豪志君外３名提出、第 163 回国会衆法第 16 号）

○　要旨

排他的経済水域等における我が国の権益を確保するとともに、外国人が行う海洋の科学的調査を適切に管理するため、排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する国連海洋法条約に定める主権的権利その他の権利の行使について必要な措置を設けるもの

○　審査結果

撤回許可

⑪　映画の盗撮の防止に関する法律案（経済産業委員長提出、衆法第 26 号）

○　要旨

映画の盗撮により作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画の盗撮については、著作権法第 30 条第１項の私的使用目的による複製を認める規定を適用しないこととする等、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定めるもの

○　結果

成案・提出決定

⑫　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外４名提出、衆法第 43 号）

○　要旨

入札談合等関与行為について、範囲の拡大、職員の賠償責任の厳格化等を行うとと

もに、退職した職員による入札談合等への関与があった場合の措置、調査結果等の国会等への報告等の措置を講じるほか、刑法の談合罪を目的犯でないものとし、入札談合等の防止の徹底を図るもの

○　**審査結果**

継続審査

⑬　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外４名提出、衆法第 44 号）

○　**要旨**

課徴金の減免制度について、法令を遵守するための管理体制を有し、かつ、入札談合等関与行為に係る事実の報告等を行った事業者について課徴金の額を減額する措置の創設等を行い、官製談合等の防止の徹底を図るもの

○　**審査結果**

継続審査

⑭　外国為替及び外国貿易法第 10 条第２項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第３号）

○　**要旨**

外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から半年間実施された北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、平成19年４月14日以降も継続して当該措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの

○　**主な質疑内容**

・　北朝鮮からの輸入禁止措置の継続に当たっての経済産業大臣の決意
・　中国等からの北朝鮮産品迂回輸入に対する経済産業省の対応策
・　制裁措置により影響を受ける中小企業からの相談受付状況

○　**審査結果**

承認

《議案審査等一覧》

閣　法

<table>
<tr><th rowspan="3">件　　名</th><th rowspan="3">提出日</th><th colspan="5">衆　　議　　院</th><th colspan="2">参　議　院</th><th rowspan="3">公布日
番　号</th></tr>
<tr><th rowspan="2">趣　旨
説　明</th><th colspan="3">委　　員　　会</th><th>本会議</th><th rowspan="2">委員会名
議決日
結　果</th><th>本会議</th></tr>
<tr><th>付託日
提　案
理　由</th><th>質　疑</th><th>議 決 日
結　　果</th><th>議決日
結　果</th><th>議決日
結　果</th></tr>
<tr><td>産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）</td><td>19. 2. 6</td><td>3.16</td><td>3.16
3.20</td><td>3.28
4. 4
4.10
4.11</td><td>4.11
可決（多）
（賛-自民・民主・公明）
（反-共産）
（附）</td><td>4.12
可決</td><td>経済産業
4.26
可決
（附）</td><td>4.27
可決</td><td>5.11
法36号</td></tr>
</table>

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出第14号）	19. 2. 6	3.16	3.16 3.20	3.28 4. 4 4.10 4.11	4.11 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （附）	4.12 可決	経済産業 4.26 可決 （附）	4.27 可決	5.11 法39号
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（内閣提出第15号）	2. 6	3.16	3.16 3.20	3.28 4. 4 4.10 4.11	4.11 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産） （附）	4.12 可決	経済産業 4.26 可決 （附）	4.27 可決	5.11 法40号
株式会社商工組合中央金庫法案（内閣提出第39号）	2.13	4.10	4.10 4.11	4.18 4.25	4.25 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産） （附）	4.26 可決	経済産業 5.24 可決 （附）	5.25 可決	6. 1 法74号
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	2.13		4.10 4.11	4.18 4.25	4.25 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産）	4.26 可決	経済産業 5.24 可決	5.25 可決	6. 1 法70号
自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付）	参 3. 6		5.22 5.23	5.30 6. 1	6. 1 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産） （附）	6. 5 可決	経済産業 3.29 可決 （附）	3.29 可決	6.13 法82号
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）	3. 9		4.25 4.25	5. 9 5.11	5.11 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産） （附）	5.15 可決	経済産業 6. 5 可決 （附）	6. 6 可決	6.13 法84号
弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）（参議院送付）	参 3. 9		6. 5 6. 6	6. 8	6. 8 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （附）	6.12 可決	経済産業 4.10 可決 （附）	4.11 可決	6.20 法91号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
海底資源開発推進法案（細野豪志君外3名提出、第163回国会衆法第15号）	(17.10.21)		19. 1.25		（4. 4） （撤回許可）				

排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案（細野豪志君外3名提出、第163回国会衆法第16号）	(17.10.21)		19. 1.25		(4. 4) （撤回許可）				
映画の盗撮の防止に関する法律案（経済産業委員長提出、衆法第26号）	19. 5. 9				5. 9 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産)	5.10 可決	経済産業 5.22 可決	5.23 可決	5.30 法65号
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、衆法第43号）	6. 6		7. 3			(7. 5) （閉会中審査）			
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、衆法第44号）	6. 6		7. 3			(7. 5) （閉会中審査）			

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備　考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	19. 4.20		5.10 5.11	5.23	5.23 承認(全) (賛-自民・民主・公明・共産)	5.24 承認	経済産業 6.12 承認	6.13 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 経済成長戦略大綱推進関連の施策及び予算規模に対する経済産業大臣の評価
- 経済財政諮問会議において提案された「地域力再生機構」（仮称）に対する経済産業大臣の見解
- グレーゾーン金利の廃止に伴う中小企業金融への影響
- まちづくり３法の改正を踏まえた大規模小売店舗に対する出店規制の在り方
- 原子力発電設備の制御棒引き抜け事象の原因と責任の所在

・　京都議定書目標達成計画見直しの検討状況
・　独占禁止法基本問題懇談会における独占禁止法改正に向けた検討状況
・　官製談合防止法の入札談合等関与行為に職員の不作為を加えることに対する公正取引委員会委員長の見解
・　文化審議会著作権分科会の動向及び映画盗撮防止法案に対する文化庁の見解

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

映画の盗撮の防止に関する件（平成19.5.9）

政府は、映画文化の振興及び映画産業の健全な発展が将来に向けての我が国文化の振興に不可欠であることにかんがみ、映画の盗撮の防止に関する法律の施行に当たり、次の諸点について留意すべきである。

１　文化的所産である著作物の公正で円滑な利用がみだりに妨げられることのないよう努めること及び利用者の表現の自由の確保とのバランスに配慮することが重要であることにかんがみ、本法の措置はあくまで特例であって私的使用の複製を認める著作権法第30条の規定が過度に制限されることのないよう運用面でも十全を期すること。

２　世界トップクラスのコンテンツ大国の実現に向けて、我が国の重要な文化的・知的資産でもある映画産業の一層の振興に官民挙げて取り組むこと。そのため、関係省庁等は、互いに密接に連携を図りつつ、効果的かつ効率的な支援を行うこと。

右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
内閣委員会、経済産業委員会連合審査会	平成 19. 4.10	株式会社日本政策金融公庫法案（内閣提出） 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

(6) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 4.10	国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科長・教授 日本学術会議会員	古川　勇二君	産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出） 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（内閣提出）
	地域産業おこしに燃える人の会幹事	福間　　敏君	
	株式会社クリエイティブ・ワイズ代表取締役社長	三宅　曜子君	
4.11	原子力委員会委員長代理	田中　俊一君	資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件
	原子力安全委員会委員長	鈴木　篤之君	

4.18	電気事業連合会会長	勝俣　恒久君	資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件
	東京電力株式会社常務取締役原子力・立地本部長	武黒　一郎君	
	北陸電力株式会社取締役社長	永原　　功君	
	北陸電力株式会社取締役副社長	松波　孝之君	
	関西電力株式会社取締役社長	森　　詳介君	
	関西電力株式会社執行役員土木建築室長	橋本　徳昭君	
	株式会社日立製作所取締役会長	庄山　悦彦君	
	株式会社日立製作所執行役常務	丸　　彰君	
5. 9	原子力委員会委員長	近藤　駿介君	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
5.11	原子力委員会委員長	近藤　駿介君	
	原子力安全委員会委員長	鈴木　篤之君	

（7）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19. 3. 7	茨城県	経済産業等の実情調査	16人
5.16	埼玉県		10人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	上田	勇君	公明
理　事	金子	善次郎君	自民
理　事	新藤	義孝君	自民
理　事	宮腰	光寛君	自民
理　事	近藤	洋介君	民主
	小此木	八郎君	自民
	片山	さつき君	自民
	近藤	三津枝君	自民
	清水	清一朗君	自民
	武田	良太君	自民
	土井	真樹君	自民
	野田	毅君	自民
	藤井	勇治君	自民
	増原	義剛君	自民
	森	英介君	自民
	吉川	貴盛君	自民
	太田	和美君	民主
	北神	圭朗君	民主
	三谷	光男君	民主
	鷲尾	英一郎君	民主
	塩川	鉄也君	共産
理　事	河井	克行君	自民
理　事	中山	泰秀君	自民
理　事	後藤	斎君	民主
理　事	赤羽	一嘉君	公明
	岡部	英明君	自民
	川条	志嘉君	自民
	佐藤	ゆかり君	自民
	平	将明君	自民
	谷川	弥一君	自民
	丹羽	秀樹君	自民
	橋本	岳君	自民
	牧原	秀樹君	自民
	武藤	容治君	自民
	山本	明彦君	自民
	大畠	章宏君	民主
	川端	達夫君	民主
	細野	豪志君	民主
	柚木	道義君	民主
	高木	美智代君	公明

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外４名提出、第166回国会衆法第43号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外４名提出、第166回国会衆法第44号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号）	(19. 6. 6)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号）	(6. 6)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 19. 8. 9	新潟県	平成19年新潟県中越沖地震による東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所の被災状況等調査	9人
(閉会中) 8.22 ～8.24	長崎県、大分県	経済産業等の実情調査	9人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	東	順治君	公明
理　事	梶山	弘志君	自民
理　事	谷本	龍哉君	自民
理　事	吉川	貴盛君	自民
理　事	古川	元久君	民主
	伊藤	忠彦君	自民
	大村	秀章君	自民
	片山	さつき君	自民
	近藤	三津枝君	自民
	清水	清一朗君	自民
	平	将明君	自民
	土井	真樹君	自民
	橋本	岳君	自民
	牧原	秀樹君	自民
	安井	潤一郎君	自民
	吉野	正芳君	自民
	北神	圭朗君	民主
	近藤	洋介君	民主
	田村	謙治君	民主
	三谷	光男君	民主
	吉井	英勝君	共産
理　事	鈴木	俊一君	自民
理　事	やまぎわ大志郎君		自民
理　事	大島	敦君	民主
理　事	赤羽	一嘉君	公明
	江崎	洋一郎君	自民
	岡部	英明君	自民
	川条	志嘉君	自民
	佐藤	ゆかり君	自民
	柴山	昌彦君	自民
	谷畑	孝君	自民
	丹羽	秀樹君	自民
	藤井	勇治君	自民
	武藤	容治君	自民
	吉田六左エ門君		自民
	太田	和美君	民主
	後藤	斎君	民主
	下条	みつ君	民主
	牧	義夫君	民主
	高木	美智代君	公明

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件、議員提出法律案２件（継続審査）及び承認を求めるの件１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第１号）

○　要旨

経年劣化により特に重大な危害が生じるおそれが多い消費生活用製品について、製造事業者等に対し、製品に点検期間を表示するとともに、消費者に点検期間の到来を通知し、消費者の依頼があった場合は点検の実施を義務付ける等の措置を講じるもの

○　主な質疑内容

- 特定保守製品の対象品目を状況に応じて見直す可能性
- 特定保守製品以外の製品及び既販品の経年劣化事故対策
- 製品事故の未然防止に係る消費者意識向上のための政府の取組

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 電気用品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）

○ 要旨

最近、多発しているリチウムイオン蓄電池による異常発熱等の危険の発生を防止するため、蓄電池を電気用品安全法による規制の対象に追加するとともに、旧電気用品取締法に基づく技術基準に適合した電気用品の安定的な流通を確保するため、電気用品の販売に係る特例措置を講じるもの

○ 主な質疑内容

・ 蓄電池の中で特にリチウムイオン蓄電池を法の対象とする理由
・ リチウムイオン蓄電池の技術開発への積極的な支援の必要性
・ 平成18年３月末の経過措置期間の終了に伴って生じた中古電気用品の取扱いに係る混乱の総括

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外４名提出、第166回国会衆法第43号）

○ 要旨

（第166回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外４名提出、第166回国会衆法第44号）

○ 要旨

（第166回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑤ 外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第２号）

○ 要旨

外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から実施されている北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、平成19年10月14日以降も継続して当該措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの

○ 主な質疑内容

・ 北朝鮮に対する一連の制裁措置の効果及び迂回輸入への対応策の実施状況
・ 制裁措置の実効性を高めるための他国への働きかけの重要性
・ 中小企業に与える影響を考慮した上で安全保障貿易管理政策を推進していく必要性

○ 審査結果

承認

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	19.10.12		10.24 10.26	10.31	10.31 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （附）	11. 2 可決	経済産業 11.13 可決 （附）	11.14 可決	11.21 法117号
電気用品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	10.12		10.24 10.26	10.31	10.31 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （附）	11. 2 可決	経済産業 11.13 可決 （附）	11.14 可決	11.21 法116号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号）	(19. 6. 6)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号）	(19. 6. 6)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		備　考
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	19.10.19		10.30 10.31	11. 2	11. 2 承認（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産）	11. 2 承認	経済産業 11.13 承認	11.14 承認	

（3）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。

○　主な質疑内容

・　景気回復状況のばらつきを踏まえた中小企業活性化及び地方再生施策
・　消費者の支払能力を超えたクレジット契約を禁止する必要性
・　信用保証制度への責任共有制度の導入に伴う影響と対策
・　独立行政法人産業技術総合研究所の特許生物寄託センターにおける病原性微生物の不適切な管理に対する経済産業大臣の所感
・　公正取引委員会の権限強化の流れを踏まえた審判制度見直しの必要性
・　国際標準規格に関する我が国の取組の在り方
・　事業承継税制の見直しに向けた経済産業大臣の取組方針
・　観測用地震計が設置されていない原子力発電所に対する懸念と今後の指導方針
・　石油備蓄の放出を含めた原油価格高騰への総合的な対応の必要性
・　独立行政法人日本貿易保険を政府全額出資の株式会社とすることの意義

10　国土交通委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（45人）

委員長	塩谷	立君	自民				
理　事	後藤	茂之君	自民	理　事	中野	正志君	自民
理　事	西銘	恒三郎君	自民	理　事	葉梨	康弘君	自民
理　事	山本	公一君	自民	理　事	伴野	豊君	民主
理　事	三日月	大造君	民主	理　事	高木	陽介君	公明
	赤池	誠章君	自民		石田	真敏君	自民
	遠藤	宣彦君	自民		小里	泰弘君	自民
	大塚	高司君	自民		鍵田	忠兵衛君	自民
	梶山	弘志君	自民		亀岡	偉民君	自民
	北村	茂男君	自民		坂本	剛二君	自民
	桜井	郁三君	自民		島村	宜伸君	自民
	杉田	元司君	自民		鈴木	淳司君	自民
	薗浦	健太郎君	自民		徳田	毅君	自民
	長崎	幸太郎君	自民		長島	忠美君	自民
	原田	憲治君	自民		松本	文明君	自民
	宮澤	洋一君	自民		盛山	正仁君	自民
	吉田六左エ門君		自民		若宮	健嗣君	自民
	泉	健太君	民主		黄川田	徹君	民主
	小宮山	泰子君	民主		古賀	一成君	民主
	下条	みつ君	民主		土肥	隆一君	民主
	長安	豊君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	赤羽	一嘉君	公明		伊藤	渉君	公明
	穀田	恵二君	共産		亀井	静香君	国民

（2）議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案９件、議員提出法律案２件（継続審査）及び承認を求めるの件１件、委員会提出法律案は４件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）

○　要旨

都市機能の高度化及び居住環境の向上を図るため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、防災街区整備地区計画の区域内において建築物の容積を配分する制度の創設、市町村による国道又は都道府県道の管理の特例措置の拡充等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　都市再生特別措置法制定以降の都市再生への取組状況
・　都市再生事業による地域活性化への効果
・　密集市街地の早期解消に向けた取組を改善・強化する必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

②　自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

○　**要旨**

独立行政法人に係る改革を推進するため、中期目標期間が終了する「自動車検査独立行政法人」について、いわゆる非公務員型の独立行政法人に移行するとともに、同法人が、審査手数料を直接徴収することができることとする等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　自動車検査独立行政法人が非公務員型の独立行政法人へ移行する際の課題
・　今後の基準適合性審査に係る手数料の在り方、納付方法及び納付窓口
・　自動車検査登録特別会計の剰余金についての認識

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

③　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（内閣提出第41号）

○　**要旨**

地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成、地域公共交通特定事業の実施計画の国による認定、認定事業に係る関係法律の特例等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　地域公共交通が衰退した原因
・　地方鉄道に対する支援措置及び地方鉄道存続のための仕組みの在り方
・　公共交通を重視するような交通政策への抜本的転換の必要性

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

④　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（内閣提出第42号）

○　**要旨**

広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定制度及び拠点施設関連基盤施設整備事業等の実施に要する経費に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案提出の理由及び本法律案による地域活性化の効果
・　民間拠点施設整備事業について国による厳格な審査を行う必要性
・　地域自立・活性化交付金事業の評価

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑤　港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）

○　要旨

最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げる措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　国の負担割合を引き上げることとした理由
・　港湾における廃棄物受入れや循環型社会の形成に向けた考え
・　廃棄物埋立護岸における環境対策

○　審査結果

可決

⑥　モーターボート競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）

○　要旨

競艇の収益性改善をめざし、私人への業務委託の解禁や日本船舶振興会への交付金率の見直しを行うとともに、場外発売場の設置についての許可制の導入、関係法人の指定法人化等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　公営ギャンブルとしてのモーターボート競走の在り方及び果たしてきた役割
・　日本船舶振興会への交付金率の見直しにより増加する施行者収益の使途
・　私人等への事務委託の導入に際しての適切な監督の必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）

○　要旨

タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、本法の対象となる指定地域について、輸送の安全を確保する観点を追加し、その拡大を図るとともに、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　タクシー運転者の長時間労働、低賃金の改善策
・　新たに指定される指定地域の選定基準
・　タクシー運転者に対する講習の実施主体、講習修了時の試験の実施の有無

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑧　測量法の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）（参議院送付）

○　要旨

測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果をインターネットにより提供する制度の創設、測量成果の複製又は使用に係る規制の合理化等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　測量成果のインターネットでの提供が国民生活等に与える影響

・　測量成果のインターネット上の公開に伴う個人情報及び国家の安全保障情報の保護の必要性
・　複製等の承認の要否及び承認基準を明確にする必要性

○　**審査結果**

可決

⑨　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付）

○　**要旨**

住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により建設業者及び宅地建物取引業者が負う新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保等を図るため、住宅建設瑕疵担保保証金等の供託、国土交通大臣による住宅瑕疵担保責任保険法人の指定等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　構造計算書偽装問題に対応する一連の法整備についての評価及び今後の課題
・　モラルハザード防止についての業界団体の取組及び今後の方針
・　瑕疵担保責任の履行の確保措置として保険と供託の２つの方式を採用した理由

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑩　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（石破茂君外４名提出、第164回国会衆法第24号）

○　**要旨**

海洋構築物等の安全及びその周辺海域における船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣が国連海洋法条約に定めるところにより安全水域を設定することができること、原則として何人も許可を受けなければ安全水域に入域してはならないこと等を定めるもの

○　**審査結果**

撤回許可

⑪　交通基本法案（細川律夫君外５名提出、第165回国会衆法第６号）

○　**要旨**

交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、移動に関する権利を明確にし、交通についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、交通に関する基本的施策を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑫　国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第８号）

○　**要旨**

現行法が平成19年３月31日限りで失効することに伴い、有効期限を更に10年間延長する措置を講ずるもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑬　海洋基本法案（国土交通委員長提出、衆法第11号）

○　要旨

海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、海洋基本計画を定めることなど海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、内閣に総合海洋政策本部を設置するもの

○　審査結果

成案・提出決定

⑭　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第12号）

○　要旨

海洋構築物等の安全及びその周辺海域における船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣が国連海洋法条約に定めるところにより安全水域を設定することができること、原則として何人も許可を受けなければ安全水域に入域してはならないこと等を定めるもの

○　審査結果

成案・提出決定

⑮　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第46号）

○　要旨

住生活基本法の基本理念にのっとり、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、基本方針の策定等の施策の基本となる事項等を定めるもの

○　審査結果

成案・提出決定

⑯　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第２号）

○　要旨

入港禁止についての平成18年７月５日の閣議決定の一部を変更（北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の期間を平成19年10月13日まで６か月間延長する等）したため、特定船舶入港禁止法第５条第１項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの

○　主な質疑内容

・　北朝鮮に入港した船舶、北朝鮮船籍から他国の船籍に変更した船舶等を入港禁止の対象から除外している理由
・　我が国の北朝鮮に対する経済制裁の有効性
・　入港禁止措置を延長する理由

○　審査結果

承認

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	19. 2. 6		3. 9 3.13	3.14 3.16	3.16 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産） （附）	3.16 可決	国土交通 3.27 可決 （附）	3.28 可決	3.31 法19号
自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	2. 6		3.14 3.16	3.20	3.20 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産） （附）	3.23 可決	国土交通 3.28 可決 （附）	3.29 可決	3.30 法9号
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（内閣提出第41号）	2.13		3.28 4. 3	4.10 4.11	4.11 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・国民） （附）	4.12 可決	国土交通 5.17 可決 （附）	5.18 可決	5.25 法59号
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（内閣提出第42号）	2.13		4.10 4.11	4.13 4.25	4.25 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産） （欠-国民） （附）	4.26 可決	国土交通 5.10 可決 （附）	5.11 可決	5.18 法52号
港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	2.13		4.10 4.11	4.13 4.25	4.25 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産） （欠-国民）	4.26 可決	国土交通 5.24 可決	5.25 可決	6. 1 法71号
モーターボート競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	2.27		3.20 3.20	3.23	3.23 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産） （附）	3.27 可決	国土交通 3.29 可決 （附）	3.29 可決	3.31 法16号
タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	3. 6		4.24 4.25	5. 8 5. 9	5. 9 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （欠-国民） （附）	5.10 可決	国土交通 6. 7 可決 （附）	6. 8 可決	6.15 法87号
測量法の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）（参議院送付）	参 3. 6		5.10 5.11	5.15	5.15 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （欠-国民）	5.17 可決	国土交通 4.12 可決	4.13 可決	5.23 法55号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付）	参 19. 3. 6	5.18	5.18 5.18	5.22 5.23	5.23 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （欠-国民） （附）	5.24 可決	国土交通 4.26 可決 （附）	4.27 可決	5.30 法66号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（石破茂君外4名提出、第164回国会衆法第24号）	(18. 5.16)		19. 1.25		（4. 3） （撤回許可）				
交通基本法案（細川律夫君外5名提出、第165回国会衆法第6号）	(18.12.13)		19. 1.25			（7. 5） （閉会中審査）			
国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第8号）	19. 3.16				3.16 成案・提出決定(全) （賛-自民・民主・公明・共産・国民）	3.16 可決	国土交通 3.22 可決 （附）	3.23 可決	3.30 法5号
海洋基本法案（国土交通委員長提出、衆法第11号）	4. 3				4. 3 成案・提出決定(全) （賛-自民・民主・公明・共産・国民）	4. 3 可決	国土交通 4.19 可決 （附）	4.20 可決	4.27 法33号
海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第12号）	4. 3				4. 3 成案・提出決定(全) （賛-自民・民主・公明・共産・国民）	4. 3 可決	国土交通 4.19 可決	4.20 可決	4.27 法34号
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第46号）	6. 8				6. 8 成案・提出決定(全) （賛-自民・民主・公明・共産・国民）	6.12 可決	国土交通 6.28 可決	6.29 可決	7. 6 法112号

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備　考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	19. 4.20		5.23 5.23	5.25	5.25 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （欠-国民）	5.29 承認	国土交通 5.31 承認	6. 1 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 水門設備工事に係る談合事件の経過及び再発防止策
- 官製談合と天下りの構造的問題
- 観光立国に向けた取組方針
- 海洋基本法の必要性
- 住宅困窮者に対するセーフティネット充実に向けた取組
- ジェットコースターの安全規定を法令で明確にする必要性
- 道路整備の中期計画と道路特定財源の関係
- ツアーバス事業者に対する実態調査、監査強化の必要性
- 空港・港湾の国際競争力強化の取組
- ボンバルディア機について安全情報を共有するシステム構築の必要性
- 羽田空港の国際線自由化問題

(4) 決議

決議は３件で、その内容は次のとおりである。

①　国際観光文化都市の整備等に関する件（平成19.3.16）

政府は、国際観光文化都市が我が国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割にかんがみ、国際観光文化都市の指定による良好な都市環境の形成等を図るため、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1　「観光立国」を目指すべく成立した「観光立国推進基本法」のもと、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現が促進されるよう、法制度も含め、観光関係施策の一層の充実に向けた検討を進めること。

2　国際観光文化都市を目指す地方公共団体のまちづくりを効果的に支援すべく、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律における指定都市の基準の検討を行うこと。

右決議する。

②　新たな海洋立国の推進に関する件（平成19.4.3）

政府は、海洋基本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

1　本法に規定する「新たな海洋立国」実現に向けた海洋政策を具体化する海洋基本計画を早急に策定するとともに、本法により内閣に設置される総合海洋政策本部がその実現に向けた諸施策を政府として集中的かつ総合的に推進できるよう体制整備を行うこと。

2　本法に規定する海洋基本計画の策定及びこれに基づく諸施策の推進に当たっては、本法により内閣に設置される総合海洋政策本部に、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置し、その意見を反映させること。

3　海洋法に関する国際連合条約等の規定に基づく国内法の整備がいまだ十分でないことにかんがみ、海洋に関する我が国の利益を確保し、及び海洋に関する国際的な義務

を履行するため、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に規定する諸制度に関する我が国の国内法制を早急に整備すること。

また、生物多様性条約その他の国際約束にかんがみ海洋環境の保護がますます重要となっていることに留意し、海洋の生物の多様性の確保等のための海洋保護区の設置等、海洋環境の保全を図るために必要な具体的措置について検討すること。

4　海に囲まれた我が国にとって、海上輸送、海洋資源の開発及び利用等の安全の確保は不可欠であり、そのため、海上の安全及び治安の確保とともに、危機管理について万全の体制を整備することが極めて重要であることにかんがみ､海上保安庁について、危機管理に関する関係行政機関との連携を含め組織体制の総合的な検討･充実を図ること。

5　政府は、我が国が正当にその領有権を有している領土の保全に遺漏なきを期すとともに、海洋の新たな秩序を構築することが海洋国家としての我が国の国益に沿うことにかんがみ、外交的施策における努力を始めとする各般の施策をより一層強力に推進すること。

右決議する。

③　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する件（平成19.6.8）

政府は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1　地方公共団体が地域の実情を踏まえて弾力的かつ効果的に住宅セーフティネットを構築できるよう、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）被害者をはじめとして多様な住宅確保要配慮者の範囲設定の在り方、施策の進め方等に関しきめ細かに基本方針に位置付けるよう努めること。

2　公営住宅を補完する公的賃貸住宅制度の再編により新たに創設される地域優良賃貸住宅制度について、住宅確保要配慮者の賃貸住宅に対する需要に的確に対応した公的賃貸住宅の供給が行われるよう、制度の適切な運用の促進に努めること。

3　公的賃貸住宅の入居者により当該住宅が適切に維持されるよう、公的賃貸住宅の管理者を通じて入居者のモラルに関する啓発に努めること。

4　住宅確保要配慮者に対するきめ細かな援助を実現するため、賃貸住宅の供給の促進に関する施策と福祉に関する施策の適切な連携により、医療施設、介護施設、子育て支援施設等の整備促進などが図られるよう、公的賃貸住宅団地内の敷地、施設等の有効活用の推進を含め必要な支援に努めること。

5　本法において定められた独立行政法人都市再生機構の本来の役割を十分認識し、その組織体制等不断の見直しを行うとともに、同機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。

6　住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、行政及び様々な主体が参加し必要な協議を行う場である居住支援協議会について､その設立や活動への支援、運営の公平性の確保及び情報公開の徹底等の運営の透明性の確保への支援に努めること。

7　公営住宅の入居者等の生活の安全と平穏を確保するため、公営住宅における暴力団排除に向けた措置を、関係行政機関との連携により早急かつ効果的に講じること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 2.21	独立行政法人水資源機構理事長	青山　俊樹君	国土交通行政の基本施策に関する件
3.14	独立行政法人都市再生機構理事	松野　　仁君	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
3.28	東京大学大学院工学系研究科教授	河内　啓二君	国土交通行政の基本施策に関する件（航空の安全・安心）
	社団法人日本航空技術協会会長	久保　哲也君	
	定期航空協会理事長	辻村　邦康君	
	航空アナリスト	杉浦　一機君	
4.10	政策研究大学院大学教授	森地　　茂君	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（内閣提出）
	社団法人日本バス協会会長	齋藤　　寛君	
	富山市長	森　　雅志君	
	立命館大学経営学部教授	土居　靖範君	
5. 8	一橋大学大学院商学研究科長・商学部長	山内　弘隆君	タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	社団法人全国乗用自動車連合会経営委員長	三浦　宏喜君	
	全国自動車交通労働組合連合会書記長	待鳥　康博君	
	慶應義塾大学商学部教授	井手　秀樹君	
5.22	社団法人住宅生産団体連合会会長	和田　　勇君	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	弁護士・日本弁護士連合会住宅紛争処理機関検討委員会委員長	金子　光邦君	
	慶應義塾大学理工学部教授	村上　周三君	
	社団法人日本損害保険協会常務理事	吉田　浩二君	

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19. 6.11	富山県	国土交通行政に関する実情調査	10人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長　塩谷　　立君　自民
理　事　後藤　　茂之君　自民
理　事　西銘　恒三郎君　自民
理　事　山本　　公一君　自民
理　事　三日月　大造君　民主
赤池　　誠章君　自民
遠藤　　宣彦君　自民
大塚　　高司君　自民
梶山　　弘志君　自民
北村　　茂男君　自民
桜井　　郁三君　自民
杉田　　元司君　自民
薗浦　健太郎君　自民
長崎　幸太郎君　自民
原田　　憲治君　自民
宮澤　　洋一君　自民
吉田六左エ門君　自民
泉　　健太君　民主
小宮山　泰子君　民主
下条　　みつ君　民主
長安　　豊君　民主
赤羽　　一嘉君　公明
穀田　　恵二君　共産

理　事　中野　　正志君　自民
理　事　葉梨　　康弘君　自民
理　事　伴野　　豊君　民主
理　事　高木　　陽介君　公明
石田　　真敏君　自民
小里　　泰弘君　自民
鍵田　忠兵衛君　自民
亀岡　　偉民君　自民
坂本　　剛二君　自民
島村　　宜伸君　自民
鈴木　　淳司君　自民
徳田　　毅君　自民
長島　　忠美君　自民
松本　　文明君　自民
盛山　　正仁君　自民
若宮　　健嗣君　自民
黄川田　　徹君　民主
古賀　　一成君　民主
土肥　　隆一君　民主
鷲尾　英一郎君　民主
伊藤　　渉君　公明
亀井　　静香君　国民

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

交通基本法案（細川律夫君外５名提出、第165回国会衆法第６号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
交通基本法案（細川律夫君外5名提出、第165回国会衆法第6号）	(18.12.13)		19. 8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

【第168回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	竹本	直一君	自民				
理　事	河本	三郎君	自民	理　事	西村	康稔君	自民
理　事	西銘	恒三郎君	自民	理　事	望月	義夫君	自民
理　事	山本	公一君	自民	理　事	川内	博史君	民主
理　事	後藤	斎君	民主	理　事	高木	陽介君	公明
	赤池	誠章君	自民		遠藤	宣彦君	自民
	小里	泰弘君	自民		大塚	高司君	自民
	岡部	英明君	自民		鍵田	忠兵衛君	自民
	金子	善次郎	自民		亀岡	偉民君	自民
	北村	茂男君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	島村	宜伸君	自民		菅原	一秀君	自民
	杉田	元司君	自民		鈴木	淳司君	自民
	谷	公一君	自民		徳田	毅君	自民
	長崎	幸太郎君	自民		長島	忠美君	自民
	葉梨	康弘君	自民		林	幹雄君	自民
	原田	憲治君	自民		松本	文明君	自民
	盛山	正仁君	自民		若宮	健嗣君	自民
	石川	知裕君	民主		逢坂	誠二君	民主
	小宮山	泰子君	民主		古賀	一成君	民主
	長安	豊君	民主		三日月	大造君	民主
	森本	哲生君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	赤羽	一嘉君	公明		漆原	良夫君	公明
	穀田	恵二君	共産		亀井	静香君	国民

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件、議員提出法律案１件（継続審査）及び承認を求めるの件１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　気象業務法の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）

○　要旨

地震及び噴火による被害の軽減を図るため、発生した断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報を気象庁に義務付けること等を定めるもの

○　主な質疑内容

・　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備が遅れている原因
・　緊急地震速報の放送に関する対応が報道機関により異なっていることに対する国土交通大臣の見解
・　法律案の提出時期と緊急地震速報の運用開始時期についての見解

○　審査結果

可決

②　交通基本法案（細川律夫君外５名提出、第165回国会衆法第６号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）

○　要旨

入港禁止についての平成18年７月５日の閣議決定の一部を変更（北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の期間を平成20年４月13日まで延長）したため、特定船舶入港禁止法第５条第１項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの

○　主な質疑内容

・　北朝鮮との対話を促す圧力としての入港禁止措置の有効性
・　閣議決定において入港禁止を実施する理由に拉致問題を明示する必要性
・　国際社会及び近隣諸国の北朝鮮に対する制裁措置の実施状況

○　審査結果

承認

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
気象業務法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	19.10.12		10.24 10.24	10.31	10.31 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・国民）	11. 2 可決	国土交通 11.13 可決	11.14 可決	11.21 法115号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
交通基本法案（細川律夫君外5名提出、第165回国会衆法第6号）	(18.12.13)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		備　考
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	19.10.19		10.30 10.31	11. 2	11. 2 承認（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産）	11. 2 承認	国土交通 11.13 承認	11.14 承認	

（3）国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　中小企業者の受注機会増大に向けた国土交通省の取組
・　外国人旅行者誘致拡大のための国土交通省の取組
・　地域公共交通の活性化及び再生のための今後の取組
・　道路の中期計画の策定及び平成20年３月に期限を迎える暫定税率の見直しについて的確に対応する必要性
・　首都高速道路及び阪神高速道路の距離別料金制導入による料金負担増を軽減するため道路特定財源を活用する必要性
・　水害の予防に向けた取組に重点を置く必要性
・　改正建築基準法施行後において建築確認と着工が遅延している原因及び対応策
・　都市再生機構（ＵＲ）賃貸住宅の管理・処分に関する今後の方針
・　ＪＲ東海の全額自己負担を前提としたリニア中央新幹線整備方針に対する政府の見解
・　タクシーの規制緩和により生じた効果とタクシー業界の将来像

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19.10.24	独立行政法人都市再生機構理事	尾見　博武君	国土交通行政の基本施策に関する件

（5）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19.11.28	山梨県	国土交通行政に関する実情調査	11人

11　環境委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（30人）

委員長	西野　あきら君	自民	
理　事	石崎　　岳君	自民	理　事　宇野　　治君　自民
理　事	桜井　　郁三君	自民	理　事　鈴木　　俊一君　自民
理　事	竹下　　亘君	自民	理　事　末松　　義規君　民主
理　事	田島　　一成君	民主	理　事　江田　　康幸君　公明
	上野　賢一郎君	自民	北川　　知克君　自民
	小杉　　隆君	自民	木挽　　司君　自民
	近藤　三津枝君	自民	坂井　　学君　自民
	篠田　　陽介君	自民	とかしきなおみ君　自民
	中川　　泰宏君	自民	並木　　正芳君　自民
	野田　　聖子君	自民	藤野　真紀子君　自民
	馬渡　　龍治君	自民	山本ともひろ君　自民
	石川　　知裕君	民主	近藤　　昭一君　民主
	長浜　　博行君	民主	村井　　宗明君　民主
	吉田　　泉君	民主	田端　　正広君　公明
	江田　　憲司君	無	

（2）議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案４件、議員提出法律案１件及び参議院提出法律案１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）

○　要旨

食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量等に関し定期の報告を義務付けるとともに、再生利用事業計画に位置付けられた食品循環資源の収集又は運搬を行う者について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　食品関連事業者の食品リサイクルへの取組を促進する支援策の在り方
・　家庭から排出される食品残さの利用の在り方
・　再生利用等への優良な取組を評価し支援等をしていく必要性
・　食品リサイクルの推進における自治体の役割及び責任の在り方

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　温泉法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）

○　要旨

温泉の保護及び利用の適正化を図るため、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者（温泉旅館等）に対する定期的な温泉成分分析及びその結果に基づく掲示内容の変更の義務付け、土地の掘削等の許可に付された条件に違反した者に対する許可の取消し等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　温泉の新たな区分定義の設定を含めた温泉法及び温泉行政の抜本的見直しの必要性
・　温泉成分の再分析の期間を10年毎とする妥当性及びその根拠
・　温泉成分分析を行う登録分析機関の分析能力の確保の必要性

○　審査結果

可決

③　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）

○　要旨

「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（ロンドン条約96年議定書）の実施等に伴い、油、有害液体物質等及び廃棄物を海底の下に廃棄することを原則として禁止する一方、有効な地球温暖化対策の１つとなり得る技術である特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度を創設する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　二酸化炭素（CO_2）回収・貯留技術（ＣＣＳ）の安全性の確保と国民の理解の促進に向けた啓発の在り方
・　地中に貯留されたCO_2の科学的性質及びその安全性並びに災害等による漏出が海洋環境に及ぼす影響
・　諸外国におけるＣＣＳの動向及び地球温暖化対策としての位置付け

○　審査結果

可決（附帯決議）

④　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）

○　要旨

自動車から排出される窒素酸化物等による大気汚染防止対策の強化を図るため、大気汚染が特に著しい地区について都道府県知事が窒素酸化物重点対策計画等を策定するほか、自動車の交通需要を新たに生じさせる建物（劇場、ホテル等）の新設等の際の届出制の導入や、対策地域の周辺地域に車両登録されている特定の自動車を指定地区で運行する事業者の取り組むべき措置を設けること等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　粒径2.5μm以下の微小粒子状物質（ＰＭ2.5）の環境基準設定の必要性
・　今回の改正案による流入車対策の内容及びその対象者並びにコスト負担増により事業者の対応が困難となるおそれ
・　ロードプライシング（通行料金制度）等走行量抑制措置を実施する必要性

○　参考人からの意見の聴取
○　審査結果
可決（附帯決議）

⑤　エコツーリズム推進法案（環境委員長提出、衆法第36号）

○　要旨
エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することから、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるもの
○　結果
成案・提出決定

⑥　環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外２名提出、衆法第38号）

○　要旨
環境健康被害者等の権利利益の保護を図るため、環境健康被害者等の救済のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境健康被害者等の救済のための施策の基本となる事項を定めること等により、環境健康被害者等の救済のための施策を総合的かつ計画的に推進するもの
○　審査結果
継続審査

⑦　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（参議院提出、参法第１号）

○　要旨
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めようとするもの
○　主な質疑内容
・　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）と本法律案（グリーン契約法案）との相違点
・　省エネルギー改修事業（ＥＳＣＯ事業）の国庫債務負担行為期間を、財政法で定められている５年度以内ではなく、10年度以内とした理由及びその効果
・　本法律案の対象が、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に限定されている理由並びに国会及び裁判所の扱い
○　審査結果
可決

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	19. 3. 2		5.11 5.15	5.18 5.22	5.22 可決（全） （賛-自民・民主・公明・江田憲司君） （附）	5.24 可決	環境 6. 5 可決 （附）	6. 6 可決	6.13 法83号
温泉法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	3. 2		3.22 3.23	4. 3	4. 3 可決（全） （賛-自民・民主・公明・江田憲司君）	4.10 可決	環境 4.17 可決 （附）	4.18 可決	4.25 法31号
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）	3. 9		4.20 4.24	4.27	4.27 可決（全） （賛-自民・民主・公明・江田憲司君） （附）	5. 8 可決	環境 5.22 可決 （附）	5.23 可決	5.30 法62号
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）	3. 9	4. 3	4. 3 4.10	4.13	4.13 可決（全） （賛-自民・民主・公明・江田憲司君） （附）	4.17 可決	環境 5.10 可決 （附）	5.11 可決	5.18 法50号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
エコツーリズム推進法案（環境委員長提出、衆法第36号）	19. 5.25				5.25 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明) (欠-江田憲司君)	5.29 可決	環境 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法105号
環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、衆法第38号）	5.30		7. 3			(7. 5) (閉会中審査)			

参　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（参議院提出、参法第1号）	参 19. 4.11		4.13 5.11	5.15	5.15 可決(全) (賛-自民・民主・公明) (欠-江田憲司君)	5.17 可決	環境 4.12 可決	4.13 可決	5.23 法56号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 米国、中国、インド等の参加を促すため現状の省エネ効率を加味した京都議定書後の次期枠組みを構築する必要性
- 来年の北海道洞爺湖サミットまでに我が国が温室効果ガスの長期削減目標を設定し公表する必要性
- バイオ燃料の利活用によるCO_2排出の削減効果についての科学的評価
- 輸入とうもろこしからバイオエタノールと飼料を同時に製造する取組に対する国の支援策
- 東アジアにおけるリサイクル等の環境対策推進のための関係国の協力体制強化の必要性
- 平成16年度から18年度までに全国で実施された16のエコツーリズム推進モデル事業

の成果及び同事業の実施により明らかとなったエコツーリズム推進のための課題
・　エコツーリズム推進における生物多様性保全への配慮の重要性についての環境大臣の所見
・　生物多様性保全に向けたＮＧＯや地域住民等との協力体制の在り方
・　カエルツボカビ症に係る全国的な実態把握のための調査実施体制及びその財源確保の状況
・　狂犬病予防法により捕獲・抑留された犬に対し、動物愛護管理法の枠組みにより生存の機会を与える必要性
・　事業を行わない案を選択肢の１つとする戦略的環境アセスメント制度を早期に法制化する必要性
・　東京大気汚染公害訴訟の原告に対する国による救済措置の必要性
・　豊洲地区（東京都）の東京ガス工場跡地から漏出する汚染水の問題性に対する環境省の認識

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 4. 13	福岡大学法学部教授	浅野　直人君	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	弁護士	原　希世巳君	
	財団法人ひょうご環境創造協会顧問	小林　悦夫君	
5. 18	神戸大学大学院経済学研究科教授	石川　雅紀君	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	パレスホテルマーケティング部広報室室長	笹本　　猛君	
	ジャーナリスト 環境カウンセラー	崎田　裕子君	

【第167回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長　西野　あきら君　自民
理　事　石崎　　岳君　自民
理　事　桜井　　郁三君　自民
理　事　竹下　　亘君　自民
理　事　田島　　一成君　民主
上野　賢一郎君　自民
小杉　　隆君　自民
近藤　三津枝君　自民
篠田　　陽介君　自民
中川　　泰宏君　自民
野田　　聖子君　自民
馬渡　　龍治君　自民
石川　　知裕君　民主
階　　猛君　民主
吉田　　泉君　民主
江田　　憲司君　無

理　事　宇野　　治君　自民
理　事　鈴木　　俊一君　自民
理　事　末松　　義規君　民主
理　事　江田　　康幸君　公明
北川　　知克君　自民
木挽　　司君　自民
坂井　　学君　自民
とかしきなおみ君　自民
並木　　正芳君　自民
藤野　真紀子君　自民
山本ともひろ君　自民
近藤　　昭一君　民主
村井　　宗明君　民主
田端　　正広君　公明

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外２名提出、第166回国会衆法第38号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会 付託日 提案理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号）	(19. 5.30)		8. 7			(8.10)（閉会中審査）			

(3) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院米国における地球温暖化影響等環境保全状況調査議員団	（閉会中）平成19. 8.16 ～ 8.23	米国	米国における地球温暖化影響等環境保全状況の調査	５人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長　小島　　敏男君　自民
理　事　小野　　晋也君　自民
理　事　木村　　隆秀君　自民
理　事　西野　あきら君　自民
理　事　伴野　　豊君　民主
　　あかま　二郎君　自民
　　小杉　　隆君　自民
　　近藤　三津枝君　自民
　　鈴木　　俊一君　自民
　　とかしきなおみ君　自民
　　並木　　正芳君　自民
　　山本ともひろ君　自民
　　末松　　義規君　民主
　　田名部　匡代君　民主
　　吉田　　泉君　民主
　　江田　　憲司君　無
理　事　大前　　繁雄君　自民
理　事　北川　　知克君　自民
理　事　岩國　　哲人君　民主
理　事　江田　　康幸君　公明
　　上野　賢一郎君　自民
　　木挽　　司君　自民
　　坂井　　学君　自民
　　土屋　　品子君　自民
　　中川　　泰宏君　自民
　　藤野　真紀子君　自民
　　渡部　　篤君　自民
　　田島　　一成君　民主
　　村井　　宗明君　民主
　　高木　美智代君　公明

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　温泉法の一部を改正する法律案（内閣提出第４号）

○　要旨

温泉の掘削や採取の際に発生する可燃性天然ガス（メタンガス）による災害を防ぐため、掘削の許可基準の見直しや採取の許可制度の創設等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　大深度掘削泉からのメタンガスの発生状況及び大深度掘削泉の新規掘削を制限する必要性
・　都道府県知事による温泉採取の許可が不要となる災害防止措置を必要としない旨の都道府県知事の確認の際の具体的判断基準
・　本法律案により温泉掘削時に義務付けられることとなる安全対策の内容

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外２名提出、第166回国会衆法第38号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
温泉法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	19.10.12		10.24 10.26	10.30	11. 2 可決（全） （賛-自民・民主・公明） （欠-江田憲司君） （附）	11. 2 可決	環境 11.20 可決 （附）	11.26 可決	11.30 法121号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号）	(19. 5.30)		9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			

（3）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　地球温暖化の原因が温室効果ガスの増加であるとする「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）」の報告だけではなく、他の様々な要因も考慮しつつ我が国として温暖化対策に取り組んでいく必要性

・　我が国がリーダーシップを取ってアジア地域における気候変動対策システムを構築し、環境と経済の両立を図っていく必要性についての環境大臣の所見

・　低炭素社会実現のため、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を拡大する必要性

・　食料価格に影響を与えない廃棄物系バイオエタノール燃料の普及促進及び揮発油税のエタノール分の非課税化に向けた取組の必要性

・　石綿健康被害救済法に基づく救済給付の認定率が低率となっている理由及びその改善に向けた検討状況

・　第３次生物多様性国家戦略の策定だけでなく、政府として生物保護のための基本法を策定する必要性

・　生後90日以内の子犬を狂犬病予防法による抑留の対象外とする厚生労働省通知（平成19年５月１日）の趣旨が徹底されていない地方公共団体もある現状についての環境大臣の所感及び今後の取組方針
・　プラスチック製容器包装のリサイクルについては、循環型社会形成推進基本法等が定める循環資源利用の優先順位に基づき、今後もマテリアルリサイクルをケミカルリサイクルより優先させていく必要性
・　環境教育における環境省と文部科学省との連携状況並びに最近10年間の教科書における環境問題の取扱い状況に対する環境大臣の認識及び評価
・　東京都が実施予定の都中央卸売市場豊洲新市場予定地における土壌汚染の詳細調査と土壌汚染対策法第３条に定める土壌汚染状況調査とが同質であるか否かについての環境省の認識

12　安全保障委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（30人）

委員長	木村　太郎君	自民	
理　事	今津　寛君	自民	理　事　北村　誠吾君　自民
理　事	寺田　稔君	自民	理　事　中谷　元君　自民
理　事	仲村　正治君	自民	理　事　笹木　竜三君　民主
理　事	神風　英男君	民主	理　事　遠藤　乙彦君　公明
	安次富　修君	自民	石破　茂君　自民
	江渡　聡徳君	自民	大塚　拓君　自民
	大前　繁雄君	自民	瓦　力君　自民
	髙木　毅君	自民	浜田　靖一君　自民
	福田　良彦君	自民	宮路　和明君　自民
	山内　康一君	自民	山崎　拓君　自民
	石関　貴史君	民主	津村　啓介君　民主
	長島　昭久君	民主	前田　雄吉君　民主
	赤松　正雄君	公明	赤嶺　政賢君　共産
	辻元　清美君	社民	下地　幹郎君　国民
	西村　真悟君	無	

（2）議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案３件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（内閣提出第27号）

○　要旨

在日米軍の再編に当たり、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺市町村に対し交付金の交付等の特別の措置を講じ、併せて沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から在沖米海兵隊のグアム移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例等を定めるもの

○　主な質疑内容

・　在日米軍再編に伴う経費の総額
・　在沖米海兵隊のグアム移転経費に関する日本側負担額の算定根拠
・　再編交付金の交付基準
・　再編交付金の交付により在日米軍再編の促進を図る手法の妥当性
・　本法律案で政令に委任されている事項の具体的内容

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決

② 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

○ 要旨

防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必要な組織の改編等を行うとともに、特別の機関として防衛監察本部を新設するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とし、陸上自衛隊の中央即応集団及び第11師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更することを主な内容とするもの

○ 主な質疑内容

- 地方防衛局と地方協力本部の関係
- 防衛監察本部への人材登用の在り方
- 防衛監察本部の規模の妥当性
- 防衛施設庁廃止及び同庁機能の防衛省本省統合に伴う人員削減規模の妥当性
- 陸上自衛隊第11師団を旅団に改編する理由

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第93号）

○ 要旨

国家安全保障に係る諸課題に即座に対応できるよう、官邸の司令塔機能の強化に向けた体制の整備を行うため、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する幅広い事項に拡充するとともに、新たに内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官等による審議の仕組みを創設し、同会議に特定の事項を専門的に調査審議する専門会議を置くほか、事務局を設置する等の措置を講じるもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（内閣提出第27号）	19. 2. 9	3.23	3.23 3.23	3.27 3.29 4. 3 4.10 4.12	4.12 可決（多） （賛-自民・公明・下地幹郎君・西村真悟君） （反-共産・社民）	4.13 可決	外交防衛 5.22 可決 （附）	5.23 可決	5.30 法67号
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	2. 9	5.10	5.10 5.15	5.18 5.24	5.24 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民・西村真悟君） （反-共産・社民） （附）	5.25 可決	外交防衛 5.31 可決 （附）	6. 1 可決	6. 8 法80号

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第93号）	19. 4. 6		6. 7			（7. 5）（閉会中審査）			

（3）国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　防衛庁の省移行に伴うシビリアンコントロールへの影響の有無
・　武器輸出三原則の趣旨及び内容についての防衛大臣の認識
・　六者会合における北朝鮮の弾道ミサイル問題に係る議論の有無と今後の対応
・　我が国の弾道ミサイル防衛（ＢＭＤ）システムのうちペトリオットＰＡＣ－３による防護可能範囲及び首都を防護する場合の展開地域
・　ＢＭＤシステム開発が新たな軍拡競争に発展する懸念
・　辺野古崎における環境現況調査の方法及び内容を公表する必要性
・　在沖米軍北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設候補地選定における米軍の運用と自然環境保護との優先関係
・　自衛隊の国際平和協力活動に関してＮＡＴＯ・ＥＵの経験則に学ぶ必要性
・　アフガニスタンにおけるＰＲＴ（地方復興支援チーム）への我が国の参加についての防衛大臣及び外務大臣の見解
・　インテリジェンスに係る我が国の現状に対する防衛大臣及び外務大臣の認識

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成19. 4. 10	軍事評論家	江畑　謙介君	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（内閣提出）
	大阪大学大学院法学研究科教授	坂元　一哉君	
	拓殖大学国際学部教授	川上　高司君	
	沖縄大学名誉教授	新崎　盛暉君	
5. 17	千歳市長	山口幸太郎君	国の安全保障に関する件（基地問題等）
	岩国市長	井原　勝介君	
	宜野湾市長	伊波　洋一君	

（5）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成19. 6. 13	東京都（福生市）、神奈川県	国の安全保障における防衛等の実情調査	15人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	木村	太郎君	自民			
理　事	今津	寛君	自民	理　事	北村	誠吾君	自民
理　事	寺田	稔君	自民	理　事	中谷	元君	自民
理　事	仲村	正治君	自民	理　事	内山	晃君	民主
理　事	笹木	竜三君	民主	理　事	遠藤	乙彦君	公明
	安次富	修君	自民		赤城	徳彦君	自民
	石破	茂君	自民		大塚	拓君	自民
	大前	繁雄君	自民		瓦	力君	自民
	髙木	毅君	自民		浜田	靖一君	自民
	福田	良彦君	自民		宮路	和明君	自民
	山内	康一君	自民		山崎	拓君	自民
	神風	英男君	民主		津村	啓介君	民主
	長島	昭久君	民主		前田	雄吉君	民主
	赤松	正雄君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	辻元	清美君	社民		下地	幹郎君	国民
	西村	真悟君	無				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第93号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第93号）	(19. 4. 6)		8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 19. 9. 3 ～ 9. 4	北海道、青森県	国の安全保障における防衛等の実情調査	10人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	嘉数	知賢君	自民
理　事	今津	寛君	自民
理　事	武田	良太君	自民
理　事	仲村	正治君	自民
理　事	渡辺	周君	民主
	安次富	修君	自民
	大塚	拓君	自民
	木原	稔君	自民
	薗浦	健太郎君	自民
	浜田	靖一君	自民
	山内	康一君	自民
	神風	英男君	民主
	長島	昭久君	民主
	田端	正広君	公明
	辻元	清美君	社民
	西村	真悟君	無
理　事	北村	誠吾君	自民
理　事	中谷	元君	自民
理　事	山口	壮君	民主
理　事	赤松	正雄君	公明
	赤城	徳彦君	自民
	瓦	力君	自民
	木村	太郎君	自民
	寺田	稔君	自民
	細田	博之君	自民
	山崎	拓君	自民
	津村	啓介君	民主
	馬淵	澄夫君	民主
	赤嶺	政賢君	共産
	下地	幹郎君	国民

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案２件（うち継続審査１件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第93号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

審査未了

②　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

○　要旨

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任期制自衛官に係る退職手当の算定方法を改めるもの

○　主な質疑内容

・　不祥事が続発しているにも係わらず自衛隊員の給与の引上げを行うことに対する防衛大臣の認識

・　新設される専門スタッフ職俸給表の適用範囲を内部部局以外の機関及び自衛官にも拡大する必要性

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第93号）	(19. 4. 6)		9.10		（審査未了）				
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	11. 2		11. 5 11.15	11.16	11.16 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （欠-西村真悟君）	11.20 可決	外交防衛 11.29 可決	11.30 可決	11.30 法124号

（3）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　インド洋上における海上自衛隊による給油活動の意義
・　同活動の中断・中止がＯＥＦ－ＭＩＯ（海上阻止活動）及び我が国に対する国際的評価に与える影響
・　テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案にテロ対策特措法にある国会承認条項が盛り込まれなかった理由
・　テロ対策特措法に基づき他国艦船に給油する燃料等の調達方法及び調達業者名を非公開とする理由及び見直しの必要性
・　アフガニスタンにおける人道復興支援活動に協力する場合に根拠法を制定する必要性の有無
・　自衛隊の海外派遣に係る一般法制定に関する防衛大臣の見解
・　正規の代理店でない業者から航空自衛隊に暗視ゴーグルが納入された経緯及び納入時の検査体制
・　普天間飛行場代替施設に係る環境影響評価方法書において想定される米軍機の飛行ルート及び緊急時以外に米軍機が住宅地上空を飛行する可能性の有無
・　嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の実施と沖縄の負担軽減について外務大臣の見解

13　国家基本政策委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（30人）

委員長　衛藤　征士郎君　自民

理　事　臼井　日出男君　自民
理　事　船田　　元君　自民
理　事　村田　　吉隆君　自民
理　事　川端　　達夫君　民主
　　愛知　　和男君　自民
　　海部　　俊樹君　自民
　　武部　　勤君　自民
　　中川　　昭一君　自民
　　中山　　太郎君　自民
　　丹羽　　雄哉君　自民
　　町村　　信孝君　自民
　　小沢　　一郎君　民主
　　羽田　　孜君　民主
　　山岡　　賢次君　民主
　　志位　　和夫君　共産

理　事　小坂　　憲次君　自民
理　事　宮路　　和明君　自民
理　事　奥村　　展三君　民主
理　事　斉藤　　鉄夫君　公明
　　稲葉　　大和君　自民
　　古賀　　誠君　自民
　　津島　　雄二君　自民
　　中川　　秀直君　自民
　　二階　　俊博君　自民
　　保利　　耕輔君　自民
　　谷津　　義男君　自民
　　髙木　　義明君　民主
　　鳩山　由紀夫君　民主
　　北側　　一雄君　公明

（2）議案審査

付託された議案はなかった。

（3）合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討　議　内　容	開会日	討　議　者
1　国会関係		
(1)　議会運営		
①　社会保険庁改革関連法案の衆議院厚生労働委員会における採決の是非と国会審議の在り方	平成 19. 5.30	小沢　一郎君（民主）と安倍　晋三内閣総理大臣
②　年金時効停止特別措置法案の提出と委員会審査の在り方	5.30	小沢　一郎君（民主）と安倍　晋三内閣総理大臣
(2)　政治姿勢		
①　安倍総理が執筆した「美しい国へ」の中における天皇制の位置付け	5.16	小沢　一郎君（民主）と安倍　晋三内閣総理大臣

②　防衛大学校の卒業式における安倍総理の「自らの信念に基づいて的確な判断でもって行動すべし」とした訓示の真意	5.16	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
③　個別の戦闘についての心構えを訓示した理由	5.16	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
④　文民統制における自衛隊幹部の個々の判断の位置付け	5.16	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
２　教育問題関係		
(1)　戦後の教育行政の柱となってきた仕組みとその問題に対する安倍総理の認識	5.16	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
(2)　教育制度改革の中で教育委員会制度そのものを見直す必要性	5.16	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
３　厚生・労働関係		
(1)　薬害訴訟		
薬害肝炎訴訟の大阪、福岡及び東京地裁判決を踏まえて国として被害者を早急に救済する必要性	5.16	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
(2)　年金記録消失問題		
①　保険料を支払った事実に関する挙証責任の所在	5.30	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
②　領収書等を提示できない国民に対する第三者機関による救済手段の在り方	5.30	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
③　民主党の救済手段についての考え方	5.30	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
４　行政改革関係		
行財政改革を進める中で地方に対する国の補助金の在り方等を見直すとともに税金の無駄遣いをなくす必要性	5.16	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣

【第167回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	衛藤	征士郎君	自民
理　事	臼井	日出男君	自民
理　事	船田	元君	自民
理　事	村田	吉隆君	自民
理　事	川端	達夫君	民主
	愛知	和男君	自民
	海部	俊樹君	自民
	武部	勤君	自民
	中川	昭一君	自民
	中山	太郎君	自民
	丹羽	雄哉君	自民
	町村	信孝君	自民
	小沢	一郎君	民主
	羽田	孜君	民主
	山岡	賢次君	民主
	志位	和夫君	共産
理　事	小坂	憲次君	自民
理　事	宮路	和明君	自民
理　事	奥村	展三君	民主
理　事	斉藤	鉄夫君	公明
	稲葉	大和君	自民
	古賀	誠君	自民
	津島	雄二君	自民
	中川	秀直君	自民
	二階	俊博君	自民
	保利	耕輔君	自民
	谷津	義男君	自民
	髙木	義明君	民主
	鳩山	由紀夫君	民主
	北側	一雄君	公明

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

党首討論（第168回国会）

【第168回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長　衛藤　征士郎君　自民

理　事　臼井　日出男君　自民
理　事　萩山　教嚴君　自民
理　事　宮路　和明君　自民
理　事　鳩山　由紀夫君　民主
伊吹　文明君　自民
海部　俊樹君　自民
谷垣　禎一君　自民
中川　昭一君　自民
中山　太郎君　自民
丹羽　雄哉君　自民
谷津　義男君　自民
赤松　広隆君　民主
菅　直人君　民主
平野　博文君　民主
志位　和夫君　共産

理　事　菅　義偉君　自民
理　事　船田　元君　自民
理　事　奥村　展三君　民主
理　事　斉藤　鉄夫君　公明
稲葉　大和君　自民
武部　勤君　自民
津島　雄二君　自民
中川　秀直君　自民
二階　俊博君　自民
保利　耕輔君　自民
柳澤　伯夫君　自民
小沢　一郎君　民主
髙木　義明君　民主
北側　一雄君　公明

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討　議　内　容	開会日	討　議　者
1　厚生・労働関係		
年金記録問題		
①　約5,000万件にのぼる名寄せの未統合分中の約2,000万件分の照合困難とされる年金総額の実態	平成 20．1．9	小沢　一郎君（民主）と福田　康夫内閣総理大臣
②　年金加入者全員に対する年金状況確認通知の不送付理由	1．9	小沢　一郎君（民主）と福田　康夫内閣総理大臣
2　外交・安保関係		
自衛隊の海外派兵		
①　海外派兵に対する基本的な原理、原則及び自衛隊の海外派兵の在り方	1．9	小沢　一郎君（民主）と福田　康夫内閣総理大臣
②　憲法第９条に対する政府の解釈と国際貢献の在り方	1．9	小沢　一郎君（民主）と福田　康夫内閣総理大臣

14　予算委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（50人）

委員長	金子	一義君	自民
理　事	斉藤	斗志二君	自民
理　事	杉浦	正健君	自民
理　事	萩山	教嚴君	自民
理　事	枝野	幸男君	民主
理　事	赤松	正雄君	公明
	稲田	朋美君	自民
	遠藤	武彦君	自民
	大島	理森君	自民
	河井	克行君	自民
	久間	章生君	自民
	笹川	堯君	自民
	中野	清君	自民
	野田	毅君	自民
	細田	博之君	自民
	三ッ林	隆志君	自民
	三原	朝彦君	自民
	山本	公一君	自民
	岩國	哲人君	民主
	大串	博志君	民主
	川内	博史君	民主
	原口	一博君	民主
	前原	誠司君	民主
	大口	善徳君	公明
	佐々木	憲昭君	共産
	糸川	正晃君	国民
理　事	実川	幸夫君	自民
理　事	園田	博之君	自民
理　事	森	英介君	自民
理　事	中川	正春君	民主
	井上	喜一君	自民
	臼井	日出男君	自民
	小野寺	五典君	自民
	大野	功統君	自民
	河村	建夫君	自民
	佐藤	剛男君	自民
	中馬	弘毅君	自民
	西村	康稔君	自民
	深谷	隆司君	自民
	増原	義剛君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民
	宮下	一郎君	自民
	与謝野	馨君	自民
	小川	淳也君	民主
	岡田	克也君	民主
	中井	洽君	民主
	馬淵	澄夫君	民主
	松木	謙公君	民主
	丸谷	佳織君	公明
	阿部	知子君	社民

（2）予算審議の概況

① **平成18年度一般会計補正予算**（第１号）
平成18年度特別会計補正予算（特第１号）
平成18年度政府関係機関補正予算（機第１号）

○　補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、国民の安心・安全を確保する観点から災害対策に対応するなど、必要性・緊急性の高い経費を計上するとともに、増加した租税等の収入は、できる限り財政健全化に充てることとして編成されたものである。本補正予算は、平成19年１月25日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成18年度一般会計予算の総額

は、当初予算に対し、歳入歳出とも、３兆7,723億円増加して、83兆4,583億円となっている。

特別会計予算においては、国債整理基金特別会計、道路整備特別会計など18特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、中小企業金融公庫について、所要の補正を行っている。

○　審議経過

衆議院予算委員会においては、柳澤厚生労働大臣が１月27日の講演で、女性を、「産む機械」に例えたとされる発言をめぐり、同月30日に民主、社民、国民は柳澤厚生労働大臣の罷免を要求する旨の申入れを首相官邸で行い、安倍内閣総理大臣が応じない場合は今後の予算審議に応じないとした。

そうした中、同月31日、民主、共産、社民、国民の出席が得られないまま、委員会が開かれ、尾身財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

２月１日には野党欠席のまま基本的質疑が行われ、柳澤厚生労働大臣の女性に対する発言問題、安倍内閣総理大臣の目指す、「美しい国、日本」の実現に向けた取組、経済格差・地域格差等格差問題、事務所費問題、道路特定財源改革等について、質疑が行われた。

その後、委員長は、質疑予定の民主の質疑者の通告が得られないとして、与党理事に野党の出席及び民主の質疑者の通告を要請させたが、質疑者の通告及び野党の出席が得られなかったとして、委員会の休憩を宣告し、委員会はそのまま開くに至らなかった。

同月２日の午前には基本的質疑が行われたが、質疑予定であった民主、共産、社民、国民が欠席したため、委員長は与党理事に野党の出席及び質疑者の通告を要請させたが、野党から出席及び質疑者の通告が得られなかったとして、基本的質疑の終了を宣告した。

同日の午後には、野党欠席のまま締めくくり質疑が行われ、日本経済の現状、平成18年度補正予算及び平成19年度予算におけるプライマリーバランス、学校耐震化等地震対策、格差問題等について、質疑を行った。

与党の質疑後、委員長は野党から出席及び質疑者の通告が得られないとして与党理事に野党の出席及び質疑者の通告を要請させた。

野党の出席及び質疑者の通告を待つ間、与党から質疑終局の動議が提出され、採決の結果、本補正予算の質疑は終局された。

質疑終局後、野党欠席のまま討論、採決を行い、本補正予算は全会一致で可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議においても、野党欠席のまま討論、採決を行い、賛成多数で可決、参議院に送付された。

参議院予算委員会においても、野党欠席のまま２月１日、尾身財務大臣から趣旨説明を聴取し、同月５日に質疑を行い、討論、採決の結果、全会一致で可決すべきものと議決された。翌６日に開かれた本会議においても、採決の結果、賛成多数で可決され、本補正予算は成立した。

②　平成19年度一般会計予算
平成19年度特別会計予算
平成19年度政府関係機関予算

○　予算の概要

我が国経済は、長期停滞のトンネルを抜け出し、民間需要に支えられた景気回復を続けている。こうした回復の動きを持続可能なものとするため、規制改革などの構造改革を今後とも強力に推進するとともに、物価安定の下での民間需要中心の持続的な成長を図ることが必要となっている。

このような中で、平成19年度予算は、財政の健全化を更に進めるとの考え方の下、徹底した歳出の削減・見直しに取り組むとの基本的考え方に立って編成され、平成19年１月25日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、82兆9,088億円で、平成18年度当初予算額に対して、３兆2,228億円（4.0％）の増加となっている。

歳出については、国債費及び地方交付税交付金等の経費を除いた、いわゆる一般歳出の規模は46兆9,784億円であり、平成18年度当初予算額に対して、6,124億円（1.3％）の増加となっている。

歳出の主な内容は、次のとおりである。

ア　社会保障関係費については、少子化対策、医師確保対策等の推進を図る一方、社会保障制度について改革努力を図る観点から、雇用保険の国庫負担の縮減、生活保護の見直し等の取組を行う等とし、平成18年度当初予算額に対して、2.8％増の21兆1,409億円を計上している。

イ　文教及び科学振興費については、教育再生を推進する施策への重点化を図るなど、一層のメリハリ付けを行うとともに、科学技術分野については、選択と集中の徹底を図りつつ、増額を確保する等とし、平成18年度当初予算額に対して、0.1％増の５兆2,743億円を計上している。

ウ　防衛関係費については、弾道ミサイル防衛や米軍再編事業など防衛政策上の諸課題に的確に対応しつつ、装備品調達の一層の効率化を図る等とし、平成18年度当初予算額に対して、0.3％減の４兆8,016億円を計上している。

エ　公共事業関係費については、全体として抑制しつつ、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化に直結する投資等への重点化を図る等とし、平成18年度当初予算額に対して、3.5％減の６兆9,473億円を計上している。このほか、産業投資特別会計社会資本整備勘定において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号）に基づき貸付けを受けて実施される公共的建設事業として203億円を計上しており、これを加えた公共事業関係費は６兆9,676億円となっている。その他施設費については、平成18年度当初予算額に対して0.1％増の6,789億円を計上しており、公共事業関係費と合わせた公共投資関係費は７兆6,465億円となっている

オ　経済協力費については、ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、コスト縮減や予算の厳選・重点化等を通じ、抑制を図る等とし、平成18年度当初予算額に対して、4.2％減の6,913億円を計上している。

カ　中小企業対策費については、中小企業の活性化のため、メリハリを明確にしつつ、地域活性化や再チャレンジ支援につながる事業等を中心に重点化を図る等とし、平成18年度当初予算額に対して、0.6％増の1,625億円を計上している。

キ　エネルギー対策費については、特別会計改革の内容を反映させるとともに、安定供給確保や地球温暖化対策への対応等を着実に進める等とし、平成18年度当初予算額に対して、83.6％増の8,647億円を計上している。

ク　国債費については、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還、国債及び借入金の利子等の支払いに必要な経費と、これらの事務取扱いに必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、平成18年度当初予算額に対して、11.9％増の20兆9,988億円を計上している。

ケ　地方財政については、国の取組と歩調を合わせ、歳出削減に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保しつつ、地方交付税交付金等を可能な限り抑制することとしており、一般会計の地方交付税交付金等として、平成18年度当初予算額に対して、2.6％増の14兆9,316億円を計上している。

歳入については、租税及印紙収入は、減価償却制度、中小企業関係税制、住宅税制、関税率の改定などの税制改正を行うことにより、平成18年度当初予算額に対して、16.5％増の53兆4,670億円になると見込まれている。その他収入については、平成18年度当初予算額に対して、4.6％増の４兆98億円が見込まれている。

公債発行額については、平成18年度当初予算額に対して、過去最大の減額幅となる

15.2％減の25兆4,320億円を予定しており、公債依存度は30.7％となる。

特別会計及び政府関係機関予算についても、事務事業の徹底した見直しを行うとともに、剰余金等を財政健全化に資するよう活用することとしている。特別会計の歳出総額は361兆8,800億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は175兆4,267億円となっている。特別会計の数は、28であり、政府関係機関の数は７である。

財政投融資計画については、資産・債務改革に取り組む一環として、対象事業の重点化・効率化等を図り、総額の抑制に努めることとしている。その規模は、平成18年度計画に対して、5.6％減の14兆1,622億円となっている。

○　審議経過

平成19年１月26日、衆・参両院の本会議において安倍内閣総理大臣の施政方針演説、尾身財務大臣の財政演説等政府４演説が行われ、これに対する各党の代表質問は、同月29日から３日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、１月27日に柳澤厚生労働大臣が講演で、女性を、「産む機械」に例えたとされる発言をめぐり、同月30日に民主、社民、国民は柳澤厚生労働大臣の罷免を要求する旨の申入れを首相官邸で行い、安倍内閣総理大臣が応じない場合は今後の予算審議に応じないとした。

そうした中、同月31日、民主、共産、社民、国民の出席が得られないまま、委員会が行われ、尾身財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

その後、野党欠席のまま平成18年度補正予算の審議が続けられ、補正予算が成立したが、理事会協議の結果、２月７日及び８日は、「予算案」の審議として少子化その他の集中的審議を行うことにより予算審議に入ることで与野党が合意した。

２月７日及び８日に、予算案の審査として少子化その他の集中的審議を行った。

同月７日には、少子化対策、育児休業制度問題、産婦人科医師の減少問題、民法第772条の嫡出推定規定問題、生殖補助医療の法的整備の必要性等について、質疑が行われた。

同月８日には、雇用分野における既婚女性に対する差別的取扱い、中小企業における育児休業の在り方、多様な家族像に見合った家族政策、定率減税廃止に伴う所得税及び住民税の負担増、在外被爆者に対する健康管理手当等について、質疑が行われた。

２月９日、13日及び14日の３日間、基本的質疑を行った。

同月９日には、安倍内閣の基本的政治姿勢、財政健全化、改正教育基本法及び教育再生会議設置、ゆとり教育の見直し、集団的自衛権の在り方、在日米軍の在り方、地域活性化施策等について、質疑が行われた。

同月13日には、北朝鮮核開発問題及び拉致問題、格差問題、国土交通省の官製談合問題、事務所費問題、沖縄科学技術大学院大学構想の契約に係る問題等について、質疑が行われた。

同月14日には、六者会合合意文書における拉致問題の位置付け、憲法問題、夕張市の財政再建計画問題、格差問題、イラク問題、天下り問題、普天間飛行場移設問題、裁判員制度問題等について、質疑が行われた。

２月15日から20日までは、一般的質疑が行われた。

同月15日には、地球温暖化問題、治山・治水・砂防問題、年金問題等について、質疑が行われた。

なお、野党の質疑に当たり、要求大臣である柳澤厚生労働大臣が、参議院の厚生労働委員会の審議に出席しているため、本委員会に出席できないとして、委員会は休憩となったが、理事会協議の結果、そのまま散会となった。

同月16日には、正規社員と非正規社員との格差問題、新型インフルエンザ対策、農業人口減少問題、米国産輸入牛肉問題、事務所費問題、年金問題、夕張市の財政破綻問題、築地市場の移転問題、デジタル放送問題等について、質疑が行われた。

同月19日には、従軍慰安婦問題、沖縄科学技術大学院大学構想の契約に係る問題、米国産輸入牛肉問題、ワーキングプア問題、地域

間格差問題、産科医師・助産師不足問題、ホワイトカラー・エグゼンプション問題、裁判員制度広報費問題等について、質疑が行われた。

同月20日には、米国産輸入牛肉問題、六者会合と拉致問題、郵政民営化問題、沖縄科学技術大学院大学構想の契約に係る問題、地方の商店街の現状、派遣労働者の雇用問題、水道の基幹管路耐震化の現状、柳澤厚生労働大臣の一連の発言問題等について、質疑が行われた。

２月21日及び22日の午前には、公聴会が開会された。

２月22日の午後には、一般的質疑が行われ、沖縄科学技術大学院大学構想の契約に係る問題、イラク問題、事務所費問題、裁判員制度広報費問題等について、質疑が行われた。

２月23日には、安倍内閣総理大臣も出席して雇用・労働問題等について集中審議が行われ、非正規労働者の雇用問題、ワーキングプア問題、キヤノンの労働者派遣法違反問題、ホワイトカラー・エグゼンプション問題、最低賃金問題、日銀の利上げ問題、少子化問題、地域活性化のための企業立地施策、事務所費問題、公務員の労働基本権、税・社会保険料の負担増等について、質疑が行われた。

２月26日及び27日には、一般的質疑が行われた。

同月26日には、京都議定書問題、バイオエタノールの本格的導入策等について、質疑が行われた。

同月27日には、外国人研修・技能実習制度、中学校の必修科目未履修問題、地域間医療格差問題、憲法改正問題、北朝鮮との議員外交問題、事務所費問題、沖縄科学技術大学院大学構想の契約に係る問題、国土交通省の官製談合問題、イラン問題、タクシー事業の規制緩和問題等について、質疑が行われた。

２月28日及び３月１日の午前には、分科会が開会された。

３月１日の午後には、安倍内閣総理大臣も出席して地域格差等について集中審議が行われ、地域格差、在日米軍再編問題、農家の戸別所得補償の必要性、食料自給率問題、最低賃金の引上げ問題、タミフル服用後の児童生徒の異常行動問題等について、質疑が行われた。

なお、委員会後の理事会では、翌２日の締めくくり質疑、採決を要求する与党と審議は尽くしてないとして参考人招致や一般的質疑・集中審議を要求する野党との合意が得られず、委員長職権で午前は一般的質疑、午後は締めくくり質疑、採決を行うとして、２日の委員会日程が決められた。

３月２日の午前には、一般的質疑が行われ、松岡農林水産大臣の秘書によるＮＰＯ法人認証申請に係る照会問題、経済財政諮問会議における民間議員の位置付け、沖縄科学技術大学院大学構想の契約に係る問題、裁判員制度広報費問題等について、質疑が行われた。

同日の午後には、締めくくり質疑が行われ、中小企業予算を大幅に増額する必要性、非核三原則を堅持する必要性等について、質疑が行われた。

その後、野党の質疑時間に入ったが、野党が質疑を行わなかったため、委員長は締めくくり質疑及び平成19年度予算３案の質疑の終局を宣告した。

平成19年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第１に、**経済財政政策**について、財政再建に対する安倍内閣総理大臣の認識についての質疑に対し、「引き続き、我が国の財政状況は極めて厳しい状況にある。しかしながら、景気においては改革の成果が着実にあらわれつつあり、力強い景気回復の軌道に乗ったと言ってもいいと思っている。企業は収益を上げ、そして税収も増えている。しかし、こうして自然増収が増えてくると、何となく新たな歳出に使っていきたいという気持ちになるわけであるが、しかしそこは、今のこの厳しい財政状況の中で、子や孫にツケを回さない、そしてまた、何といっても世界は、日本の政府がどういう予算案を組むか、財政規律を果たして守っていくのかどうかを見ているわけである。ここでやはり私たちは、財政規律を守っていくのだ、財政再建にしっかりと取り組

んでいくのだという強い意思を示す必要があると考えたわけであり、国債の発行額については、過去最大の４兆5,000億円の削減・減額を行ったところであり、全体で6.3兆円の財政再建に資する予算を組むことができたわけである。我々は、今後とも、2010年代の半ば、債務残高、ＧＤＰ比、これは安定的に減少になるように、そしてまた、2011年、プライマリーバランス、国と地方を合わせて黒字となるように、計画的に私どものこの歳出歳入の一体改革に正面から取り組んでいきたいと考えている」旨の答弁があった。

第２に、**格差問題**について、まず**国民生活における格差問題**について、格差の現状について安倍内閣総理大臣の認識を問われたのに対し、安倍内閣総理大臣から、「格差というのはいつの時代もあるわけであり、格差を全くなくすことはこれは不可能であろうと思う。努力した人が報われる社会をつくっていく、汗を流した人、頑張った人が、知恵を出した人が報われる社会をつくっていかなければいけないわけであり、その努力の差あるいは能力の差に全く目をつぶって、結果平等の社会をつくろうとは全く思っていない。では、格差において何が問題かということであろうと思っている。格差においては、これは不公平、不公正な競争の結果であってはならないし、また、社会的にこれはやはり容認できないという格差であってはならない、そしてまたさらには、この格差が固定化されてはならないということではないだろうかと思う。そこで、今この日本において格差があるかといえば、当然それは格差があるが、今言ったような格差については、固定化されないような、そういう仕組みをつくっていくために再チャレンジの支援策をつくっているわけであり、予算にしても、1,720億円の予算に組んでいるわけである。そうしたことをきっちりとやっていくことが大切なのであって、格差があるかないかとかということを言うのは余り政策的にはそれほど意味がない」旨の答弁があった。

さらに、**地域間の格差問題**について、地域格差を解消する必要性についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から、「格差が固定的なものであってはならない。であるからこそ、まずはあらゆる対策をまとめて打って、再チャレンジ、チャレンジの支援をしていかなければならないと思っている。そのため237施策を、再チャレンジ総合支援プランの中に織り込んでいるわけである。それと同時に、地方を支援していく、頑張っている地方を支援していく、中央から押しつけではなくて、地域のやる気やアイデアを生かしていく形で支援をしていかなければならないと思っている。地方の中小企業についても、中小企業地域資源活用促進法により、地域資源を活用した中小企業の新商品開発等を支援していく。自治体については、地場産品のブランド化など独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し地方交付税等の支援措置を講じる、頑張る地方応援プログラムを４月からスタートする。農業についても、担い手を育成していって、若い人たちにとっても魅力ある農業にしていかなければならないと思っている。今後とも、地域で頑張っている、地域にあってなかなか厳しい状況であるけれども、やはり自分たちの能力を生かして未来をつくっていこうという人たちに対してはしっかりと政府としても支援をしていく」旨の答弁があった。

第３に、**雇用・労働問題**について、非正規社員が増加していることについての質疑に対し、柳澤厚生労働大臣から、「正規労働、正規雇用、あるいは非正規の労働・雇用といったような範疇で労働市場の動向を見ると、最近においては、非正規労働・雇用が大変多くなっている、大体３分の１近くになっている状況である。それから、その中でパートも非常に大きな部分を占めているという情勢になっている。これについての認識であるが、これがもたらしたものについては、使用者側の構造変化への対応という動機があったことは間違いないと思うが、同時に、労働者側の、労働形態を多様化して自分が労働に従事したいという意欲もあったことは間違いがないというふうに考えている。そのようなものが合致したところで今日のような労働の構造が生まれているのではないか、このように考えるわ

けである。それに対してどのように対応していくべきであろうかであるが、まず、基本的には、この非正規労働というような人たちの中に、非常に正規労働の方に移行したいという希望を持っている労働者も存在するので、それらについては、できる限りこれを正規労働の方に移行させるような支援をいたしたいのが１つである。もう１つは、自分の時間の配分だとか、あるいは専門知識を生かしたいというようなことで、パートの労働形態をいましばらくは選択したい、こういう労働者がいる場合には、その待遇はどうなのかというふうに考えられるわけであり、この待遇が無用に正社員の人たちと均衡を失するようなことは、やはりこれは許されるべきではないと考えており、パート労働を中心として均衡処遇の確保という方向での法律改正をいたしているところである。したがって、非正規労働を、希望者であればできる限り正規労働の方に向けていく、非正規労働を選択する人たちについても、基本的に正規社員との関係で均衡の処遇を確保するような方向での法律改正でもってこれを支援いたしたいと考えている」旨の答弁があった。

また、最低賃金を引き上げる必要性についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から、「最低賃金については、低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであると認識をしている。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、生活保護の水準とも整合性を図りながら考慮することを明確にすることとしている。全国一律に引き上げるべきということは、やはり、現実面を見てみると、中小企業を中心に、労働コスト増によって事業経営が圧迫された結果、かえって雇用が失われるということになる可能性の方が高いのではないか、非現実的ではないかと思う。そしてまた、全国一律ということは、これはやはり、地域によって物価の水準に差があるし、また生計費も異なっているわけであり、適切ではないのではないかと考えている。いずれにせよ、今回の法案が成立すれば、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿った議論を行い、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講じていきたいと考えている」旨の答弁があった。

第４に、政治資金収支報告書の支出項目である**事務所費問題**について、すべての使途について領収書添付を義務付けることの必要性についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から、「この問題については、政党間で議論することではないかと思うわけであり、行政府の長たる私がこれはこうするべきだと言うのは控えておいた方がいいのではないかと思う。これはまさに、議員の活動、政治の自由、そしてまたそれと同時に、政治資金の透明性の問題もある。そういう観点から、政治資金規正法の改正も含めて議論をしてもらいたい。まず自由民主党において議論をして、そしてそれをまとめていくことが大切だろうと思う。いろいろな活動をしている議員がいるわけであるが、その中において有権者の声、国民の声に真摯に耳を傾けながら、そして実際に活動している上において、経験の上においてこうすべきだという議論を深めてほしい。そして、その上で、国民の信頼を得なければいけない。信頼を確保する、維持するという意味においてどう対応していくかという案を取りまとめなければならないと考えている」旨の答弁があった。

第５に、**外交安保問題**について、六者会合における北朝鮮核問題及び拉致問題の進捗状況についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から、「六者会合については、第５回六者会合において、核問題について、早期に北朝鮮が核廃棄に向けて具体的な行動をとるように、各国と連携してこの協議に日本も臨んだわけである。そして、もう１つの大きな問題である拉致問題についても、この六者会合の場を活用して、何とかこの問題が解決に向かって進むように、我々も努力をしたわけである。その中で、今般、北朝鮮が、早期の措置について、一定の考え方について六者会合の中において共有する状況に至ってきたわけであり、そういう意味においては一定の前進があった、このように思うわけであるが、さらにこの核

の廃棄に向けて北朝鮮が決断をし、進んでいくように、我々も注意深く見ていかなければならないと考えている。そしてまた、この六者会合の場において、日朝で会談を行った。その場において、日本からは拉致問題の解決に向けて強く北朝鮮に求めたわけであるが、具体的な進展はなかったわけである。しかし、こうした場を通じて、さらに対話の場も生かしながらこの問題の解決を目指していかなければならないと考えている」旨の答弁があった。

第６に、**少子化問題**について、安倍内閣総理大臣の認識についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から、「少子化の問題というのは、よく経済政策、産業政策、あるいは社会保障政策に結びつけて語られることが多いと思う。しかし、そうした課題、問題との関係だけではなくて、社会全般にとって、子どもの数が減っていって人口が減少している、社会を支える基盤そのものに対して極めて大きな影響が出てくる、このように思うところである。そうした認識のもとに、我々は少子化を考えていかなければならない。先般、若い人たちにとったアンケートの中で、結婚したいあるいは子どもを２人以上持ちたいと思っている若い人たちの方がマジョリティーであった、そういう結果が出たわけである。しかしながら、結婚することに、あるいは子どもを持つことに躊躇する人たちがいる。では、なぜ躊躇しているのだと。そうした躊躇しているもととなる原因、障害をとっていくことが私たちの役割ではないだろうか、このように考えている。まさに、これは少子化問題、子どもは国の宝であり、子どもを生み育てていく方々、家族を支援していくこと、また家族のよさを我々はしっかりと認識をしていかなければならないと思う。そこで、今般策定をする子どもと家族を応援する日本という重点戦略では、すべての子ども、家族を大切にということを基本的な考え方にして、働き方の改革を含めた幅広い対策の効果的な再構築と実行を図っていきたいと思っている。そしてまた、子育てをしている人たち、また家族を社会総がかりで支援していく、社会総がかりで子育てを考えていく、そのことも極めて重要ではないか、そういういわば国民運動を起こしていくことも我々は考えて、また進めていかなければならないと思っている」旨の答弁があった。

３月２日の締めくくり質疑終局後、議場が混乱していたため、日本共産党から提出された、「平成19年度一般会計予算、平成19年度特別会計予算及び平成19年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について、趣旨の説明聴取は行わないこととされ、また、討論も省略され、採決を行った結果、動議は否決され、平成19年度予算３案はいずれも原案のとおり賛成多数で可決すべきものと議決された。

翌３日の本会議において、討論の後、記名投票による採決の結果、賛成337、反対125で平成19年度予算３案は可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、２月１日に尾身財務大臣から平成19年度予算３案の趣旨説明を聴取し、３月５日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、公聴会、委嘱審査、締めくくり質疑を行い、同月26日に質疑を終局した。その後、討論、採決の結果、平成19年度予算３案は賛成多数で可決すべきものと議決された。同日の本会議においても、討論の後、記名投票による採決の結果、賛成128、反対101で平成19年度予算３案は可決、成立した。

（予算通過後の主な動き）

５月23日、安倍内閣総理大臣も出席して政治資金問題等について集中審議が行われ、緑資源機構問題、日本精神科病院政治連盟の献金問題、事務所費問題、政治資金規正法改正問題、該当者不明の年金納付記録問題、財政健全化と地方に対する財政支援策、医療・年金情報を含めた総合的な情報システムの必要性、道州制問題、生保・損保会社の保険金不払い問題等について、質疑が行われた。審議の中で、資金管理団体だけでなくすべての政

治団体が経常経費についても領収書を添付する必要性を問われたのに対し、安倍内閣総理大臣は、「政治活動の自由、あるいは小さな団体にとっては事務の煩雑さ等もあるだろうと思うが、その中で、まずはやはり我々国会議員がすべて持っている資金団体、いわば政治家にとっての主たる資金を預かる団体である資金管理団体において、５万円の領収書を添付することにした。この領収書の添付についてもいろいろな議論があったが、まずは我々政治家が全部持っている資金管理団体に絞って５万円の領収書を義務付ける法改正を行うことによって国民の信頼にこたえていかなければいけないと考えている」旨答弁した。

《議案審査一覧》

予　算

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成18年度一般会計補正予算（第1号） 平成18年度特別会計補正予算（特第1号） 平成18年度政府関係機関補正予算（機第1号）	19. 1.25		1.25 1.31	2. 1 2. 2	2. 2 可決(全) (賛-自民・公明) (欠-民主・共産・社民・国民)	2. 2 可決	予算 2. 5 可決	2. 6 可決	
平成19年度一般会計予算 平成19年度特別会計予算 平成19年度政府関係機関予算	1.25		1.25 1.31	2. 9 2.13 〃(連日) 2.16 2.19 2.20 2.21(公聴) 2.22(公聴) 2.22 2.23 2.26 2.27 2.28(分科) 3. 1(分科) 3. 1 3. 2	3. 2 可決(多) (賛-自民・公明)	3. 3 可決	予算 3.26 可決	3.26 可決	

(3) 分科会・公聴会

① 分科会

分科会	所管	設置日	構成	開会日	
第１分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項	平成 19. 2.26	分科員７人	2.28	3. 1
第２分科会	総務省所管	2.26	分科員６人	2.28	3. 1
第３分科会	法務省、外務省及び財務省所管	2.26	分科員６人	2.28	3. 1

第４分科会	文部科学省所管	2.26	分科員６人	2.28	3. 1
第５分科会	厚生労働省所管	2.26	分科員６人	2.28	3. 1
第６分科会	農林水産省及び環境省所管	2.26	分科員６人	2.28	3. 1
第７分科会	経済産業省所管	2.26	分科員６人	2.28	3. 1
第８分科会	国土交通省所管	2.26	分科員７人	2.28	3. 1

②　公聴会

開会承認要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日	
平成 19. 2.14	2.14	平成19年度一般会計予算 平成19年度特別会計予算 平成19年度政府関係機関予算	平成19年度総予算について	2.21	2.22

(4) 公述人・参考人

①　公述人

出頭日	職　　業	氏　　名	意見を聞いた問題
平成 19. 2.21	慶應義塾大学経済学部教授 株式会社富士通総研経済研究所理事長	島田　晴雄君	平成19年度総予算について
	日本労働組合総連合会副事務局長	逢見　直人君	
	株式会社日本総合研究所調査部長	湯元　健治君	
	労働相談サポートデスク相談員	芝　　威君	
	関西大学大学院会計研究科教授	宮本　勝浩君	
	夕張青年会議所直前理事長 北寿産業株式会社常務取締役	柳沼　伸幸君	
	大阪商工会議所副会頭	小池　俊二君	
	全国労働組合総連合事務局長	小田川義和君	
2.22	可児商工会議所会頭	日比野良彦君	
	キヤノンユニオン・宇都宮支部　支部長	大野　秀之君	
	東京大学医学部附属病院放射線科助教授・緩和ケア診療部長	中川　恵一君	
	政治評論家	森田　　実君	

②　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 2. 1	日本銀行総裁	福井　俊彦君	平成18年度一般会計補正予算（第１号） 平成18年度特別会計補正予算（特第１号） 平成18年度政府関係機関補正予算（機第１号）
2. 2	日本銀行総裁	福井　俊彦君	

19. 2.14	日本銀行総裁	福井　俊彦君	平成19年度一般会計予算 平成19年度特別会計予算 平成19年度政府関係機関予算
2.20	日本郵政公社総裁	生田　正治君	
2.23	日本銀行総裁	福井　俊彦君	
2.27	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事・事務局長	三木　義郎君	
	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構財務部長事務取扱	寺本　吉広君	
	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設企画グループ総括	榎田　章三君	
3. 2	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事・事務局長	三木　義郎君	
	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構財務部長事務取扱	寺本　吉広君	
	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設企画グループ総括	榎田　章三君	

（第２分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 2.28	日本放送協会理事	小林　良介君	平成19年度一般会計予算 平成19年度特別会計予算 平成19年度政府関係機関予算 （総務省所管）

（第６分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 2.28	独立行政法人緑資源機構理事長	前田　直登君	平成19年度一般会計予算 平成19年度特別会計予算 平成19年度政府関係機関予算 （農林水産省及び環境省所管）

（第７分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 2.28	独立行政法人国民生活センター理事	田口　義明君	平成19年度一般会計予算 平成19年度特別会計予算 平成19年度政府関係機関予算 （経済産業省所管）

【第167回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長　金子　一義君　自民
理　事　斉藤　斗志二君　自民
理　事　杉浦　正健君　自民
理　事　萩山　教嚴君　自民
理　事　枝野　幸男君　民主
理　事　赤松　正雄君　公明
稲田　朋美君　自民
遠藤　武彦君　自民
大島　理森君　自民
河井　克行君　自民
久間　章生君　自民
笹川　堯君　自民
中野　清君　自民
野田　毅君　自民
細田　博之君　自民
三ッ林　隆志君　自民
三原　朝彦君　自民
山本　公一君　自民
岩國　哲人君　民主
大串　博志君　民主
川内　博史君　民主
原口　一博君　民主
前原　誠司君　民主
大口　善徳君　公明
佐々木　憲昭君　共産
糸川　正晃君　国民
理　事　実川　幸夫君　自民
理　事　園田　博之君　自民
理　事　森　英介君　自民
理　事　中川　正春君　民主
井上　喜一君　自民
臼井　日出男君　自民
小野寺　五典君　自民
大野　功統君　自民
河村　建夫君　自民
佐藤　剛男君　自民
中馬　弘毅君　自民
西村　康稔君　自民
深谷　隆司君　自民
増原　義剛君　自民
三ッ矢　憲生君　自民
宮下　一郎君　自民
与謝野　馨君　自民
小川　淳也君　民主
岡田　克也君　民主
中井　洽君　民主
馬淵　澄夫君　民主
松木　謙公君　民主
丸谷　佳織君　公明
阿部　知子君　社民

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院中東及び欧州各国政治経済事情等調査議員団	(閉会中) 平成19. 8.15 ～ 8.24	ギリシャ、トルコ、チェコ	中東及び欧州各国における政治経済事情等の実情調査	6人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	逢沢	一郎君	自民
理　事	伊藤	達也君	自民
理　事	田野瀬	良太郎君	自民
理　事	森	英介君	自民
理　事	岡田	克也君	民主
理　事	富田	茂之君	公明
	伊藤	公介君	自民
	臼井	日出男君	自民
	大島	理森君	自民
	金子	一義君	自民
	倉田	雅年君	自民
	小坂	憲次君	自民
	斉藤	斗志二君	自民
	菅原	一秀君	自民
	園田	博之君	自民
	長勢	甚遠君	自民
	深谷	隆司君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民
	笹木	竜三君	民主
	中川	正春君	民主
	細野	豪志君	民主
	松本	剛明君	民主
	笠	浩史君	民主
	赤松	正雄君	公明
	笠井	亮君	共産
	糸川	正晃君	国民
理　事	遠藤	利明君	自民
理　事	中山	成彬君	自民
理　事	山本	幸三君	自民
理　事	前原	誠司君	民主
	井上	喜一君	自民
	岩永	峯一君	自民
	尾身	幸次君	自民
	大野	功統君	自民
	河村	建夫君	自民
	小池	百合子君	自民
	佐藤	剛男君	自民
	坂本	剛二君	自民
	杉浦	正健君	自民
	中馬	弘毅君	自民
	野田	毅君	自民
	増原	義剛君	自民
	三原	朝彦君	自民
	武正	公一君	民主
	原口	一博君	民主
	馬淵	澄夫君	民主
	山井	和則君	民主
	渡部	恒三君	民主
	江田	康幸君	公明
	阿部	知子君	社民

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- テロ対策特措法に基づくテロ対策支援活動及び自衛隊の海外派遣の在り方
- 政治に対する信頼回復のための政治資金の管理及び報告の在り方
- 我が国の対北朝鮮外交姿勢
- 社会保険庁改革及び年金納付記録問題への対応
- 地球温暖化対策の在り方

・　医師不足対策の在り方
・　沖縄戦集団自決の記述に係る教科書検定の在り方
・　地域の活性化対策及び財政力格差の是正
・　歳出歳入一体改革と財源確保の在り方

予算委員会（第168回国会）

15　決算行政監視委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（40人）

委員長	仙谷	由人君	民主				
理　事	鴨下	一郎君	自民	理　事	北村	誠吾君	自民
理　事	柴山	昌彦君	自民	理　事	渡海	紀三朗君	自民
理　事	平田	耕一君	自民	理　事	古川	元久君	民主
理　事	松本	大輔君	民主	理　事	古屋	範子君	公明
	赤池	誠章君	自民		浮島	敏男君	自民
	江藤	拓君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	坂井	学君	自民		杉村	太蔵君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		玉沢	徳一郎君	自民
	冨岡	勉君	自民		中山	成彬君	自民
	西本	勝子君	自民		広津	素子君	自民
	福岡	資麿君	自民		藤井	勇治君	自民
	古屋	圭司君	自民		保坂	武君	自民
	茂木	敏充君	自民		矢野	隆司君	自民
	安井	潤一郎君	自民		赤松	広隆君	民主
	岩國	哲人君	民主		金田	誠一君	民主
	吉良	州司君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	武正	公一君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	松本	龍君	民主		漆原	良夫君	公明
	遠藤	乙彦君	公明		鈴木	宗男君	無

欠員１

（2）議案審査

付託された議案は、決算等３件（継続審査）及び承諾を求めるの件10件（うち継続審査５件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　平成17年度一般会計歳入歳出決算
平成17年度特別会計歳入歳出決算
平成17年度国税収納金整理資金受払計算書
平成17年度政府関係機関決算書

○　概要

平成17年度一般会計決算は、収納済歳入額は89兆２億円余、支出済歳出額は85兆5,195億円余であり、差引き３兆4,806億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成18年度一般会計歳入に繰り入れた。

平成17年度特別会計（31会計）決算は、収納済歳入額の合計額は452兆1,410億円余、支出済歳出額の合計額は401兆1,835億円余である。

平成17年度国税収納金整理資金の収納済額は、60兆6,966億円余である。

平成17年度政府関係機関（８機関）決算は、収入済額の合計額は４兆7,104億円余、支

出済額の合計額は４兆1,028億円余である。

○　**主な質疑内容**（①から③の３件について）

・　道路特定財源の一般財源化の精査の必要性
・　国土形成計画の策定における情報・交通ネットワークの確保
・　中小企業関係予算及び税制の在り方
・　公会計における財務書類の整備の進捗状況
・　商店街の活性化に向けた政府支援の必要性
・　我が国における為替介入及びゼロ金利政策が経済に与えた影響
・　政府開発援助の世界戦略としての重要性及び予算確保の必要性
・　我が国と中国の青少年交流の現状と問題点
・　日本郵政公社総裁の兼業問題
・　国家公務員が講演等で多額の報酬を受領することの妥当性

○　**分科会**

○　**審査結果**

審査未了

②　平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　**概要**

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成17年度中の国有財産の総増加額は13兆7,524億円余、総減少額は23兆7,707億円余であり、年度末の国有財産現在額は85兆2,014億円余である。

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**分科会**

○　**審査結果**

審査未了

③　平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　**概要**

国有財産の無償貸付は、公園及び緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成17年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆743億円余である。

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**分科会**

○　**審査結果**

審査未了

④　平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○　**概要**

平成17年度一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成17年４月19日から12月13日までの間に使用を決定した「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経

費」等15件、計996億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**主な質疑内容**（④から⑧の５件について）

・　独立行政法人科学技術振興機構のＪ－ＳＴＡＧＥ（科学技術情報発信・流通総合システム）事業に関する入札・契約の問題点

・　空港施設株式会社の営業及び国土交通省出身者の再就職の実態

・　独立行政法人改革における財団法人との契約の在り方

・　独立行政法人日本貿易振興機構が行う労働者派遣契約の妥当性

○　**審査結果**

承諾

⑤　平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○　**概要**

平成17年度特別会計予算総則第13条に基づき、平成17年６月17日から11月29日までの間に経費の増額を決定した「道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額」等５特別会計15件、計775億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**主な質疑内容**

（④参照）

○　**審査結果**

承諾

⑥　平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○　**概要**

平成17年度一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成18年３月17日及び22日に使用を決定した「豪雪に伴う道路事業に必要な経費」等２件、計111億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**主な質疑内容**

（④参照）

○　**審査結果**

承諾

⑦　平成17年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○　**概要**

平成17年度特別会計予備費予算総額１兆6,521億円余のうち、平成18年３月22日及び31日に使用を決定した「道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費」等２特別会計２件、計20億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**主な質疑内容**

（④参照）

○　**審査結果**

承諾

⑧　平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○　概要

平成17年度特別会計予算総則第13条に基づき、平成18年３月22日及び31日に経費の増額を決定した「労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定へ繰入れに必要な経費の増額」等３特別会計３件、計767億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容

（④参照）

○　審査結果

承諾

⑨　平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成18年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成18年４月18日から平成19年１月30日までの間に使用を決定した「賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費」等17件、計224億円余について事後に承諾を求めるもの

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

⑩　平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成18年度特別会計予備費予算総額１兆7,212億円余のうち、平成18年12月20日に使用を決定した「森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費」、13億円余について事後に承諾を求めるもの

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

⑪　平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成18年度特別会計予算総則第12条に基づき、平成18年６月30日から12月１日までの間に経費の増額を決定した「道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額」等５特別会計11件、計736億円余について事後に承諾を求めるもの

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

⑫　平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成18年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年３月６日及び９日に使用を決定した「新型インフルエンザ対策強化に必要な経費」等３件、計74億円余について事後に承諾を求めるもの

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

⑬　平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成18年度特別会計予備費予算総額１兆7,212億円余のうち、平成19年３月15日に使用を決定した「森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費」、６千万円余について事後に承諾を求めるもの

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

《議案審査一覧》

決 算 等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成17年度一般会計歳入歳出決算 平成17年度特別会計歳入歳出決算 平成17年度国税収納金整理資金受払計算書 平成17年度政府関係機関決算書	(18.11.21)		19.1.25 (18.12.6)	4.10 4.23(分科) 4.24(分科) 5.25	(審査未了)		決算 6.11 是認	6.13 是認	
平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書	(18.11.21)		19.1.25 (18.12.6)	4.10 4.23(分科) 4.24(分科) 5.25	(審査未了)		決算 6.11 是認	6.13 是認	
平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書	(18.11.21)		19.1.25 (18.12.6)	4.10 4.23(分科) 4.24(分科) 5.25	(審査未了)		決算 6.11 是認	6.13 是認	

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 3.17)		19. 1.25 (18.12. 6)	5.10	5.10 承諾（多） （賛-自民・公明・鈴木宗男君） （反-民主）	5.11 承諾	決算 5.28 承諾	5.30 承諾	
平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 3.17)		19. 1.25 (18.12. 6)	5.10	5.10 承諾（多） （賛-自民・公明・鈴木宗男君） （反-民主）	5.11 承諾	決算 5.28 承諾	5.30 承諾	
平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 5.19)		19. 1.25 (18.12. 6)	5.10	5.10 承諾（多） （賛-自民・公明・鈴木宗男君） （反-民主）	5.11 承諾	決算 5.28 承諾	5.30 承諾	
平成17年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 5.19)		19. 1.25 (18.12. 6)	5.10	5.10 承諾（多） （賛-自民・公明・鈴木宗男君） （反-民主）	5.11 承諾	決算 5.28 承諾	5.30 承諾	
平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 5.19)		19. 1.25 (18.12. 6)	5.10	5.10 承諾（多） （賛-自民・公明・鈴木宗男君） （反-民主）	5.11 承諾	決算 5.28 承諾	5.30 承諾	
平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	19. 3.20					(7. 5) （閉会中審査）			
平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	3.20					(7. 5) （閉会中審査）			
平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）	3.20					(7. 5) （閉会中審査）			
平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	5.22					(7. 5) （閉会中審査）			
平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	5.22					(7. 5) （閉会中審査）			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 大規模地震対策としての住宅・建築物耐震化等の取組状況
- 市場化テストの現状と拡大の必要性
- 農業経営基盤強化措置特別会計における決算剰余金等の在り方
- 国家公務員の再就職状況及び随意契約の適正化
- 少子化対策としての結婚支援対策を充実させる必要性
- 都市部における緑地保全・整備の必要性
- 独立行政法人水資源機構が行う随意契約の妥当性
- 「放送倫理・番組向上機構」（ＢＰＯ）の機能強化
- 放送に対するメディアリテラシー（情報を評価・識別する能力）向上への取組
- 放送法改正により総務省の放送機関に対する介入が強化される可能性

(4) 分科会

分科会	所　　管	設置日	構　成	開会日	
第１分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府（本府、警察庁、金融庁）、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国の会計	平成 19. 4.10	分科員10人	4.23	4.24
第２分科会	内閣府（防衛庁・防衛施設庁）、総務省、財務省及び文部科学省所管	4.10	分科員10人	4.23	4.24
第３分科会	厚生労働省、農林水産省及び経済産業省所管	4.10	分科員10人	4.23	4.24
第４分科会	法務省及び国土交通省所管	4.10	分科員10人	4.23	4.24

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 4.10	東日本高速道路株式会社専務取締役	村上　喜堂君	歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件
	独立行政法人雇用・能力開発機構理事	河津　浩安君	
5.10	独立行政法人水資源機構理事長	青山　俊樹君	
5.25	日本銀行総裁	福井　俊彦君	平成17年度一般会計歳入歳出決算 平成17年度特別会計歳入歳出決算 平成17年度国税収納金整理資金受払計算書 平成17年度政府関係機関決算書 平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書
	日本郵政公社総裁	西川　善文君	
	独立行政法人国立病院機構副理事長	河村　博江君	
	独立行政法人労働者健康福祉機構理事	坂本　哲也君	
6.20	東洋大学教授	松原　　聡君	歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件（放送のあり方）
	社団法人日本民間放送連盟会長	広瀬　道貞君	
	桐蔭横浜大学法科大学院教授・コンプライアンス研究センター長	郷原　信郎君	

（第２分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 4.23	日本郵政株式会社執行役員	白川　　均君	平成17年度一般会計歳入歳出決算 平成17年度特別会計歳入歳出決算 平成17年度国税収納金整理資金受払計算書 平成17年度政府関係機関決算書 平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書 （総務省所管、公営企業金融公庫及び文部科学省所管）
	日本郵政株式会社執行役員	伊東　敏朗君	

（第３分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 4.23	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長	水島藤一郎君	平成17年度一般会計歳入歳出決算 平成17年度特別会計歳入歳出決算 平成17年度国税収納金整理資金受払計算書 平成17年度政府関係機関決算書 平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書 （厚生労働省所管）

（第４分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 4.23	独立行政法人住宅金融支援機構理事長	島田　精一君	平成17年度一般会計歳入歳出決算 平成17年度特別会計歳入歳出決算 平成17年度国税収納金整理資金受払計算書 平成17年度政府関係機関決算書 平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書 （国土交通省所管及び住宅金融公庫）
	本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長	堀切　民喜君	
4.24	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事	大庭　靖雄君	平成17年度一般会計歳入歳出決算 平成17年度特別会計歳入歳出決算 平成17年度国税収納金整理資金受払計算書 平成17年度政府関係機関決算書 平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書 （法務省、国土交通省所管及び住宅金融公庫）
	独立行政法人都市再生機構理事	尾見　博武君	

【第167回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	仙谷	由人君	民主
理　事	鴨下	一郎君	自民
理　事	柴山	昌彦君	自民
理　事	平田	耕一君	自民
理　事	松本	大輔君	民主
	赤池	誠章君	自民
	江藤	拓君	自民
	坂井	学君	自民
	杉村	太蔵君	自民
	玉沢	徳一郎君	自民
	中山	成彬君	自民
	広津	素子君	自民
	藤井	勇治君	自民
	保坂	武君	自民
	矢野	隆司君	自民
	赤松	広隆君	民主
	金田	誠一君	民主
	玄葉	光一郎君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主
	漆原	良夫君	公明
	鈴木	宗男君	無
理　事	北村	誠吾君	自民
理　事	渡海	紀三朗君	自民
理　事	古川	元久君	民主
理　事	古屋	範子君	公明
	浮島	敏男君	自民
	佐田	玄一郎君	自民
	坂本	哲志君	自民
	鈴木	馨祐君	自民
	冨岡	勉君	自民
	西本	勝子君	自民
	福岡	資麿君	自民
	古屋	圭司君	自民
	茂木	敏充君	自民
	安井	潤一郎君	自民
	岩國	哲人君	民主
	吉良	州司君	民主
	武正	公一君	民主
	松本	龍君	民主
	遠藤	乙彦君	公明

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等３件及び承諾を求めるの件５件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 平成17年度一般会計歳入歳出決算
平成17年度特別会計歳入歳出決算
平成17年度国税収納金整理資金受払計算書
平成17年度政府関係機関決算書

○ 概要

（第166回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

（第166回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③　平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

④　平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑤　平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑥　平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑦　平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑧　平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

決 算 等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成17年度一般会計歳入歳出決算 平成17年度特別会計歳入歳出決算 平成17年度国税収納金整理資金受払計算書 平成17年度政府関係機関決算書	(18.11.21)		19.8.7 (18.12.6)			(8.10) (閉会中審査)	決算 (6.11) 是認	(6.13) 是認	
平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書	(18.11.21)		19.8.7 (18.12.6)			(8.10) (閉会中審査)	決算 (6.11) 是認	(6.13) 是認	
平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書	(18.11.21)		19.8.7 (18.12.6)			(8.10) (閉会中審査)	決算 (6.11) 是認	(6.13) 是認	

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(19.3.20)		8.7			(8.10) (閉会中審査)			
平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(3.20)		8.7			(8.10) (閉会中審査)			
平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(3.20)		8.7			(8.10) (閉会中審査)			
平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(5.22)		8.7			(8.10) (閉会中審査)			
平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(5.22)		8.7			(8.10) (閉会中審査)			

(3) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国における決算行政監視等実情調査議員団	(閉会中) 平成19. 8.20 ～ 8.26	スウェーデン、ハンガリー	欧州各国における決算行政監視等の実情調査	４人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	枝野	幸男君	民主
理　事	木村	太郎君	自民
理　事	平田	耕一君	自民
理　事	松野	博一君	自民
理　事	横光	克彦君	民主
	麻生	太郎君	自民
	稲田	朋美君	自民
	浮島	敏男君	自民
	木原	稔君	自民
	杉村	太蔵君	自民
	西銘	恒三郎君	自民
	林	潤君	自民
	福岡	資麿君	自民
	安井	潤一郎君	自民
	与謝野	馨君	自民
	小宮山	泰子君	民主
	津村	啓介君	民主
	松木	謙公君	民主
	松本	龍君	民主
	谷口	和史君	公明
	玉沢	徳一郎君	無
理　事	坂本	哲志君	自民
理　事	福井	照君	自民
理　事	前田	雄吉君	民主
理　事	上田	勇君	公明
	石原	伸晃君	自民
	岩屋	毅君	自民
	江藤	拓君	自民
	坂井	学君	自民
	冨岡	勉君	自民
	西本	勝子君	自民
	広津	素子君	自民
	矢野	隆司君	自民
	山本	拓君	自民
	金田	誠一君	民主
	高山	智司君	民主
	寺田	学君	民主
	松本	大輔君	民主
	坂口	力君	公明
	鈴木	宗男君	無

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等６件（うち継続審査３件）及び承諾を求めるの件５件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 平成17年度一般会計歳入歳出決算
平成17年度特別会計歳入歳出決算
平成17年度国税収納金整理資金受払計算書
平成17年度政府関係機関決算書

○ 概要

（第166回国会参照）

○ 主な質疑内容（①から③の３件について）

- 財政健全化路線についての内閣総理大臣の見解
- 格差の解消や均てん化の必要性及び消費税率見直しを含めた抜本的税改革についての議論の必要性
- 法人事業税・法人住民税の配分見直し・地方共同税化及び地方消費税の拡充の必要性
- 地方分権の推進と道州制のあるべき姿及び導入についての考え方
- 生活者・若者の視点から労働市場改革を再考する必要性
- 年金の最低保障機能を確保するため低所得者に対する給付加算の必要性

・　教科用図書検定調査審議会の検定調査の在り方
・　日朝間の固有の問題である拉致と賠償についての内閣総理大臣の見解
・　安全な食料供給確保のための日本の農業政策の転換の必要性

○　**審査結果**

議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決

＜議決案＞

本院は、平成17年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一　予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

１　国の財政は、公債残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にある。2011年度には国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する財政健全化の目標に向け、歳出の水準を一層厳しく抑制していくべきである。また、財政融資資金の貸付残高の圧縮及び特別会計等における国の資産の適正規模への圧縮に取り組んでいくべきである。さらに、多額の剰余金が問題となっている農業経営基盤強化措置特別会計においては、農業改良資金貸付金の貸付実績及び見通し等を精査の上、剰余金について一般会計への繰り入れ等の措置を講ずるべきである。

２　国民の医療に対する信頼確保と良質な医療提供体制の実現に向け、適正な医療費の在り方を検討するとともに、病院勤務医の勤務環境の改善、医師の地域偏在の解消、小児科医や産科医の適正配置、救急医療体制の充実強化等に全力で取り組むべきである。また、看護職員の確保に向けた処遇改善、離職防止、再就業支援等の施策の計画的な実施、助産師の活用促進に向けた対策の充実に努めるべきである。さらに、本年施行された「がん対策基本法」については、基本理念を十分踏まえ、がん予防及び早期発見の推進、がん医療の均てん化、研究の推進等に万全を期すべきである。

３　公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、社会保険庁による年金記録の管理実態、納付記録の確認、基礎年金番号を用いての把握がなされていない記録等の調査を徹底して実施するとともに、納付記録の消失や支給漏れの防止に向けた年金記録の管理体制強化に万全を期すべきである。

４　近年、地域の財政力や家庭の経済力の格差により、子どもの教育環境格差が広がっている。一方、高等教育機関に対しては、質の高い教育研究に向けた適正かつ効果的な財政支援が求められている。ついては、奨学金の充実等へ向けた取組みを一層推進するとともに、これら個人への助成と大学等への助成との適切なバランスによる財政支出に取り組むべきである。また、子どものいじめが原因と考えられる自殺が深刻化していることから、いじめ等問題行動に対し、実態把握に努め、政府、家庭、学校等がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきである。

５　文化財は、国民の貴重な財産であり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものである。経済の発展や開発が進む中で、歴史的建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の保存及び活用を図るため、都市行政等他分野との施策の連携を図ることに努めるべきである。

6　天下りを背景とした官製談合事件が相次いで発生している。ついては、一般競争入札の範囲を拡大するなど、入札・契約手続の透明性・客観性、競争性を確保するための改革を進めるとともに、事実関係について、職員の再就職状況を含め徹底した調査を行い、官製談合事件の再発防止に万全を期すべきである。また、談合等の弊害となる天下りをなくす措置を含む公務員制度改革を実現すべきである。

7　郵政民営化については、今後、民間の創意工夫による様々なサービスの提供を国民が享受できるよう環境整備作りに努める一方、当面の間、国の出資が残ることに鑑み、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務範囲については、他の金融機関とのイコールフッティングの状況や両社の経営状況等を勘案し適切に対応していくべきである。また、地方においてサービスが維持されるよう対応すべきである。

8　地方自治体が自立し、責任を持って行政サービスを提供するため、地方分権改革推進法等を通じて国と地方の役割を明確に分担し、これに基づき国から地方に事務事業、権限及び財源を移譲するなど、地域格差に留意しつつ国と地方の税財政の関係を根本的に見直す改革を推進すべきである。

9　公会計制度においては、国民に対して国の財政事情を分かりやすく開示し、財政の透明性・一覧性を向上させるとともに財務情報を予算編成に活用し、予算の効率化・適正化につなげることなどが求められている。また、政策評価制度においては、その充実及び政策への反映を通じて、効率的で質の高い行政を実現させることが求められている。政府は、これら制度の一層の充実を図ることにより、国民への説明責任の徹底など国民本位の行政に向けた取組みを推進すべきである。

二　会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三　決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

②　平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要

（第166回国会参照）

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果

是認

③　平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要

（第166回国会参照）

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果
是認

④　平成18年度一般会計歳入歳出決算
平成18年度特別会計歳入歳出決算
平成18年度国税収納金整理資金受払計算書
平成18年度政府関係機関決算書

○　概要
平成18年度一般会計決算は、収納済歳入額は84兆4,127億円余、支出済歳出額は81兆4,454億円余であり、差引き２兆9,672億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成19年度一般会計歳入に繰り入れた。
平成18年度特別会計（31会計）決算は、収納済歳入額の合計額は501兆5,363億円余、支出済歳出額の合計額は450兆5,795億円余である。
平成18年度国税収納金整理資金の収納済額は、63兆6,670億円余である。
平成18年度政府関係機関（８機関）決算は、収入済額の合計額は４兆5,031億円余、支出済額の合計額は３兆7,927億円余である。

○　審査結果
継続審査

⑤　平成18年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要
国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。
平成18年度中の国有財産の総増加額は40兆7,004億円余、総減少額は19兆1,450億円余であり、年度末の国有財産現在額は106兆7,568億円余である。

○　審査結果
継続審査

⑥　平成18年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要
国有財産の無償貸付は、公園及び緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成18年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆841億円余である。

○　審査結果
継続審査

⑦　平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要
（第166回国会参照）

○　結果
継続審査

⑧　平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要

（第166回国会参照）

○　結果

継続審査

⑨　平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要

（第166回国会参照）

○　結果

継続審査

⑩　平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要

（第166回国会参照）

○　結果

継続審査

⑪　平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○　概要

（第166回国会参照）

○　結果

継続審査

《議案審査一覧》

決 算 等

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成17年度一般会計歳入歳出決算 平成17年度特別会計歳入歳出決算 平成17年度国税収納金整理資金受払計算書 平成17年度政府関係機関決算書	(18.11.21)		19. 9.10 (18.12. 6)	10.12	10.12 議決（多） （賛－自民・公明・玉沢徳一郎君） （反－民主） （欠－鈴木宗男君）	10.18 議決	決算 （6.11） 是認	（6.13） 是認	

平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書	(18.11.21)		19. 9.10 (18.12. 6)	10.12	10.12 是認（多） （賛－自民・公明・玉沢徳一郎君） （反－民主） （欠－鈴木宗男君）	10.18 是認	決算 （6.11） 是認	（6.13） 是認	
平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書	(18.11.21)		19. 9.10 (18.12. 6)	10.12	10.12 是認（多） （賛－自民・公明・玉沢徳一郎君） （反－民主） （欠－鈴木宗男君）	10.18 是認	決算 （6.11） 是認	（6.13） 是認	
平成18年度一般会計歳入歳出決算 平成18年度特別会計歳入歳出決算 平成18年度国税収納金整理資金受払計算書 平成18年度政府関係機関決算書	19.11.20		12.11 12.13			(20. 1.15) （閉会中審査）			
平成18年度国有財産増減及び現在額総計算書	19.11.20		12.11 12.13			(20. 1.15) （閉会中審査）			
平成18年度国有財産無償貸付状況総計算書	19.11.20		12.11 12.13			(20. 1.15) （閉会中審査）			

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(19. 3.20)		9.10 12.13			(20. 1.15) （閉会中審査）			
平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(19. 3.20)		9.10 12.13			(20. 1.15) （閉会中審査）			
平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(19. 3.20)		9.10 12.13			(20. 1.15) （閉会中審査）			

平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(19. 5.22)		9.10 12.13			(20. 1.15) （閉会中審査）			
平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	(19. 5.22)		9.10 12.13			(20. 1.15) （閉会中審査）			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 墓地経営における名義貸しの実態及び対応
- 改正建築基準法施行による建築業の現場への影響及び国土交通省が実施した説明・研修等が不十分であること等の指摘に対する所見と今後の対策
- 独立行政法人等に天下りした国家公務員の退職金二重取りの防止措置
- 地方法人２税に関する東京都知事及び愛知県知事との交渉
- 在外公館の美術品に係る予算科目、管理体制及び購入基準
- 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針
- 「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」で議論されている緊急対策
- （社）日米文化振興会（現（社）日米平和・文化交流協会）に対する助成金
- 東京中央郵便局局舎の文化財としての保存の必要性

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19.12.13	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川　善文君	歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件

16　議院運営委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（25人）

委員長	逢沢　一郎君	自民					
理　事	原田　義昭君	自民		理　事	小此木　八郎君	自民
理　事	竹本　直一君	自民		理　事	江渡　聡徳君	自民
理　事	西川　京子君	自民		理　事	三ッ林　隆志君	自民
理　事	松野　頼久君	民主		理　事	加藤　公一君	民主
理　事	佐藤　茂樹君	公明			あかま　二郎君	自民
	井脇　ノブ子君	自民			大塚　高司君	自民
	加藤　勝信君	自民			亀岡　偉民君	自民
	清水　鴻一郎君	自民			清水　清一朗君	自民
	萩生田　光一君	自民			若宮　健嗣君	自民
	石関　貴史君	民主			小川　淳也君	民主
	伊藤　渉君	公明			穀田　恵二君	共産
	日森　文尋君	社民			糸川　正晃君	国民

（2）特別委員会の設置

特別委員会の設置については、教育基本法に関する特別委員会を除く従前の災害対策特別委員会外６特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決日	構　成	設　置　目　的
教育再生に関する特別委員会	平成 19. 4.13	委員45人	教育再生に関連する諸法案を審査するため

（3）本会議における議案の趣旨説明聴取

平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外50案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

（4）議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案１件（継続審査）、委員会提出法律案は３件、委員会提出規則案は１件、委員会提出規程案は２件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は８件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外７名提出、第164回国会衆法第27号）

○　要旨

国立国会図書館に恒久平和調査局を置くもの

○　**審査結果**

継続審査

②　国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号）

○　**要旨**

全国書誌の提供方法を変更するとともに、国立国会図書館に出版物を寄贈した発行者又は出版物を遺贈した発行者の相続人に対する当該出版物を登載した全国書誌の送付に関する規定を削るもの

○　**図書館運営小委員会による法律案の起草**

○　**結果**

成案・提出決定

③　国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第21号）

○　**要旨**

一般職と同様に、公務に有用な専門的な知識経験等を有する者を円滑に確保するため、任期付職員採用制度を導入するもの

○　**結果**

成案・提出決定

④　国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第22号）

○　**要旨**

一般職と同様に、育児のための短時間勤務（子どもが小学校就学期に達するまで１日４時間、週３日等の勤務）、任期付短時間勤務（育児短時間勤務職員の代替）等の仕組みを導入するもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑤　衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出、規則第１号）

○　**要旨**

防衛庁から防衛省への移行に伴い、安全保障委員会の所管事項中「防衛庁」を「防衛省」に改め、副大臣及び大臣政務官に係る規定を整理するとともに、日本学術会議が内閣府に移管されたことに伴い、同会議の所管に属する事項を文部科学委員会から内閣委員会の所管とするもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑥　衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出、規程第１号）

○　**要旨**

防衛庁から防衛省への移行に伴い、副大臣及び大臣政務官に係る規定を整理するもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑦　**常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案**（議院運営委員長提出、規程第２号）

○　**要旨**

防衛庁から防衛省への移行に伴い、副大臣及び大臣政務官に係る規定を整理するもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑧　**予算委員長金子一義君解任決議案**（枝野幸男君外１名提出、決議第１号）

○　**結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑨　**総務委員長佐藤勉君解任決議案**（武正公一君外１名提出、決議第２号）

○　**結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑩　**財務金融委員長伊藤達也君解任決議案**（池田元久君外１名提出、決議第３号）

○　**結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において撤回許可）

⑪　**議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案**（松野頼久君外３名提出、決議第４号）

○　**結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑫　**厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案**（三井辨雄君外３名提出、決議第５号）

○　**結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑬　**厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案**（三井辨雄君外３名提出、決議第６号）

○　**結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑭　**衆議院議長河野洋平君不信任決議案**（鳩山由紀夫君外６名提出、決議第７号）

○　**結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑮　**安倍内閣不信任決議案**（小沢一郎君外７名提出、決議第８号）

○　**結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号）	(18. 5.23)		19. 1.25			(7. 5) (閉会中審査)			
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号）	19. 3.27				3.27 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	3.27 可決	議院運営 3.28 可決	3.28 可決	3.31 法10号
国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第21号）	4.26				4.26 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・公明・社民) (反-共産) (欠-国民)	4.26 可決	議院運営 5. 9 可決	5. 9 可決	5.16 法41号
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第22号）	4.26				4.26 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民) (欠-国民)	4.26 可決	議院運営 5. 9 可決	5. 9 可決	5.16 法43号

規 則 案

件　　名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果
衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出、規則第1号）	19. 1.25				1.25 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	1.25 可決

規 程 案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果
衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出、規程第1号）	19. 1.25				1.25 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	1.25 可決
常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出、規程第2号）	1.25				1.25 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	1.25 可決

決 議 案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果
予算委員長金子一義君解任決議案（枝野幸男君外1名提出、決議第1号）	19. 3. 2				審査省略	3. 3 否決
総務委員長佐藤勉君解任決議案（武正公一君外1名提出、決議第2号）	3. 2				審査省略	3. 3 否決
財務金融委員長伊藤達也君解任決議案（池田元久君外1名提出、決議第3号）	3. 2				審査省略	(3. 3) (撤回許可)
議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案（松野頼久君外3名提出、決議第4号）	5.31				審査省略	5.31 否決
厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案（三井辨雄君外3名提出、決議第5号）	5.31				審査省略	5.31 否決
厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案（三井辨雄君3名提出、決議第6号）	5.31				審査省略	5.31 否決

衆議院議長河野洋平君不信任決議案（鳩山由紀夫君外6名提出、決議第7号）	6.19				審査省略	6.20 否決
安倍内閣不信任決議案（小沢一郎君外7名提出、決議第8号）	6.29				審査省略	6.29 否決

また、国立国会図書館組織規程の一部改正の件、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件及び衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件について３月27日、協議決定し、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程制定の件について４月26日、協議決定し、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正の件について６月19日、協議決定した。

（5）小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 19. 1.25	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	1.25	小委員９人	3.23	国立国会図書館法の一部改正の件 国立国会図書館組織規程の一部改正の件 国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件 財団法人東洋文庫との支部図書館契約の解消に関する件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	1.25	小委員９人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	1.25	小委員９人	(開会するに至らず)	
衆議院事務局等の改革に関する小委員会	1.25	小委員９人	(開会するに至らず)	

【第167回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	逢沢　一郎君	自民	
理　事	原田　義昭君	自民	理　事　小此木　八郎君　自民
理　事	竹本　直一君	自民	理　事　江渡　聡徳君　自民
理　事	西川　京子君	自民	理　事　三ッ林　隆志君　自民
理　事	松野　頼久君	民主	理　事　加藤　公一君　民主
理　事	佐藤　茂樹君	公明	あかま　二郎君　自民
	井脇　ノブ子君	自民	大塚　高司君　自民
	加藤　勝信君	自民	亀岡　偉民君　自民
	清水　鴻一郎君	自民	清水　清一朗君　自民
	萩生田　光一君	自民	若宮　健嗣君　自民
	石関　貴史君	民主	小川　淳也君　民主
	伊藤　渉君	公明	穀田　恵二君　共産
	日森　文尋君	社民	糸川　正晃君　国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、日本国憲法に関する調査特別委員会及び教育再生に関する特別委員会を除く従前の災害対策特別委員会外５特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外７名提出、第164回国会衆法第27号）

○　**要旨**

（第166回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号）	(18. 5.23)		19. 8. 7			(8.10) (閉会中審査)			

(4) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 19. 8. 7	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	8. 7	小委員９人	8. 9	平成20年度国立国会図書館予算概算要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	8. 7	小委員９人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	8. 7	小委員９人	8. 9	平成20年度本院予算概算要求の件
衆議院事務局等の改革に関する小委員会	8. 7	小委員９人	(開会するに至らず)	

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州各国議会制度等調査議員団	(閉会中) 平成19. 8.19 ～ 8.25	チェコ、ハンガリー、ギリシャ	欧州各国における議会制度等調査	10人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長　笹川　　堯君　自民

理　事　小此木　八郎君　自民
理　事　吉田六左エ門君　自民
理　事　三ッ林　隆志君　自民
理　事　川端　　達夫君　民主
理　事　石田　　祝稔君　公明
井脇　ノブ子君　自民
奥野　　信亮君　自民
清水　鴻一郎君　自民
御法川　信英君　自民
小川　　淳也君　民主
谷口　　和史君　公明
日森　　文尋君　社民

理　事　根本　　匠君　自民
理　事　竹下　　亘君　自民
理　事　金子　　恭之君　自民
理　事　仙谷　　由人君　民主
あかま　二郎君　自民
大塚　　高司君　自民
亀岡　　偉民君　自民
清水　清一朗君　自民
若宮　　健嗣君　自民
三日月　大造君　民主
佐々木　憲昭君　共産
糸川　　正晃君　国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外５特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案１件（継続審査）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外７名提出、第164回国会衆法第27号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第７号）

○　要旨

本年８月の人事院勧告による政府職員の給与改定の例に準じ、国会議員の秘書に支給される勤勉手当の支給率を改定するもの

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号）	(18. 5.23)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第7号）	19.11. 8				11. 8 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	11. 8 可決	議院運営 11.26 可決	11.26 可決	11.30 法119号

また、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件について10月23日、協議決定し、国会職員の給与等に関する規程の一部改正の件及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程制定の件について11月８日、協議決定した。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 19. 9.10	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	9.10	小委員９人	(開会するに至らず)	
院内の警察及び秩序に関する小委員会	9.10	小委員９人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	9.10	小委員９人	12. 7	九段議員宿舎耐震改修工事に関する件
衆議院事務局等の改革に関する小委員会	9.10	小委員９人	(開会するに至らず)	

17　懲罰委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（20人）

委員長	横光　克彦君	民主					
理　事	石原　伸晃君	自民		理　事	島村　宜伸君	自民
理　事	村上　誠一郎君	自民		理　事	平野　博文君	民主
	太田　誠一君	自民			小泉　純一郎君	自民
	古賀　誠君	自民			武部　勤君	自民
	谷垣　禎一君	自民			額賀　福志郎君	自民
	堀内　光雄君	自民			森　喜朗君	自民
	菅　直人君	民主			渡部　恒三君	民主
	太田　昭宏君	公明			綿貫　民輔君	国民
	平沼　赳夫君	無				

欠員２

（2）懲罰事犯の件

付託されたのは、議員内山晃君懲罰事犯の件１件であった。

平成19年５月30日の厚生労働委員会における法律案採決の際の内山晃君の行動について、６月１日、谷畑孝君外５名から「議員内山晃君を懲罰委員会に付するの動議」が提出され、同月８日の本会議で記名採決の結果、可決され、懲罰委員会に付託された。

懲罰委員会における審査は、同月15日、懲罰動議提出者から提出理由の説明を聴取し、同月18日、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、及び懲罰を科することとすれば、国会法第122条に規定するいずれの懲罰を科すべきかどうかについて意見を求めたところ、「本件はこれを懲罰事犯として国会法第122条第３号により30日間の登院停止を命ずべしとの動議」が提出され、採決の結果、国会法第122条第３号により30日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

《懲罰事犯の件一覧》

件名	懲罰動議提出日	衆議院				
		趣旨弁明	委員会			本会議
			付託日	本人に対する質疑	議決日 結果	議決日 結果
			提出理由			
			本人の身上弁明			
議員内山晃君懲罰事犯の件	19. 6. 1	6. 8	6. 8 6.15 —	—	6.18 登院停止30日間(全) (賛—自民・公明・平沼赳夫君) (欠—民主・国民)	6.19 登院停止30日間

【第167回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	横光　　克彦君	民主	
理　事	石原　　伸晃君	自民	理　事　島村　　宜伸君　自民
理　事	村上　誠一郎君	自民	理　事　平野　　博文君　民主
	太田　　誠一君	自民	小泉　純一郎君　自民
	古賀　　誠君	自民	武部　　勤君　自民
	谷垣　　禎一君	自民	額賀　福志郎君　自民
	堀内　　光雄君	自民	森　　喜朗君　自民
	菅　　直人君	民主	藤井　　裕久君　民主
	渡部　　恒三君	民主	太田　　昭宏君　公明
	綿貫　　民輔君	国民	平沼　　赳夫君　無
			欠員１

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第168回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	池田	元久君	民主
理　事	島村	宜伸君	自民
理　事	村上	誠一郎君	自民
理　事	太田	昭宏君	公明
	愛知	和男君	自民
	久間	章生君	自民
	古賀	誠君	自民
	森	喜朗君	自民
	藤井	裕久君	民主
	綿貫	民輔君	国民
理　事	武部	勤君	自民
理　事	安住	淳君	民主
	安倍	晋三君	自民
	太田	誠一君	自民
	小泉	純一郎君	自民
	堀内	光雄君	自民
	羽田	孜君	民主
	山岡	賢次君	民主
	平沼	赳夫君	無

欠員１

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

18　災害対策特別委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	木村　　義雄君	自民	
理　事	秋葉　　賢也君	自民	理　事　小坂　　憲次君　自民
理　事	谷　　公一君	自民	理　事　平井　たくや君　自民
理　事	宮下　　一郎君	自民	理　事　土肥　　隆一君　民主
理　事	長安　　豊君	民主	理　事　古屋　　範子君　公明
	江藤　　拓君	自民	小川　　友一君　自民
	小里　　泰弘君	自民	岡本　　芳郎君　自民
	金子　　恭之君	自民	坂井　　学君　自民
	平　　将明君	自民	髙鳥　　修一君　自民
	長島　　忠美君	自民	丹羽　　秀樹君　自民
	西村　　明宏君	自民	馳　　浩君　自民
	林　　潤君	自民	林田　　彪君　自民
	平口　　洋君	自民	保坂　　武君　自民
	三ッ矢　憲生君	自民	村田　　吉隆君　自民
	盛山　　正仁君	自民	森　　英介君　自民
	岡本　　充功君	民主	黄川田　　徹君　民主
	菊田　真紀子君	民主	小平　　忠正君　民主
	田村　　謙治君	民主	伴野　　豊君　民主
	松本　　龍君	民主	遠藤　　乙彦君　公明
	福島　　豊君	公明	高橋　千鶴子君　共産
	日森　　文尋君	社民	

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 平成19年能登半島地震について激甚災害の早期指定の必要性
- 平成19年能登半島地震による富山県における住宅の被害状況と再調査の必要性
- 中山間地域で発生した地震からの復旧・復興対策の在り方
- 被災者生活再建支援金の住宅本体への支給の必要性

・　防災訓練の実施について国の指導・啓発の必要性
・　国が主導して災害対応能力を備えた市町村職員を育成する必要性
・　地震防災戦略に基づく地方公共団体の地域目標の策定状況
・　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備を推進するための方策
・　原子力施設の地震防災対策
・　住宅・学校施設等の耐震化を推進するための方策

（5）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 19. 4. 2	石川県	平成19年能登半島地震による被害状況等調査	11人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長　木村　義雄君　自民
理　事　秋葉　賢也君　自民
理　事　谷　公一君　自民
理　事　宮下　一郎君　自民
理　事　長安　豊君　民主
江藤　拓君　自民
小里　泰弘君　自民
金子　恭之君　自民
平　将明君　自民
長島　忠美君　自民
西村　明宏君　自民
林　潤君　自民
平口　洋君　自民
三ッ矢　憲生君　自民
盛山　正仁君　自民
岡本　充功君　民主
菊田　真紀子君　民主
田村　謙治君　民主
松本　龍君　民主
福島　豊君　公明
日森　文尋君　社民

理　事　小坂　憲次君　自民
理　事　平井　たくや君　自民
理　事　土肥　隆一君　民主
理　事　古屋　範子君　公明
小川　友一君　自民
岡本　芳郎君　自民
坂井　学君　自民
髙鳥　修一君　自民
丹羽　秀樹君　自民
馳　浩君　自民
林田　彪君　自民
保坂　武君　自民
村田　吉隆君　自民
森　英介君　自民
黄川田　徹君　民主
小平　忠正君　民主
伴野　豊君　民主
遠藤　乙彦君　公明
高橋　千鶴子君　共産

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 19. 8. 9	新潟県	平成19年新潟県中越沖地震による被害状況等調査	9人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	鈴木	恒夫君	自民
理　事	江藤	拓君	自民
理　事	土屋	品子君	自民
理　事	望月	義夫君	自民
理　事	松本	剛明君	民主
	新井	悦二君	自民
	大前	繁雄君	自民
	坂井	学君	自民
	髙鳥	修一君	自民
	長島	忠美君	自民
	林	潤君	自民
	林田	彪君	自民
	平口	洋君	自民
	御法川	信英君	自民
	盛山	正仁君	自民
	小平	忠正君	民主
	田村	謙治君	民主
	西村	智奈美君	民主
	石田	祝稔君	公明
	高橋	千鶴子君	共産
	糸川	正晃君	国民
理　事	佐田	玄一郎君	自民
理　事	早川	忠孝君	自民
理　事	松原	仁君	民主
理　事	高木	美智代君	公明
	小川	友一君	自民
	梶山	弘志君	自民
	平	将明君	自民
	徳田	毅君	自民
	丹羽	秀樹君	自民
	林	幹雄君	自民
	原田	憲治君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民
	村田	吉隆君	自民
	岡本	充功君	民主
	近藤	洋介君	民主
	筒井	信隆君	民主
	村井	宗明君	民主
	桝屋	敬悟君	公明
	日森	文尋君	社民

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案１件及び参議院提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（萩生田光一君外４名提出、衆法第２号）

○　要旨

被災者の居住安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の支給対象を被災世帯の世帯主の年齢にかかわらず収入合計額が800万円以下である被災世帯の世帯主とし、被災者生活再建支援金の額について100万円に、居住する住宅を建設・購入する世帯については200万円、補修する世帯については100万円、賃借する世帯については50万円を加えた額とする等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　住宅本体への支援金の支出の可否

・　復興基金を活用しての改正案と同等の支援の内容
・　被災者の生活再建に対する改正案の効果

○　**審査結果**

撤回許可

②　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第９号）

○　**要旨**

被災者の居住安定の確保による生活再建支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の支給について被災世帯の世帯主の年齢及び収入に係る要件を廃止し、被災者生活再建支援金の額について100万円に、居住する住宅を建設・購入する世帯については200万円、補修する世帯については100万円、賃借する世帯については50万円を加えた額とする等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（萩生田光一君外4名提出、衆法第2号）	19.10.12		10.29 11. 1	11. 2	(11. 9) （撤回許可）				

参　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第9号）	参 19.11. 8		11. 9 11. 9		11. 9 可決（全） (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民) (附)	11. 9 可決	災害対策特 11. 8 可決 (附)	11. 9 可決	11.16 法114号

（4）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　**主な質疑内容**

・　首都直下地震に対する政府の取組

・　浸水被害について「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を改める必要性
・　東京ゼロメートル地帯における高潮対策を緊急に行う必要性
・　被災者生活再建支援法の対象に小規模事業者を加える必要性
・　「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の見直しの必要性
・　災害時に給水優先度の高い基幹水道施設の耐震化を早急に行う必要性

（5）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19.11.　1	原子力安全委員会委員長	鈴木　篤之君	災害対策に関する件

19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	今井	宏君	自民				
理　事	井上	喜一君	自民	理　事	鈴木	淳司君	自民
理　事	棚橋	泰文君	自民	理　事	鳩山	邦夫君	自民
理　事	林	幹雄君	自民	理　事	細川	律夫君	民主
理　事	渡辺	周君	民主	理　事	井上	義久君	公明
	稲田	朋美君	自民		浮島	敏男君	自民
	遠藤	武彦君	自民		小里	泰弘君	自民
	近江屋	信広君	自民		大塚	拓君	自民
	木原	誠二君	自民		木原	稔君	自民
	倉田	雅年君	自民		谷畑	孝君	自民
	中馬	弘毅君	自民		中森	ふくよ君	自民
	西村	明宏君	自民		野田	聖子君	自民
	萩原	誠司君	自民		福田	峰之君	自民
	藤野	真紀子君	自民		船田	元君	自民
	松本	文明君	自民		山口	俊一君	自民
	大串	博志君	民主		吉良	州司君	民主
	近藤	洋介君	民主		笹木	竜三君	民主
	中井	洽君	民主		野田	佳彦君	民主
	村井	宗明君	民主		佐藤	茂樹君	公明
	高木	陽介君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	菅野	哲雄君	社民				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案５件（うち継続審査２件）、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

○　要旨

最近における公務員給与の改定、物価変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等にかんがみ、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもの

○　主な質疑内容

・　開票事務に要する時間を衆議院と参議院の選挙で同じとしている積算根拠の妥当性

・　地方公共団体委託費の事後チェックの必要性及び国に返還した事例の有無
・　市町村合併の進展の動向を踏まえた基準改定と今後の執行経費への影響

○　**審査結果**

可決

②　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外１名提出、第163回国会衆法第14号）

○　**要旨**

我が国において多くの永住外国人が日本国民と同様の社会生活を営んでいる現状にかんがみ、その意見を地方における政治に反映させるため、永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与するもの

○　**審査結果**

継続審査

③　公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外７名提出、第164回国会衆法第40号）

○　**要旨**

近時における情報化社会の進展の状況にかんがみ、選挙運動期間における候補者と有権者との対話を促進し、有権者の選挙に対する関心を高めるとともに政策本位の選挙の実現に資するため、インターネット等を用いた選挙運動を解禁する等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

④　公職選挙法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第４号）

○　**要旨**

地方公共団体の長の選挙において、選挙運動用のビラの頒布を認めようとするもの（いわゆるローカル・マニフェストの内容を選挙運動用ビラに記載して、頒布することを可能にするもの）

○　**結果**

成案・提出決定

⑤　政治資金規正法の一部を改正する法律案（岡田克也君外５名提出、衆法第６号）

○　**要旨**

政治団体に係る事務所費その他の経費の支出の透明性を向上させるため、収支報告書の記載事項の拡大、領収書等の徴収及びその写しの収支報告書への添付の義務付けの範囲の拡大並びに収支報告書の保存期間等の延長の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

撤回許可

⑥　政治資金規正法の一部を改正する法律案（東順治君外５名提出、衆法第39号）

○　**要旨**

資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、不動産の取得等を制限するとともに、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記

載及び領収書等の写しの添付を義務付けるもの

○　**主な質疑内容**

・　人件費以外の経常経費についての支出の明細の公開基準について自民・公明案が１件５万円以上とした理由及び民主修正案が１件１万円超とした理由

・　自民・公明案が資金管理団体に限って改正を行う理由及び民主修正案により事務上の不都合を生じる可能性

○　**審査結果**

可決

⑦　公職選挙法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第40号）

○　**要旨**

衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙において街頭演説を行うことができる場所を増加しようとするもの（これにより、いわゆるマニフェストを頒布することができる場所を増加しようとするもの）

○　**結果**

成案・提出決定

⑧　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（鳩山邦夫君外５名提出、衆法第47号）

○　**要旨**

市町村の議会の議員又は長の選挙の投票について電子投票条例を制定している市町村のうち、当該市町村の選挙管理委員会の申出に基づき総務大臣が指定した市町村の区域においては、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査の投票についても、電磁的記録式投票機を用いた方法により行うこととするもの

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	19. 2. 6		3. 9 3.14	3.16	3.16 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	3.16 可決	倫理選挙特 3.23 可決	3.26 可決	3.31 法11号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号）	(17.10.21)		19. 1.25 (18. 6.16)			(7. 5) (閉会中審査)			
公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号）	(18. 6.13)		19. 1.25			(7. 5) (閉会中審査)			
公職選挙法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第4号）	19. 2.20				2.20 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	2.20 可決	倫理選挙特 2.21 可決	2.21 可決	2.28 法3号
政治資金規正法の一部を改正する法律案（岡田克也君外5名提出、衆法第6号）	3. 6		6. 4 6. 5		(6. 8) (撤回許可)				
政治資金規正法の一部を改正する法律案（東順治君外5名提出、衆法第39号）	5.30		6. 4 6. 5	6. 8 6.12	6.13 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産・社民)	6.14 可決	倫理選挙特 6.28 可決	6.29 可決	7. 6 法107号
公職選挙法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第40号）	6. 1				6. 1 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	6. 5 可決	倫理選挙特 6. 8 可決	6.11 可決	6.15 法86号
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（鳩山邦夫君外5名提出、衆法第47号）	6.12		7. 3			(7. 5) (閉会中審査)			

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 補充立候補の期限を選挙期日の３日前又は２日前までとしている理由
- 政党助成法附則の規定に基づく施行５年後の交付金総額の見直しの有無
- 首長選挙における選挙運動用ビラ（いわゆるローカル・マニフェスト）の解禁を受けての統一地方選挙における今後の課題
- 政党の本部又は支部におけるマニフェスト頒布を可能とする必要性
- 選挙運動におけるインターネット利用及び戸別訪問解禁についての総務大臣の見解

【第167回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	今井	宏君	自民
理　事	井上	喜一君	自民
理　事	棚橋	泰文君	自民
理　事	林	幹雄君	自民
理　事	渡辺	周君	民主
	稲田	朋美君	自民
	遠藤	武彦君	自民
	近江屋	信広君	自民
	木原	誠二君	自民
	倉田	雅年君	自民
	中馬	弘毅君	自民
	西村	明宏君	自民
	萩原	誠司君	自民
	藤野	真紀子君	自民
	松本	文明君	自民
	大串	博志君	民主
	近藤	洋介君	民主
	中井	洽君	民主
	村井	宗明君	民主
	高木	陽介君	公明
	菅野	哲雄君	社民
理　事	鈴木	淳司君	自民
理　事	鳩山	邦夫君	自民
理　事	細川	律夫君	民主
理　事	井上	義久君	公明
	浮島	敏男君	自民
	小里	泰弘君	自民
	大塚	拓君	自民
	木原	稔君	自民
	谷畑	孝君	自民
	中森	ふくよ君	自民
	野田	聖子君	自民
	福田	峰之君	自民
	船田	元君	自民
	山口	俊一君	自民
	吉良	州司君	民主
	笹木	竜三君	民主
	野田	佳彦君	民主
	佐藤	茂樹君	公明
	佐々木	憲昭君	共産

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外１名提出、第163回国会衆法第14号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外７名提出、第164回国会衆法第40号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果
継続審査

③　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（原田義昭君外３名提出、第166回国会衆法第47号）

○　要旨
（第166回国会参照）

○　審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号）	(17. 10. 21)		19. 8. 7 (18. 6. 16)			(8. 10) (閉会中審査)			
公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号）	(18. 6. 13)		19. 8. 7			(8. 10) (閉会中審査)			
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（原田義昭君外3名提出、第166回国会衆法第47号）	(19. 6. 12)		8. 7			(8. 10) (閉会中審査)			

【第168回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	棚橋	泰文君	自民
理　事	井上	喜一君	自民
理　事	倉田	雅年君	自民
理　事	船田	元君	自民
理　事	福田	昭夫君	民主
	稲田	朋美君	自民
	小里	泰弘君	自民
	近江屋	信広君	自民
	木原	誠二君	自民
	篠田	陽介君	自民
	中馬	弘毅君	自民
	永岡	桂子君	自民
	福田	峰之君	自民
	松本	文明君	自民
	山口	泰明君	自民
	大串	博志君	民主
	中井	洽君	民主
	松本	龍君	民主
	上田	勇君	公明
	佐々木	憲昭君	共産
	下地	幹郎君	国民
理　事	今井	宏君	自民
理　事	谷畑	孝君	自民
理　事	篠原	孝君	民主
理　事	井上	義久君	公明
	浮島	敏男君	自民
	越智	隆雄君	自民
	大塚	拓君	自民
	木原	稔君	自民
	菅	義偉君	自民
	土井	亨君	自民
	萩原	誠司君	自民
	藤野	真紀子君	自民
	山口	俊一君	自民
	石関	貴史君	民主
	階	猛君	民主
	前田	雄吉君	民主
	横山	北斗君	民主
	高木	陽介君	公明
	菅野	哲雄君	社民

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査等

付託された法律案は、議員提出法律案３件（継続審査）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外１名提出、第163回国会衆法第14号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外７名提出、第164回国会衆法第40号）

○　要旨

（第166回国会参照）

○　審査結果
継続審査

③　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（原田義昭君外３名提出、第166回国会衆法第47号）

○　要旨
（第166回国会参照）

○　主な質疑内容
・　電子投票のプログラム及びデータ改ざん防止策
・　参議院議員選挙における非拘束名簿式比例代表制の画面表示方法
・　電子投票を全国規模で実施した場合に要する経費の見込み額

○　審査結果
可決（附帯決議）

④　政治資金規正法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第20号）

○　要旨
総務省に政治資金適正化委員会を設置するとともに、国会議員又は国会議員になろうとする者の関係する政治団体（国会議員関係政治団体）に係る収支報告書等について特例を設けるもの

○　主な発言内容
・　本法律案施行に伴う執行体制の整備
・　対象となる政治団体の範囲
・　税金を原資とする政党交付金について改正の必要性

○　結果
成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号）	(17.10.21)		19. 9.10 (18. 6.16)			(20. 1.15) （閉会中審査）			
公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号）	(18. 6.13)		19. 9.10			(20. 1.15) （閉会中審査）			

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（原田義昭君外3名提出、第166回国会衆法第47号）	(19. 6.12)		9.10 12. 7	12. 7	12. 7 可決（多） （賛-自民・民主・公明・社民・国民） （反-共産） （附）	12.11 可決	倫理選挙特	(20. 1.15) （閉会中審査）	
政治資金規正法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第20号）	12.19				12.19（発） 成案・提出決定(多) （賛-自民・民主・公明・社民・国民） （反-共産）	12.20 可決	倫理選挙特 12.20 可決	12.21 可決	12.28 法135号

20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第166回国会】

（1）委員名簿（25人）

委員長　安住　　淳君　民主

理　事　井上　　信治君　自民
理　事　仲村　　正治君　自民
理　事　宮腰　　光寛君　自民
理　事　山田　　正彦君　民主
安次富　　修君　自民
清水　清一朗君　自民
橋本　　岳君　自民
平口　　洋君　自民
森山　　裕君　自民
若宮　　健嗣君　自民
川内　　博史君　民主
丸谷　　佳織君　公明

理　事　石崎　　岳君　自民
理　事　西銘　恒三郎君　自民
理　事　仲野　　博子君　民主
理　事　東　　順治君　公明
飯島　　夕雁君　自民
とかしきなおみ君　自民
馳　　浩君　自民
福岡　　資麿君　自民
山崎　　拓君　自民
市村　浩一郎君　民主
武正　　公一君　民主
赤嶺　　政賢君　共産

（2）設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

（3）議案審査

付託された法律案はなかった。

（4）国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　普天間飛行場代替施設建設に関する国と地元との交渉状況
・　海兵隊のグアム移転費用拠出に際し原則を設ける必要性
・　沖縄振興計画に関する政府の後期展望
・　沖縄本島と離島を結ぶ航空運賃を軽減する必要性
・　沖縄戦における住民の集団自決に対する軍の命令を否定した歴史教科書検定の経緯に文部科学省職員が関与した事実の有無
・　北方領土周辺水域安全操業における事件の再発防止策
・　フラトコフ露首相来日時の北方領土問題の交渉状況
・　ハイリゲンダムサミットにおける日ロ首脳会談での北方領土問題の解決に向けた議論内容
・　ロシアの漁業政策における外国枠割当て撤廃方針が北方地域安全操業に与える影響

（5）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 19. 5.19 ～ 5.21	沖縄県	沖縄本土復帰35周年に当たり、沖縄本島及び離島振興等に関する実情調査	８人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長　安住　　淳君　民主

理　事　井上　　信治君　自民
理　事　仲村　　正治君　自民
理　事　宮腰　　光寛君　自民
理　事　山田　　正彦君　民主
安次富　　修君　自民
清水　清一朗君　自民
橋本　　岳君　自民
平口　　洋君　自民
森山　　裕君　自民
若宮　　健嗣君　自民
川内　　博史君　民主
丸谷　　佳織君　公明

理　事　石崎　　岳君　自民
理　事　西銘　恒三郎君　自民
理　事　仲野　　博子君　民主
理　事　東　　順治君　公明
飯島　　夕雁君　自民
とかしきなおみ君　自民
馳　　浩君　自民
福岡　　資麿君　自民
山崎　　拓君　自民
市村　浩一郎君　民主
武正　　公一君　民主
赤嶺　　政賢君　共産

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 19. 8.21 ～ 8.22	北海道	北方問題等に関する実情調査	５人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	藤村	修君	民主				
理　事	井上	信治君	自民	理　事	石崎	岳君	自民
理　事	仲村	正治君	自民	理　事	西野	あきら君	自民
理　事	西銘	恒三郎君	自民	理　事	松木	謙公君	民主
理　事	三井	辨雄君	民主	理　事	丸谷	佳織君	公明
	安次富	修君	自民		飯島	夕雁君	自民
	清水	清一朗君	自民		とかしきなおみ君		自民
	中根	一幸君	自民		橋本	岳君	自民
	平口	洋君	自民		福田	良彦君	自民
	馬渡	龍治君	自民		山崎	拓君	自民
	若宮	健嗣君	自民		市村	浩一郎君	民主
	加藤	公一君	民主		仲野	博子君	民主
	江田	康幸君	公明		赤嶺	政賢君	共産

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 那覇空港の現状と同空港の整備拡張計画に対する国土交通省の対応
- 歴史教科書から沖縄戦における集団自決に日本軍が関わったとする記述が削除されることへの懸念
- 沖縄振興計画に基づいて認可外保育施設の認可化を促進する必要性
- 普天間飛行場代替施設建設計画における大浦湾奥及び辺野古漁港埋立ての規模
- 北方領土返還運動の国民世論を啓発する必要性
- 北方四島交流で航空機を使用することに対する沖縄北方担当大臣及び外務大臣の見解
- ナルイシキン・ロシア副首相と会談（11月５日）した外務大臣の印象と手ごたえ
- サハリン２プロジェクトからＬＮＧを確実に輸入するための我が国の対応
- Ｇ８洞爺湖サミットにおいて北方領土問題を議題としない理由

21　青少年問題に関する特別委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	小宮山　洋子君	民主					
理　事	後藤田　正純君	自民		理　事	実川　幸夫君	自民
理　事	谷川　弥一君	自民		理　事	萩生田　光一君	自民
理　事	やまぎわ大志郎君	自民		理　事	田嶋　要君	民主
理　事	高井　美穂君	民主		理　事	西　博義君	公明
	井澤　京子君	自民			井脇　ノブ子君	自民
	上野　賢一郎君	自民			大塚　高司君	自民
	中森　ふくよ君	自民			西本　勝子君	自民
	葉梨　康弘君	自民			福岡　資麿君	自民
	古川　禎久君	自民			松本　洋平君	自民
	山内　康一君	自民			太田　和美君	民主
	津村　啓介君	民主			西村　智奈美君	民主
	伊藤　渉君	公明			石井　郁子君	共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査等

付託された法律案はなかった。委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出、衆法第 20 号）

○　要旨

前回（平成 16 年）の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童の安全確認のための立入調査等の強化、児童虐待を行った保護者に対する面会・通信の制限の強化等の措置を講ずるもの

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出、衆法第20号）	19. 4.26				4.26 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産)	4.26 可決	厚生労働 5.24 可決	5.25 可決	6. 1 法73号

（4）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 近年の児童虐待事件増加の要因
- 民法による保護者の懲戒権と児童虐待との関係
- 虐待を行った保護者に対する指導プログラムを実施する民間団体への支援の必要性
- 就学前教育無償化の必要性
- 若年層に対する就労支援対策
- キャリア教育の現状
- インターネット上の有害情報から子どもを守る方策
- 学生・生徒の自殺の増加に対する政府の方策
- ひきこもり対策として青少年の社会参加の機会を増やす必要性
- 犯罪から子どもを守る施策の進捗状況

（5）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19. 3.23	弁護士 日本子ども虐待防止学会制度検討委員会副委員長	平湯　真人君	青少年問題に関する件（児童虐待問題）
	さいたま市児童相談所長	栗原　直樹君	
	沼津市役所子育て支援課こども相談係長兼主任社会福祉主事	笹井　康治君	
	淑徳大学総合福祉学部教授	柏女　霊峰君	

【第167回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	小宮山　洋子君	民主	
理　事	後藤田　正純君	自民	理　事　実川　幸夫君　自民
理　事	谷川　弥一君	自民	理　事　萩生田　光一君　自民
理　事	やまぎわ大志郎君	自民	理　事　田嶋　要君　民主
理　事	高井　美穂君	民主	理　事　西　博義君　公明
	井澤　京子君	自民	井脇　ノブ子君　自民
	上野　賢一郎君	自民	大塚　高司君　自民
	中森　ふくよ君	自民	西本　勝子君　自民
	葉梨　康弘君	自民	福岡　資麿君　自民
	古川　禎久君	自民	松本　洋平君　自民
	山内　康一君	自民	太田　和美君　民主
	津村　啓介君	民主	西村　智奈美君　民主
	伊藤　渉君	公明	石井　郁子君　共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

【第168回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	玄葉　光一郎君	民主					
理　事	江﨑　洋一郎君	自民		理　事	後藤田　正純君	自民
理　事	実川　幸夫君	自民		理　事	菅原　一秀君	自民
理　事	萩生田　光一君	自民		理　事	笹木　竜三君	民主
理　事	吉田　泉君	民主		理　事	古屋　範子君	公明
	井澤　京子君	自民			井脇　ノブ子君	自民
	岩屋　毅君	自民			上野　賢一郎君	自民
	大塚　高司君	自民			中森　ふくよ君	自民
	西本　勝子君	自民			馳　浩君	自民
	福岡　資麿君	自民			松本　洋平君	自民
	山内　康一君	自民			泉　健太君	民主
	菊田　真紀子君	民主			田名部　匡代君	民主
	石井　啓一君	公明			石井　郁子君	共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 地域コミュニティ活性化促進の必要性
- 外国人児童に対する教育の現状及び今後の在り方
- 不登校児童生徒の義務教育終了後の実態把握及び支援の実情
- 学校裏サイト及びプロフ（自己紹介ページが作成できるサイト）により生じている問題の実態
- 子どものインターネット利用に対し年齢制限を設ける必要性
- 携帯電話の危険性を保護者及び教員に対し啓発する必要性
- 子どもたちが使用するインターネット接続機能付携帯電話におけるフィルタリングサービス普及に向けての取組状況
- プロバイダ、サイト開設者等に違法情報削除を義務付ける必要性
- 情報モラル教育を推進するための方策

（5）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19.11. 6	教育評論家 法政大学キャリアデザイン学部教授	尾木　直樹君	青少年問題に関する件（子どもとインターネットをめぐる諸問題）
	ＮＰＯ法人ジェントルハートプロジェクト理事	小森美登里君	
	財団法人インターネット協会副理事長	国分　明男君	
	“ののいちっ子を育てる”町民会議事務局	桝谷　泰裕君	

（6）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19.12. 5	東京都（港区）	青少年問題（子どもとインターネットをめぐる諸問題）に関しての実情調査	12人
12. 6	東京都（千代田区）		11人

22　国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	浜田	靖一君	自民				
理　事	石破	茂君	自民	理　事	渡海	紀三朗君	自民
理　事	中谷	元君	自民	理　事	西村	康稔君	自民
理　事	松浪	健四郎君	自民	理　事	神風	英男君	民主
理　事	原口	一博君	民主	理　事	田端	正広君	公明
	安次富	修君	自民		伊藤	信太郎君	自民
	伊藤	忠彦君	自民		石原	宏高君	自民
	今村	雅弘君	自民		宇野	治君	自民
	越智	隆雄君	自民		大塚	拓君	自民
	金子	善次郎君	自民		北村	茂男君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		杉田	元司君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		冨岡	勉君	自民
	中根	一幸君	自民		中森	ふくよ君	自民
	西本	勝子君	自民		橋本	岳君	自民
	町村	信孝君	自民		松本	洋平君	自民
	三原	朝彦君	自民		宮澤	洋一君	自民
	吉川	貴盛君	自民		池田	元久君	民主
	楠田	大蔵君	民主		古賀	一成君	民主
	後藤	斎君	民主		武正	公一君	民主
	中川	正春君	民主		長妻	昭君	民主
	伴野	豊君	民主		山井	和則君	民主
	江田	康幸君	公明		丸谷	佳織君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		阿部	知子君	社民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第89号）

○　要旨

イラク支援特措法の期限を２年間延長しようとするもの

○　主な質疑内容

・　延長幅を２年とした理由及び出口戦略を検討する必要性

・　防衛大臣の「テロ対策特措法は戦争支援法」発言を撤回、削除する必要性

・　米英の誤った判断に基づくイラク開戦に対して政府が支持することの妥当性

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（原口一博君外４名提出、衆法第19号）

○　要旨

イラク支援特措法を廃止しようとするもの

○　主な質疑内容

・　自衛隊が即時撤退した場合のイラク情勢に関する見通し

・　廃止法成立後に想定するイラク支援の内容

・　現在のイラク情勢が内乱かテロに対する戦いかに関する見解

○　審査結果

否決

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第89号）	19. 3.30	4.24	4.24 4.24	4.26 5. 7 5. 8 5.11 5.14	5.14 可決（多） （賛－自民・公明） （反－民主・共産・社民） （附）	5.15 可決	外交防衛 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法101号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（原口一博君外4名提出、衆法第19号）	19. 4.19	4.24	4.24 4.24	4.26 5. 7 5. 8 5.11 5.14	5.14 否決（少） （賛－民主・共産・社民） （反－自民・公明）	5.15 否決			

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 外務省が計画しているイラク国民融和セミナーの内容
- 米国のイラク新政策に対する政府の評価
- アフガニスタンで活動する地方復興チーム（ＰＲＴ）に自衛隊が参加する可能性
- テロ対策特措法の基本計画を半年延長することの意義
- アフガニスタン及びイラクでの対テロ戦争が終結しているか否かに関する政府の判断
- 我が国が集団的自衛権を持っているが行使できない理由

【第167回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長　浜田　靖一君　自民
理　事　石破　茂君　自民
理　事　中谷　元君　自民
理　事　松浪　健四郎君　自民
理　事　原口　一博君　民主
安次富　修君　自民
伊藤　忠彦君　自民
今村　雅弘君　自民
越智　隆雄君　自民
金子　善次郎君　自民
清水　鴻一郎君　自民
鈴木　馨祐君　自民
中根　一幸君　自民
西本　勝子君　自民
町村　信孝君　自民
三原　朝彦君　自民
吉川　貴盛君　自民
楠田　大蔵君　民主
後藤　斎君　民主
中川　正春君　民主
伴野　豊君　民主
江田　康幸君　公明
赤嶺　政賢君　共産
理　事　渡海　紀三朗君　自民
理　事　西村　康稔君　自民
理　事　神風　英男君　民主
理　事　田端　正広君　公明
伊藤　信太郎君　自民
石原　宏高君　自民
宇野　治君　自民
大塚　拓君　自民
北村　茂男君　自民
杉田　元司君　自民
冨岡　勉君　自民
中森　ふくよ君　自民
橋本　岳君　自民
松本　洋平君　自民
宮澤　洋一君　自民
池田　元久君　民主
古賀　一成君　民主
武正　公一君　民主
長妻　昭君　民主
山井　和則君　民主
丸谷　佳織君　公明
阿部　知子君　社民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院中東諸国等事情調査議員団	(閉会中) 平成19. 8.21 ～ 8.24	アラブ首長国連邦、クウェート	イラクにおける人道復興支援活動及び国際テロリズムの防止に関する活動等事情調査	5人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	深谷	隆司君	自民				
理　事	田中	和徳君	自民	理　事	中谷	元君	自民
理　事	西村	康稔君	自民	理　事	西銘	恒三郎君	自民
理　事	浜田	靖一君	自民	理　事	鉢呂	吉雄君	民主
理　事	渡辺	周君	民主	理　事	赤松	正雄君	公明
	新井	悦二君	自民		伊藤	信太郎君	自民
	伊藤	忠彦君	自民		石原	宏高君	自民
	越智	隆雄君	自民		大塚	拓君	自民
	北村	茂男君	自民		北村	誠吾君	自民
	河野	太郎君	自民		杉田	元司君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		冨岡	勉君	自民
	中根	一幸君	自民		中森	ふくよ君	自民
	西本	勝子君	自民		野田	聖子君	自民
	橋本	岳君	自民		増原	義剛君	自民
	松本	洋平君	自民		三原	朝彦君	自民
	宮澤	洋一君	自民		矢野	隆司君	自民
	吉川	貴盛君	自民		大島	敦君	民主
	川内	博史君	民主		近藤	昭一君	民主
	田嶋	要君	民主		長島	昭久君	民主
	伴野	豊君	民主		松野	頼久君	民主
	三谷	光男君	民主		田端	正広君	公明
	富田	茂之君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	阿部	知子君	社民		下地	幹郎君	国民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件及び参議院提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出第６号）

○　要旨

我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的に寄与するため、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対する給油・給水の補給支援活動を行うもの

○　主な質疑内容

・　本法律案に国会承認規定を設けなかった理由
・　自衛隊の給油活動の成果及び活動の中断が外交に与える影響
・　給油量取違えが速やかに訂正されなかったことについての文民統制上の問題点
・　自衛隊を活用した国際貢献の在り方について、与野党で議論し合意点を得る必要性
・　ＯＥＦ（不朽の自由作戦）によるアルカーイダ勢力掃討の成果
・　アフガニスタン復興支援に向けた今後の非軍事的貢献策
・　我が国自衛隊が国際治安支援部隊（ＩＳＡＦ）に協力する上での注意点
・　守屋証人が山田洋行元専務から受けたゴルフ、飲食接待の回数・場所・時期・同席した政治家の有無
・　キティホークへの給油量を統合幕僚長が記者会見で20万ガロンと述べたことに対する寺岡参考人の関与の仕方
・　山田洋行の接待及び水増し請求、燃料転用疑惑等一連の不祥事に対する内閣総理大臣の見解

○　秘密会

○　証人からの証言の聴取

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決

②　イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（参議院提出、参法第５号）

○　要旨

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止するもの

○　審査結果

審査未了

③　国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参議院提出、参法第13号）

○　要旨

アフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、アフガニスタン政府と武装集団との抗争停止及びその維持の支援、アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出第6号）	19.10.17	10.23	10.23 10.24	10.26 10.29 10.30 10.31 11.1 11.5 11.6 11.7(秘) 11.7 11.8 11.12	11.12 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産) (欠-国民)	11.13 可決 20.1.11 再可決	外交防衛 20.1.10 否決	1.11 否決	1.16 法1号

参　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（参議院提出、参法第5号）	参 19.10.18		20.1.10		（審査未了）		外交防衛 19.11.27 可決	11.28 可決	
国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参議院提出、参法第13号）	参 19.12.21		20.1.11			(1.15) (閉会中審査)	外交防衛 1.10 否決	1.11 可決	

（4）秘密会

開会日	秘密会を開いた案件	秘密会議の記録
平成 19.11.7	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出）	印刷配付

(5) 証人・参考人

① 証人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19.10.29	（元防衛省事務次官）	守屋　武昌君	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出）（防衛省問題について）

② 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 19.11. 5	拓殖大学大学院教授	森本　　敏君	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出）
	軍事アナリスト	小川　和久君	
	医療法人健祉会理事長	レシャード カレッド君	
	東京外国語大学大学院教授	伊勢崎賢治君	
11. 7	元防衛庁海上幕僚監部防衛部防衛課長	寺岡　正善君	

23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	小島　　敏男君	自民					
理　事	江渡　　聡徳君	自民		理　事	遠藤　　武彦君	自民
理　事	上川　　陽子君	自民		理　事	近藤　　基彦君	自民
理　事	髙木　　毅君	自民		理　事	大島　　敦君	民主
理　事	渡辺　　周君	民主		理　事	谷口　　隆義君	公明
	今津　　寛君	自民			鍵田　忠兵衛君	自民
	河井　　克行君	自民			木原　　誠二君	自民
	岸田　　文雄君	自民			薗浦　健太郎君	自民
	原田　　義昭君	自民			古屋　　圭司君	自民
	山本ともひろ君	自民			渡部　　篤君	自民
	松木　　謙公君	民主			松原　　仁君	民主
	笠　　浩史君	民主			鷲尾　英一郎君	民主
	漆原　　良夫君	公明			笠井　　亮君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査等

付託された法律案はなかった。委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第49号）

○　要旨

拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、政府がその施策を行うに当たって留意すること等について定めるもの

○　主な発言内容

・　今回の改正は、本法律の本質を何ら変えないばかりか、外交交渉による拉致問題の解決に一層重大な障害を持ち込むもの

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第49号）	19. 6.19				6.19(発) 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産)	6.19 可決	拉致特 6.28 可決	6.29 可決	7. 6 法106号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 　第５回六者会合で採択された「共同声明の実施のための初期段階の措置」（平成19年２月13日）と拉致問題の解決
- 　朝鮮半島非核化に向けた日本政府のイニシアティブ
- 　青森県深浦港における脱北者の保護（平成19年６月２日）で明らかになった問題点
- 　在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）中央本部の土地・建物をめぐる移転登記問題の重大性に対する政府認識

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 19. 3.14	鹿児島県	北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	８人

【第167回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長　小島　　敏男君　自民
理　事　江渡　　聡徳君　自民
理　事　上川　　陽子君　自民
理　事　髙木　　毅君　自民
理　事　渡辺　　周君　民主
今津　　寛君　自民
河井　　克行君　自民
岸田　　文雄君　自民
原田　　義昭君　自民
山本ともひろ君　自民
松木　　謙公君　民主
笠　　浩史君　民主
漆原　　良夫君　公明
理　事　遠藤　　武彦君　自民
理　事　近藤　　基彦君　自民
理　事　大島　　敦君　民主
理　事　谷口　　隆義君　公明
鍵田　忠兵衛君　自民
木原　　誠二君　自民
薗浦　健太郎君　自民
古屋　　圭司君　自民
渡部　　篤君　自民
松原　　仁君　民主
鷲尾　英一郎君　民主
笠井　　亮君　共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院北朝鮮による拉致問題等実情調査議員団	(閉会中) 平成19. 8.18 ～ 8.24	中国、韓国	アジア各国における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	３人

【第168回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	山本	拓君	自民				
理　事	小杉	隆君	自民	理　事	近藤	基彦君	自民
理　事	髙木	毅君	自民	理　事	葉梨	康弘君	自民
理　事	古屋	圭司君	自民	理　事	内山	晃君	民主
理　事	末松	義規君	民主	理　事	江田	康幸君	公明
	赤城	徳彦君	自民		今津	寛君	自民
	遠藤	武彦君	自民		岡下	信子君	自民
	鍵田	忠兵衛君	自民		木原	誠二君	自民
	薗浦	健太郎君	自民		萩原	誠司君	自民
	山本ともひろ君		自民		渡部	篤君	自民
	北神	圭朗君	民主		園田	康博君	民主
	高山	智司君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	漆原	良夫君	公明		笠井	亮君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 六者会合における基本方針（「拉致問題の進展なくしてエネルギー支援なし」）についての変更の有無
- 「拉致問題の進展」をテロ支援国家指定解除の条件とするための政府の方策
- 拉致問題について日米間での共通認識を形成する必要性
- 米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」反対に向けた外交努力の必要性
- 「拉致問題の進展」の具体的定義
- 議員外交を支援するための在米日本国大使館の議会班を強化する必要性
- 北朝鮮はテロ行為継続中であり、米国の「テロ支援国家指定解除」の要件を満たしていないとの認識の有無
- 日朝平壌宣言、六者会合の枠組みにおける拉致問題等の解決策（核問題、拉致、過去の清算の包括的解決のために主体的外交戦略を打ち立てて取り組む必要性）
- 拉致問題解決に向けた外務大臣の決意

(5) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議（平成19.12.5）

北朝鮮は、わが国の国民をはじめとする複数の国から無辜の民を拉致し抑留し続けている。

拉致は、国家主権及び国民の生命と安全に係わる重大な問題であり、わが国は、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引き渡しを強く要求している。

一方、北朝鮮は2002年、長年否定していた日本人の拉致をはじめて認め、その後５人の被害者が帰国を果たしたが、残る多くの被害者に関しては誠意ある説明をせず「拉致問題は解決済み」を主張するばかりである。

米国は、1988年に北朝鮮をテロ支援国家として指定し、2004年にはその指定理由の一つとして新たに国務省国際テロ報告書に外国人拉致問題を書き込んだ。

それは、拉致解決を北朝鮮に迫る強い圧力となり、わが国国民を勇気づけ、拉致問題に毅然たる態度で臨むわが国外交を後押しするものとなっているが、米国は一部の核施設の「無能力化」などの見返りとして指定解除を行うのではないかと伝えられている。

拉致はテロであり、拉致被害者が抑留され続けている以上、テロは今も続いている。本年４月の国務省国際テロ報告書も引き続き拉致問題を明記した。

抑留されている被害者が帰ってきていないのに指定解除がなされることは、多くの日本国民を落胆させ、日米同盟に重大な影響を及ぼすことを懸念するものである。

米国内でも安易なテロ支援国家指定解除への危惧が高まり、下院で拉致被害者の帰国などを条件とする法案がすでに提出されており、上院でも同様の動きが出ているところである。

拉致被害者全員を一刻も早く救出するために、特に、日米関係の重大さに鑑み、日本政府は米国が「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」をしないよう、最大限の外交努力を尽くすべきである。

また、米国におかれても、かかる観点から「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」をしない方針を堅持されるべきである。

右決議する。

24　日本国憲法に関する調査特別委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	中山　太郎君	自民	
理　事	愛知　和男君	自民	
理　事	福田　康夫君	自民	
理　事	保岡　興治君	自民	
理　事	平岡　秀夫君	民主	
	新井　悦二君	自民	
	石破　茂君	自民	
	加藤　勝信君	自民	
	柴山　昌彦君	自民	
	谷　公一君	自民	
	中谷　元君	自民	
	野田　毅君	自民	
	早川　忠孝君	自民	
	平田　耕一君	自民	
	藤井　勇治君	自民	
	保利　耕輔君	自民	
	森山　眞弓君	自民	
	安井　潤一郎君	自民	
	枝野　幸男君	民主	
	玄葉　光一郎君	民主	
	園田　康博君	民主	
	筒井　信隆君	民主	
	長妻　昭君	民主	
	石井　啓一君	公明	
	笠井　亮君	共産	
	糸川　正晃君	国民	
理　事	近藤　基彦君	自民	
理　事	船田　元君	自民	
理　事	岡本　充功君	民主	
理　事	赤松　正雄君	公明	
	伊藤　公介君	自民	
	越智　隆雄君	自民	
	坂本　剛二君	自民	
	棚橋　泰文君	自民	
	渡海　紀三朗君	自民	
	中野　正志君	自民	
	葉梨　康弘君	自民	
	林　潤君	自民	
	深谷　隆司君	自民	
	二田　孝治君	自民	
	堀内　光雄君	自民	
	矢野　隆司君	自民	
	山崎　拓君	自民	
	逢坂　誠二君	民主	
	鈴木　克昌君	民主	
	田中　眞紀子君	民主	
	中川　正春君	民主	
	古川　元久君	民主	
	大口　善徳君	公明	
	辻元　清美君	社民	

(2) 設置の目的

日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査（国会法第102条の６の調査をいう。）を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は次のとおりである。

①　日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会衆法第30号）

○　要旨

日本国憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うもの

○　主な質疑内容

・　憲法改正手続法の整備の要否
・　憲法改正手続法の整備に向けた幅広い合意形成の必要性
・　憲法改正に係る予備的な国民投票制度の導入の是非
・　投票権者の年齢を本則18歳以上に引き下げる方向に至った経緯
・　投票期日までの周知期間
・　国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲を絞る必要性
・　公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止に罰則を科することの是非
・　組織的多数人買収罪及び利害誘導罪の要件を更に限定する必要性
・　政党のテレビ・ラジオ無料放送枠の割当基準
・　テレビ・ラジオ無料放送枠を政党に限定することの是非
・　投票日直前の国民投票運動の広告放送を制限する期間
・　最低投票率制度の導入の是非
・　国民投票の「過半数」の意義
・　投票用紙の記載方法の在り方
・　憲法改正の限界を超える改正の是非及び改正された場合の対処の仕方
・　憲法審査会の所管事項
・　憲法審査会における調査・審査の在り方
・　憲法改正案の発議方法
・　広報協議会の委員の割当基準及び議員以外の委員の導入の必要性

○　公聴会

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　内閣の意見の聴取

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

本法律案及び②の日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外３名提出、第164回国会衆法第31号）を併合し、「日本国憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うこと」をその内容とする一案とすること

②　日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外３名提出、第164回国会衆法第31号）

○　要旨

日本国憲法第96条に定める憲法改正についての国民の承認に係る投票及び国政における重要な問題に係る案件についての国民の賛否の投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政における重要な問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行うもの

○　主な質疑内容

（①参照）

○　公聴会

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　内閣の意見の聴取

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

本法律案及び①の日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会衆法第30号）を併合し、「日本国憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うこと」をその内容とする一案とすること

《議案審査一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑等	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外5名提出、第164回国会衆法第30号）	(18. 5.26)	(18. 6. 1)	19. 1.25 (18. 6. 1) (18.10.26)	3.15 3.22 3.22(公聞) 3.28(地公) 3.29 4. 5(公聞) 4.12	4.12 修正(多) (賛-自民・公明) (欠-国民)	4.13 修正	憲法調査特 5.11 可決 (附)	5.14 可決	5.18 法51号
日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外3名提出、第164回国会衆法第31号）	(18. 5.26)	(18. 6. 1)	19. 1.25 (18. 6. 1) (18.10.26)	3.15 3.22 3.22(公聞) 3.28(地公) 3.29 4. 5(公聞) 4.12					

（4）公聴会

開会承認要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 19. 3.15	3.15	日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会衆法第30号） 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外３名提出、第164回国会衆法第31号）	日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会）及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外３名提出、第164回国会）について	3.22
3.22	3.22			4. 5

(5) 公述人・意見陳述者

① 公述人

出頭日	職　　業	氏　　名	意見を聞いた問題
平成 19. 3.22	中央選挙管理会委員長	浅野大三郎君	日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会）及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案　（枝野幸男君外３名提出、第164回国会）について
	東京慈恵会医科大学教授	小澤　隆一君	
	法政大学法学部教授	江橋　　崇君	
	政策研究大学院大学助教授	本田　雅俊君	
	前衆議院議員 ＪＰＵ総合研究所特別研究員	山花　郁夫君	
	国際経済研究所代表	高田　　健君	
4. 5	日本大学法学部教授	百地　　章君	
	社団法人自由人権協会代表理事 弁護士	庭山正一郎君	
	特定非営利活動法人Rights理事	小林　庸平君	
	主婦	田辺　初枝君	
	大宮法科大学院大学法務研究科法務専攻	南部　義典君	
	地方公務員	松繁　美和君	
	弁護士	森川　文人君	

② 意見陳述者

期日	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 19. 3.28	新潟大学大学院実務法学研究科助教授	田村　　秀君	日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会）及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案　（枝野幸男君外３名提出、第164回国会）について
	新潟県弁護士会会長	馬場　　泰君	
	新潟大学名誉教授	藤尾　　彰君	
	新潟国際情報大学情報文化学部教授	越智　敏夫君	
	[国民投票・住民投票]情報室事務局長 ジャーナリスト	今井　　一君	
	新時代政策研究会会長	中野　寛成君	
	関西大学法学部教授	吉田　栄司君	
	弁護士	中北龍太郎君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 19. 3.28	新潟県、大阪府	日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会）及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案　（枝野幸男君外３名提出、第164回国会）の審査	10人

25　教育再生に関する特別委員会

【第166回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	保利　　耕輔君	自民	
理　事	大島　　理森君	自民	理　事　河村　　建夫君　自民
理　事	小坂　　憲次君	自民	理　事　鈴木　　恒夫君　自民
理　事	中山　　成彬君	自民	理　事　野田　　佳彦君　民主
理　事	牧　　義夫君	民主	理　事　西　　博義君　公明
	赤池　　誠章君	自民	井澤　　京子君　自民
	井脇　ノブ子君	自民	伊藤　　忠彦君　自民
	稲田　　朋美君	自民	稲葉　　大和君　自民
	猪口　　邦子君	自民	亀岡　　偉民君　自民
	木原　　誠二君	自民	鈴木　　俊一君　自民
	とかしきなおみ君	自民	西村　　明宏君　自民
	西本　　勝子君	自民	馳　　浩君　自民
	原田　　憲治君	自民	平田　　耕一君　自民
	二田　　孝治君	自民	松本　　洋平君　自民
	やまぎわ大志郎君	自民	安井　潤一郎君　自民
	山内　　康一君	自民	若宮　　健嗣君　自民
	川内　　博史君	民主	北神　　圭朗君　民主
	田島　　一成君	民主	田嶋　　要君　民主
	高井　　美穂君	民主	西村　智奈美君　民主
	松本　　大輔君	民主	横山　　北斗君　民主
	笠　　浩史君	民主	伊藤　　渉君　公明
	大口　　善徳君	公明	石井　　郁子君　共産
	保坂　　展人君	社民	糸川　　正晃君　国民

(2) 設置の目的

教育再生に関連する諸法案を審査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案３件及び議員提出法律案４件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第90号）

○　要旨

学校教育の充実を図るため、義務教育の目標を定めるとともに、学校の種類ごとの目的等に係る規定を整備するほか、学校の運営及び指導体制の充実を図るため、小学校等に副校長等の職を新たに置くことができることとする等のもの

○　主な質疑内容

・　義務教育の目標規定の基本的考え方
・　規範意識を明記する理由
・　学校種の中で幼稚園を最初に規定する意義
・　副校長等新しい職の役割及び設置に係る財源措置
・　学校評価と情報公開の積極的な実施方策

○　**公聴会**
○　**参考人からの意見の聴取**
○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**
○　**審査結果**
可決（附帯決議）

②　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第91号）

○　**要旨**
地方教育行政について、その自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合等における国の関与の手続を整備するため、所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**
・　広域教育行政の推進の規定が盛り込まれた趣旨
・　教育委員への保護者選任の義務化を規定した趣旨
・　新たに文部科学大臣による「是正の要求」及び「指示」を規定した理由
・　「是正の要求」及び「指示」が地方分権の趣旨に反する懸念
・　私学に対する行政の関与の在り方

○　**公聴会**
○　**参考人からの意見の聴取**
○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**
○　**審査結果**
可決（附帯決議）

③　教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第92号）

○　**要旨**
教員の資質の保持と向上を図るため、免許更新制を導入するとともに、分限免職処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとするほか、児童等に対する指導が不適切な教員の指導の改善を図るために必要な措置に係る規定を整備するもの

○　**主な質疑内容**
・　免許更新制導入に伴う費用負担の在り方
・　免許状更新講習及び修了試験の内容
・　法定研修（10年経験者研修）と免許状更新講習との関係
・　いわゆるペーパーティーチャーが所持する免許状の扱い
・　指導が不適切な教員を認定するに当たっての公平性の確保策

○　**公聴会**
○　**参考人からの意見の聴取**
○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**
○　**審査結果**
可決（附帯決議）

④　日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出、衆法第３号）

○　要旨

教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるもの

○　主な質疑内容

・　民主党が先国会に提出した日本国教育基本法案との違い
・　本法律案に基づき想定される法改正の見通し

○　公聴会

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

否決

⑤　教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出、衆法第16号）

○　要旨

質の高い学校教育を実現するためには、高い資質及び能力を有する教育職員が学校教育に携わることが不可欠であることにかんがみ、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めるもの

○　主な質疑内容

・　免許状取得の基礎資格を修士課程修了者に限定するなど、民主党案における教員養成の考え方
・　10年毎に100時間の講習を実施することの現実性
・　幼稚園教諭も修士課程修了者に限定することについての考え方
・　専門免許状の取得要件を８年の実務経験としている理由

○　公聴会

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

否決

⑥　地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出、衆法第17号）

○　要旨

地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めるもの

○　主な質疑内容

・　民主党案における教育の政治的中立性の確保策
・　教職員の人事権を市町村に移譲することによる懸念
・　教育監査委員会を公選制としなかった理由
・　専門性の高い教育課程にまで保護者等で構成されている学校理事会が介入する懸念

○　公聴会

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
○　審査結果
　否決

⑦　学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出、衆法第18号）

○　要旨
　教育の振興に資するため、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、学校教育の環境の整備を推進するもの
○　主な質疑内容
・　本法律案を提出した理由
・　教育力向上への効果
○　公聴会
○　参考人からの意見の聴取
○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
○　審査結果
　否決

《議案審査一覧》
閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第90号）	19. 3.30	4.17	4.18 4.18	4.20 4.23 4.25 4.26 4.27 5. 7 5. 8 5. 9(地公) 5.10 5.11 5.14(地公) 5.15 5.16(公聴) 5.16 5.17	5.17 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民・国民) (附)	5.18 可決	文教科学 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法96号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第91号）	3.30	4.17	4.18 4.18	4.20 4.23 4.25 4.26 4.27 5. 7 5. 8 5. 9(地公) 5.10 5.11 5.14(地公) 5.15 5.16(公聞) 5.16 5.17	5.17 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民） (附)	5.18 可決	文教科学 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法97号
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第92号）	3.30	4.17	4.18 4.18	4.20 4.23 4.25 4.26 4.27 5. 7 5. 8 5. 9(地公) 5.10 5.11 5.14(地公) 5.15 5.16(公聞) 5.16 5.17	5.17 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民） (附)	5.18 可決	文教科学 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法98号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外5名提出、衆法第3号）	19. 2. 9		4.18 省略	4.20 4.23 4.25 4.26 4.27 5. 7 5. 8 5. 9(地公) 5.10 5.11 5.14(地公) 5.15 5.16(公聞) 5.16 5.17	5.17 否決（少） （賛-民主） （反-自民・公明・共産・社民・国民）	5.18 否決			

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外2名提出、衆法第16号）	19. 4.17	4.17	4.18 4.18	4.20 4.23 4.25 4.26 4.27 5. 7 5. 8 5. 9(地公) 5.10 5.11 5.14(地公) 5.15 5.16(公聴) 5.16 5.17	5.17 否決（少） （賛-民主） （反-自民・公明・共産・社民・国民）	5.18 否決			
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外2名提出、衆法第17号）	4.17	4.17	4.18 4.18	4.20 4.23 4.25 4.26 4.27 5. 7 5. 8 5. 9(地公) 5.10 5.11 5.14(地公) 5.15 5.16(公聴) 5.16 5.17	5.17 否決（少） （賛-民主） （反-自民・公明・共産・社民・国民）	5.18 否決			
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外2名提出、衆法第18号）	4.17	4.17	4.18 4.18	4.20 4.23 4.25 4.26 4.27 5. 7 5. 8 5. 9(地公) 5.10 5.11 5.14(地公) 5.15 5.16(公聴) 5.16 5.17	5.17 否決（少） （賛-民主） （反-自民・公明・共産・社民・国民）	5.18 否決			

(4) 公聴会

開会承認要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 19. 5.11	5.11	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出） 日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出） 教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出） 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出） 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出）	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）、日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出）、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出）、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出）及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出）について	5.16

(5) 公述人・参考人・意見陳述者

① 公述人

出頭日	職　　業	氏　　名	意見を聞いた問題
平成 19. 5.16	独立行政法人大学評価･学位授与機構機構長 前中央教育審議会副会長	木村　　孟君	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）、日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出）、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出）、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出）及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出）について
	玉川大学学術研究所特任教授 中央教育審議会臨時委員	山極　　隆君	
	ＮＰＯ法人地方自立政策研究所理事長 前志木市長	穂坂　邦夫君	
	都留文科大学文学部教授	田中　孝彦君	
	全日本教職員組合中央執行委員長	米浦　　正君	

② 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成19. 4.26	兵庫教育大学学長 中央教育審議会副会長	梶田　叡一君	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出） 日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出） 教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出） 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出） 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出）
	明海大学長	髙倉　　翔君	
	専修大学教授	嶺井　正也君	
	東京大学大学院教育学研究科准教授	勝野　正章君	
5. 8	学校法人渋谷教育学園理事長 日本私立中学高等学校連合会会長	田村　哲夫君	
	福岡市総合図書館館長 元中央教育審議会臨時委員	植木とみ子君	
	国際基督教大学教授	藤田　英典君	
	法政大学キャリアデザイン学部教授	佐貫　　浩君	
5.15	京都市教育委員会教育長	門川　大作君	
	比治山大学非常勤講師 前東広島市教育委員会教育長	荒谷　信子君	
	国立大学財務・経営センター名誉教授	市川　昭午君	
	名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	中嶋　哲彦君	

③ 意見陳述者

期日	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成19. 5. 9	山形県知事	齋藤　　弘君	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）、日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出）、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出）、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出）及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出）について
	山形市教育委員会教育委員長	逸見　　啓君	
	山形市立第一中学校長	後藤　恒裕君	
	福岡県知事	麻生　　渡君	
	遠賀郡芦屋町教育委員会教育長	中島　幸男君	
	福岡県中学校長会会長	野中　秀典君	

5.14	富山市長	森　　雅志君	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）、日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出）、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出）、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出）及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出）について
	富山県教育委員会委員長	八木　近直君	
	富山国際大学付属高等学校長	西川　　弘君	
	松山市長	中村　時広君	
	愛媛県教育委員会委員長	井関　和彦君	
	新田高等学校長	片岡　　至君	

（6）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 19. 5. 9	第１班　山形県 第２班　福岡県	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）、日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外５名提出）、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（藤村修君外２名提出）、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（牧義夫君外２名提出）及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（笠浩史君外２名提出）の審査	第１班 ６人 第２班 ６人
5.14	第１班　富山県 第２班　愛媛県		

第4

憲法審査会

第４　憲法審査会

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関である。

憲法審査会は、第167回国会の召集の日（平成19年８月７日）から、国会法第102条の６の規定に基づき「(各議院に）設ける」とされている。なお、平成20年１月15日の時点では、憲法審査会の員数、議事手続等の詳細を定める「衆議院憲法審査会規程（仮称)」は制定されておらず、委員の選任もなされていない。

（参考）

憲法審査会は、日本国憲法の改正手続に関する法律により改正された国会法の規定に基づいて設置されることとなったものである。

※　日本国憲法の改正手続に関する法律の制定については、下記を参照

「第１　平成19年の国会の動き　２　国会の主な動き　(7) 憲法改正国民投票法関係」

「第３　委員会の概況　24 日本国憲法に関する調査特別委員会」

（参照条文）

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）（抄）

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して３年を経過した日から施行する。ただし、第６章［憲法改正の発議のための国会法の一部改正］の規定（国会法第11章の２の次に１章を加える改正規定を除く。)…は公布の日［平成19年５月18日］以後初めて召集される国会の召集の日から…施行する。

○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）

第11章の２　憲法審査会

〔憲法審査会の設置〕

第102条の６　日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

〔憲法改正原案等の提出〕

第102条の７　憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。この場合における憲法改正原案の提出については、第68条の３の規定を準用する。

②　前項の憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

〔合同審査会〕

第102条の８　各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる。

②　前項の合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができる。

③　前２項に定めるもののほか、第１項の合同審査会に関する事項は、両議院の議決によりこれを定める。

〔憲法改正原案の審査手続の特例〕

第102条の９　第53条、第54条、第56条第２項本文、第60条及び第80条の規定は憲法審査会について、第47条（第３項を除く。）、第56条第３項から第５項まで、第57条の３及び第７章の規定は日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案に係る憲法審査会について準用する。

②　憲法審査会に付託された案件についての第68条の規定の適用については、同条ただし書中「第47条第２項の規定により閉会中審査した議案」とあるのは、「憲法改正原案、第47条第２項の規定により閉会中審査した議案」とする。

〔憲法審査会に関する事項〕

第102条の10　第102条の６から前条までに定めるもののほか、憲法審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第5

請願等

第５　請願等

１　請願審議の概況等

【第166回国会】

第166回国会に提出された請願は、2,499件（213種類）であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」309件、「新・腎疾患対策の早期確立に関する請願」214件、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求めることに関する請願」165件などであった。

請願者の総数は、1,303万8,274人であった。

７月４日及び５日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において489件（16種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。７月５日の本会議において「法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外488件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第166回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は111件、意見書は4,296件であった。

委員会名	請願						陳情書参考送付	意見書参考送付
	委員会					本会議		
	付託	採択	議決不要	未了	取下	採択		
内閣	247	0	0	247	0	0	6	28
総務	20	0	0	20	0	0	7	120
法務	255	32	0	223	0	32	12	280
外務	43	0	0	43	0	0	5	52
財務金融	223	0	0	223	0	0	4	56
文部科学	132	0	0	132	0	0	6	160
厚生労働	1,290	454	0	836	0	454	25	1,711
農林水産	17	0	0	17	0	0	12	1,281
経済産業	3	0	0	3	0	0	8	44
国土交通	119	0	0	119	0	0	12	409
環境	16	0	0	16	0	0	4	37
安全保障	9	0	0	9	0	0	1	3
議院運営	0	0	0	0	0	0	1	0
災害対策特	2	2	0	0	0	2	2	8
倫理選挙特	7	0	0	7	0	0	0	38
沖縄北方特	1	1	0	0	0	1	0	0
青少年特	0	0	0	0	0	0	0	5
テロ・イラク特	1	0	0	1	0	0	1	2
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	1	31
憲法特	82	0	0	82	0	0	4	16
教育再生特	32	0	0	32	0	0	0	15
計	2,499	489	0	2,010	0	489	111	4,296

（注１）「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。
（注２）付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第167回国会】

請願は会期が短いため受理しなかった。
また、各委員会に送付した陳情書は０件、意見書は681件であった。

【第168回国会】

第 168 回国会に提出された請願は、1,283 件(171 種類)であり、このうち件数の多かったものは、「中小自営業の家族従業者等のための所得税法の改正等に関する請願」52 件、「中小自営業の家族従業者等に対する社会保障制度等の充実に関する請願」52 件、「中小自営業の女性起業家・家族従業者に対する支援の充実等に関する請願」52 件などであった。

請願者の総数は、788万9,288人であった。

１月11日及び15日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において145件(18種類)の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、同月15日の本会議において「酒税法の一部改正に関する請願」外144件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第168回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は242件、意見書は3,917件であった。

委員会名	請願						陳情書参考送付	意見書参考送付
	委員会					本会議		
	付託	採択	議決不要	未了	取下	採択		
内閣	72	0	0	72	0	0	14	59
総務	13	0	0	13	0	0	21	239
法務	72	0	0	72	0	0	21	99
外務	51	0	0	51	0	0	2	37
財務金融	223	1	0	222	0	1	8	177
文部科学	184	44	0	140	0	44	19	286
厚生労働	555	100	0	455	0	100	40	907
農林水産	1	0	0	1	0	0	16	376
経済産業	59	0	0	59	0	0	20	782
国土交通	7	0	0	7	0	0	46	771
環境	0	0	0	0	0	0	9	125
安全保障	1	0	0	1	0	0	3	5
議院運営	0	0	0	0	0	0	0	1
災害対策特	0	0	0	0	0	0	11	14
倫理選挙特	0	0	0	0	0	0	3	16
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	2	2
青少年特	0	0	0	0	0	0	1	2
テロ・イラク特	43	0	0	43	0	0	5	12
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	1	7
計	1,281	145	0	1,136	0	145	242	3,917

（注１）「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。
（注２）請願には、上記以外に付託前の取下げが２件ある。
（注３）付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

２　採択された請願の概要

【第166回国会】

◇法務委員会

〇法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（17件）

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の定員を増員すること。

〇裁判所の人的・物的充実に関する請願（15件）

１　裁判所職員の定員を大幅にふやすこと。

２　裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を大幅にふやすこと。

◇厚生労働委員会

〇児童扶養手当の減額を最小限にすることに関する請願（21件）

児童扶養手当の５年間受給後または７年経過後の減額は、最小限にとどめること。

〇児童扶養手当の減額率を検討するに当たり配慮を求めることに関する請願（１件）

１　平成20年４月以降の児童扶養手当の減額率を検討するに当たり配慮すること。

２　母子家庭等の自立に向けた就業支援策について地域間格差の是正を図ること。

〇保育・学童保育・子育て支援施策の拡充等に関する請願（29件）

１　児童福祉法24条に基づき国と自治体の責任による保育制度を堅持・拡充すること。

⑴　保育の公的責任を後退させる保育所への直接入所方式の導入はやめること。

⑵　保育所の「最低基準」は、廃止・切り下げをするのではなく、抜本的に改善すること。

⑶　保育に要する費用は、国と自治体が責任を持って負担し、一層の拡充を図ること。

２　子供のための予算を大幅に増額すること。

⑴　保育所、幼稚園、学童保育の保育条件を改善するための予算を大幅にふやすこと。

⑵　保育所、幼稚園、認定こども園において子育て支援の機能が果たせるよう、専用室や専任職員の配置のための財源措置をすること。

⑶　保育所の待機児童解消のために特別な予算措置をすること。

３　仕事と子育ての両立ができるよう労働時間短縮など労働施策を見直し、子育て支援策を拡充すること。次世代育成支援・少子化対策は、必要な予算措置をし、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ること。

〇進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願（４件）

進行性化骨筋炎（ＦＯＰ）を難治性疾患克服研究事業の対象疾患に指定（難病指定）すること。

〇難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求めることに関する請願（165件）

第 164 回国会において採択された「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策」を早期に実現すること。すなわち、①難病の原因の究明、治療法確立のため、難病対策を一層拡充すること。②難病患者の医療費の負担軽減を検討すること。③子育て支援の立場から、先天性疾患や小児難病の子供たちへの医療費助成や教育の充実等、子供施策を進める

こと。④身体障害者福祉法など各種法制度の谷間に置かれている難病患者・長期慢性疾患患者と家族のための福祉、介護、就労、リハビリ、移動等に関する総合的対策を確立すること。⑤生涯にわたり医療を必要としている長期慢性疾患患者に対する社会的支援を検討すること。⑥看護師不足を解消して増員を図り、行き届いた安心できる看護を保障すること。⑦薬害の根絶と被害者早期救済制度を拡充すること。

○ウイルス性肝炎対策の抜本的な充実を求めることに関する請願（４件）

1　肝臓がん患者への生体肝移植の保険適用の拡大を図ること。
2　保険適用となる肝炎治療の拡大を図ること。特に、肝臓がんの予防に資するとされるインターフェロンの長期投与の保険適用について、積極的に検討を進めること。
3　ウイルス性肝炎の治療体制の整備・充実を図ること。
4　ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のための健診の充実・普及を図ること。
5　ウイルス性肝炎患者に対する差別偏見がなくなるように、肝炎の知識の普及・啓発を図ること。
6　長期にわたって治療を余儀なくされる肝炎患者の経済的負担を軽減するための方策について、積極的に検討を進めること。

○年金・医療・介護等の社会保障制度充実に関する請願（１件）

1　年金・医療・介護の諸制度のあり方について、統一的な視点に立った議論を深め、我が国の社会保障制度を総体として示すこと。
2　社会保障制度の見直しについては、少なくとも 10 年間くらいの見通しを示し、安定的な制度運用になるようにすること。
3　社会保障制度の見直しに当たっては、安心して生活できる給付水準の確保や世代間格差の緩和にも十分に配慮すること。
4　年金支給開始年齢の引き上げによる弊害をなくすために、定年制の延長や実効ある再任用制度の運用が図られるような施策を講ずること。

○新・腎疾患対策の早期確立に関する請願（214 件）

1　腎臓病及び糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための啓発活動を広く国民運動として取り組むこと。
2　腎臓病の原因究明の研究を推進すること。
3　年齢、障害の種別、程度を問わず、必要なすべての人に介護・支援が保障される制度を確立すること。
4　通院の困難な在宅の透析患者のために、ホームヘルパーの増員、移送支援など通院介護保障体制と、医療と福祉の連携による総合的対策を確立すること。
5　院内感染を含む医療事故を防ぐための対策を強化すること。
6　医師、看護師、ホームヘルパーなどの医療・福祉従事者不足を早急に解消し、大幅な増員対策を具体的に講じること。
7　臓器移植推進のための啓発・広報活動を強化するとともに、都道府県所属の移植コーディネーターの増員と身分保障を確立し、さらに院内コーディネーターを増員するよう指導すること。
8　災害時における透析医療の確保と患者の避難・移動を確保する体制を確立すること。

○総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願（１件）

1　ウイルス性肝炎に対する新しい治療薬、治療法の研究・開発を促進し、早期に健康保険の適用とすること。

2　肝炎患者が全国どこでも、適切な専門医療が受けられる体制を整備すること。

3　ウイルス性肝炎の正しい知識の普及・啓発により、肝炎患者・感染者に対する偏見と差別、とりわけ就学、就労差別をなくすよう具体的施策を実施すること。

4　ウイルス性肝疾患に対する医療費の負担軽減を検討すること。

5　肝疾患患者の社会的支援のために、重い肝機能障害を「身体障害者福祉法」の対象にするよう検討すること。

○妊婦と新生児を中心に据えた医療連携システムの確立に関する請願（12 件）

1　身近な地域に出産場所をふやすために、産科医・助産師の養成数をふやし、特に、正常な妊娠・出産・育児のケアを担える助産師の力を強化し、活用すること。

2　全国の出産可能な公的施設を調査し、不足している地域には、産科の閉鎖された現存施設を活用した院内助産所・バースセンターを開設する等の措置を検討すること。

3　ハイリスク妊婦や緊急搬送の高次医療施設への受け入れをスムーズに行うために、ローリスク妊婦の出産場所の選択肢（病院、診療所、助産所、自宅出産等）が保障されるよう、必要な措置を検討すること。

4　政府及び地方公共団体は、助産所の嘱託医・連携医療機関を責任持って確保し、それら地域の中核病院や公的医療機関に助産所や診療所からの緊急搬送の受け入れを義務とするよう検討すること。

○小規模作業所等成人期障害者の施策に関する請願（１件）

1　小規模作業所・小規模通所授産施設が、就労移行支援事業、就労継続支援事業、生活介護事業のいずれかに移行できるように支援すること。なお、当面は小規模作業所に対する国庫補助制度について存続を図ること。

2　就労支援策を拡充するなど地域で生活するために必要な所得保障を確立すること。

3　すべての障害のある人々が必要な支援を受けるための総合的な仕組みを構築するための働く場・活動の場や暮らしの場等の社会資源の量的整備を図ること。

○小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願（１件）

1　小規模作業所が新事業にスムーズに移行するための支援策と、移行するまで小規模作業所として存続する間の支援策を、都道府県、市町村などと一体的に講じること。

2　障害者自立支援法の附則並びに附帯決議に記された地域生活を進める上での課題の解消（社会資源の量的整備、所得保障、障害範囲の見直しなど）に、早急に着手すること。

◇災害対策特別委員会

○首都直下地震対策に関する請願（２件）

1　消火活動の成否を決する震災発生後１～２時間の消防力が、現体制では大幅に不足しているため、機動力にすぐれた空中消火技術を大々的に活用するべく消防体制を整備すること。

2　過去30年余りにわたって林野火災の空中消火で中核的役割を担ってきた自衛隊の大型ヘリコプターに対して、地上消防力が不足する地域において震災発生直後の空中消火任務を課すこと（延焼拡大後の災害派遣では手遅れである）。なお、消防防災ヘリコプターは、そ

の放水量が通常0.5トン程度で、自衛隊の大型ヘリコプターの放水量約７トンに比べてけた違いに少なく、かつ夜間発着訓練等も行っていないため、空中消火は自衛隊機に任せるのが効率的である。

３　大震災時において消防の指揮命令系統が一元的に機能するよう体制を整えること。

◇沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○北方領土返還促進に関する請願（１件）

１　私たちの国民運動を支えるのは、「絶対に北方四島を取り戻す」という日本政府の毅然たる外交姿勢であるため、北方四島の返還を求め、改めて国会において決議すること。

２　ロシアとの返還交渉に当たっては、私たち国民の要望を受けとめ、「北方四島の返還なくして日ロ平和条約の締結はあり得ない」という原点に立ち、毅然たる姿勢で、焦らず粘り強く、かつ誠意を持って取り組むこと。

【第168回国会】

◇財務金融委員会

○酒税法の一部改正に関する請願（１件）

宿泊施設、飲食店等において自家製造した果実酒（市販のしょうちゅう等の酒に果実、氷砂糖等を漬け込んだもの）を自己の営業の場において、無償または有償を問わず飲用に供する場合、酒税法における製造免許を不要とするなど、規制の対象外として扱えるよう関係法令（酒税法第７条、第43条等）を改正すること。

◇文部科学委員会

○教育専門職待遇改善、義務教育費国庫負担制度堅持、文教予算の充実に関する請願（１件）

１　人材確保法の趣旨を尊重し、すぐれた教職員を確保するために、教育専門職としてふさわしい給与・待遇に改善すること。

２　教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、さらに充実した制度を確立すること。

３　地方公共団体の財政状況により教育環境に格差が生じることがないよう、文教予算を十分に確保すること。

○豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（43件）

１　私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費等補助金の改善充実の措置を講ずること。

２　私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のため、次の事項の補助を拡充すること。

⑴　きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助

⑵　専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助

３　私立学校の教育施設設備整備のための特別助成措置を講ずること。

４　過疎地域の私立高校に対する過疎高等学校特別経費の継続と拡充及び小規模校への助成の拡充を図ること。

５　保護者の家計急変に伴う授業料減免事業等支援特別経費を継続すること。

６　私立大学の教育研究の一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣

旨に基づき、その経常的経費の２分の１補助達成を目指して経常費補助の拡充を図ること。

7　すべての生徒及び学生に対して、実効ある教育の機会均等を実現するため、育英奨学制度の拡充を図ること。育英奨学事業は、無利子貸与制を原則とし、有利子貸与制はその補完措置として、それらの充実改善を図ること。

8　私立幼稚園におけるティーム保育指導を初めとする、少人数保育を促進させるための補助の拡充を図ること。

9　私立専修学校教育の振興を図るため、情報処理関係設備及び大型教育装置整備費補助の拡充を図ること。

◇厚生労働委員会

○児童扶養手当の減額を最小限にすることに関する請願（２件）

児童扶養手当の５年間受給後または７年経過後の減額は、最小限にとどめること。

○安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願（22件）

1　母子の安全を最優先している開業助産所が引き続き安心して業務が継続でき、また、新たに開設ができるように医療法第19条に規定される産科嘱託医師・嘱託医療機関が確実に確保できるようにすること。

2　助産所を包含した周産期医療ネットワークの整備が速やかに推進されるよう、必要な措置を講じること。

3　医療施設内での自然分娩を希望する女性と家族の要望にこたえるため、助産師が主体となった助産師外来や院内助産所の開設を支援すること。

4　助産師の量と質を確保のために、助産師養成機関の存続・開設への支援と助産師教育の充実を図ること。

5　潜在助産師の就業対策として、研修等を各地域で実践できるよう支援すること。

○安心で行き届いた医療に関する請願（15件）

国民の願いである安心で行き届いた医療のために、看護師を初めとした医療従事者をふやすこと。

○障害者自立支援法の抜本的な見直しを求めることに関する請願（１件）

1　知的障害のある人たちがふさわしいサービスを選択できるよう、障害者自立支援法の抜本的な見直しを図ること。

2　事業者が質の高いサービスを継続して提供するために、福祉予算の拡充を図ること。

⑴　質の高い職員の確保

⑵　給付費の月額化

⑶　基盤整備の推進

3　福祉サービス利用者に対する食費並びにそれにかかる人件費及び光熱水費の実費負担について、さらなる負担の軽減を図ること。

○一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行を求めることに関する請願（14 件）

平成18年３月９日に交わされた一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業に係る「確認書」の内容を厚生労働省の責任で早期履行すること。

○緊急の保育課題への対応と、認可保育制度の充実に関する請願（１件）

１　現行の保育制度を維持し、民間保育所運営費等を一般財源化しないこと。
２　子育て家庭の経済的負担を軽減すること。
３　待機児童解消のための緊急特別施策を強化すること。
４　保育内容の向上のために、最低基準の改善を図ること。
５　保育所機能の改善・強化を図ること。
６　行動計画を推進し、子供・子育て応援プランを完全実施すること。
７　子育て中の働く親の働き方を見直すこと。
８　過疎地域保育所の振興策を図ること。

○大都市東京における特別養護老人ホームを初めとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願（７件）

１　大都市東京における人件費や物価水準を反映した、地域差を十分に考慮した介護報酬の設定をすること。
２　「介護」という仕事の専門性に見合った賃金水準を確保できる介護報酬の設定をすること。

○保育・学童保育・子育て支援施策の拡充等に関する請願（１件）

１　児童福祉法24条に基づき、国と自治体の責任による保育制度を堅持・拡充すること。
⑴　保育の公的責任を後退させる保育所への直接入所方式の導入はやめること。
⑵　保育所の「最低基準」は、廃止・切り下げをするのではなく、抜本的に改善すること。
⑶　保育に要する費用は、国と自治体が責任を持って負担し、一層の拡充を図ること。
２　子どものための予算を大幅に増額すること。
⑴　保育所、幼稚園、学童保育の保育条件を改善するための予算を大幅にふやすこと。
⑵　保育所、幼稚園、認定こども園において子育て支援の機能が果たせるよう、専用室や専任職員の配置のための財源措置をすること。
⑶　保育所の待機児童解消のために特別な予算措置をすること。
３　仕事と子育ての両立ができるよう労働時間短縮など労働施策を見直し、子育て支援策を拡充すること。次世代育成支援・少子化対策は、必要な予算措置をし、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ること。

○保育制度の改善と充実に関する請願（１件）

１　保育所職員の人材確保対策を推進すること。
２　民間保育所運営費の現行制度を維持すること。
３　保育料基準を改善すること。
４　保育所整備を推進すること。

○身近な地域で、安心して産める場所の確保に関する請願（８件）

１　身近な地域に出産場所をふやすために、産科医・助産師の養成数をふやし、特に、正常な妊娠・出産・育児のケアを担える助産師の力を強化し、活用すること。
２　全国の出産可能な公的施設を調査し、不足している地域には、産科の閉鎖された現存施設を活用した院内助産所・バースセンターを開設する等の措置を検討すること。
３　ハイリスク妊婦や緊急搬送の高次医療施設への受け入れをスムーズに行うために、ローリスク妊婦の出産場所の選択肢（病院、診療所、助産所、自宅出産等）が保障されるよう、

必要な措置を検討すること。

4　政府及び地方公共団体は、助産所の嘱託医・連携医療機関を責任持って確保し、それら地域の中核病院や公的医療機関に助産所や診療所からの緊急搬送の受け入れを義務とするよう検討すること。

○非血縁者間骨髄移植に係る医療保険の適用範囲拡大を求めることに関する請願（17 件）

骨髄バンクを介して骨髄移植を受ける患者の経済的負担の軽減及び採取施設の採取受け入れ促進のために、①情報検索連絡調整にかかる費用等、②移植骨髄穿刺について加算をすること。

○年金・医療・介護等の社会保障制度充実に関する請願（８件）

1　年金・医療・介護の諸制度のあり方について、統一的・総合的な視点に立った議論を深め、我が国の社会保障制度を総体として示すこと。

2　社会保障制度の見直しに当たっては、将来展望の持てる給付水準の確保や世代間格差の緩和にも十分に配慮すること。

3　年金生活者に対する国民健康保険料や介護保険料などのあり方について検討すること。

4　高齢社会の中で定年後も働き続けたい人の労働環境の整備が図れるような施策を講ずること。

○身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求めることに関する請願（１件）

1　改正「医療法」第 19 条の施行を、当分の間（産科医師や地域の産科病院等の不足の解消、または次記２、３が整備されるまで）、凍結すること。

2　参議院厚生労働委員会の附帯決議（2006 年６月 13 日）に基づき、国及び地方自治体が、責任を持って助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。

3　国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるようネットワークを強化するとともに、医療機関と消防・自治体などの連携による緊急医療体制を整備すること。

4　国は、各都道府県における助産師養成枠の増加と質の高い助産師教育を促進すること。

5　産婦人科医の養成を促進するとともに、産婦人科の女性医師が働き続けられる条件を整備すること。

6　産婦人科医、小児科医の待遇を改善すること。

7　産科の周産期過程における事故の無過失補償制度の充実を図ること。

○化学物質による健康被害に関する請願（１件）

1　特別な体質の人ばかりでなく広がり始めた化学物質過敏症の重大さを認めること。

2　一般の人たちの発症を防ぐためにも病名をつけ、医学界でも取り組み始めること。

3　生活環境中にある身近な製品から発散する化学物質の基準値を設定し、守らせること。

4　既に発症した患者たちが早期に回復し、社会復帰できるような支援体制をとること。

5　国として産業界に有害化学物質を発散させない製品づくりを義務づけること。

○新・腎疾患対策の早期確立に関する請願（１件）

1　腎臓病及び糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための啓発活動を広く国民運動として取り組むこと。

2　腎臓病の原因究明の研究を推進すること。

３　年齢、障害の種別、程度を問わず、必要なすべての人に介護・支援が保障される制度を確立すること。
４　通院の困難な在宅の透析患者のために、ホームヘルパーの増員、移送支援など通院介護保障体制と、医療と福祉の連携による総合的対策を確立すること。
５　院内感染を含む医療事故を防ぐための対策を強化すること。
６　医師、看護師、ホームヘルパーなどの医療・福祉従事者不足を早急に解消し、大幅な増員対策を具体的に講じること。
７　臓器移植推進のための啓発・広報活動を強化するとともに、都道府県所属の移植コーディネーターの増員と身分保障を確立し、さらに院内コーディネーターを増員するよう指導すること。
８　災害時における透析医療の確保と患者の避難・移動を確保する体制を確立すること。

第6

予備的調査

第６　予備的調査

１　予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に調査を命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

２　実施された予備的調査

平成19年に実施された予備的調査の概要は、次のとおりである。

(1)　国家公務員の再就職状況に関する予備的調査（平岡秀夫君外112名提出、平成19年衆予調第２号）

（主な調査事項）

中央省庁ごとに、公益法人等調査対象法人における国家公務員の再就職者につき、

ア　当該団体における国家公務員再就職者数、取締役相当役職員のうちの国家公務員再就職者数、取締役相当役以外の職員のうちの国家公務員再就職者数等

イ　当該団体に対しての補助金等交付、事業発注等による金銭の交付の件数と合計額等

(2)　独立行政法人の組織等に関する予備的調査（武正公一君外112名提出、平成19年衆予調第３号）

（主な調査事項）

平成19年10月１日時点で存在する独立行政法人につき、

ア　移行前後の組織及び役職員数等

イ　役員の氏名、経歴、給与総額、退職金支給総額等

ウ　各府省の独立行政法人評価委員の総数、審議会等委員の経歴等

エ　予算額・決算額、資産、監査状況、取引状況等

オ　関係法人に対する出資額、他の法人等への出向職員数等

カ　中期計画の数値目標、達成状況等

キ　平成18年度の支出概要（目的、相手先、契約形態等）

ク　各府省からの再就職者の概要（最終役職名、出身組織、再就職年月、当該法人での役職等）

ケ　各独立行政法人から他法人への再就職者の概要（最終役職名、出身組織、再就職年月、再就職先での役職等）

コ　各独立行政法人が平成18年度末において出資する法人の法人名、出資総額及び出資比率

サ　各独立行政法人の平成18年度における有価証券の増減及び固定資産の売却状況

(3)　特殊法人の組織等に関する予備的調査（原口一博君外112名提出、平成19年衆予調第４号）

（主な調査事項）

平成19年10月１日時点で存在する特殊法人につき、

ア　組織形態、資本金、政府出資比率、役員の任免、予算・決算に係る国会及び政府の関与等

イ　職員数及び役員数
ウ　役員の氏名、経歴、給与総額、退職金支給総額等
エ　予算額・決算額、資産、監査状況、取引状況等
オ　関係法人に対する出資額等、他の法人等の出向職員数等
カ　平成18年度の支出概要（目的、相手先、契約形態等）
キ　各府省からの再就職者の概要（最終役職名、出身組織、再就職年月、当該法人での役職等）
ク　各特殊法人から他法人への再就職者の概要（最終役職名、出身組織、再就職年月、再就職先での役職等）
ケ　各特殊法人が平成18年度末において出資する法人の法人名、出資総額及び出資比率
コ　各特殊法人の平成18年度における有価証券の増減及び固定資産の売却状況

(4)　決算及び平成20年度予算の概算要求等に関する予備的調査（中川正春君外112名提出、平成19年衆予調第５号）

（主な調査事項）
ア　決算に関する調査
（ア）　一般会計及び特別会計における翌年度繰越額、不用額等並びに特別会計勘定別の決算剰余額等
（イ）　一般会計及び特別会計の目の積算内訳までにおける翌年度繰越額、不用額等
（ウ）　一般会計及び特別会計の目の積算内訳で繰越率、不用率が、20%以上となったものの当該年度以降の繰越率及び不用率等
（エ）　新規に予算計上した事業の当該年度以降における目までの執行率等
イ　決算検査報告に関する調査
（ア）　会計検査院の決算検査報告掲記事項の事項別件数金額等
（イ）　会計検査院の決算検査報告で指摘を受けた事項について改善措置を講じていない事業の指摘金額等
ウ　平成20年度予算の概算要求等に関する調査
（ア）　各府省の重点施策等に係る概算要求額の細目、積算内訳等
（イ）　平成19年度予算における執行（又は執行予定）単価等及び平成20年度予算の概算要求における積算単価等

(5)　中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査（松野頼久君外111名提出、平成19年衆予調第６号）

（主な調査事項）
中央省庁、特定独立行政法人、特殊法人につき、
ア　金銭交付の件数及び総額並びに金銭交付件数等の多い相手先各上位30団体の金銭交付総額、国家公務員の在職者数等
イ　補助金等交付の件数及び総額並びに補助金交付件数等の多い相手先各上位30団体の補助金交付総額、国家公務員の在職者数等
ウ　契約に基づく金銭交付の件数、総額並びに３年連続して契約に基づき金銭交付を行っている団体の金銭交付額、国家公務員の在職者数等
エ　契約形態別（一般競争入札による契約、指名競争入札による契約、随意契約、特に特命随意契約）の金銭交付の状況（平均落札率、金銭交付件数等の多い団体への交付総額、国家公務員の在職者数等、事業発注状況等）

なお、（１）から（５）のほか、中小企業及び個人に対する金融機関などによる債権回収の実態、これについての司法統計等に関する予備的調査要請書（前田雄吉君外48名提出、平成19年衆予調第１号）が提出されている。

［参考］予備的調査一覧

１　委員会の議決に基づく予備的調査

	件　　名	委員会	議決日	命令日	報告書提出日
1	事務・事業の評価・監視システム導入に関する予備的調査	決算行政監視	平成 10．6.17	6.17	8.28
2	国会等の移転の規模及び形態等の見直しに関する予備的調査	国会等移転特	14．7.30	7.30	10.16

２　40人以上の議員からの要請に基づく予備的調査

	件　　名	要請者	提出日	送付日 （送付委員会）	命令日	報告書 提出日
1	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案策定過程に関する予備的調査	山本孝史君 外62名	平成 10．3.24	3.25 （厚生）	3.30	4.30
2	国鉄長期債務関連法案に関する予備的調査	佐藤敬夫君 外54名	10．4.13	4.23 （運輸）	4.24	5.22
3	中華人民共和国ベチューン医科大学病院に対する政府開発援助に関する予備的調査	中村鋭一君 外39名	10．6.18	6.18 （外務）	8．7	10．6
4	公益法人の運営実態に関する予備的調査	仙谷由人君 外40名	11．5.20	5.21 （内閣）	5.21	6．9
5	特定公益増進法人の認定及び寄附の実態に関する予備的調査	山本孝史君 外41名	11．8.11	8.12 （内閣）	8.13	11．5
6	公共事業の個別事業内容・実施状況等に関する予備的調査	前原誠司君 外40名	11.12．9	12.10 （建設）	12.15	12．3.16
7	銀行、生保など金融機関の行き過ぎた営業活動による個人債務者、契約者の被害に関する予備的調査	小沢辰男君 外43名	11.12.13	12.14 （大蔵）	12.14	12．3.16
8	神奈川県警の警察官不祥事発生の対応に関する予備的調査	坂上富男君 外49名	11.12.14	12.15 （地方行政）	12.15	12．2.15
9	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外53名	12．2.28	2.29 （厚生）	4.21	解散により消滅 （6．2）
10	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外65名	12．8．1	8．3 （厚生）	8．4	9.12
11	新潟県刈羽村生涯学習施設等建設における電源立地促進対策交付金の使途に関する予備的調査	佐藤謙一郎君 外52名	12.11.29	11.30 （商工）	12．1	13．2．5 （経済産業）
12	原子力発電所の発電単価の計算根拠に関する予備的調査	鮫島宗明君 外42名	14．2.13	2.14 （経済産業）	2.20	3.28
13	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	野田佳彦君 外45名	14．6.13	6.17 （総務）	7.11	7.30

	件　　名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報告書 提出日
14	東海地震の強震動予測に基づく主要施設の耐震安全性に関する予備的調査	細野豪志君 外44名	14. 7.22	7.23 (災害対策特)	7.25	10.17
15	年金福祉施設の建設と運営に関する予備的調査	海江田万里君 外44名	16. 3. 1	3. 3 (厚生労働)	3.11	4. 8
16	「官製資格ビジネス」に関する予備的調査	鈴木克昌君 外40名	16. 3.12	3.16 (総務)	3.23	4.27
17	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外40名	16. 6.10	6.11 (総務)	6.16	8. 3
18	金融機関等からの借入の連帯保証の実態に関する予備的調査	中津川博郷君 外87名	16. 6.14	6.15 (財務金融)	6.16	10.13
19	知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査	額賀福志郎君 外41名	17. 8. 8	8. 8 (文部科学)		解散により消滅 (8. 8)
20	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外53名	17.10.13	10.14 (総務)	10.18	18. 1.19
21	知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査	前田雄吉君 外44名	17.10.27	10.28 (文部科学)	11. 1	18. 2.10
22	中央省庁の事務事業の精査に関する予備的調査	松本剛明君 外45名	17.10.28	10.28 (決算行政監視)	11. 1	18. 1.20
23	公益法人等における国家公務員の再就職状況及び中央政府からの補助金等交付状況に関する予備的調査	松本剛明君 外45名	17.10.28	10.28 (内閣)	11. 1	18. 2. 3
24	三位一体の改革に伴う地方公共団体の財政への影響及びその調整に関する予備的調査	中川正春君 外50名	18. 3. 3	3. 7 (総務)	3.10	10.24
25	中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査	松本剛明君 外44名	18.11.16	11.17 (決算行政監視)	11.22	19. 3.29
26	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外54名	18.11.21	11.21 (総務)	11.24	19. 3. 6
27	国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査	松本剛明君 外42名	18.12.14	12.14 (厚生労働)	12.19	19. 2.14
28	中小企業及び個人に対する金融機関などによる債権回収の実態、これについての司法統計等に関する予備的調査	前田雄吉君 外48名	19. 6.28			
29	国家公務員の再就職状況に関する予備的調査	平岡秀夫君 外112名	19.10.29	11. 1 (内閣)	11.22	
30	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外112名	19.10.29	11. 1 (総務)	11.15	
31	特殊法人の組織等に関する予備的調査	原口一博君 外112名	19.10.29	11. 1 (総務)	11.15	
32	決算及び平成20年度予算の概算要求等に関する予備的調査	中川正春君 外112名	19.10.29	11. 1 (予算)	11.20	
33	中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査	松野頼久君 外111名	19.10.29	11. 1 (決算行政監視)	11.21	

第7

衆議院改革の動き

第７　衆議院改革の動き

議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年３月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」、「議院の運営上の問題」、「政治倫理の問題」、「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されてきた。

最近では、河野議長から、公聴会を審査の早い機会に開会して公述人の意見を委員会審査に反映させるために、「公聴会の開会時期」について検討するよう諮問され、副議長や各党が提示した他の検討項目とともに議論がなされた。公聴会については、議長の意向を踏まえ、第166回国会の平成19年度総予算審査の公聴会は、「採決を前提としたものでなく、また、前例としない」旨を自民・民主両党国会対策委員長間で申し合わせた上で、基本的質疑終了後に公聴会開会承認要求決議を行い（反対－共産、社民）、例年より早い時期に公聴会が開かれた。

また、平成19年９月25日の内閣総理大臣の指名の際、一人の議員が、投票用紙を持参せず登壇して木札の名刺のみを投函した後、議席に戻り、再び登壇し改めて投票用紙と木札を投函したことにより、木札の総数が投票総数を１枚超過した事態が生じたことを契機として、木札の持参の必要性について議会制度協議会において協議することになり、10月31日の同協議会において、内閣総理大臣の指名の際の木札の持参を廃止することで各党合意し、翌11月１日の議院運営委員会理事会で協議決定した。

第8

国際交流

第８　国際交流

１　議員海外派遣

平成19年の議員海外派遣は以下のとおりである。

【第165回国会閉会中】

渡航(派遣)期　間	国　　名	派 遣 の 目 的	派　遣　議　員　名
平成 19. 1. 6 ～ 1.12	イタリア	イタリア議会との交流促進及び政治経済事情調査	小坂　憲次君、林　　幹雄君、藤村　　修君、佐藤　茂樹君、江﨑　鐵磨君、秋葉　賢也君
1. 7 ～ 1.13	スペイン	スペイン議会との交流促進、文化交流及び政治経済事情調査	高村　正彦君、近藤　基彦君、平井たくや君、金子　恭之君
1.21 ～ 1.27	ロシア （モスクワ）	第15回アジア･太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会に出席	島村　宜伸君、柳本　卓治君、石井　啓一君、玄葉光一郎君、葉梨　康弘君

【第166回国会開会中】

渡航(派遣)期　間	国　　名	派 遣 の 目 的	派　遣　議　員　名
平成 19. 4.26 ～ 5. 5	インドネシア （ヌサ・ドゥア）	第116回ＩＰＵ会議に出席	谷津　義男君、萩山　教嚴君、今村　雅弘君、江田　康幸君、古本伸一郎君、高井　美穂君
6.13 ～ 6.16	スイス （ジュネーブ）	ＷＴＯに関する議員会議･第15回運営委員会に出席	谷津　義男君

【第166回国会閉会中】

渡航(派遣)期　間	国　　名	派 遣 の 目 的	派　遣　議　員　名
平成 19. 7. 6 ～ 7. 8	カンボジア （プノンペン）	カンボジア王国国民議会新議事堂落成式参列	逢沢　一郎君

【第167回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成19. 8.15～ 8.24	ギリシャ トルコ チェコ	中東及び欧州各国における政治経済事情等の実情調査	金子　一義君、斉藤斗志二君、森　英介君、杉浦　正健君、実川　幸夫君、内山　晃君
8.16～ 8.24	インド ベトナム 中国	アジア各国における政治経済事情調査	二階　俊博君、吉川　貴盛君、金子善次郎君、三ッ矢憲生君、三日月大造君、西　博義君
8.16～ 8.27	エクアドル ペルー ブラジル	エクアドル、ペルー及びブラジルにおける教育及び文化芸術に関する調査	桝屋　敬悟君、田野瀬良太郎君、松浪健四郎君、西村　明宏君、藤村　修君
8.16～ 8.23	ドイツ スウェーデン ロシア	欧州各国における社会保障制度等調査	櫻田　義孝君、谷畑　孝君、阿部　知子君
8.16～ 8.23	米国	米国における地球温暖化影響等環境保全状況の調査	西野あきら君、桜井　郁三君、竹下　亘君、石崎　岳君、田島　一成君
8.16～ 8.19	中国 （北京、青島）	第３回日中議会交流委員会北京会合に出席	逢沢　一郎君、原田　義昭君、竹本　直一君、小川　淳也君、石関　貴史君、大口　善徳君、塩川　鉄也君
8.17～ 8.24	アラブ首長国連邦 カタール オマーン 中国	中東各国及び中国における政治経済事情調査	坂本　剛二君、小野寺五典君、宇野　治君
8.18～ 8.24	中国 韓国	アジア各国における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	小島　敏男君、髙木　毅君、渡辺　周君
8.19～ 8.25	チェコ ハンガリー ギリシャ	欧州各国における議会制度等調査	逢沢　一郎君、原田　義昭君、竹本　直一君、江渡　聡徳君、西川　京子君、加藤　公一君、佐藤　茂樹君、加藤　勝信君、高山　智司君、糸川　正晃君
8.20～ 8.26	スウェーデン ハンガリー	欧州各国における決算行政監視等の実情調査	仙谷　由人君、安井潤一郎君、古川　元久君、松本　大輔君
8.21～ 8.24	アラブ首長国連邦 クウェート	イラクにおける人道復興支援活動及び国際テロリズムの防止に関する活動等事情調査	浜田　靖一君、石破　茂君、渡海紀三朗君、神風　英男君、赤嶺　政賢君

8.22 ～ 9. 4	キューバ コスタリカ エルサルバドル グアテマラ 米国	キューバ共和国親善訪問及び中米諸国の政治経済事情等視察	横路孝弘副議長、 泉　　健太君
9. 1 ～ 9. 8	アイスランド デンマーク	欧州各国における財政金融経済事情等調査	伊藤　達也君、江崎洋一郎君、 井上　信治君、古本伸一郎君
9. 1 ～ 9. 7	カナダ キューバ メキシコ	キューバにおける農林水産業等の実情調査	西川　公也君、岩永　峯一君、 近藤　基彦君、篠原　　孝君、 菅野　哲雄君
9. 6 ～ 9. 9	ドイツ （ベルリン）	第６回Ｇ８下院議長会議に出席	河野　洋平議長

【第168回国会開会中】

渡航(派遣)期　間	国　　名	派 遣 の 目 的	派　遣　議　員　名
平成 19. 9.30 ～10. 5	フランス （ストラスブール）	欧州評議会議員会議第16回ＯＥＣＤ活動拡大討議に出席	村田　吉隆君、小沢　鋭仁君
10. 3 ～10.12	スイス （ジュネーブ）	第117回ＩＰＵ会議に出席	谷津　義男君、七条　　明君、 岩國　哲人君、谷口　和史君
11. 5 ～11. 8	ベルギー （ブリュッセル）	第29回日本・ＥＵ議員会議・準備会合に出席	中山　太郎君、保利　耕輔君
11.19 ～11.23	米国 （ニューヨーク）	第62回国連総会の際のＩＰＵ議会人会合に出席	小里　泰弘君、松本　剛明君
11.26 ～12. 1	英国 （ロンドン）	気候変動－原因への取組み及び影響の管理に関する国際議員会議に出席	小杉　　隆君、長妻　　昭君
12. 3 ～12. 6	オーストリア （ウィーン）	クラスター爆弾に関するウィーン会議に向けた議員間フォーラムに出席	猪口　邦子君、山口　　壯君

（注）１．渡航期間・国名については原則として各班の団長の日程による。
２．国名欄の括弧内は、国際会議開催地を示す。また、会議期間については別掲「２　国際会議及び出席議員」を参照。

２　国際会議及び出席議員

平成19年の国際会議及び出席議員は以下のとおりである。

【第165回国会閉会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 19. 1.21 ～ 1.25	ロシア （モスクワ）	第15回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会	島村　宜伸君、柳本　卓治君、 石井　啓一君、玄葉光一郎君、 葉梨　康弘君

【第166回国会開会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 19. 4.27 ～ 5. 4	インドネシア （ヌサ・ドゥア）	第116回ＩＰＵ会議	谷津　義男君、萩山　教嚴君、 今村　雅弘君、江田　康幸君、 古本伸一郎君、高井　美穂君
5.28 ～ 5.29	日本 （東京）	第28回日本・ＥＵ議員会議	中山　太郎君、羽田　　孜君、 町村　信孝君、鳩山由紀夫君、 大島　理森君、河村　建夫君、 小坂　憲次君、小杉　　隆君、 後藤田正純君、高村　正彦君、 佐田玄一郎君、津島　雄二君、 平井たくや君、二田　孝治君、 保利　耕輔君、森山　眞弓君、 山口　俊一君、大畠　章宏君、 小宮山洋子君、中川　正春君、 原口　一博君、赤羽　一嘉君、 丸谷　佳織君、塩川　鉄也君
6.14 ～ 6.15	スイス （ジュネーブ）	ＷＴＯに関する議員会議・第15回運営委員会	谷津　義男君

【第167回国会閉会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 19. 8.16 ～ 8.19	中国 （北京、青島）	第３回日中議会交流委員会北京会合	逢沢　一郎君、原田　義昭君、 竹本　直一君、小川　淳也君、 石関　貴史君、大口　善徳君、 塩川　鉄也君
9. 7 ～ 9. 9	ドイツ （ベルリン）	第６回Ｇ８下院議長会議	河野　洋平議長

【第168回国会開会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 19.10. 2 ～10. 3	フランス （ストラスブール）	欧州評議会議員会議第16回ＯＥＣＤ活動拡大討議	村田　吉隆君、小沢　鋭仁君
10. 4	スイス （ジュネーブ）	ＷＴＯ公開フォーラムの枠組みにおける議会パネル	谷津　義男君
10. 5 ～10.10	スイス （ジュネーブ）	第117回ＩＰＵ会議	谷津　義男君、七条　　明君、 岩國　哲人君、谷口　和史君
11. 6 ～11. 7	ベルギー （ブリュッセル）	第29回日本・ＥＵ議員会議・準備会合	中山　太郎君、保利　耕輔君
11.20 ～11.21	米国 （ニューヨーク）	第 62 回国連総会の際のＩＰＵ議会人会合	小里　泰弘君、松本　剛明君
11.26 ～11.29	英国 （ロンドン）	気候変動－原因への取組み及び影響の管理に関する国際議員会議	小杉　　隆君、長妻　　昭君
12. 4	オーストリア （ウィーン）	クラスター爆弾に関するウィーン会議に向けた議員間フォーラム	猪口　邦子君、山口　　壯君

３　国賓・公賓等の国会訪問及び行事

平成19年の国賓・公賓等の国会訪問及び行事は以下のとおりである。

【第165回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 19. 1.23	公式実務 訪問賓客	アルマンド・エミリオ・ゲブーザ モザンビーク共和国大統領	衆議院議長表敬

【第166回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 19. 2.15	外務省賓客	李肇星 中華人民共和国外交部長	衆議院議長表敬
2.27	公式実務 訪問賓客	ナムバリーン・エンフバヤル モンゴル国大統領	参議院議場演説
2.27	実務訪問 賓　　客	ミハイル・エフィーモヴィチ・フラトコフ ロシア連邦首相	衆議院議長表敬
3. 8	実務訪問 賓　　客	ミヘイル・ニコラエヴィチ・サーカシヴィリ グルジア大統領	衆議院議長表敬
4.12	公　　賓	温家宝 中華人民共和国国務院総理	衆議院議場演説 衆議院議長表敬 参議院議長表敬
5.16	実務訪問 賓　　客	ブアソーン・ブッパヴァン ラオス人民民主共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

【第167回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 19. 9. 3	公式実務 訪問賓客	ミチェル・バチェレ・ヘリア チリ共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

【第168回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 19.10.17	公式実務 訪問賓客	ヒフィケプニェ・ポハンバ ナミビア共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
11.27	国　　賓	グエン・ミン・チエット ベトナム社会主義共和国国家主席	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

温家宝・中華人民共和国国務院総理歓迎会（衆議院議場）

４　正式招待による訪日外国国会議員団

平成19年の正式招待による訪日外国国会議員団は以下のとおりである。

【第166回国会開会中】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
フランス共和国国民議会議員団	ディディエ・カンタン 国民議会議員 仏日友好議員連盟会長　外５名	平成 19. 2. 1～ 2. 7	衆議院
スリランカ民主社会主義共和国 国会議長一行	W. J. M. ロクバンダーラ 国会議長　外10名	3.12～ 3.17	衆議院議長
ドイツ連邦共和国連邦議会議員団	ホルスト・フリードリヒ 連邦議会議員 独日議員連盟会長　外７名	4.11～ 4.13	衆議院
メキシコ合衆国 下院議長一行	ホルヘ・セルメニョ・インファンテ 下院議長　外４名	6. 9～ 6.14	衆議院議長

【第168回国会開会中】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
カンボジア王国 国民議会議長一行	ヘン・サムリン 国民議会議長　外９名	平成 19.10.15～10.20	衆議院議長
スペイン下院議員団	イグナシオ・ヒル・ラサロ 下院第四副議長　外12名	11. 7～11. 9	衆議院

５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

平成19年の各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談は以下のとおりである。

【第165回国会閉会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 19. 1.23	大韓民国ハンナラ党国会議員一行	外務委員会
1.24	大韓民国ハンナラ党国会議員一行	経済産業委員会

【第166回国会開会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 19. 2. 6	キルギス共和国議会議会間関係・国際組織委員長	外務委員長
3.13	メキシコ合衆国上院アジア太平洋外交委員長	外務委員長
3.20	ニュージーランド農業貿易特使	農林水産委員長
3.23	イラク共和国副大統領一行	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会
3.29	イラク共和国国民融和担当国務大臣一行	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会
4.10	イラク共和国首相一行	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会
4.18	インドネシア共和国国会第一委員会一行	総務委員会
4.19	インドネシア共和国国会第一委員会一行	安全保障委員長
4.19	インドネシア共和国国会第一委員会一行	外務委員会
4.24	ニュージーランド農業大臣一行	農林水産委員長

5.15	フィンランド共和国オウル市評議会委員長一行	経済産業委員会
6. 5	中華人民共和国全人代環境資源保護委員会副主任委員一行	経済産業委員会
6. 7	イラン・イスラム共和国国会教育委員長一行	文部科学委員長

【第167回国会開会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 19. 8. 8	ベトナム共産党中央検査委員会副委員長一行	決算行政監視委員会

【第167回国会閉会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 19. 9. 6	スウェーデン王国国会防衛委員会一行	外務委員会

【第168回国会開会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 19.10.18	ノルウェー王国農業食糧大臣一行	農林水産委員長
10.22	クウェート日本友好議員連盟会長一行	外務委員会
10.23	キプロス日本友好議員連盟会長一行	外務委員長
10.30	欧州議会経済金融問題委員会一行	財務金融委員会
11. 1	ノルウェー王国国会交通通信委員会一行	国土交通委員会
11.20	ニュージーランド国会議員(商務委員)	経済産業委員会
12.11	インドネシア共和国国会第一委員会委員長	安全保障委員長
12.12	インドネシア共和国国会第一委員会委員長	外務委員長

(注) 懇談者欄の「○○委員会」は、委員長、理事及び委員、「○○委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。

第９

日本国憲法施行
６０周年記念行事

第９　日本国憲法施行60周年記念行事

平成19年５月３日は、昭和22年に日本国憲法が施行されて60年目にあたります。
これを記念して、次の行事が開催されました。

１　記念式典
（1）記念植樹（衆議院･参議院主催）
（2）記念式（衆議院･参議院主催）
（3）記念レセプション（以下、衆議院主催）
（4）記念展示内覧
２　記念演奏会
３　記念展示
４　記念特別参観
５　衆議院ホームページ内に専用ページの開設

１　記念式典

（1）記念植樹

４月25日（水）午後０時50分から、憲政記念館食堂前庭において記念植樹が執り行われ、河野衆議院議長、扇参議院議長、安倍内閣総理大臣、島田最高裁判所長官、横路衆議院副議長、今泉参議院副議長、逢沢衆議院議院運営委員長及び市川参議院議院運営委員長の８名が、「ハンカチの木」を植樹しました。

衆議院議院運営委員会理事等13名及び参議院議院運営委員会理事６名並びに両院の事務総長が陪席しました。

（2）記念式

同日午後１時から、憲政記念館講堂において、衆議院議員、参議院議員等約240名の参列を得て記念式が挙行され、河野衆議院議長及び扇参議院議長が式辞を述べ、安倍内閣総理大臣及び島田最高裁判所長官が祝辞を述べました。

（3）記念レセプション

記念式に続き憲政記念館会議室において記念レセプションが行われ、横路衆議院副議長による乾杯の発声の後、出席者による懇談が行われました。

（4）記念展示内覧

記念レセプションに続き憲政記念館展示室において記念展示の内覧が行われました。

最初に、河野衆議院議長、横路衆議院副議長及び逢沢衆議院議院運営委員長が記念展示のテープカットを行い、引き続き展示の内覧を行いました。

2　記念演奏会

同日午後５時30分から、衆議院議長公邸において記念演奏会が行われました。

演奏会では、歌手の森山良子さん、チェリストの溝口肇さん、ピアニストのアキコ･グレースさん、フリューゲルホーン奏者のＴＯＫＵさん及びソプラノ歌手の林正子さんが演奏を行い、衆議院議員及び各国の駐日大使等約220名が、その演奏を楽しみました。

3　記念展示

４月26日（木）から５月20日（日）までの24日間（４月27日は休館）、憲政記念館において記念展示が行われ、「終戦の詔書草案」、「帝国憲法改正案」、「日本国憲法御署名原本（複製）」等の展示を見学に、約8,300名が来場しました。

4　記念特別参観

５月３日（木）、４日（金）の両日に行われた記念特別参観は天候にも恵まれ、３日には約6,000名、４日には約16,000名、合わせて約22,000名の参観者が訪れ、議場傍聴席、皇族室、御休所、中央広間及び第一委員室を見学しました。

また、参観者ホールにおいて、４月25日の記念式典の様子を映像で紹介するとともに、速記者による速記の実演を行いました。

5　記念ホームページ

衆議院ホームページ内に専用ページを設け、河野衆議院議長及び横路衆議院副議長の挨拶、記念式典の内容紹介、特別参観及び記念展示の案内を掲載しました。

「記念式における式辞及び祝辞」

（河野衆議院議長式辞）

本日、安倍内閣総理大臣、島田最高裁判所長官、並びに多数の皆様のご出席をいただき、日本国憲法施行60周年記念式を挙行するにあたり、ご挨拶を申し上げます。

戦争が終わった翌年の４月、わが国において初めて女性に参政権が認められ、多くの女性が立候補して衆議院総選挙が行われました。初めて全ての国民を代表する国会で審議され、いくつかの修正を受けて成立し、次の年に施行されたのが今日の憲法です。その日本国憲法が５月３日に施行60周年を迎えます。

この60年の間、戦後のわが国のあり方、進むべき方向を示したこの憲法の下で、わが国は今日の自由で民主的な社会を築き、また経済の繁栄を実現して参りました。そしてこの憲法の下で、わが国の部隊が海外において一人たりとも他国の国民の生命を奪うことはありませんでした。私は、この平和の歩みを誇ってよい実績であると考えます。

今日、憲法について様々な議論が行われ、国民投票法案が衆議院を通過し、現在参議院で審議が行われています。私たちはどのような立場に立つにせよ、日本国憲法が60年の還暦を迎える今、一つの節目として、今日まで果たしてきた大きな役割についてお互いがまずしっかり認識し、心に刻むことが、これからの国の進路を考えていく上でたいへん重要であると考えます。

憲法のあり方は国家の命運を左右するものであり、現在行われている憲法についての議論も、引き続き、幅広い視野に立ち、また謙虚に歴史に学ぶ心を持ち、国家と国民の将来に責任感を持って行われることを切に望みます。

最後になりますが、日本国憲法の下におけるわが国の益々の発展と、本日ご参集下さいました皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の式辞と致します。

（扇参議院議長式辞）

本日、安倍内閣総理大臣、島田最高裁判所長官、並びに多数の国会議員の皆様の御列席をいただき、日本国憲法施行60周年記念式を開催することができましたことを、誠に喜ばしく思います。

日本国憲法は、昭和22年５月３日に施行され、60年が経過しようとしております。この間、我が国国民は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を基本理念とする憲法の下、一人一人の固い決意と不断の努力により、新生日本の国づくりを進め、戦後の混乱をはじめとして幾多の困難を乗り越えて、今日の平和で豊かな民主国家を築いてまいりました。そして、我が国は、世界の平和と発展に向けて、今や国際社会においても憲法施行当時とは比べものにならないほど重要な地位と役割を担うに至っております。ここに、これまで憲法の理念の実現に力を尽くされてきた多くの先人の御努力に深く敬意を表したいと存じます。

日本国憲法施行から60年を経て、我が国社会並びに憲法を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。とりわけ、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、平成12年以来衆参両院に憲法調査会が設置され、一昨年それぞれから報告書が提出されたこと、また、現在国会において憲法改正手続に関し法律案の審議が行われておりますことは大変特徴的なことであります。

日本国憲法とともに創設60年を迎える参議院といたしましては、時代の要請する様々な課題に対応しつつ、憲法が規定する自由、人権、民主主義という普遍的価値の実現を確保していくため、さらに、国権の最高機関の一翼として国民の厳粛な信託に応えていくため

に、一層その責務を果たしてまいる所存でございます。

結びに、本日、この記念式の開催に当たり、国の在り方を規律する基本法として日本国憲法がこれまで果たしてきた役割に思いをいたすとともに、この記念式が、国民一人一人にとって、我が国がこれからどう在るべきか、その在るべき姿を問い直す意義ある契機となりますことを心より期待いたしまして、私の式辞といたします。

（安倍内閣総理大臣祝辞）

本日ここに、日本国憲法施行60周年記念式が開催されますことは、誠に意義深く、慶賀にたえません。

顧みますと、昭和22年の憲法施行以来、わが国は、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義という日本国憲法の基本原則のもと、国民一人一人の英知とたゆまぬ努力により、戦後の荒廃から出発して豊かな社会を築き上げ、国際平和に貢献してまいりました。この間、国会が、国権の最高機関として、憲政の確立と発展に御尽力され、わが国の繁栄と国際平和の維持に寄与された役割は、誠に大なるものであります。

二十一世紀という新しい時代を迎え、国際社会では、ミサイル、核をはじめとする大量破壊兵器の拡散、国際テロ、地域紛争の続発、環境など地球規模の諸問題など、多くの困難な課題を抱えています。わが国としても、これら諸課題の解決に向け、積極的に貢献していかなければなりません。また、各分野におけるグローバル化、少子高齢化、価値観の多様化等により急速に社会の変化が進んでいます。憲法を頂点とした、行政システム、教育、経済、雇用、国と地方との関係などの基本的枠組みを時代の変化に対応させるため、「改革」が求められています。さらに、我々が、自ら属する「国」「社会」を、愛情と責任感、そして、気概を持って、「支え」「守る」という責務を共有することも、重要であると考えます。

こうした中、新しい国創りに向け、国の姿、形を語る憲法の在り方についての議論が、国民とともに積極的に行われることを切に願っております。

私の目指すこの国の形は、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた「美しい国、日本」であります。私は、その実現に向けて、日本国憲法の基本原則の普遍的価値を改めて深く心に刻み、更に前進する決意を新たにいたします。

本日の式典が、国民一人一人が日本国憲法の基本原則の普遍的価値、そして我が国の進路に思いをいたす機会となることを期待するとともに、国会が国権の最高機関として、憲政の更なる発展に尽くされることを切に念願し、私の祝辞といたします。

（島田最高裁判所長官祝辞）

日本国憲法施行60周年を記念して、我が国の歩みを振り返り、更なる発展を期することは、誠に意義深いものがあり、慶賀にたえません。

顧みれば、日本国憲法の下、我が国は、国民一人一人がその持てる力と英知を結集し、互いに協力することにより、戦後の混乱期を乗り越え、国を復興し、発展させてまいりました。そして、その後のたゆまぬ努力の結果、我が国が国際社会の枢要な一員としての地位を築くに至りましたことは、誠に感慨深いものがあります。

国民主権、平和主義、人権の尊重を基本原理とする日本国憲法は、これら基本原理の実現に不可欠な法の支配を徹底させるため、行政府から独立した最高裁判所を頂点とする現在の裁判所制度を確立し、裁判所に違憲立法審査権を付与しました。爾来、裁判所は、日

本国憲法とともに歩み続け、法の支配をより確実なものとするため、法律上の紛争の的確な解決に努力を重ね、これにより、我が国の発展に寄与してまいったところであります。

今日、我が国の社会は、情報通信技術の急速な発達、経済や文化の国際化、国民の意識の変遷や多様化などにより、大きな変革の時期にあります。その中で、裁判所に対する国民の期待は、これまでにない高まりを見せており、その需要はますます増大しつつあります。私どもは、負託された職責の重大さに思いを致し、今後とも裁判所の使命の達成に力を尽くす決意を新たにするものであります。

ここに、日本国憲法施行60周年をお祝いするとともに、日本国憲法の目指す崇高な理想の実現と、我が国の更なる発展を祈念し、私の祝辞といたします。

国会関係資料

1　各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

会　派　名	所 属 議 員 数		
	第166回国会	第167回国会	第168回国会
自由民主党（注１）	306	306	305
民主党・無所属クラブ	113	113	113
公明党	31	31	31
日本共産党	9	9	9
社会民主党・市民連合	7	7	7
国民新党・無所属の会（注２）	5	6	6
無所属	9	8	9
欠員	—	—	—
合　　計	480	480	480

（備考）（注１）19. 8. 6「自由民主党」、「自由民主党・無所属会」に会派名称変更
19.12.18「自由民主党・無所属会」、「自由民主党」に会派名称変更
（注２）19. 5. 8「国民新党・無所属の会」、「国民新党・そうぞう・無所属の会」に会派名称変更

第166回国会
召集日
平成19. 1.25

会派名	議員数
自由民主党	306
民主党・無所属クラブ	113
公明党	31
日本共産党	9
社会民主党・市民連合	7
国民新党・無所属の会	5
無所属	9
欠員	0
計	480

第167回国会
召集日
平成19. 8. 7

会派名	議員数
自由民主党・無所属会	306
民主党・無所属クラブ	113
公明党	31
日本共産党	9
社会民主党・市民連合	7
国民新党・そうぞう・無所属の会	6
無所属	8
欠員	0
計	480

第168回国会
召集日
平成19. 9.10

会派名	議員数
自由民主党・無所属会	305
民主党・無所属クラブ	113
公明党	31
日本共産党	9
社会民主党・市民連合	7
国民新党・そうぞう・無所属の会	6
無所属	9
欠員	0
計	480

(2) 衆議院役員等一覧

【第166回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		河野洋平君	
副議長		横路孝弘君	
常任委員長	内閣委員長	河本三郎君（自民）	
	総務委員長	佐藤勉君（自民）	
	法務委員長	七条明君（自民）	
	外務委員長	山口泰明君（自民）	
	財務金融委員長	伊藤達也君（自民）	
	文部科学委員長	桝屋敬悟君（公明）	
	厚生労働委員長	櫻田義孝君（自民）	
	農林水産委員長	西川公也君（自民）	
	経済産業委員長	上田勇君（公明）	
	国土交通委員長	塩谷立君（自民）	
	環境委員長	西野あきら君（自民）	
	安全保障委員長	木村太郎君（自民）	
	国家基本政策委員長	衛藤征士郎君（自民）	
	予算委員長	金子一義君（自民）	
	決算行政監視委員長	仙谷由人君（民主）	
	議院運営委員長	逢沢一郎君（自民）	
	懲罰委員長	横光克彦君（民主）	
特別委員長	災害対策特別委員長	木村義雄君（自民）	平成19. 1.25 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	今井宏君（自民）	同上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	安住淳君（民主）	同上
	青少年問題に関する特別委員長	小宮山洋子君（民主）	同上
	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	浜田靖一君（自民）	同上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	小島敏男君（自民）	同上
	日本国憲法に関する調査特別委員長	中山太郎君（自民）	同上
	教育再生に関する特別委員長	保利耕輔君（自民）	平成19. 4.13 設置
政治倫理審査会会長		玉沢徳一郎君（自民）	
事務総長		駒崎義弘君	

【第167回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		河野洋平君	
副議長		横路孝弘君	
常任委員長	内閣委員長	河本三郎君（自民）	
	総務委員長	佐藤勉君（自民） 岡本芳郎君（自民）	平成19. 8.29 辞任 同日 就任
	法務委員長	七条明君（自民）	
	外務委員長	山口泰明君（自民）	
	財務金融委員長	伊藤達也君（自民）	
	文部科学委員長	桝屋敬悟君（公明）	
	厚生労働委員長	櫻田義孝君（自民）	
	農林水産委員長	西川公也君（自民）	
	経済産業委員長	上田勇君（公明）	
	国土交通委員長	塩谷立君（自民）	
	環境委員長	西野あきら君（自民）	
	安全保障委員長	木村太郎君（自民）	
	国家基本政策委員長	衛藤征士郎君（自民）	
	予算委員長	金子一義君（自民）	
	決算行政監視委員長	仙谷由人君（民主）	
	議院運営委員長	逢沢一郎君（自民）	
	懲罰委員長	横光克彦君（民主）	
特別委員長	災害対策特別委員長	木村義雄君（自民）	平成19. 8. 7 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	今井宏君（自民）	同上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	安住淳君（民主）	同上
	青少年問題に関する特別委員長	小宮山洋子君（民主）	同上
	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	浜田靖一君（自民）	同上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	小島敏男君（自民）	同上
政治倫理審査会会長		玉沢徳一郎君（自民）	
事務総長		駒崎義弘君	

【第168回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		河野洋平君	
副議長		横路孝弘君	
常任委員長	内閣委員長	中野清君（自民）	
	総務委員長	渡辺博道君（自民）	
	法務委員長	下村博文君（自民）	
	外務委員長	平沢勝栄君（自民）	
	財務金融委員長	原田義昭君（自民）	
	文部科学委員長	佐藤茂樹君（公明）	
	厚生労働委員長	茂木敏充君（自民）	
	農林水産委員長	宮腰光寛君（自民）	
	経済産業委員長	東順治君（公明）	
	国土交通委員長	竹本直一君（自民）	
	環境委員長	小島敏男君（自民）	
	安全保障委員長	嘉数知賢君（自民）	
	国家基本政策委員長	衛藤征士郎君（自民）	
	予算委員長	逢沢一郎君（自民）	
	決算行政監視委員長	枝野幸男君（民主）	
	議院運営委員長	笹川堯君（自民）	
	懲罰委員長	池田元久君（民主）	
特別委員長	災害対策特別委員長	鈴木恒夫君（自民）	平成19. 9.10 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	棚橋泰文君（自民）	同上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	藤村修君（民主）	同上
	青少年問題に関する特別委員長	玄葉光一郎君（民主）	同上
	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	深谷隆司君（自民）	同上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	山本拓君（自民）	同上
政治倫理審査会会長		玉沢徳一郎君（無） 愛知和男君（自民）	平成19.10. 3 辞任 同日 就任
事務総長		駒崎義弘君	

2　閣僚一覧

安倍内閣	（平成18. 9.26～19. 8.27）	備考
内閣総理大臣	安倍晋三君（自民）	
総務大臣 郵政民営化担当 内閣府特命担当大臣※ （地方分権改革）	菅義偉君（自民）	※平成18.12.15 就任
法務大臣	長勢甚遠君（自民）	
外務大臣	麻生太郎君（自民）	
財務大臣	尾身幸次君（自民）	
文部科学大臣	伊吹文明君（自民）	
厚生労働大臣	柳澤伯夫君（自民）	
農林水産大臣	松岡利勝君（自民） 赤城徳彦君（自民） 若林正俊君（自民）	平成19. 5.28 死去 平成19. 6. 1 就任 平成19. 8. 1 辞任 同日 就任
経済産業大臣	甘利明君（自民）	
国土交通大臣 観光立国担当、海洋政策担当※	冬柴鐵三君（公明）	※平成19. 7. 3 発令
環境大臣 地球環境問題担当	若林正俊君（自民）	
防衛大臣 （平成19. 1. 8まで防衛庁長官）	久間章生君（自民） 小池百合子君（自民）	平成19. 7. 4 辞任 同日 就任
内閣官房長官 拉致問題担当	塩崎恭久君（自民）	
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 （防災）	溝手顕正君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （沖縄及び北方対策、科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全）	高市早苗君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （金融） 再チャレンジ担当	山本有二君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）	大田弘子君	
内閣府特命担当大臣 （規制改革） 国・地方行政改革担当、公務員制度改革担当、地域活性化担当、道州制担当	佐田玄一郎君（自民） 渡辺喜美君（自民）	平成18.12.28 辞任 同日 就任

安倍改造内閣	（平成19. 8.27～ 9.26）	備考
内閣総理大臣	安倍晋三君（自民）	
総務大臣 内閣府特命担当大臣 （地方分権改革） 地方・都市格差是正担当、道州制担当、郵政民営化担当	増田寛也君	
法務大臣	鳩山邦夫君（自民）	
外務大臣	町村信孝君（自民）	
財務大臣	額賀福志郎君（自民）	
文部科学大臣	伊吹文明君（自民）	
厚生労働大臣	舛添要一君（自民）	
農林水産大臣	遠藤武彦君（自民） 若林正俊君（自民）	平成19. 9. 3 辞任 平成19. 9. 4 就任
経済産業大臣	甘利明君（自民）	
国土交通大臣 観光立国担当、海洋政策担当	冬柴鐵三君（公明）	
環境大臣 地球環境問題担当	鴨下一郎君（自民）	
防衛大臣	高村正彦君（自民）	
内閣官房長官 拉致問題担当	与謝野馨君（自民）	
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 （防災、食品安全）	泉信也君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （沖縄及び北方対策、国民生活、科学技術政策、再チャレンジ、規制改革）	岸田文雄君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （金融） 国・地方行政改革担当、公務員制度改革担当	渡辺喜美君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）	大田弘子君	
内閣府特命担当大臣 （少子化対策、男女共同参画）	上川陽子君（自民）	

福　田　内　閣	（平成19. 9.26～）	備　考
内閣総理大臣	福田康夫君（自民）	
総務大臣 内閣府特命担当大臣 （地方分権改革） 地方再生担当、道州制担当、郵政民営化担当	増田寛也君	
法務大臣	鳩山邦夫君（自民）	
外務大臣	高村正彦君（自民）	
財務大臣	額賀福志郎君（自民）	
文部科学大臣	渡海紀三朗君（自民）	
厚生労働大臣	舛添要一君（自民）	
農林水産大臣	若林正俊君（自民）	
経済産業大臣	甘利　明君（自民）	
国土交通大臣 観光立国担当、海洋政策担当	冬柴鐵三君（公明）	
環境大臣 地球環境問題担当	鴨下一郎君（自民）	
防衛大臣	石破　茂君（自民）	
内閣官房長官 拉致問題担当	町村信孝君（自民）	
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 （防災、食品安全）	泉　信也君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （沖縄及び北方対策、規制改革、国民生活、科学技術政策）	岸田文雄君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （金融） 行政改革担当、公務員制度改革担当	渡辺喜美君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）	大田弘子君	
内閣府特命担当大臣 （少子化対策、男女共同参画）	上川陽子君（自民）	

３　議案経過一覧

【第166回国会】

衆議院における議案件数は、予算６件（両院通過６件）、条約19件（両院通過19件）、内閣提出法律案99件（成立90件、衆議院継続９件）、衆議院議員提出法律案77件（成立20件、衆議院継続31件、衆議院未了７件、否決10件、撤回８件）、参議院議員提出法律案18件（成立３件、参議院未了13件、撤回２件）、承諾10件（両院通過５件、衆議院継続５件）、承認４件（両院通過４件）、決算等４件（衆議院未了４件）、決議案８件（否決７件、撤回１件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
予算	6	6							
条約	19	19							
閣法	97 継続 2	89 継続 1	8 継続 1						
衆法	54 継続23	19 継続 1	16 継続15			10	2 継続 6	7	
参法	14 継続 4	3					継続 2		11 継続 2
承諾	5 継続 5	継続 5	5						
承認	3 継続 1	3 継続 1							
決算等	1 継続 3							1 継続 3	
決議案	8					7	1		
計	245	147	45			17	11	11	13

（備考）衆法欄及び計欄中提出件数と内訳件数とが一致しないのは二案を併合して一案としたことによる。

【第167回国会】

衆議院における議案件数は、内閣提出法律案９件（衆議院継続９件）、衆議院議員提出法律案31件（衆議院継続31件）、参議院議員提出法律案２件（参議院未了２件）、承諾５件（衆議院継続５件）、決算等４件（衆議院継続３件、衆議院未了１件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
閣法	継続 9		継続 9						
衆法	継続31		継続31						
参法	2								2
承諾	継続 5		継続 5						
決算等	継続 4		継続 3					継続 1	
計	51		48					1	2

【第168回国会】

衆議院における議案件数は、条約３件（衆議院継続３件）、内閣提出法律案19件（成立14件、衆議院継続４件、衆議院未了１件）、衆議院議員提出法律案55件（成立11件、衆議院継続32件、参議院継続１件、衆議院未了１件、撤回10件）、参議院議員提出法律案14件（成立１件、衆議院継続４件、参議院継続４件、衆議院未了１件、参議院未了３件、撤回１件）、承諾５件（衆議院継続５件）、承認２件（両院通過２件）、決算等７件（委員長報告のとおり議決したもの３件、衆議院継続３件、衆議院未了１件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
条約	3		3						
閣法	10 継続 9	10 継続 4	継続 4					継続 1	
衆法	24 継続31	11	7 継続25	継続 1			5 継続 5	1	
参法	14	1	4	4			1	1	3
承諾	継続 5		継続 5						
承認	2	2							
決算等	3 継続 4	(本院議了) 継続 3	3					継続 1	
計	105	28 (本院議了) 3	51	5			11	4	3

４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

※　本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案である。

【第166回国会】

衆　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 19．3．1	格差是正のための緊急措置等に関する法律案（三井辨雄君外４名提出、衆法第５号）	衆議院 未　了
5.17	公職選挙法の一部を改正する法律案（鳩山邦夫君外４名提出、衆法第32号）	衆議院 撤　回

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 18．2．3	特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（松井孝治君外４名提出、第164回国会参法第２号）	参議院 撤　回
3.29	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（岡崎トミ子君外６名提出、第164回国会参法第７号）	参議院 未　了
5.22	国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（松井孝治君外５名提出、第164回国会参法第13号）	参議院 撤　回
5.22	国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（松井孝治君外５名提出、第164回国会参法第14号）	参議院 未　了
19．4.25	救急業務と救急医療との連携協力を強化するための救急制度改革の推進に関する法律案（足立信也君外４名提出、参法第２号）（予備審査）	参議院 未　了
4.26	学校安全対策基本法案（佐藤泰介君外４名提出、参法第４号）（予備審査）	参議院 未　了
5．8	日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（小川敏夫君外４名提出、参法第５号）（予備審査）	参議院 未　了
5.18	日本国教育基本法案（西岡武夫君外４名提出、参法第６号）（予備審査）	参議院 未　了
5.18	教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（西岡武夫君外４名提出、参法第７号）（予備審査）	参議院 未　了
5.18	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（西岡武夫君外４名提出、参法第８号）（予備審査）	参議院 未　了
5.18	学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（西岡武夫君外４名提出、参法第９号）（予備審査）	参議院 未　了
5.18	民法の一部を改正する法律案（千葉景子君外４名提出、参法第10号）（予備審査）	参議院 未　了

6.13	財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（西岡武夫君外４名提出、参法第11号）（予備審査）	参議院 未　了
6.15	政治資金規正法の一部を改正する法律案（山下八洲夫君外２名提出、参法第12号）（予備審査）	参議院 未　了
6.21	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に係る時効の特例等に関する法律案（浅尾慶一郎君外３名提出、参法第14号）（予備審査）	参議院 未　了

【第167回国会】

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 19．8．9	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（足立信也君外５名提出、参法第１号）（予備審査）	参議院 未　了
8．9	郵政民営化法の一部を改正する法律案（山下八洲夫君外５名提出、参法第２号）（予備審査）	参議院 未　了

【第168回国会】

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 19．9.27	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（森ゆうこ君外６名提出、参法第２号）（予備審査）	参議院 撤　回
9.28	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(谷博之君外６名提出、参法第３号）（予備審査）	参議院 継　続
10．2	特定肝炎対策緊急措置法案（家西悟君外６名提出、参法第４号）（予備審査）	参議院 継　続
11．1	保険業法等の一部を改正する法律案(大久保勉君外５名提出、参法第８号）（予備審査）	参議院 未　了
12．4	刑事訴訟法の一部を改正する法律案（松岡徹君外５名提出、参法第10号）（予備審査）	参議院 継　続
12．4	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（岡崎トミ子君外７名提出、参法第11号）（予備審査）	参議院 継　続
12．4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（直嶋正行君外５名提出、参法第12号）（予備審査）	参議院 未　了
12.26	子ども手当法案（神本美恵子君外８名提出、参法第14号）（予備審査）	参議院 未　了

５　質問主意書一覧

【第166回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、481件である。

番号	提出日	件　　名
1	平成 19. 1.25	介護保険法による要介護認定者と税の障害者控除に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
2	1.25	アイヌ民族の先住民族としての権利に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
3	1.25	検察庁の調査活動費に関する質問主意書（長妻昭君提出）
4	1.25	日本放送協会の受信料不払い問題等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
5	1.26	外務省在外職員による投票偽造問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
6	1.26	大東亜戦争の定義等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
7	1.26	外務省が作成する公電の性格に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
8	1.26	国会議員の資料請求に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
9	1.26	核兵器を搭載したアメリカ軍艦船の寄港、領海通過問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
10	1.26	外務省が購入したシャトー・ムートン・ロートシルト等の高級ワインに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
11	1.26	リハビリ打ち切り規定に関する質問主意書（長妻昭君提出）
12	1.29	対米開戦通告に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
13	1.29	外務省による民間団体の支援に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
14	1.29	1854年の琉米修好条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
15	1.29	日米密約の存在を裏付ける米政府の公文書に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
16	1.29	新しい日露関係専門家対話（2007）に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
17	1.30	在ロシア連邦日本国大使館の新建物への移転問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
18	1.30	1855年の琉仏修好条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
19	1.31	汪兆銘政権の性格に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
20	1.31	北方領土問題を巡るアメリカへの仲介依頼に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
21	1.31	北方領土問題についての外国政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
22	1.31	無条件降伏の定義に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
23	1.31	満州国の地位に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
24	1.31	1859年の琉蘭修好条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
25	1.31	安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関する質問主意書（長妻昭君提出）
26	2. 1	民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
27	2. 1	外務省が編纂する「日本外交文書」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
28	2. 1	在ロシア連邦日本国大使館のインテリジェンス活動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
29	2. 1	北方四島におけるインフラ整備に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
30	2. 1	国後島に日本政府が建設したプレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
31	2. 2	日韓併合に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
32	2. 2	1941年の対米開戦通告の公電に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
33	2. 2	1941年の対英開戦通告に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
34	2. 2	竹島問題を巡る外務省の広報に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
35	2. 5	少子化問題に関する質問主意書（辻元清美君提出）

番号	提出日	件　　名
36	2. 5	在ロシア連邦日本国大使館の広報活動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
37	2. 5	国民の知る権利と国会議員の資料要求への対応をめぐる外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
38	2. 5	外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
39	2. 5	在ロシア連邦日本国大使館が保有する美術品に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
40	2. 5	アイヌ民族の先住民族としての権利に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
41	2. 6	「北方領土の日」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
42	2. 7	米軍人・軍属並びにその家族らのＮＨＫ受信料支払いに関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
43	2. 7	レフチェンコ事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
44	2. 7	イランの脅威に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
45	2. 7	共産圏人との接触報告に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
46	2. 7	在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
47	2. 8	竹島問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
48	2. 8	北方領土問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
49	2. 8	「第三十一吉進丸」事件に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
50	2. 8	住民基本台帳ネットワークシステムによる「データマッチング」に関する質問主意書（河村たかし君提出）
51	2. 8	住民基本台帳ネットワークシステムと社会保険庁「最適化計画」に関する質問主意書（河村たかし君提出）
52	2. 8	住民基本台帳ネットワークシステムと法務省「最適化計画」等に関する質問主意書（河村たかし君提出）
53	2. 8	住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する質問主意書（河村たかし君提出）
54	2. 8	住民基本台帳ネットワークシステムの「費用対効果」に関する質問主意書（河村たかし君提出）
55	2. 9	大相撲の八百長疑惑に関する質問主意書（江田憲司君提出）
56	2. 9	在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
57	2. 9	ロシア連邦に赴任しようとする外務省職員に対するロシア当局による査証拒否に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
58	2. 9	旧ソ連国家保安委員会（ＫＧＢ）とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
59	2. 9	新しい日露関係専門家対話（2007）に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
60	2. 9	1854年の琉米修好条約に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
61	2. 9	1934年に外務省が編纂した「舊條約彙纂第三巻（朝鮮・琉球）」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
62	2. 13	経済モデルによるシミュレーションに関する質問主意書（滝実君提出）
63	2. 13	民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
64	2. 13	国後島に日本政府が建設したプレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
65	2. 13	北方四島におけるインフラ整備に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
66	2. 13	在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
67	2. 14	在ロシア連邦日本国特命全権大使の人事に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
68	2. 14	在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
69	2. 15	日朝交渉における「ミスターＸ」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
70	2.15	ポスター等に係る公職選挙法の解釈に関する質問主意書（江田憲司君提出）
71	2.15	米軍嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
72	2.16	厚生労働省の雇用状況に関する質問主意書（山井和則君提出）
73	2.16	「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
74	2.16	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
75	2.16	2002年８月21日の外務事務次官室における会議に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
76	2.16	外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
77	2.19	日朝平壌宣言の作成過程における外務省条約局の関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
78	2.20	2002年９月17日の日朝首脳会談の準備過程で行われた外交交渉の記録に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
79	2.20	竹島問題を巡る外務省の広報に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
80	2.20	竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
81	2.21	1875年の樺太千島交換条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
82	2.21	竹島が韓国によって不法占拠された経緯に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
83	2.22	旧ソ連国家保安委員会（ＫＧＢ）とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
84	2.22	レフチェンコ事件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
85	2.23	在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
86	2.23	湯沸かし器による海外での中毒死に関する質問主意書（高井美穂君提出）
87	2.26	在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
88	2.26	在ロシア連邦日本国特命全権大使の人事に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
89	2.26	ポスター等に係る公職選挙法の解釈に関する再質問主意書（江田憲司君提出）
90	2.27	2002年９月12日の日米首脳会談に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
91	2.27	北朝鮮による日本国民の拉致問題の解決に向けたロシアの関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
92	2.28	在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
93	3. 1	外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
94	3. 1	経済モデルによるシミュレーションに関する再質問主意書（滝実君提出）
95	3. 1	原子力の平和的利用に関する質問主意書（保坂展人君提出）
96	3. 1	赤羽駅西口地区（第２期）市街地再開発に関する質問主意書（保坂展人君提出）
97	3. 2	暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する質問主意書（田村謙治君提出）
98	3. 2	在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
99	3. 5	レフチェンコ事件に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
100	3. 5	旧ソ連国家保安委員会（ＫＧＢ）とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
101	3. 5	竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
102	3. 6	竹島が韓国によって不法占拠された経緯に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
103	3. 6	安倍首相の人権意識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
104	3. 7	在外公館の所蔵芸術品に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
105	3. 7	外務省の北海道連携推進室に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
106	3. 7	外務省改革に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
107	3. 8	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案等に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
108	3. 8	松岡農林水産大臣の議員会館における「光熱費」に関する質問主意書（保坂展人君提出）
109	3. 8	レバノン情勢に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
110	3. 8	安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
111	3. 9	竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
112	3. 9	ウチナーンチュの法的地位などに関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
113	3.12	外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
114	3.12	在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
115	3.13	外務省が購入したシャトー・ムートン・ロートシルト等の高級ワインに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
116	3.14	政官関係をめぐる外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
117	3.14	外務省におけるセクシャルハラスメントに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
118	3.15	文化審議会著作権分科会において新規に設置された「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」に関する質問主意書（川内博史君提出）
119	3.15	著作権法上の同一性保持権に関する質問主意書（川内博史君提出）
120	3.15	1945年３月10日の東京大空襲に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
121	3.15	外務省参与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
122	3.15	在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
123	3.16	尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
124	3.16	北方領土問題を巡る中間条約締結の可能性に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
125	3.16	いわゆる「押し付け型の天下り」禁止に関する質問主意書（江田憲司君提出）
126	3.16	防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案等に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
127	3.19	国税、地方税、社会保険料徴収機関分立に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
128	3.19	元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
129	3.19	レバノン情勢に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
130	3.19	手抜き答弁書に関する質問主意書（長妻昭君提出）
131	3.19	天下り「官製株式会社」に関する質問主意書（長妻昭君提出）
132	3.20	夕張市の財政再建に対する国の対応に関する質問主意書（滝実君提出）
133	3.20	外務省の秘密保全に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
134	3.20	外務省要人外国訪問支援室に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
135	3.20	竹島問題をめぐる日韓密約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
136	3.20	高知県東洋町における高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設までの手続きに関する質問主意書（高井美穂君提出）
137	3.22	在日米軍等の再編に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
138	3.22	北方領土問題についての露紙報道に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
139	3.22	高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域への高知県東洋町の応募に関する質問主意書（辻元清美君提出）
140	3.23	江戸川区北小岩地域のスーパー堤防計画の見直しに関する質問主意書（笠井亮君提出）
141	3.23	障害児学校の教室不足を緊急に解消することに関する質問主意書（笠井亮君提出）
142	3.23	経済モデルによるシミュレーションに関する第３回質問主意書（滝実君提出）
143	3.23	外務報道官の対露外交をめぐる発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
144	3.26	竹島密約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
145	3.26	外務省参与に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
146	3.27	レバノン情勢に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
147	3.28	在ロシア連邦日本国大使館移転に伴う旧事務所の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
148	3.28	ウチナーンチュの法的地位などに関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）
149	3.29	政官関係をめぐる外務省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
150	3.29	中央省庁退職者に対する再あっ旋に関する質問主意書（渡辺周君提出）
151	3.29	安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関する再質問主意書（長妻昭君提出）
152	3.30	尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
153	4. 2	北方領土問題を巡る中間条約締結の可能性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
154	4. 2	リハビリ打ち切り規定に関する再質問主意書（長妻昭君提出）
155	4. 2	天下り受け入れの待遇条件書いわゆる「割愛申請書」に関する質問主意書（長妻昭君提出）
156	4. 3	政府が歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島以外の領土の返還をロシアに要求しているか否かに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
157	4. 4	外務省が保有するワインについての物品管理簿に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
158	4. 5	元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
159	4. 5	外務省顧問に対する処遇に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
160	4. 5	気候変動対策に関する質問主意書（村井宗明君提出）
161	4. 6	外務省職員の海外渡航に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
162	4. 6	若年者の雇用政策と支援に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
163	4. 9	外務省参与に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
164	4. 9	外務大臣秘書官の行為に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
165	4. 9	安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関する第３回質問主意書（長妻昭君提出）
166	4.10	政官関係をめぐる外務省の認識に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
167	4.10	日本政府の「靖国神社への合祀問題」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
168	4.10	安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する再質問主意書（辻元清美君提出）
169	4.10	安倍首相の「慰安婦」問題についての発言の「真意」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
170	4.11	1992年の北方領土交渉に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
171	4.11	「北方領土交渉秘録」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
172	4.11	イラクにおける自衛隊の活動に関する質問主意書（岡田克也君提出）
173	4.12	外務省による刑事裁判の傍聴並びに記録作成に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
174	4.12	刑事事件に関与した者と外務省の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
175	4.12	国境の島の防衛と振興策に関する質問主意書（西村真悟君提出）
176	4.12	在外公館の所蔵芸術品に関する再質問主意書（前田雄吉君提出）
177	4.12	天下りの禁止と府省の人材確保等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
178	4.12	「官民人材交流センター」（新人材バンク）等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
179	4.13	歪曲された歴史的事実の是正に関する質問主意書（西村真悟君提出）
180	4.13	第166国会に政府が提出した労働契約法案に関する質問主意書（細川律夫君提出）
181	4.13	外務省による勧奨退職に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
182	4.13	特命全権大使の免官に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
183	4.16	暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する再質問主意書（田村謙治君提出）
184	4.16	在ロシア連邦日本国大使館移転に伴う旧事務所の取り扱いに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
185	4.16	ロシア連邦駐箚特命全権大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
186	4.17	医師不足問題に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
187	4.17	平成18年度内にデフレから脱却するという公約に関する質問主意書（滝実君提出）
188	4.17	外務省顧問に対する処遇に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
189	4.17	外務省幹部の天下りに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
190	4.18	2007年４月16日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
191	4.18	外務省における「スパイの元締め」ポストの存否に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
192	4.19	元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
193	4.20	外務省におけるスクールの弊害に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
194	4.23	尖閣諸島への国旗掲揚に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
195	4.23	天下りの禁止と府省の人材確保、新人材バンク等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
196	4.24	国有林資料の保存に関する質問主意書（滝実君提出）
197	4.24	エリツィン前ロシア大統領の逝去に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
198	4.24	チェチェン問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
199	4.24	交戦権に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
200	4.24	自衛権に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
201	4.25	ロシア連邦駐箚特命全権大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
202	4.25	オランダ国駐箚特命全権大使の免官の過程における外務省官房審議官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
203	4.26	主要国首脳会議（Ｇ８サミット）の開催地選定に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
204	4.26	エリツィン前ロシア大統領の国葬への日本からの出席者に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
205	4.27	特命全権大使の免官に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
206	4.27	政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
207	4.27	2002年度の政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
208	4.27	弔問外交に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
209	5. 1	実効支配の定義等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
210	5. 2	平成18年度内にデフレから脱却するという公約に関する再質問主意書（滝実君提出）
211	5. 2	北方領土交渉の今後の展望に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
212	5. 2	政府開発援助（ＯＤＡ）に対する外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
213	5. 7	2007年４月11日付日中共同プレス発表における「最終的な境界画定」の意味に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
214	5. 7	前ローマ法王ヨハネ・パウロ二世の葬儀に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
215	5. 7	「米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐」に伴う騒音問題に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
216	5. 8	北方四島への日本国憲法の適用に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
217	5. 9	竹島への日本国憲法の適用に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
218	5.10	国際協力銀行が2005年３月31日にマレーシアのパハン・セランゴール導水事業に対し行った円借款融資に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
219	5.10	太平洋戦争中の中華民国国民政府の性格に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
220	5.10	安倍首相の「靖国神社への真榊料の奉納」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
221	5.11	九州・四国等における再造林放棄地の対策に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
222	5.14	エリツィン前大統領の国葬についての内閣官房長官及び外務大臣の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
223	5.14	緑資源機構の林道整備をめぐる入札談合に係る証拠品を東京地検が紛失した件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
224	5.14	下水道整備事業の現況に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
225	5.15	情報収集衛星の導入の経緯に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
226	5.15	観光地における旅館業界の再生のための政府の施策に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
227	5.16	イラク支援活動に係わる今後の費用に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
228	5.16	米軍再編に係わる費用に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
229	5.16	ビザなし交流の訪問団と第三十八瑞祥丸船長との面会に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
230	5.17	特命全権大使の免官に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
231	5.17	1981年５月に行われた日米首脳会談をめぐる閣内不統一に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
232	5.18	2007年５月15日に明らかになった沖縄返還を巡る日米密約についての米国立公文書館所蔵の一連の公文書に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
233	5.21	沖縄返還についての日米密約に係る「口止め」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
234	5.21	沖縄返還についての日米密約の存在に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
235	5.22	平成18年度内にデフレから脱却するという公約に関する第３回質問主意書（滝実君提出）
236	5.22	北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
237	5.23	北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
238	5.24	辺野古の環境現況事前調査への掃海母艦「ぶんご」出動に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
239	5.24	緑資源機構による官製談合と天下りに関する質問主意書（松本大輔君提出）
240	5.24	政府開発援助（ＯＤＡ）と我が国の国益に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
241	5.24	日本の在外公館における美術品の紛失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
242	5.25	在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「渓」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
243	5.25	在インドネシア大使館に配置されていた陶磁器「カオス」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
244	5.25	在米大使館に配置されていた和紙マット画「蘇る」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
245	5.25	在フランス大使館に配置されていた書「山ざくら（若山牧水歌）」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
246	5.25	在広州総領事館に配置されていた陶磁器「信楽土自然釉大鉢」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
247	5.25	在パナマ大使館に配置されていた洋画「富士」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
248	5.25	在ロシア大使館に配置されていた洋画「海」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
249	5.25	在ベトナム大使館に配置されていた版画「朝顔」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
250	5.25	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
251	5.25	在ギニア大使館に配置されていた日本画「妙義」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
252	5.28	ケーブルネットを利用した有線型テレビ放送における利用者のＢＳ放送受信料支払いに関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
253	5.28	在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁器「染付木の葉花瓶」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
254	5.28	在インドネシア大使館に配置されていた版画「大野・伊那」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
255	5.28	在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「滝」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
256	5.28	在ニューオリンズ総領事館に配置されていた日本画「風景」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
257	5.28	在サンフランシスコ総領事館に配置されていた日本画「早春富士」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
258	5.28	在ボストン総領事館に配置されていた日本画の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
259	5.28	在ケニア大使館に配置されていた洋画「花」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
260	5.28	在フランス大使館に配置されていた陶磁器「碧釉大壷」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
261	5.28	在米大使館に配置されていた日本画「春暖」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
262	5.28	在米大使館に配置されていた日本画「緑雨」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
263	5.28	我が国の対アフリカ外交についての官房長官秘書官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
264	5.28	年金記録紛失に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
265	5.28	安倍首相の「慰安婦」問題についての発言に関する質問主意書（辻元清美君提出）
266	5.28	バタビア臨時軍法会議の証拠資料と安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
267	5.28	極東国際軍事裁判の証拠資料と安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
268	5.29	在ベルギー大使館に配置されていた日本画「潤」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
269	5.29	在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
270	5.29	在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた日本画「銀盆に盛る」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
271	5.29	在ケニア大使館に配置されていた洋画「踊り子」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
272	5.29	在ミャンマー大使館に配置されていた洋画「新橋」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
273	5.29	在アルジェリア大使館に配置されていた陶磁器「葡萄文染付大壷」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
274	5.29	在韓国大使館に配置されていた日本画「初舞台」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
275	5.29	在ペルー大使館に配置されていた日本画「学士耕雨」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
276	5.29	在シアトル総領事館に配置されていた日本画「路・想春」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
277	5.29	在トロント総領事館に配置されていた日本画「枇杷」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
278	5.29	外務省が創設した国際漫画賞に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
279	5.30	在広州総領事館に配置されていた陶磁器「青瓷瓢花瓶」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
280	5.30	在ベレン総領事館に配置されていた洋画「夕焼帆船」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
281	5.30	在南アフリカ大使館に配置されていた日本画「桜に鳥」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
282	5.30	在オーストリア大使館に配置されていた書「新年の詩」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
283	5.30	在ニューヨーク総領事館に配置されていた美術品「フィレンツェの庭」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
284	5.30	在タイ大使館に配置されていた陶磁器「釉嵌線文大皿」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
285	5.30	在ガボン大使館に配置されていた陶磁器「青白磁花文鉢」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
286	5.30	在コンゴ（民）大使館に配置されていた日本画「芍薬」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
287	5.30	在キューバ大使館に配置されていた洋画の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
288	5.30	在ベネズエラ大使館に配置されていた日本画「松韻涛声」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
289	5.30	特殊法人等の給与及び郵便貯金資金、簡易生命保険資金の運用等に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
290	5.30	労働法制の規制緩和に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）

番号	提出日	件　　名
291	5.31	内閣総理大臣の指揮権発動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
292	5.31	在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
293	5.31	在ベルギー大使館に配置されていた洋画「Ｐｅａｒｌ（パール）」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
294	5.31	在インドネシア大使館に配置されていた版画「ＣＲＹＳＴＡＬ　ＳＣＡＰＥ」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
295	5.31	在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「華」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
296	5.31	在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「叭鳴」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
297	5.31	在ケニア大使館に配置されていた洋画「風景」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
298	5.31	在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた金屏風の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
299	5.31	在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「さぎ一対」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
300	5.31	在ニューオリンズ総領事館に配置されていた日本画「柿落葉」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
301	5.31	在サンクトペテルブルク総領事館に配置されていた日本画「冬景山水」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
302	6. 1	在トロント総領事館に配置されていた日本画「清流釣魚」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
303	6. 1	在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「海村」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
304	6. 1	在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「渓彩山水」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
305	6. 1	在米大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
306	6. 1	在フランス大使館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
307	6. 1	在パナマ大使館に配置されていた日本画「梅」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
308	6. 1	在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「白雪」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
309	6. 1	在インドネシア大使館に配置されていた版画「晴畑」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
310	6. 1	在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁器「白地鉄絵文壷」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
311	6. 1	在エクアドル大使館に配置されていた陶磁器「九谷焼色絵小文皿」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
312	6. 1	北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
313	6. 1	民法第772条に係るいわゆる無戸籍児に関する質問主意書（市村浩一郎君提出）
314	6. 4	日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問主意書（辻元清美君提出）
315	6. 4	沖縄県辺野古沖における抗議行動に関する質問主意書（辻元清美君提出）
316	6. 4	ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
317	6. 4	在ロシア日本国大使館の執務体制に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
318	6. 4	在ベルギー大使館に配置されていた日本画「姉妹」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
319	6. 4	在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「寝覚」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
320	6. 4	在フランス大使館に配置されていた彫刻「あまつひ　やくも」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
321	6. 4	在韓国大使館に配置されていた日本画「門」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
322	6. 4	在ベレン総領事館に配置されていた洋画「スペイン風景その一」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
323	6. 4	在トロント総領事館に配置されていた日本画「朝顔」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
324	6．4	在ニューオリンズ総領事館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
325	6．4	在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた日本画「冨士」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
326	6．4	在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた陶磁器「萩窯変壷」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
327	6．4	在アトランタ総領事館に配置されていた作者不明の日本画「山水画」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
328	6．5	自治体病院の改善及び充実に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
329	6．5	信濃川水系の東京電力発電水利権の目的外使用に関する質問主意書（保坂展人君提出）
330	6．5	米軍嘉手納飛行場におけるジェット燃料流出事故に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
331	6．5	北朝鮮による日本人拉致問題及び全被害者救出に関する質問主意書（西村真悟君提出）
332	6．5	我が国の対アフリカ外交についての官房長官秘書官の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
333	6．5	在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「壌」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
334	6．5	在ベルギー大使館に配置されていた日本画の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
335	6．5	在インドネシア大使館に配置されていた版画「飛雲富士（４）」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
336	6．5	在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「朝暉」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
337	6．5	在米大使館に配置されていた日本画「曙」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
338	6．5	在ケニア大使館に配置されていた洋画「抽象」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
339	6．5	在南アフリカ大使館に配置されていた日本画「鵜飼」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
340	6．5	在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「山水画」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
341	6．5	在広州総領事館に配置されていた陶磁器「壷」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
342	6．5	在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた陶磁器「牛」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
343	6．6	世界経済の中で没落を続ける日本経済と骨太方針2007素案に関する質問主意書（滝実君提出）
344	6．6	地方ローカル局の地上波デジタル放送への移行に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
345	6．6	地方自治体の医師確保に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
346	6．6	後期高齢者医療制度に関する地方自治体の費用負担に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
347	6．6	「第三十八瑞祥丸」船長の解放等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
348	6．6	在南アフリカ大使館に配置されていた日本画「桃源境」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
349	6．6	在ペルー大使館に配置されていた日本画「杏」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
350	6．6	在オーストリア大使館に配置されていた版画「ＷＯＲＫ　８５―８（くみ）」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
351	6．6	在トリニダードトバゴ大使館に配置されていた陶磁器「色釉壷」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
352	6．6	在インドネシア大使館に配置されていた版画「門」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
353	6．6	在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「泳ぐ鴨」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
354	6．6	在ニューオリンズ総領事館に配置されていた陶磁器「炭化大壷」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
355	6．6	在ベレン総領事館に配置されていた洋画「スペイン風景」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
356	6．6	在ニューヨーク総領事館に配置されていた版画「秋雑木」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
357	6．6	在シアトル総領事館に配置されていた洋画「錦秋懸瀑」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
358	6．7	在ベルギー大使館に配置されていた日本画「はこぞり」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
359	6．7	在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁器の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
360	6．7	在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「水仙」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
361	6．7	在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた洋画「風景」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
362	6．7	在ニューオリンズ総領事館に配置されていた版画「猫」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
363	6．7	在ケニア大使館に配置されていた作者不明の洋画「花」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
364	6．7	在トロント総領事館に配置されていた日本画「蓬莱山」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
365	6．7	在ベレン総領事館に配置されていた版画「草取」の消失に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
366	6．7	ロシア極東サハリン州当局が発行した冊子「露日関係のクリール諸島（千島列島）」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
367	6．7	岩国基地の沖合移設事業に係る「埋立地の利用計画の変更」「埋立地の用途又は設計の概要の変更」等に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
368	6．7	拷問等禁止委員会最終見解のうち、刑事司法・刑事拘禁と入管手続などに関する質問主意書（保坂展人君提出）
369	6．8	日本人学者が北方領土問題解決等にもたらす影響に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
370	6．8	コムスンに関する質問主意書（高井美穂君提出）
371	6．8	６月５日の地球温暖化対策推進本部から発注した安倍総理大臣夫妻を使った全国紙への全面広告に関する質問主意書（村井宗明君提出）
372	6.11	「米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐」に伴う騒音問題に関する再質問主意書（平岡秀夫君提出）
373	6.11	日本の在外公館における美術品の紛失に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
374	6.11	日本国籍を有する者の保護に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
375	6.11	緑資源機構による官製談合と天下りに関する再質問主意書（松本大輔君提出）
376	6.11	障害者自立支援法と生活保護基準の均衡に関する質問主意書（山井和則君提出）
377	6.12	在ロシア日本国大使館の執務体制に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
378	6.12	徳山ダムに係る木曽川連絡導水路事業の目的と効果に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
379	6.13	いわゆる「消えた年金」問題に関する質問主意書（田嶋要君提出）
380	6.13	いわゆる混合診療問題及び未承認薬剤の授受に関する質問主意書（郡和子君提出）
381	6.13	北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
382	6.14	国外で作成された歯科医療の用に供する補綴物等の取扱に関する質問主意書（仙谷由人君提出）
383	6.14	いわゆる「宙に浮いた年金記録」の確認作業に関する質問主意書（江田憲司君提出）
384	6.14	いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書（江田憲司君提出）
385	6.14	いわゆる「宙に浮いた年金記録」の責任問題に関する質問主意書（江田憲司君提出）
386	6.14	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書（保坂展人君提出）
387	6.14	ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
388	6.14	北方少数民族の戦時徴用に対する補償問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
389	6.14	酒税法に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
390	6.14	税源移譲にかかる政府広報における情報操作に関する質問主意書（加藤公一君提出）
391	6.14	年金の在職支給停止制度における「三十一日問題」に関する質問主意書（加藤公一君提出）
392	6.15	照射食品に関する質問主意書（保坂展人君提出）

番号	提出日	件　　名
393	6.15	国際協力銀行が2005年３月31日にマレーシアのパハン・セランゴール導水事業に対し行った円借款融資に関する再質問主意書（前田雄吉君提出）
394	6.15	我が国の対アフリカ外交についての官房長官秘書官の発言に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
395	6.15	「第三十八瑞祥丸」船長の解放等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
396	6.15	ロシア極東サハリン州当局が発行した冊子「露日関係のクリール諸島（千島列島）」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
397	6.15	米海軍掃海艇の与那国入港等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
398	6.18	ＢＳＥ（牛海綿状脳症）対策および米国産牛肉輸入条件に関する質問主意書（菅野哲雄君提出）
399	6.18	沖縄核密約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
400	6.18	環境省浄化槽推進室長通知の解釈に関する質問主意書（末松義規君提出）
401	6.18	「社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営」に関する質問主意書（田嶋要君提出）（撤回）
402	6.19	ＩＴの本格的活用に対する政府の考えに関する質問主意書（滝実君提出）
403	6.19	日本国籍を有する者の保護に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
404	6.19	エリツィン前ロシア大統領の葬儀についての外務大臣の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
405	6.19	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
406	6.20	社会福祉法第２条第３項第８号の事業に関する質問主意書（田嶋要君提出）
407	6.20	シベリア鉄道の延伸に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
408	6.20	独立行政法人の資金繰り・資金調達に関する質問主意書（田嶋要君提出）
409	6.20	コムスン問題で露呈した介護の実態とその改善策に関する質問主意書（江田憲司君提出）
410	6.22	宇宙の平和利用に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
411	6.22	米国務次官補による訪朝に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
412	6.22	在ロシア日本国大使館の執務体制に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
413	6.22	北方領土に居住するロシア系住民の意識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
414	6.22	ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
415	6.22	北方少数民族の戦時徴用に対する補償問題に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
416	6.25	いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する再質問主意書（江田憲司君提出）
417	6.25	いわゆる混合診療問題及び未承認薬剤の授受に関する再質問主意書（郡和子君提出）
418	6.25	日本の在外公館に配置されていた美術品の廃棄に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
419	6.25	沖縄戦における集団自決をめぐる教科書検定に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
420	6.25	1971年の沖縄返還協定に伴う日米密約の存在を否定する外務省の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
421	6.26	官房長官秘書官のジブチ共和国大使に対する発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
422	6.26	沖縄核密約に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
423	6.26	ロシア極東サハリン州当局が発行した冊子「露日関係のクリール諸島（千島列島）」に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
424	6.27	「宙に浮いた年金記録」と社会保険オンラインシステムに関する質問主意書（江田憲司君提出）
425	6.27	年金記録問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
426	6.27	厚生年金記録が不明になった原因に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
427	6.28	厚生年金基金制度等に関する質問主意書（園田康博君提出）
428	6.28	米下院外交委員会で可決された従軍慰安婦問題への決議案に対する日本政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
429	6.28	定率減税の廃止、税源移譲による年間での税負担及び広報に関する質問主意書（古本伸一郎君提出）
430	6.28	安倍晋三首相の賞与返納に関する質問主意書（柚木道義君提出）
431	6.28	厚生年金基金の請求漏れに関する質問主意書（柚木道義君提出）
432	6.28	老齢基礎年金・老齢厚生年金にかかる５年超遡及および新規裁定に関する質問主意書（柚木道義君提出）
433	6.28	「消えた年金」問題に関する質問主意書（長妻昭君提出）
434	6.29	我が国の戦争責任に関する質問主意書（河村たかし君提出）
435	6.29	宇宙政策の政府見解に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
436	6.29	年金記録確認中央第三者委員会に関する質問主意書（滝実君提出）
437	6.29	米海軍掃海艇の与那国入港等に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）
438	6.29	日本国籍を有する者の保護に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
439	6.29	エリツィン前ロシア大統領の葬儀についての外務大臣の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
440	6.29	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
441	6.29	薬物乱用及び再犯防止対策と治療回復支援に関する質問主意書（前原誠司君提出）
442	7. 2	年金記録統合に関する質問主意書（河村たかし君提出）
443	7. 2	経済財政の基本方針2007における名目ＧＤＰの伸びに関する質問主意書（滝実君提出）
444	7. 2	北方領土問題交渉に対する財団法人国策研究会理事長の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
445	7. 2	北方領土問題と対ロ経済支援の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
446	7. 2	財団法人国策研究会理事長の手紙が北海道サミットに及ぼす影響等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
447	7. 2	久間防衛相の原爆投下容認発言に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
448	7. 2	「消えた年金」問題等に関する質問主意書（山井和則君提出）
449	7. 2	自民党ホームページにおける年金広報等に関する質問主意書（山井和則君提出）
450	7. 3	療養病床の再編に関する質問主意書（滝実君提出）
451	7. 3	年金記録問題に対する内閣の対応の遅れに関する質問主意書（田名部匡代君提出）
452	7. 3	第二地方銀行が扱う高齢者に対する外国債券型投資信託販売に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
453	7. 3	日本・フィリピン経済連携協定等に関する質問主意書（保坂展人君提出）
454	7. 3	予備試験制度の具体化に関する質問主意書（保坂展人君提出）
455	7. 3	「原爆投下」への政府認識に関する質問主意書（保坂展人君提出）
456	7. 3	サラリーマン増税に関する質問主意書（古本伸一郎君提出）
457	7. 3	経済財政改革の基本方針2007に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
458	7. 3	食肉加工会社「ミートホープ（株）」の加工用食肉偽装問題に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
459	7. 3	国民健康保険の特別調整交付金に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
460	7. 3	酒税法に関する再質問主意書（逢坂誠二君提出）
461	7. 3	「消えた年金」問題に関する質問主意書（園田康博君提出）
462	7. 3	年金記録確認第三者委員会の認定基準に関する質問主意書（山井和則君提出）
463	7. 3	年金支給の官民格差に関する質問主意書（山井和則君提出）
464	7. 3	年金受給者・加入者全員への加入履歴送付に関する質問主意書（山井和則君提出）
465	7. 3	自由民主党ホームページでの消えた年金対策ビデオの内容に関する質問主意書（山井和則君提出）
466	7. 3	薬害肝炎訴訟の政府の対応に関する質問主意書（山井和則君提出）
467	7. 3	「消えた年金」問題の安倍総理の不作為責任等に関する質問主意書（長妻昭君提出）

番号	提出日	件　　名
468	7. 3	沖縄返還協定に伴う日米密約についての米財務長官の報告メモに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
469	7. 3	在ロシア日本国大使館のホームページの管理体制に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
470	7. 3	北方領土に居住するロシア系住民の意識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
471	7. 3	日本の在外公館に配置されていた美術品の廃棄に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
472	7. 3	1971年の沖縄返還協定に伴う日米密約の存在を否定する外務省の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
473	7. 3	米国による原爆投下に対する日本政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
474	7. 3	沖縄戦の強制集団死（「集団自決」）をめぐる文部科学省の検定意見に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
475	7. 3	公安調査庁に関する質問主意書（河村たかし君提出）
476	7. 3	「社会福祉士試験漏洩疑惑」に関する質問主意書（阿部知子君提出）
477	7. 3	安倍首相の「旧日本軍による真珠湾攻撃と米軍による長崎への原爆投下」に対する認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
478	7. 3	安倍首相の「強制性」に対する認識と、政府の「河野官房長官談話」についての認識、およびオランダ下院議長からの書簡に関する質問主意書（辻元清美君提出）
479	7. 3	政府の「日本のミサイル防衛計画」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
480	7. 3	日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する再質問主意書（辻元清美君提出）
481	7. 3	救急医療用ヘリコプターの財源等に関する質問主意書（前原誠司君提出）

【第167回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、24件である。

番号	提出日	件　　名
1	平成 19．8．7	法律の条文における「障害」の表記に関する質問主意書（川内博史君提出）
2	8．7	第21回参議院通常選挙の結果に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
3	8．7	テロ特措法延長に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
4	8．7	外務省による海外の親日派増加作戦に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
5	8．7	外務省職員による公金着服・横領に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
6	8．7	「慰安婦問題」についての米下院決議と安倍首相の謝罪に関する質問主意書（辻元清美君提出）
7	8．7	小池防衛大臣の「日本の核武装」についての認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
8	8．8	米軍装甲車・車輌の県立高校への不法侵入事件に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
9	8．8	米軍朝霞キャンプ跡地に国家公務員宿舎を建設することに関する質問主意書（日森文尋君提出）
10	8．8	外務省のホームページに掲載されている「北朝鮮側『備忘録』について」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
11	8．8	社会福祉士試験の「漏洩疑惑」に関する質問主意書（阿部知子君提出）
12	8．8	年金の時効撤廃に関する質問主意書（山井和則君提出）
13	8．8	参議院選挙に関する質問主意書（山井和則君提出）
14	8．8	障害者自立支援法と生活保護基準の均衡に関する質問主意書（山井和則君提出）
15	8．8	介護保険制度等に関する質問主意書（山井和則君提出）
16	8．8	国民年金保険料納付率の公表に関する質問主意書（山井和則君提出）
17	8．8	年金記録漏れ問題に関する質問主意書（山井和則君提出）
18	8．8	いわゆる混合診療問題及び未承認薬剤の授受に関する質問主意書（郡和子君提出）
19	8．8	安倍総理大臣の「消えた年金」問題に関する発言等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
20	8．8	環境省浄化槽推進室長通知の解釈に関する質問主意書（末松義規君提出）
21	8．8	都市計画税に関する質問主意書（平野博文君提出）
22	8．8	年金の遅延利息等に関する質問主意書（平野博文君提出）
23	8．8	本年度新司法試験に関する質問主意書（平野博文君提出）
24	8．8	「棄てられた年金記録」旧台帳に関する質問主意書（保坂展人君提出）

【第168回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、397件である。

番号	提出日	件　　名
1	平成 19．9.10	化学物質の安全性とリスク管理に関する質問主意書（松木謙公君提出）
2	9.10	障害児に対する教育支援等に関する質問主意書（松木謙公君提出）
3	9.10	旧陸軍軍医学校の人体標本等に関する質問主意書（郡和子君提出）
4	9.10	「自由と繁栄の弧」と外交の連続性に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
5	9.10	北方領土問題についての外相の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
6	9.10	北海道洞爺湖サミットにおける北方領土問題の提議に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
7	9.10	北海道洞爺湖サミットの準備に必要な予算に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
8	9.10	北方領土墓参団が国後島ラシコマンベツ墓地への上陸を拒否された件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
9	9.10	北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
10	9.11	平成20年度予算の47兆3000億円という上限目標に関する質問主意書（滝実君提出）
11	9.11	日ロ首脳会談における領土交渉に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
12	9.11	1973年の日ソ首脳会談に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
13	9.12	ビザなし交流用船舶の後継船に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
14	9.12	大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
15	9.12	政治資金収支報告書に係る領収書添付義務に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
16	9.12	海上自衛隊によるインド洋での活動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
17	9.12	アフガニスタン人に対する人道的配慮にもとづく特別在留資格の付与に関する質問主意書（郡和子君提出）
18	9.13	難民認定制度に関する質問主意書（保坂展人君提出）
19	9.13	内閣総理大臣の出処進退に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
20	9.13	ロシア内閣総辞職に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
21	9.13	警察職員の不祥事に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
22	9.14	米大統領の戦前の日本に対する認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
23	9.14	択捉島に現存する日本家屋の修理保存に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
24	9.14	国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
25	9.18	ロシア専門家を招いた懇談会におけるプーチン大統領の北方領土問題に対する発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
26	9.18	トラック環礁における日本兵の遺骨の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
27	9.19	生活保護に関する質問主意書（山井和則君提出）
28	9.19	北方領土問題についての外相の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
29	9.19	「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
30	9.19	東京宣言と日ソ共同宣言の内容に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
31	9.20	北海道洞爺湖サミットにおける北方領土問題の提議に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
32	9.20	北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
33	9.20	高校歴史教科書の検定に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
34	9.21	いわゆる混合診療問題及び未承認薬剤の授受に関する質問主意書（郡和子君提出）
35	9.21	米軍朝霞キャンプ跡地に国家公務員宿舎を建設することに関する質問主意書（日森文尋君提出）
36	9.21	「米海軍中央司令部＆第五艦隊」のホームページに関する質問主意書（江田憲司君提出）

番号	提出日	件　　名
37	9.21	自衛隊の補給艦による給油の実態解明に関する質問主意書（江田憲司君提出）
38	9.21	米空母「キティーホーク」への自衛隊補給艦「ときわ」からの間接給油に関する質問主意書（江田憲司君提出）
39	9.21	自衛隊の補給艦による給油活動に係る交換公文に関する質問主意書（江田憲司君提出）
40	9.21	「不朽の自由作戦」の「海上阻止行動」（ＯＥＦ―ＭＩＯ）の成果に関する質問主意書（江田憲司君提出）
41	9.21	障害者自立支援法施行後の状況に関する質問主意書（山井和則君提出）
42	9.21	インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
43	9.21	テロ特措法による海上自衛隊の給油支援に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
44	9.21	介護保険制度等に関する質問主意書（山井和則君提出）
45	9.21	2005年４月介護予防大臣視察に関する質問主意書（山井和則君提出）
46	9.25	北方領土墓参団が国後島ラシコマンベツ墓地への上陸を拒否された件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
47	9.25	日本国籍を有するフジモリ・元ペルー大統領の保護に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
48	9.25	砂漠化対処条約の予算協議に対する我が国の態度に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
49	9.26	愛媛県警巡査部長国家賠償請求訴訟に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
50	9.26	最近のけん銃発砲事件等の警察捜査に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
51	9.26	緑資源機構をめぐる官製談合問題に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
52	9.26	「消えた年金問題」に対する政府の対応策に関する質問主意書（逢坂誠二男君提出）
53	9.26	国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
54	9.26	地方議会における答弁調整に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
55	9.27	湾岸戦争時の90億ドル拠出金の使途に関する質問主意書（江田憲司君提出）
56	9.27	ＯＥＦ―ＭＩＯに係る海上自衛隊のバーレーンへの要員派遣等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
57	9.27	インド洋上におけるパキスタン艦船への補給に関する質問主意書（江田憲司君提出）
58	9.27	「イラク作戦の米艦に給油」との米軍揚陸艦ジュノーの元艦長の証言に関する質問主意書（江田憲司君提出）
59	9.27	米大統領の戦前の日本に対する認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
60	9.27	我が国において日本語研修を終えた外国人研修生に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
61	9.27	省庁間で交わされる覚書に関する質問主意書（武正公一君提出）
62	9.27	救急医療（患者の搬送等を含む）体制強化推進のため省庁間で交わされる覚書に関する質問主意書（武正公一男君提出）
63	9.27	「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の改正等に関する質問主意書（辻元清美君提出）
64	9.28	国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策に関する質問主意書（前原誠司君提出）
65	9.28	主務官庁としての文部科学省の日本相撲協会への監督責任に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
66	9.28	ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
67	10. 1	内閣府啓発広報費に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
68	10. 1	沖縄県における「集団自決強制」削除の教科書検定を巡る県民大会に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
69	10. 1	ミャンマーで殺害された邦人記者の遺品の取り扱い等政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
70	10. 1	海外における給油支援活動に関する質問主意書（山井和則君提出）

番号	提出日	件　　名
71	10. 2	大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
72	10. 2	国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
73	10. 2	舛添厚生労働大臣の発言に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
74	10. 3	平成20年度予算の47兆3000億円という上限目標に関する再質問主意書（滝実君提出）
75	10. 3	社会保険庁職員の賞与返還に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
76	10. 3	テロ特措法による海上自衛隊の給油支援に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
77	10. 3	インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
78	10. 4	公共事業費３％削減に関する質問主意書（高井美穂君提出）
79	10. 4	レセプト請求のオンライン化に関する質問主意書（高井美穂君提出）
80	10. 4	預け公金に関する質問主意書（高井美穂君提出）
81	10. 4	成田国際空港株式会社の政治的中立性に関する質問主意書（高井美穂君提出）
82	10. 4	北海道洞爺湖サミットに関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
83	10. 4	中東情勢に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
84	10. 4	トラック環礁における日本兵の遺骨の取り扱いに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
85	10. 4	北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
86	10. 4	個人情報保護と外務省職員の公務との関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
87	10. 4	後期高齢者医療制度創設に伴う高齢者医療負担に関する質問主意書（山井和則君提出）
88	10. 5	米空母「キティーホーク」への自衛隊補給艦「ときわ」からの間接給油に関する再質問主意書（江田憲司君提出）
89	10. 5	自衛隊の補給艦による給油の実態解明に関する再質問主意書（江田憲司君提出）
90	10. 5	「米海軍中央司令部＆第五艦隊」のホームページに関する再質問主意書（江田憲司君提出）
91	10. 5	「不朽の自由作戦」の「海上阻止行動」（ＯＥＦ―ＭＩＯ）の成果に関する再質問主意書（江田憲司君提出）
92	10. 5	自衛隊のホームページに関する質問主意書（江田憲司君提出）
93	10. 5	国連における「先住民族宣言」に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
94	10. 5	「消えた年金問題」に対する政府の対応策に関する再質問主意書（逢坂誠二君提出）
95	10. 5	国立大学法人・名古屋工業大学二部（夜間部）における大幅な定員削減問題に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
96	10. 5	「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
97	10. 5	外務省職員のマイレージ利用に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
98	10. 5	東京宣言と日ソ共同宣言の内容に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
99	10. 9	外国人介護士受入れ及び介護福祉士制度に関する質問主意書（山井和則君提出）
100	10. 9	介護保険施設の人員配置基準に関する質問主意書（山井和則君提出）
101	10. 9	1972年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
102	10. 9	国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
103	10. 9	外務省における特命全権大使の役割に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
104	10. 10	ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
105	10. 10	米大統領の戦前の日本に対する認識に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
106	10. 11	国道８号線バイパス沿い（富山市・射水市・高岡市）の市街化調整区域における外国人中古車販売店出店に関する質問主意書（村井宗明君提出）
107	10. 11	自衛隊補給艦「ときわ」から間接給油を受けた後の米空母「キティホーク」の行動に関する質問主意書（江田憲司君提出）

番号	提出日	件　　名
108	10.11	インド洋上におけるパキスタン艦船への補給に関する再質問主意書（江田憲司君提出）
109	10.11	ＯＥＦ―ＭＩＯに係る海上自衛隊のバーレーンへの要員派遣等に関する再質問主意書（江田憲司君提出）
110	10.11	警察職員の不祥事に関する再質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
111	10.11	富山県における冤罪判決に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
112	10.11	イランでの邦人拘束に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
113	10.12	「テロとの闘い」に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
114	10.12	金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
115	10.12	ロシア人漁師による密入国に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
116	10.15	海上自衛隊の補給艦の提供した油の目的外使用に関する質問主意書（江田憲司君提出）
117	10.15	北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
118	10.15	時津風部屋力士急死問題についての愛知県警の初動捜査に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
119	10.15	死刑制度を取り巻く状況と死刑制度に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
120	10.15	日本年金機構の職員採用等に関する質問主意書（山井和則君提出）
121	10.15	障害者自立支援法の施行状況に関する質問主意書（山井和則君提出）
122	10.16	大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
123	10.16	社会保険庁職員の賞与返還に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
124	10.16	最近のけん銃発砲事件等の警察捜査に関する再質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
125	10.17	国費送還に関する質問主意書（辻元清美君提出）
126	10.17	国連における「先住民族宣言」に関する再質問主意書（逢坂誠二君提出）
127	10.17	京都議定書に対する米大統領の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
128	10.17	インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
129	10.17	コンサルタント事業会社による政府開発援助に係わる不正経理に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
130	10.18	横田飛行場の「軍民共用化」に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
131	10.18	外務省職員のマイレージ利用に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
132	10.18	「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
133	10.18	平成20年度予算の47兆3000億円という上限目標に関する第３回質問主意書（滝実君提出）
134	10.18	肝炎患者418件の症例リストにおける政府の責任に関する質問主意書（山井和則君提出）
135	10.19	国立大学法人・名古屋工業大学二部（夜間部）における大幅な定員削減問題に関する再質問主意書（佐々木憲昭君提出）
136	10.19	外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
137	10.19	1972年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
138	10.19	富山県における冤罪判決に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
139	10.19	ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
140	10.22	浄化槽の保守点検に関する質問主意書（末松義規君提出）
141	10.22	政治資金の透明性に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
142	10.22	海上幕僚監部による海上自衛隊補給艦給油量の誤差隠蔽に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
143	10.23	守屋前事務次官と自衛隊員倫理法・倫理規程に関する質問主意書（保坂展人君提出）
144	10.23	我が国のミャンマーに対する制裁に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
145	10.23	金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
146	10.24	遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
147	10.24	日ロ外相会談における領土交渉に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
148	10.24	金正男氏と思われる者に対する政府の認識と前内閣総理大臣の認識の相違に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
149	10.25	経済財政諮問会議のあり方に関する質問主意書（三井辨雄君提出）
150	10.25	金大中事件での我が国への主権侵害に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
151	10.25	北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
152	10.25	ロシア人漁師による密入国に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
153	10.25	自衛官の介護職研修に関する質問主意書（三井辨雄君提出）
154	10.25	舛添厚生労働大臣発言に関する質問主意書（長妻昭君提出）
155	10.26	寺越昭二氏、寺越外雄氏そして寺越武志氏の拉致認定に関する質問主意書（西村真悟君提出）
156	10.26	在沖米海兵隊による焼夷弾ＭＫ77、クラスター爆弾の貯蔵・訓練使用に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
157	10.26	インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
158	10.26	外務省職員のマイレージ利用に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
159	10.26	北方領土返還に向けての政府の考えの変遷に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
160	10.26	大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
161	10.29	拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
162	10.29	米大統領の日本観に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
163	10.29	整理回収機構による住専債権処理に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
164	10.29	肝炎患者418件症例リスト公表等における政府責任に関する質問主意書（山井和則君提出）
165	10.29	生活保護に関する再質問主意書（山井和則君提出）
166	10.29	第Ⅸ因子製剤に関する質問主意書（山井和則君提出）
167	10.30	長崎県等における海岸の漂流・漂着ゴミの処理方策に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
168	10.30	長崎空港における海上自衛隊ヘリコプターの離着陸等に伴う騒音問題に質問主意書（赤嶺政賢君提出）
169	10.30	福田首相のいわゆる「村山内閣総理大臣談話」および「河野官房長官談話」についての認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
170	10.30	福田首相の慰安婦問題についての認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
171	10.30	1972年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
172	10.30	外務省における特命全権大使の役割に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
173	10.30	富山県における冤罪判決に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
174	10.31	わが国の国土形成計画等に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
175	10.31	政治資金の透明性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
176	10.31	ミャンマーにおける邦人記者殺害に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
177	10.31	経済成長を加速する具体的な方法に関する質問主意書（滝実君提出）
178	11. 1	中国船による我が国の領海への侵入に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
179	11. 1	イランでの邦人拘束に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
180	11. 1	薬害肝炎大阪訴訟及び418人のリストに関する質問主意書（山井和則君提出）
181	11. 1	肝炎対策に関する質問主意書（山井和則君提出）
182	11. 2	イラク帰還自衛隊員の自殺に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

番号	提出日	件　　名
183	11. 2	我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
184	11. 2	社会保険庁職員の賞与返還に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
185	11. 5	年金記録問題発生に係る責任問題に関する質問主意書（江田憲司君提出）
186	11. 5	約5000万件の未統合記録の名寄せ作業に関する質問主意書（江田憲司君提出）
187	11. 5	自立支援医療に関する質問主意書（山井和則君提出）
188	11. 5	薬害肝炎に関わる公表資料および一般国民への注意喚起のための医療機関の公表・周知等に関する質問主意書（山井和則君提出）
189	11. 5	兵器等の購入価格等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
190	11. 5	フジモリ・元ペルー大統領の裁判における我が国の支援に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
191	11. 5	我が国のミャンマーに対する制裁に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
192	11. 5	我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
193	11. 5	自民党と民主党の大連立構想に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
194	11. 6	拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
195	11. 6	外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
196	11. 6	インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
197	11. 6	「社会保障番号」制度に関する質問主意書（河村たかし君提出）
198	11. 7	大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
199	11. 7	金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
200	11. 7	東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
201	11. 7	トランス脂肪酸に関する質問主意書（山井和則君提出）
202	11. 7	介護関連資格受験のための実務経験証明書に関する質問主意書（山井和則君提出）
203	11. 9	宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
204	11. 9	防衛省による幹部職員の管理に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
205	11. 9	国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の取り組みに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
206	11.12	政府の記録管理に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
207	11.12	アフガニスタン本土及びインド洋における「不朽の自由作戦」（ＯＥＦ）及びこれに関連する活動と国際法の関係に関する質問主意書（辻元清美君提出）
208	11.12	米大使館による賃貸料滞納に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
209	11.12	会計検査院が指摘した外務省の国費無駄遣いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
210	11.12	元国連上級民政官の給油活動延長問題等についての発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
211	11.12	フィブリノゲン投与患者への告知等に関する質問主意書（山井和則君提出）
212	11.13	自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
213	11.13	旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
214	11.13	我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
215	11.13	我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
216	11.14	文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理に関する質問主意書（川内博史君提出）
217	11.14	我が国音楽産業のアジア市場進出状況と商業用レコードの還流防止措置施行状況に関する質問主意書（川内博史君提出）
218	11.14	年金記録漏れ問題を受けた政府の責任の取り方及び再発防止への取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
219	11.14	自民党と民主党の大連立構想に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
220	11.14	韓国での万国博覧会開催に対する我が国の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
221	11.14	米側の面談要請への郵政民営化準備室の対応に関する質問主意書（松野頼久君提出）
222	11.14	元国家公務員の日本郵政株式会社への就職に係る手続に関する質問主意書（松野頼久君提出）
223	11.15	リハビリテーション料改定等に関する質問主意書（山井和則君提出）
224	11.15	裁判員制度を前提とする国連拷問等禁止委員会勧告に関する質問主意書（保坂展人君提出）
225	11.15	「自由と繁栄の弧」と外交の連続性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
226	11.15	日米安保条約改定時における核搭載船の通過・寄港を認めた日米密約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
227	11.15	コムスン問題に関する質問主意書（山井和則君提出）
228	11.15	介護福祉士制度に関する質問主意書（山井和則君提出）
229	11.15	外国人介護士受入れに関する質問主意書（山井和則君提出）
230	11.15	介護保険施設の人員配置基準に関する再質問主意書（山井和則君提出）
231	11.15	田辺三菱製薬「418症例報告調査チームの報告」に関する質問主意書（山井和則君提出）
232	11.16	障害者自立支援給付費の請求事務に関する質問主意書（山井和則君提出）
233	11.16	市町村消防の広域化に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
234	11.16	国会同意人事案件否決を受けた官房長官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
235	11.16	元駐日中国大使館員への死刑判決に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
236	11.16	大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
237	11.16	ヒト胎盤エキス含有製品の安全性に関する質問主意書（泉健太君提出）
238	11.19	日本相撲協会のけいこ力士死亡事件に関する質問主意書（末松義規君提出）
239	11.19	赤福餅及び御福餅の偽装表示問題に関する質問主意書（河村たかし君提出）
240	11.19	築地市場移転問題に関する質問主意書（笠井亮君提出）
241	11.19	政党助成金の使途に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
242	11.19	外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
243	11.19	金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
244	11.19	第Ⅸ因子製剤に関する再質問主意書（山井和則君提出）
245	11.19	「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」等に関する質問主意書（山井和則君提出）
246	11.19	生活保護基準の引き下げに関する質問主意書（山井和則君提出）
247	11.20	改正入管法と外国人の「指紋情報強制採取」に関する質問主意書（保坂展人君提出）
248	11.20	国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の取り組みに関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
249	11.20	米大使館による賃貸料滞納に対する政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
250	11.20	外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
251	11.21	「テロ対策特措法」「イラク特措法」に基づき派遣された自衛隊員の自殺に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
252	11.21	健康食品に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
253	11.21	前那覇防衛施設局長によるタクシーチケットの私的流用に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
254	11.21	在外公館の災害時における安全確保等在留邦人保護に対する体制に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
255	11.21	外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
256	11.22	文部科学省と山田洋行社の契約等に関する質問主意書（高井美穂君提出）

番号	提出日	件　　名
257	11.22	書類に添える封筒に関する質問主意書（高井美穂君提出）
258	11.22	米軍再編に伴う岩国基地騒音問題に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
259	11.22	経済成長を加速する具体的な方法に関する再質問主意書（滝実君提出）
260	11.22	1365万件の年金記録の真相解明に関する質問主意書（保坂展人君提出）
261	11.22	住基ネットの本人確認情報に関する質問主意書（保坂展人君提出）
262	11.22	薬害肝炎症例リスト隠蔽問題に関する質問主意書（枝野幸男君提出）
263	11.22	フィブリノゲン製剤投与418症例の患者の特定・告知等に関する質問主意書（山井和則君提出）
264	11.22	生活保護基準の認定に関する質問主意書（山井和則君提出）
265	11.22	外務省におけるワインの管理状況に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
266	11.22	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
267	11.26	我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
268	11.26	韓国での万国博覧会開催に対する我が国の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
269	11.26	個人情報保護と外務省職員の公務との関係に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
270	11.26	「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」中間報告等に関する質問主意書（山井和則君提出）
271	11.27	旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
272	11.27	自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
273	11.28	沖縄における住宅防音工事に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
274	11.28	我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
275	11.28	元駐日中国大使館員への死刑判決に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
276	11.28	遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
277	11.29	外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
278	11.29	大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
279	11.29	「フィブリノゲン調査チーム」及び「フィブリノゲン調査検討会」等に関する質問主意書（山井和則君提出）
280	11.30	パレスチナ人の子どもの国籍等に関する質問主意書（保坂展人君提出）
281	11.30	宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
282	11.30	「自由と繁栄の弧」と外交の連続性に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
283	11.30	サロベツ川流域など農地の水害補償施策に関する質問主意書（松木謙公君提出）
284	12. 3	沖縄県那覇市におけるモノレール旭橋地区再開発事業に係る起債等問題に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
285	12. 3	遺棄化学兵器処理事業に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
286	12. 3	北方領土返還要求行進に対する政府の関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
287	12. 3	防衛省による幹部職員の管理に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
288	12. 3	防衛省総合取得改革と燃料調達に関する質問主意書（菊田真紀子君提出）
289	12. 3	薬害肝炎に関する質問主意書（山井和則君提出）
290	12. 3	外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
291	12. 3	外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
292	12. 3	1365万件の年金記録の真相解明に関する再質問主意書（保坂展人君提出）

番号	提出日	件　　名
293	12. 4	我が国の財政の持続可能性に関する質問主意書（滝実君提出）
294	12. 4	日本の景気悪化と増税に関する質問主意書（滝実君提出）
295	12. 4	中国の税関における我が国の航空会社機内誌の通関拒否に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
296	12. 4	我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に対する内閣総理大臣の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
297	12. 4	国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
298	12. 5	外国人「技術者」の入国に関する質問主意書（松原仁君提出）
299	12. 5	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
300	12. 5	外務省における公用車及びタクシー・ハイヤーの使用状況とそれに係る経費に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
301	12. 6	改正建築基準法施行に伴う建築関連産業の混乱等に関する質問主意書（前原誠司君提出）
302	12. 6	2007年版「ＯＤＡ白書」原案に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
303	12. 6	国連事務総長主催のコンサートにおける日本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
304	12. 6	自立支援医療に関する再質問主意書（山井和則君提出）
305	12. 7	後発医薬品の規格を揃える必要性に関する質問主意書（岡本充功君提出）
306	12. 7	牛の肉質で月齢を判別する方法に関する質問主意書（岡本充功君提出）
307	12. 7	外務省における情報管理に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
308	12. 7	外務省職員の公私分別についての認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
309	12. 7	大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
310	12. 10	教育予算削減と学力低下の関係に関する質問主意書（滝実君提出）
311	12. 10	脳脊髄液減少症に関する質問主意書（山井和則君提出）
312	12. 10	精神障がい区分認定に関する質問主意書（山井和則君提出）
313	12. 10	高速道路会社管理の高速道路料金の決定・変更についての政府の関与等に関する質問主意書（高山智司君提出）
314	12. 10	高速道路会社管理の高速道路料金の決定・変更についての政府の措置等に関する質問主意書（高山智司君提出）
315	12. 10	イランでの邦人拘束に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
316	12. 10	北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
317	12. 11	東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する再質問主意書（佐々木憲昭君提出）
318	12. 11	我が国のミャンマーに対する制裁に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
319	12. 11	中国による日中経済対話共同文書の削除に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
320	12. 12	学童保育の拡充に関する質問主意書（石井郁子君提出）
321	12. 12	国営諫早湾干拓事業の農業用水に関する質問主意書（前原誠司君提出）
322	12. 12	米軍人・軍属及びその家族による犯罪と裁判権行使に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
323	12. 12	薬害肝炎に対する今後の政府の対応に関する質問主意書（山井和則君提出）
324	12. 12	外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
325	12. 12	外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
326	12.12	宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
327	12.12	北方領土返還要求行進に対する政府の関与に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
328	12.12	国家公務員の政治的活動への参加に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
329	12.12	北方領土返還要求行進に対する外務大臣及び外務省幹部職員の関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
330	12.14	旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
331	12.14	新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）が保有する研修施設の使用状況に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
332	12.17	内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問主意書（滝実君提出）
333	12.17	薬害肝炎被害者への補償に関する質問主意書（山井和則君提出）
334	12.17	我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言を「面白い」と評した内閣総理大臣の真意に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
335	12.17	国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
336	12.17	国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
337	12.17	若手研究者の就職難と待遇に関する質問主意書（石井郁子君提出）
338	12.18	脳脊髄液減少症の研究及び治療の推進に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
339	12.18	名古屋コーチンの偽装疑惑問題に関する質問主意書（河村たかし君提出）
340	12.18	防衛省における裏金組織に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
341	12.18	外務省における公金詐欺事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
342	12.19	整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問主意書（大串博志君提出）
343	12.19	自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
344	12.19	自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
345	12.19	北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
346	12.20	国連事務総長主催のコンサートにおける日本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
347	12.20	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
348	12.20	公的年金の脱退手当金に関する質問主意書（山井和則君提出）
349	12.20	薬害肝炎問題における厚労省調査検討会および政府の責任に関する質問主意書（山井和則君提出）
350	12.21	在外公館の災害時における安全確保等在留邦人保護に対する体制に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
351	12.21	外務省職員の公私分別についての認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
352	12.21	韓国における新大統領選出と竹島問題解決に向けた外務省の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
353	12.21	高速道路会社管理の高速道路料金の決定・変更についての政府の関与等に関する再質問主意書（高山智司君提出）
354	12.25	国際平和活動と安保理決議に関する質問主意書（長島昭久君提出）
355	12.25	薬害肝炎訴訟の和解協議に対する内閣総理大臣の対応の変化に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
356	12.25	国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
357	12.25	2001年３月のイルクーツク声明に対する外務省の評価に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
358	12.26	外国報道機関を対象とした北方領土問題啓発ツアーに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
359	12.26	ミャンマーにおける邦人殺害を受けた政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
360	12.26	我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言を「面白い」と評した内閣総理大臣の真意に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
361	12.26	外務省職員の勤務実態に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
362	12.27	改正建築基準法施行に伴う建築関連産業の混乱等に関する再質問主意書（前原誠司君提出）
363	12.27	歯科医療の向上に関する質問主意書（前原誠司君提出）
364	12.27	遺棄化学兵器処理事業に関する再質問主意書（平岡秀夫君提出）
365	12.27	外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
366	12.27	外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
367	12.27	国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
368	12.28	厚生労働省「薬害肝炎調査検討会」の構成員に関する質問主意書（山井和則君提出）
369	12.28	天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
370	12.28	ロシア外務次官の北方領土問題についての発言に対する外務省の評価に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
371	12.28	沖縄県における「集団自決強制」削除の教科書検定を巡る県民大会に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
372	12.28	「木曽川水系連絡導水路事業」の環境影響に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
373	20．1．4	米国オレゴン州の公式ＨＰに竹島についての不適切な表記がなされていた件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
374	1．4	国連事務総長主催のコンサートにおける日本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
375	1．4	国際交流基金海外事務所の本部に対する業務報告に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
376	1．7	健康食品に関する再質問主意書（前田雄吉君提出）
377	1．7	福田内閣の「年金記録問題」解決への具体性に関する質問主意書（保坂展人君提出）
378	1．7	消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
379	1．7	北方領土返還要求行進に対する外務大臣及び外務省幹部職員の関与に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
380	1．7	防衛省におけるいじめの実態及びいじめによる自衛隊員の自殺防止に対する防衛省の認識と取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
381	1．7	自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
382	1．7	生活保護等に関する質問主意書（山井和則君提出）
383	1．7	薬害肝炎被害者対策等に関する質問主意書（山井和則君提出）
384	1．7	年金記録の訂正等に関する質問主意書（山井和則君提出）
385	1．8	赤福餅及び御福餅の偽装表示問題に関する再質問主意書（河村たかし君提出）
386	1．8	外務省所管の社団法人「日米平和・文化交流協会」の業務内容に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
387	1．8	防衛省における裏金組織に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
388	1．8	防衛省における上官による自衛隊新入隊員の給料の着服・横領に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
389	1．9	歯科診療報酬の算定基準に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
390	1．9	北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
391	1．9	社団法人日米平和・文化交流協会による福岡県苅田港の毒ガス弾処理事業の調査業務受注への旧防衛庁の関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
392	1．9	社団法人日米平和・文化交流協会と独立行政法人国際交流基金との関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
393	1.10	イランで拘束された邦人の解放に向けた政府の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
394	1.10	大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
395	1.10	外務省におけるワインの管理状況に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
396	1.10	薬害肝炎被害者への対応に関する質問主意書（山井和則君提出）
397	1.10	年金保険料に係る諸問題に関する質問主意書（山井和則君提出）

６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

区分＼国会回次	第166回国会（常会）				第167回国会（臨時会）				第168回国会（臨時会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
本会議	50				2				20			
（常任委員会）												
内閣	31			21	1				10			1
総務	27 [1]	[4]		25	1				10			21
法務	25			12	1				6			
外務	19			1	1				6			1
財務金融	22			17	1				10			15
文部科学	13				1				4			
厚生労働	33			12	1				14 (1)			4 (7)
農林水産	20			2	1				7			
経済産業	18			16	2				7			
国土交通	26			18	1				6			1
環境	15			6	1				7			
安全保障	13			7	1				5			
国家基本政策	1								1			
予算	20 {2}	12		11	1				4			
決算行政監視	6			10	1				4			1
議院運営	50 (1)				2 (2)				22 (3)			
懲罰	2								1			
（特別委員会）												
災害対策	6				2				6			1
倫理選挙	10				2				4			
沖縄北方	6				2				4			
青少年	7			4	2				5			4
テロ・イラク	10				2				13		1	5
拉致問題	4				2				4			
教育再生	13 {1} [4]	5 [12]		12								
憲法	5 {2} [2]	13 [8]										

国会回次 区　分	第166回国会（常会）				第167回国会（臨時会）				第168回国会（臨時会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
（審査会等）												
政　倫　審									1			
分　科　会 （予算委） （決算行政監視委）	24 （8分科 2日間） （4分科 2日間）			3 7								
連合審査会	5 (内閣・法務、内閣・経済産業、法務・厚生労働、内閣・財務金融、財務金融・法務)											
合同審査会	2 (国家基本政策)								1 (国家基本政策)			
両院協議会												
常任委員長会議	1				1				3			
計	484　(1) {5}　[7]	30 [24]		184	32　(2)				185 (4)		1	54 (7)

（注）1．開会回数欄の、(　) 内の数は小委員会、{　} 内の数は公聴会、[　] 内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。

2．開会回数には閉会中審査を含む。

3．公述人欄の [　] 内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。

7　傍聴人数

本会議・委員会（常任・特別）

（単位：人）

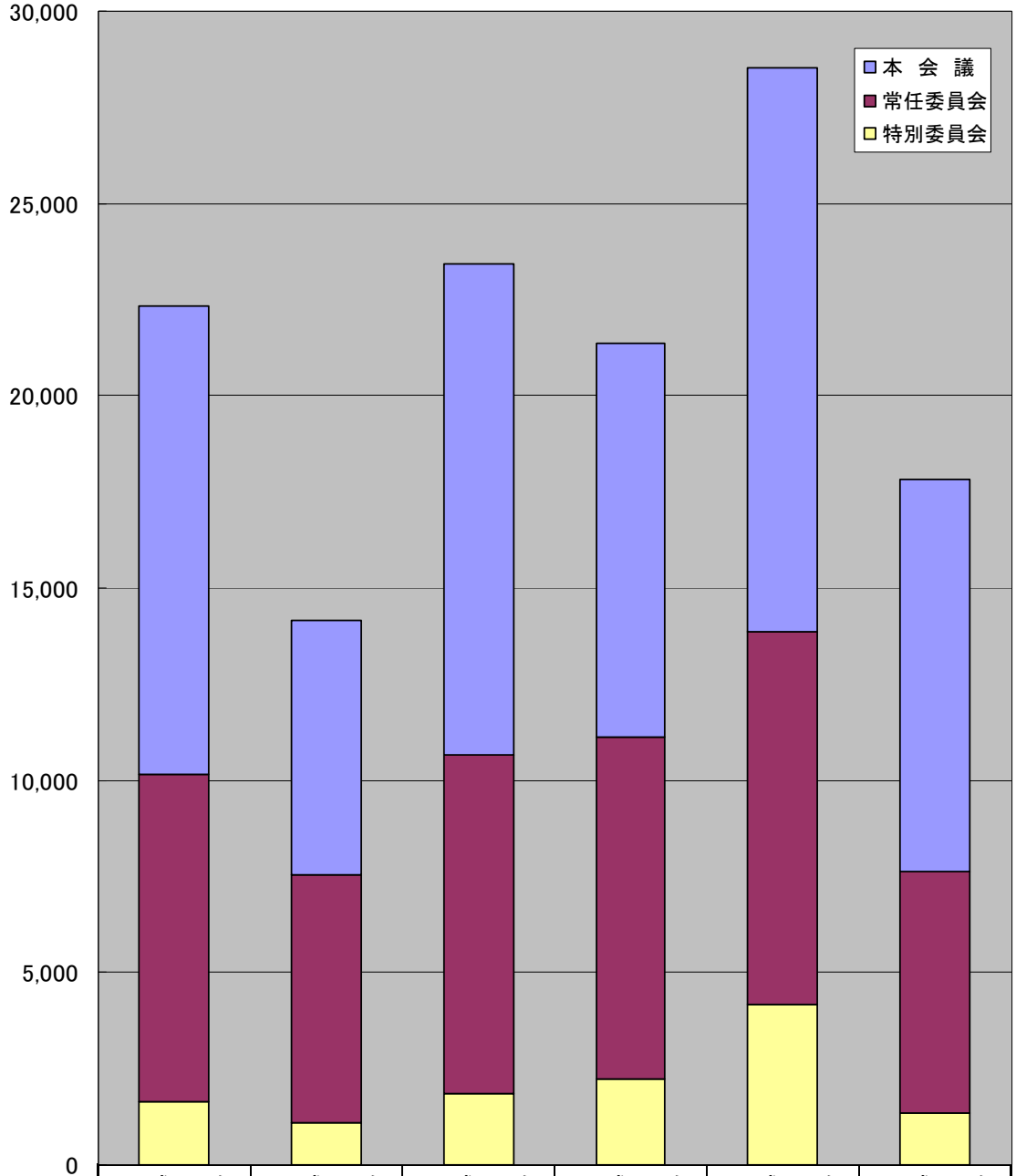

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
本　会　議	12, 204	6, 608	12, 764	10, 244	14, 636	10, 183
常任委員会	8, 484	6, 477	8, 821	8, 889	9, 706	6, 270
特別委員会	1, 654	1, 082	1, 833	2, 242	4, 163	1, 359
総　合　計	22, 342	14, 167	23, 418	21, 375	28, 505	17, 812

８　参観者数

（単位：人）

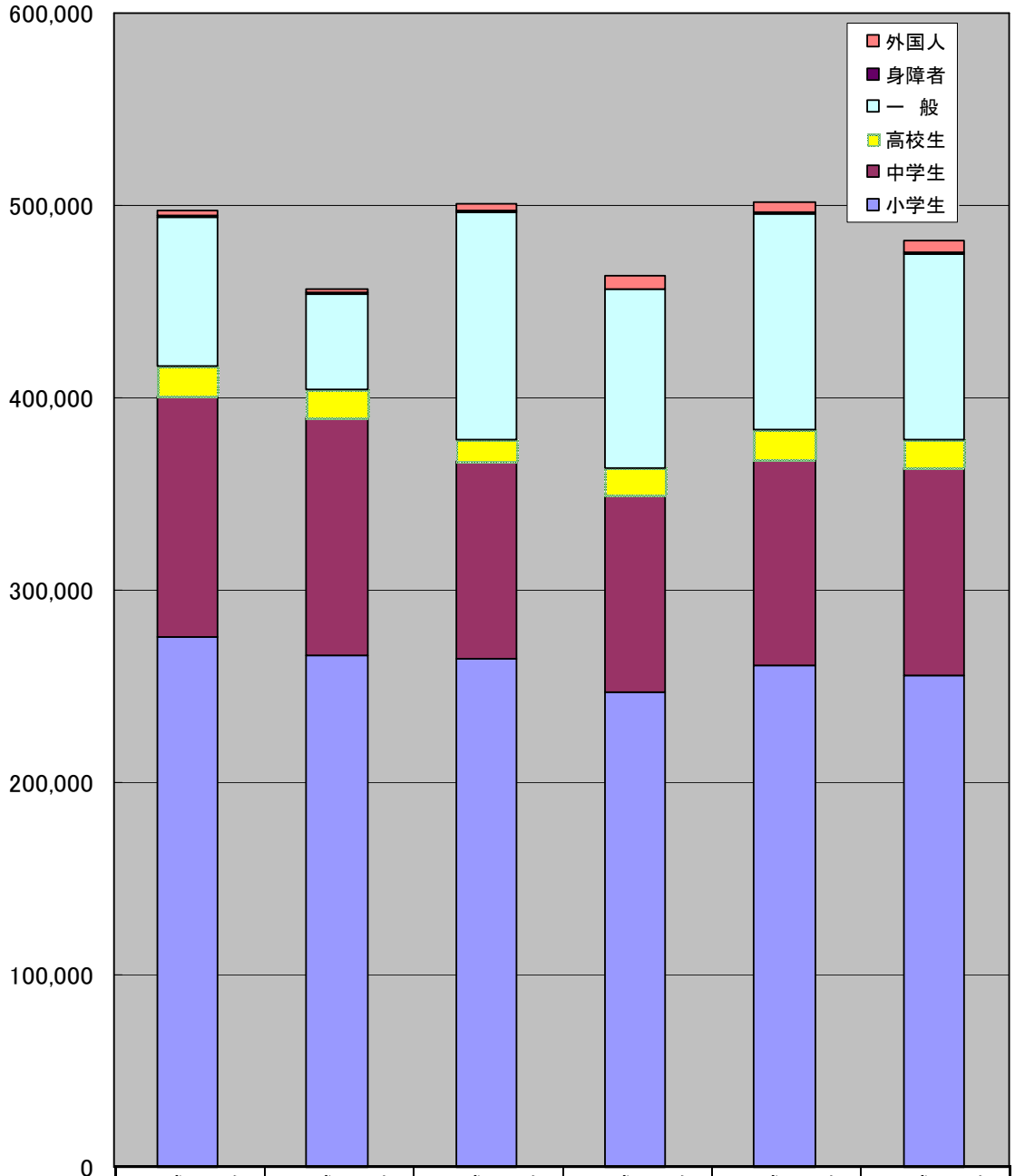

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
小学生	276, 034	266, 330	264, 413	247, 316	260, 853	256, 079
中学生	124, 968	123, 220	102, 532	102, 548	106, 984	107, 281
高校生	15, 360	14, 872	11, 448	13, 272	15, 279	14, 551
一　般	77, 461	49, 499	118, 037	93, 156	112, 416	96, 797
身障者	1, 218	877	558	412	1, 422	1, 165
外国人	2, 208	1, 468	3, 611	6, 626	4, 781	5, 783
総　数	497, 249	456, 266	500, 599	463, 330	501, 735	481, 656

〔参考〕

1　国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日（回次）等	定数	増減	備　　考
昭和 21. 4.10(第22回)	468 (466)		沖縄県（定数２）は米国占領下にあり、選挙は事実上の定数466で実施
22. 4.25(第23回)	466	－ 2	沖縄県を除く
29. 4.30	467	＋ 1	奄美群島区（定数１）で実施
42. 1.29(第31回)	486	＋19	大都市の人口増加に伴う定数是正
45.11.15	491	＋ 5	沖縄県（定数５）で実施
51.12. 5(第34回)	511	＋20	選挙区別人口による定数是正
61. 7. 6(第38回)	512	＋ 1	選挙区別人口による定数是正
平成 5. 7.18(第40回)	511	－ 1	選挙区別人口による定数是正
8.10.20(第41回)	500	－11	平成６年公選法改正後初の総選挙
12. 6.25(第42回)	480	－20	比を20削減（小300　比180）

（注）　平成６年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入
定数500（小選挙区300、比例代表200）
小…小選挙区、比…比例代表（11ブロックにおいて実施）

(2) 参議院議員

通常選挙期日（回次）等	改選議席数	定数	増減	備　　考
昭和 22. 4.20(第１回)	全100　地150	250		半数は任期３年 第２回以降半数改選
45.11.15	沖縄県定数２	252	＋ 2	１名次期選挙で改選
58. 6.26(第13回)	比 50　選 76	252	0	全国区改め比例代表
平成 13. 7.29(第19回)	比 48　選 73	247	－ 5	比を２、選を３削減
16. 7.11(第20回)	比 48　選 73	242	－ 5	比を２、選を３削減

（注）１　全…全国区、地…地方区
２　昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入
定数252（比例代表100、選挙区152）
比…比例代表、選…選挙区
３　平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入
定数を10削減して、242（比例代表96、選挙区146）とする。
ただし、平成16年７月25日までの間の定数は、247（比例代表98、選挙区149）とする。

2　国会議員会派別議員数の推移（召集日ベース）

(1) 衆議院

会派 / 国会回次(召集日)	自民	民主	公明	共産	社民	国民	自由	保守	保守新	21ク	フロン	改革	無所属	欠員
平成														
151(常)　(13. 1.31)	239	129	31	20	19		22	7		4			9	
152(臨)　(13. 8. 7)	238	126	31	20	19		22	7		4			12	1
153(臨)　(13. 9.27)	239	126	31	20	19		22	7		3			11	2
154(常)　(14. 1.21)	243	126	31	20	19		22	7					12	
155(臨)　(14.10.18)	239	124	31	20	18		22	7					13	6
156(常)　(15. 1.20)	243	118	31	20	18		22		10				16	2
157(臨)　(15. 9.26)	244	138	31	20	18				10		2		12	5
158(特)　(15.11.19)	245	180	34	9	6							5	1	
159(常)　(16. 1.19)	244	179	34	9	6							4	4	
160(臨)　(16. 7.30)	249	178	34	9	6								4	
161(臨)　(16.10.12)	249	178	34	9	6								3	1
162(常)　(17. 1.21)	249	177	34	9	6								3	2
163(特)　(17. 9.21)	296	114	31	9	7	6							17	
164(常)　(18. 1.20)	294	112	31	9	7	6							20	1
165(臨)　(18. 9.26)	292	113	31	9	7	6							20	2
166(常)　(19. 1.25)	306	113	31	9	7	5							9	
167(臨)　(19. 8. 7)	306	113	31	9	7	6							8	
168(臨)　(19. 9.10)	305	113	31	9	7	6							9	

(備考)
自民：「自由民主党」(166 回まで及び 19.12.18 から)、
「自由民主党・無所属会」(167 回から 19.12.18 まで)
民主：「民主党・無所属クラブ」
公明：「公明党」
共産：「日本共産党」
社民：「社会民主党・市民連合」
国民：「国民新党・日本・無所属の会」(165 回まで)、
「国民新党・無所属の会」(166 回)、
「国民新党・そうぞう・無所属の会」(167 回から)
自由：「自由党」
保守：「保守党」
保守新：「保守新党」
21 ク：「21 世紀クラブ」
フロン：「フロンティア」
改革：「グループ改革」

(2) 参議院

国会回次(召集日) ＼ 会派	自民	民主	公明	共産	社民	国日	無会	みどり	国連	自由	二連	各議員	欠員
平成													
151(常) (13. 1.31)	112	58	24	23	13		7			5	4	5	1
152(臨) (13. 8. 7)	116	60	24	20	8		6			8		5	
153(臨) (13. 9.27)	115	60	24	20	8		6			8		5	1
154(常) (14. 1.21)	116	60	24	20	7				15			4	1
155(臨) (14.10.18)	113	60	24	20	6				15			6	3
156(常) (15. 1.20)	115	60	24	20	5				14			8	1
157(臨) (15. 9.26)	116	69	23	20	6		6	2				4	1
158(特) (15.11.19)	115	69	23	20	6		6	2				4	2
159(常) (16. 1.19)	116	71	23	20	5		4	2				4	2
160(臨) (16. 7.30)	114	83	24	9	5							7	
161(臨) (16.10.12)	114	84	24	9	5							6	
162(常) (17. 1.21)	114	84	24	9	6							5	
163(特) (17. 9.21)	112	82	24	9	6	3						5	1
164(常) (18. 1.20)	112	83	24	9	6	4						4	
165(臨) (18. 9.26)	111	83	24	9	6	5						4	
166(常) (19. 1.25)	111	82	24	9	6	4						4	2
167(臨) (19. 8. 7)	84	112	20	7	5	4						10	
168(臨) (19. 9.10)	84	115	21	7	5	4						6	

(備考)

自民:「自由民主党・保守党」(148 回～155 回)、「自由民主党・保守新党」(156 回、157 回)、「自由民主党」(158 回～167 回)、「自由民主党・無所属の会」(168 回から)
民主:「民主党・新緑風会」、「民主党・新緑風会・日本」(168 回から)
公明:「公明党」
共産:「日本共産党」
社民:「社会民主党・護憲連合」
国日:「国民新党・新党日本の会」、「国民新党」(166 回から 19.10.23 まで(解散))
無会:「無所属の会」
みどり:「みどりの会議」
国連:「国会改革連絡会」(自由党・無所属の会)
自由:「自由党」
二連:「二院クラブ・自由連合」

３　会期等

国　会　回　次	召 集 日	開 会 式	会期終了日	会期　上段：当初会期 下段：延　　長
第151回（常　会）	平成 13. 1.31	13. 1.31	13. 6.29	150
第152回（臨時会）	13. 8. 7	13. 8. 8	13. 8.10	4
第153回（臨時会）	13. 9.27	13. 9.27	13.12. 7	72
第154回（常　会）	14. 1.21	14. 1.21	14. 7.31	150 42
第155回（臨時会）	14.10.18	14.10.18	14.12.13	57
第156回（常　会）	15. 1.20	15. 1.20	15. 7.28	150 40
第157回（臨時会）	15. 9.26	15. 9.26	15.10.10 （解　散）	36 （15日目に解散）
第158回（特別会）	15.11.19	15.11.21	15.11.27	9
第159回（常　会）	16. 1.19	16. 1.19	16. 6.16	150
第160回（臨時会）	16. 7.30	16. 7.30	16. 8. 6	8
第161回（臨時会）	16.10.12	16.10.12	16.12. 3	53
第162回（常　会）	17. 1.21	17. 1.21	17. 8. 8 （解　散）	150 55 （200日目に解散）
第163回（特別会）	17. 9.21	17. 9.26	17.11. 1	42
第164回（常　会）	18. 1.20	18. 1.20	18. 6.18	150
第165回（臨時会）	18. 9.26	18. 9.28	18.12.19	81 4
第166回（常　会）	19. 1.25	19. 1.26	19. 7. 5	150 12
第167回（臨時会）	19. 8. 7	19. 8. 7	19. 8.10	4
第168回（臨時会）	19. 9.10	19. 9.10	20. 1.15	62 66

国会案内

国会案内

○　広報・広聴

衆議院の広報課は、広報・広聴等に関する事項の一元的な対応を行っています。

広報課では、「開かれた国会」を大きな目標に、国民に国会審議の情報を速やかに提供し、国会の機能及び仕組みを広報することにより、国会活動の現況について国民の理解を深めるとともに、国民からの問い合わせ等に迅速かつ的確に応えていくことに努めています。

この目標に沿って広報課では、衆議院ホームページ、テレビ及びインターネットによる国会審議中継、参観者ホールにおける映像情報システム等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しています。また、衆議院に関する一般的な案内、衆議院の構成、本会議・委員会等の会議に関する基本情報、議案等に関する基本情報、衆議院及び衆議院事務局に対する各種手続に関する問い合わせ等にお答えするとともに、国民からのご意見、ご要望等にも対応しています。

衆議院への問い合わせ先

衆議院事務局庶務部広報課

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１
受　付　平日９時～18時（土、日、休日及び年末年始を除く。）
電　話　03（3581）5111　内線2344
　　03（3581）5151（直通）
ＦＡＸ　03（3581）5399

＜衆議院ホームページ＞

衆議院では、インターネット上に衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会関係、議案関係並びに請願関係等の国会活動にかかわる基本的な情報のほか、国会案内等の一般広報情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

＜国会審議中継＞

１　テレビ中継

衆議院は、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、本院の本会議や委員会等の国会審議を国会内、各府省及び政党本部に有線テレビジョンで中継放送するとともに、報道機関等を通じて国会審議を国民に公開するため、放送局や通信社等にも配信を行っています。

２　インターネット中継

インターネット上に国会審議中継専用のホームページを開設し、本院の本会議や委員会等の審議を国内外に中継しています。

このインターネット審議中継はライブ中継とともに、録画中継（「ビデオライブラリ」）も行っています。ただし、録画中継の公開期間は原則１年間となっています。

なお、衆議院ホームページの「衆議院審議中継」からもアクセスできます。

国会審議中継ホームページアドレス　http://www.shugiintv.go.jp

＜参観者ホールでの情報提供＞

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所であるとともに、立法府としての国会の情報公開を推進するため、大型映像装置、パソコン及び各種パネル等により、国会に関する情報の提供を行っています。

１　ハイビジョンプロジェクター

国会の立法活動及び施設内を紹介したオリジナルビデオ（７番組）を、120インチハイビジョンプロジェクターにより放映

「白亜の殿堂　国会議事堂」、「国会内の施設案内　探検！国会議事堂」、「国会の機能と役割　国会クイズ」、「法律ができるまで」、「法律が成立するまで」、「国会の四季」、「世界の議事堂」

２　マルチビジョンプロジェクター

本院の本会議や委員会等の国会審議を、16面マルチビジョンプロジェクターによりライブ中継

３　パソコン情報検索コーナー

クイズや模擬国会などの本院のオリジナルコンテンツの閲覧、インターネットを利用した衆議院、参議院、国立国会図書館及び中央省庁のホームページの検索・閲覧並びに本院の国会審議のライブ及び録画中継の視聴

４　各種パネル

「議長・副議長の顔写真」、「国会議事堂周辺の空撮写真」、「国会とその周辺の官庁の案内図」、「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」、「衆議院内会派別所属議員数一覧」、「国会豆知識（議会制度と国会、国会の役割と運営、国会あれこれ、議事堂あれこれ）」

５　衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び「衆議院の動き」などの各種刊行物の展示と紹介

＜会議録等刊行物の閲覧及び購入＞

１　刊行物の種類

衆議院においては次の刊行物を発行しています。

(1) 会議録

・衆議院本会議録
・衆議院委員会議録
・国家基本政策委員会合同審査会会議録

(2) 議案類等

・法律案
　内閣提出法律案（閣法）
　議員及び委員会提出法律案（衆法）
・質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
・衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
・予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
・決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

・衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
・衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
・衆議院の動き（法律案の審議状況等１年間の活動を各国会毎にまとめたもの）
・帝国憲法改正案委員小委員会速記録
・帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
・議会制度百年史（全12巻）及び目で見る議会政治百年史
・目で見る議会政治百年史　追録（百十年史ＣＤ－ＲＯＭ添付）
・衆議院要覧（乙）

２　刊行物の閲覧案内

１に掲載した刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録は原則として直近のもののみ展示）又は国立国会図書館において閲覧できます。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付していますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

・衆議院刊行物展示コーナー

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３
衆議院第二別館
電　話　03（3581）5111　内線2693

・国立国会図書館

住　所　〒100－8924　東京都千代田区永田町１－10－１
電　話　03（3581）2331（代表）

３　刊行物の購入案内

１に掲載した刊行物は、衆栄会において販売（委員会議録、議案類等については予約販売）しています。文書、ＦＡＸ又は電話にてお申し込みください。なお、品切れ等の場合がありますので、詳細は衆栄会へお問い合わせください。

ただし、衆議院本会議録、予算書及び決算書は、全国の政府刊行物サービス・センター及び官報販売所において注文販売しています。

・衆栄会

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３
衆議院第二別館
電　話　03（3581）5111　内線2682
ＦＡＸ　03（3580）4889

○　国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第１回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（ＦＡＱ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」又は国立国会図書館ホームページの「国会会議録」からアクセスできます。

国会会議録ホームページアドレス　http://kokkai.ndl.go.jp

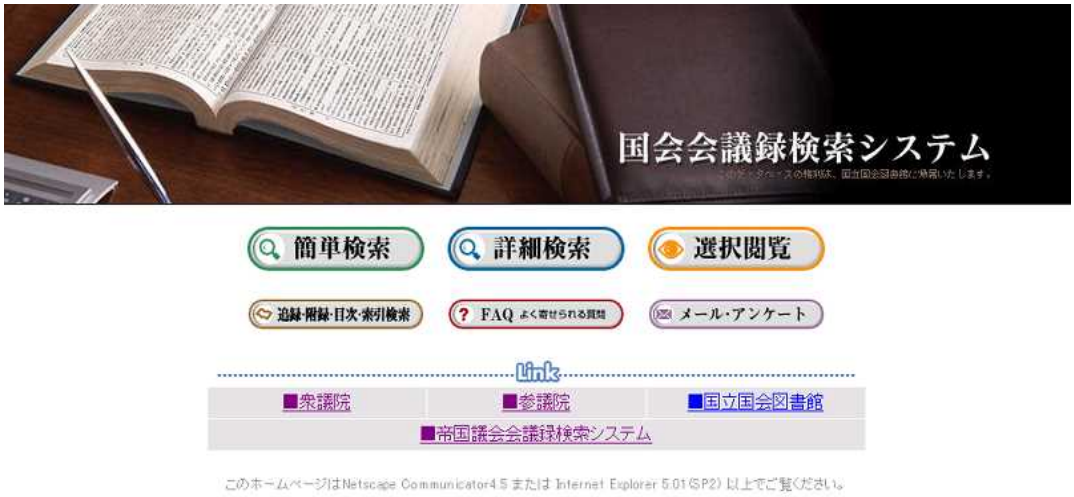

○　国会参観（衆議院）の手続

1　参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っておりますが、平成13年９月11日の米国同時多発テロ事件以降、警備上の理由からやむを得ず、衆議院議員の紹介を得ての申込みに限らせていただいています。

他方、議員紹介を希望しない団体（機関）につきましては、参観の日時、目的、団体名（機関名）、住所、人数（男女別）及び責任者の連絡先を記載した書面を衆議院事務局警務部警務課長あてに提出していただき、後日参観できるか否かについて返答を差し上げることにしています。

2　参観時間

平日　９時～17時（16時までに受付を終了してください。）

土曜日、日曜日及び休日　午前、午後それぞれ３回

午前　９時30分、10時30分、11時30分

午後　１時、２時、３時

なお、本会議開会前１時間及び本会議開会中は、参観はできません。

また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

3　交通

地下鉄丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩３分）

地下鉄有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩５分）

地下鉄南北線及び銀座線の溜池山王駅下車（徒歩８分）

なお、駐車場は、バス専用となっています。

4　問い合わせ先

衆議院事務局警務部参観係

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１

電　話　03（3581）5111　内線2463、2464

○　本会議・委員会・憲法審査会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会及び憲法審査会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会及び憲法審査会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

１　本会議の傍聴

本会議は、憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の２種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員１人につき１枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限及び傍聴規則（昭和22年７月11日制定）の遵守が要求されます（注）。

２　委員会及び憲法審査会の傍聴

委員会の傍聴は、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

なお、憲法審査会も、委員会に準じた手続で傍聴できます。

３　問い合わせ先

・本会議の傍聴は「警務部傍聴券係」
　　電　話　03（3581）5111　内線2404

・委員会の傍聴は「委員部総務課」
　　電　話　03（3581）5104（直通）

・憲法審査会の傍聴は「憲法審査会」担当
　　電　話　03（3581）5563（直通）

（注）平成13年９月11日の米国同時多発テロ事件以降、議院運営委員会院内の警察及び秩序に関する小委員会において、傍聴については「衆議院議員の紹介がなければできない。」ことに決定されました。したがって、議員紹介のない一般傍聴券の発行は現在中止となっています。

○　請願の手続

1　国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されております。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干預しないこととされています。

2　衆議院における請願の手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会の決定により、概ね会期終了日の５日ないし７日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所・氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字を使った場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっていても同様です。

3　請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所・氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

4　請願の審査

請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適当の常任委員会又は特別委員会に付託されます。

委員会では、審査の結果に従い、採択すべきものとする請願と、不採択とすべきものとする請願に区別をし、更に採択すべきものについては内閣に送付するを要するものと、要しないものに区別をして議院に報告することになっています。

本会議では、委員会において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年２回、その処理経過が議院に報告されます。

○　陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所・氏名を明記し、郵送等で議長宛てに提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適当の委員会に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字による場合は押印が必要です。

○　地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会から国会に意見書が提出されています。

衆議院への意見書は、議長宛てに、表題を「○○○意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適当の委員会に参考のため送付されます。

○　衆議院における請願処理の概要図

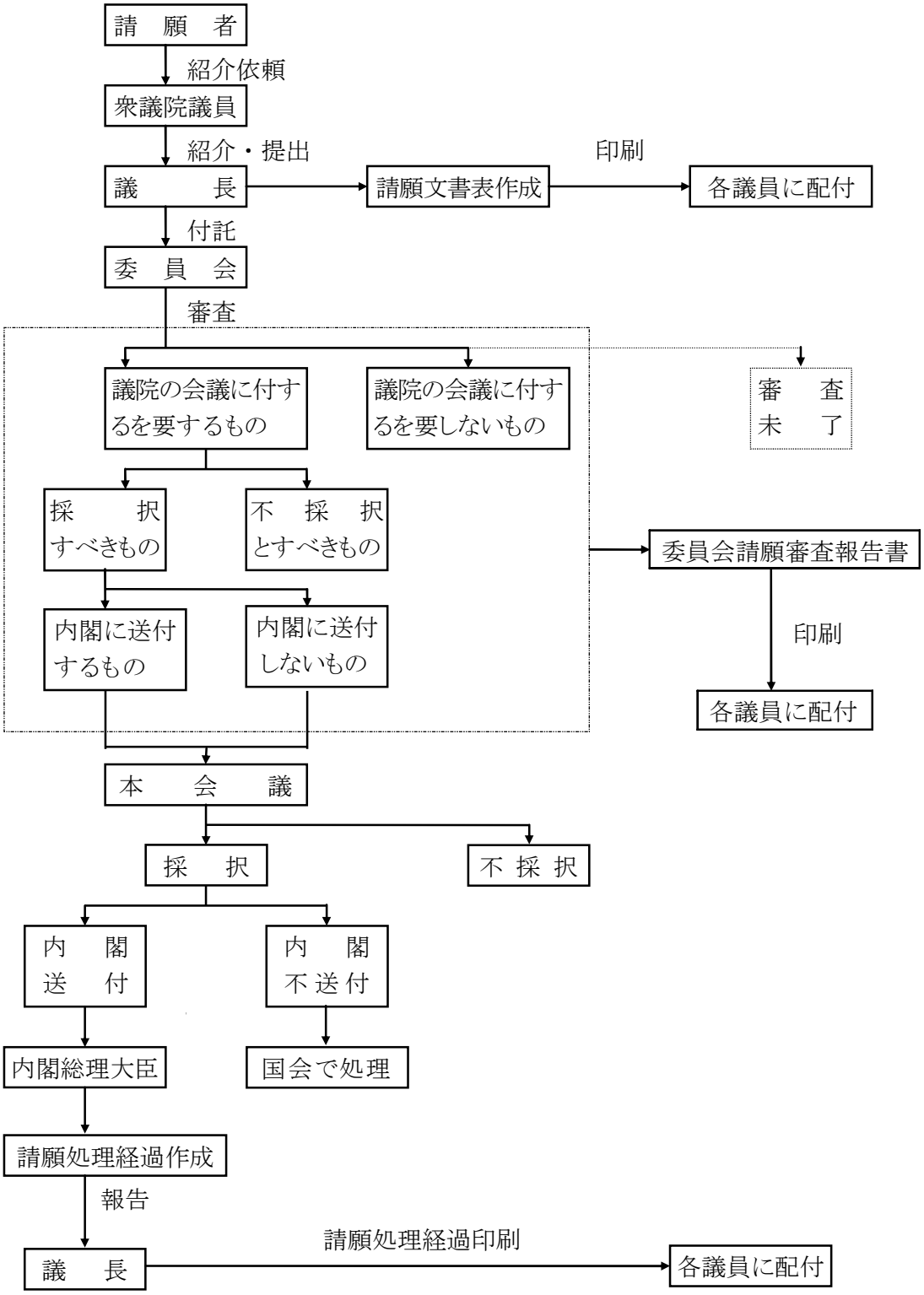

なお、国会閉会後、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

○　行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。

1　この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。委員会が取り上げる苦情の内容は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益の救済や行政機関等の不正等に関するものを対象としております。

　なお、裁判中のもの、具体性がない意見等については、委員会として取り上げず参考的な扱いとなります。

2　この制度は、寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的に応えるものではありません。

　また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

3　皆様が、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や、行政の改善について、具体的な苦情をお寄せください。

苦情の受付は次のとおりです。

1　ＦＡＸによる受付　03（3581）7731

2　封書、はがきによる受付
　　〒100－8960
　　（東京都千代田区永田町１－７－１）
　　衆議院決算行政監視委員会
　　「行政に関する苦情」係　宛
　　（注）郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

3　電子メールによる受付
　　アドレス：kujo@shugiinjk.go.jp
　　（注）内容が詳細かつ大量のものについては郵便等でお願いします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号を明記してください。

○　意見窓口「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民の皆様の意見を受け付けております。いただいたご意見は、本審査会の参考にさせていただきます。

意見の受付は次のとおりです。

１　ＦＡＸによる受付　03（3581）5875

２　封書、はがきによる受付
〒100－8960
（東京都千代田区永田町１－７－１）
衆議院憲法審査会
「憲法のひろば」係　宛

３　電子メールによる受付
アドレス：kenpou@shugiinjk.go.jp

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はＦＡＸ番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

○　憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年３月に開館しました。

この記念館のある高台は、室町時代に太田道灌が「わが庵は松原つづき海ちかくふじの高根を軒端にぞ見る」とよんだ松原の一角に連なっていた景勝の地で、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には大老井伊直弼もここに住んでいましたが、明治になってからは参謀本部・陸軍省がおかれていました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されましたが、その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館は、国会の組織や運営などを資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

１　憲政史シアター

ソフト「憲政の歩み」を100インチのハイビジョン映像で見ることができます。

２　憲政史映像選択コーナー

３台の21インチ画面で、「議事堂ものがたり」などのソフト９本を見ることができます。

３　憲政の歩みコーナー

憲政の歩みを、関係資料・写真などで見ることができます。

４　映像検索コーナー

３台のパソコンで、「憲政史上の人々」、「歴代の衆議院議長」、「歴代の内閣総理大臣」、「錦絵紹介」を検索できます。

５　立体ビジョンコーナー

帝国議会第１次仮議事堂に初登院する議員たちのありさまや、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の模様などを立体映像で見ることができます。

６　議場体験コーナー

開会ベルが鳴ると演壇後方の画面に、議長発言や内閣総理大臣演説の映像が写し出されます。参観者はこれを議席に座って見ることができます。

７　国会の仕組みコーナー

パソコンで、国会の仕組みや世界の議会をわかりやすく紹介するほか、Ｑ＆Ａを楽しむことができます。

８　情報検索コーナー

10台のパソコンで、さまざまな博物館などのホームページを検索できます。

９　尾崎メモリアルホール

尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品・著作・書跡・写真などを展示しています。

※「重光葵とその時代－昭和の動乱から国連加盟へ－」特別展が平成19年11月８日（木）から11月30日（金）まで開催されました。

入館料　　無　料
開館時間　　９時30分～17時（入館は16時30分まで）
休館日　　毎月の末日及び12月28日から翌年１月４日

衆議院事務局憲政記念館
住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－１－１
電　話　03（3581）5111（大代表）
　　03（3581）1651（直通）
ＦＡＸ　03（3581）7962

ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

憲政記念館

○　国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年４月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成19年度の例を掲載します。

１　試験の名称

平成19年度国会議員政策担当秘書資格試験

２　受験資格

(1) 昭和17年９月11日以降生まれの者（最終合格者発表日現在において65歳未満の者）で、かつ、次のいずれかに該当する者

①　大学を卒業した者及び平成20年３月までに大学卒業見込みの者

②　国会議員政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第７条の規定により、受験することができない。

・　日本国籍を有しない者

・　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者

３　試験

(1) 第１次試験

①　試験日　平成19年７月７日（土）

②　試験場　東京大学本郷校舎（東京都文京区本郷７－３－１）

③　試験方法　多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）

④　第１次試験合格者発表　平成19年８月20日（月）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、合格者に郵送で通知する。

(2) 第２次試験

① 試験日　平成19年８月28日（火）

② 試験場　衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町１－７－１）

③ 試験方法　口述式

4　最終合格者発表

平成19年９月10日（月）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、合否については各人に郵送で通知する。

5　受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は衆議院事務局庶務部議員課（〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１　電話03（3581）5165）及び参議院事務局庶務部議員課（〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１　電話03（5521）7485）において平成19年４月10日（火）から５月18日（金）までの間交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び休日は交付業務は行わない。

なお、交付時間は９時30分から17時30分までとする。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形２号・Ａ４判が入る大きさ）を必ず同封すること（５月16日（水）必着）。

なお、衆議院及び参議院のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙に所要事項を記入の上、写真２枚（最近６か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼って、衆議院事務局庶務部議員課宛に配達記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書（第１次試験合格者については、大学の卒業（見込）証明書及び戸籍抄本（いずれも平成19年４月１日以降発行のもの）を第２次試験の際に提出のこと。）

(4) 受験申込受付期間

平成19年５月７日（月）から５月18日（金）まで。

ただし、平成19年５月18日までの消印のあるものに限り受け付ける。

６　合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に記載され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に記載された者の中から採用する。

７　その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１

電　話　03（3581）5165（直通）

ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

参議院事務局庶務部議員課

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１

電　話　03（5521）7485（直通）

○　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- 資産等報告書
- 資産等補充報告書
- 所得等報告書
- 関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去７年分のものになります。

・閲覧場所

東京都千代田区永田町１－６－３
衆議院第二別館８階　資産等報告書等閲覧室
交　通：地下鉄千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（４番出口）

・閲覧日時

閲覧日：原則として、１月４日～12月28日までの毎日
ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日に当たる日は閲覧できません。
時　間：９時30分～12時、13時～17時30分

・その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線 2638）までお問い合わせください。

○　衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

・閲覧場所
・閲覧日時
　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

・その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線 2634、2636）までお問い合わせください。

国会年表

○国 会 年 表

（平成19年１月１日から平成20年１月15日までの政治等の主な動きについて国会を中心に作成したものである。）

年　月　日	事　　項
平成19（2007）	
1．9	○防衛省発足
	○安倍内閣総理大臣、欧州諸国を訪問（英国、ドイツ、ベルギー、フランス）及び東アジアサミット等出席（フィリピン・セブ）のため出発（1.15 帰国）
12	○安倍内閣総理大臣、北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）最高意思決定機関北大西洋理事会（ＮＡＣ）で演説
15	○第166回国会（常会）召集詔書公布
	○民主党定期党大会（～1.16）
	○第２回東アジア首脳会議（サミット）フィリピン・セブにて開催（北朝鮮に核開発問題と拉致問題の解決に向けた取組を促す議長声明採択）
17	○自由民主党定期大会
19	政府　・「平成19年度税制改正の要綱について」閣議決定
21	○県知事選挙　山梨県・横内正明、愛媛県・加戸守行、宮崎県・東国原英夫
	○ゲブーザ・モザンビーク大統領夫妻来日（1.22 天皇陛下と会見　1.23 衆議院議長表敬　同日 日・モザンビーク首脳会談　1.24 離日）
23	政府　・「規制改革推進本部の設置について」閣議決定
25	**第166回国会（常会）召集**（会期150日間　延長１回12日間　会期実数162日間　7.5まで）
	衆院会派別議員数（自民306　民主113　公明31　共産９　社民７　国民５　無９）
	参院会派別議員数（自民111　民主82　公明24　共産９　社民６　国民４　無４　欠２）
	衆院　・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　テロ・イラク　拉致問題　憲法調査）
	・平成18年度補正予算提出（2.6 成立）
	・平成19年度総予算提出（3.26 成立）
	・特別会計に関する法律案（閣法）提出（3.26 成立）
	・平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法）提出（3.23 成立）
	参院　・常任委員長選任（外交防衛外１－自民）
	・特別委員会設置（災害対策　沖縄北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　憲法調査）
	政府　・「日本経済の進路と戦略について」閣議決定
	・「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について」閣議決定
26	**開会式**
	両院　・施政方針・外交・財政・経済演説
29	**衆院**　・施政方針演説等に対する質疑（２日間）
30	**参院**　・副議長角田義一君辞任
	・副議長選挙　今泉昭君（民主）当選
	・今泉副議長党籍離脱

年　月　日	事　　項
	・施政方針演説等に対する質疑（２日間）
	・民主、今泉昭君の退会届及び角田義一君の入会届を提出
	政府　・「道州制特別区域基本方針について」閣議決定
1.31	**衆院**　・予算委　野党欠席（1.27 柳澤厚生労働大臣の講演会発言（「女性は産む機械」）をめぐり混乱）
2. 1	○フランス共和国国民議会議員団来日（衆議院招待　2.7 離日）
2	**衆院**　・平成18年度補正予算可決（民主・共産・社民・国民欠席）
	・所得税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.23 成立）
6	**衆院**　・地方税法の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.23 成立）
	・地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.23 成立）
	・産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（4.27 成立）
	・中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（閣法）提出（4.27 成立）
	・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（閣法）提出（4.27 成立）
	参院　・平成18年度補正予算可決・成立（民主・共産・社民・国民欠席）
	○強制失踪防止条約（国家による拉致などの禁止）の署名式（パリ）（日本を含む57か国署名）
7	**衆院**　・予算委　特に少子化等について集中審議（２日間）
	○大阪地裁、弁護士法違反の罪に問われた衆議院議員西村真悟君に有罪判決（2.21 確定）
8	○第５回六者会合第３次会合（2.13 成果文書「共同声明（平成17.9.19）の実施のための初期段階の措置」を採択、閉幕）
9	**衆院**　・日本国教育基本法案（衆法　民主）提出（5.18 否決）
	・雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（4.11 参院修正議決、4.19 回付案同意）
	・児童手当法の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.28 成立）
	・農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（閣法）提出（5.9 成立）
	・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（駐留軍再編特措法案）（閣法）提出（5.23 成立）
	・防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（防衛省設置法等改正案）（閣法）提出（6.1 成立）
13	**衆院**　・株式会社日本政策投資銀行法案（閣法）提出（6.6 成立）
	・雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.1 成立）
	・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（パートタイム労働法改正案）（閣法）提出（5.25 成立）
	・株式会社商工組合中央金庫法案（閣法）提出（5.25 成立）
15	○李肇星・中国外交部長来日（同日 衆議院議長表敬　2.17 離日）
20	**衆院**　・菅総務大臣、平成19年度地方財政計画について発言
	・公職選挙法の一部を改正する法律案（倫理選挙特委員長）提出（2.21 成立）（知事選、市区町村長選での公約の配布選挙運動用ビラの頒布を解禁）

年　月　日	事　　項
	○チェイニー米国副大統領来日（2.21 横須賀基地訪問　同日 天皇陛下と引見 同日 安倍内閣総理大臣と会談　2.22 拉致被害者家族と面会　同日 離日）
2.21	**衆院**　・予算委公聴会　平成19年度総予算について公述人から意見聴取（２日間）
23	**衆院**　・予算委　雇用・労働問題等について集中審議
	・地方公営企業等金融機構法案（閣法）提出（5.23 成立）
25	○ニット・タイ外相来日（2.27 日タイ修好120周年開幕式典出席　2.28 離日）
26	○エンフバヤル・モンゴル国大統領夫妻来日（同日　日・モンゴル首脳会談 2.27 参議院議場で国会演説　2.28 天皇陛下と会見　3.2 離日）
27	**衆院**　・株式会社日本政策金融公庫法案、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（株式会社日本政策金融公庫法案及び同法整備法案）（閣法）提出（5.18 成立）
	・国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件提出（4.27 承認）
	・国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（閣法）提出（4.27 成立）
	○フラトコフ・ロシア連邦首相夫妻来日（同日　衆議院議長表敬　2.28 日・露首脳会談　同日 離日）
3. 1	**衆院**　・予算委　地域格差等について集中審議
2	**衆院**　・予算委　平成19年度総予算可決
	・財務金融委　特別会計に関する法律案可決
	・予算委員長金子一義君解任決議案（民主）提出（3.3へ延会の後、否決）
	・総務委員長佐藤勉君解任決議案（民主）提出（3.3 否決）
	・財務金融委員長伊藤達也君解任決議案（民主）提出（3.3 撤回）（予算関連法案の３月６日採決で合意）
	・更生保護法案（閣法）提出（6.8 成立）
3	**衆院**　・平成19年度総予算可決
5	○中国、第10期全国人民代表大会　第５回会議開幕（～3.16）
6	**衆院**　・特別会計に関する法律案可決
	参院　・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（閣法）提出（5.24 成立）
	○夕張市財政再建団体へ移行
7	○サーカシヴィリ・グルジア大統領夫妻来日（3.8 衆議院議長表敬　同日 日・グルジア首脳会談　3.9 天皇陛下と会見　3.11 離日）
9	**衆院**　・地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（地方公共団体財政健全化法案）（閣法）提出（6.15 成立）
	・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法）提出（5.11 成立）
	○参議院奈良県選挙区選出議員荒井正吾君（自民）辞職
10	政府　・中央教育審議会、教育改革関連３法改正の方向性について答申
11	○ハワード・豪首相来日（3.13 日豪首脳会談、安全保障協力に関する日豪共同宣言に署名　3.14 離日）
12	○ロクバンダーラ・スリランカ民主社会主義共和国国会議長一行来日（衆議院議長招請　3.17 離日）
13	**衆院**　・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（犯罪被害者の権利利益保護法案）（閣法）提出（6.20成立）

年　月　日	事　　項
	・日本年金機構法案（閣法）、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法）（社会保険庁改革関連２法案）提出（6.30 成立）
	・労働契約法案（閣法）提出（衆院継続）
	・労働基準法の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続）
	・最低賃金法の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続）
	・刑法の一部を改正する法律案（閣法）提出（5.17 成立）
3.15	**衆院**　・憲法調査特委　日本国憲法の改正手続に関する法律案（衆法第164回国会 自民・公明共同提出）、日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（衆法第164回国会 民主提出）（国民投票関連２法案）審議入り
	参院　・予算委公聴会
16	○衆議院北海道選挙区選出議員荒井總君（民主）辞職
20	**衆院**　・雇用保険法等の一部を改正する法律案可決
22	○衆議院岩手県第１区選出議員達増拓也君（民主）退職（公職選挙法第90条による）
	衆院　・内閣・法務委連合審査会　犯罪による収益の移転防止に関する法律案について質疑
	・憲法調査特委公聴会　国民投票関連２法案について公述人から意見聴取
	○元日本共産党委員長・元衆議院議員村上弘君死去（85歳）
23	**衆院**　・青少年特委　児童虐待問題について参考人から意見聴取
	参院　・第１回日中議員会議（参議院日中交流議員団、全国人民代表大会代表団出席　3.22 全人代代表団来日　3.28 離日）
24	○国連安全保障理事会公式会合、対イラン追加制裁決議案を全会一致で採択
25	○参議院広島県選挙区選出議員柏村武昭君（自民）退職（公職選挙法第90条による）
	○能登半島でM6.9の地震発生
26	○衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区繰上補充（石川知裕君（民主）当選人決定　3.27 当選報告書受領）
	参院　・平成19年度総予算可決・成立
	・特別会計に関する法律案可決・成立
	・予算委　安全・安心等に関する集中審議
27	**衆院**　・民主、石川知裕君の会派所属届提出
	・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（パートタイム労働法改正案）（衆法　民主）提出（審査未了）
	政府　・「国連ネパール政治ミッション（ＵＮＭＩＮ）」閣議決定（非武装陸上自衛官６名派遣　派遣期間2007.4.1～2008.3.31）
	・国連東ティモール統合ミッション（ＵＮＭＩＴ）の派遣期間延長を閣議決定
28	**衆院**　・国土交通委　航空の安全・安心について参考人から意見聴取
	・憲法調査特委　国民投票関連２法案審査のため新潟県及び大阪府に委員派遣（地方公聴会）
30	**衆院**　・イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（イラク支援特措法改正案）（閣法）提出（6.20 成立）
	・学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育

年　月　日	事　　項
	公務員特例法の一部を改正する法律案（教育再生関連３法案）（閣法）提出（6.20 成立）
3.31	○裁判官弾劾裁判所裁判長竹山裕君退任
	○財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（理事長・村山富市元総理）解散
4. 1	○裁判官弾劾裁判所裁判長に保岡興治君就任
	○国立国会図書館長に長尾真君任命
	○新潟市（新潟県）、浜松市（静岡県）、政令指定都市に移行（全国の政令指定都市は計17市）
2	**衆院**　・災害対策特委　平成19年能登半島地震による被害状況等調査のため石川県に委員派遣
	政府　・地方分権改革推進委員会初会合　５月末までに基本的な考え方提示　秋に中間取りまとめ
	○米韓自由貿易協定（ＦＴＡ）締結合意　自動車、牛肉で歩み寄り
3	**衆院**　・海洋基本法案（国土交通委員長）提出（4.20 成立）
	・海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（国土交通委員長）提出（4.20 成立）
	○経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）、2006年の政府開発援助（ＯＤＡ）実績（暫定値）を公表
	○日・タイ経済連携協定署名
5	**衆院**　・憲法調査特委公聴会　国民投票関連２法案について公述人から意見聴取
6	**衆院**　・安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続）
	・放送法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続）
8	○第16回統一地方選挙前半戦（13都道府県知事、４政令指定市長、44道府県議、15政令市議）投票日　北海道・高橋はるみ、岩手県・達増拓也、東京都・石原慎太郎、神奈川県・松沢成文、福井県・西川一誠、三重県・野呂昭彦、奈良県・荒井正吾、鳥取県・平井伸治、島根県・溝口善兵衛、徳島県・飯泉嘉門、福岡県・麻生渡、佐賀県・古川康、大分県・広瀬勝貞、札幌市・上田文雄、静岡市・小嶋善吉、浜松市・鈴木康友、広島市・秋葉忠利
10	**衆院**　・内閣・経済産業委連合審査会　株式会社日本政策金融公庫法案及び同法整備法案について質疑
	・厚生労働委　パートタイム労働法改正案（閣法及び衆法）について参考人から意見聴取
	・経済産業委　産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案について参考人から意見聴取
	・安全保障委　駐留軍再編特措法案について参考人から意見聴取
	政府　・「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」及び「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」閣議決定（北朝鮮制裁半年間延長）
	○マカオ金融当局が現地の銀行バンコ・デルタ・アジアの北朝鮮関連資金約2,500万ドルの凍結解除を発表
11	**衆院**　・内閣委　株式会社日本政策金融公庫法案及び同法整備法案について参考人から意見聴取

年　月　日	事　　項
	・雇用基本法案（衆法　民主）提出（4.26 否決） ・労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（衆法　民主）提出（審査未了） ・若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案（衆法　民主）提出（4.26 否決） ○ドイツ連邦共和国連邦議会議員団来日（衆議院招待　4.18 離日） ○温家宝・中国首相来日（同日　日・中首脳会談　4.12 衆議院議場で国会演説　衆・参両院議長表敬　同日 天皇陛下と引見　4.13 離日） **参院**　・雇用保険法等の一部を改正する法律案修正議決（4.19 衆院　回付案同意）
4.12	**衆院**　・憲法調査特委　国民投票関連２法案を併合修正議決（国民欠席） ○警察庁、1973年に失踪した高敬美（当時６歳）、剛（同３歳）姉弟を北朝鮮による拉致被害者と認定
13	**衆院**　・特別委員会設置（教育再生特委） ・国民投票関連２法案を併合修正（両案を併合して一案とし、題名を日本国憲法の改正手続に関する法律案（国民投票法案）とする）議決 ・駐留軍再編特措法案可決 ・法務委　少年法等の一部を改正する法律案（閣法第164回国会提出）について参考人から意見聴取 ・法務・厚生労働委連合審査会　少年法等の一部を改正する法律案について質疑 ・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続） ○Ｇ７財務相・中央銀行総裁会議、「世界経済は過去30年超で最も力強い持続的拡大を経験している」とする共同声明を採択し閉幕
17	**衆院**　・教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案、学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（教育再生関連３法案）（衆法　民主）提出（5.18 否決） **参院**　・経済産業委　経済成長戦略大綱に関する件について参考人から意見聴取 ○長崎市長選挙で選挙運動中の伊藤一長市長が選挙事務所前で銃撃され死亡
18	**衆院**　・内閣・財務金融委連合審査会　株式会社日本政策金融公庫法案及び同法整備法案について質疑
19	**衆院**　・少年法等の一部を改正する法律案修正議決 ・パートタイム労働法改正案（閣法）可決 ・イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（衆法　民主）提出（5.15 否決）
20	**衆院**　・特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件提出（6.1 承認） ・外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件提出（6.13 承認） 政府　・３月25日発生した能登半島地震を激甚災害法に基づき局地激甚災害に指定

年　月　日	事　　項
4.22	○参議院福島県選挙区選出議員補欠選挙（増子輝彦君（民主）当選、4.25当選通知書受領）
	○参議院沖縄県選挙区選出議員補欠選挙（島尻安伊子君（無所属）当選、4.25 当選通知書受領）
	○第16回統一地方選挙後半戦（一般市長・市議、町村長・町村議、区長・区議）投票日
23	**参院**　・憲法調査特委　国民投票法案について参考人から意見聴取
	○エリツィン前ロシア大統領死去（76歳）
24	**参院**　・憲法調査特委　国民投票法案審査のため愛知県及び宮城県に委員派遣（地方公聴会）
	○文部科学省、全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）実施
25	○日本国憲法施行60周年記念式を衆議院憲政記念館で挙行
	衆院　・国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.30 成立）
	参院　・民主、増子輝彦君の入会届提出
26	○日本国憲法施行60周年記念展示（衆議院憲政記念館　～5.20）
	衆院　・雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案可決
	・株式会社商工組合中央金庫法案可決
	・株式会社日本政策金融公庫法案及び同法整備法案可決
	・児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（青少年特委員長）提出（5.25 成立）
	・教育再生特委　教育再生関連７法案（閣法及び衆法）について参考人から意見聴取
	○安倍内閣総理大臣、米国、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、エジプト・アラブ共和国訪問に出発（5.3 帰国）
	○ミャンマーと北朝鮮が23年５か月ぶりに国交を回復することで合意
27	○第116回ＩＰＵ会議（インドネシア・バリ　～5.4）
30	○米国務省、2006年国際テロ報告書発表　北朝鮮を引き続きテロ支援国家と認定
5. 1	○ブッシュ米大統領、イラク駐留米軍戦闘部隊の来年３月末までの撤収を盛り込んだ補正予算案に拒否権行使
3	○日本国憲法施行60周年記念 国会議事堂特別参観（～5.4）
	○前大阪府知事横山ノック（本名山田勇）君死去（75歳）
5	○東南アジア諸国連合・日中韓（ＡＳＥＡＮプラス３）財務相会議開催（京都）
6	○フランス大統領選挙決選投票でニコラ・サルコジ民衆運動連合（ＵＭＰ）総裁が当選
7	**衆院**　・歳入庁設置法案、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案（年金信頼回復３法案）（衆法　民主）提出（審査未了）
	参院　・憲法調査特委　国民投票法案審査のため福岡県及び北海道に委員派遣（地方公聴会）
8	**衆院**　・国民新党、下地幹郎君の会派所属届提出
	・国民新党・無所属の会、「国民新党・そうぞう・無所属の会」に会派名称変更届提出
	・教育再生特委　教育再生関連７法案（閣法及び衆法）について参考人から意見聴取

年　月　日	事　　項
	参院　・環境委　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について参考人から意見聴取
5. 9	**衆院**　・国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（天下り根絶関連３法案）（衆法民主）提出（6.7 否決） ・教育再生特委　教育再生関連７法案（閣法及び衆法）審査のため山形県及び福岡県に委員派遣（地方公聴会） 政府　・安倍内閣総理大臣、経済財政諮問会議に101の独立行政法人の全面的見直しを指示 ○東ティモール大統領選挙決選投票でラモス・ホルタ首相が当選
10	**衆院**　・地方公営企業等金融機構法案可決 **参院**　・憲法調査特委　国民投票法案について参考人から意見聴取 国民投票法案審査のため埼玉県及び神奈川県に委員派遣（地方公聴会） ○東京高裁、自民党旧橋本派政治団体１億円ヤミ献金事件で政治資金規正法違反罪に問われた村岡兼造元官房長官に一審（無罪）を破棄し有罪判決 ○ブレア英国首相、６月27日退陣表明
14	**衆院**　・教育再生特委　教育再生関連７法案（閣法及び衆法）審査のため富山県及び愛媛県に委員派遣（地方公聴会） **参院**　・国民投票法案可決・成立 ・外交防衛委　駐留軍再編特措法案審査のため沖縄県に委員派遣 ○ブアソーン・ラオス首相来日（同日　日・ラオス首脳会談　5.16 衆・参両院議長表敬　5.17 離日）
15	**衆院**　・イラク支援特措法改正案可決 ・教育再生特委　教育再生関連７法案（閣法及び衆法）について参考人から意見聴取 **参院**　・内閣委　株式会社日本政策金融公庫法案及び同法整備法案について参考人から意見聴取
16	**両院**　・国家基本政策委合同審査会　国家の基本政策について討議（同5.30 討議） **衆院**　・教育再生特委公聴会　教育再生関連７法案（閣法及び衆法）について公述人から意見聴取 **参院**　・厚生労働委　パートタイム労働法改正案について参考人から意見聴取 政府　・アジア・ゲートウェイ戦略会議、航空自由化の推進などをうたった「アジア・ゲートウェイ構想」を決定
17	**衆院**　・刑法の一部を改正する法律案可決・成立 ・安全保障委　基地問題等について参考人から意見聴取 **参院**　・内閣・財政金融委連合審査会　株式会社日本政策金融公庫法案及び同法整備法案について質疑 ・法務委　少年法等の一部を改正する法律案について参考人から意見聴取
18	**衆院**　・教育再生関連４法案（衆法）を否決 ・教育再生関連３法案（閣法）を可決 ・環境委　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改

年　月　日	事　　項
	正する法律案について参考人から意見聴取
	参院　・株式会社日本政策金融公庫法案及び同法整備法案可決・成立
	○Ｇ８財務相会合開催（ドイツ・ポツダム　～5.19）（ヘッジファンド規制、監視の在り方など議論）
5.19	**衆院**　・沖縄北方特委　沖縄本土復帰35周年に当たり、沖縄本島及び離島振興等に関する実情調査のため沖縄県に委員派遣（～5.21）
	参院　・参議院創設60周年記念特別参観開催（～5.20）
21	○天皇皇后両陛下、ヨーロッパ諸国（スウェーデン、エストニア、ラトビア、リトアニア、英国）訪問にご出発（5.30 ご帰国）
	衆院　・総務委　地方公共団体財政健全化法案審査のため北海道に委員派遣（地方公聴会）
	○「離婚後の300日特例」制度スタート　民法第772条問題
22	**衆院**　・総務委　地方公共団体財政健全化法案について参考人から意見聴取
	・厚生労働委　社会保険庁改革関連２法案及び年金信頼回復３法案について参考人から意見聴取
	・国土交通委　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案について参考人から意見聴取
23	**衆院**　・予算委　政治資金問題等について集中審議
	参院　・駐留軍再編特措法案可決・成立
	・地方公営企業等金融機構法案可決・成立
24	**衆院**　・株式会社日本政策投資銀行法案可決
	・カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案（農林水産委員長）提出（6.1 成立）
	参院　・法務・厚生労働委連合審査会　少年法等の一部を改正する法律案について質疑
	政府　・安倍内閣総理大臣、地球温暖化対策数値目標として「世界全体の温室効果ガス排出量を現状から2050年までに半減する」との政府方針を発表
	○米上下両院、イラク戦費を含む補正予算案を可決（民主党が求めていた駐留米軍撤退時期明記は見送り）
25	**衆院**　・地方公共団体財政健全化法案可決
	・防衛省設置法等改正案可決
	・厚生労働委　社会保険庁改革関連２法案可決
	参院　・パートタイム労働法改正案可決・成立
	・少年法等の一部を改正する法律案可決・成立
	・株式会社商工組合中央金庫法案可決・成立
	政府　・「『平成18年度食料・農業・農村の動向』及び『平成19年度食料・農業・農村施策』について」（食料・農業・農村白書）閣議決定（食料自給率向上を訴える）
	・「『平成18年度エネルギーに関する年次報告書』について」（エネルギー白書）閣議決定（温室効果ガス全排出国参加の枠組みづくりを強調）
	・イノベーション25戦略会議、長期戦略指針「イノベーション25」を取りまとめる
	○安倍内閣総理大臣、衆議院厚生労働委で、社会保険庁の5,000万件にのぼる年金加入記録管理不備問題に関し、本来の受給額との差額を時効で５年分しか受け取れない受給者救済のため時効撤廃方針を表明

年　月　日	事　　項
5.28	○農林水産大臣・衆議院熊本県第３区選出議員松岡利勝君死去（62歳）　後任赤城徳彦君任命（6.1 付） ○第28回日本・ＥＵ議員会議（東京）（～5.29）
29	**衆院**　・内閣委　国家公務員法等の一部を改正する法律案及び天下り根絶関連３法案について参考人から意見聴取 ・法務委　犯罪被害者の権利利益保護法案について参考人から意見聴取 ・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（年金時効特例法案）（衆法　自民・公明共同）提出（6.30 成立） ・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続） 政府　・地方分権改革推進本部設置（6.11 初会合） ・「『平成18年度ものづくり基盤技術の振興施策』について」（ものづくり白書）閣議決定
30	**両院**　・国家基本政策委合同審査会　国家の基本政策について討議 **衆院**　・厚生労働委　委員長不信任の動議を否決 年金時効特例法案可決 ・政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆法　自民・公明共同）提出（6.29成立） 政府　・首長の多選問題に関する調査研究会、報告書提出　首長多選制限は合憲 ・規制改革会議、第一次答申決定　緑資源機構主要事業の廃止など ・地方分権改革推進委員会、「基本的な考え方」をまとめる（31日安倍内閣総理大臣に提出）
31	**衆院**　・議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案（民主・社民・国民共同）提出・否決 ・厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案（民主・社民・国民共同）提出・否決 ・厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案（民主・社民・国民共同）提出・否決 ・社会保険庁改革関連２法案、年金時効特例法案審議中に延会 **参院**　・文教科学委　教育再生関連法案（閣法及び参法）について参考人から意見聴取 ・環境委　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案について参考人から意見聴取 政府　・知的財産推進計画2007策定
6. 1	**衆院**　・社会保険庁改革関連２法案及び年金時効特例法案可決 ・犯罪被害者の権利利益保護法案修正議決 ・内閣委　国家公務員法等の一部を改正する法律案及び天下り根絶関連３法案について参考人から意見聴取 **参院**　・防衛省設置法等改正案可決・成立 ・雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案可決・成立 政府　・イノベーション推進本部設置 ・「『防災に関してとった措置の概況』及び『平成19年度の防災に関する計画』について」（防災白書）閣議決定 ・「『平成18年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況』及び『平成19年度母子家庭の母の就業支援施策』について」（母子家庭白書）閣議決定（児童扶養手当受給者最多の98万人超） ・子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議、中間報告まとめる

年　月　日	事　　項
	ワーク・ライフ・バランス憲章策定を提言 ・教育再生会議、第２次報告提出　大学９月入学拡大、小中学校授業時間増に向けた土曜授業活用、道徳の教科化など ・ふるさと納税研究会初会合　ふるさと納税制度創設検討開始
6．2	○北朝鮮からの脱北者４人、木造船で青森に漂着 ○初の日米豪防衛相会談（シンガポール）
3	○県知事選挙　青森県・三村申吾 ○日中韓外相会議開催（韓国・済州島）
4	政府　・柳澤厚生労働大臣、未統合の年金記録約5,000万件の照合を平成20年５月までに終え、平成21年３月までに受給者・加入者に通知する方針を発表
5	**参院**　・法務委　更生保護法案について参考人から意見聴取 政府　・「『平成18年度環境の状況』及び『平成19年度環境の保全に関する施策』について」（環境白書）並びに「『平成18年度循環型社会の形成の状況』及び『平成19年度循環型社会の形成に関する施策』について」（循環型社会白書）閣議決定 ○安倍内閣総理大臣、ドイツ訪問に出発（6.9 帰国） ○日・ＥＵ定期首脳協議（ベルリン）　温暖化ガス2050年に半減目標で一致 ○日豪外務・防衛相会談　防衛交流拡大合意
6	**参院**　・株式会社日本政策投資銀行法案可決・成立 政府　・財政制度等審議会、「平成20年度予算編成の基本的考え方について」提出 ○柳澤厚生労働大臣、衆議院厚生労働委で、公的年金保険料納付記録について約5,000万件とは別に、昭和62年３月時点で最大1,430万件がコンピューター上に未記録と答弁 ○主要国首脳会議（サミット）開催（ドイツ・ハイリゲンダム　～6.8）（6.8　2050年までに温暖化ガス排出を少なくとも半減させるなどの議長総括を発表）
7	**衆院**　・国家公務員法等の一部を改正する法律案可決 ・天下り根絶関連３法案否決 **参院**　・文教科学委　教育再生関連法案（閣法及び参法）について参考人から意見聴取 ○警察庁、昨年１年間の自殺者は32,155人で、９年連続３万人超と発表
8	**参院**　・厚生労働委　社会保険庁改革関連２法案及び年金時効特例法案について参考人から意見聴取 政府　・「自殺総合対策大綱について」閣議決定（平成28年までに自殺率を平成17年比２割以上減目指す） ・「『平成18年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況』及び『平成19年度高齢社会対策』について」（高齢社会白書）閣議決定（平成67年に高齢者（65歳以上）が人口の４割突破と予測）
9	○インファンテ・メキシコ合衆国下院議長一行来日（衆議院議長招請　6.14 離日）
11	**参院**　・文教科学委　教育再生関連法案（閣法及び参法）審査のため茨城県、福島県、愛知県及び神奈川県に委員派遣（地方公聴会　～6.12）
12	**参院**　・総務委　地方公共団体財政健全化法案について参考人から意見聴取 政府　・「『平成18年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況』及び『平成19年度交通安全施策に関する計画』について」（交通安全白書）閣議

年　月　日	事　　項
	決定（平成18年中の交通事故死は６年連続減少し6,352人　減少理由は飲酒運転厳罰化など）
6.13	**衆院**　・内閣委　道路交通法の一部を改正する法律案について参考人から意見聴取
	参院　・平成17年度決算議決
	・法務委　犯罪被害者の権利利益保護法案について参考人から意見聴取
	・財政金融委　公認会計士法等の一部を改正する法律案について参考人から意見聴取
	○最高裁、議員１人当たり有権者数格差が最大2.17倍だった平成17年９月衆院選小選挙区定数配分は憲法に違反しないとして上告棄却
14	**衆院**　・政治資金規正法の一部を改正する法律案可決
	○総務省、年金記録問題検証委員会初会合
15	**衆院**　・財務金融・法務委連合審査会　電子記録債権法案について質疑
	・財務金融委　委員長不信任動議否決
	参院　・地方公共団体財政健全化法案可決・成立
	・文教科学委公聴会　教育再生関連法案（閣法及び参法）について公述人から意見聴取
	政府　・「『平成18年度障害者施策の概況』について」（障害者白書）閣議決定
	・「『平成18年度科学技術の振興に関する年次報告』について」（科学技術白書）閣議決定
18	**衆院**　・懲罰委　委員長不信任動議可決（民主、国民欠席）
	議員内山晃君（民主）に対し30日間の登院停止議決
	参院　・内閣委　国家公務員法等の一部を改正する法律案について参考人から意見聴取
	・厚生労働委　社会保険庁改革関連法案、年金時効特例法案について参考人から意見聴取
19	**衆院**　・議員内山晃君懲罰事犯の件議決（登院停止30日間）
	・河野議長不信任決議案（民主・社民・国民共同）提出（6.20 否決）
	政府　・「『平成18年度男女共同参画社会の形成の状況』及び『平成19年度男女共同参画社会の形成の促進施策』について」（男女共同参画白書）閣議決定
	・「平成18年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告について」閣議決定
	・「経済財政改革の基本方針2007について」（骨太の方針）閣議決定
20	**衆院**　・決算行政監視委　歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件（放送のあり方）について参考人から意見聴取
	参院　・公明、福本潤一君の退会届提出
	・犯罪被害者の権利利益保護法案可決・成立
	・イラク支援特措法改正案可決・成立
	・教育再生関連３法案（閣法）可決・成立
22	**衆院**　・会期延長を議決（7.5までの12日間　参院議決に至らず）
	政府　・「規制改革推進のための３か年計画について」閣議決定（緑資源機構事業廃止など15分野）
25	政府　・年金記録確認中央第三者委員会初会合
	○財務省、平成18年度末の国債・借入金などの国の債務残高が前年度比0.8％増の834兆3,786億円で過去最高に達したと発表
26	政府　・平成19年版国民生活白書閣議に配布

年　月　日	事　　項
6.27	○国連人口基金（ＵＮＦＰＡ）、世界人口白書2007年版発表　世界人口66億1,590万人　１位中国、２位インド、３位米国　日本は１億2,830万人で10位
	○トニー・ブレア英国首相の後任にゴードン・ブラウン財務相が就任
28	○国土交通省航空・鉄道事故調査委員会、ＪＲ西日本福知山線脱線事故の最終事故調査報告書を国土交通大臣に提出
	○元内閣総理大臣・元衆議院議員宮澤喜一君死去（87歳　8.28 内閣・自由民主党合同葬）
29	**衆院**　・安倍内閣不信任決議案（民主・社民・国民共同）提出・否決
	参院　・厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議案（民主・社民・国民共同）提出・否決
	・内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案（民主・社民・国民共同）提出・否決
	・厚生労働委員長鶴保庸介君解任決議案（民主・社民・国民共同）提出・否決
	・社会保険庁改革関連２法案、年金時効特例法案審議中に延会
	政府　・青少年の現状と施策（青少年白書）閣議に配布
30	**参院**　・社会保険庁改革関連２法案可決・成立
	・年金時効特例法案可決・成立
	・国家公務員法等の一部を改正する法律案可決・成立（中間報告）
	○久間防衛大臣、講演で第二次世界大戦での米国の原爆投下を「しょうがない」と発言　野党、責任追及へ
7. 1	○新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）主催「政権公約検証大会」開催　安倍内閣総理大臣と小沢民主党代表が討論
3	○初代海洋政策担当大臣冬柴鐵三国土交通大臣兼任
	政府　・平成19年情報通信に関する現状報告（情報通信白書）閣議に配布（日本の情報通信機器世界シェア低下に警鐘）
	・第29次地方制度調査会発足総会
4	○防衛大臣久間章生君辞任　後任小池百合子君任命
	○財務省、国の平成18年度一般会計決算概要発表　一般会計税収は前年度比37億円増の49兆691億円で、補正予算額を1兆4,000億円下回り４年ぶりの予算割れ
5	**第166回国会閉会**
	政府　・「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」と題する総合対策決定
6	政府　・平成19年版日本の防衛（防衛白書）閣議に配布（北朝鮮ミサイル脅威強調）
9	○中国残留孤児生活支援を検討していた与党プロジェクトチームが、単身世帯で月最大14万6,000円支給の支援策を正式決定
10	政府　・「イラク人道復興支援措置法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」閣議決定（航空自衛隊の派遣期間を平成20.7.31まで延長）
	・平成19年版通商白書閣議に配布（貿易投資立国を提言）
11	○与野党党首公開討論会開催（日本記者クラブ主催）
12	○第21回参議院議員通常選挙施行公示
	○衆議院南関東選挙区選出議員長浜博行君（民主）退職（公職選挙法第90条による）
17	政府　・年金業務・社会保険庁監視等委員会の総務省への設置閣議決定（7.25発足初会合）
	・平成19年版警察白書閣議に配布（暴力団資金源分析）
16	○新潟県でM6.8の地震発生（中越沖地震）

年　月　日	事　　項
7.18	○元日本共産党議長・元参議院議員宮本顕治君死去（98歳）
19	○衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区繰上補充（藤井裕久君（民主）当選人決定　7.20 当選報告書受領）
20	**衆院**　・民主、藤井裕久君の会派所属届提出
22	○県知事選挙　群馬県・大沢正明
29	○衆議院岩手県第１区選出議員補欠選挙（階猛君（民主）当選　8.1 当選報告書受領） ○衆議院熊本県第３区選出議員補欠選挙（坂本哲志君（無）当選　8.1 当選報告書受領） ○第21回参議院議員通常選挙　投票率（比例代表58.63％　選挙区58.64％） （比例代表（民主20　自民14　公明７　共産３　社民２　国民１　日本１） 選挙区（民主40　自民23　公明２　国民１　無７）） ○自民・公明党首会談　連立政権維持、安倍内閣総理大臣続投で合意
30	
8. 1	**衆院**　・民主、階猛君の会派所属届提出 ○農林水産大臣赤城徳彦君辞任　後任若林正俊環境大臣兼任
3	○第167回国会（臨時会）召集詔書公布 **参院**　・民主、松下新平君の退会届提出 政府　・平成19年版労働経済の分析（労働経済白書）閣議に配布（ワークライフバランス（仕事と家庭生活の調和）実現が重要と指摘）
6	**衆院**　・自由民主党、「自由民主党・無所属会」に会派名称変更届提出 ・自民、坂本哲志君の会派所属届提出 **参院**　・民主、友近聡朗君の入会届提出
7	**第167回国会（臨時会）召集**（会期４日間　8.10まで） 衆院会派別議員数（自民306　民主113　公明31　共産９　社民７　国民６　無８） 参院会派別議員数（民主113　自民85　公明20　共産７　社民５　国民４　無８） **開会式** **衆院**　・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　テロ・イラク　拉致問題） **参院**　・議長選挙　江田五月君（民主）当選 ・副議長選挙　山東昭子君（自民）当選 ・常任委員長選任（内閣外９―民主６　自民４） ・特別委員会設置（災害対策） ・江田議長・山東副議長党籍離脱 政府　・平成19年度年次経済財政報告（経済財政白書）閣議に配布（成長へ生産性向上急務と指摘） ○神奈川県警、小林温議員派による公職選挙法違反事件で出納責任者ら３人を買収容疑で逮捕
8	**両院**　・人事院勧告（若年層に限り給与月額を0.35％引き上げなど）受領 ○小沢民主党代表、シーファー駐日大使との会談でテロ特措法の期間延長に反対を表明
9	**衆院**　・経済産業委　平成19年新潟県中越沖地震による東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所の被災状況等調査のため新潟県に委員派遣 ・災害対策特委　平成19年新潟県中越沖地震による被害状況等調査のため新潟県に委員派遣

年　月　日	事　　項
	参院　・国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参法　民主）提出（未付託のまま未了） ・郵政民営化法の一部を改正する法律案（参法　民主・社民・国民共同）提出（未付託のまま未了）
8.10	**第167回国会閉会**
	参院　・自由民主党、「自由民主党・無所属の会」に会派名変更届提出 ・自民、荒井広幸君の入会届提出 政府　・平成20年度予算概算要求基準閣議了解（一般歳出上限47兆3,000億円） ・平成18年版原子力安全白書閣議に配布（「中越沖地震に関する見解と今後の対応」を添付）
15	○安倍内閣総理大臣、靖国神社参拝を見送り
17	○第３回日中議会交流委員会北京会合開催（北京）
19	○安倍内閣総理大臣、インドネシア、インド、マレーシア訪問に出発（8.25 帰国）（8.20 インドネシア・ユドヨノ大統領と首脳会談後、経済連携協定（ＥＰＡ）署名　8.22 インド国会で演説、シン首相と首脳会談　8.24 マレーシア・アブドゥラ首相と首脳会談）
26	○県知事選挙　埼玉県・上田清司
27	○自民党、役員を決定（幹事長麻生太郎君　総務会長二階俊博君　政調会長石原伸晃君） **安倍改造内閣成立**（自公連立政権）
29	○メルケル独首相来日（8.29 安倍内閣総理大臣と会談　8.30 民主党小沢代表と会談　8.31 離日）
31	**参院**　・民主、森田高君の入会届提出 ○民主党、役員を決定（小沢代表、菅代表代行、鳩山幹事長は留任　代表代行輿石東君（参議院議員会長兼任）、政調会長直嶋正行君）
9. 2	○バチェレ・チリ大統領来日（9.3 天皇陛下と会見　同日 衆・参両院議長表敬　同日 日・チリ首脳会談　9.5 離日）
3	○農林水産大臣遠藤武彦君辞任　後任若林正俊君任命（9.4 付）
4	**衆院**　・自民、玉沢徳一郎君の会派離脱届提出 ○参議院神奈川県選挙区選出議員小林温君（自民）辞職
5	**参院**　・民主、鈴木陽悦君の入会届提出 ○民主党、「次の内閣」メンバーを発表　新設の年金担当大臣長妻昭君起用
6	○第168回国会（臨時会）召集詔書公布
7	○第６回Ｇ８下院議長会議（議長サミット）開催（ベルリン）（～9.8） ○参議院神奈川選挙区選出議員繰上補充（西川玲子君（公明）当選人決定同日 当選通知書受領） **参院**　・公明、松あきら君（西川玲子君）の入会届提出 ○安倍内閣総理大臣、オーストラリア訪問（ＡＰＥＣ首脳会議出席）に出発（9.10 帰国）
8	○第15回アジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）首脳会議、オーストラリア・シドニーにて開催（～9.9）
10	**第168回国会（臨時会）召集**（会期62日間　延長２回66日間　会期実数128日間　20.1.15まで）

年　月　日	事　　項
	衆院会派別議員数（自民305　民主113　公明31　共産９　社民７　国民６　無９）
	参院会派別議員数（民主115　自民84　公明21　共産７　社民５　国民４　無６）
	開会式
	両院　・所信表明演説
	衆院　・常任委員長選任（議院運営外15―自民12　民主２　公明２）
	・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　テロ・イラク　拉致問題）
	参院　・常任委員長選任（内閣外15―民主８　自民６　公明２）
	・特別委員会設置（災害対策　沖縄北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ）
	・民主党・新緑風会、「民主党・新緑風会・日本」に会派名変更届提出
	・民主、田中康夫君の入会届提出
9.12	**衆院**　・所信演説に対する質疑を行う予定の本会議は、安倍内閣総理大臣の突然の辞意表明のため、流会
	○安倍内閣総理大臣、緊急記者会見を開き、辞意を表明
14	**参院**　・国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（年金保険料流用禁止法案）（民主）提出（11.2 可決（参））（衆院継続）
	○自民党総裁選告示（9.15 立候補受付　福田康夫元官房長官、麻生太郎幹事長）
	政府　・平成19年版厚生労働白書閣議に配布　持続可能な医療制度構築の必要性訴え
19	○国連安全保障理事会、アフガニスタンでの国際治安支援部隊（ＩＳＡＦ）の活動を延長する新決議案採択
23	○自民党、党大会に代わる両院議員総会（総裁に福田康夫君を選出）
24	○自民党、役員を決定（幹事長伊吹文明君　総務会長二階俊博君（留任）政務調査会長谷垣禎一君　選挙対策委員長（新設）古賀誠君）
	○国連「気候変動に関するハイレベル」会合（ニューヨーク）　総理特使として森元総理出席　温暖化ガス削減に向け連携するとの議長総括を発表し閉幕
25	**衆院**　・内閣総理大臣に福田康夫君（自民）指名
	参院　・内閣総理大臣に小沢一郎君（民主）指名
	両院協議会　成案得られず
	衆院　・河野議長、憲法第67条第２項により、衆議院の議決（福田康夫君）が国会の議決となったと宣告
	○自民（福田）・公明（太田）党首会談　連立政権継続で合意
	○安倍内閣総辞職
26	**福田内閣成立（自公連立政権）**
28	**衆院**　・労働契約法案（民主）提出（11.7 撤回許可）
	参院　・障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（民主）提出（参院継続）
	○高村外務大臣、国連本部でミャンマーのニャン・ウィン外相と会談し、日本人カメラマンが射殺された事件について抗議
10. 1	**両院**　・所信表明演説
	参院　・政治倫理審査会　会長に平田健二君（民主）を選任
2	○欧州評議会議員会議第16回ＯＥＣＤ活動拡大討議（フランス・ストラスブール　～10.3）
3	**衆院**　・所信表明演説に対する質疑（２日間）

年　月　日	事　　項
	・政治倫理審査会会長辞任・補欠選任　（玉沢徳一郎君（自民）辞任　愛知和男君（自民）選任）
10. 4	**参院**　・所信表明演説に対する質疑（２日間）
5	**参院**　・調査会設置（国際・温暖化　国民生活　少子共生） ・事務総長川村良典君辞任　小幡幹雄君当選 ○第117回ＩＰＵ会議（スイス・ジュネーブ　～10.10）
9	**衆院**　・予算委　基本的質疑（～10.10）予算の実施状況に関する件について 政府　・北朝鮮に対する経済制裁措置半年間再延長を閣議決定
12	政府　・年金記録問題に関する関係閣僚会議設置を閣議了解（10.19 初会合） ○神奈川県議会、知事の任期を連続３期12年までに制限する全国初の多選禁止条例案を可決
14	○ヒフィケプニェ・ポハンバ・ナミビア大統領来日（10.17 衆議院議長表敬同日 離日）
15	**参院**　・予算委　基本質疑（～10.17）予算の執行状況に関する調査 ○ヘン・サムリン・カンボジア王国国民議会議長一行来日（衆議院議長招請 10.20 離日）
17	**衆院**　・テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（新テロ対策特措法案）（閣法）提出（衆院再議決により平成20.1.11 成立）
18	**衆院**　・平成17年度決算
19	**衆院**　・特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件提出（11.14 承認）（入港禁止を平成20年４月13日まで６か月間延長） ・外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件提出（11.14 承認） ○先進７か国（Ｇ７）財務相・中央銀行総裁会議開催（ワシントン）　米サブプライム住宅ローン問題をきっかけとする金融市場の混乱などで世界経済の減速に懸念を示した声明採択
23	**参院**　・日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参法　民主・社民・国民共同）提出（12.12 可決（参））（衆院継続） ・国民新党、会派解散届出 ・民主、亀井亜紀子君、亀井郁夫君、自見庄三郎君、長谷川憲正君の入会届提出
26	○福田内閣資産公開
29	**衆院**　・テロ・イラク特委　防衛省問題について証人喚問（守屋武昌前防衛事務次官）
30	政府　・人事院勧告完全実施見送りを閣議決定
31	**両院**　・衆参議運委員長、国会同意人事案件について両院議運委合同の新たな会議を設置することで合意
11. 1	○インド洋での海上自衛隊による給油活動の根拠法であるテロ対策特措法が失効（11.2 撤収）
2	**衆院**　・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（自民・公明共同）提出（12.4 修正議決　12.12 成立） ○自民・民主党首会談

年　月　日	事　　項
11. 4	○民主党小沢代表、辞意を表明（11.7 撤回）
5	**衆院**　・テロ・イラク特委　新テロ対策特措法案について参考人から意見聴取
7	**衆院**　・テロ・イラク特委秘密会　新テロ対策特措法案について参考人質疑（寺岡正善元海上幕僚監部防衛部防衛課長）
	○スペイン下院議員団一行来日（衆議院招待　11.12 離日）
8	**衆院**　・労働契約法案（閣法第166回国会提出）修正議決（11.28 成立） ・最低賃金法の一部を改正する法律案（閣法第166回国会提出）修正議決（11.28 成立）
	○憲政記念館特別展開催（～11.30）　重光葵とその時代―昭和の動乱から国連加盟へ―
	参院　・被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参法　民主・自民・公明共同）提出（11.9 成立）
9	**衆院**　・会期延長を議決（35日間　11.11～12.15　参院議決に至らず）
14	**参院**　・14機関・28人の国会同意人事案の一部を否決（56年ぶり）（衆議院11.13同意）
15	**参院**　・外交防衛委　防衛省問題に関する件について参考人質疑（株式会社山田洋行代表取締役社長）・証人喚問（前防衛事務次官守屋武昌君）
	○福田内閣総理大臣、米国訪問に出発（11.17 帰国）（11.16 ブッシュ大統領と首脳会談）
19	○福田内閣総理大臣、シンガポール共和国訪問に出発（11.22 帰国）（11.20 日中韓首脳会議、日中首脳会談、東南アジア諸国連合・日中韓（ＡＳＥＡＮプラス３）首脳会議、日韓首脳会談、11.21 日・ＡＳＥＡＮ首脳会議、東アジア首脳会議）
20	**両院**　・平成18年度決算提出
	○第62回国連総会の際のＩＰＵ議会人会合開催（米国・ニューヨーク）（～11.21）
	○東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）首脳会議開催（シンガポール）　地球温暖化抑制、環境保全、経済共同体に関する３つの宣言を採択
22	○自民党首と野党党首と個別会談　新テロ対策特別措置法案の会期内成立に協力を要請したが、物別れ
25	○県知事選挙　高知県・尾崎正直
	○チエット・ベトナム国家主席来日（11.27 衆議院議長表敬　11.29 離日）
26	○政府税制調査会、平成20年度税制改正答申　消費税引上げの必要性、所得税・相続税増税要求
28	○東京地検特捜部、収賄容疑で前防衛事務次官守屋武昌容疑者等を逮捕、贈賄容疑で株式会社山田洋行元専務宮崎元伸容疑者を再逮捕
12. 3	政府　・防衛省改革に関する有識者会議初会合 ・経済財政諮問会議　2008年度の予算編成の基本方針まとめる
	○国連気候変動枠組条約第13回締約国会議（ＣＯＰ13）開催（インドネシア・バリ島）（～12.15）　（12.15 ポスト京都議定書に向けた交渉の進め方などを示すバリ・ロードマップを採択し閉幕）
4	○クラスター爆弾に関するウィーン会議に向けた議員間フォーラム開催（ウィーン）
5	**衆院**　・拉致特委　米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議採択 ・犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（財務金融委員長）提出（12.14 成立）

年　月　日	事　　項
12. 7	**参院**　・拉致特委　米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する決議採択
	○法務省、死刑執行の対象者氏名と執行場所を初公表
11	**衆院**　・放送法等の一部を改正する法律案（閣法第166回国会提出）修正議決（12.21 成立）
	・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（衆法第166回国会提出）可決（参院継続）
	政府　・舛添厚生労働大臣、宙に浮いた年金記録約5,000万件のうち945万件は基礎年金番号への統合が困難と見られると発表
13	**参院**　・総務委　放送法等の一部を改正する法律案について参考人から意見聴取
14	**衆院**　・会期延長を議決（31日間　12.16～20.1.15　参院議決に至らず）
17	政府　・生活安心プロジェクト関係閣僚会議　相次ぐ食品表示偽装などの再発防止に向け、国民生活の安心にかかわる61項目の緊急施策決定
18	**衆院**　・自由民主党・無所属会、「自由民主党」に会派名称変更届提出
19	**衆院**　・政治資金規正法の一部を改正する法律案（倫理選挙特委員長）提出（12.21 成立）　国会議員が関係する政治団体の１円以上の領収書の原則公開義務付け
	○韓国大統領選挙で、保守系最大野党ハンナラ党の李明博（イ・ミョンバク）氏が当選
22	○参議院比例代表選出議員山本孝史君（民主）死去（58歳）
	○社民党大会（党首に福島みずほ君の無投票三選を正式決定）
23	○社民党、役員を決定（幹事長重野安正君　政審会長阿部知子君（留任））
	○福田内閣総理大臣、薬害Ｃ型肝炎訴訟に関し被害者全員を一律救済する方針を表明
24	政府　・平成20年度予算政府案閣議決定　一般会計総額は19年度当初予算より0.2％増の83兆613億円
25	政府　・原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議　原油高対策として、高速道路深夜料金引下げ、灯油代・ガソリン代補助最大１万円など2,150億円規模の対策決定
27	○福田内閣総理大臣、中国訪問に出発（12.30 帰国）（12.28 胡錦濤国家主席、温家宝首相と会談）
28	○参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（大石尚子君（民主）当選人決定同日 当選通知書受領）
	参院　・民主、大石尚子君の入会届提出
平成20（2008）	
1. 8	**衆院**　・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（厚生労働委員長）提出（1.11 成立）
	・厚生労働委　ウィルス性肝炎問題の全面解決に関する決議採択
	参院　・外交防衛委　新テロ対策特措法案について参考人（社団法人日米平和・文化交流協会理事秋山直紀君）質疑
9	**両院**　・国家基本政策委合同審査会　国家の基本政策について討議

年　月　日	事　　項
1.10	**参院**　・厚生労働委　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案について参考人から意見聴取 肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議採択
11	**参院**　・新テロ対策特措法案を否決 **衆院**　・参議院から新テロ対策特措法案の否決通知を受領、同案の返付を受け、憲法第59条第２項に基づき衆議院議決案を出席議員の３分の２以上の多数で可決（再議決） **参院**　・民主、松浦大悟君の入会届提出
15	**衆院**　・テロ・イラク特委　証人前防衛事務次官守屋武昌君の偽証告発の件可決(同日告発) **参院**　・外交防衛委　証人前防衛事務次官守屋武昌君の偽証告発の件可決（同日告発） **第168回国会閉会**

衆議院の動き　第 15 号

平成 20 年３月

編集・発行　　衆議院事務局